第374回高知県議会（２月）定例会日程

月　日	曜　日	会　議	行　　事
２月20日	木	本会議	開会 会期の決定（33日間） 議案の上程70件（予算40、条例19、その他10、報告１） 提出者の説明 濵田知事 高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙
21日	金	休　会	議案精査
22日	土	休　会	
23日	日	休　会	（祝日）
24日	月	休　会	（振替休日）
25日	火	休　会	議案精査
26日	水	休　会	議案精査
27日	木	休　会	議案精査
28日	金	本会議	質疑並びに一般質問 明神議員　はた議員　坂本議員
３月１日	土	休　会	
２日	日	休　会	
３日	月	休　会	議案精査
４日	火	本会議	質疑並びに一般質問 西森(雅)議員　樋口議員　桑鶴議員
５日	水	本会議	質疑並びに一般質問 細木議員　上田議員　田中議員
６日	木	本会議	質疑並びに一般質問 西内議員
７日	金	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 土森議員　中根議員　田所議員　依光議員　寺内議員 竹内議員　岡田(芳)議員
８日	土	休　会	
９日	日	休　会	
10日	月	休　会	議案精査
11日	火	本会議	質疑並びに一般質問（一問一答） 岡田(竜)議員　畠中議員　戸田議員　塚地議員 槇尾議員　下村議員　横山議員　土居議員

			委員会付託
12日	水	休　会	委員会審査
13日	木	休　会	委員会審査
14日	金	休　会	委員会審査
15日	土	休　会	
16日	日	休　会	
17日	月	休　会	委員会審査
18日	火	休　会	
19日	水	休　会	委員会審査
20日	木	休　会	（祝日）
21日	金	休　会	
22日	土	休　会	
23日	日	休　会	
24日	月	本会議	委員長報告 討論 　岡本議員 　明神議員 採決 議案の追加上程６件（第70号－第75号） 提出者の説明 　濵田知事 採決 議案の上程（議発第１号－議発第３号） 採決 議案の上程（議発第４号） 討論 　田所議員 採決 議案の上程（議発第５号） 討論 　細木議員 採決 議案の上程（議発第６号－議発第７号） 討論

			西内議員 はた議員 西森(雅)議員 採決 常任委員の選任 議会運営委員の選任 継続審査の件 議長辞職の件 議長の選挙 副議長辞職の件 副議長の選挙 副知事の退任挨拶 井上副知事 副知事選任同意に伴う挨拶 西森裕哉君 教育長の退任挨拶 長岡教育長 閉会

第374回高知県議会定例会会議録目次

招集告示…… 1
議員席次…… 1

第１日（２月20日）

出席議員…… 3
欠席議員…… 3
説明のため出席した者…… 3
事務局職員出席者…… 4
議事日程…… 4
諸般の報告…… 6
会議録署名議員の指名…… 6
会期の決定…… 6
議案の上程、提出者の説明…… 7
濵田知事…… 7
高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙…… 19

第２日（２月28日）

出席議員…… 21
欠席議員…… 21
説明のため出席した者…… 21
事務局職員出席者…… 22
議事日程…… 22
諸般の報告…… 24
質疑並びに一般質問
明神議員…… 24
１　政治姿勢（若者の所得向上の推進、目指すべき高知県像の推進状況と令和７年度の取組、経済の活性化）について…… 24
２　人口減少に適応した４Ｓプロジェクトの推進について…… 25
３　女性が活躍できる仕事づくり（クリエーティブ企業を増やすこと、地域を挙げた支援）について…… 26
４　単身高齢者が将来安心できる環境整備について…… 27

５　共生社会の実現に向けた取組（認知症施策の具体的な進め方）について…… 29
６　脳ドックを生かして認知症の発症リスクを減らす対策について…… 30
７　教職員による不祥事（事態への認識と今後の対応）について…… 32
８　教員の人材確保（本年度の状況と来年度の採用審査の見直し）について…… 32
９　いじめ重大事態に至らないための早期把握と早期対応（ガイドラインの周知と体制整備）について…… 32
濵田知事…… 34
岡田商工労働部長…… 38
西森子ども・福祉政策部長…… 39
長岡教育長…… 40
明神議員…… 41
はた議員…… 42
１　政治姿勢（防衛費の増加、高額療養費制度見直しによる負担増加の撤回）について…… 42
２　人口減少対策としてのスマートシュリンク（地方の衰退や人口減少に関する国の政策の問題点、スマートシュリンクの在り方、県外に行かなくても生活ができる施策への転換）について…… 43
３　物価高騰対策と賃上げ（岩手・徳島両県知事の最低賃金引上げの取組への評価、事業者の負担増加を緩和する賃上げ支援策の検討）について…… 44
４　産業振興施策の地消の重点化と担い手確保（地消の確実な拡大、親元就農制度の見直しへの見解、対象年齢見直しも含めた再構築）について…… 45
５　消防広域化（人員確保と予算、無線環境の整備費用、常備消防組織と消防団との連携や協力体制、消防広域化基本計画あり方検討会の構成員）について…… 46
６　嶺北地域及び香美市での風力発電計画（環境への影響が回避できない場合の対応、総量規制の検討）について…… 48
７　ＰＦＡＳ（飲料水の検査費用負担の保障、健康被害への認識とアンケートの回答内容、汚染源の特定調査）について…… 49
８　教員不足の解消（少人数学級の推進、充て指導主事の体制見直しと配置）について…… 50
濵田知事…… 50
中村人口減少・中山間担当理事…… 55
合田産業振興推進部長…… 56
松村農業振興部長…… 57
三浦危機管理部長…… 57
西村林業振興・環境部長…… 58
横地土木部長…… 59
長岡教育長…… 60

はた議員…… 60
濵田知事…… 61
中村人口減少・中山間担当理事…… 61
西村林業振興・環境部長…… 62
はた議員…… 62
濵田知事…… 62
坂本議員…… 63
1　地方創生と人口減少対策（若者の雇用環境の改善、若者世代の都市部との家計比較、全国一律最低賃金制度への所見、若年女性に求められる職場と重点的に進めるべき対策、県の会計年度任用職員の正規化と正規職員の給与改善、正規雇用の拡大、ジェンダーギャップ解消に向けた取組と市町村の現状把握、にぎやかな過疎の具体化、４Ｓプロジェクトの共感と前進）について…… 63
2　消防広域化の在り方（骨子案に対するパブリックコメント、メリット・デメリットと課題の解決、消防広域化基本計画あり方検討会への消防職員協議会の参画、通信指令業務の集約と職員の処遇の統一、市町村防災部署と消防組織との関係性、消防指令システムのコストと更新時期の想定、移行スケジュール、現場力の強化）について…… 66
3　南海トラフ地震対策（生活再建への対応、災害中間支援組織の検討状況と今後の見通し、即時応援県との災害訓練や人事交流、スフィア基準への考え方、指標がない場合の対応、外国人の防災訓練への参加、要配慮者支援ガイドの改定、広域避難所への資機材・備蓄品の事前整備、応急仮設住宅建設候補の民有地、２階建て仮設住宅の検討、要配慮者避難対策見直しの最終報告書に盛り込むべき課題、県民体育館再整備における津波浸水対策と避難所としての活用、災害ケースマネジメント実施計画の作成支援）について…… 67
4　精神障害者に対する精神科医療費及び一般医療費への助成（重度心身障害児・者医療費助成事業の対象者と医療の範囲、早期の実現）について…… 71
5　第７次エネルギー基本計画・原発・再生可能エネルギー（計画への所見、避難計画の実効性、県内消費電力において目指す地産の再生可能エネルギーの割合）について…… 72
濵田知事…… 73
中村人口減少・中山間担当理事…… 80
三浦危機管理部長…… 81
西森子ども・福祉政策部長…… 84
池上文化生活部長…… 85
横地土木部長…… 86
西村林業振興・環境部長…… 87
坂本議員…… 87

三浦危機管理部長…… 88
濵田知事…… 89
坂本議員…… 90

第３日（３月４日）

出席議員…… 91
欠席議員…… 91
説明のため出席した者…… 91
事務局職員出席者…… 92
議事日程…… 92
質疑並びに一般質問
西森(雅)議員…… 94
１　政治姿勢（４Ｓプロジェクトの考え方と説明責任、防災庁の誘致）について…… 94
２　災害時の中小企業支援（ＢＣＰ策定に向けたさらなる取組、建設事業者の策定に関する基本的な考え方と支援、融資制度の見直し）について…… 95
３　少子化対策・結婚支援（今後の展開）について…… 96
４　日本一の健康長寿県構想（無痛分娩を受けられる体制づくり、ＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種の勧奨と年代別接種者数、さらなる周知、帯状疱疹ワクチン接種の自己負担額の違いと対策、糖尿病性腎症透析予防強化プログラムの普及と慢性腎臓病対策の推進、透析患者の不安解消、高齢者の単独世帯割合の将来推計に対する認識、高齢者を支える体制の充実、介護人材の必要数と確保対策、介護分野のＤＸ化、特別養護老人ホーム改築時の居室定員の特例）について…… 97
５　県民文化ホールの運営（指定管理者の運営状況への対応、適正な予算措置、利用料金改定に伴う影響と対応）について……103
６　政治活動用ポスター（選挙管理委員会からの文書）について……104
７　不登校対策（学びの多様化学校設置に向けた進捗状況とフリースクールへの支援内容）について……104
濵田知事……104
三浦危機管理部長……107
横地土木部長……108
岡田商工労働部長……108
中嶋健康政策部長……109
西森子ども・福祉政策部長……110
池上文化生活部長……112

田中選挙管理委員長……113
長岡教育長……113
西森(雅)議員……114
樋口議員……115
1　基本政策（トリアージ型の過疎政策、オリジナルな政策提言）について……115
2　政治姿勢（知事に対する分析、結果に対する責任、出生数の目標数値と実現性）について……115
3　あき総合病院の医療体制と諸問題（医師確保対策、医師の給料アップ、東部の周産期医療、県民の期待に沿う決意、患者の負担放置、県民の声への対応、職員からの問題提起への対応）について……117
4　県庁の人材確保の諸問題（志願者の減少、離職率と休職率、退職職員の再就職、高知空港ビル社長の椅子、民間出身者の選任、副知事経験者の手腕、県庁食堂の充実、議会での論戦、アフターケア）について……119
5　産業振興マインドを持つこと（教育と産業振興の結びつけ、県有財産の売却、他県のアリーナに勝つ戦略と戦術）について……120
6　商店街のデカップリングについて……121
7　県民の生活苦に対する認識（受け止め、庶民の生活を守ること）について……121
8　果樹試験場の移転（施設の老朽化と狭隘問題、10年先の移転を見据えた対応）について……121
9　国のビッグ施策に乗れない本県（企業誘致のための交際費、大企業の誘致目標、インバウンド誘致対策）について……122
10　ヒートポンプへの補助について……123
11　東部自動車道の開通による安全対策と経済対策（インターチェンジの現状、事故原因、産業振興）について……123
12　シニアカーの安全対策について……124
13　水害対策と渇水対策（安芸市江ノ川と帯谷川の改修、維持管理、安芸川の河川改修、安芸広域公園の植栽、トイレの改修、芸西村の冠水対策、安芸市のナス栽培へのコスト対策）について……124
14　東部看護学校の在り方（サテライト教室、着手までの経緯）について……124
濵田知事……125
中嶋健康政策部長……133
澤田公営企業局長……133
門田人事委員長……135
清水総務部長……135
長岡教育長……136
小西観光振興スポーツ部長……136
中村人口減少・中山間担当理事……137

松村農業振興部長……138
岡田商工労働部長……139
髙清水警察本部長……140
横地土木部長……141
樋口議員……142
濵田知事……142
議事進行について
金岡副議長……143
岡本議員……143
金岡副議長……143
桑鶴議員……143
1　中山間地域の小規模事業者（価格転嫁、観光における地域おこし協力隊の現状と活用に向けた連携、アンテナショップとさとさにおける各地の売出しと連携の現状や取組の方向性、商業機能維持のための新たな施策の必要性、優れた技術を世界に広めること、海外展開に対するサポート）について……143
2　農業振興（青年等就農計画の策定方法、５か年計画終了後のサポート、梨のハウス栽培、土づくりの取組、こだわりを持って栽培した農産物の販売）について……146
3　スポーツ振興（高知ユナイテッドＳＣの県外資本スポンサー確保、下部組織の必要性、屋外競技で活用できるグラウンドの整備、高知ファイティングドッグスへの支援）について……148
4　国道33号の整備（進捗状況）について……149
5　県道18号伊野仁淀線の整備（国道194号から国道33号までの整備計画の状況）について……149
6　南海トラフ地震発災時の山津波（中山間地域での対応）について……149
7　県立高校の食堂（現状、意義）について……150
濵田知事……150
小西観光振興スポーツ部長……151
合田産業振興推進部長……153
岡田商工労働部長……153
松村農業振興部長……155
横地土木部長……157
長岡教育長……158
桑鶴議員……158

第４日（３月５日）

出席議員……161
欠席議員……161
説明のため出席した者……161
事務局職員出席者……162
議事日程……162
諸般の報告……164
質疑並びに一般質問
細木議員……164
１　防災まちづくり（被災者生活再建支援金の上限額引上げと支援対象拡充、耐震改修制度の対象拡大、耐震診断の対象拡大、備蓄資機材確保の拠点づくり、宿泊機能を有する車両の整備と活用、下水道管の破損等による道路陥没事案と老朽化状況、職員数減少への対応）について……164
２　生活保護行政（生活保護のしおりの点検と改善、ケースワーカーへの研修、自家用車利用に係る制度の周知と運用、家族介護料の支給）について……167
３　ビキニ被災者支援（マグロ漁船員の被災の実相を明らかにすること、安否確認や死亡原因の把握・分析、健康相談・健康診断の実施、県史への掲載）について……169
４　公契約条例（制定に向けた準備）について……170
濵田知事……172
三浦危機管理部長……175
横地土木部長……176
西森子ども・福祉政策部長……176
中嶋健康政策部長……178
池上文化生活部長……178
細木議員……178
西森子ども・福祉政策部長……180
細木議員……180
上田議員……180
１　東京一極集中の是正（国に対する提言）について……180
２　外国人材の都市部一極集中の是正（本県への定着）について……181
３　人口減少対策（転入減及び転出増の要因、転入増に向けた取組の強化、定住対策、雇用就農や雇用型漁業で若者を呼び込む取組、採用力の向上）について……181
４　観光振興（閑散期対策、旅館・ホテルの人手不足対策、外国人観光客の消費拡大）について……183
５　ＳＮＳの横断的な活用について……184

6　地域の燃料供給体制の確保（独自の支援、ＥＶへの転換を見据えたインフラ整備）について……185
7　災害時の医療救護体制（平時からの対策、保健医療調整本部の現状、民間団体との連携）について……186
8　災害ボランティア（受入れの調整、負担軽減対策）について……186
9　不登校（学校づくり、サポートルームの成果と課題及び方向性、学びの場や居場所の充実）について……187
濵田知事……188
岡田商工労働部長……190
中村人口減少・中山間担当理事……191
松村農業振興部長……192
濱田水産振興部長……193
小西観光振興スポーツ部長……193
松岡総合企画部長……194
三浦危機管理部長……195
西村林業振興・環境部長……195
中嶋健康政策部長……196
西森子ども・福祉政策部長……197
長岡教育長……197
上田議員……199
田中議員……200
1　高知ユナイテッドＳＣのＪ３参入（観客の増加と観光振興）について……200
2　グローバル化（台湾からの観光客確保及び新たな国際線の誘致、スポーツ交流による誘客、国際交流を通じた県経済の活性化、県産品の輸出拡大、水産物の輸出拡大、防災関連製品の輸出強化）について……200
3　デジタル化（避難所業務の効率化、技能実習生の防災意識向上、ヘルスケアイノベーションプロジェクトの取組、ローカルイノベーションプラットフォームの進め方）について……202
4　エネルギー（国の政策を踏まえた取組、ガソリン価格の現状、負担感の軽減）について……203
5　公共交通の在り方（維持と利用促進を図る取組、四国新幹線の早期実現に向けた機運醸成）について……204
6　人口減少対策（移住促進策の現状と取組強化、関西圏の人材を呼び込む施策、大学生等の県内事業者への理解を深める取組、公立高等学校の就職状況と県内就職の促進）について……205
7　教育（授業料無償化に伴う県立高等学校への影響、進学者の確保、中学卒業までの学力向上対策）について……206

８　米（価格高騰への認識、県産米の輸出）について……207
濱田知事……207
井上副知事……210
小西観光振興スポーツ部長……211
池上文化生活部長……211
合田産業振興推進部長……212
濱田水産振興部長……214
岡田商工労働部長……214
三浦危機管理部長……215
松岡総合企画部長……216
中村人口減少・中山間担当理事……216
長岡教育長……217
松村農業振興部長……219
田中議員……219

第５日（３月６日）

出席議員……221
欠席議員……221
説明のため出席した者……221
事務局職員出席者……222
議事日程……222
諸般の報告……224
質疑並びに一般質問
西内議員……224
１　元気な未来創造戦略（少子化問題への共通認識の形成、道徳教育の充実）について……224
２　地消地産の取組（重要性の啓発）について……226
３　関西戦略（一段踏み込んだ大阪・関西万博への協力）について……227
４　インバウンド観光（動向調査の結果と対策、二次交通の確保）について……227
５　近視対策（成果と積極的な取組の必要性）について……228
６　住宅産業の振興策（状況把握、伝統的な木造住宅の普及啓発）について……228
７　温暖化対策（気候変動による影響への対策、護岸のかさ上げ、重点的な取組を実行計画に盛り込む必要性）について……229
８　南海トラフ地震対策（トイレカーやキッチンカーの活用、大容量トイレ設備の導入）について……229

9　昭和100年・戦後80年の節目（終戦の詔の感想と平和への思い、副知事の県庁生活を回顧しての感想と県政への期待）について……230
濵田知事……232
長岡教育長……234
合田産業振興推進部長……235
小西観光振興スポーツ部長……236
横地土木部長……237
西村林業振興・環境部長……238
三浦危機管理部長……238
井上副知事……239
西内議員……240

第６日（３月７日）

出席議員……241
欠席議員……241
説明のため出席した者……241
事務局職員出席者……242
議事日程……242
質疑並びに一般質問（一問一答）
土森議員―（合田産業振興推進部長、濱田水産振興部長、濵田知事、松村農業振興部長、西森子ども・福祉政策部長、中嶋健康政策部長、小西観光振興スポーツ部長、中村人口減少・中山間担当理事、松岡総合企画部長、長岡教育長）……244
1　しまんと海藻エコイノベーション共創拠点（期待、県の役割、産業振興計画への取り入れ、四万十川の漁業への支援策）について……244
2　四万十市の新食肉センター（施設整備への所見、事業費等の再検討における支援）について……246
3　訪問介護・介護支援専門員（サービス提供体制の確保、嶺北地域の取組の成果、高校生を対象とした取組、業務環境の整備、研修費用負担軽減の支援）について……248
4　看護師の人材確保（復職支援の取組強化、機能強化型訪問看護ステーションの設置支援）について……251
5　関係人口（ノマドワーカーの受入れ、タイとの直行便誘致、ふるさとワーキングホリデー）について……252
6　予土線と教育（存続に向けた考え、観光商品づくり、路線バスとのモーダル

ミックス、中高生主体のシンポジウム、人材育成効果、県立学校の魅力化・特色化への効果、高校魅力化コーディネーターの重要性、探究型海外留学、幡多地域教育協働コンソーシアム会議の取組）について……253
7　道徳教育について……258
中根議員―（長岡教育長、松村農業振興部長）……259
1　教員の処遇改善（定年延長に係る定年退職者数、令和５年度末の60歳退職者数、中途退職者数、現場の声、定年延長教員と再任用教員の賃金比較、ボーナス比較、処遇の均衡を図る対応、国への提言）について……259
2　学校現場におけるハラスメントへの対応（今年度の相談件数、対応件数、認定件数、相談担当者の見直し）について……262
3　県農業公社の土地付きレンタルハウス事業（実施目的、募集方法、参加人数、利用料・延滞金返済中の件数、返済中の農家の数、フォロー体制、事業の総括、救済措置）について……263
田所議員―（岡田商工労働部長、濵田知事、合田産業振興推進部長、三浦危機管理部長、西森子ども・福祉政策部長、中嶋健康政策部長）……266
1　賃上げに向けた中小企業支援（人手不足の状況、人材確保が難しい要因、課題の把握、県独自の支援、国への提言、パートナーシップ構築宣言の登録状況、登録企業に対する優遇措置、自動化や省力化への支援、高付加価値化による成果、経済政策としての推進）について……266
2　災害関連死対策（２次避難への取組、ＤＰＡＴの課題を踏まえた取組、ＤＷＡＴの整備状況、連携体制や課題を踏まえた取組）について……272
依光議員―（濵田知事、西村林業振興・環境部長、中村人口減少・中山間担当理事）……275
1　風力発電施設の建設（事業者が真摯に対応しなかった場合の対応、促進区域外における計画、事業者への早期の説明、保安林解除に対する見解、県独自のガイドラインの策定、航空障害灯設置による地域資源への影響）について……275
2　集落活動センターと大学との連携事業（取組状況、成果、令和７年度の取組）について……279
寺内議員―（三浦危機管理部長、松岡総合企画部長、濵田知事、横地土木部長、髙清水警察本部長）……280
1　西宮方式の被災者支援システム（被災者支援業務システムの種類、導入状況、インストールキーの発行状況、ＬＧＷＡＮの運営負担金額、サポートを受けた場合の導入費用、市町村ＤＸ推進アドバイザーの派遣、操作研修を含めた説明会の開催、評価）について……280
2　県営渡船浦戸（電気推進船であること以外の特徴、小型化による変更点、船員数、両頭船とした理由、再生可能エネルギーでの電気契約、ＰＲ）について……286
3　巡視船うらどに対する期待（震災対応、治安維持）について……288

竹内議員―（濵田知事、中村人口減少・中山間担当理事）……290
1　人口減少対策（国のこれまでの取組の反省への受け止め、地方創生2.0への提言、消滅可能性自治体リストに対する受け止め、オール高知での議論の重要性、人口減少対策総合交付金事業のフォローアップ、交付金のさらなる活用、男性育休白書の評価への思い、公共サービスの在り方、中山間地域再興ビジョンの取組の成果、中山間対策におけるウエルビーイングの視点）について……290
岡田(芳)議員―（濵田知事、西村林業振興・環境部長、松村農業振興部長、中村人口減少・中山間担当理事）……299
1　地消地産（経済波及効果、持続可能な地域づくりの観点、太陽光発電の取組、木質バイオマス発電の取組、県産和牛肉の取組）について……299
2　小水力発電（課題、今後の取組）について……302
3　農業政策（放出備蓄米の取扱い、米農家の生産費保障制度、地域計画の有効性、話合い継続のための支援、多面的機能への支援、ボイラーの改良、高騰したエネルギー経費への支援、耕作放棄地の解消、鳥獣被害への対策、小規模基盤整備の継続と拡大）について……303

第７日（３月11日）

出席議員……309
欠席議員……309
説明のため出席した者……309
事務局職員出席者……310
議事日程……310
東日本大震災犠牲者に対する黙禱……312
諸般の報告……312
質疑並びに一般質問（一問一答）
岡田(竜)議員―（濵田知事、三浦危機管理部長、髙清水警察本部長、西森子ども・福祉政策部長、西村林業振興・環境部長、小西観光振興スポーツ部長）……312
1　災害救助犬（認識、消防団機能別団員としてのハンドラーの受入れ、実働訓練の状況、他県へ応援に行くための支援、啓発活動）について……313
2　皆伐地における集材路を起点とした災害対策（第６期南海トラフ地震対策行動計画における視点、地域防災計画における視点、施業者による指針の遵守）について……315
3　高知龍馬マラソン（予算の確保、スポーツ文化ツーリズムを意識したコース設定、さらなる発展に向けた決意）について……317

畠中議員―（濵田知事、池上文化生活部長、岡田商工労働部長、松村農業振興部長）……320
1　南米との交流（県人会との関係、今後のつながり、移住の歩みと意義の紹介、知事の訪問、県人会館への金銭的支援、外国人材としての受入れ）について……320
2　農業用燃料タンクの震災対応タンクへの切替えについて……324
戸田議員―（三浦危機管理部長、西村林業振興・環境部長、濵田知事、長岡教育長、横地土木部長）……326
1　消防広域化基本構想（策定過程、職員の充足率の向上、不安の払拭）について……326
2　森林の保全と大径材の活用（利用戦略策定で見えてきた課題、製材機械導入支援、出口戦略、活用促進のための連携）について……327
3　県立高等学校の在り方（魅力ある学校づくり、食堂に関する議論、キッチンカーの導入）について……329
4　南海トラフ地震対策（発生確率引上げを受けた検討、防災・減災の取組の効果、令和７年度における防災対策のポイント、上下水道の耐震化率、市町村への支援、事前復興まちづくり計画策定での中山間地域特有の課題、早急な策定に向けた財政支援）について……331
塚地議員―（長岡教育長、清水総務部長、西森子ども・福祉政策部長、横地土木部長、濵田知事）……335
1　不登校対策（協議会の提言、重点を置く取組、スクールカウンセラー等の正職員化、校内サポートルームの取組、フリースクールに通所する困窮世帯への直接支援、知事部局における職場での配慮）について……335
2　中山間地域での高齢者支援（持続可能な生活支援の仕組みづくり）について……340
3　特定利用港湾（法的根拠、道路ネットワーク整備についての国の説明、今後の高知港利用、使用計画の事前公開）について……341
槇尾議員―（池上文化生活部長、髙清水警察本部長、田中選挙管理委員長、清水総務部長、西森子ども・福祉政策部長、濵田知事、中嶋健康政策部長、岡田商工労働部長、松岡総合企画部長）……343
1　旧姓の通称使用の拡充（パスポートの現状、運転免許証の現状、選挙での現状、県庁職員の現状、不便さに対する問合せ、夫婦別姓がもたらす子供への影響、通称使用の法制度化）について……343
2　歯科衛生士（確保の現状、復職支援と人材確保対策、在宅歯科診療の充実）について……348
3　災害時における妊産婦・乳児への支援（福祉避難所の指定状況、妊産婦や乳幼児に特化した避難所の指定、指定数の増、周産期遠隔医療の展開）について……349
4　デジタル化の促進（成果、県内企業の変化、中山間地域の中小零細企業における促進、高齢者が気軽に相談できる環境づくり）について……351

５　依存症（発症予防、進行予防、ギャンブル依存症回復施設の整備）について……353
６　ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害防止（広報啓発）について……354
下村議員―（濵田知事、中村人口減少・中山間担当理事、長岡教育長、小西観光振興スポーツ部長、合田産業振興推進部長、横地土木部長、松岡総合企画部長、髙清水警察本部長）……355
１　スペースポート（若者が行動を起こしていることへの感想、人口減少対策への寄与、高等学校の魅力化や科学教育分野の取組促進の視点、観光振興の視点、衛星データ活用の勉強会、防災の視点、宇宙関連産業に関わる仮定に対する感想）について……355
２　ＡＩオンデマンドバス（導入状況、広域運行に向けた対応、市町村負担を減らす取組、大きな視点での郡部の公共交通の在り方、スマートフォンでの詐欺事例、防止対策）について……363
横山議員―（濵田知事、中村人口減少・中山間担当理事、池上文化生活部長、長岡教育長）……368
１　人口減少・中山間対策（元気な未来創造戦略における手応え、厳しい現状を踏まえた来年度の施策、若者定着に向けた郷土愛を育む取組、早い段階から県内産業や企業を知る機会の創出、県内就職促進を連携テーマとした狙い、集落活動センターの取組の進化）について……368
２　伝統芸能の継承・発展（中山間地域にとっての意義、具体的施策、地域の学校や保存会との連携強化、県と市町村及び県教委との連携強化、県教委と市町村教委の連携強化、地域の文化活動への独自支援、よさこい高知文化祭での位置づけ、関係団体と一体となって取り組む枠組み、八代農村歌舞伎舞台の修理の必要性、支援、地元青年団や町との連携）について……371
３　人口減少対策と県内私立大学（支援、学校教育における知る機会の創出、定期的な協議の場の設置）について……376
土居議員―（長岡教育長、三浦危機管理部長、横地土木部長、清水総務部長、合田産業振興推進部長、濵田知事）……378
１　防災対策・南海トラフ地震対策（県立学校体育館の空調設置率、採用すべき熱源、整備計画、積極的なＬＰガスの備蓄、ガス式発電機を自主防災組織に整備する必要性、Ｄ－ＥＳＴの構築における対応、学びの再開に向けた受援体制の構築）について……378
２　水道行政・水道事業の広域化（基本的な課題認識、土木部に移管したメリット、施設台帳の整備状況、ＤＸの進め方、水道情報活用システムの導入、広域化の旗振り役としての取組、協議会形式での取組）について……382
３　連続テレビ小説あんぱんを契機とした外商の取組（三越日本橋本店との関係性の深化、様々な主体との関係構築）について……386
議案の付託……388

第８日（３月24日）

出席議員……391
欠席議員……391
説明のため出席した者……391
事務局職員出席者……392
議事日程……392
諸般の報告……394
委員長報告
　西森(雅)危機管理文化厚生委員長……395
　久保商工農林水産委員長……398
　土森産業振興土木委員長……401
　三石総務委員長……404
討論……407
　岡本議員……407
　明神議員……409
採決……410
議案の追加上程、提出者の説明、採決（第70号－第75号）……411
　濵田知事……412
議案の上程、採決（議発第１号－議発第３号　意見書議案）……413
議案の上程、討論、採決（議発第４号　意見書議案）……414
　田所議員……414
議案の上程、討論、採決（議発第５号　意見書議案）……416
　細木議員……416
議案の上程、討論、採決（議発第６号－議発第７号　意見書議案）……417
　西内議員……418
　はた議員……420
　西森(雅)議員……421
常任委員の選任……423
議会運営委員の選任……423
継続審査の件……424
議長辞職の件……424
　加藤議員……425
議長の選挙……425
　三石議員……426

副議長辞職の件……427
金岡議員……427
副議長の選挙……427
上田議員……428
前正副議長に対する謝辞……429
依光議員……429
副知事の退任挨拶
井上副知事……429
副知事選任同意に伴う挨拶
西森裕哉君……430
教育長の退任挨拶
長岡教育長……430
閉会の挨拶
三石議長……431
濵田知事……432

巻末掲載文書

委員会報告書……435
意見書に関する結果について……437
議案の提出について……439
人事委員会回答書……442
議案付託表……443
議案の追加提出について……448
意見書議案の提出について
議発第１号　公立医療機関等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書議案……449
議発第２号　性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書議案……452
議発第３号　米の価格高騰対策と安定供給の仕組みづくりを一体で進めることを求める意見書議案……455
議発第４号　持続可能な学校の実現を目指す意見書議案……458
議発第５号　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書議案……461
議発第６号　選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書議案……464
議発第７号　選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書議案……467
常任委員指名案……470
議会運営委員指名案……471
継続審査調査の申出書……472

委員会審査結果一覧表……474
議決一覧表……478

招　集　告　示

高知県告示第80号

高知県議会定例会を、令和７年２月20日に高知県議会議事堂に招集する。

令和７年２月13日

高知県知事　濵田　省司

議　員　席　次

１番	竹　内　健　造　君	２番	戸　田　宗　崇　君
３番	上　治　堂　司　君	４番	桑　鶴　太　朗　君
５番	土　森　正　一　君	６番	槇　尾　絢　子　君
７番	久　保　博　道　君	８番	上　田　貢太郎　君
９番	今　城　誠　司　君	10番	金　岡　佳　時　君
11番	下　村　勝　幸　君	12番	田　中　　徹　君
13番	土　居　　央　君	14番	横　山　文　人　君
15番	西　内　隆　純　君	16番	加　藤　　漠　君
17番	弘　田　兼　一　君	18番	明　神　健　夫　君
19番	三　石　文　隆　君	20番	畠　中　拓　馬　君
21番	依　光　美代子　君	23番	武　石　利　彦　君
24番	西　森　美　和　君	25番	寺　内　憲　資　君
26番	西　森　雅　和　君	27番	樋　口　秀　洋　君
28番	岡　田　竜　平　君	29番	田　所　裕　介　君
30番	橋　本　敏　男　君	31番	坂　本　茂　雄　君
32番	は　た　　愛　君	33番	細　木　　良　君
34番	岡　田　芳　秀　君	35番	岡　本　和　也　君
36番	中　根　佐　知　君	37番	塚　地　佐　智　君

第374回高知県議会定例会会議録

令和７年２月20日（木曜日）　開議第１日

出　席　議　員

１番	竹　内　健　造　君
２番	戸　田　宗　崇　君
３番	上　治　堂　司　君
４番	桑　鶴　太　朗　君
５番	土　森　正　一　君
６番	槇　尾　絢　子　君
７番	久　保　博　道　君
８番	上　田　貢太郎　君
９番	今　城　誠　司　君
10番	金　岡　佳　時　君
11番	下　村　勝　幸　君
12番	田　中　　徹　君
13番	土　居　　央　君
14番	横　山　文　人　君
15番	西　内　隆　純　君
16番	加　藤　　漠　君
17番	弘　田　兼　一　君
18番	明　神　健　夫　君
19番	三　石　文　隆　君
20番	畠　中　拓　馬　君
21番	依　光　美代子　君
23番	武　石　利　彦　君
24番	西　森　美　和　君
25番	寺　内　憲　資　君
26番	西　森　雅　和　君
27番	樋　口　秀　洋　君
28番	岡　田　竜　平　君
29番	田　所　裕　介　君
30番	橋　本　敏　男　君
31番	坂　本　茂　雄　君
32番	はた　　愛　君
33番	細　木　　良　君
34番	岡　田　芳　秀　君
35番	岡　本　和　也　君
36番	中　根　佐　知　君
37番	塚　地　佐　智　君

欠　席　議　員

なし

―――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

知事	濵　田　省　司　君
副知事	井　上　浩　之　君
総合企画部長	松　岡　孝　和　君
理事（人口減少・中山間担当）	中　村　　剛　君
総務部長	清　水　　敦　君
危機管理部長	三　浦　謙　一　君
健康政策部長	中　嶋　真　琴　君
子ども・福祉政策部長	西　森　裕　哉　君
文化生活部長	池　上　　香　君
産業振興推進部長	合　田　和　穂　君
商工労働部長	岡　田　忠　明　君
観光振興スポーツ部長	小　西　繁　雄　君
農業振興部長	松　村　晃　充　君
水産振興部長	濱　田　美和子　君
土木部長	横　地　和　彦　君
会計管理者	田　村　敬　子　君
公営企業局長	澤　田　昌　宏　君
教育長	長　岡　幹　泰　君
人事委員長	門　田　純　一　君
人事委員会事務局長	笹　岡　　浩　君
公安委員長	刈　谷　敏　久　君
警察本部長	髙清水　善　弘　君

代表監査委員	五百藏　誠　一　君
監査委員 事務局長	岡　林　秀　典　君

―――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	中　島　勝　海　君
事務局次長	梅　森　　実　君
議事課長	飯　田　志　保　君
政策調査課長	溝　渕　松　男　君
議事課長補佐	松　岡　宏　尚　君
主幹	大　川　美千子　君

―――― ―――

議　事　日　程（第１号）

令和７年２月20日午前10時開議

第１　会議録署名議員の指名

第２　会期決定の件

第３

第　１　号　令和７年度高知県一般会計予算

第　２　号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計予算

第　３　号　令和７年度高知県給与等集中管理特別会計予算

第　４　号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計予算

第　５　号　令和７年度高知県用品等調達特別会計予算

第　６　号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計予算

第　７　号　令和７年度高知県県債管理特別会計予算

第　８　号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計予算

第　９　号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

第　10　号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計予算

第　11　号　令和７年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第　12　号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

第　13　号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

第　14　号　令和７年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

第　15　号　令和７年度高知県県営林事業特別会計予算

第　16　号　令和７年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

第　17　号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

第　18　号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計予算

第　19　号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

第　20　号　令和７年度高知県流域下水道事業会計予算

第　21　号　令和７年度高知県電気事業会計予算

第　22　号　令和７年度高知県工業用水道事業会計予算

第　23　号　令和７年度高知県病院事業会計予算

第　24　号　令和６年度高知県一般会計補正予算

第　25　号　令和６年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算

第　26　号　令和６年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算

第　27　号　令和６年度高知県用品等調達特別会計補正予算

第　28　号　令和６年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算

第　29　号　令和６年度高知県県債管理特別会計補正予算

第 30 号　令和６年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
第 31 号　令和６年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
第 32 号　令和６年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和６年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和６年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和６年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和６年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和６年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和６年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和６年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和６年度高知県病院事業会計補正予算
第 41 号　高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
第 42 号　こうちグローバル人材育成基金条例議案
第 43 号　高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号　職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 46 号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 47 号　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 51 号　高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案

第 61 号　権利の放棄に関する議案
第 62 号　県有財産（教学機器）の取得に関する議案
第 63 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 64 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 65 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 66 号　日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 67 号　国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 68 号　和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 69 号　県道の路線の認定に関する議案
報第１号　高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告
第４　高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙

――――― ∽∽∽∽ ―――――

午前10時開会　開議

○議長（加藤漠君）　ただいまから令和７年２月高知県議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

――――― ∽∽∽∽ ―――――

諸 般 の 報 告

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

知事から、西村林業振興・環境部長が御不幸のため、本日の会議を欠席させたい旨の届出がありました。

次に、去る１月31日、大石宗議員から、議長に対し議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書の規定により、同日辞職を許可いたしましたので御報告いたします。

次に、商工農林水産委員長及び議会運営委員長から閉会中における委員会の審査並びに調査の経過報告があり、その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

さきに議決された意見書に関する結果につきましては、これを取りまとめ、お手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

次に、知事から地方自治法第180条第２項の規定に基づく専決処分報告がありましたので、その写しをお手元にお配りいたしてあります。

（委員会報告書、意見書に関する結果について　それぞれ巻末435、437ページに掲載）

――――― ∽∽∽∽ ―――――

会議録署名議員の指名

○議長（加藤漠君）　これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて次の３名にお願いいたします。

６番　　槇　尾　絢　子　議員
21番　　依　光　美代子　議員
27番　　樋　口　秀　洋　議員

――――― ∽∽∽∽ ―――――

会 期 の 決 定

○議長（加藤漠君）　次に、日程第２、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を、本日から３月24日までの33日間といたしたいと存

じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から３月24日までの33日間と決しました。

―――― ∽∽∽ ――――

議案の上程、提出者の説明

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

知事から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。

〔提出書　巻末439ページに掲載〕

日程第３、第１号「令和７年度高知県一般会計予算」から第69号「県道の路線の認定に関する議案」まで及び報第１号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」、以上70件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濵田知事。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　本日、議員各位の御出席をいただき、令和７年２月県議会定例会が開かれますことに厚くお礼申し上げます。

ただいま提案いたしました議案の説明に先立ち、当面する県政の主要な課題について御説明を申し上げ、議員各位及び県民の皆さんの御理解と御協力をお願いしたいと考えます。

昨年は、県経済が回復基調にある中で、関西戦略の核となるアンテナショップとさとさの好調なスタートや、四国８の字ネットワークの県内全線での事業化決定など、県勢浮揚に向けて具体的な成果が表れてきた年でした。加えて、パリオリンピックなどにおける本県出身選手の活躍や、高知ユナイテッドＳＣのＪリーグ参入といったスポーツ分野での明るい話題も多くありました。

一方で、１月には能登半島地震が発生し、８月には初めての南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、近い将来起こるとされる南海トラフ地震の切迫度の高まりをひしひしと感じた年でもありました。

来る令和７年度は、国内外から多くの来場者が見込まれる大阪・関西万博がいよいよ開幕し、またやなせたかしさんと小松暢さん夫妻をモデルとした連続テレビ小説あんぱんが放送されます。この絶好の機会を生かして、県産品の外商拡大やインバウンドも含めた観光誘客をしっかりと進め、県全体を盛り上げていきます。

県政の最重要課題である人口減少問題に対しては、若者の所得向上や共働き・共育ての推進といった一連の施策を抜本強化し、その克服に向けて粘り強く取り組みます。また、南海トラフ地震対策については、新たに策定する行動計画に基づき、その被害を最小限に抑え、県民の皆さんの命と暮らしを守るべく万全を期します。

こうした取組により、活力にあふれる高知、そして安心して暮らせる高知の実現に向けてさらに前進する年にしたいと考えます。そのためにも、引き続き共感と前進を県政運営の基本姿勢とし、県民の皆さんとの対話を通じて県政に対する共感を得ながら、様々な課題の解決に取り組みます。

これまで県民座談会「濵田が参りました」などの場において、地域で活躍する方や子育て世代の女性、先進的な取組を行う事業者をはじめ、多くの方々から直接お話を聞かせていただきました。今後もこうした機会を積極的に設け、人口減少対策をはじめとする県の施策に生かしたいと考えます。

また、デジタル化、グリーン化、グローバル化といった新たな時代の潮流を先取りし、絶えず施策の進化を図ります。

このうちデジタル化は、大都市部からの遠隔地という障壁を取り払い、情報の収集、処理の速度を飛躍的に高めると同時に、業務の自動化、省力化を強力に進める上で必要不可欠な取組です。このため、中山間地域におけるオンライン診療や遠隔教育の充実を図るほか、ＡＩやドローンといった最新技術の積極的な活用を促すことで、県民の暮らしや働き方を一変させます。あわせて、各産業分野における生産性向上を図り、事業者の稼ぐ力をより一層高めます。

グリーン化については、地球温暖化に歯止めがかからない中、あらゆる分野で2050年のカーボンニュートラルの実現に向けた取組が求められています。本県としても、豊かな自然を生かした再生可能エネルギーの導入やグリーン化関連産業の育成をさらに進め、経済と環境の好循環の創出を図ります。

グローバル化については、急速な成長を続ける東南アジアなどの海外市場に積極的に打って出ることで、県産品の輸出拡大とインバウンド観光の振興を図り、その効果を県経済に取り込みます。また、担い手不足に悩む各産業分野において、外国人材が活躍できる環境の整備も進めます。

今後も、私自身が県政のかじ取り役として様々な課題解決を目指す挑戦の先頭に立ち、一歩一歩着実に前進したいと考えます。その上で、元気で豊かな、そしてあったかい高知県を実現し、次世代に引き継げるよう全力を尽くします。

本県の将来を左右する人口減少問題の克服に向けては、昨年３月に策定した元気な未来創造戦略に基づき、若者や女性に選ばれる高知の実現を目指して取り組んでいます。

しかしながら、その１年目となった昨年、県内の出生数は速報値で3,123人と、過去最低であった一昨年からさらに減少しました。加えて、県外への転出超過は3,121人と、16年ぶりに3,000人を超えるなど、全国各県と比較しても大変厳しい状況となっています。こうした傾向を早期に食い止めるため、来年度は社会増減と自然増減の改善に向けて、大きく４つの方向性で施策を強化します。

１つ目は、若者の所得向上の推進です。これにより、若者の県内定着を通じた社会増だけでなく、結婚や出産を希望する方々の背中を押すことで自然増の効果ももたらすものと考えます。このため、事業者のデジタル化による生産性向上の取組を強力に支援し、賃金の引上げに向けた環境を整備します。また、１次産業における法人化や市町村と連携した企業誘致により雇用の拡大を図ることに加え、正社員を目指す方のスキルアップへの支援などを通じて正規雇用を促進します。

２つ目は、移住・定住対策の充実です。このうち移住促進については、昨年末から、県外在住の若年層に対して、多様な価値観を家族のようにありのままに受け入れる高知を発信するプロモーションを展開しています。来年度は、こうした取組に加え、関西圏における移住相談者の増加に対応するため、大阪市内の相談窓口の充実を図ります。さらには、各分野の担い手確保に向けて、デジタルマーケティングを活用した県外への情報発信を一元化し、より効果的に対象者に届けます。

本県における社会減の要因の一つとして、転職を契機とした県外への流出が挙げられます。これに歯止めをかけるため、転職希望者に対して県内で働く魅力や県内企業の情報をプッシュ型で発信するほか、地域への理解と愛着を深めるキャリア教育を推進するなど、若者をターゲットとした定住対策を強化します。

また、昨年は、一昨年に比べて県や市町村の相談窓口を通じた移住者数が増加する一方で、住民基本台帳上の転入者数が大幅に減少してい

る点を重く受け止めています。その要因について調査分析を行った上で、これらの相談窓口を通らないＵ・Ｉターン者への対策についても検討します。

３つ目は、多様な出会いの機会の拡充です。本年度行った県内の若者との意見交換において、同年代の異性と出会う機会が少ない、結婚を目的としない出会いの機会が欲しいという声をお聞きしました。このため、社会人を対象にした趣味の交流イベントなどの充実を図るほか、例えば県内におけるスポーツ振興や伝統芸能の継承といった公益的な活動に独身男女の参加を促す仕組みを設け、自然な出会いの機会をつくり出します。また、これまでの婚活イベントの開催支援に加え、インターネット上の仮想空間、いわゆるメタバースを活用した交流の場づくりを進めるなど、結婚につながる出会いの機会も拡充します。こうした取組を通じて、婚姻数の増加とその先の出生数の増加につなげます。

４つ目は、共働き・共育てのさらなる推進です。本県の厳しい現状を踏まえ、出生数の増加に向けて出産や育児に係る女性の負担を軽減すると同時に、社会増に向けて特に若い女性に高知を選んでもらう必要があります。このためには、男は仕事、女は家庭といった地域に根強く残る昔ながらの固定観念を解消し、育児や家事への男女の共同参画を図ることが不可欠です。

この観点から、男性育休の取得促進を原動力に、男女が分担して育児や家事を行う共働き・共育ての生活スタイルの普及を図ります。具体的には、共働き・共育ての共同宣言に参加した団体に対して、傘下の事業所における男性育休の取得状況をフォローアップし、団体を挙げてＰＤＣＡサイクルを回す場を設けるよう要請するなど、取組の実効性をより高めます。また、建設工事の入札参加資格審査に加え、人口減少対策総合交付金の配分において男性育休の取得状況を反映するインセンティブ策も講じます。これらの取組を通じて共働き・共育ての輪をさらに拡大し、県民運動として発展させます。

もとより、人口減少問題の克服は地方の努力だけではなし得ず、子育て世代の経済的負担の軽減や東京一極集中の是正も含め、国全体の社会経済構造の転換に向けて国が自ら果たすべき役割を的確に遂行することが不可欠です。

先日の施政方針演説において石破総理は、令和の日本列島改造を掲げ、一極集中の是正と多極分散型社会の構築を目指して、若者や女性に選ばれる地方や産官学の地方移転と創生に向けて取り組むことを表明されました。本県としてもこれを好機と捉え、国が国土政策として政府機関や企業、大学といった大都市機能の地方分散などに真摯に取り組み、具体的な成果を上げるよう、全国知事会とも連携し、粘り強く政策提言を行います。

特に若年人口の減少が先行する中山間地域の振興を図るため、中山間地域再興ビジョンに基づき、若者を増やす、くらしを支える、活力を生む、しごとを生み出すの４つの柱の下で対策を推進しています。

来年度は、若者人口の減少傾向に早期に歯止めをかけるべく、各施策のバージョンアップを図ります。具体的には、中山間地域における事業者の設備投資のほか、住民の生活用水や移動手段の確保に対する支援をそれぞれ拡充します。また、集落活動センターが主体となった様々な活動を通じて、地域住民と大都市部の若者をつなぐ仕組みを構築するなど、関係人口の創出に向けた施策を強化します。

こうした取組を市町村と一体となって推進するため、本年度人口減少対策総合交付金を創設し、地域の実情に応じた支援を行っています。県の施策との相乗効果が期待できる事業などを対象とした連携加算型については、先日全ての

市町村の事業計画を承認しました。これらの計画には、子育て世帯の住宅新築への助成や、自営業者を対象とした出産・育児に対する支援といった新たな事業が盛り込まれています。

本年度は市町村における事業計画づくりに多くの時間が費やされましたが、来年度は市町村が計画に基づき本格的に事業を展開する実質的な初年度となります。このため、有識者によるフォローアップの仕組みを構築するほか、先進的な施策について市町村間で情報を共有する機会を設けるなど、各市町村の取組の加速を図ります。

このように若者の人口減少に歯止めをかけるべく一連の取組を進めていますが、当面県の総人口の減少が続くこと自体は避けられません。今後、あらゆる分野において担い手不足がますます深刻化し、地域の産業はもとより、医療や福祉、交通といった公共サービスでさえ、その維持が困難になることが危惧されます。

こうした状況にうまく適応し、効率的で持続可能な社会と県民生活の質の向上を図ることを目指して、Smart Shrink for Sustainable Society、すなわち、賢く縮む「４Ｓプロジェクト」の取組を推進します。

このプロジェクトの眼目は、人口減少によって全体としての規模縮小は避けられないにしても、複数の事業体が集合して規模の利益を追求し、真に必要なサービスはむしろ伸長、充実させていく。その一方で、無駄や重複する部分を省き、あるいは簡素な手法に替える形で縮小していくことにあります。その際には、前例の踏襲ではなく、全国初の取組を含めて、新しいやり方の創造を目指します。全国に先駆けて人口減少が進む本県だからこそ、こうしたプロジェクトに果敢に挑戦する必然性があると考えます。

このうち、県の積極的な関与が必要な分野、例えば消防の広域化や周産期医療体制の確保などについては重点プロジェクトとして位置づけ、予算や組織体制の編成を通じて県の経営資源を重点的に投入します。この４Ｓプロジェクトにより、全国初、日本一の成果を上げる取組を含め、全国の公共サービス改革をリードすることを目指して全力を尽くします。

次に、目指すべき３つの高知県像のうち、まずいきいきと仕事ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

現下の県経済は、個人消費が堅調に推移し、雇用者所得も着実に増加するなど緩やかに持ち直す一方で、物価高騰の長期化と賃金水準の上昇により、事業者への影響が拡大しています。加えて、若年層の県外への転出超過が依然として続いており、担い手不足が深刻化しています。

こうした厳しい状況を踏まえ、国の経済対策を活用して足元の影響緩和を図ると同時に、中長期を見据え、省力化投資や新分野進出などを通じた各産業分野の構造転換を進めます。あわせて、県経済の持続的な成長に向け、第５期産業振興計画に掲げる地産外商とイノベーションの取組を一層強化します。

本県においては、地理的条件や産業構造上の理由から、原材料や製品の多くを県外からの調達に頼らざるを得ず、結果として県内で生み出された付加価値が県外に流出する状況が長年続いています。こうした状況を改善すべく、新たに地消地産を計画に位置づけて関連施策を推進します。

この地消地産の取組は、地消、すなわち県内で消費される財やサービスを、地産、つまり県内産の財やサービスに可能な限り置き換えることにより、県際収支の改善と県民所得の向上を図るものです。そして、地消の拡大そのものではなく、それによる地産の拡大こそが取組の目的であるため、県内需要の喚起については、県外に外商していたものを県内に回すのではなく、

県産品の供給力の強化と一体的に進める必要があります。

来年度は、まず県外からの購入割合が高く、かつ一定の県内需要があるエネルギーや飲食料品といった分野において、例えば木質バイオマスの利用拡大や土佐黒牛の販売促進から取組をスタートします。あわせて、本県の豊かな自然を生かした再生可能エネルギーのさらなる導入に向けて、エネルギーの地消地産に資する新たな施策の検討にも着手します。

関西圏との経済連携については、アンテナショップとさとさを拠点としたプロモーションの展開やイベントの開催により、極上の田舎、高知の魅力を広くＰＲしてきました。その結果、オープンから半年余りで来店者数は120万人に上り、店舗の売上げは１億8,000万円に迫るなど好調を維持しています。

４月には、関西戦略の大きなターゲットに位置づけている大阪・関西万博が開幕します。会期中には2,800万人を超える来場者が見込まれており、本県の魅力を世界に発信する絶好の機会となります。この機を捉え、５月にはＩｏＰクラウドを活用した先進的な施設園芸のＰＲブースを出展するほか、８月にはよさこいの演舞と街路市をテーマとしたイベントを開催します。加えて、アンテナショップにおいても、万博会場でのイベントと連動した企画や、外国人向けのどっぷり高知旅キャンペーンの情報発信などに取り組み、さらなる外商の拡大と観光客の誘致を図ります。

人口減少に伴う国内市場の縮小が避けられない中、将来にわたって県経済を発展させていくためには、活力ある海外市場への展開が不可欠です。

食品分野では、ユズや土佐酒、水産物といった基幹品目を中心に、生産体制の強化と新市場の開拓に取り組むことで、輸出の一層の拡大を図ります。特に土佐酒については、昨年末に日本の伝統的酒造りがユネスコの無形文化遺産に登録されたことも追い風に、海外でのプロモーションと酒造会社の海外展開に向けた伴走支援を強化します。

防災関連製品をはじめとするものづくり分野では、昨年フィリピンで開催した防災セミナーで築いた政府機関とのネットワークを生かして、現地やオンラインでの商談の場を設けます。加えて、台湾やフランスで開催される展示会などに積極的に参加することで、販路拡大を図ります。また、昨年は機械部品や紙製品を取り扱う事業者が新たに輸出に参入するなど、海外展開に挑戦する事業者が着実に増加しています。今後も、海外ビジネス交流会の開催や企業への個別訪問といった取組を通じて掘り起こしをさらに進めます。

観光分野では、昨年の県外観光客入り込み数が過去２番目に多い445万人を記録しました。これは、らんまん放送の効果により過去最高となった一昨年の472万人は下回るものの、本県観光の底上げが図られてきたものと捉えています。来年度は、さらなる高みを目指して観光振興の取組を強化します。

このうち、連続テレビ小説あんぱんを生かした取組については、放送開始に合わせて、来月29日に「ものべがわエリア観光博「ものべすと」」が開幕します。これに先立ち、今月９日に香南市のヤ・シィパークで開催されたプレイベントは多くの方々でにぎわいました。来月には香美市のやなせたかし記念館のリニューアルオープンや南国市のやなせライオン公園の開園を控え、また３市では観光ガイドの養成が進むなど、受入れ体制が着実に整ってきています。来年２月までの開催期間中は、県内外に向けたプロモーションに加え、やなせさんゆかりの地を巡る周遊企画や中山間地域での企画展の開催といった

様々な仕掛けを展開します。

また、２年目となるどっぷり高知旅キャンペーンについては、本県がより多くの方に選ばれる観光地となるよう取組を拡充します。自然や食に加え、文化や暮らしといった本県の魅力をたっぷりと味わっていただくため、体験型の観光商品の造成や、複数の宿泊施設を一体で運営する分散型ホテルの整備を進め、受入れ体制の充実を図ります。あわせて、県内の観光関連事業者と連携して平日宿泊を促進するなど、旅行需要の平準化に向けた施策を展開します。さらには、あんぱんとこのキャンペーンの取組を連動させることで、各施策の効果をより高めると同時に、県内全域にその効果を波及させます。

インバウンド観光について、一昨年５月に就航した台湾からの定期チャーター便は、９割を超える搭乗率を維持しており、本年10月末まで運航期間が延長される見込みとなっています。加えて、来年度は過去最多となる92隻のクルーズ船の寄港が予定されるなど、大阪・関西万博の開催による効果も相まって、本県を訪れるインバウンド観光客の一層の増加が見込まれます。

このため、チャーター便の定期便化に向けて特に県民の皆さんの利用拡大を図るほか、韓国や香港からの新たなチャーター便の誘致活動にも取り組みます。さらには、アジア圏をターゲットに、高知ならではの旅行商品の造成や積極的なプロモーションを行うことで、海外からの誘客促進を図ります。

また、本県のインバウンド観光の要となる高知龍馬空港の新ターミナルビルについては、昨年見直しを行った整備計画に沿って、現在実施設計を行っています。来年度には本体工事に着手し、令和８年秋の一部供用開始に向けてしっかりと整備を進めます。

商工業分野では、デジタル化に取り組む事業者の量的な拡大と質的な向上を図るため、関連施策を強化します。

量的な拡大については、県内でも小売業におけるセルフレジや労務管理における勤怠管理システムの導入をはじめ、多くの事業所で取組が進んでいます。今後も、専門家による伴走支援やデジタル人材の育成に向けた講座の開催などを通じて、事業者のデジタル化の裾野をさらに広げます。

質的な向上については、工程管理システムの導入によって生産管理に関する情報を部門を超えて共有し、全社的な業績向上のために活用する事業者も現れてきています。来年度は、デジタル技術の導入を通じて大幅な生産性向上や高付加価値化に取り組む事業者への支援を拡充するほか、デジタル化の優良事例を表彰する制度を創設し、これをモデルとして広く発信することで県内事業者への横展開を図ります。

また、商店街におけるデジタル化については、高知市の帯屋町商店街において、人の流れの計測により得られたデータを店舗の来店予測やマーケティングに活用する取組を進めています。今後は、高知工科大学データ＆イノベーション学群とも連携し、商店街への誘客に向けた実証事業を行うことに加え、セミナーの開催などを通じてこうした取組を県内各地に展開します。

農業分野では、ＩｏＰクラウド、ＳＡＷＡＣＨＩの利用農家数が先月末時点で1,500戸を超え、クラウドを活用したデータ駆動型農業が着実に進んでいます。こうした中、例えばキュウリでは、クラウドを利用する農家の出荷量が未利用の農家と比べて４割程度上回るといった成果も表れています。

来年度は、これまで利用が少なかった花弁や果樹などの生産者のほか、収量を伸ばせていない農家にも個別に働きかけを行い、利用者のさらなる拡大につなげます。加えて、栽培方法に関する改善点の表示や病害の発生予測ができる

よう、クラウドの機能強化を図ります。

林業分野では、森林クラウド、Clowoodを活用した林業適地への集中投資や、高性能林業機械の導入による施業の効率化を進めることで、森林資源の再生産を促します。また、林地残材などの未利用材を発電燃料として活用する取組を推進します。このほか、環境に配慮した森林由来という新たな価値を加えた土佐材を認証する仕組みについては、認証された木材の取扱情報を管理するシステムを構築した上で、令和８年度からの運用開始を目指します。

水産業分野では、高知マリンイノベーションの取組を一層加速します。このうち、産地市場のスマート化に向けては、土佐清水市において自動計量システムと電子入札の導入を推進すると同時に、こうした先進的な事例を他地域にも展開します。さらには、メジカの漁場予測システムの構築を進め、令和８年度から情報発信システム、ＮＡＢＲＡＳで情報提供を開始します。

産学官民の連携の下、次世代における新たな産業づくりも一層推進します。

このうち、医療・健康分野の製品やサービスの事業化を目指すヘルスケアイノベーションプロジェクトでは、これまでの取組により９社が実証事業を展開し、このうち２社が県内での拠点の設置に至っています。こうした事業者への継続的なサポートのほか、新たな事業者の掘り起こしと伴走支援を行うことで、新事業の創出とその拡大につなげます。

また、アニメプロジェクトでは、令和９年度にアニメクリエーターの拠点となる複合施設GEARが整備されることを見据え、アニメに関わる人材の育成に向けて施策を強化します。具体的には、県内学生を対象としたアニメ制作の体験講座を開催することに加え、専門学校が行う教育プログラムづくりを支援します。このほか、４月に開催される高知アニクリ祭といった交流イベントを通じて関連業界とのネットワークをさらに強化し、クリエーターや関連企業の誘致につなげます。

あわせて、こうした一連の取組を支える人材の育成を一層進めることに加え、あらゆる産業分野の担い手不足の解消に向けて、外国人材などの確保策をさらに強化します。

昨年10月末時点の県内の外国人労働者数は、前年比で約17％増となる5,293人と過去最高を更新し、今や県内事業者にとって欠かすことのできない人材となっています。外国人材の受入れ拡大に向けては、インドのタミルナド州やベトナムのラムドン省といった、本県と人材の受入れに関する覚書を締結した地域との関係を一層強化します。加えて、インドのナガランド州やフィリピンのアクラン州をはじめ、新たな送り出し地域の開拓にも取り組みます。さらには、新たに外国人材を雇用しようとする事業者の相談窓口を設置し、円滑な受入れを図ります。

また、賃金水準の高い大都市部への人材流出を防ぐためにも、生活費の安さや治安のよさ、人の温かさといった本県の強みを生かして、県内定着を促す取組が欠かせません。このため、外国人と地域住民との交流活動や交流拠点づくりに対する支援制度を創設するほか、日本語教室の開催や住宅改修への支援といった施策を通じて生活環境の充実を図ります。こうした多文化共生に向けた取組により、県内で暮らす外国人の満足度を一層高めます。

次に、いきいきと生活ができる高知に向けた取組について御説明申し上げます。

日本一の健康長寿県づくりについては、第５期構想に掲げる「県民の誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる高知県」の実現に向けて取組を進めています。

しかしながら、特に中山間地域においては担

い手不足が深刻化し、医療・福祉・介護サービスの提供体制の確保が困難な状況にあります。また、地域のつながりや支え合いの力の弱まりによって、社会的孤立といった問題も顕在化しています。こうした厳しい現状を踏まえ、４つの柱に基づく施策をさらに強化します。

１つ目の柱では、県民の皆さんの健康増進に向けて取り組み、中でも全国と比べて高い壮年期男性の死亡率の改善を目指します。

具体的には、高知家健康パスポートアプリを活用したイベントの開催などを通じて、事業者が主体的に健康づくりに取り組む環境を整備します。また、糖尿病性腎症対策において透析予防強化プログラムの普及を図るほか、都道府県では全国初の取組として、高血圧や脂質異常症などの循環器病の重症化予防プログラムを令和８年度から開始するべく準備を進めます。

２つ目の柱では、中山間地域を中心に、在宅での生活を希望される方に対して必要なサービスが提供されるよう、体制の充実と人材の確保を図ります。

体制充実に向けた取組について、介護分野では、遠隔地の利用者にサービスを提供する訪問介護事業者への支援を拡充します。加えて、こうち介護生産性向上総合支援センターにおいて、介護現場へのデジタル技術の導入などの取組をきめ細かく支援します。また、医療分野では、オンライン診療について、現在10市町で導入が進んでおり、今後は全市町村に拡大すべく、医療機関の体制整備に対する支援の充実を図ります。

人材確保に向けた取組について、介護人材に関しては、事業者の海外での採用活動に対する支援制度を創設するなど、外国人材の受入れを促進します。また、看護人材については、病院や診療所にアドバイザーを派遣し、働きやすい職場づくりや処遇改善を進めるほか、看護学生の県内就職の促進に取り組みます。さらには、県東部地域における人材確保を図るため、安芸市内において、令和９年４月の看護師養成所の開校に向けて施設整備を進めます。

３つ目の柱では、安心して妊娠・出産・子育てができる社会の実現を目指し、出生数の増加に向けた施策を抜本強化します。

まず、子供を持ちたいと望む方が適切な時期に不妊治療を受けられるよう、総合的な取組を進めます。具体的には、一般不妊治療への助成は市町村が担い、経済的負担の大きい生殖補助医療への助成は県が担うという役割分担の下で、不妊治療費に対する県の助成制度の対象地域を全市町村に拡充します。あわせて、若い世代に対して妊娠や出産に関する正しい知識の習得を促すほか、不妊治療と仕事を両立できる環境を整備します。

また、周産期医療体制の確保については、昨年12月に有識者会議で承認された方針に基づき取組を推進します。このうち、無痛分娩の導入に向けては、来年度から高知大学における産科麻酔医の育成を支援します。その上で、令和８年度に医学的配慮が必要なハイリスク分娩から導入を開始し、令和９年度にはローリスク分娩にも対応できるよう準備を進めます。

４つ目の柱では、制度や分野を超え、地域で相互につながり支え合う、高知型地域共生社会を推進します。

行政が主体となった取組では、早期に全市町村で包括的な支援体制が整備されるよう、引き続き伴走支援を行います。また、地域が主体となった取組では、地域住民が在宅で支援を必要とする方の買物やごみ出しなどの生活援助を行う仕組みづくりを進めます。加えて、防災力強化の観点から、消防団にも見守り活動への参加を呼びかけるなど、地域における支え合いの力をより高めます。

教育の充実については、本年度からの第３期教育大綱に基づき、確かな学力、健やかな体、豊かな心の育成を目指して取り組んでいます。

こうした中、全国学力・学習状況調査では、特に中学校で全国平均を下回る結果が続くなど、学力の定着が課題となっています。また、不登校児童生徒の出現率は近年全国平均を下回っているものの、不登校者数は依然として増加傾向にあり、その改善と教育機会の確保に向けた取組が求められます。これらの課題を含め、複雑化、多様化する教育課題に正面から向き合い、その解決を図るべく関連施策を一層強化します。

学力の向上については、１人１台端末の日常的な活用をさらに進め、個々の児童生徒に応じた学習習慣の定着を図ります。このうち中学校においては、対話型ＡＩを活用して問題の解き方をサポートする学習支援アプリの実証事業に取り組みます。

また、自己の将来とのつながりを見通した学びを推進するため、キャリア教育の取組を強化します。具体的には、小中学校における地域の文化や産業に関する学習活動への支援制度を創設します。加えて、高校生が地域の現状や今後の在り方について考える宿泊研修を新たに開催するほか、海外留学を通じて地域課題の探究に取り組む高校生への支援を拡充します。

不登校対策については、未然防止と早期対応を一層徹底すべく、校内サポートルームを新たに18校に設置することに加え、専門人材による相談支援体制を充実します。

また、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保するため、いわゆるメタバースを活用したオンラインでのサポートや、フリースクールの運営支援に取り組みます。さらに、学びの多様化学校については、先日開催した高知市との連携会議において市から設置の意向が示されました。今後は、県において特色ある教育課程の編成や、養護教諭などの専門職の配置といった学校の在り方を示したガイドラインを策定し、早期の設置に向けた支援を行います。

県立高等学校の改革については、年度内に策定する県立高等学校振興再編計画に基づき取組を進めます。具体的には、学校の所在地域や役割などを踏まえて５つのグループに分類し、グループごとに目安となる学校規模や再編基準を設定した上で、各学校の魅力化に向けた様々な施策を展開します。このうち、中山間地域などの小規模校においては、遠隔教育による教育機会の確保や特色ある部活動の推進に加え、市町村とも連携した積極的な情報発信を通じて、地元はもとより県外からの生徒の受入れ拡大を図ります。

こうした教育施策を進めるに当たっては、教職員が安心感を得ながら子供たちと向き合える、魅力ある職場環境をつくることが何より重要です。このため、若年教員のサポート体制の充実に加え、教員業務支援員といった外部人材の活用や事務作業のさらなる見直しにより、教職員の負担軽減を図ります。あわせて、本県で教職員として働く魅力についてのＰＲを強化するほか、教職調整額の引上げなどの国の動向も踏まえて処遇改善を図ることで、安定的な人材確保につなげます。

一方で、ここ最近、不祥事による教職員の懲戒処分が相次いでいます。このことは、学校が子供たちにとって安全・安心な場であるという教育活動の大前提を揺るがす事態だと捉えており、大きな危機感を持っています。今後は、県教育委員会において研修の一層の充実を図るほか、私自身が全ての県立学校長に対して直接訴えかける場を設けるなど、教職員の不祥事の根絶に向けてしっかりと取り組みます。

文化芸術の振興については、来年10月からのよさこい高知文化祭2026の開催に向けて、様々

な広報を通じて機運の醸成を図るほか、市町村が実施する文化芸術活動への支援を行うなど、着実に準備を進めます。また、中山間地域における伝統的な祭りや民俗芸能の継承に向けた取組については、地元の保存団体と大学や企業といった外部の支援者とのマッチングを強化し、担い手の確保につなげます。

スポーツの振興については、第３期スポーツ推進計画に基づき、子供や障害者が身近な地域でスポーツに親しめる場づくりのほか、スポーツを通じた地域活性化などの取組を進めます。

昨年末に悲願のＪリーグ入りを果たした高知ユナイテッドＳＣについては、先日栃木県で初戦を迎えました。惜しくも敗れはしましたが、今週末に本県で開催されるホーム戦での勝利と、今後のさらなる躍進を期待しています。

こうしたプロスポーツクラブの活躍は、スポーツの振興はもとより、観光誘客や交流人口の拡大といった様々な効果をもたらします。このため、今回のＪリーグ参入という機を捉え、高知ユナイテッドＳＣの経営基盤の強化を図るべく高知市と協調して出資を行います。加えて、ふるさと納税制度を活用してその運営を後押しするなど、県民の皆さんと共に応援する機運を高めたいと考えます。

県民体育館については、建築後50年が経過し老朽化が著しく、利用に支障を来していることに加え、大規模なスポーツ大会やイベントに必要なスペースや観客席が不足するといった課題を抱えています。このため、本年度有識者を交えて検討を行った結果、利用者の利便性の観点から、現地での建て替えが望ましいという結論に至りました。

これを踏まえ、新たな県民体育館は、プロスポーツの試合やコンサートの受入れも可能なアリーナとして、現有地で整備したいと考えます。今後は、専門家や競技団体の代表者などによる検討委員会を設置し、必要な機能や管理運営の手法といった点について議論を進めた上で、来年度中に整備の骨格となる基本計画を策定します。この新たな施設が、スポーツの振興はもちろん、県民の皆さんの生きがいづくりや若者が楽しめる場の創出につながる施設となるよう、令和11年度末までの供用開始を目指してさらに検討を深めます。

中央地域の公共交通については、人口減少に伴う利用者の減少に加え、乗務員不足による度重なる路線バスの減便など、大変厳しい状況に置かれています。こうした状況を踏まえ、中央地域における公共交通の目指す将来像について、県と沿線市町、事業者が議論を深め、先日おおむね５年後の中期的な姿と10年後の長期的な姿の２段階から成る方向性を取りまとめました。

まず、中期的な姿として、路面電車は、利用者数や収支率、乗務員の確保状況から、当面現状を維持することを前提に検討を進めることが妥当と考えます。一方、路線バスについては、今後５年間で乗務員が約４割減少することが見込まれるため、来年度市町と共に５年後の姿を描いた上で、毎年路線再編を実施していきます。

長期的には路面電車についても、車両や施設の老朽化による維持管理費の増加や大規模な設備投資が見込まれることから、その在り方について幅広い観点からの検討が必要です。このため、まずは来年度、今後見込まれる設備投資のコストや社会便益などに関する詳細な調査を実施した上で、路面電車の在り方を長期的な姿をめぐる課題として検討することとします。なお、この調査の結果、より早期の対応が必要と認められる場合には、中期的な姿と併せて前倒しで見直しを行うことも検討したいと考えます。

一方、路線バスの長期的な姿については、来年度取りまとめる中期的な姿や、その後の取組実績の検証を行った上で、次の５年間の取組を

検討します。

中央地域における公共交通については、以上のような将来的な方向性を踏まえ、事業者や沿線市町と共に持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて取り組みます。

こうした公共交通の在り方の見直しと併せて、事業の主たる担い手となるとさでん交通の経営の安定化を図る必要があります。このため、路線バスなどの公共交通部門における公的支援の強化や、貸切りバスなどの収益部門における収益拡大の取組への支援について、国の重点支援交付金を活用した来年度補正予算での措置も含めて、検討を進めます。

次に、安全・安心な高知に向けた取組について御説明申し上げます。

本年度を期限とする第５期南海トラフ地震対策行動計画においては、これまでの取組を土台に、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げるの３つの柱を掲げ、総合的に対策を進めてきました。その結果、住宅の耐震化や津波避難タワーの整備が着実に進んだ一方、津波からの早期避難意識率の伸び悩みもあり、想定死者数を4,300人に半減させる目標については、7,800人への減少にとどまることとなりました。

第６期となる新たな行動計画では、想定死者数を3,500人にまで減少させることを目標に、能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報から得られた教訓も踏まえ、４つの観点で対策を抜本強化します。

第１に、自助や共助の取組の強化です。発災後、行政による支援が十分に行き届かないことも想定される中、住民一人一人が命を守り、また住民同士が互いに助け合うことが何より重要です。自助については、津波からの早期避難をはじめ、各家庭における備蓄や臨時情報発表時の対応などに関する啓発を一層強化します。加えて、耐震診断に係る補助上限額の引上げと補助予算の増額を図り、住宅耐震化をさらに加速します。また、共助については、災害ボランティアの円滑な受入れに向けて、市町村に開設される災害ボランティアセンターにおける運営スタッフの研修や訓練の充実を図ります。

第２に、避難環境の整備の強化です。避難生活を原因とした災害関連死を防ぐためにも、避難所における生活環境の充実が不可欠です。このため、県においてトイレカーを整備し、県内５か所の総合防災対策推進地域本部に配置するほか、事業者によるトイレカーやキッチンカーの導入を後押しします。また、福祉避難所については、市町村における定期的な訓練の実施や資機材の整備を支援します。

第３に、復旧・復興作業に向けた事前の備えの強化です。中でも事前復興まちづくり計画の策定については、発災前に住民の皆さんが地域の再建後の姿をあらかじめ共有しておくことで、防災対策の強化にとどまらず、持続可能なまちづくりにもつながる大変重要な取組と考えます。このため来年度からは、沿岸地域の市町村に加え、土砂災害特別警戒区域の広がる中山間地域の市町村にも計画策定の支援対象を拡大し、全県で取組を推進します。各市町村の計画づくりが一層進むよう、中山間地域特有の事情を反映した新たな指針を作成するほか、地域における勉強会や協議の場に参画して助言を行うなど、きめ細かな支援を行います。

第４に、災害に強いインフラ整備の加速です。地震による被害の軽減と復旧・復興活動の円滑な実施のためには、強靱な県土づくりが欠かせません。国の補正予算も最大限活用して、緊急輸送道路の整備や上下水道施設の耐震化などをさらに進めます。

新たな行動計画においては、こうした対策を含め、各施策に明確な数値目標を設定した上で、ＰＤＣＡサイクルを徹底しながら、その達成に

向けて全力で取り組みます。

人口減少が進行する中で、地域に必要な消防力を将来にわたって確保するためには、県内の常備消防組織を一本化することが最も有効だと考えます。昨年11月には、県として消防広域化のあるべき姿を示した基本構想の骨子案を作成し、現在年度内の構想決定に向けて、パブリックコメントなどで出された意見への対応の取りまとめを行っています。

この基本構想には、令和10年度を目途に県と市町村から成る広域連合を設立し、各消防本部の総務や通信指令といった間接部門の集約に加え、人事・給与制度の統一などを段階的に進める方針を盛り込みたいと考えます。来年度は、市町村長や消防長、各界の有識者で構成する消防広域化基本計画あり方検討会を設け、基本構想を基にさらに議論を深めるなど、市町村や消防本部と共に消防広域化に向けた基本計画の策定を目指します。

地域の経済活動を下支えし、南海トラフ地震などの大規模災害に備えるためには、道路や堤防、港湾といったインフラ整備の加速が不可欠です。中でも四国８の字ネットワークについては、関係市町村や全国知事会と連携して、また全国高速道路建設協議会の副会長として早期の整備に向けた政策提言を重ねてきました。

その結果、今月８日には北川道路の一部区間が開通し、来月15日には高知東部自動車道の高知龍馬空港ー香南のいち間が開通します。これらによって東部地域へのアクセスが向上し、観光振興や災害対応力の強化など様々な面での効果が期待されます。しかしながら、県内の整備率はいまだ６割余りにとどまっていることから、今後も必要な予算がしっかりと確保されるよう、国などに対して粘り強く提言を行います。

また、地震による津波から県都を守る浦戸湾の三重防護事業については、津波防波堤の整備や海岸堤防の耐震化などが順調に進み、本年度末時点の整備率は77％となる見通しです。令和13年度の完成に向けて国や高知市とも連携して着実に整備を進めます。

加えて、豪雨災害対策についても、国の有利な地方債制度を活用して河川のしゅんせつや改修を推進するなど、一層の充実を図ります。

続きまして、今回提案いたしました議案について御説明申し上げます。

まず、予算案は、令和７年度高知県一般会計予算など40件です。

今回の当初予算の編成に当たっては、人口減少対策の強化をはじめ、目指すべき３つの高知県像の実現に向けた施策を一層進化させるべく工夫を重ねました。また、県民の皆さんの安全・安心の確保と地域経済の活性化を図るため、防災・減災対策をはじめとするインフラ整備を着実に推進することとしました。

その結果、一般会計当初予算額は4,741億円となり、前年度を86億円上回る規模となっています。また、投資的経費は前年度と同規模となる924億円を確保しました。

一方で、財政運営の持続可能性の確保に向けては、国の有利な財源の活用や事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底なども含め、歳入歳出両面で努力を重ねました。これにより、令和７年度当初予算編成後の財政調整的基金は前年度同期を上回る199億円を確保できる見込みであり、県勢浮揚と県財政の持続可能性の両立を図ることができたと考えます。

しかしながら、本県の財政運営は地方交付税制度など国の動向に大きく左右されます。このため、引き続き国に対して地方一般財源総額の確保に向けて積極的に政策提言を行うと同時に、歳入歳出両面から不断の見直しを進め、安定的な財政運営に努めます。

条例議案は、職員の旅費に関する条例の一部

を改正する条例議案など19件です。

その他の議案は、県有財産の取得に関する議案など10件です。

報告議案は、高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告の１件であります。

以上をもちまして、議案提出に当たっての私からの説明を終わらせていただきます。何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙

○議長（加藤漠君）　日程第４、高知県・高知市病院企業団議会議員の補欠選挙を行います。

選挙すべき議員は１名であります。

お諮りいたします。この選挙は、議長の指名推選によりたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、この選挙は、議長の指名推選によることに決しました。

武石利彦議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました武石利彦議員を、高知県・高知市病院企業団議会議員の当選人とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、武石利彦議員が高知県・高知市病院企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました武石利彦議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

○議長（加藤漠君）　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明21日から27日までの７日間は議案精査等のため本会議を休会し、２月28日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

２月28日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前10時59分散会

令和７年２月28日（金曜日）　開議第２日

出　席　議　員

１番	竹　内　健　造　君
２番	戸　田　宗　崇　君
３番	上　治　堂　司　君
４番	桑　鶴　太　朗　君
５番	土　森　正　一　君
６番	槇　尾　絢　子　君
７番	久　保　博　道　君
８番	上　田　貢太郎　君
９番	今　城　誠　司　君
10番	金　岡　佳　時　君
11番	下　村　勝　幸　君
12番	田　中　　徹　君
13番	土　居　　央　君
14番	横　山　文　人　君
15番	西　内　隆　純　君
16番	加　藤　　漠　君
17番	弘　田　兼　一　君
18番	明　神　健　夫　君
19番	三　石　文　隆　君
20番	畠　中　拓　馬　君
21番	依　光　美代子　君
23番	武　石　利　彦　君
24番	西　森　美　和　君
25番	寺　内　憲　資　君
26番	西　森　雅　和　君
27番	樋　口　秀　洋　君
28番	岡　田　竜　平　君
29番	田　所　裕　介　君
30番	橋　本　敏　男　君
31番	坂　本　茂　雄　君
32番	は　た　　愛　君
33番	細　木　　良　君
34番	岡　田　芳　秀　君
35番	岡　本　和　也　君
37番	塚　地　佐　智　君

欠　席　議　員

36番	中　根　佐　知　君

―――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

知事	濵　田　省　司　君
副知事	井　上　浩　之　君
総合企画部長	松　岡　孝　和　君
理事（人口減少・中山間担当）	中　村　　剛　君
総務部長	清　水　　敦　君
危機管理部長	三　浦　謙　一　君
健康政策部長	中　嶋　真　琴　君
子ども・福祉政策部長	西　森　裕　哉　君
文化生活部長	池　上　　香　君
産業振興推進部長	合　田　和　穂　君
商工労働部長	岡　田　忠　明　君
観光振興スポーツ部長	小　西　繁　雄　君
農業振興部長	松　村　晃　充　君
林業振興・環境部長	西　村　光　寿　君
水産振興部長	濱　田　美和子　君
土木部長	横　地　和　彦　君
会計管理者	田　村　敬　子　君
公営企業局長	澤　田　昌　宏　君
教育長	長　岡　幹　泰　君
人事委員長	門　田　純　一　君
人事委員会事務局長	笹　岡　　浩　君
公安委員長	刈　谷　敏　久　君
警察本部長	髙清水　善　弘　君
代表監査委員	五百藏　誠　一　君
監査委員事務局長	岡　林　秀　典　君

―――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	中島勝海君
事務局次長	梅森　実君
議事課長	飯田志保君
政策調査課長	溝渕松男君
議事課長補佐	松岡宏尚君
主幹	大川美千子君
主査	宮﨑由妃君

―――― ――――

議　事　日　程（第２号）

令和７年２月28日午前10時開議

第１

第 1 号　令和７年度高知県一般会計予算

第 2 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計予算

第 3 号　令和７年度高知県給与等集中管理特別会計予算

第 4 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計予算

第 5 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計予算

第 6 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計予算

第 7 号　令和７年度高知県県債管理特別会計予算

第 8 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計予算

第 9 号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計予算

第 10 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計予算

第 11 号　令和７年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算

第 12 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

第 13 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算

第 14 号　令和７年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算

第 15 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計予算

第 16 号　令和７年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

第 17 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

第 18 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計予算

第 19 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

第 20 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計予算

第 21 号　令和７年度高知県電気事業会計予算

第 22 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計予算

第 23 号　令和７年度高知県病院事業会計予算

第 24 号　令和６年度高知県一般会計補正予算

第 25 号　令和６年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算

第 26 号　令和６年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算

第 27 号　令和６年度高知県用品等調達特別会計補正予算

第 28 号　令和６年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算

第 29 号　令和６年度高知県県債管理特別会計補正予算

第 30 号　令和６年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

第 31 号　令和６年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号　令和６年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和６年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和６年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和６年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和６年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和６年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和６年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和６年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和６年度高知県病院事業会計補正予算
第 41 号　高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
第 42 号　こうちグローバル人材育成基金条例議案
第 43 号　高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号　職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 46 号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 47 号　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 51 号　高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
第 61 号　権利の放棄に関する議案
第 62 号　県有財産（教学機器）の取得に関する議案
第 63 号　県が行う土地改良事業に対する市町

村の負担の一部変更に関する議案
第 64 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 65 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 66 号　日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 67 号　国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 68 号　和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 69 号　県道の路線の認定に関する議案
報第１号　高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

第２　一般質問
（３人）

午前10時開議

○議長（加藤漠君）　これより本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

中根佐知議員から、病気のため本日の会議を欠席したい旨届出がありました。

次に、第44号議案から第47号議案まで及び第58号議案については、地方公務員法第５条第２項の規定に基づき人事委員会に意見を求めてありましたところ、法律の改正の趣旨を考慮したもの及び法律の改正に伴うもの等であり、適当であると判断する旨の回答書が提出されました。その写しをお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

（人事委員会回答書　巻末442ページに掲載）

質疑並びに一般質問

○議長（加藤漠君）　これより日程に入ります。

日程第１、第１号「令和７年度高知県一般会計予算」から第69号「県道の路線の認定に関する議案」まで及び報第１号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」、以上70件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

18番明神健夫議員。

（18番明神健夫君登壇）

○18番（明神健夫君）　自由民主党を代表し、通告に従いまして一般質問を行います。

知事の政治姿勢についてお伺いします。

今年は、かねて多くの学識者が、戦後のベビーブームで生まれた団塊の世代の全員が75歳に到達、人口ボリュームの大きいこの世代が医療や介護へのニーズが急速に高まる後期高齢者になることで医療費や介護費が急増し、これを支える現役世代や企業が活力を失っていくと警鐘を鳴らしてきた、2025年問題の年であります。日本の合計特殊出生率は、令和５年に1.20まで低下しました。増え続ける高齢者を少ない現役世代が支えなければならない社会構造になった中で、年金、医療、介護という日本の社会保障制度を持続させるには、年齢に関係なく能力に応じた負担を求める全世代型社会保障は、若い世代の失望を希望に変えていくためにも必要不可欠なものであります。

一方、建設や宿泊、飲食など様々な業種で深

刻な人手不足に対する悲鳴が上がっています。また、運転手が足りず、路線バスの減便や廃止が相次ぎ、労働供給の制約は身近な生活にも影響を及ぼしています。足元の人手不足はまだ入り口にすぎません。我が国の生産年齢人口は、これからの20年で1,500万人弱、２割以上が減少すると見込まれています。

また、本県では若年人口、とりわけ女性の若年人口の減少に伴って婚姻件数や出生率が減り、さらなる若年人口の減少を招くという負の連鎖が生じています。先月公表されました昨年の出生数は、過去最少の3,123人と、前年をさらに250人以上も下回り、減少に歯止めがかからない状況であります。こうした状況から脱却するためには、若年人口の減少を何としても食い止め、結婚や出産、子育ての希望をかなえる取組を総動員し、持続可能な人口構造へと転換していかなければなりません。

このため、若者や女性に選ばれる高知の実現に向けては、新たに打ち出した高知県元気な未来創造戦略の施策強化の方向性のうち、特に事業者の生産性向上や正規雇用の拡大など若者の所得向上の推進が重要と考えるが、知事の御所見をお伺いします。

次に、濵田知事は共感と前進を県政運営の基本姿勢とし、県民の皆さんと共に、第１に、地産外商や観光振興といった取組による、いきいきと仕事ができる高知、第２に、教育の振興や子育て支援などを通じた、いきいきと生活ができる高知、第３に、南海トラフ地震対策やインフラ整備による、安全・安心な高知という３つの高知県像の実現に向けて総合的に施策を展開し、挑戦しております。

３つの高知県像の推進状況の検証と、令和７年度３つの高知県像の主な取組について知事にお伺いをします。

次に、４月13日には、いよいよ大阪・関西万博が開催します。また、連続テレビ小説あんぱんの放送もスタートします。この絶好の機会を生かし、本県経済の活力を高め、活力あふれる高知を実現させるという知事の意気込みをお伺いします。

次に、人口減少に適応した４Ｓプロジェクトの推進についてお伺いします。

少子高齢化が進む本県においては、地域や産業などあらゆる分野で担い手不足が深刻化しており、今後は公共サービスや地域産業、集落活動などを維持していくことが今以上に困難になっていくのではないかと危惧するところです。

こうした中、濵田知事は今月５日に開催された元気な未来創造戦略推進委員会において、現在進めている若年人口の減少に歯止めをかける取組に加えて、新たに当面続くことが見込まれる本県の総人口の減少に適応した取組として、スマートシュリンク、いわゆる賢く縮むという考え方を基にした４Ｓプロジェクトの推進を新たな視点として追加することを明らかにされました。そして、このプロジェクトの推進に当たっては、特に県として強力に関与が必要な取組を重点プロジェクトに位置づけ、予算や組織体制など、県の経営資源を重点的に投入するとされております。

現戦略で掲げる若年人口の回復目標を達成しても総人口の減少は当面避けられない中で、これまで進めてきた若年人口の減少に歯止めをかける取組と併せて、人口全体の減少に上手に適応するための４Ｓプロジェクトの推進は、県民にとって真に必要となる公共サービスの充実や確保、地域の維持・活性化を図る上で大変重要な取組であり、私としても大いに賛同するところであります。ぜひ濵田知事には、少子高齢化が全国でも先行する高知県の知事として、全国をリードするような取組を進めていただきたいと期待しております。

そこで、改めてこの４Ｓプロジェクトの推進に込めた知事の思いと今後の進め方についてお伺いをします。

次に、女性が活躍できる仕事づくりについてお伺いします。

女性は地方に活躍できる仕事がないから都会に出てしまうというメカニズムに歯止めをかけるための必要な取組は、女性のクリエーティブな仕事を地方でどうつくるかであると岐阜県岐阜市にある十六総合研究所は指摘しています。クリエーティブとは、創造的な、創造力のある、独創的なといった意味の言葉です。クリエーティブな仕事とは、自分で何かを創造する仕事、例えばイラストや文章、広告、ゲームなどを企画、デザインして形にする仕事であります。

これに関連して、十六総合研究所は、岐阜県高山市を地方の代表例として、その産業構造を調べ、情報通信業、対事業所サービス業の２業種が、地域内でほとんど生産されておらず、ほぼ全量を地域外からの移輸入に頼っていることを指摘しています。この２業種の赤字額は370億円に上り、移輸出入収支の部門合計が99億円の赤字であることから、この２部門がいかに大きな穴を地域経済に空けているかが分かり、その穴を25％程度小さくできれば、市の収支はイーブンに戻ると言っています。そして、情報通信業、対事業所サービス業とは、その大半がクリエーティブ産業と位置づけられるタイプの産業であることを指摘しています。

クリエーティブ産業は、男性、女性を問わない産業であり、キャリア志向の女性が就くことを好むサービス業であります。すなわち、岐阜県の飛騨地方は高い賃金を生めるクリエーティブ産業を地域の外側に外注し、１人当たりの賃金の低い労働集約型の産業に特化してしまっている。それによって地域の平均所得が低く押し下げられ、そうした低所得の環境を嫌うキャリア志向の女性が流出していく。そのような累積的な衰退過程にはまり込んでいる可能性を指摘しています。

十六総合研究所は、クリエーティブ産業の例として、インテリアデザイン、動画撮影・編集、イラストレーション、店頭広告制作、チラシ作成、イベント運営、セミナー企画、展示会設営、ウェブサイト構築・運用、メルマガ配信、ブログ執筆、情報システム管理、社内データベース管理などの業務を例示し、これらの業界において共通して進行していることとして、これらの業界で使われているソフトウエアがＩＴ技術の進展によってアプリやクラウドサービスに移行していること、従来ならば大都市の広告代理店やデザイン会社に所属する専門家でなければ持ち得なかった高品質のサービスを、地方でも実現できるようになったという現象を指摘しています。

すなわち、クリエーティブ産業の従事者は、その高度な技術を提供するために、かつては東京一極集中していなければならなかったが、クラウド化、アプリ化によってそうした必然性は解体されてきており、地方でもクリエーティブ産業に従事できる環境は十分に整ってきました。また、こうした事業領域は、時間や場所を選ばない仕事がほとんどです。スキルは当然必要ですが、子育て中で働く時間や場所の制約を抱える女性にとっては就きやすい職種であります。

また、クリエーティブな産業は、アニメ、映画に関する仕事も該当します。現在、県内にアニメ関連企業やクリエーターを呼び込む、県のアニメプロジェクトと高知信用金庫が取り組んでいる高知アニメクリエイター聖地プロジェクトの両プロジェクトが具体的に動き出しています。令和９年７月には、高知信用金庫が高知市中心部に建設を進めているアニメ産業などの拠点、アニメクリエイターラボ複合施設GEARが落

成の予定ですし、また県も制作企業の県内事業所開設を促す補助金を創設し、財政面のバックアップを行うなど、アニメを通じて地域の創生、経済の活性化、若者や女性が活躍できる仕事づくりを目指していることを高く評価します。

これを今度は地方に立地する企業側の立場から考えてみたときに、どのような取組が求められるでしょうか。地方企業の多くは、自社のホームページ制作やシステム管理といった機能について、以前から東京など大都市の企業に外注して毎年高額な外注費を支払い続けてきたと考えられます。しかし、今やそうした機能は、これまでの説明のとおり、東京に外注しなくても実現できることが相当多くなってきています。

企業は自社業務を点検し、東京など大都市のデザイン・広告代理店等に以前から外注し続けているようなものがないかを見直すことが第一歩であります。もしこうしたものがあれば、地域内のデザイナーやシステム会社などに発注先を変える、あるいは自社で内製化するという可能性を探ることが望まれます。そうすることで、地域経済のクリエーティブ産業の収支が改善し、所得が向上します。そして同時に、クリエーティブ産業に従事したいキャリア志向の女性が地方に仕事を見つけられるようになり、地方に女性が回帰するという好循環への転換によって、累積的衰退過程からの脱却が期待されると指摘しています。

ついては、女性が活躍できるクリエーティブな企業を県内に増やすことについて商工労働部長に御所見をお伺いします。

また、女性が活躍できる仕事づくりのため、企業の皆さんに自社の発注先を見直していただき、県内のクリエーティブ企業に発注先を変えることを機会あるごとに要請し、自治体や企業など地域を挙げて支援し、伸ばしてほしいと思いますが、商工労働部長に御所見をお伺いします。

次に、単身高齢者が将来安心できる環境整備についてお伺いします。

単身者の高齢期の問題はたくさんあります。例えば、病院や介護施設に入る際は身元保証人が求められます。しかし、身寄りのない単身高齢者にとって、保証人を見つけることは簡単ではありません。また、昔と比べて本人の意思決定が大切にされ、決断を迫られる場面は随分増えています。本人の意思決定が重視されるということは、本人が意思決定できなくなったとき、代わりに意思決定してくれる身寄りがいなければ、様々な場面で行き詰まることを意味します。

ここで、高齢期に私たちの身に起きる問題を時間の経過とともに整理してみました。年齢を重ねても、自立した生活を営むことができていれば問題はありません。しかし、足腰が弱ったり認知症を発症したりすれば、誰しも家事などの日常生活の行為が難しくなる可能性があります。買物、掃除、洗濯、公共料金の支払いなど、当たり前にできていたことができなくなれば、従来どおりの生活を営むのは困難になるでしょう。

また、病気になったりけがをすれば入院し、重大な医療処置を受けることもあります。入院の手続をしてくれたり、必要なものを病院に届けたり、医療費を支払ったりしてくれる人はいるのでしょうか。命に関わる判断を迫られるとき、一緒に考えてくれる人はいるでしょうか。無事に退院できることになっても、例えば歩くのもやっとという状態で退院となれば、家がバリアフリーになっていなくて、とても暮らせない、エレベーターのないアパートの４階に住んでいて、部屋に一人でたどり着けないという事態も考えられます。それに対応するために、介護サービスの利用や高齢者向け住宅、介護施設などを一つ一つ検討しながら生活を見直してい

くのは、簡単なことではないのです。

いよいよとなれば、終末期医療に関する意向を表明することも迫られます。例えば、ホスピスなど痛みを緩和する施設に入るかどうか、延命するために胃ろうをつけるかどうかといった選択であります。

自分の亡き後、財産をこうしたいとか、葬儀や埋葬をこうしてほしいといった希望がある場合、誰にどのように託すべきでしょうか。身寄りがない場合、介護施設や病院、家賃などの精算、遺体引取りの手配、死亡届の提出、火葬、葬儀、埋葬、財産の相続、遺品の整理、公共料金などの解約、自宅の処分といった死後事務に関しては、何も準備をしていないと、誰がやるかが明確でない場合が多いと言えます。

あらかじめ死後事務に関する意向表明と手続をすることは、他人に負担をかけないようにするためにも必要なことです。しかし、単身高齢者になる可能性が高いことが分かっている人であっても、死後事務については何をどうすればよいか分からず、何の対策もできていないという人が多数派ではないかと思います。単身高齢者の問題は、具体的なトラブルの報道も相次ぎ、急速に社会の関心を集めています。ところが、既に多くのトラブルが起きているにもかかわらず、公的な制度は全く追いついていないのが現状です。

身寄りのない高齢者とその周辺の問題について、国が公式に認識して対策に乗り出したのは、ごく最近のことです。具体的には、2023年５月の衆議院予算委員会で、自民党の坂井学衆議院議員から次のような問題を指摘する質問がされました。

主に身寄りのない高齢者の課題について、程度の差はあっても、理解力や判断力が低下してくるケースが多い。その際、家族の支援が得られないために困っているという事例が多数発生している。介護保険導入時に導入された成年後見制度は、事前に準備をして利用できる場合は有効だが、実際の利用は認知症と診断された人の数に比べて一向に増えていないとも聞く。頼れる家族もなく、一人で正常に意思決定もできない状況では、日常生活における現金管理、医療や介護サービスの利用、住まいの選択などで、誰かの支援が必要不可欠になる。特に、介護施設に入所する際には、緊急連絡先や身元保証人を求められるのが現状だ。現在は、たまたま居合わせた介護支援専門員や、介護施設や病院の現場で働く職員たちが、本来の職務の範囲を超えてボランティア的に対応しているケースが多い。時間がかかるのに料金は発生しないため、現場は限界状態に達している。

今後、頼れる家族がいない高齢者の増加が見込まれる中、行政主導で対応する仕組みづくりを早急に進めていく必要がある。しかし、この問題は福祉、医療、法律など多岐にわたる分野に関係するため、課題を受け止めて統括する担当省庁も決まっていないのが現状。このことが、行政側が積極的に対応してこなかった一因かもしれない。近年、この課題に対応するため、身元保証サービスを提供する民間事業者も登場してきているが、サービスの質にばらつきがある。民間サービスのガイドライン整備を含め、しっかりと管轄することも含めて、厚生労働省を担当省庁に定め、対策の検討と実施を進めるべきではないか。

これに対し岸田首相は、高齢者の単身世帯などの増加が見込まれる中で、身寄りのない高齢者への対応は今後ますます重要になってくると見込まれます。これまで高齢者の身元保証等のサポートを行う事業については、介護支援専門員や施設職員等が事実上支援を行っており、一部の民間事業者がサポートを提供していると承知をしておりますが、適切な支援に向けて課題

があると承知をしております。そこで、まずは厚生労働省を中心に、民間の身元保証等のサポートを行う事業等について、実態把握や課題の整理を行いたいと思います。その結果を踏まえて、必要な対策を政府としても講じていきたいと考えますと回答しました。

厚生労働省は、令和６年６月に高齢者等終身サポート事業者向けのガイドラインを公表しました。また、令和６年度、身寄りがない高齢者に身元保証から死後事務まで含めた総合的な支援を提供するなどのモデル事業を開始しました。

東京都によりますと、都内の単身高齢者は増えていて、病気になったり亡くなったりした場合、医療や葬儀などで本人の希望が分からず、対応に困るケースが生じているということです。都の推計では、2030年には都内の65歳以上の高齢者の３分の１が単身世帯になると見込まれています。このため東京都は、令和７年度から、もしものときに備えて、単身高齢者の終活情報と呼ばれる個人情報、例えば単身高齢者の緊急連絡先やかかりつけ医、延命治療の希望の有無、遺言書の作成や死後の様々な手続を決めておく死後事務に関することなどを登録する相談窓口を設ける市区町村に、都が独自に人件費や事務費、上限500万円の補助を始める方針を固めました。この取組により、単身高齢者が病気や事故で意思表示ができなくなったり、死亡したりした場合に、自治体が登録情報を警察や病院などに開示することで、入院手続や遺体の引取り、遺産の扱いなどを円滑に進められるとしています。

ついては、本県でも単身高齢者が増加している中で、単身高齢者の皆さんが将来について安心できる環境整備を進めていくべきだと思いますが、知事の御所見をお伺いします。

次に、共生社会の実現に向けた取組についてお伺いします。

政府は、認知症施策の指針となる認知症施策推進基本計画を令和６年12月３日、閣議決定しました。令和６年１月施行の、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく策定で、計画は2029年度までの５年間が対象であります。認知症基本法は、都道府県と市区町村に対し、認知症の人や家族の声を聞きながら推進計画を策定するよう努力義務を課しています。

急速な高齢化の進展に伴い、我が国の認知症の人の数は増加しています。令和４年の認知症の高齢者数は約443万人、軽度認知障害の高齢者数は約559万人と推計され、その合計は1,000万人を超え、高齢者の約3.6人に１人が認知症またはその予備群と言える状況にあります。また、令和４年の若年性認知症の人の数は約３万6,000人、18歳から64歳、10万人当たり約50.9人と推計されています。

平成16年、痴呆という用語は認知症に変更され、認知症に対する誤解や偏見の解消に努め、各般の施策を推進していくこととされました。しかし、認知症になると何も分からなくなり、できなくなるという考え方が現在も根強く残っており、認知症になることを受け入れることが難しい状況があります。このため、当事者が受診を避けて発見が遅れたり、知られたくないとの思いから社会的に孤立したり、また認知症の人の意思が十分に尊重されない状況がいまだに見られるとの指摘があります。

今回の計画で特筆されるのは、年齢にかかわらず、今や国民誰もが認知症になり得るとし、認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできることややりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという新しい認知症観の考え方を打ち出したこと。また、施策を進める上で、認知症の人と家族等が行政

や地域の多様な主体と共に、認知症施策の立案から実施、評価に至るまでのプロセス全体に参加することを明確にしたこと。さらには、地域における認知症施策の実施に当たっては、認知症の人ができる限りこれまでの地域生活を継続できるよう、国、地方公共団体、地域の関係者、企業等も含めた認知症の人の生活に関わる多様な主体が連携・協働して取り組んでいくとしたことであります。

具体的には、12の基本施策を推進するとしています。認知症の人に関する国民の理解の増進等では、学校教育や社会教育における認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深める教育の推進など。認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進では､認知症の人が安心、安全、スムーズに外出、帰宅できるよう、認知症サポーター養成の推進。認知症の人の社会参加の機会の確保等では、認知症当事者による相談活動の実施や、その相談活動につなぐため、地域の実情に応じた認知症地域支援推進員の適切な配置など。認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護では、高齢者や認知症等の判断力の低下した消費者を地域で見守る体制を推進するために、消費者安全確保地域協議会の設置促進など。

保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等では、認知症の人が住み慣れた地域で希望に沿った生活ができ、自らの意思が十分に尊重されるよう、居宅、介護事業所・施設、医療機関において必要な医療・介護の提供が可能となる体制整備の推進など。相談体制の整備等では、認知症の人や家族等が必要な社会的支援につながることができるよう、地域包括支援センター、認知症専門医療機関、居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム等の相談体制の整備、また企業における相談体制の整備など。認知症の予防等では、希望する者が科学的知見に基づく適切な認知症、軽度の認知機能の障害の予防に取り組むことができるようにすることなどが明記されました。

高齢化が先行する本県にとって、認知症対策は切実な課題であります。自治体は施策を進めるための推進計画を策定しなければなりません。自治体によって人員や財政規模は異なりますが、対策に格差が生じないようにしなければなりません。医療や介護の体制も鍵を握ります。当事者と家族の暮らしを守るためには、認知症ケアの知見を持った人材の育成と適切な配置が欠かせません。共生社会の重要性は増しますが、福祉人材は限られ、地域コミュニティーの希薄化も進んでいます。

こうした中、認知症になってからも住み慣れた地域で安心して仲間とつながりながら、希望を持って、自分らしく暮らし続けることができる共生社会の仕組みを整えるのは容易ではありませんが、今後共生社会の実現に向けた認知症施策の具体的な進め方について子ども・福祉政策部長にお伺いをします。

次に、脳ドックを生かして認知症の発症リスクを減らす対策についてお伺いします。

私たちの平均寿命は毎年延び続け、今や人生100歳時代とさえ言われています。日本で100歳以上の高齢者の人口が1,000人を超えたのは1981年のことでした。それが2021年には８万6,510人に達し､僅か40年の間に100歳以上の人口は80倍も増加しました。

しかし、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる日本人の健康寿命は、2022年の時点で男性で72.57歳、女性が75.45歳でした。他方、日本人の平均寿命は男性81.05歳、女性は87.09歳で、健康寿命と比較しますと、男性で８年、女性では12年の開きがあります。これはつまり亡くなるまでの10年前後、病気になっ

たり寝たきりになったり、あるいは認知症になったりして、生活の質が低下するケースが多いことを示しています。

高齢者の健康寿命を縮める最大の要因は、がんでも心臓病でもありません。それは脳の病気です。健康寿命のバロメーターとなる介護要因のランキングを見ると、2016年以降、認知症が第１位となり、第２位の脳血管疾患と合わせて、脳の病気が全体の半分近くを占めています。いかに元気な脳で生き切るか、これが人生100歳時代の最大のキーワードと言えます。

日本では、人口の半数以上の人が年に１度、職場や自治体で行われる健康診断を受けています。ところが、脳については健康診断の項目に含まれていません。なぜ人体で一番大切な臓器である脳が健康診断の対象になっていないのでしょう。例えば、腎臓の状態は尿を調べることで分かります。また、肝臓の状態は血液を調べると多くのことが分かります。これに対して、脳はその仕組みが、外界との交流が厳しく制限されているため、今どうなっているかの情報がほとんど脳の外に漏れ出てきません。

このガードの固い脳の中を知る上で大きな武器となるのがＭＲＩであります。ＭＲＩは、磁気と電波を使って体内の状態を画像で映し出す検査機器で、脳の内部も鮮明に撮影することができます。しかし、ＭＲＩ検査はコストがかかることから、一般の健康診断には含まれていないのが現状であります。その結果、脳の中はまるでブラックボックスのような状態になっています。たとえ脳内で何らかの異常が起こっていても、生活に支障を来すレベルまで機能が低下しない限り、本人も周囲も気づかない場合がほとんどです。

そして、認知症は一旦発症すると、残念ながら回復することは困難であります。認知症の症状を一時的に抑える薬はあっても、認知症そのものを治す薬はないからであります。それでも認知症の前段階とされる軽度認知障害と呼ばれる時期に発見し、適切な対策を講じれば、４人に１人は回復できるというデータもあります。つまり、早く発見することが認知症対策の重要な鍵を握るということです。

日本では1990年代から、脳ドックと呼ばれる脳に特化した健康診断が全国の医療機関で実施されてきました。これまでに蓄積された膨大な脳の画像データと出会ったアメリカのジョンズ・ホプキンス大学の森教授は、同大学の画像解析技術を導入し、日本国内に蓄積されている脳ドックの約３万例に及ぶＭＲＩ画像の分析を行いました。その分析によって、未病の段階から脳の状態を継続的に監視して測定する世界初の脳健康測定プログラムを開発されました。

このプログラムの最大の特徴は、脳ドックを受診すれば、誰もが気軽に自分の脳の老化度を知ることができる点です。今は心身ともに健康だとしても、現時点の自分の脳が同世代の標準と比べてどう違うのか、特に認知症と深く関係する脳の萎縮や脳の血管性病変の進み具合はどの程度なのかを、数値と画像で知ることが可能となります。

認知症の多くは生活習慣病に関連があるという認識が、研究界では主流になりつつあります。したがって、自分の脳の状態に即した正しい生活習慣に変えることにより、認知症の発生を防いだり、発症年齢を遅らせたりすることができる可能性があります。

もちろん、脳のＭＲＩ検査で脳の萎縮や血管性病変が中年期で確認できても、それが何十年も後の認知症と関係があるかどうかは、現段階では科学的には立証されていません。また、加齢に伴って脳の萎縮が進むと、必ず認知症になるのかというと、実はそう簡単なものではありません。認知症が発症する仕組みは、まだよく

分かっていない部分がたくさんあります。それでも認知症の人の多くに脳の萎縮や血管性病変が見られるのは事実です。それらが加齢とともにどう進行していくかを絶えずチェックしておく重要性は言うまでもありません。

脳のＭＲＩ検査で何らかの変化が数値や画像で可視化できたら、日常の生活習慣の改善に取り組む大きなきっかけになるのです。前述のジョンズ・ホプキンス大学の森教授は、若いときは脳ドックを受ける必要性をあまり感じないでしょうが、健康なときから脳ドックでＭＲＩ検査を定期的に行い、自分の脳が今どのような状態なのかを定期的にチェックし、客観的に把握しておくことは、健康寿命の一翼を担う認知寿命を延ばすことにつながります、脳は20代から萎縮が始まります、５年に１度、10年に１度でも脳ドックを受診し、自分の脳の履歴を画像でより多く残しておくことが、将来の認知症リスクの不安の低減につながりますと言っております。

ついては、脳ドックを生かして認知症の発症リスクを減らす対策について子ども・福祉政策部長に御所見をお伺いします。

次に、教職員による不祥事についてお伺いします。

昨年度来、教職員の不祥事による懲戒処分が相次いでおります。教職員は、子供たちを見守りながら大人へと導くという極めて崇高な使命を担う職業です。にもかかわらず、そうした教職員が相次いで不祥事を起こしているということは、まさに公教育に対する県民の信頼を失うゆゆしき事態であると考えています。

県教育委員会では、先月24日に市町村教育長と県立学校長の緊急合同会議を開催し、教育長は公教育の土台を揺るがす危機的事態だとして、訓示、講話を行ったと報道されました。県民の信頼を取り戻すためには、不祥事が再び起こらないよう、しっかりと再発防止に取り組むことが必要不可欠だと思います。

そこで、不祥事が相次ぐこのような事態をどのように認識しているのか、また今後どのように不祥事を防止し、県民の信頼を取り戻していくつもりなのか、教育長にお伺いします。

次に、教員の人材確保についてお伺いします。

未来を担う子供たちに、よりよい教育を行っていくためには、優秀な教員をしっかりと確保していくことが必要です。しかし、教員確保は全国的にも難しくなっていると聞いており、本県においても特に小学校の教員について必要な人数を確保できるのか、私も心配をしていたところであります。

先日の地元紙では、２回目の募集を行うなどした結果、採用予定人数を確保できる見込みだと報道されており、ひとまずは安堵しましたが、教員確保が厳しい状況は、まだまだ続くのだろうと思います。来年度に向けた採用審査の見直しも行うと報道されておりましたが、全国的に厳しい状況の中で、引き続き教員を確保できるよう、しっかりと取り組んでいただきたいと考えます。

そこで、本年度の教員確保の状況と、来年度の教員確保に向けた採用審査の見直しについて教育長にお伺いをします。

次に、いじめ重大事態に至らないための早期把握と早期対応についてお伺いします。

文部科学省の令和５年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、子供の心身に重大な被害が出たり、長期欠席したりするいじめの重大事態が1,306件に上り、前年度から約４割増となりました。背景について文科省の担当者は、法律の理解が進み、学校側の積極的な認定や、保護者の意向を尊重した対応がされるようになったとしています。

一方で、重大事態の発生件数は増加傾向となり、依然として法や基本方針、重大事態ガイド

ライン等に沿った対応ができていなかったために、児童生徒に深刻な被害を与える事態が発生している状況であります。今回の調査でも、重大事態のうち490件は事前にいじめと認識されておらず、文科省の担当者は、初期対応ができず被害が重大化していると、学校の組織的対応に課題があることを認めています。

文科省は、法の施行から10年が経過し、調査の実施に係る様々な課題、具体的には平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトラブルになる例、重大事態調査の報告書から事実関係の認定や再発防止策等が読み取れない例等が存在していることから、2024年８月、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定を行いました。

今回の各章改定の概要は、重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備えでは、全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって、平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応を取るよう必要な取組を記載しました。

学校等のいじめにおける基本的姿勢では、重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であることを明記しました。また、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応し切れない場合は直ちに警察に援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記しました。

児童生徒・保護者からの申立てがあった際の学校の対応については、児童生徒、保護者からの申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たることを記載しました。

第三者が調査すべきケースを具体化し、第三者と言える者の例示では、自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性、公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載しました。

加害児童生徒を含む児童生徒等への事前説明の手順、説明事項の詳細な説明では、調査目的や調査の進め方についてあらかじめ保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう、事前説明の手順、説明事項を詳細に記載しました。

重大事態調査で調査すべき調査項目の明確化では、標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項、聞き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等を記載、調査報告書作成に係る共通事項として事実経過や再発防止策等を明記するなど、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化し、また円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促しています。

重大事態ガイドラインは、重大事態調査を行う各学校等、並びに調査委員等が法や基本方針の趣旨を踏まえつつ､適切に調査を行えるよう、これまでの重大事態調査の実施に係る様々な課題を踏まえ、いじめ防止対策協議会での議論を受けて、調査の基本的な進め方や留意事項等をまとめたものであります。

ついては、所管の学校、市町村教育委員会に対して、今回のいじめの重大事態の調査に関するガイドライン改定の理解をどのような方法で進めていくのか、また現場の声として、子供の小さなサインを複数の先生で共有し、相談し合える環境づくりが大切だとの指摘がありますが、いじめで被害が重大化、深刻化する前に、早期の事態把握と早期に対応するための体制をどのように整えていくのか、併せて教育長にお伺い

いたしまして、私の第１問とさせていただきます。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　明神議員の御質問にお答えをいたします。

まず、元気な未来創造戦略の来年度の強化の方向性のうち、若者の所得向上の推進についてお尋ねがございました。

本県では、全国と比較しまして、特に20代から30代の若者の所得が低いことに加えて、いわゆる非正規の職員・従業員の割合も高い状況にあります。また、今年度実施の県民世論調査でも、若年層が県外への転出を検討している理由といたしまして、県外の企業のほうが給料が高いという声が第１位となっております。こうしたことから、若者の県外転出につながる大きな要因は、本県の所得水準の低さにあるのではないかと考えております。

このため、来年度の戦略の強化の方向性に、結婚や出産を希望する方々の背中を押し、自然増対策としても効果があるという点も考慮いたしまして、若者の所得向上を第一に掲げ、取り組むことといたしました。

具体的には、事業者のデジタル化による生産性向上の取組を強力に支援いたしまして、賃金の引上げに向けた環境を整備いたします。また、１次産業におけます法人化や市町村と連携した企業誘致によりまして雇用の拡大を図りますほか、正社員を目指す方のスキルアップへの支援などを通じて、正規雇用を促進いたします。この正規雇用の促進につきましては、県庁におきましても率先垂範という形になりますように、若年層の正規雇用の拡大に向けた取組を検討してまいります。

こうした取組に加えまして、年度末から年度初めにかけて、転入者、転出者の移動理由を産業分野ごとに把握する調査を新たに行おうと考えております。あわせて、年代別の所得や雇用状況などの傾向も分析をいたしまして、各産業分野ごとに若者の所得向上のためのさらなる取組に向けた検討を進めたいと考えております。

人口減少対策は、もとより息の長い取組が必要な課題であります。引き続き不断の見直しを行いまして、粘り強く取り組んでまいります。

次に、目指すべき３つの高知県像の進捗状況、令和７年度の主な取組についてお尋ねがございました。

まず、いきいきと仕事ができる高知の実現に向けましては、産業振興計画による取組を進めております。この結果、地産外商が大きく前進し、人口減少下にありましても県内総生産はおおむねプラス成長に転じてまいりました。また、ここ10年の県民所得は全国の伸び率を上回っております。

一方で、本県の若者所得は、全国を100とした場合に85.2％と、依然として格差が生じております。若年層の県外への転出超過による担い手不足も深刻化をしている状況にあります。このため、来年度は県経済の持続的な成長に向けた挑戦と、若者の定着・増加の好循環を目指す取組と併せまして、地産外商、そしてイノベーションを一層強化いたします。

具体的には、デジタル化への支援などを通じまして生産性の向上、高付加価値化を図り、事業者の稼ぐ力を高めることによりまして、所得の向上、正規雇用化などを後押しいたします。あわせて、定住対策といたしまして、若者の県外転出の抑制に向けた情報発信の強化、キャリア教育の充実などに取り組みます。また、輸出拡大に向けた新市場開拓のほか、いわゆるヘルスケア産業や、お話もいただきましたようなアニメ関連産業の創出に向けたプロジェクトを加速いたします。

さらに、新たに地消地産の強化を推進するこ

とといたします。エネルギーや食品の分野におきまして、地消の拡大を通じた地産の強化を図り、地域経済の好循環の創出、そして県際収支の改善を目指してまいります。

加えて、連続テレビ小説あんぱんの放送や、大阪・関西万博の開催という絶好の機会を生かしまして、インバウンドも含めた観光誘客など、県経済の活力を高めてまいります。

次に、いきいきと生活ができる高知の分野におきましては、日本一の健康長寿県構想あるいは教育大綱に基づく取組を進めております。この結果、健康寿命の延伸やオンライン診療の導入拡大といった成果のほか、不登校児童生徒数の割合が全国平均を下回るといった成果が現れております。

一方で、中山間地域の医療・福祉・介護サービスが不足をし、社会的孤立などの課題も顕在化をしておりますほか、教育面では児童生徒の学習習慣の定着に課題があります。このため、来年度は中山間地域での訪問介護サービス提供の支援拡充、あるいは外国人介護人材の受入れ拡大といった取組のほか、多機関協働型で支援をいたします、いわゆる高知型地域共生社会の実現をさらに推進してまいります。また、児童生徒の学習習慣の定着を図るために、対話型ＡＩを活用いたしました学習支援アプリの実証的な導入に取り組みます。

最後に、３つ目の安全・安心な高知の実現につきましては、本年度を期限といたします第５期南海トラフ地震対策行動計画に基づきます総合的な対策、あるいは災害に強いインフラ整備を進めてまいりました。その結果、住宅耐震化や津波避難タワーの整備のほか、四国８の字ネットワークなどのインフラ整備が着実に前進をいたしております。

一方で、目標といたしました4,300人の想定死者数の実現には届かない見込みでございまして、7,800人の水準への減少にとどまっているところであります。このため、来年度からの第６期におきましては、想定死者数を3,500人に減少させるということを目標に掲げまして、能登半島地震などの教訓も踏まえて、４つの観点で対策を抜本強化いたします。具体的には、第１に自助・共助の取組を、第２には避難環境の整備を、第３に復旧・復興に向けた事前の備えを、第４に災害に強いインフラ整備を強化、加速化させます。

これらの目指すべき３つの高知県像の実現に向けまして県民の皆さんと共に取り組み、元気で豊かな、そしてあったかい高知を次世代に引き継いでいけますように、全力を尽くしてまいります。

次に、大阪・関西万博と連続テレビ小説あんぱんを生かした経済の活性化についてお尋ねがございました。

大阪・関西万博は、これまでに力を注いでまいりました関西戦略の大きな山場となります。また、同時期にあんぱんが放送されますことで、本県にとってはまさに千載一遇のチャンスと捉えております。このため、これまでの関西戦略におけます一連の取組も生かしながら、一層の外商の拡大、そしてインバウンドを含めたさらなる観光の誘客に向けまして取組を強化してまいります。

具体的には、当初の集客目標を大きく超えるなど、認知度が高まっておりますアンテナショップとさとさを本県のパビリオンに見立てまして、万博やあんぱんと関連づけた企画などを積極的に展開いたします。例えば、４月の下旬には、万博の食に関しますパビリオンで予定しております土佐田舎ずしなど、本県の食文化のＰＲに合わせまして、アンテナショップとさとさでもこれと連動した企画を行いたいと考え、準備をいたしております。また、８月には万博会場内

で、よさこいと街路市をテーマといたしました本県主催のイベントを県内全市町村の参画の下で実施し、本県の魅力をしっかりと発信いたします。

さらに、外商面では、万博の開催によりまして飲食需要の高まりが見込まれますことから、関西圏の本県ゆかりの店をはじめといたしまして、飲食店への外商活動をさらに強化いたします。

観光面では、やなせさんのふるさと高知や、どっぷり高知旅キャンペーンを前面に打ち出しまして、誘客の拡大を図ります。その上で、観光客の方々には､物部川地域での観光博覧会や、中山間地域の文化、暮らしを体験できる体験プログラムを紹介いたしますことで、県内での周遊を促進してまいります。

こうした万博やあんぱんを生かしました一連の取組に加えまして、外商先のフォローを継続的に行うなど、その後を見据えた動きも着実に行います。

万博の開幕や、あんぱんの放送を目前に控えまして、私自身この大きな追い風を最大限に生かさなければならないとの思いを改めて強くしております。県内の市町村、事業者の皆様と共に、本県経済のさらなる成長を目指しまして、全力で取り組んでまいります。

次に、いわゆる４Ｓプロジェクトの推進に込めた私の思いと今後の進め方についてお尋ねがございました。

現在､若者の人口減少に歯止めをかけるべく、元気な未来創造戦略に基づく一連の取組を推進しております。一方で、戦略に掲げます若年人口の回復の目標を達成したといたしましても、当面総人口の減少は避けられない状況にございます。今後、人口減少により、あらゆる分野において担い手不足がますます深刻化をし、地域の産業はもとより、公共サービスの維持すら困難になることが危惧される、そうした状況であるということは議員御指摘のとおりだと私も認識をいたしております。

このため、人口減少を食い止めるための若年人口増加策と両輪といたしまして、人口減少に適応した効率的で持続可能な社会の実現を目指します、賢く縮む「４Ｓプロジェクト」を推進することといたしました。

この取組の視点といたしましては、人口減少下でも複数の事業体が集合をし、規模の利益を追求いたしますとともに、真に必要なサービスは伸長、伸ばしていく、一方で無駄や重複する部分は縮小をしていく、そしてその際には前例の踏襲でない、新しいやり方の創造を目指してまいるという考え方で対応したいと考えております。集合、伸長、縮小、創造、それぞれ頭文字がＳと、この４つの視点を大事にしていきたいと考えております。

今回、元気な未来創造戦略に新たに位置づけました、例えば消防の広域化、あるいは国保料の県内の水準の統一といった５つの重点プロジェクトは、いずれも５年ないし10年単位の期間で着実に進めていく必要がある取組であります。そのため、それぞれの分野で地域の実情の把握や事業の趣旨の説明に努めまして､市町村、事業者の方々を含めて、県民の皆さんとしっかりと対話をしながらプロジェクトを推進してまいります。

その上で、これらのプロジェクトの進捗状況につきましては、元気な未来創造戦略の本部会議で庁内的に確認をいたしますとともに、ただいま申し上げました集合、伸長、縮小、創造、この４つのＳの視点のノウハウが他の分野におきましても生かせますように、全庁で情報共有を図ってまいります。

こうした中、私の思いについてもお尋ねがございましたので、発言をさせていただきます。

先日、将来的に人口減少が究極的に進んだ場合の地方自治の在り方につきまして、村上総務大臣が個人の御意見として御発言をされたことが報道されております。具体的に村上大臣の御発言は､今世紀末に日本全体の人口が5,000万人程度になれば、自治体を再編し、300程度の市と、そして国が直接やり取りする形が望ましい、こうなると県庁も必要ないのではないかといったような発言、言及をされております。

この発言自体は、大臣の御趣旨は、70年先というような遠い将来を展望した際の、先ほど申しました個人的な見解として述べられておりますので、私自身はこの点は一つの問題提起をされたというふうな受け止めをしております。こうした方向で直ちに政策展開を図ろうという趣旨ではないというふうに受け止めております。

ただ、一方で私自身といたしましては、こうした超長期の将来的な市町村自治の在り方については、これとは別の姿もあり得るのではないかという思いを持っております。

現在、市町村は大きく２つの役割を担っていると考えます。１つは、住民自治の担い手といたしまして、住民の方々の意思を集約し、地域の特色、独自性を発揮しながら、例えば産業振興や地域活性化、そして次世代に向けた生活様式や文化の継承、こういった活動を行っていく役割でございます。もう一つは、例えば教育や福祉、インフラ整備といった国が定める一定の水準に基づきまして、行政サービスを提供する事業体としての役割だと考えます。

村上大臣の御発言は、市町村が引き続きこうした２つの役割を併せてセットで果たしていくためには、人口減少の進行に応じて、市町村合併をさらに進めることが前提だという考え方に立っているというふうに思われます。

私といたしましては、別のやり方があるのではないか。具体的には、小規模市町村そのものは住民自治の担い手としての役割に特化をして存続をするということを前提に考えればどうであろうか。一方で、国が定めます水準に基づきます各種の行政サービスの提供は、自治体間の共同化でありますとか、場合によっては広域自治体であります県が事務を代行するといった形に移行するということで、人口減少にうまく対応していく、そうした選択肢もあり得るのではないかという思いを私自身近年持っておるところでございます。

こうした観点に立って、この４Ｓプロジェクトを御覧いただきますと、これらのプロジェクトは、遠い将来の地方自治の在り方を展望したときに、この従来型の市町村合併という手段によらずに、小規模な市町村も存続をしながら、県民に必要な行政サービス、公共サービスは持続的に提供していく、そうした方式に活路を開き得るというような積極的な意義も認められるのではないかと、そうした思いも込めまして、これらの４Ｓプロジェクトに積極的に、また重点的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

最後に、単身高齢者が将来安心できます環境整備についてお尋ねがございました。

議員のお話のとおり、単身高齢者の例えば入院・入所時の手続ですとか身元保証といいました日常生活から、葬儀や家財処分などに至るまで、様々な場面で多岐にわたる課題が生じております。中でも御指摘のありましたいわゆる死後事務に関しましては、統一的なルールがないなど、問題が表面化をしております。とりわけ、本県は全世帯に占めます単身高齢世帯の割合が17.8％と全国１位となっております。単身高齢者の皆さんが安心できる環境の整備は、本県にとりましても重要な課題だというふうに考えます。

こうした全国共通の課題も踏まえまして、昨

年９月に閣議決定をされました高齢社会対策大綱におきましては、身寄りのない高齢者への支援につきまして基本的な施策が示されました。

具体的には、まず望まない孤独や社会的孤立を防ぐ、日常生活での緩やかなつながりづくりや居場所づくりを推進するという方針が示されております。この点につきましては、本県では既にあったかふれあいセンターを拠点とした高知型地域共生社会づくりに取組を進めております。

次に、モデル事業を通じた課題の整理と必要な支援の在り方についての検討を進めるとの考えが、この閣議決定では示されております。具体的には、単身高齢者などの包括支援をマネジメントいたします窓口を設置する、あるいは生活支援から死後事務に至ります総合的な支援を提供するモデル事業が全国の10市町で展開をされているところでございます。並行して、有識者による検討会議でも様々な視点から議論が進められておるというふうにお聞きをしております。

今後、ただいま申し上げましたような全国的なモデル事業、あるいは検討会議での意見なども踏まえまして、全国的な仕組みづくりが国によって進められる見通しであるというふうに受け止めております。

県といたしましても、今後国が創設をいたします身寄りのない高齢者を支える仕組みの活用も検討しながら、本県の実情に合った形で、単身高齢者の皆さんが安心して暮らせる環境整備に取り組んでまいります。あわせまして、高知型地域共生社会づくりを強力に推進し、単身高齢者をはじめとする望まない孤独や社会的孤立の防止に努めてまいります。

私からは以上であります。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

○商工労働部長（岡田忠明君）　まず、女性が活躍できるクリエーティブな企業を県内に増やすことについて御質問がありました。

ウェブサイトやデジタルコンテンツの制作などを行うクリエーティブ企業が県内にあることは、女性に県内に残ってもらう、また県外から帰ってきて活躍してもらうためにも重要なことだと考えています。このため県では、若者や女性から人気の高い事務系企業や、ＩＴ・コンテンツ企業などの誘致を進めており、これまでに49社が立地し、1,500人以上の新たな雇用が生まれています。新たな雇用の内訳では、女性が３分の２を占めており、女性の正規雇用の割合も県全体の５割を上回る６割となるなど、女性が活躍できるクリエーティブな仕事づくりに貢献しています。

また、県内のクリエーティブ企業の担い手を育成するため、プログラマーやクリエーターになるためのスキルを身につける講座も開催しています。この講座では、平成30年から令和６年までの７年間で400名以上が受講し、そのうちおよそ70名が地元企業に就職したほか、フリーランスのクリエーターとして県内で活躍している方もおられます。

今後とも、事務系やＩＴ・コンテンツ企業の誘致と人材育成に取り組むことで、女性が活躍できるクリエーティブな仕事の創出と企業の増加につなげていきます。

次に、企業に対して県内のクリエーティブ企業に発注先を変えるよう要請することについて御質問がありました。

県内のクリエーティブ企業が事業を維持・発展させていくためには、安定的に受注を確保することが重要になると考えています。このため県では、企業がウェブサイトの構築やシステムの導入を行う際に県内企業間での受発注を促進するために、産業振興センターの中にマッチングプラットフォームを設置しています。現在、

このプラットフォームには、県内に事業所があるＩＴ企業など38社が登録しており、県内企業からの様々なニーズに対応するなど、この３年で34件のマッチング実績を上げています。また、県内の商工団体においても、デジタル化を進める地域の事業者とのマッチングの機会を設けており、県内のＩＴ企業の受注拡大を後押ししています。

県内企業の受注機会の確保や、県内の経済循環を促進する観点からも、県内でできる仕事は県内企業に発注されることが望ましい姿であると考えます。そのため、今後様々な業界団体との会合においても、クリエーティブな仕事の地産地消を呼びかけるなど、地域を挙げて機運の醸成を図ります。あわせて、日進月歩で進歩するデジタル技術や業界のトレンドに地元企業が十分に対応できるよう、人材育成の支援も行いながら、クリエーティブ企業の受注拡大を後押ししてまいります。

（子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇）

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　まず、今後の共生社会の実現に向けた認知症施策の具体的な進め方についてお尋ねがございました。

認知症施策の推進に向けましては、認知症の人が尊厳と希望を持って暮らすことを目的とする、共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定を受け、県の施策の指針となる高知県認知症施策推進計画を、法の趣旨を踏まえて令和６年３月に見直したところです。この見直した計画では、法の趣旨である共生社会の考え方をより明示するとともに、認知症の人及びその家族の御意見を反映する形で、基本的施策として３つの柱を掲げて取組の強化を図っております。

まず、１つ目の柱は、自分ごととして認知症を理解するとし、誰もが認知症となり得ることを前提に、認知症に関する正しい知識や理解が進むよう、新しい認知症観に基づく普及啓発パンフレットの制作や、認知症サポーターの養成などに取り組んでまいります。

２つ目の柱の、認知症に早く気付き必要な支援につなげるでは、かかりつけ医等への対応力向上研修を実施するほか、認知機能を簡単にチェックできるアプリの普及を薬局等との協働により進めてまいります。

３つ目の柱は、安心して幸せに暮らすために協働するとし、認知症本人や御家族の支援ニーズを踏まえた支え合いの仕組みが地域の実情に応じて整備されるよう、認知症カフェの設置やチームオレンジの整備を支援してまいります。あわせて、認知症疾患医療センターにおける本人交流会などのピアサポート活動の充実を図ってまいります。

こうした認知症施策を市町村や関係団体等と連携しながら総合的に推進し、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう取り組んでまいります。

次に、脳ドックを生かして認知症の発症リスクを減らす対策についてお尋ねがございました。

頭部のＭＲＩ検査などを用いて行う脳ドックは、血管性認知症を引き起こす要因となる脳血管障害や脳腫瘍などの疾患の早期発見につなげることができます。

一方、認知機能の低下や認知症の発症リスクを把握するためには、ＭＲＩ検査と同時に、認知機能の低下がないかを確認するスクリーニング検査を実施する必要があります。県内の脳ドックを実施している医療機関では、検査項目にこうした認知機能検査を取り入れている機関もあります。

議員のお話のとおり、脳ドックを定期的に受診することで脳の変化を意識することは、認知症の発症リスクに対する不安軽減にもつながる

ものと考えられます。県としましても、脳ドック等の有用性を含め、認知症の発症リスクを減らす生活習慣病対策の有効性について、リーフレット等で県民の皆様にお知らせをしてまいります。

（教育長長岡幹泰君登壇）

○教育長（長岡幹泰君）　まず、不祥事が相次いでいる事態への認識と、今後の不祥事防止に向けた取組についてお尋ねがございました。

教職員の不祥事による懲戒処分者につきましては、昨年度に引き続き10人を超えており、本県教育界の土台を揺るがす状況であると大きな危機感を持って受け止めております。特に、今年度は被害を受けられた方が未成年女性であるわいせつ事案も発生しており、大変遺憾に思っております。教職員の不適切な行為により被害を受けられた方やその御家族、そして県民の皆様には大変申し訳なく、深くおわびを申し上げます。

不祥事の防止につきましては、昨年４月に市町村教育長と県立学校長に対し私の思いを伝え、各校での取組の強化を強く要請しました。そして、このときに取りまとめた不祥事防止策に沿って、全公立学校への不祥事防止委員会の設置と、校内研修の実施や不祥事発生校への個別訪問、さらに不祥事根絶ポータルサイトの立ち上げなどに取り組んでまいりました。

しかし、現状からいえば、まだ危機感の共有が十分になされておらず、全教職員一丸となった取組にまで至らせることができていないと、大変悔しい思いを持っております。こうしたことから、防止対策をさらに徹底する必要があると考え、先月24日に市町村教育長と県立学校長との緊急合同会議を開催し、新たな防止策を示したところでございます。

具体的には、教職員一人一人が不祥事を自分事と捉え、防止に取り組むよう、各学校長と教職員が話合いを持つこと、教職員への啓発を強化するために昨年改訂をした不祥事防止対策に係る冊子や新たに作成した不祥事の影響を考えるリーフレットを活用し、各校で研修を実施すること、各学校での先進的な、また効果的な取組を他校へも周知し、横展開を図る取組を推進すること、加えて各学校が取り組んでいる不祥事防止対策に地域や保護者などの学校外の視点や意見も取り入れることなどを強く指示し、要請をしたところでございます。こうした対策を着実に進めまして、公教育への県民の皆様の信頼を早期に取り戻してまいりたいと考えております。

次に、本年度の教員確保の状況と来年度の採用審査の見直しについてお尋ねがございました。

全国的な教員不足の中で、本県におきましても昨年６月に実施した採用審査で辞退者が多く発生するなど、特に小学校教諭の人材確保において厳しい状況が続いております。

そうした中、本県では昨年12月に２回目の採用審査を実施するとともに、他県で勤務している現職教員や元教員などを対象とした特別選考も２回実施するなど、確保に向けた取組を行ってまいりました。その結果、現時点では小学校教諭の採用予定人数130人程度をおおむね確保できる見込みとなっております。

また、来年度の採用審査につきましては、先日新たな審査概要を公表したところでございます。具体的には、教員になる意思を既に固めている大学３回生も採用審査を受審できることとし、再来年度の採用候補者名簿に登載、つまり合格とする制度を新設しました。これにより受審者のチャンスが増えることになります。また、合格後の４回生では指導力の向上を図る学習などに専念でき、採用初年度の学級経営や学習指導に余裕を持って取り組めるというメリットもあり、受審者確保につながると考えております。

そのほか、高校教諭の受審者が第２希望で中学校教諭を選択できる制度を拡充することや、教員免許は持たないものの企業経験などの専門性を持つ社会人が受審できる特例出願制度の拡大、さらに関西会場で実施する教科の拡大などの見直しを行っております。

あわせて、より多くの若者に本県の教員になりたいと思っていただけるように、働き方改革による業務負担の軽減や若年教員へのサポート体制の充実、教員のやりがいや魅力の発信などにも取り組み、必要な教員をしっかりと確保していきたいと考えております。

最後に、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインの周知方法と、いじめの早期把握、早期対応の体制についてお尋ねがございました。

国の定めるガイドラインは、いじめの重大事態に係る調査が適切に行われることを目的として、昨年８月、約７年ぶりに改定されました。今回の改定の主なポイントとしましては、議員のお話にもありましたように、重大事態調査への学校や関係者の対応を明確にしたこと、円滑かつ適切な調査のための留意事項を明記したこと、いじめ対象児童生徒や保護者に寄り添った対応を行うことなどが挙げられます。

県教育委員会では、８月の改定以降、市町村教育長会や県立校長会、生徒指導主事会等においてガイドラインの改定の内容などを説明し、周知を図ってまいりました。さらに、今後は内容等の徹底を図るため、ガイドラインの重点ポイントをまとめた県作成資料を活用して、校内研修を確実に行うよう指導していくこととしております。加えまして、来年度は文部科学省主催の研修会を本県で開催し、県立校長や市町村教育長に対しさらなる周知徹底を図ってまいります。

また、本県における令和５年度のいじめ重大事態発生件数は８件と、前年度の19件から大幅に減少しています。これは、いじめのアンケートを各学校単位で実施し、状況の早期把握に努めたこと、また自分の気持ちを１人１台端末で表す、きもちメーターの活用を進めたこと、さらに学校いじめ対策組織や校内支援会を設置し、情報共有や組織的な対応を進めたことなど、早期発見、早期対応の体制を整えてきたことが成果につながってきたものと捉えております。

今後はこうした取組をさらに充実させるとともに、子供たちが悩みを抱え込まず、困ったとき、苦しいときに周りの人に援助を求める力を育む、ＳＯＳの出し方教育を推進してまいります。あわせまして、地域学校協働本部やコミュニティ・スクールなどの仕組みを活用し、いじめに気づくネットワークを広げていきます。このようなことを通して、いじめの早期発見、早期対応の充実を図ってまいります。

○18番（明神健夫君）　それぞれ御答弁ありがとうございました。２問目の質問はありません。１つ要請をしておきます。

全国的にも単身高齢者の増加が見込まれる中で、もしものときに備えて、身元保証から延命治療の希望の遺言書の作成や死後の様々な手続を決めておく死後事務に関することなどを登録する相談窓口を自治体に設け、入院手続や遺体の引取り、遺産の扱いなどを自治体が円滑に進められる仕組みを整えるための人件費や事務費の補助制度の創設を全国知事会等で国に強く要望していただきますことを要請いたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　暫時休憩いたします。

午前11時22分休憩

――――――――――

午後１時再開

○副議長（金岡佳時君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

32番はた愛議員。

（32番はた愛君登壇）

○32番（はた愛君）　日本共産党のはた愛でございます。会派を代表いたしまして代表質問を行います。

まず初めに、知事の政治姿勢について、国の予算編成についてからお伺いをいたします。

アベノミクスの異次元の金融緩和により、円の供給過多による円安を主要因とした物価高騰が国民の暮らしと営業を直撃しています。しかし、2025年度の政府予算案は、社会保障関係費、文教費、中小企業対策費など、暮らしの予算はどれも物価上昇に追いつかない実質マイナスです。食料安定供給関係費は、米の価格も高騰して対策が求められているにもかかわらず、実額でもマイナスです。その中で、防衛関係費だけは前年度比9.5％増という異常な突出をしています。

2022年12月に閣議決定された安保３文書に基づき、５年間で43兆円にプラス16.5兆円の後年度負担があり、実質は60兆円もの大軍拡計画です。2022年度の当初予算ベースで5.4兆円だったものが、僅か３年間で3.3兆円も増加し、2025年度の防衛費は8.7兆円規模と異常な増加となっています。大軍拡が暮らしの予算を圧迫していることは明白です。地方の一般財源も１兆円増えましたが、物価高騰に追いついていません。

防衛費のみが異常に増加し、国が守るべき暮らしや商売、教育などの予算が実質削減されていることに対して、知事として国に言うべきことがあるのではないでしょうか、お聞きをいたします。

次に、高額療養費制度の改悪について伺います。国は、患者が支払う医療費負担限度額を今年の８月から段階的に引き上げる見直しについて国会審議を行っています。今回の負担限度額の引上げは、全ての年代、全ての所得階層が対象とされており、文字どおり高額療養費制度を利用する1,250万人全員に大打撃となります。その引上げ額も70歳未満の現役世代で年収650万円から770万円の階層では、最終的に1.7倍、５万円もの負担が増えます。

全国保険医協会連合会が子供を持つがん患者の団体の有志と共同で行った調査では、半数が病気で収入が減る上に、治療と子育てにお金がかかり、現状でも家計は厳しい、これ以上医療費の負担が増えれば、５割が治療中断、６割が治療回数減を考えると回答、子供の進路変更も検討しなければならない状態に追い込まれているとの回答も５割に及んでいます。

高額療養費制度は、がん患者をはじめ重篤な患者にとってまさに命綱であり、今回の制度見直しは、それを断ち切るに等しいものです。今回の制度見直しを決定するに当たって、厚生労働省は制度利用者の収入減、また医療費の支出、受診抑制を含む影響など、実態調査を全く実施していません。また、日本障害者協議会は緊急声明で、障害者権利条約では、政策決定の過程で障害のある人たちの声を聞き、決定に参画させることを国や自治体に求めており、本人不在の決定は障害者権利条約にも反しています。

政府は、患者団体などの声に押され、２月４日、大臣会見では高額療養費制度の一部修正を検討すると報じられていましたが、昨日のニュースでは、政府が修正ではなく凍結すると判断したようです。国民の怒りの大きさを表していると思います。

そもそも重篤な疾患で治療を継続している患者にさらなる負担を強いて財源を捻出するという手法そのものが、社会保障の概念とは相入れ

ないものであり、公的医療保険の仕組みを根幹から突き崩すものです。政府は、2,270億円分の受診抑制が発生することを分かった上で提案しています。負担限度額を決定する過程のずさんさは、国民の命など眼中にない対応だと思います。

がん患者、難病や障害がある方をはじめとした県民の代表として、負担増の撤回を求めるときではないでしょうか、知事にお聞きをいたします。

次に、人口減少対策としてのスマートシュリンクについて伺います。

人口減少対策に対応するとして、県はスマートシュリンク、賢く縮むを大きく打ち出していますが、地方の人口減少は自然減少ではありません。

まず、農業など第１次産業で安定な暮らしや希望のある生活を保障できなくした政治の責任があります。また、社会保障をコストとみなし、抑制してきたことです。地域経済の２割を支えている年金を12年間で８％も実質削減し、経済を縮小させてきました。低過ぎる公定価格や配置基準による介護や保育など、安定した雇用の場も削られてきました。このような地域を疲弊させる政策の転換こそが求められています。

前県政の下で小さな拠点づくりなど、地方切捨ての流れにあらがってきましたが、私たちは国の政策転換がなければ限界があると指摘をしてきました。そのとおりになっているのではないでしょうか。この間も、行政サービスを維持するためとして平成の大合併を推し進めましたが、結果として地方の人口減少を加速させました。

この失敗の下で合併を推し進めることは不可能だと判断し、広域連携の仕組みがいろいろ提案され、さらには自治体戦略2040構想などが打ち出されてきましたが、それらは地方を切り捨てた政策の本体を改めず、その失敗を広域化や選択と集中、賢く縮むなどの言葉で続けているわけです。

この間、国民・県民運動で、３歳から５歳への保育料の無料化、自治体の子供の医療費助成、高校授業料の無償化の流れへと子育ての負担が軽減されてきました。さらに、学校給食の無料化が進めば、それなりに収入を確保でき、高い収入を求めて若者が都会に出ていく必要はなくなります。地方がなぜ衰退したのか、人口減少がなぜ加速したのか、その真摯な分析と反省なくして、これからの方向性は見えてきません。

まず、お聞きしたいのは、全国で地方の衰退、人口減少が進んできた原因について、国の政治や、その政策に問題があったと考えているかどうか、知事に認識をお聞きいたします。

このスマートシュリンク、賢く縮むが県内で拡大すれば、どんな事態をつくるのか、このままでは地方や中山間地域が願う真の地方創生とかけ離れていくばかりではないでしょうか。県は人口減少対策の中で、県内市町村に対して人口減少対策総合交付金を出し、自治体の独自性を生かした人口減少対策を進めていますが、既に市町村は人口減少に伴い、行政機能や住民サービスの縮小を余儀なくされてきました。

今回の県の交付金を力に、市町村は現場に必要な独自の取組を進めていくことができる流れにはなりましたが、強く問題を感じるのは、県の少子化対策の元気な未来創造戦略の中に広域化や再編、財政効率化の側面が強いスマートシュリンク、４Ｓプロジェクトを新たな視点として入れていることです。これでは、またもや自治体の独自性や存在意義は後退するのではないかと思います。市町村の存在意義や地域性を尊重していく人口減少対策と、新たな視点のスマートシュリンク、４Ｓプロジェクトは相入れないと思います。

本来、市町村がその特徴を生かし住民に対して行政責任を果たしていけるよう、県こそが市町村の自治権を保障していく立場ではないでしょうか。スマートシュリンクの在り方について、いま一度見直す必要があると思いますが、知事の見解をお聞きいたします。

県はこの間､若い女性の人口流出を取り上げ、若年層をターゲットとした人口減少対策を強調してきました。昨年５月に開かれた元気な未来創造戦略推進委員会で知事は、出生数の低さや若年女性の減少を食い止めるために、あらゆる施策を導入していくと話しています。

結果は､男女の出会い創出事業で結婚を進め、出産を支援して人口を増やすことを人口減少対策の中心的柱にして取り組んでいます｡しかし、これは一部の意見しか届いていないのではないでしょうか。知事が招集した元気な未来創造戦略推進委員さんたちの中には大事な意見があります。例えば、人口が少ないからこそ一人一人が大切にされることが重要との趣旨の意見が複数の委員から出されています。

高知県の将来像として必要なのは、単に人口が増えればいいという価値観ではなく、住民の一人一人が大切にされる対策が必要ではないでしょうか。財政効率や競争があおられる中で、全国的な社会問題には、若年層の自殺、不登校やいじめ、過労死や職場でのハラスメントの増加、虐待や貧困の深刻さがあります。精神や肉体が健やかであること自体が難しい社会になっています。

県は、人口減少対策の一番に若年人口の増、出生数の増を強調していますが、人口が少なくても一人一人を大切にすることが大事だとする推進委員さんの声もありました。この点は非常に重要だと思います。

人口増にばかり力点を置く施策から、県外に出ていかなくても生活ができる施策にもっと力を入れていただきたい、そういった事業が必要ではないでしょうか、人口減少・中山間担当理事にお聞きをいたします。

次に、物価高騰対策と賃上げについて伺います。

物価高騰の影響はすさまじく、県民を苦しめています。高知市では、偶数月の年金支給日の朝に早くから銀行のＡＴＭの前には高齢者が並んでいます。また、70代の女性は、脳梗塞で不自由になった左手をさすりながら、必死に買物に行ったら七草がゆセットが650円以上で高くて買うのを諦めたと話をしてくれました。

県内の学生は、食料品やガソリン代、バスやＪＲの運賃、光熱水費などあらゆるものが値上がりし、節約のために食費を削り、勉強の時間を削り、時給が高くなる深夜のバイトをしてしのぐ状況が生まれています。賃金も年金も物価高騰に追いつかず、ついに国が発表したエンゲル係数は43年ぶりに最高値を更新しました。国民生活も商売も限界になっています。

事業者の状況について、東京商工リサーチによる2024年の企業の倒産は11年ぶりに１万件を超え、休業、廃業、解散は６万件を超え、合わせて約７万2,700件の雇用の場が失われたことになります。同調査では、社会基盤の維持の観点からも、休廃業の状況は福祉政策とセットで考える時期に差しかかっていると指摘をしています。

さらに、労働者の賃金状況については、厚生労働省が２月に発表した2024年、毎月勤労統計調査では、物価高騰を考慮した１人当たりの実質賃金は前年度比で0.2%減り、３年連続のマイナスでした。労働者側は賃上げを強く求めていますが、経営者側は、さきに述べたように物価高騰が追い打ちとなり、特に中小零細事業者の多くは、賃金を上げたくても上げられない、廃業に追い込まれる状況に陥っています。

この危機的な状況の中で、林芳正官房長官は記者会見で、価格転嫁を進め、賃金上昇が物価上昇を上回る経済の実現を目指すと発言しましたが、2025年度の国の当初予算を見ると、中小企業対策費は1,695億円で、前年度比較ではたった１億円しか増えておらず、そのうち地域の中小事業者の後継者支援を重視した後継者支援ネットワーク事業は４億円で、前年度比較では4,000万円の減少です。

また、中小・小規模事業者の賃上げを支援する業務改善助成金は15億円で、前年度比較では６億8,000万円の増額とはなりましたが、賃上げと一体で設備投資が支給要件となっており、この制度のままでは多くの中小事業者に支援が行き届かない状況が続きます。

根本的には、国の責任で支援を拡充すべきところですが、では自治体が何もできないのかというと、そんなことはありません。県レベルで、中小事業者への支援をセットで労働者の賃金を引き上げてきた自治体があります。

例えば、岩手県では2023年12月議会に岩手県物価高騰対策賃上げ支援金として事業費21億円が計上されました。その目的は、昨今の物価高騰により物価上昇に実際の賃金が追いついていないことを踏まえ、県内の中小企業等の賃上げの加速化を図り、中小企業の必要な人材を確保していくためと説明しています。支援内容は、時給50円以上の賃上げを１年以上継続実施することを条件に、従業員１人当たり５万円、最大100万円を支給するとしています。岩手県は４万人分を上限として予算を組みました。支援金を利用したある建設会社の方は、物づくりに重要な現場管理者や若い人に長く働いてほしい、賃上げ支援金が事業者の賃上げのインセンティブとして機能するようになったと評価をしています。

翌年度、2024年度の全国の最低賃金の目安額は全国一律50円の引上げとなりましたが、岩手県では達増知事が岩手労働局長に最低賃金の引上げを要請するなどして、９円上乗せをする改定を実現しています。最低賃金59円の引上げは、労働者側にとってはうれしいことですが、中小企業や小規模事業者にとっては、かつてなく厳しいものとなりました。しかし、県が事業者支援をセットで行ったことが経営者側の合意を得ることにつながり、賃金引上げへの流れを生み出しました。

また、お隣の徳島県は2024年に中小企業の支援とセットで、全国で過去最大となる84円の最低賃金の引上げを行いました。背景には、後藤田知事が人材確保のためには地域間格差の解消が必要だとし、最低賃金1,000円以上への引上げを求め、知事自身が最低賃金審議会の場にも出向いて、県独自の中小企業、小規模事業者への支援を約束し、最賃引上げを求める異例の意見陳述を行っています。

岩手、徳島両知事とも、地元の最賃審議会に引上げを求める要請を行い、中小企業支援とセットで独自の賃上げを実現していますが、濵田知事は両知事の要請や取組をどう評価されているのか、また本来最賃の引上げ支援は国が行うべきところですが、しかし事業者の危機的状況を理解して激変緩和を考えるならば、高知県も、岩手県や徳島県のように事業者の急激な負担を緩和し、少しでも賃金の引上げにつながる取組を検討してほしいと思いますが、知事の見解をお聞きいたします。

次に、産業振興政策の地消の重点化と担い手確保について伺います。

新年度の当初予算では、産業振興計画に基づき地消地産の強化を行うとし、エネルギー分野、食品分野、木材分野を中心に取り組むとしています。その目的は地域経済の好循環をつくるためとしていますが、注目するのは、地産よりも

地消を前面に出したという点です。

県の取組に変化を感じますが、ではどう確実に県内で県産品の消費を増やすのか、これまでも学校給食における地元産品の活用や、住宅整備における地元木材の活用補助金など地消の推進は行われてきました。一定の効果はあったとは思いますが、本格的な地消の動きと言えるのか、改めて今回の地消地産の強化と、具体的な政策の予算化が問われていると思います。

商工農林水産委員会で視察に行った大分県の日田市では、森林環境譲与税の活用で地元産材を活用した住宅の新築やリフォームへの補助、また市内の全小中学校の子供たちの学習机、約6,600セットを作成し、活用しています。子供たちは卒業するとき木製の天板を記念に持って帰るため、木製部分の需要は毎年生まれています。木材現場にも教育現場にも活力を与えていました。

地元生産と地元消費をしっかりと結びつけるには、方針をお願いするだけでは限界があります。県には、地消の拡大を確実に進めていただきたい、そのためにはどうしても地消の制度化や、それに伴う予算の拡大も必要です。どう進めていくのか、産業振興推進部長の御所見をお聞きいたします。

地消が進まなければ地産も成り立たないわけですが、農林漁業の現場はもちろん、建設現場や教育、公務の現場でも人手不足が深刻になっています。だからこそ、産業振興の中で担い手確保は要の政策です。

しかし、農業分野で問題だと思うのは、担い手確保が重要と言いながら、昨年４月に、県独自で支援してきた親元就農支援制度の50歳から64歳を対象から外しました。この問題では、親元で就農の可能性を考えていた50代の女性の相談から、制度打切りは中山間で生きていこうと思う選択肢を失うものだとの指摘から、質問として取り上げることにしました。

農業は経営的に厳しい状況が続き、後を継ぐ判断も簡単ではありませんが、それでも支援を受け、経営も含めて農業を学び、実際体験できる制度として大きな意義を発揮してきた、県が誇れる独自の制度ではないのでしょうか。問題は、中山間で暮らせる高知を目指すと言いながら、利用者が少ない、予算がないという理由で制度の対象基準を引き下げたことです。

このように、県の産業振興計画の目的ともかけ離れた予算の削減が起きています。県は事業の検証を行っているとしていますが、どんな視点で検証するのか、改めて県の考え方が問われていると思います。

産業振興計画の中で担い手確保は重要なテーマです。農業の後継者確保の制度で、50歳から64歳を親元就農支援制度の対象から外したことについてどうお考えか、産業振興推進部長に見解をお聞きいたします。

また、県として担い手確保を充実させる意味から、県独自の親元就農支援制度の対象年齢の見直しも含め、担い手支援を再構築していただきたいですが、農業振興部長の見解をお聞きいたします。

次に、消防広域化について伺います。

県は、新年度予算の柱にスマートシュリンク、賢く縮むの具体化として４Ｓプロジェクトを掲げ、消防の広域化、県一本化を進めるとし、消防広域化基本計画あり方検討会などの予算を約3,000万円計上しています。そもそも消防の広域化を進めているのは国ですが、総務省の説明は、消防本部の規模を引き上げること等により行財政上のスケールメリットを生かし、消防力の維持・強化のための消防体制の構築を図ると述べています。つまり広域化による共同運営で財政効率・合理化を進めたいということです。

県が示す広域化基本構想の骨子案では、あり

方検討会の設置の合意が取れたとして、2025年度には総務省の消防庁をオブザーバーとして参加させ、高知県消防広域化基本計画の策定を行い、2028年には県一本化をスタートさせるとしています。

しかし、県内各消防本部や職員からは、広域化ありきの強引な計画案に対して、県一本化は急ぐべきではないとの声が数多く寄せられています。例えば、通信指令業務の現場はどうなるのか、新たに必要となる職員の増員はできるのか、地域消防団との連携はどうなるのかなど、重要な点の多くが不透明なままであり、不安と疑問の声が強くあります。

本当に県一本化の道が高知県の消防体制にふさわしいのか、また県は消防現場の声をどう受け止めているのかなどを踏まえ、以下お聞きをしたいと思います。

まず、広域化基本構想の骨子案に対する公募意見に関わって問いたいと思います。間接部門のスリム化による直接部門の強化について、高知市以外の14の消防本部では、既に必要最小限の毎日勤務者と交代制勤務者が兼務し、総務事務や火災予防事務などの間接部門を担っています。県内15本部の毎日勤務者を集約したとしても、直接部門である現場に配置できる余剰人員は、確保はほぼ見込めず、また広域連合事務局への人員配置についても新たな人的支援が必要です。この人員確保について県はどうするのか、増員に係る予算の試算についても示していただきたい、危機管理部長に見解をお聞きいたします。

通信指令業務の集約化については、15本部を集約するに当たって規模に見合う通信指令台の整備が必要ですし、地形的に不利がある高知県において警察無線とは違う複数の無線を使用している実態から、新たな無線環境の整備についても莫大な費用が想定されます。その試算はあるのか、危機管理部長にお聞きをいたします。

地域消防団との関係については、公募意見の中で、高知市においては消防団事務をはじめ全ての団員の処遇、屯所などの施設維持管理、車両や資機材の配備について、全て高知市消防局が担っているため、広域化されることで常備消防との関連が薄れ、消防団運営へのマイナスの影響や消防活動における連携・協力体制への支障など、消防団の消防力低下につながることは避けなければならないと重大な指摘をしています。

県は、連携・協力体制への支障をどう防ぐのか、県の方策について危機管理部長にお聞きをいたします。

今回の広域化方針を新聞報道で知ったとする県内の消防局職員や分団の皆さんの不安は大きく、県の広域化基本計画の動きを危惧しています。消防、救急の現場は、日夜命を助けるという緊張感が続く業務であり、心理的、肉体的にも負担は大きい任務を担っています。県内の各消防署の実態は本当に深刻です。

例えば、郡部の６人体制の現場では、救急車が高知市内の病院に向かうと二、三時間は戻れないため、その間に119番コールが鳴れば近隣の市町村の消防に応援を呼ぶしかない、これが常態化しています。そもそも足りない人員の上にシステム化の予算はないと言われ、119番コールが入っても、ゼンリンの紙の地図を広げ現場に指令を出しているのが実態です。また、通信指令業務の間にも職員給与をエクセルに打ち込む、これを消防隊員や救急隊員が兼務しています。この状況の中、広域化では給与の見直しや人事異動も想定されますが、現状の消防業務や生活の後退につながるリスクも指摘をされています。

本来、細部まで調整が必要な問題が多々ありますが、県のスケジュール案では広域化後に調整を実施するとしており、このままでは不安や

あつれきを生み出し、ともすれば消防職員の大量退職に直結するとの強い指摘が公募意見でも書かれてあります。今回の広域化の骨子案の内容、そしてこのスケジュール感は、あまりにも現場の実態をつかまず、総務省の進める広域化ありきで県が動いているとしか言いようがありません。

2025年度に予定されているあり方検討会のメンバーには、市町村長や消防長、有識者だけでなく、各消防本部の現場職員も構成員として発言権を認めるべきではないでしょうか、知事に見解をお聞きいたします。

次に、嶺北地域及び香美市での大規模な風力発電について伺います。

高知県国見山周辺で計画されている株式会社ジェイウインドによる事業と、嶺北・香美で計画されている株式会社ＧＦによる仮称嶺北香美ウィンドファーム事業があります。計画が進められている国見山エリアでの風力発電計画は、最大出力５万600キロワットを予定し、風車の高さは143メートルと大規模で、4,000キロワット級を12基建設するとしています。2018年12月から風況観測がスタートし、2024年５月には環境影響評価書の縦覧が終了し、2028年には運転開始の予定とされています。

地元では、多くの住民が知らないままに計画が進められており、生活用水、農業用水や低周波被害についても、事業者からは影響ありませんというだけで納得できる状況ではないとの意見が寄せられています。問題なのは、この間、環境影響評価技術審査会が開かれ、大事な意見や指摘が出されていますが、住民生活や生態系、自然環境には配慮していると判断し、結局大規模な開発が進められている点です。

2022年11月の審査会では、会長が答申をまとめる中で次のように述べています。この勢いで高知県の尾根筋に風力発電機ができていくと個々の対応では済まない、総量規制みたいなものを県でガイドラインを持っておかないといけない、一つ一つは問題ないかもしれないが総体的に高知の山の尾根筋に自然の山でなく全て風力発電機があるのはどうかと思う、子孫に残せる風景なのか県には長期的な視点で検討をお願いしたいと発言をしていました。

しかし結果は、規制の動きはないままに嶺北・香美での株式会社ＧＦによる大規模な風力発電事業につながっています。このウィンドファーム事業は、風車の高さ180メートルで、4,300キロワット級が36基も建設される事業です。計画が示されたばかりの段階ですが、地元住民からは事業は認められないとの署名が県に出されていますし、香美市議会は調査を求める請願を採択しています。住民、市議会の動きを踏まえ、昨年12月20日付で香美市長からも計画に対する意見書が出されました。その中で、土砂災害の危険性、水環境、生態系、景観、環境対策の責任、市民への説明と理解を得ることを求めています。

県は、今年の２月13日に株式会社ＧＦに対し、計画段階環境配慮書に対する知事の意見を発表しました。事業計画の見直しについて、重大な影響の回避もしくは低減ができない場合、または回避、低減を裏づける科学的な根拠を示すことができない場合は、事業実施区域の見直しを求めるとしました。

さらに、国見山での株式会社ジェイウインドの風力発電計画を踏まえて、その他事項の中では、事業実施想定区域の近隣には既設の風力発電が存在し、また他事業者による風力発電の設置が計画されていることから、本事業との累積的な環境影響が懸念されるとして、累積的な影響について適切な調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電施設の配置を検討することとしています。

事業者にとってはハードルが高くなったと思

いますが、実態は事業者へのお願いの範囲です。このままだと、高知県の尾根筋は、大規模開発による風車が立ち並び、各河川流域への影響や土砂崩れのリスク、生物の多様性が後退するのは明らかです。このままでいいわけがありません。

埼玉県では、小川町のメガソーラー発電開発に対し住民の署名や町議会の調査を求める請願採択の結果を受け、知事が準備書に対する意見書の中で、環境への影響が改善されなければ中止も含めて検討をと述べ、環境大臣からも、地域からの懸念や不信感がある、計画の見直しを求めるとの意見が出され、さらに経済産業大臣からも、計画について抜本的な見直しを求めるとの勧告が出されました。結果、事業者のＦＩＴ認定が失効し、事実上メガソーラー発電所の建設は中止となっています。

県の嶺北エリアで拡大している自然破壊的な大規模な風力発電に対する濵田知事の姿勢が改めて問われています。嶺北・香美エリアでの風力発電計画について、環境への影響が回避されない場合、中止も含めた検討を求めるつもりがあるのか、知事にお聞きをいたします。

また、国見山での株式会社ジェイウインドの計画に対する環境影響評価技術審査会で出された意見である風力発電の総量などの規制について、県は早急に検討へ進むべきではないでしょうか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

次に、ＰＦＡＳについて質問をいたします。

環境省は２月６日、発がん性があり、消えない有毒物質とされる有機フッ素化合物、ＰＦＡＳについて、水質検査と基準値を超えた場合の改善を水道法で義務づける内容の報告書案を取りまとめ、2026年４月から施行するとしています。水質基準値は、食品安全委員会が昨年６月に示した１リットル当たり50ナノグラムで、現在の暫定目標値と同じとし、３か月に１回の定期検査を基本に、小規模な簡易水道や社宅、病院、専用水道も対象に検査を義務にするとしました。

国は、2024年５月に全国の水道事業者に対し、水道におけるＰＦＡＳの検査結果について報告を依頼しています。その結果について国の公表資料によると、県内の水道事業所15か所のうち、2024年９月末時点で調査を行っていない自治体は３市町あります。また、県内の簡易水道22か所のうち13か所で検査が未実施、また専用水道35か所のうち検査未実施は28か所もありました。

現時点では検査は義務ではありませんが、水道法改正によって2026年４月からは義務となります。それを受け、専用水道の中でも特に住民が管理費を負担し運営している現場では、ＰＦＡＳ検査の調査費用が約６万円から10万円以上かかるとし、行政の支援を求める声が寄せられています。飲み水を管理する現場では、既に施設の老朽化に伴う更新の工事費用がかさみ、今後もさらなる値上げを検討せざるを得ない状況だとお聞きをしています。

住民の命と健康を守るのは自治体の原点であり、少なくとも飲み水については、ＰＦＡＳ検査が国によって負担なく保障される必要があると思いますが、土木部長の認識をお聞きします。

また、地元新聞の報道では、共同通信が全国の都道府県に対して行ったアンケートで、ＰＦＡＳが検出された場合、汚染源の特定を調査しているかとの問いに、既に実施しているが17道府県、検討の意向があるが５県、未定、検討していないが24県でした。高知県は、未定、検討していないと回答したと報道されています。さらに、ＰＦＡＳの健康被害への懸念があるかとの問いでは、ある、どちらかといえばあるがたった５県、分からないとの回答は26府県、懸念はない、どちらかといえばないが11府県という結

果です。

そもそも県は、消えない有害物質とされるＰＦＡＳの健康被害をどう認識されているのか、その上でアンケートにはどう回答されたのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

また、県内の河川調査の結果からは、基準値以下ではありますが、ＰＦＡＳが検出されています。汚染源を特定する調査を行う考えがあるのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

最後に、教員不足の解消について伺います。

日本共産党県議団は、教員の充足率、公立小中学校等の教員定数の標準に占める配置された教員数の割合に注目し、充足率１位である鳥取県教育委員会を視察、調査しました。2024年度の教員充足率は、鳥取県は110.6％に対し高知県は98.1％と大きな開きがあります。

鳥取県の教育委員会にお話をお聞きすると、充足率を引き上げている主な要因は、手厚い少人数学級の実施と、それに伴う県単費での教員確保です。特に、小学校での少人数学級が本県と比べても手厚く、小学校１年生から５年生で30人学級、2025年度からは６年生も30人学級へ拡大する予定とのことです。高知県は、小学校１、２年生は30人学級ですが、３年生から６年生は35人学級と、鳥取県が一歩進んでいます。鳥取県では、少人数学級に伴う県単配置は小学校で120名から130名、中学校では100名弱となっているとのことです。

文部科学省も少人数学級の効果を認め、来年度には中学校にも35人学級を導入します。それによって確保できる県予算をさらなる少人数学級の推進に充て、学習環境の保障、教員の負担軽減につなげることが教員志望者を増やし、教員不足を解消する好循環の要です。

さきの鳥取県の例でも、また公立小学校で２学級以上の学年の場合に25人学級を進めている山梨県でも、知事のリーダーシップの発揮は大きいと指摘をされています。

少人数学級のさらなる推進を知事に求めるものですが、所見をお聞きいたします。

また、代替教員の長期未着任などが発生し、子供たちの学習権が保障されない緊急事態への対策として、学校に籍を置きながら教育委員会等で勤務する教員、充て指導主事を現場に戻すことを一貫して求めてきました。来年度教育委員会の組織改編では、充て指導主事が170人から165人に５人削減をされました。この方向性は歓迎するものですが、あまりに規模が小さいと言わざるを得ません。

12月議会での中根県議の質問に対し、行政職の教員は90人との答弁でしたが、充て指導主事の170人と合わせると、県教育委員会事務局の職員424人の６割を超える260人が教員免許を持っています。その一方で、繰り返し教員の未配置が起きる状況は非常事態だと指摘し、教育長も重く受け止めると答弁しました。充て指導主事などの教員を現場に戻し、教員不足を解消し、さらなる県教委の体制見直しを求めるものです。

今回削減された充て指導主事の人数分は学校現場に配置をされるのか、教育長にお聞きをいたします。

以上で第１問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　はた議員の御質問にお答えいたします。

まず、国の防衛費の増を受けまして、国に言うべきことはないかとお尋ねがございました。

ロシアのウクライナ侵攻の継続、中国の軍事力の急速な増強、北朝鮮の核・ミサイル開発の進展など、我が国を取り巻く安全保障環境は大変厳しく、また複雑になっております。こうした環境下で、国として最も重要であり責任を持つべき国民の生命と財産を守るという任務を果

たすために、財源の確保も含めて、防衛費について必要な予算が確保されたものというふうに受け止めております。

他方で、待ったなしの人口減少対策や国土強靭化、社会保障、教育など我が国が直面する様々な内政上の政策課題にもしっかりと対応していく必要があります。このため本県では、全国知事会と連携して積極的に国に対する政策提言を実施してまいりました。

こうした結果もあり、今回の国の予算案におきましては、例えば地方創生交付金の倍増、こども未来戦略の本格実施、災害に強いインフラ整備の加速化、こういった点に、補正予算も含めまして十分な措置が行われたものと評価をいたしております。今後も、地方に必要な予算がしっかりと確保されますように、積極的に政策提言を行ってまいります。

次に、いわゆる高額療養費制度の見直しについてお尋ねがございました。

高額療養費制度につきましては、ここ10年程度大きな見直しが行われておりません。自己負担限度額の上限額も10年程度据え置かれたままになっているという状況でございます。

一方で、この高額療養費は、ここ数年で見ましても、国民医療費に比べて２倍のペースで伸びておりまして、これが国民が負担する保険料の水準を押し上げるという結果になっているところでございます。

こうした状況を踏まえまして、現役世代のさらなる保険料負担の増加は回避しながら、将来にわたって制度を維持するためには、自己負担限度額の上限額の見直しは避けて通れない課題であるというふうに考えております。

また、今回の見直しなどによりまして、保険料の軽減効果が期待をされますが、これは実質的に今進めようとしております少子化対策の財源確保を支える役割も期待されているという点には留意する必要があるのではないかというふうに考えます。

具体的に申しますと、岸田内閣の下で次元の異なる少子化対策といたしまして、昨年秋から児童手当の抜本的な拡充など、年間３兆円規模の対策が行われております。この財源の一部として、医療保険料に子ども・子育て支援金を上乗せするという形で、国民負担が増加をするという形になるところでございますけれども、これは現役世代の負担軽減を図るという少子化対策の趣旨とも相入れないのではないかと、こういった御意見もありまして、この議論の過程の中で、別途社会保障について改革をして、この保険料の負担の軽減の効果を得るとした設計が行われたわけでございます。そうした保険料の引上げ効果を相殺するような効果が、今回の高額療養費の見直しにおいても想定をされているという点は留意が必要ではないかというふうに思っております。

他方で、制度の見直しに当たりましては、議員から御指摘ございましたように、がん患者の皆さんをはじめとして、継続的に制度を利用する方々を中心に、この負担増の回避を求める切実な声が上がっております。このため、報道によりますと、国におきましては今回の制度の見直し案の一時凍結、そして与野党で新たな協議体を設置して、制度の在り方を検討するといった方向で検討、調整が行われているというふうなことも伝えられているところでございます。

こうした情勢が流動的な中でもございますので、この問題に関しましては、今後国政の場において丁寧な議論が行われまして、現役世代をはじめとする医療保険を支えます被保険者の方々の御意見、そして制度利用者の方々の御意見、その双方の理解と納得を得られるような成案が見いだされることを期待いたしたいというふうに考えます。

次に、地方の人口減少に対します国の政策の問題点についてお尋ねがございました。

地方の活力低下、人口減少には大きく２つの要因があるというふうに指摘をされております。１つ目は、高度経済成長期に産業構造の転換がなされまして、太平洋ベルト地帯を中心に重化学工業化が進んで、それらの地域に人口が集中したという現象が見られました。

２つ目は、1980年代半ば以降でありますが、経済のサービス化が進みましたことで、人口の集中した都市部で新しい産業が発展をし、特に東京圏への人口集中が進展したと、こうした指摘が行われているわけでありまして、私といたしましても、この地方の人口減少、歴史的に見ますとこうした国内の産業構造の変化が大きく影響した背景にあるというふうに考えております。

国におきましては、こうした地方の人口減少に対応いたしますために、第５次に及びます全国総合開発計画によりまして、地域間の均衡ある発展、あるいは多極分散型国土の構築を目指してまいりました。また、平成26年には、まち・ひと・しごと創生法を制定されまして、地方創生の取組を進めてこられたところであります。

しかしながら、東京圏を除きます地方の人口は、令和５年までの10年間で420万人以上減少しております。本県でもこの間７万人以上の減少となっておりまして、こうした国の政策にもかかわらず、地方の人口減少に歯止めがかかっていないというのが現状でございます。こうした状況を踏まえまして、国のほうでも人口減少や一極集中などの大きな流れを変えるには至っていないというふうに総括をされており、私もこれは同様な認識であります。

こうした中でありますが、石破総理は先日の施政方針演説におきまして、令和の日本列島改造を掲げられました。一極集中の是正と多極分散型社会の構築を目指すということを表明されたわけでございます。総理御自身が10年前に志しながらも、必ずしも成果が十分に上がらなかった東京一極集中の是正に向けまして、総理が強いリーダーシップを発揮され、政府を挙げて改めて真剣に取り組んでいただきたいというふうに考えます。

本県といたしましても、国が国土政策として例えば政府機関や企業、大学、こういった大都市機能の地方分散などに真摯に取り組まれまして、具体的な成果を上げていかれますように、全国知事会とも連携をし、粘り強く政策提言を行ってまいる考えであります。

次に、いわゆるスマートシュリンクの在り方についてお尋ねがございました。

４Ｓプロジェクトとして今回開始をするプロジェクトにつきましては、人口減少や担い手不足を真正面から受け止めまして、公共サービスなどの持続可能性、そして県民生活の質を向上させる、こうした目的で行うものであります。

こうした考え方の下に推進するプロジェクトでございますので、このプロジェクトでは、規模の縮小そのものを目的とするものではございません。また、市町村合併、あるいは住民移動を伴ういわゆるコンパクトシティー化を目指す、そういったプロジェクトでもございません。

考え方としましては、必要なサービスをいかにして地域に残していくか、こういう視点での取組を進めようというものであります。例えば消防の広域化でございましたら、総務などの間接部門の共通する事務は効率化をする一方で、消火、救急、救助といった地域の消防署、分署などの現場力はむしろ強化をし、住民サービスの確保を図ろうという考えであります。高等学校の再編につきましても、県全体での総定員は縮減する中にありましても、中山間地域の小規模校では存置の基準を都市部より大幅に緩和す

る、それによって地域資源を生かした学校の魅力化､特色化を進めようという考えであります。

また､午前中にも答弁させていただきました、私といたしましては、人口減少が究極的に進む遠い将来を展望しましたときに、小規模自治体を住民自治の担い手として残していくという選択肢を追求すべきではないかという思いを持っているところでありまして、そうした文脈で捉えていただきますれば、本プロジェクトはそうした方向性にも沿うものではないかというふうに考えております。

したがって、本プロジェクトは、御懸念のありましたような市町村の独自性や存在意義を後退させるといった事態を避けるためにも、ぜひ取り組むべき施策であるというふうに考えているところであります。

次に､最低賃金の引上げに関しまして､岩手､徳島両県の対応への評価についてお尋ねがございました。

地域間の所得格差の是正に向けまして、中小企業などの生産性の向上を図りながら、最低賃金を全国一律の水準に持っていこうという考え方につきましては、私自身も目指すべき方向であるというふうに考えております。

一方、今回両県知事が各県の審議会に要請した中身におきましては､岩手県におきましては、令和５年度の最低賃金が全国で単独の最下位となって他県との格差が生じているといったような状況、そして徳島県におきましては、１人当たりの県民所得は全国９位という上位にあるにもかかわらず、令和５年度の最低賃金に地域の経済状況が十分に反映されていない、最低賃金のほうは低いグループのままだといったような意見が両県知事から述べられているというふうに承知をしております。

こういった御紹介いたしましたような事情を背景といたしまして、両県の知事は、国が示した目安額50円を大きく上回る最低賃金の引上げを目指そうという考えで、言わばやむにやまれず、審議会に直接働きかけるといった行動を選択されたのではないかというふうな理解をいたしております。

しかしながら、県別の最低賃金を決定する仕組みといたしましては､労働者の生計費や賃金、事業者の支払い能力も考慮した上で、労働者、使用者、公益の代表者、この３者から成ります審議会の意見を聞いて労働局長が決定すると、こうした仕組みとなっております。そして、実際問題といたしましては、審議会におきます労働者側、使用者側の意見は、往々にして鋭く対立しがちであるというふうに考えます。

こうした中でございますので、私としましては、地域の審議会におきまして知事という立場で、どちらか一方に肩入れをし、意見を公言するということは差し控えるべきであろうと、そして中立的な立場で入っておられます公益代表委員などの御尽力によりまして、意見集約がされた答申を知事としては尊重すべきものではないかというふうに考えているところでございます。

次に、岩手県や徳島県のような賃上げの経済的な支援策、財政的な支援策の検討をすべきではないかというお尋ねがございました。

両県が実施されました支援金の制度につきましては、言わば緊急避難的な意味を持つ、あるいは激変緩和策といった位置づけで行われるとすれば、施策の選択肢の一つとはなり得るものであろうとは思います。しかしながら、賃金上昇によります事業者の負担は、１回限りではございませんで、将来にわたり続くというものであると考えるべきだと思います。したがいまして、一時的な財政支援ではその効果はどうしても限定的なものにとどまってしまいます。

また、財政面での制約もございますので、賃

上げそのものに対する直接的な支援ということではなくて、企業が生産性の向上などによりまして持続的な賃上げの原資を確保するための、例えば設備投資であったり、新分野進出であったり、そういったものへの支援を優先すべきものだというふうに考えております。

これまでも物価高騰の長期化を見据えまして、省力化投資によりますコスト削減、あるいは新分野進出によります新たな収入源の創出といった構造転換を促す施策を展開してまいっております。また、省力化投資などに対します県単独の補助金におきましては、賃上げが行われます事業者には補助上限額を引き上げる加算措置を設けるということで、賃上げを後押しするということも行ってまいりました。来年度予算にもそうした形での各分野におきます生産性向上、賃上げができる環境整備を図るための施策は一層強化をするということといたしております。

これに加えまして、年代別の所得の傾向などを詳細に分析いたしまして、産業分野ごとに若者の所得向上に向けたさらなる取組を行おうという考えで、これに向けての検討を進めてまいる考えであります。

次に、消防広域化基本計画あり方検討会の構成員についてのお尋ねがございました。

昨年11月に消防広域化基本構想の骨子案を公表いたしました。その中でも、来年度はあり方検討会を設置いたしまして、基本計画の策定を目指すというふうに掲げております。この基本計画策定のためのあり方検討会は、様々な視点から多角的に検討をいただくために、その委員につきましては、大きく３つの分野の出身者で構成をするということを考えております。

１つ目は、住民を代表し、また自治体消防の管理者という立場にあります市町村長ということでございまして、市町村長には消防活動の費用を負担する立場からも御意見を言っていただけるというふうに期待をしております。そして、２つ目の分野といたしましては、常備消防組織の長といたしまして、消防現場の業務遂行の指揮監督を行う、またそうした意味で全職員の意見を代表して発言をしていただける消防長さん、そして３つ目といたしましては、消防行政をめぐります各分野に知見のある有識者の方々、こういった３の分野からの構成員で構成をしたいというふうに考えております。

また、このあり方検討会の本体に加えまして、専門分野ごとに部会を設ける、あるいは実務者によるワーキンググループを設けて検討の作業を行うことを考えております。こうした中で、御指摘がありました各消防本部の職員の方々の御意見につきましては、例えば部会審議等の場におきましてヒアリングを行う機会を設けるといった対応を考えたいと思っております。

加えまして、既に行いました骨子案につきましての意見公募でも、消防職員の方々からいただいた御意見がございますので、こうした御意見につきましては、県としての考え方を整理した上でＱ＆Ａを作成し、県のホームページなどを通じて広くお示しするという対応で、県の考えを明らかにしていきたいというふうに考えております。

次に、風力発電計画におきます環境への影響が回避されない場合の対応についてお尋ねがございました。

まず、大豊町の国見山周辺におきます風力発電事業につきましては、環境影響評価書が最終的に確定をされまして、工事着工前の環境アセスメント手続は終了しているという段階にあります。現在、事業者におきましては風力発電所の建設に向けまして、電気事業法に基づく申請を準備中というふうに伺っております。

この件に関しましては、環境保全措置を適切に実施し、環境影響への回避または軽減に十分

配慮することを求めるという意見を知事として提出いたしました。このため、事業の実施に当たりまして、評価書に従わず環境に影響を与えるような事態が認められる場合には、事業者などに対応を求めてまいります。

次に、香美市におきます、仮称でありますが、嶺北香美ウィンドファーム事業につきましては、環境アセスメント手続におきます初回の意見を今月13日に知事として提出いたしました。本事業によります環境の影響に係ります調査、予測及び評価などにつきましては、今後事業者から案が示される予定でございまして、その手続の中で知事として意見を述べる機会があと２回残されております。その手続の中で、市町村や専門家の方々などの意見も踏まえまして、環境への影響を回避または極力低減する計画となっているかどうかという観点から意見を述べてまいる考えであります。

その際に、事業者の計画が環境への影響を回避または低減することができないものとなっていると認められる場合には、事業の中止を含めた検討を求めることもあり得るというふうに考えております。

最後に、少人数学級編制の推進についてお尋ねがございました。

本県は、国の標準を下回ります独自の学級編制につきまして、平成16年度から小学校１年生の30人学級編制を皮切りに取り組んでまいっております。そして現在は、公立小学校１、２年生では30人学級編制、そして小学校３年生から中学校３年生におきましては35人学級編制が行われております。

少人数学級編制は、学級規模が小さくなりますことで、教員が一人一人の児童生徒に向き合う時間が確保され、よりきめ細かな指導が可能となります。あわせまして、担任業務の軽減も見込まれ、教員の働き方改革という観点からも一定の効果があるというふうに考えております。こうしたこともありますので、これまでも全国知事会を通じまして、国に対して少人数学級編制の導入について提言を行ってまいっております。

そうした結果、国において累次の法改正が行われまして、令和３年度から段階的に小学校の35人学級編制が実施されております。さらに、中学校につきましても、令和８年度から35人学級編制を導入する方針が示されているところでございます。

また、御紹介もありましたように、現在幾つかの県でさらなる少人数学級編制の取組が進められているということも承知をいたしております。しかし、少人数学級化が各自治体独自で進められるような場合には、その財政力によって教育環境に格差が生じる可能性もあると考えます。

全国どの地域におきましても質の高い教育環境が整えられるということが大原則であると考えておりまして、国の責任の下に、少人数によるきめ細かな指導体制が整えられる、これが本筋であろうというふうに考えております。このため、今後も引き続きでありますが、少人数学級編制の推進につきまして、国に対して要望、提言を重ねてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

（人口減少・中山間担当理事中村剛君登壇）

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　人口が少なくても一人一人を大切にすることが重要であり、人口増に力点を置く施策から、県外に行かなくても生活できることに力を入れた施策に転換すべきとのお尋ねがございました。

県民お一人お一人を大切に思い、広くその御意見を伺いながら、またそのお気持ちに想像力を働かせながら施策を展開していくことは、県職員の基本的な姿勢として常に意識すべきもの

と考えております。

高知県では、広域自治体である県のトップ知事自らが、県内全ての市町村の現場を訪れ、地域の事業者や住民の方の御意見を賜り施策に生かしていくという取組を行っております。

また、職員、私も含めまして、住民の方の御要望、お叱りも含めた御意見を直接お聞かせいただくため地域に足を運ぶことも一再ならずございます。規模が小さい県だからこそできるこうした取組や対応は、県の政策議論が机上のものにならないようにするためにも大変重要なことだと考えております。

お話にありました人口減少対策におきましても、こうした考えの下、可能な限り地域住民の皆様や事業者の声をお聞きしながら、また若年女性の多様な意見が反映できるように工夫をしながら施策を検討しております。

例えば、中山間地域では困っていることとして、人口減少、若者が少ない、担い手が足りないという声が最も多くございました。また、若年女性からは、いつかは帰りたい気持ちがあるが高知ではスキルアップや経験の蓄積が十分にできないという意見のほか、女性の多様な生き方を認めてほしい、結婚・出産・子育てに全てをつなげないでほしいといった御意見もいただきました。

元気な未来創造戦略では、こうした様々な御意見も踏まえ、若者が住み続けられる、帰ってくることができるようにするための取組として、１番目に、魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげるを据えました。若者の所得向上や非正規労働者の正規化、加えて女性活躍の場の拡大や女性のキャリア形成支援も強化しながら取り組むこととしております。

また、県民意識調査によると県内の未婚者の４分の３近くが結婚を希望しておりますが、本県の若者の未婚率は男性で50％、女性でも40％を超えております。理想的な子供の数と現実的に持ちたい子供の数に乖離があることも分かっており、多様な価値観の尊重を大前提としながら、県民の皆様の結婚の希望をかなえること、子供を産み育てたいという希望をかなえることを政策２、３に掲げ、多様な出会いの機会の拡充や不妊治療への支援、子育てしやすい地域づくりなどに取り組むこととしたところでございます。

御指摘は受け止めさせていただきまして、引き続き県民一人一人の御意見やお考えに真摯に耳を傾けながら、戦略の施策の立案、実行に取り組んでいきたいと考えております。

（産業振興推進部長合田和穂君登壇）

○産業振興推進部長（合田和穂君）　まず、地消の拡大をどう進めるのかとのお尋ねがありました。

地消の拡大として、例えば学校給食への地元産品の積極的な活用などは、食育の推進や食を通した地域への理解、郷土愛の醸成につながるものと考えます。

一方で、県の産業施策として推進する上では、こうした観点のみならず、県経済の成長に資することが重要であります。そのためには、県内消費の拡大そのものではなく、それによる県内生産の増加を実現することが不可欠であると考えております。

すなわち、県外に外商していた県産品を県内消費に回すのではなく、県内生産を増大させることが可能な品目について地消の拡大と県産品の供給力の強化を一体的に推進する地消地産に取り組むことにより、地域経済の好循環をつくり出し、県際収支の改善と県民所得の向上を目指してまいりたいと考えております。

このため、来年度は乳用経産牛やエネルギーなど７つの取組につきまして、地消の拡大のみにとどまらず、県内生産を増加させるＫＰＩを

設定した上で、４億9,000万円余りの予算を計上させていただいております。加えて、エネルギーの地消地産につきましては、新たな取組に向け庁内チームを設けて検討を進めたいと考えております。

次に、親元就農支援制度の見直しに関する見解についてお尋ねがございました。

産業振興計画の実行に当たりましては、ＰＤＣＡサイクルによる点検、検証を通じて、施策をより実効性の高いものへと適宜改善を図ることとしております。このため、各部局においては、現場の実態や関係団体の御意見などを十分にお聞きし、必要な見直しや新たな取組について検討を行っております。その上で、関係部局長会議や産業振興推進本部会議の場などにおいて、取組の進捗状況や課題、強化の方向性などを確認、協議しながら施策の強化を図っております。

御質問のございました県独自の親元就農の支援制度につきましては、より多くの新規就農者の確保を目的に、国の支援策の対象とならない部分を支援するものと承知をしております。その中で、近年若年層の新規就農者が減少していることや、同制度の50歳以上の活用実績がなかったことなどを踏まえ、新規就農者、担い手確保に向けて、より効果的な事業となるよう見直しを行い、若年層に対する支援を充実させたものと認識をしております。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

○農業振興部長（松村晃充君）　県独自の親元就農支援制度の対象年齢の見直しも含めた再構築についてお尋ねがございました。

親元就農支援制度は、親や親族の後継者として就農する際に、必要な栽培技術などの習得に向けて農業担い手育成センター等で研修を受ける期間において、国の支援対象とならない方に給付金を交付するもので、対象年齢は64歳までとして平成28年度に創設をいたしました。

制度の創設以降、令和５年度までに66名が事業を活用しておりますが、関係者から要件が厳しい、支援が十分でないといった御意見をいただき、今年度から支給要件の大幅な見直しや支援の拡充を行い、親元就農者の確保に向けて一層の強化を図ったところです。

具体的には、要件の見直しでは、Ｕ・Ｉターン者に限定していた要件の撤廃や研修期間の短縮など、支援の拡充では、営農開始直後の営農確立を支援する給付金制度を創設しました。また、本県の新規就農者数は平成28年度の276人をピークに、令和２年度以降は210人台で推移し、中でも30歳代以下の就農者数が大きく減少しております。そのため、農業に興味を持ってもらい、仕事としての農業の魅力を知ってもらう取組など、新規就農者確保の取組全体として若者の確保に向けた対策を今年度大幅に強化しました。

こうした施策を検討する中で、若者の確保対策への重点化や、これまでの事業の活用実績などから勘案し、親元就農支援制度の対象年齢の引下げを行いました。令和７年度におきましては、本年度実施した要件の緩和や支援の拡充を継続し、現在のスキームで親元就農への支援を行い、その効果等を検証していきたいと考えております。

施策の強化や見直しに当たっては、見えてきた課題を踏まえて検討を行っており、新規就農者の確保においても強化した取組の成果や、見直しによる影響などを分析するとともに、関係者の御意見も伺いながら、限られた予算の中で、より効果的な施策となるよう取り組んでまいります。

（危機管理部長三浦謙一君登壇）

○危機管理部長（三浦謙一君）　まず、消防広域化に係る人員確保や増員予算についてお尋ねが

ございました。

これまでに消防広域化を行った消防本部においては、国の市町村の消防の広域化に関する基本指針によりますと、人員配置の効率化と充実といった成果が現れたとされています。実際に、先行事例となっている奈良県広域消防組合では、消防広域化による余剰人員115人を現場要員などへ再配置するに至っています。この先行事例を踏まえ、本県の基本構想の骨子案におきましても、総務業務などの間接部門をスリム化し、生じた余力を現場業務などに振り向けることにしています。

また、広域連合の事務局で議会や監査などの事務を行うための人員配置については、例えば既存の消防事務を担う一部事務組合などにおいて、同様の事務を担っている人員を振り向けることなどは考えられます。しかしながら、必要となる人員の具体的な数や、その予算については、まだ試算できておりませんので、次年度にシミュレーションを行うこととしております。これらの結果については、消防広域化基本計画あり方検討会などでお示ししていきたいと考えています。

次に、無線環境の設備に係る費用の試算についてお尋ねがございました。

現在、各消防本部では、119番通報を受信して出動隊を現場に派遣するといった指令業務を行うため、消防指令システムや無線環境をそれぞれが整備し運用しています。これらの設備は、県１の消防広域化に伴って一元的な指令業務を行うためには改修費用が必要となりますが、その試算はまだできておりません。

一方で、財政面においては、県内の設備を一体的に整備することで、市町村がこれまでどおり個別に整備するよりも、費用を削減できるといった大きな効果はあるものと考えています。実際に、昨年全県域で指令業務の運用を開始した大分県では、削減効果が無線環境では約24億円、消防指令システムでは約70億円、合わせて約94億円であったとされています。

こうしたことを踏まえて、本県における広域化に係る無線環境設備の費用につきましては、来年度にシミュレーションを行い、一元化における財政面での効果も含めて、あり方検討会などでお示ししていきたいと考えております。

最後に、常備消防組織と消防団との連携や協力体制についてお尋ねがございました。

消防団は、消防組織法に基づき市町村ごとに設置された消防機関として、地元の消防署長の所轄の下、消防活動を行うことで双方の緊密な関係が保たれています。このような消防団と地元の消防署との関係については、消防の広域化後においても維持していかなければなりません。

こうした中、公表している消防広域化基本構想の骨子案において、現状の40消防署所体制を現行水準としていることからしますと、双方の関係は保たれるものと考えています。また、消防団事務は、現在消防本部が担っている場合があることも踏まえまして、骨子案で広域連合に事務を委託することができることとしておりますことから、地域での実情や必要に応じて現状の体制を続けることは可能となっています。

このように、広域化が行われたとしても、消防団と地元の消防署との連携や協力体制は、現在の関係を維持していけるものと考えておりますが、今後もあり方検討会といった協議の場などを通じて丁寧に議論は行ってまいります。

（林業振興・環境部長西村光寿君登壇）

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　まず、風力発電の総量などの規制について、早急に検討するべきではないかとのお尋ねがございました。

令和４年11月の環境影響評価技術審査会では、風力発電の総量規制のようなものについて、県として長期的な視点での検討をとの御意見を

いただいています。

風力発電施設の建設に当たりまして、事業者は国が定める事業計画策定ガイドラインを遵守するとともに、開発行為に係る様々な法令の許認可等を受ける必要がございます。また、一定規模以上の施設につきましては、環境アセスメント手続が行われ、特定の地域において風力発電事業が集中する場合の影響についても考慮されるべき事項となっています。事業の実施に当たり、評価書に従わず工事を進めた場合は、電気事業法に基づく罰則等が措置されており、現状でも一定の規制がなされていると考えています。

一方、審査会で御意見をいただいて以降、県独自のガイドライン的な規制について研究を行っているところでございますが、例えば県内の風力発電の総量に上限値を設けた場合、地域と調和し、環境への負荷が少ない計画についても認められなくなるといったことも想定されます。また、上限値を設定するためには、県内全域を様々な観点から調査し、非常に高度な技術的判断や知見に基づいた合理的な基準を設けることが必要となってまいります。

このように総量規制のようなものにつきましては、大変ハードルが高い課題だと捉えておりまして、慎重にその必要性について研究を重ねていきたいと考えてございます。

次に、ＰＦＡＳの健康被害への認識とアンケートへの回答内容についてお尋ねがありました。

ＰＦＡＳのうちＰＦＯＳ、ＰＦＯＡについてはコレステロール値の上昇や発がん、感染、さらには病気から体を守る免疫系などとの関連が報告されています。しかしながら、どの程度の量が体に入ると影響が生じるのかについては、国においても十分な知見を持ち合わせていない状況でございます。そのため、現在も国際的に様々な知見に基づく基準値等の検討が進められているものと認識しています。

共同通信社が昨年実施をしましたアンケートでは、河川等の環境中のＰＦＡＳに関し、自治体としてＰＦＡＳの健康被害への懸念はありますか、もしくは今後生じ得ると考えますかとの設問がございました。これに対し本県では、現在まで国の基準を超過した地点はないこと、また国において人の健康への影響については十分な知見がなく検討中であることから、分からないと回答したところでございます。

最後に、河川でのＰＦＡＳの汚染源の特定についてお尋ねがございました。

国の１リットル当たり50ナノグラムという基準は、人が一生涯にわたって毎日２リットルの水を飲み続けても健康への悪影響が生じないと考えられるレベルとしまして、安全側に立った考え方を基に設定されたものと伺っております。

本県の河川に含まれるＰＦＡＳに関しましては、令和３年度から主要河川の調査を行ってまいりました。これまでの全ての調査地点では、国の基準を大きく下回る結果となっており、現時点では汚染源を特定する調査が必要な状況ではないと考えています。

県としましては、今後も定期的なモニタリングを続け、状況の把握に努めてまいります。なお、今後のモニタリングで河川水のＰＦＡＳ濃度が国の基準を超えた場合には、国の技術的助言に基づき、汚染範囲や周辺状況などを確認し、汚染源の特定につなげてまいりたいと考えています。

（土木部長横地和彦君登壇）

○土木部長（横地和彦君）　飲料水におけるＰＦＡＳ検査の国による保障についてお尋ねがございました。

水道事業におきましては、独立採算制を原則としつつも、耐震化や老朽化対策といった施設の整備、改修に関する経費につきましては、国

による補助金、交付金や地方財政措置が講じられております。

しかしながら、日常の水道事業の運用に関する経費につきましては、基本的には補助等の対象とはなっておらず、水質管理は水道事業者の責務であり、検査に必要な経費につきましては、これまでも各事業者の水道事業会計から支出をいただいているところでございます。このことから、ＰＦＡＳの検査につきましても、国の補助の対象とすることは困難であると考えております。

（教育長長岡幹泰君登壇）

○教育長（長岡幹泰君）　充て指導主事の体制の見直しと、削減見込みの充て指導主事の配置についてお尋ねがございました。

充て指導主事などの県教育委員会事務局職員は、本県の学力課題や不登校等の喫緊の教育課題の解決を図るなど、県の教育振興基本計画を着実に推進するために配置をしております。これらの職員が各学校や市町村教育委員会に対し指導・支援を行うことによって、各校の教育の質が高まり学力の向上や、また不登校の早期把握、対応等に一定の成果が見られるようになってきていると考えております。

ただ、充て指導主事等の配置数については固定的に考えるのではなく、教育施策の進行や教育課題の改善の状況により、適時適切に見直しを図っていくことが必要であると考えております。

そのため、令和７年度につきましては、例えばＩＣＴの普及によりオンライン研修が可能となったことから、教員研修の在り方を見直すこととしました。また、各学校の授業改善の状況が一定進んできたことから、指導方法に関する研究指定についての学校数の削減を図りました。そうしたことにより、充て指導主事の配置減を図ることとしております。

一方で、増加する不登校児童生徒の教育機会の確保に関する研究を進めることが急務であることから、この分野での充て指導主事の増加を図ったところもございます。トータルの結果として、充て指導主事につきましては５名の配置減を計画しております。

今後も、各年度年度において、教育課題の解決状況や新たな課題への対応の必要度合いに応じて指導主事の数を精査し、適正配置に努めてまいります。なお、今回見直しを図った充て指導主事の人数分については、学校に配置することとなります。

○32番（はた愛君）　１問への答弁ありがとうございました。２問を行いたいと思います。

特に地方の暮らしに関わる、行政に関わる財源、予算の面で、国が地方に対する手当てを十分しているかということを問いましたけれども、知事は、大軍拡が必要な予算なんだというような答弁でした。

暮らしの予算も十分あるという答弁でしたけれども、今回の国の予算というのは軍事費だけが突出をしていると、この点について異常だというふうに思わないのかどうか、暮らしの予算が今までと同じぐらいあるというふうに言いますけれども、構成比で見たときに軍事予算が突出をしている、こういう予算立て、構成比に対して、地方からおかしいという声が答弁になかったので、知事に再度お聞きをしたいと思います。

もう一つ、スマートシュリンクの問題ですけれども、地方創生をどうしていくかと、町を残すというふうに知事言われましたけれども、人が住んでこその町だと思うんです。子供たちが生まれないから出産を支援するという取組されてきましたけれど、今も子供たちが生まれていても、育っても、県外に出ていく、その流れが止まっていないんです。なので、出産を促して人口増を図るという取組をするのと併せて、やっ

ぱり住み続けられるような地域をどうつくっていくかと、そういう意味では、広域化ということで、市町村が今までやってきたサービスを薄めるような、今までやってきた流れをさらに続けるようなやり方はおかしいと。つまりそのスマートシュリンクを人口減少対策の中に持ち込んで、一緒にやるというところが私は問題だと思っております。

前県政が地方の小さな拠点づくりというのをされましたけれども、本来はそういう住める拠点をどうつくっていくかという独自の施策がないと改善しないのではないかと思います。特にこの問題では、地方自治体がその役割を本当に果たせていけるのかどうかということが問われています。

この点で問いたいのは、市町村行政が果たす役割について、コストでははかれない、広域化とか、財政コストでははかれない意義があると思いますが、その点について人口減少・中山間担当理事にお聞きをしたいと思います。

もう一点質問したいのは、自然破壊型の大規模な風力発電についてです。総量規制について審議会から指摘をされて、執行部としても必要性について検討するというふうに言われましたけれど、その前段で、今の制度の中でも規制ができているんだという見解がありましたが、今の法律や規制の中でも不十分な点があるんです。

例えばこういうふうに事業者が替われば、同じ地域で大規模開発が重なって広がっていくということで、今の規制でも止められない、大規模化していくという抜け穴があります。やっぱりそこを規制せよというのが審議会の会長の意見だったんではないか、総量規制の必要性だったんではないかと思います。そこをどういうふうに再度審議会に諮りながら進めていくのか、部内だけの研究ではなくて、再度その点を議題とした審議会への提起というのも必要じゃないかと思いますので、その点は林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○知事（濵田省司君）　はた議員の再質問にお答えいたします。

国の防衛費予算が突出しているのではないかという点でございます。

ただいま御答弁申し上げましたウクライナ侵攻、３年になりましたけれども、このウクライナ侵攻というのが、我が国の安全保障に関しまして非常に大きな、在り方について影響を与えたというのは、言をまたないところだと思います。また、北朝鮮のミサイルの問題等々、安全保障環境はここ３年間の中で大きく変わっているというふうに思います。

そうした中で、岸田内閣において防衛費について抜本的な強化を図るという方針が先般決められ、その財源として、各種の剰余金、基金等々を言わばかき集めて、この５年間の計画をつくる、それのみでは足りないということがございまして、今回法案が出されておりますけれども、法人税あるいはたばこ税について１兆円近い規模の増税もやると、そういった財源の確保もした上で、今回我が国の安全、国民の生命と財産を守っていくという使命を果たすために、この防衛費の抜本的な強化を図っていくという流れで予算措置がされたというふうに考えております。

そうした意味で、国民の生活を守っていく、これはもちろん内政の面で守っていくのは大事でありますけれども、やはり国際的な安全保障という面から、その土台の部分をしっかりと国が担っていくということは、これは国にしかできない責務だと思いますので、財源の確保も含めて措置がされたというふうに私としては評価をしているというふうに申し上げたいところであります。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　市町

村の経済的価値等ではかれない役割ということだったと思いますが、午前中に知事も知事の思いとして、基礎的自治体としての市町村を残す道もあるのではないかというようなことをおっしゃったかと思います。私も、基礎的自治体が果たす役割というのは非常に大きいものがあると思っておりまして、時間軸のスパンは別として、経済効率だけで例えば合併していくとかという方法は、そういう方法もあり得るのかもしれませんけれど、そうではない方法もあり得るのではないかというふうに考えております。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　御意見は高知県環境影響評価技術審査会で出されたものでございますので、また事務局のほうから、会長とも御相談をしながら研究を進めていきたいと考えております。

○32番（はた愛君）　再度お聞きをします。

本当に予算がない地方にとって、国のこの予算の在り方というのは異常としか言いようがありません。知事は、その点について問題認識ないようでしたけれども、軍拡増税というものが必要だというお考えなのか、その点１点お聞きをします。

あと最後に、消防広域化の問題ですけれども、消防現場の方が知らないまま、こういう骨子案が報道されるということは、本当におかしいと思わないのでしょうか。この点を知事にお聞きしますけれども、知事は2019年に知事に就任したときに、調和型に転換していくんだと、ボトムアップ型の県政をつくっていくんだと言われましたが、それとこの消防広域化の進め方というのは、現場が知らない、現場が求めていない、そういう中で進められています。

どこが調和型でボトムアップ型かと思いますけれども、知事の見解をお聞きして、全ての質問といたします。

○知事（濵田省司君）　第１点目の国の予算に関しての重ねての御質問でありますけれども、ウクライナ侵攻という事態を見たときに、例えば場合によっては全県避難ということをしないといけないというのが、私は今のこの世の中でも絵空事の話ではないということを再認識いたしました。そうしたことを考えましたときに、防衛費もずっと５兆円ぐらいの水準で10年、20年続いてきておると思いますが、いろいろお聞きする中で、様々な装備の経費等々も不足をしているというような話も聞かされました。そうした中で必要な経費として装備の整備費として積み上げをし、ただいま申し上げましたように、国民に税負担の増を求めるというところまで含めて計上されたということでありますから、国が国として必要な国民の生命、財産を守るという最も基本的な任務を責任を持って果たそうという決意が表れているものというふうに私としては理解をしているところでございます。

もう一点、消防の広域化について申しますと、お言葉ではありますが、御議論のような話になりますと、県として何らの提案も全くできないというのは私はおかしいと思います。もともと私はこの話を消防政策課のほうから報告を受けましたときに、現場を預かる消防長さん方が、もう高知県の現状を考えるときに、消防の広域化、これを県１で考えるということを真剣にやっていかないともう駄目な時期なんだということで、おおむね消防長さん方の意見も集約されているというふうな報告を受けました。そういうことであれば、県として具体案をたたき台として示して議論を始めなければ、これは始まりようがないという思いで提案をさせていただいた。そして、これはあくまでスタートの議論の土台がないと私は進められないということで、県として最善と考えるたたき台を提示させていただいた。これが強権的とかトップダウンと言われるんでは、私は甚だ残念でございます。

こうした形で今から具体的な現場の皆さんの意見の聴取も含めて、パブリックコメントもいただいておりますから、意見も伺いながら丁寧に進めていくという考えであることは、かねて申し上げているとおりでございまして、その問題提起ないしたたき台の提示をしたということが今回の骨子案の提出ということであり、このパブリックコメントでいただいた消防職員の皆さんからの意見に対して、県として今の時点でどう考えるかということは、しっかりとＱ＆Ａの形でまとめてお返しをしたいというふうに思っております。

○副議長（金岡佳時君）　暫時休憩いたします。

午後２時42分休憩

――――― ◇◇◇ ―――――

午後３時５分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

31番坂本茂雄議員。

（31番坂本茂雄君登壇）

○31番（坂本茂雄君）　県民の会の坂本でございます。県民の会を代表いたしまして、順次質問をさせていただきます。これまでのお二人の質疑でも少子化対策などについて議論がされましたので、重複する部分があるかもしれませんが、お許しいただいて、質問をさせていただきたいと思います。

まず、地方創生と人口減少対策についてであります。

知事は、人口減少問題を県政の最重要課題と位置づけ、若者の所得向上や、共働き・共育ての推進といった一連の施策を抜本強化し、その克服に向けて粘り強く取り組むとの決意を示されています。そして、来年度は社会増減と自然増減の改善に向けて、１つ目は、若者の所得向上の推進、２つ目は、移住・定住対策の充実、３つ目は、多様な出会いの機会の拡充、４つ目は、共働き・共育てのさらなる推進という４つの方向性で施策を強化するとされています。出ていく若者、帰ってこない若者が悪いのではなく、そして何より若年女性の課題だけではなく、女性が暮らしやすく、働きやすく、子育てしやすいことは、男性にとっても同様であります。

しかし、出生数が72万988人で、９年連続で過去最少と今朝の報道がありました。出生数が減少し続ける要因は複雑に絡み合い、子供を産む女性の数の減少に加え、未婚化や晩婚化、経済的要因、キャリアとの両立などのため、子供を持たない選択をする人もおられるわけです。結婚したら子供を持つべきだという意識も低くなっており、国立社会保障・人口問題研究所の2021年調査によりますと、そうした意識を持つ未婚女性は37％と、前回調査の６年前から30ポイント減少し、男性は55％で20ポイント減少しています。そこには、出産や育児によって不利な状況に追い込まれる子育てペナルティーも女性に偏っているという、東京大学山口慎太郎教授らの大手製造業の企業を対象にした調査結果も出されています。

この調査では、子供がいる女性と子供がいない女性を比べると、子供がいる女性は10年間平均で賃金が46％下がり、男性の場合は８％上昇し、男女間の差は、子供がいない場合は12から13％程度ですが、子供が生まれると10年後には47％ほどに拡大するという実態があるとのことです。だとしたら、そのような高知県にならないために、何が必要であるかを問うことから始まるのではないかとの思いで質問をさせていただきます。

まず、人口減少対策として、若者の転出超過

の抑制についてです。若者の所得向上の推進を図るため、正規雇用の拡大、生産性の向上、１次産業の法人化の推進、女性活躍の環境づくりの推進、県内各地に働く場を創出する様々な企業誘致の推進、企業や新事業展開の促進によって推進するとされています。

それぞれの課題を推進することで、トータルで若者の所得向上の推進につながるのかとは思いますが、高知県では、若者に働いてもらうための県内企業の雇用環境の改善についてどのように取り組んでいかれるのか、まず知事にお聞きします。

都市部の所得の高さが転出超過の要素の一つではあろうかと思いますが、一方で、高知県で暮らすことのメリットについて、高知県の移住ガイドブックには、世帯における東京、大阪との収支比較などがされています。比較によって、都市部では収入は確かに多いかもしれないが、それだけ支出も多くなる傾向にあり、収支の比較をすることで、高知県での生活を優先する場合もあるのではないかと思われます。

そこで、若者世代でも、転出先となる東京や大阪などとの家計比較を行ってみる必要があるのではないかと思いますが、人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

また、高知県が所得向上面で独自の取組で都市部に肩を並べるのは困難な面があるかと思われます。そのような中で、地域別最低賃金では都市と地方での格差が大きくなるばかりであり、地方の最低賃金を大幅に引き上げて、地域間格差を縮小させることが必要であろうかと思います。

そのための財源こそ、2020年代に最低賃金時給1,500円を掲げ、東京一極集中の解消を図ろうとする石破政権の課題になってくるのではないかと思いますが、まずは地域間格差解消のためにも、全国一律最低賃金制度にすることから始まるのではないかと考えますが、知事に御所見をお聞きします。

特に、県が求めるように、若年女性に県内にとどまってもらうか、一旦転出しても県内に戻ってもらうためには、県内で働き続けられる雇用の場として求められる職場と重点的に進めるべき対策について人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

県は、隗より始めよということで、県庁内の男性育休取得をはじめ、共働き・共育てに力を入れてこられましたが、非正規雇用労働者の正規化や、所得の引上げに向けた取組を一層強化するということも、隗より始める必要があるのではないでしょうか。

会計年度任用職員という非常勤職でも必要とされる専門的職種の正規化、また全国下位の正規職員の給与状況を改善する必要があると思いますが、知事にお聞きします。

そして、正規雇用を増やし、働きやすい職場環境の公務職場を拡大することによって、採用辞退者が多い傾向にある若年層の働く場としての選択肢ともなるのではないかと考えますが、今朝の明神議員への答弁の中でも知事は触れられておりましたが、併せてお聞きします。

次に、高知県元気な未来創造戦略の政策実現に向けた条件整備の１として、固定的な性別役割分担意識の解消が掲げられ、これまでも強調されてこられましたが、そのための共働き・共育ての施策だけでなく、ジェンダーギャップの解消まで踏み込んだ取組が必要ではないかということについてお聞きします。

これも今朝の朝日新聞「８がけ社会」の記事にありましたが、昨年、全国744の自治体で2020年から2050年までに20から39歳の女性人口が半数以下に減り、いずれ消滅する可能性があるとの分析を発表した人口戦略会議で分析に携わった板東久美子元消費者庁長官は、地方の場合、

ジェンダーバイアス、偏見がネックになって、人口流出がいろいろなところで見られると指摘されています。

また、明神議員も午前の質問で紹介されていました岐阜県の十六銀行グループのシンクタンクである十六総合研究所は、提言書で「「女子」に選ばれる地方」として、クリエーティブ産業の視点もあるが、地方からジェンダーギャップの解消を目指せと掲げ、若い女性が地方から都会へ流出するのは、都会に比べて地方のジェンダーギャップがより大きく、地方は多様な女性を地域づくりから排除しているためだと指摘しています。そして、独自で若者回復率などを示し、豊岡メソッドによるジェンダー平等の施策を推進する兵庫県豊岡市などに見られるように、全国的に人口減少が激しい地域は、ジェンダーギャップ問題への危機感が大変強まっており、高齢者も変わらなければという意識を持ち、女性参画を進めています。

高知県のジェンダーギャップ指数は、決して全国順位では悪いほうではありませんが、本県ももう一歩踏み込んだ取組をしてもよいのではないか、知事にその決意を聞くとともに、県内自治体において市町村版ジェンダーギャップ指数を作成するなど、現状を把握してみることも必要ではないか、お聞きします。

次に、中山間地域の持続的な発展に向けた取組と４Ｓプロジェクトについてお聞きします。県中山間地域活性化アドバイザーで県中山間地域再興ビジョン推進委員会委員長の明治大学小田切徳美教授は、高知新聞のインタビューに答えて、地域住民、移住者、関係人口、企業、大学などいろいろなプレーヤーがごちゃ混ぜになり、人口は減っても人材が増えるのがにぎやかな過疎の本質だ、人材が人材を、仕事が仕事を呼び込む好循環が始まり、人口再生産力が回復する状況になると思うと、にぎやかな過疎について述べられています。

また、にぎやかな過疎の事例として、私たち下知地区も以前から防災で交流のある徳島県美波町が、高齢化率が45％を超す美波町では、今後も人口減少局面が続くことが予想されている、こうした厳しい現実にしっかりと向き合いながら、人口減少の進む町であっても、内外から人が集い、開業や起業が相次ぐにぎやかな町を関係者一丸となって目指すことを宣言されています。

本県でも大川村で見られるように、結果としてにぎやかな過疎を実現している地域には、「ベビーブーム」と言われるような現象が生じていると小田切先生は著書で紹介されています。

徳島県美波町や山形県小国町などが目指している、にぎやかな過疎を本県でどのように具体化していくのか、人口減少・中山間担当理事にお聞きします。

県は、総人口の減少が続くこと自体は避けられず、あらゆる分野における担い手不足がますます深刻化し、公共サービスでさえ、その維持が困難になることが危惧される状況にうまく適応し、効率的で持続可能な社会と県民生活の質の向上を図ることを目指して、賢く縮む「４Ｓプロジェクト」の取組を推進されようとしています。

人口減少による全体としての規模縮小は避けられないにしても、複数の事業体が集合して規模の利益を追求し、真に必要なサービスはむしろ伸ばし、充実させていく一方で、無駄や重複する部分を省き、あるいは簡素な手法に替える形で縮小していくとされています。

しかし、消防広域化や周産期医療体制の確保、県立高校の振興と再編、地域公共交通の確保など、プロジェクトで掲げられた公共サービスは、県民の身近なところにこそ必要とされるものばかりです。縮小に賢くがついたとしても、縮小

の危機にさらされ続けてきた中山間地の県民にとっては、身近なところで真に必要なサービスの充実につながるのか、また縮小することによって公共サービスが届かなくなる地域での集落畳みの加速化につながるなどの不安を禁じ得ないのではないかと思われます。

知事は午前中、明神議員の答弁で、自治体の在り方についての考え方を述べられました。小規模自治体を住民自治の拠点とするなど、その在り方自体を県民がどのように受け止められるか、まず問われなければならないと思います。

その上で、中山間地をはじめとした過疎の地域に住まう県民の皆さんにどのように共感してもらい、前進につなげていくつもりなのか、知事にお聞きします。

次に、消防広域化の在り方についてお聞きしますが、先ほどはた議員がこの課題についても質問をされて、重複する部分もあるかと思いますけれども、よろしくお願い申し上げます。

知事は提案説明で、人口減少が進行する中で、地域に必要な消防力を将来にわたって確保するためには、県内の常備消防組織を一本化することが最も有効と述べられましたが、県民や現場の最前線で、消防、救急、救助の任務に当たる消防職員や関係者の皆さんはそのように考えていると思われているのでしょうか。むしろ高齢化の進展に伴う救急需要の高まりや、大規模災害の激甚化、頻発化、感染症拡大などに対して、より身近なところで対応していくことなどの体制が、県一元化によって現場から遠ざかり、現場の消防力を後退させるのではないかと懸念されています。

その一元化の背景として、人口減少社会の中で、財源が確保できないことによるものであれば、まさに救急需要の高まりや大規模災害の激甚化、頻発化などに対応できるような体制をきめ細かく充実させるための国の政策転換こそが必要ではないかと思います。

さらに、先ほどのはた議員への答弁でも、115人の余剰人員を配置できたとする奈良県広域消防組合のことにつきましては、９月定例会でも指摘しましたように、面積は高知県の２分の１、県人口の35％が検討が始まってから２年で離脱したこの奈良県の広域化は、県一元化とはなっていないものです。なぜ高知県が全国初の成果を上げなければならないのか、理解に苦しんでいます。そのことを前提に、順次お聞きします。

県は、４Ｓプロジェクトの最優先事業として、高知県消防広域化基本構想案を、年度内の構想決定に向けて、パブリックコメントなどで出された意見への対応の取りまとめを行っているとのことですが、骨子案に対するパブリックコメントは何通あり、その内容の傾向はどのようなものだったのか、危機管理部長にお聞きします。

消防広域化の在り方をどのように考え、人口減少に伴う財源制約、消防サービスの需要増大、県内消防本部の状況、課題解決に向けた今後の方向性から広域化を目指そうとしていますが、その際のメリットとデメリットを示し、デメリットとなる課題をどう解決していくのか、知事にお伺いします。

来年度発足させる消防広域化基本計画あり方検討会で、基本構想を基にさらに議論を深めるなど、市町村や消防本部と共に消防広域化に向けた基本計画の策定を目指すとしていますが、これも先ほどの答弁で、ヒアリング対象とするとはされていましたが、継続的に意見反映をしてもらうためにも、その構成員に高知県消防職員協議会の代表も入れるべきではないか、危機管理部長にお聞きします。

この基本構想案の新体制への移行スケジュール案では、令和10年度を目途に、県と市町村から成る広域連合を設立し、各消防本部の総務や通信指令といった間接部門の集約に加え、人事・

給与制度の統一などを段階的に進めるとの方針を盛り込むことになっています。

しかし、新体制への移行スケジュール案における消防指令業務の集約や、給与制度、勤務体制等の職員の処遇統一の具体が確認されないままに、広域連合高知県消防局の発足は可能と考えられているのか、危機管理部長にお聞きします。

現在の市町村消防では、市町村の防災部署と消防本部が直接的に密接な関係にありますが、消防が広域連合になることによって、別の指揮命令系統下になり、関係性が疎遠になったりする弊害は生じないのか、危機管理部長にお聞きします。

消防指令システムの一元化コストとして、高知市・土佐市の場合でも約14億円かかったと言われていますが、県下の一元化によるコストはどれほどに想定され、何年ごとの更新が想定されているか、危機管理部長にお聞きします。

今、秋田県では県内13消防本部の広域化に向けた基本的な方針を定める新たな県消防広域化推進計画の素案を示し、消防指令の全県一本化について、令和18年度の実現を目指すことを明記しています。本部の統合については、将来的な全県１区の広域化に向け、協議中の一部地域を優先的に支援するなど段階的に進めるとしています。

高知県の場合、令和10年に広域連合高知県消防局を発足させ、完全一本化完成は令和15年となっています。本県でもぜひ秋田のように十分慎重に議論をしていただきたいと考えますが、移行案のスケジュールありきなのか、変更もあるのか、知事にお聞きします。

４Ｓプロジェクトの消防広域化における真に必要なサービスを充実させる欄に、消火、救急、救助などの現場力の強化とされていますが、県１の広域化でそのことが見通せるのか、知事にお伺いいたします。

次に、南海トラフ地震対策についてであります。

今年は阪神・淡路大震災から30年ということで、改めて阪神・淡路大震災の教訓を今の災害対策にどのように生かしていくのか、そして１年たっても復興の兆しの見えない能登半島地震の教訓の全容を明らかにしていかなければなりません。

そこで、阪神・淡路大震災以来、それぞれの大災害で被災者と向き合って、災害の課題を明らかにしてこられた室崎益輝神戸大学名誉教授が大震災30年目の検証をされていたので、引用させていただきたいと思います。

まず、能登半島地震からの問いかけとして、直接死を上回る関連死対策の強化や、復興過程におけるコミュニティーの継続、そして孤立無援へのケアの強化、官民協働体制の再構築、防災意識啓発の抜本的強化、減災や救済の制度の変革など、多様な視点での問いかけをされています。そして、阪神・淡路大震災30年の教訓は、復興ではプロセスが何よりも大切であり、地域主導と参画協働が求められ、プロセスとともにビジョンが大切であり、ビジョンとしては創造的復興と人間的復興が目指されること、さらに減災や復興に関わる社会的なソフトインフラとして、復興基盤と支援制度の大切さが挙げられ、復興の推進役あるいは調整役として必要な復興協議組織や中間支援組織など、組織インフラが必要であることなどの教訓を生かしたいとされています。

本県でも、改めて策定中の第６期南海トラフ地震対策行動計画にその視点を生かしてもらいたいとの思いで、順次質問させていただきます。まず、これは直接行動計画と関係ありませんが、本県の災害復興に臨む姿勢の課題としてお伺いします。１月27日付毎日新聞に、災害で住宅が

全壊した世帯に最大で300万円を支給することなどを定めた被災者生活再建支援法について、全都道府県の知事を対象に実施したアンケート結果が公表されていました。結果として、青森県や徳島県など26道府県の知事が300万円では不十分と答え、本県など18県の知事がどちらでもないと答え、大規模半壊の世帯で最大250万円、中規模半壊で最大100万円という支給額の引上げについて、本県は現行のままでよいとされていました。

住宅の再建に当たり、能登半島地震の被災地ではもう少し支援があればという声もある中、行政による公助を充実させたほうがいいと考える知事が多い中、本県は財政状況を考慮しての消極姿勢と思われますが、国への働きかけはもちろん、被災県民のことを考えたら、国難級の災害にどう向き合うのか、県民に寄り添った姿勢で対応すべきではないか、知事にお伺いします。

次に、受援力向上を掲げてきた県の姿勢についてお聞きします。本県は、県内の対応能力だけで処理し切れないので、受援力の向上に力を入れて、あらゆる団体と連携協定を結んでこられました。最近では、医療関係の協定が多くなっていますが、私たちが地域防災活動を行っている下知地区でも、日頃から顔の見える訓練支援をしてくださってきた空飛ぶ捜索医療団ＡＲＲＯＷＳを運営する特定非営利活動法人ピースウィンズ・ジャパンと県は昨年11月に、災害等緊急時における連携協力に関する協定も結ばれました。

このような団体とも災害が起きたときに初めて顔を合わす関係ではなく、事前の訓練をはじめ多様な取組で、相手をリスペクトした顔の見える信頼関係を築いておくことが大事であると思われます。その意味でも、昨年の９月定例会で質問した、災害中間支援組織なども早く立ち上げるとともに、構成する社会福祉協議会や行政機関、ＮＰＯ等が平時から顔の見える信頼関係を築いておくことが必要です。

行動計画案143ページに、各市町村における災害ボランティアセンターの円滑な設置、運営及びＮＰＯ等との連携強化とありますが、災害中間支援組織の検討状況や今後の見通しについて子ども・福祉政策部長にお聞きします。

総務省は、南海トラフ地震が発生した際に大きな被害が想定される太平洋側の10県に応援職員を派遣する自治体を、それぞれ即時応援県として事前に決めておくこととしました。いわゆる対口支援と言われるものですが、応援側は要請を待たず、災害対応に詳しい職員を先遣隊として派遣し、被害状況に応じてどの地域を重点的に支援するかなどを決定し、応援県の管内市町村とも協力し、職員を送り込むこととしています。

本県は、中心自治体として島根県、応援自治体として秋田県が充てられていますが、ペアとなった自治体は、新年度から合同で災害訓練、被災想定地域の視察、応援に向かう交通ルートの確認など、アクションプランで例示されているものや、島根県や秋田県からの人事交流の受入れなど、円滑な運用を目指す取組について危機管理部長にお聞きします。

次に、スフィア基準とその具体化についてお聞きします。議会で最初にスフィア基準について取り上げたのは、平成30年９月定例会での質問でした。本県の避難所運営マニュアルにスフィア基準を盛り込むべきではとの問いに、当時の危機管理部長は、参考にさせていただくところは参考にさせていただきたいと答弁し、令和２年９月定例会では、災害関連死を生じさせたりするような、人間の尊厳を奪うものであってはならないというのが、そのスフィア基準の目標とするところであり、そのため高知県版スフィ

ア基準の設定による避難所環境の整備を本気で図るべきだと濵田知事に質問したことでした。

それでもこれまでの行動計画に盛り込まれることがなく、今回の案に入ることになったのはどのような考え方か、知事にお聞きします。

また、計画の128ページにある避難所の１人当たり居住スペース3.5平米というのは、スフィア基準の基本指標の一つであります。スフィア基準とは、その根幹にある、災害や紛争の影響を受ける人々は尊厳を持って人生を送る権利があり、したがって援助を受ける権利がある、災害や紛争から生じる苦痛を和らげるために、実行可能なあらゆる手段が尽くされるべきという２つの理念と、尊厳ある生活への権利、人道援助を受ける権利、保護と安全への権利という人道憲章を成立させる３つの権利であり、それらに基づいた基準を満たしていくことが問われています。

それが具体化したものが指標でありますので、基準で指標が示されていない場合には、２つの理念と３つの権利に基づいて今後取り組んでいくということでよいのか、知事にお伺いします。

次に、計画141ページの要配慮者支援体制整備の項で、外国人への支援の取組が行われることになっていますが、情報支援だけでなく、地域で行われる訓練参加へのアプローチについても行う必要があるのではないかと考えます。

私たちの住む下知地区での昨年の総合防災訓練に、町内にあるお知らせの掲示ポスターを見たベトナムからの研修生が10人ほど参加されたことがあり、地域の皆さんにもよい体験になりました。

多くの外国人の皆さんが各地域地域でお住まいになっていることを考えたら、地域の防災訓練に参加してもらうための具体的な参加へのアプローチ方法なども今後は検討されるべきだと思いますが、文化生活部長にお聞きします。

また、同じ項目について、指さし会話集など、外国人とのコミュニケーションツールの避難所での設置とありますが、要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイドの発達障害の方の対応にも、指さしして通じるコミュニケーションボード、紙や鉛筆があるとよいでしょうとの記述もあります。

支援を必要とする多様な避難者への対応について、特に外国人対応を、要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイドを改定して入れてはどうでしょうか。そして、その際には、実際の当事者の声を盛り込んだ形でつくることを求めたいと思いますが、危機管理部長の考えをお聞きします。

次に、計画129ページにある広域避難の調整についてです。この項の広域避難訓練の実施については、中央圏域広域避難の施設での訓練も昨年来行われてきましたし、今後も行っていくこととしています。高知市から仁淀川町への広域避難訓練に参加した私たちの地域では、さらに訓練を継続させていく上で広域避難所への資機材、備蓄品の整備がどのように行われるべきかとの意見が出されています。

広域避難所への資機材、備蓄品の整備は、中央圏域広域避難計画には、避難元市町村が避難者の移送の際に持ち込むことを原則としているとありますが、事前の整備について検討されないのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、仮設住宅の用地確保と今後の見通しについてお聞きします。計画151ページに、応急仮設住宅の供給についての計画がありますが、民有地情報の把握及び把握した民有地の精査について、第５期で100％把握できたとあります。昨年の９月定例会の質問の際には、残る460ヘクタールの民有地のリストアップが、なお途上にあるとされ、安全性の高い用地を候補地として選定できるよう市町村と連携して取り組んでい

く、第６期南海トラフ地震対策行動計画の期間内には、浸水などに対しても安全性の高い候補用地が選定できるよう、最大限努力するとの答弁でした。

現状の把握状況の詳細と、精査の中でどれだけ対象外になると想定されているのか、土木部長にお聞きします。

昨年11月、能登半島地震の被災地、珠洲市を訪ねたときに、市内宝立町に２階建ての仮設住宅ができていました。私は、高知でも２階建ての仮設住宅の可能性を求めていただけに、関心を持って見せていただきました。その２階建ての仮設住宅を建築された世界的な建築家、坂茂さんは、30年前の神戸での活動で、ほとんどの人は地震ではなく建築の倒壊で亡くなった、建築家の責任でもあると痛感されたそうです。

坂さんは昨年６月、珠洲市で石川県産の木材を使用した木造２階建ての仮設住宅は、原則２年間の入居期間が過ぎてもそのまま使用することができる、被災した人たちは、ただでさえ被害で住み慣れた住居を失って疲弊しているのに、避難所から仮設住宅、災害公営住宅への引っ越しを繰り返さなければならず、避難所の環境を改善し、仮設住宅を住み心地のよいパーマネントな状況にできれば、どれだけ被災者の負担が減るか、同じ予算ならすぐに廃棄するプレハブよりも、パーマネントに利用できる住居のほうが財政にも環境にもよいに決まっていると述べられています。

仮設住宅用地が十分でない高知でも、再度２階建ての仮設住宅の提供を検討し、公的な住宅としても使えるものとして検討できないか、土木部長にお聞きします。

要配慮者の避難対策の抜本的な見直しについてお聞きします。計画137ページに、要配慮者の避難対策の抜本的な見直しがあり、そこでは６期計画によって、福祉避難所への想定避難者の範囲の見直し、種別ごとの想定避難者数と福祉避難所指定施設の受入れ可能人数の突合、福祉避難所が不足する場合広域避難も含めた対策の検討、最終報告書の取りまとめ、最終報告書に基づく対応が計画されています。

その中には、避難した要配慮者の移送時期や滞在期間、福祉避難所退所後の行き先や、それを見据えた相談支援体制を整えるとともに、要配慮者に対応した仮設住宅を可能な限り早く建設することなどの運営面の課題も最終報告書に盛り込まれるべきではないかと考えますが、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

次に、県民体育館の再整備における津波浸水対策と、被災時の避難所としての活用についてお聞きします。県民体育館の老朽化に伴い、利用者の利便性の観点から現地での建て替えが望ましいという結論に至り、新たな県民体育館をアリーナ形式で現有地で整備するとの提案がされています。

今後は、専門家や競技団体の代表者などによる検討委員会を設置し、必要な機能や管理運営の手法といった点について議論を進めた上で、来年度中に整備の骨格となる基本計画を策定し、令和11年度末までの供用開始を目指すとのことですが、せっかくの大規模公的施設でありながら、避難所としての活用が現地の災害リスクなどから十分機能が発揮されないとすれば、極めて大きな損失であると言えます。

立地場所の変更がされないのであれば、東日本大震災の際、約2,500人が避難したとされるビッグパレットふくしまの避難所としての在り方や、運営の教訓なども生かして、新たな県民体育館が多様な防災機能、避難所機能を備えた施設となるよう期待しますので、検討委員会メンバーに避難所運営などの専門家なども加えるなどして、それに応えられるものとなる考え方と決意を知事にお聞きします。

この項の最後に、災害ケースマネジメントにおける関係者、支援団体との連携強化についてお尋ねします。災害ケースマネジメントについては、令和２年９月定例会で初めて取り上げ、第４期計画の途中でありながら盛り込んでいただき、翌年には日頃から御指導いただいている津久井進弁護士を、県内自治体防災関係者のトップセミナーの講師としてお招きいただいた研修会を皮切りに、昨年４月には高知県災害ケースマネジメントの実施体制に係る市町村向け手引きVer.１を作成されるなど、積極的に取り組んでいただいたことに感謝したいと思います。

そこで、６期計画、159ページの被災者の生活再建支援体制の整備の項では、災害ケースマネジメント実施計画の作成が全市町村で行われることとなっていますが、作成そのものが絵に描いた餅とならないようにすべきだと思います。行政、民生委員、福祉関係者、ＮＰＯボランティア、支え合いセンター、建築士、ケアマネジャー、専門家、弁護士、医療関係者、保健衛生関係者、民間基金、近所地域が家族と共に、餅は餅屋で、寄ってたかって連携し、一人一人を支える仕組みで、被災者への伴走型支援によって重層的に支援できる実施計画を作成されることを願っています。

そして、その計画が実効性を持って具体化できることが必要であり、各市町村の計画作成にどのような支援をしていくつもりか、危機管理部長にお伺いします。

次に、精神障害者に対する精神科医療費及び一般医療費への助成制度についてお伺いします。

昨年６月定例会で我が会派の岡田議員が取り上げて以来、定例会ごとに精神障害者に対する県の医療費助成について議論がされてきました。そして、精神障害者に対する医療費助成制度の創設を求める署名１万3,086筆が後押しする形で、精神疾患を原因とする通院のみで、ほかの疾患や入院は自己負担となっており、当事者や家族の不安の解消に応えるべく、11月25日、第１回高知県重度心身障害児・者医療費助成事業に係る関係者会議が開催され、検討がされてきました。

その場では、当事者の家族会である高知はっさくの会会長が意見陳述もされ、県内では全市町村が県の補助を受け、重度心身障害児・者医療費助成制度を導入し、重度の身体障害者と知的障害者にはあらゆる疾患での通院、入院に助成がありますが、精神障害者は対象外になっていることでもたらされる、その実態や御苦労に対して、関係者会議と言いながらも、十分に認知されていなかったり、これまであまり深刻に受け止められていなかった状況に驚かざるを得ませんでした。

発達障害を含む精神障害を抱える当事者たちは、発症して10から30年間も精神科に通い、多量の薬を服用し、またその障害ゆえに社会参加の機会に十分恵まれないことや、生活習慣病など精神疾患以外の病気も発症する人が増加傾向にあり、長期的な精神科の入院や通院が必要となり、その結果、医療費の負担が増加するだけでなく、投薬による副作用から糖尿病や心疾患などの疾病を抱えることが多く、これも医療費の自己負担に大きな影響を与えています。

しかし、当事者たちの一般就労は難しく、収入も低いのが現状です。また、障害基礎年金の受給者は、例えば２級の者は月６万8,000円の受給がされるものの、３級の場合は受け取れない制度となっています。

また、精神障害者家族の会で把握しているのは、会員の約８割が未就業であり、就業可能な２割の方でも、得られる工賃は月１万円から２万円と極めて低額となっています。重度障害の方を対象とする制度を前提にするあまり、身体

障害や知的障害との均衡にとらわれてしまうと、３級の方であっても､ある日は２級に相当する、またある日は１級に相当するなど、日によって症状が変化する精神障害の特性が見失われることになってしまいます。そのような実態を抱える当事者や家族に、生きるのがしんどいと言わせない、人間らしく生活できるような医療、衣食住の面での支援が求められていると思います。

今、市内の映画館で、統合失調症で苦しむ姉と、どうすればよかったかということを突きつけられた両親を、20年にわたって弟である映画監督がカメラに収めたドキュメンタリー映画「どうすればよかったか？」が上映されています。統合失調症が疑われた姉から精神科の受診を遠ざけてしまった両親も含めた家族の姿を、２時間近くスクリーンで見続けることはつらくてたまりませんでした。この映画は、決して正解を出そうとはしていませんが、精神障害当事者の家族だけに限らず、映画を鑑賞した皆さんに、どうすればよかったかと問いかけています。そんな生きづらさの中で少しでも解消できる課題が、今議論されている医療費助成の問題ではないか、そんな思いで質問させていただきます。

現在、県で検討している医療費助成制度については、精神障害者保健福祉手帳を所持する者を対象とするとともに、精神科の通院、入院及び一般医療の通院、入院にも適用させることを念頭に置いた検討がされるのか、知事にお聞きします。

当事者、家族の置かれた現状からも急を要していることから､関係者会議での検討によって、早期の実現を図られたいと思いますが､子ども・福祉政策部長にお聞きします。

最後に、政府の第７次エネルギー基本計画と原発、再生可能エネルギーについてお聞きします。

政府が第７次エネルギー基本計画を閣議決定しましたが、第４次から第６次エネルギー基本計画では、可能な限り原発依存度を低減するとの記述がありましたが、今回それが削除されてしまいました。これによって、危険な原発への依存増大だけでなく、核燃料サイクル政策を推進し、多くの使用済燃料や高レベル放射性廃棄物が増えることになり、新型炉の開発予算にも無駄に税金が使われることになります｡さらに、電力需要増大の背景とされてきたＡＩのデータ処理をするデータセンターの設置競争などによるＡＩバブルにも陰りが見えており、多くの課題を直視せずに、原発回帰への方針転換を進めることになったと言えます。

私は、可能な限り原発依存度を低減するという文言が復元され、省エネと再生可能エネルギー、蓄電システムの拡充にこそ最優先で取り組まれるべきだと考えますが、この基本計画に対する知事の御所見をお伺いします。

原発事故時に住民の被曝を低減させる目的の屋内退避の在り方が議論された原子力規制委員会の最終報告書案では、自宅などで屋内退避を続ける期間は３日間を目安とし、建物倒壊やインフラが止まり、とどまれない場合は、国の判断で避難に切り替えることなどとして、地震などの複合災害時に物資や医療の支援を続けられるかなど、実効性には疑問を残したままとなっています。

本県では、伊方原発から50キロ圏内の椿原町や四万十市などを対象に避難計画を策定していますが、この避難計画について、能登半島地震の中山間地の道路被害などによる教訓から、実効性のあるものにする必要はないのか、知事にお聞きします。

知事は、国の脱炭素先行地域として選定された４か所、５市町村で地域新電力会社が設立される形で、地域への再生可能エネルギー供給に向けた取組が進行中だが、地域新電力会社が再

生可能エネルギーによる電力を地域内に供給し、安定的に利益を得られるような体制の構築に向け、県としての後押しも行い、県内のほかの地域にも広げ、横展開をしていきたいとの考え方も示されていました。提案説明でも、豊かな自然を生かした再生可能エネルギーの導入やグリーン化関連産業の育成をさらに進め、経済と環境の好循環の創出を図ると述べられました。

県新エネルギービジョンでは、2025年度の推計値では、再生可能エネルギーによる割合を85.6％とされていますが、再生可能エネルギーによる地産地消で県内消費電力のどれだけの割合を目指したいのか、林業振興・環境部長にお聞きいたしまして、第１問とさせていただきます。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　坂本議員の御質問にお答えをいたします。

まず、若者に働いてもらうための雇用環境の改善についてお尋ねがありました。

本年度県が実施いたしました就職・進学の希望地等意識調査におきましては、学生が就職先の企業に希望することといたしまして、給与等が高く、休暇が取りやすいことなどが上位に挙げられております。こうした希望をかなえられることが、若年層の県外への転出超過の改善につながると考えまして、来年度は若者の所得向上と、働きやすい職場環境づくりの取組を強化いたします。

まず、若者の所得向上に向けましては、事業者の生産性の向上を図り、賃金引上げの原資となる稼ぐ力を高めていくことが重要であります。このため、事業者の経営支援を行います産業振興センターなどの体制を充実いたしまして、事業者のデジタル化などの取組を一層支援いたします。また、正社員を目指す方のスキルアップへの支援に加えまして、正規雇用化などを伴います設備投資への支援を行いますことで、事業者におきます正規雇用の増加を図ります。

次に、働きやすい職場環境づくりのためには、仕事と家庭を両立いたしますワーク・ライフ・バランスの取組が重要になります。このため、本年度、働き方改革コンサルタントを増員いたしまして、支援を強化いたしますことで、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の裾野の拡大に取り組んでおります。

これに加え、男女間などに生じている賃金格差の解消に向けまして、事業者における人事評価制度の導入を支援してまいります。あわせて、オフィスのフリーアドレス化、休憩室の整備などに対します支援制度を拡充いたしますことで、ソフト・ハードの両面から、若者や女性に選ばれやすい雇用環境の整備を進めます。

こうした個々の企業の魅力を高める取組のほか、若者に人気の高い事務系あるいはＩＴ・コンテンツ系の企業の誘致、またアニメ関連産業の創出に向けたプロジェクトなどを強力に推進します。

こうした取組を通じまして、若者にとって魅力ある仕事を県内各地に数多くつくり出し、若者の定着、増加につなげてまいります。

次に、全国一律最低賃金制度を採用することにつきましてお尋ねがございました。

最低賃金におきます大都市部と地方部との格差の是正につきましては、私も目指すべき方向であるというふうに考えております。しかし、全国最高額であります東京都に対する本県の比率を見ますと、10年連続で改善傾向にはありますが、令和６年度の比率は81.9％、８割強ということで、東京都との間では依然として大きな格差が存在しております。また、この背景にあります労働生産性を見ましても、本県の数値は東京都に対して約６割弱という水準にとどまっているのが実情でございます。

このように生産性に差がある状況のままで、

本県など地方部の最低賃金を大幅に引き上げました場合、事業者の経営のみならず、雇用や地域経済そのものに大きな影響を及ぼすことになりかねないと考えます。したがいまして、現時点で最低賃金を直ちに全国一律とするという考え方は現実的でないというふうに考えます。

この地域間の格差を是正するためには、地方部におきます生産性の向上、すなわち事業者の稼ぐ力を高めることがまずは何よりも重要であります。本県におきましては、産業振興計画におきまして、令和15年には１人当たり県民所得を全国20位台、全国中位に持っていくという目標を掲げ、都市部との格差の是正を図ろうとしております。あわせまして、若者の所得向上に向けて、年代別の所得などの傾向も分析した上で、産業分野別にさらなる取組に向けた検討を進めてまいる考えであります。

次に、本県におきます会計年度任用職員の在り方や正規職員の給与、さらには正規雇用の拡大についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

県におきます職の設置に当たりましては、業務の量や担うべき業務の範囲、責任の程度などを踏まえまして、正規職員と会計年度任用職員のどちらが担うべきか、総合的に判断をいたしております。会計年度任用職員が担っている業務の内容、量などを精査いたしました結果、正規職員が担うべき業務であると判断をいたしました場合には、正規職員の配置により対応してまいります。

また、会計年度任用職員を正規職員として任用するためには、地方公務員法の規定に基づきまして、能力実証のための採用試験を経る必要があります。これまでも会計年度任用職員がこうした試験を経まして正規職員として任用された例はありますが、能力実証のための試験を経ずにそのまま正規職員とするということは、法律上困難だというふうに考えます。

こうした中ではありますが、県内におけます若年層の所得向上に向けまして、正規雇用を促進するという観点に立ち、県庁におきましても御指摘ありましたような率先垂範ができますように、若年層の正規雇用の拡大に向けた取組を検討してまいります。

正規職員の給与につきましては、国家公務員、民間企業の従業員の給与との均衡を踏まえた人事委員会の勧告により決定する必要がございます。県といたしましては、県民全体の所得向上に向けた施策を進めておりまして、その結果として県職員の給与改善につながっていくと、そういった状態を目指して取り組んでまいります。

県職員の定数につきましては、県政運営指針におきまして、令和10年４月時点において3,400人以内とすることとしております。令和６年４月１日時点で、産・育休などを除きました職員数は3,319人になりまして、引き続き必要な人員の確保に努めてまいります。

今後も若年層の所得向上に向けました取組や、必要なマンパワーの確保などに加えまして、働きやすい職場環境づくりに努めますことで、若年層の働く場として選ばれるよう取り組んでまいります。

次に、いわゆるジェンダーギャップの解消に向けた取組への決意、市町村の現状把握についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、社会的な男女格差、いわゆるジェンダーギャップの解消は、若者や女性に選ばれる高知の実現に向けた重要な要素の一つであると考えております。県におきましては平成13年度に、こうち男女共同参画プランを策定いたしまして、高知家の女性しごと応援室の開設、あるいは女性向けリーダー育成研修の開催、こういった施策を通じまして、男女間の経済的な格差の解消に努めております。

こうした取組などによりまして、最新の国の調査結果を見ますと、令和５年の本県の男女間賃金格差は全国最小という形となっております。

他方で、人口減少対策として考えますと、県内におきます男女間格差の是正もさることながら、男女を通じました所得水準が全国と比べて遜色ないことが求められると考えます。このため、元気な未来創造戦略におきましては、来年度の強化の方向性といたしまして若者の所得向上を第１に掲げ、賃金の引上げに向けた取組を強力に推進いたします。

このように、目指すべき３つの高知県像といった県の基本政策の実現に向けまして、様々な施策をバランスよく展開する中で、男女間格差の解消にもしっかりと取り組んでまいります。

なお、お尋ねがありました市町村におきますジェンダーギャップの現状につきましては、来年度に予定をしております、こうち男女共同参画プランの改定作業の過程におきまして、関連する統計指標の状況を整理いたしました上でお示しをするよう検討してまいります。

次に、いわゆる４Ｓプロジェクトについて、どのように共感と前進につなげるのかとお尋ねがございました。

若者の人口減少に歯止めをかける取組を進めましても、当面、今の年齢構成を考えますと、県の総人口の減少が続くこと自身は避けられない状況にあります。こうした中、今後はあらゆる分野におきまして担い手不足がますます深刻化をし、地域の産業はもとよりでありますが、公共サービスの維持すら困難になることが危惧されるという状況にあると考えます。この点は御指摘いただいたとおりだと考えております。

このため、人口減少によります負の影響を最小限にとどめまして、公共サービスの持続可能性、そして県民生活の質を高めることを目指しまして、賢く縮むという形での４Ｓプロジェクトを推進することといたしました。

一方、特に中山間地域におきましては、本プロジェクトの説明の中で言及をされます人口減少あるいは縮小といった言葉に対する印象から、行政サービスが十分に届かなくなるのではないかといった不安を抱かれる方もいらっしゃるかというふうに思われます。この点は御指摘の面もあると考えます。

ただ、このプロジェクトにおきましては、全体の規模は縮小したといたしましても、真に必要なサービスはむしろ充実させていくという考え方でございます。例えば高校再編で見ますと、県全体の総定員は少子化でございますので縮減をするという中にありましても、中山間地域の小規模校におきましては存置の基準は都市部よりも大幅に緩和をする、そのことによって地域を生かした学校の魅力化、特色化を進めて存続にチャレンジをしていくという環境を整えようとする、そんな考え方で臨んでいくということでございます。

本プロジェクトの推進に当たりましては、こうした取組の趣旨あるいは目指す姿を県民の皆さんに丁寧に御説明申し上げますとともに、県民の皆さんのお声をしっかりとお伺いしまして、不安の解消に努めてまいります。引き続き、庁内における議論だけではなく、県民の皆さんとの対話を通じまして、共感を得ながら前進につなげてまいります。

次に、消防広域化の在り方と、これに伴う課題の解決についてお尋ねがございました。

本県におきます消防広域化の在り方についての基本的な考え方は、今後人口減少が進行する中にありましても、将来にわたり持続可能な消防体制、そして消防サービスの確保を目指すというものであります。このために、県内に現在15あります常備消防組織、そして県の消防の現場活動を担います組織、これらの一元化に取り

組もうというふうにしております。

この消防広域化のメリットといたしましては、３点挙げさせていただきます。１つには、間接部門の統合によります現場消防力の増強、あるいは職員の専任化、こういったことを通じました県民の皆さんに対する消防サービスの高度化を図ること、２つに、施設や装備を一元的に企画し、調達することによりまして、経費の削減などのスケールメリットが期待できること、３つに、初動体制の充実強化や、統一指揮下での効果的な部隊運用によりまして、大規模災害への対応力が強化されること、こういったメリットが想定されるというふうに考えます。

一方で、課題といたしましては、１つには、これまで身近なところで行われておりました消防行政に関する意思決定が、地元から離れたところで行われることとなるのではないか、この場合､迅速､的確な対応が確保できるのかといった懸念を生じること、この点が最も大きな論点ではないかというふうに考えます。

この課題につきましては、最終的な意思決定は県の本部に留保されるということとなるといたしましても、日常的な意思決定につきましては、制度上、その権限を消防署などに委ねるといった対応を取ること、あるいは運用面におきまして、組織間のいわゆる報・連・相、報告、連絡、相談、これを緊密に行うということなどによりまして、克服できる課題だというふうに考えております。

このほか御指摘がありましたように、職員の処遇統一の問題、通信指令業務の集約などの問題､そういった課題が現実にはあると考えます。これをいかに新体制に向けて円滑に移行していくか、消防の現場の実態も踏まえまして、来年度設置いたします検討会において議論を進めまして、この基本計画の中でこの方向をお示ししたいというふうに考えております。

次に、新体制への移行のスケジュールにつきまして、消防広域化の関連でのお尋ねがございました。

この県内の常備消防組織の一元化を目指します消防の広域化は、県内全ての市町村と消防本部をはじめとする多くの関係者が関わります。また、組織の存廃に関わる一大プロジェクトということであります。そのために、一定のスケジュール感や目安となります目標の時期、こういったものを示して、関係者の共通の認識の下で議論を進める、このことが不可欠であると考えます。こうした観点から、さきに示しました骨子案では、現時点で県として最も望ましいと考えるスケジュール案を提示させていただきました。

一方、法令上、この一元化を実施していく過程で必要な法定協議会の設置、あるいは広域連合の設立に際しましては、県内全ての市町村議会、そして当県議会におきまして、合わせて２回の議決をいただくということが必要であります。これを考えますと、全ての市町村と消防本部の理解やコンセンサスなしには、この消防広域化を進めていくことはできない、そういう性格のものだというふうに考えています。

したがいまして、今後具体的に広域化の作業を進めていく中では、各プロセスの進捗状況を踏まえまして、節目節目で次なる目標の時期は具体的にどこに置くかということを設定して取り組んでいく、そうした性格のものだというふうに考えています。その中で、関係者の理解を得られるように必要な調査分析を行い、十分な意思疎通を図りながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

次に、消防広域化を通じました現場力の強化についてのお尋ねがございました。

この消防広域化は、いわゆる４Ｓプロジェクトの一つという位置づけでございますので、消

防組織の機能を一律に縮小するということではございませんで、伸ばすべき真に必要な現場力はむしろ強化をすると、そして住民サービスの確保、高度化を図るということを眼目といたしております。

このため、常備消防組織の一元化によりまして、総務業務あるいは通信指令業務、こういった間接部門を統合して、この部分でスリム化をし、そこで生じた余力を現場業務などに振り向ける、こうしたことによりまして、県民の皆さんへの消防サービスの向上を図ることを目指してまいります。

具体的にどういった形での人員配置の見直しを想定するか、あるいは各市町村の負担金の水準をどういったものを想定するか、こういった点につきましては、桑名高知市長からも、できるだけ早い時点でシミュレーションを示すべきではないかというような御要請もいただいております。こういった御要請も踏まえまして、この基本計画を策定いたします検討会の議論の過程の中で、できるだけ早くそういった姿を関係者に御提示させていただいて、具体的なイメージを共有させていただいた上で進めていきたいというふうに思っております。

そして、この現場力の強化ということで目指す姿といたしましては、具体的には３点申し上げたいと思います。１点目は、従来の本部の管轄区域を越えまして、柔軟に対応をいたしますことで、消防車、救急車といった車両の出動台数を増加させ、現場到着時間の短縮を図っていく。２点目には、南海トラフ地震などの大規模災害発生時におきまして、統一指揮下での部隊の効率的な運用により、人命救助などの活動の強化を図っていく。そして３点目は、やや別の角度からの視点になりますが、この常備消防組織全体の規模の拡大によりまして、職場としての魅力を向上させる、これによりまして、現在いわゆる欠員を生じております郡部の小規模消防署などにおきましても、必要な人員が配置できるような人材確保を目指していく。こういったことなどを通じまして、現場力を強化していくということを目指したいと考えております。

次に、南海トラフ地震に関連いたしまして、住宅をはじめとした生活再建への対応についてお尋ねがございました。

自然災害によりまして全壊の住宅数が一定の規模に達しました場合、被害を受けた世帯を支援いたしますため、被災者生活再建支援制度に基づきまして支援金を支給するということとなります。支給に当たりましては、国の補助金、そして都道府県が拠出した基金をそれぞれ２分の１ずつ活用して行う制度となっております。

そして、この支給金の引上げや対象範囲につきましては、これまでも国と全国知事会の間で議論が重ねられております。その結果、支給対象につきましては、直近の令和２年の改正で中規模半壊の世帯まで拡大をされておりまして、この支給対象の拡大には本県も賛同いたしました。

この範囲をどう考えるかという話は、議員から御指摘もありました財政上の問題ということももちろんありますけれども、例えば地震保険あるいは共済制度を通じた自助の努力も片方では必要ではないかと、そこと税金を投入していくこの制度とのバランスはしっかり考えないと、いわゆる災害で倒壊した家屋への支援と、そうした形でない一般的な支援は、一般的な住宅の再建を――普通は公的支援ございませんので、そこのバランスをどう考えるかという言わば哲学の問題もかなり大きいというふうに思っております。

そうした観点からこの問題に関しましては、都道府県の間でもいろんな意見がある問題でありますし、県と国との間でもいろんな議論があ

る。そうした中で、この令和２年の直近の改正、時間かけた中で今の目指すべき、実現すべき水準として、中規模半壊世帯まで拡大といった形で結論が出たということであります。

そうした背景も踏まえて、私としましてはいただいたアンケート調査におきまして、選択肢も非常に限定されておりましたので、こうした関係者の合意の下で行われた今の水準は尊重すべきだという趣旨での回答を選んだということでございます。

そうした、仮に今後この支援金の水準を引き上げるという場合、あるいは大規模災害が発生した場合には、地方自治体の財政負担が増えないように、国の補助率の引上げが必要だというふうに考えています。この点、本県といたしましては、南海トラフ地震など大規模災害時におきます国の補助率の引上げにつきまして、全国知事会を通じまして国に働きかけを行ってまいりたいと考えております。

次に、避難所の環境整備などに関連いたしまして、いわゆるスフィア基準の指標への対応、指標がない場合の対応についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

県では、これまで国の避難所に関します取組の指針を踏まえまして、避難所運営マニュアルの作成の手引などを策定し、避難所の環境整備を進めてまいりました。そのような中で国におきましては、能登半島地震の教訓などを踏まえまして、昨年12月にこの取組指針などを改定いたしました。この国の指針改定によりまして、スフィア基準の位置づけが、従来は参考にすべきものという位置づけであったものが、新しく満たすべきものという位置づけに見直しが行われた、改定が行われたということが背景としてあるところでございます。

これを受けまして、県では、改定された国の指針などを踏まえて、第６期の南海トラフ地震対策行動計画に、能登半島地震の教訓を生かしますように避難環境の整備の強化に取り組むということを明記いたしました。具体的には、スフィア基準で定められております居住スペースやトイレの確保といった目標につきましては、このスフィア基準で明示された数値を目標値として設定いたしまして、来年度から取組を進めることといたします。

そして、御指摘ありましたように、スフィア基準は、尊厳ある生活に関する基本的権利という理念を掲げておりまして、被災者支援を行う上で大切な考え方を示されたものだというふうに考えております。したがいまして、今後被災者支援を行う上で必要な取組につきましては、スフィア基準に指標が明示されていない場合におきましても、スフィア基準の理念などを踏まえて取り組んでまいるという姿勢で対応してまいります。

次に、県民体育館の再整備におきます津波浸水対策と避難所としての活用についてお尋ねがございました。

県民体育館の再整備につきましては、本年度有識者を交えて検討を行いました結果、利用者の利便性の観点から現地での建て替えが望ましいという結論に至りました。再整備する施設は収容人員が5,000人程度で、スポーツのみならず、コンサートなどにも活用できるアリーナとして、多世代にわたる利用者が集うという想定をいたしております。

また、議員からの御指摘のとおり、現地は最大５メートルの津波浸水が想定をされ、長期浸水区域ともなっております。このため、利用者などが緊急的に避難できる防災の機能あるいは避難所の機能などを高める対策が必要であると検討会の委員からも御意見がございましたので、県としてもこの点は重要な指摘であるというふ

うに考えております。

この防災の機能といたしましては、利用者や住民などが浸水の危険がない高さで緊急的に避難できるスペースが必要ではないかと、あるいは大勢の人がスムーズに移動できる動線の確保が必要ではないか、こういった点を想定いたしております。

また、避難所の機能といたしましては、長期の避難生活を想定した物資や電源の確保、高齢者や障害者など配慮が必要な方が利用しやすい設備、さらには救護活動やボランティアなどの支援活動に必要な設備、こういったものの必要性を考慮する必要があるというふうに考えております。

このため、来年度基本計画の策定のために設置をいたします検討委員会におきまして、スポーツや文化のみならず、防災の専門家にも御協力をいただきまして、防災機能も備えた施設の基本計画策定を進めてまいる考えであります。

次に、重度心身障害児・者医療費助成事業の対象に精神障害を含める検討に関しまして、助成対象者、そして対象とする医療の範囲についてお尋ねがございました。

本事業の対象に精神障害を含める検討につきましては、市町村や精神保健福祉分野の専門家、また当事者団体の代表者らで構成をいたします関係者会議で議論を行っております。昨年11月には第１回の関係者会議を開催いたしまして、今後検討を行うべき様々な論点を抽出いたしました。

そして、具体的な検討といたしましては、まずは来月開催をいたします第２回目の会議で、助成対象とする障害の程度を議題として検討する予定であります。それに際しては県のほうからは、県内の手帳所持者の現状、経済的な状況や就労状況を含め、また助成対象とすべき重度の範囲の在り方、そして他県におきます精神障害者保健福祉手帳制度の活用状況、こういったものについてデータなどをお示しいたしまして、幅広くメンバーからの御意見をいただこうというふうに考えております。

続けて、第３回目の会議におきましては、助成対象とすべき医療の範囲を論点といたしまして、現行の助成対象であります全ての通院、入院を精神障害にも適用するかどうか、こういった点について御議論、御検討をいただこうと考えております。

議員が御指摘あった点につきましては、いずれも制度導入に向けまして大変重要な論点と考えておりますので、関係者会議での御意見も踏まえまして、年内の取りまとめに向けてしっかりと検討を重ねてまいりたいと考えます。

続きまして、国の第７次エネルギー基本計画に対します認識についてお尋ねがございました。

今回の第７次エネルギー基本計画におきましては、特定の電源や燃料源に過度に依存せず、バランスの取れた電源構成を目指していくという方向性が示されました。そうした方向性の下で、2040年度の電源構成におきまして再生可能エネルギーが４から５割程度となり、最大電源として位置づけられております。このことは、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて引き続き再エネの主力電源化を強力に進める、そうした方向性を示したものだというふうに受け止めております。

また、原子力につきましては、2030年度と同水準の２割程度を維持し、再エネと同様に脱炭素効果の高い電源として、安全性の確保を大前提に、最大限活用していくという方針が示されました。この点につきましては、ロシアにおきますウクライナ侵攻後のエネルギー安全保障に対する要請の高まり、あるいは最近のＡＩなどの普及に伴います電力需要の増、こういった環境変化を踏まえたものであるというふうに理解

をいたしております。

国におきましては、今後基本計画を基に、エネルギーの安定供給と脱炭素の両立が図られますように着実に取り組んでいただくことを期待いたします。

最後に、原発事故時におきます避難計画についてお尋ねがございました。

本県は、避難計画の策定義務があります原発から半径30キロ以内の重点区域には入っておりませんけれども――これは伊方原発を起点としてということでございます――危機管理上の観点から、万が一の事故に備えまして避難計画を策定いたしております。この計画は、原発での様々な事故の発生に備えたものでありますが、南海トラフ地震では愛媛県でも最大震度７が想定されますため、地震との複合災害も想定した対策を盛り込んでおります。

本県の防護措置の考え方は、国の原子力災害対策指針を踏まえまして、屋内退避を基本と考えております。このため、まずは住宅や避難所の耐震化を進めまして、家屋被害などにより住宅での屋内退避が困難な場合には、近隣の避難所へ避難するということといたしております。

また、万が一当該地域からの一時移転や避難が必要となるような事態も視野に入れまして、道路の寸断に備えて、道路啓開計画を踏まえました複数の避難ルートを設定いたしております。このうち、伊方原発から最も近い梼原町、そして四万十市におきましては、隣接する市町村への啓開日数が３日以内とされているルートを少なくとも１本は確保いたしております。さらに、避難経路の確保が困難な場合に備えまして、ヘリコプターでの救助も想定をした計画といたしております。

一方で、能登半島地震では多数の道路が寸断をし、多くの孤立が発生をしたという事実もございます。この教訓も踏まえまして、第６期南海トラフ地震対策行動計画におきましては、大型の重機だけではなく、小型の重機も活用することによりまして、道路啓開計画のバージョンアップを図ることとしております。加えまして、引き続き緊急用ヘリコプターの離着陸場の整備を進めるということといたしております。

こうした取組により南海トラフ地震対策を充実強化いたしまして、原子力災害の避難計画についても、さらに実効性を高めてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

（人口減少・中山間担当理事中村剛君登壇）

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　まず、若者世代の都市部との家計比較についてお尋ねがございました。

本県は都市部と比較すると給与水準が低い状況にあり、東京や大阪との実収入月額の差は、それぞれ５万3,000円と２万2,000円ほどございますが、住居費などの実支出が低く抑えられることから、家計全体の収支の差、いわゆる黒字額の差は３万4,000円と１万8,000円ほどにまで縮小いたします。

さらに、これを若者世代で全国比較してみると、直近の令和元年度、全国家計構造調査では、30歳未満の単身世帯の場合は本県の実収入は全国46位でございますが、実支出も46位と少なく、家計収支自体は中位程度、全国29位になります。

また、子育て世代である30代前半、２人以上世帯の場合、実収入は全国31位と中位程度、実支出は40位と支出が少ないことから、家計収支は10位、東京都には及ばないものの、大阪府よりも実際の家計収支がよいという結果になっております。

これらの若者世代は、移住先での給与水準に注目する傾向が強いことから、今後は移住相談会やセミナーなど、対面の機会においても若年層の家計収支の状況について説明、あわせて移

住ポータルサイトや、お話にありましたガイドブックにも掲載するなど、若い世代に訴求する情報発信をさらに充実してまいります。

次に、若年女性に求められる職場と重点的に進めるべき対策についてお尋ねがございました。

今年度､県内外の若年女性100人を対象に実施したヒアリング調査では、若年女性が仕事に求める点として、成長の機会、仕事を通じたやりがいや楽しさ、十分な給与や育児支援制度により働き続けられる安心感などが挙げられています。この結果を踏まえますと、若年女性に求められる職場をつくるために取り組むべき対策として、主に３つが考えられます。

１つ目は、若者の所得向上でございます。若者や女性が安心して働き続けることができると感じられる所得を得られるようにすることが必要であり、事業者のデジタル化による生産性向上の取組を強力に支援するほか、無職あるいは非正規雇用の女性を対象とした、デジタルスキルの取得から就労までを一貫して支援する人材育成プログラムも実施してまいります。

２つ目は、女性活躍の環境づくりの推進でございます。女性が補助的な仕事しか任せられないといった企業では成長の機会が得られず、やりがいや楽しさも感じづらいと考えられます。このことから、事業者の女性活躍に向けた取組を支援するコンサルタントの派遣、働く女性を対象とした異業種交流セミナーを行ってまいります。

３つ目は、ワーク・ライフ・バランスの推進や働き方改革の推進です。共働き・共育ての推進に加えまして、男性、女性ともに子育てをしながらも働きやすいという環境を整備していくことが重要でございます。このため、テレワークやフレックスタイム等多様な働き方の導入に向けたセミナー開催や、就業規則改正のための社会保険労務士費用やコンサルティング費用への支援なども行ってまいります。

こうした３つの対策にしっかりと取り組みまして、女性に求められる職場づくりの実現につなげていきたいと考えております。

最後に、にぎやかな過疎の具体化についてお尋ねがございました。

にぎやかな過疎の県内の例として識者から挙げられました大川村では、地域おこし協力隊など移住者の流入が続いており、これらの移住者と地域の若者が参画する青年団や集落活動センターが核となりまして、夏祭りの開催や特産品販売などの地域に根差した活動を行い、村内外の幅広い世代の交流の場を創出しております。

一方で、こうしたにぎやかな過疎の拠点となり得る県内の集落活動センターでは、近年高齢化や担い手不足といった課題が顕在化しております。こうした状況を踏まえまして、来年度の中山間地域再興ビジョンでは、にぎやかな過疎の実現を目指した関係人口創出の取組を強化ポイントの一つに位置づけました。

具体的な取組としましては、県内外の大学生や家族連れなど田舎に関心のある方々をターゲットに、各センターで例えば稲刈りの手伝いと地域住民との交流会を組み合わせたプログラムを用意し、そのプログラムへの参加を移住サイト「高知家で暮らす。」などで募る新しい仕組みを構築してまいります。

こうした仕組みなどによりまして、関係人口を増加し、さらにはUターンを含めた移住者の増加や担い手の確保にもつなげ、活力あるにぎやかな過疎を実現していきたいと考えております。

（危機管理部長三浦謙一君登壇）

○危機管理部長（三浦謙一君）　まず、消防広域化に関するパブリックコメントの数と内容の傾向についてお尋ねがございました。

消防広域化基本構想の骨子案に対するパブ

リックコメントは、昨年の11月29日から今年の１月６日まで39日間実施しました。また、この期間中に市町村と消防本部には、別途骨子案に対する御意見を御提出いただいております。これらにより得た御意見は、全て市町村や消防の関係者から提出されたもので、全体で26通でございました。また、現在取りまとめ中ではございますが、提出のあった御意見を内容に応じて切り分けると、およそ138件になると考えております。

この138件のうち、骨子案における組織・人事に関する内容がスケジュールや装備といった他の項目よりも多く、全体の３分の１程度見受けられます。このことからしますと、消防職員自身の処遇に関わる内容が多い傾向にございます。

次に、消防広域化基本計画あり方検討会への高知県消防職員協議会の参画についてお尋ねがございました。

あり方検討会は、消防広域化基本計画を策定するための協議や意思決定をする場として、市町村長、消防長、消防行政など各界の有識者で構成するようにしています。加えて、この検討会には専門分野で議論を深めるための複数の部会と、実務レベルでの協議を行うワーキンググループを設置することとしております。

このうち、現場職員の声については、例えば部会の審議会を通じてヒアリングを行う場を設けたいと考えております。また、これまでにも11月から１月にかけて行った骨子案の意見公募では、既に高知県消防職員協議会や他の職員団体からも御意見をいただいているところでございます。

こうしたことを踏まえて、あり方検討会に高知県消防職員協議会の代表を構成員にすることは想定しておりませんが、部会の審議会等を通じたヒアリングにおいて御意見はお聞きしたいと考えております。

次に、消防広域化における、通信指令業務の集約や、職員の処遇の統一についてお尋ねがございました。

通信業務の集約や、給与制度、勤務体制など職員の処遇については、令和10年度に広域連合を発足させて、その後、令和15年度までに段階的に統一することを骨子案でお示ししております。

消防の広域化で目指すところは、住民サービスに直結する現場力の強化でございますので、骨子案では現場に振り向ける職員の確保を優先し、まずは間接部門の統合を行うこととしています。その上で、各消防本部で異なる通信指令業務や職員の処遇の統一については、財政面での合意に時間がかかることが想定されましたことから、段階的に進めることとしています。

しかしながら、更新時期が違う通信指令システムの統一が必要なこと、職員の処遇に関する御意見が多いことなどを踏まえて、早めに検討することは必要だと認識しているところです。このため、これらの方向性については広域連合の設立を待つことなく、次年度のあり方検討会の段階から議論をスタートさせてまいりたいと考えております。

次に、消防広域化における市町村の防災部署と消防組織との関係性についてお尋ねがございました。

災害時において消防組織は、人命救助や捜索に加え、危険区域の警戒など、市町村の応急対策の実施に関わる重要な役割を担っています。また、市町村の防災部署は、災害対策本部を設置し、被災情報を取りまとめて、消防組織など防災関係機関との連絡調整に努める必要がございます。このため、消防広域化によって消防組織と市町村において、災害予防や災害対策本部を運営する防災部署との関係が疎遠になることは避けなければならないと認識をしております。

骨子案においては方面消防本部を設けるなど、新たな消防組織の指揮命令系統をお示ししておりますが、現状の40消防署所体制は現行水準とすることとしております。また、これまで身近な消防本部で意思決定されていたものを、地元から離れた消防局で行われることにつきましては、制度の中において意思決定の権限を各署所に与えるなどすれば、体制は維持されるものと考えております。このことからしますと、現行どおり災害時において市町村の防災部署と管轄する各署所が連携して応急対策を実施することが可能であると考えております。

また、日頃は防災会議等への参画や合同防災訓練の開催などを通じて、これまでどおりの関係性は維持できるものと考えておりますが、今後もあり方検討会といった協議の場などを通じて、丁寧に議論は行ってまいります。

次に、消防広域化における消防指令システムのコストと更新時期の想定についてお尋ねがございました。

消防指令システムは、県１の消防広域化に伴い、一元的な指令業務を行うことができるように、新たに集約してシステム整備を行うこととなります。このシステムの整備コストについては、現時点では積算に至ってはおりません。しかしながら、消防本部がこれまでどおりに個別にシステムを更新するよりも、集約することのスケールメリットを生かして、費用を削減できるといった大きな財政効果が見込めると考えております。この財政効果については、来年度に行うシミュレーションにおいて、個別にシステムを更新するコストと集約化によるコストを比較して、あり方検討会などでお示ししたいと考えております。

また、消防指令システムの更新時期については、一般的に10年程度と見込まれており、県内の消防本部においても、これを目安にそれぞれ更新していると承知をしております。このことからしますと、広域化後のシステム更新も10年程度になるものと考えております。

次に、即時応援県に関する災害訓練や人事交流などの取組についてお尋ねがございました。

総務省は、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランを今月12日に公表しました。このアクションプランでは、南海トラフ地震の発生時に応援職員を速やかに派遣する即時応援県の組合せを定めております。この中で、本県には島根県と秋田県から応援職員が派遣されることとされています。

他方で、中四国地方の９県では、災害発生時の広域支援に関する協定を平成７年に締結しております。９県を４つのグループに分け、災害発生時には同じグループ内の県が直ちに支援を行うこととしており、本県は島根県と山口県がカウンターパート県になっております。この協定の実効性を確保するため、毎年の会議や訓練の視察などを通じて顔の見える関係を構築しておりますほか、山口県とは防災担当課との人事交流も行っているところです。

こうした取組を踏襲しつつ、新たなアクションプランが策定されたことを受けまして、今後は島根県や秋田県ともさらなる取組を進めてまいりたいと考えております。具体的には、人事交流を検討いたしますほか、本県で実施する訓練への参加や受援体制の構築、本県への進出経路の検討などを考えております。

これらの取組を通じて、島根県や秋田県からの応援職員の派遣や受入れが円滑に運用できるよう、３県の連携を強化してまいります。

次に、避難所における要配慮者支援ガイドの改定についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した際、避難所には障害や病気のある方、御高齢の方など、避難生活に配慮が必要な要配慮者も避難されます。その

ため県では、避難所運営に携わる方が要配慮者の特性や困り事を理解し、必要に応じて手助けできるよう、対応方法などをまとめた支援ガイドを作成しております。

一方、議員から御提案のありました外国人については、昨年６月末時点で県内在住者が6,300人を超える程度まで増加してきております。このことは、言葉の壁や文化、習慣などへの配慮を踏まえますと、支援ガイドへの追加が必要な状況になっていると考えられます。このため、高知県国際交流協会などを通じて県内在住の外国人から御意見もお伺いした上で、来年度中には支援ガイドの改定を行ってまいります。

そのほか､多様な避難者への対応についても、新たに課題が見つかるなど、追加が必要な際には、適宜支援ガイドに反映してまいります。

次に、広域避難所への資機材や備蓄品の事前整備についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した際、津波や長期浸水などにより避難所の数が不足する市町村においては、市町村域を越えた広域避難が必要となります。そのため、県と市町村で作成した広域避難計画では、資機材や備蓄品について、避難元となる市町村が避難者の移送の際などに持ち込むことを原則としております。一方で、市町村間において広域避難に関する個別協定が進んだことにより、避難先の候補となる施設へ資機材などを事前に準備していくことについても協議が進んでいます。

このことを踏まえて、広域避難計画については、必要となる資機材などをあらかじめ避難先に整備しておくことも可能とする内容で、来年度中には改定を行ってまいりたいと考えております。加えて、広域避難所への資機材などの整備に当たっては、県の地域防災対策総合補助金が活用できることを、計画の改定に併せて改めて市町村に周知してまいります。

最後に、災害ケースマネジメントの実施計画の作成支援についてお尋ねがございました。

災害ケースマネジメントの取組は、県の手引に基づき、市町村が実施計画の作成を進めることとしており、第６期行動計画でも位置づけるようにしております。この行動計画に基づき、まずは来年度に県内６つの市町村で先行して実施計画の作成に取り組み、その後、他の市町村にノウハウを横展開していくこととしております。

作成に当たっては、重層的な支援に向けて、市町村の部署を防災や福祉に限定するのではなく、全ての部署に関わっていただきたいと考えております。このため、先行して作成を進める市町村においては、新たに参加する部署に、まずは災害ケースマネジメントの基本的な理解をしていただけるよう勉強会を開催してまいります。

また、市町村では福祉担当部署を中心に、複雑化した生活課題を抱える方を複数の支援機関が包括的に支援を行える体制づくりを進めていますので、この取組と連携をしていきたいと考えています。具体的には、この包括的な支援体制に弁護士や建築士といった専門家にも加わっていただき、市町村の職員と関係を築いていただくとともに、計画づくりに対してアドバイスをいただきたいと考えております。

こうした取組を行う中においては、総合防災対策推進地域本部の職員も技術的なアドバイスを行い、実効性のある計画となるよう市町村を支援してまいります。

（子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇）

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　まず、災害中間支援組織の検討状況や今後の見通しについてお尋ねがございました。

災害中間支援組織は、被災地の多様なニーズに応じて専門性を発揮しながら支援活動を行う

ＮＰＯ等の受援を調整する組織であり、国の防災基本計画において都道府県による育成強化が求められているものです。

他県では、災害支援活動を行っているＮＰＯを中心に設置をされていますが、本県にはこのようなＮＰＯが見られません。このため、今年度から内閣府のモデル事業を活用して、本県における中間支援組織の在り方を関係機関と共に検討してまいりました。

その中で高知県社会福祉協議会が構築に取り組んでいる県内ＮＰＯ等の災害時のネットワークとこの災害中間支援組織との連携について、協議を進めてきたところです。その結果、県と県社協、ネットワークの中核団体が協働して災害中間支援組織を運営することが適当ではないかといった方向性が見えてまいりました。

しかしながら、運営する人材の確保などの課題もあるため、次年度も内閣府のモデル事業を活用して、県内ＮＰＯ等を対象とした研修を実施するなど、運営の中心となる人材の育成を進めます。あわせて、災害支援の実績がある専門性を持ったＮＰＯと様々な機会を捉えて交流を重ね、発災時に円滑に連携できるよう、顔の見える関係づくりに努めてまいります。

次に、要配慮者の避難対策の見直しに関する最終報告書に、福祉避難所退所後の対応や、要配慮者に対応した仮設住宅の建設などの課題も盛り込むべきではないかとのお尋ねがございました。

本県では、令和６年９月時点で福祉避難所への想定避難者数１万5,403人に対し、248施設、１万584人分の福祉避難所が指定されています。しかし、これらの想定避難者数や避難可能人数については、各市町村で考え方に差があることに加え、要介護度や障害種別など、要配慮者の特性ごとの分析も不十分な状況です。このため、特性に合わせた適切な避難先の確保や、必要な支援の検討が十分にできておりません。

こうしたことから、有識者による検討会を立ち上げ、まず初めに想定される避難者の特性ごとの人数や福祉避難所の受入れ可能人数の状況を詳細に分析してまいります。次に、市町村においてこうした人数の精査を行い、さらに課題を整理した上で、具体的な避難対策を検討いただく予定です。

これらの検討には一定の時間がかかることが想定されますことから、本検討会では、まずは令和８年度をめどに適切な避難先の確保や必要な支援などについて報告書をいただきまして、議員から御指摘のありました福祉避難所退所後の対応などの視点については、引き続き検討を重ねてまいります。

最後に、重度心身障害児・者医療費助成事業に精神障害のある方を含めることについて、関係者会議の検討を通じた助成制度の早期の実現についてお尋ねがございました。

精神障害のある方の厳しい状況については、昨年11月の第１回会議でも改めて当事者団体から実例をお聞きしており、助成制度導入に向けた検討を着実に進める必要があると考えております。

関係者会議の今後のスケジュールとしましては、３月に開催する第２回以降、おおよそ２か月に１回のペースで、三、四回程度開催する予定としております。この会議を通じて、助成対象の範囲などについて検討を重ねるとともに、制度導入に伴う財政負担の規模などについて実施主体である市町村と合意形成を図り、本年中に制度改正案を取りまとめることを目指してまいります。

（文化生活部長池上香君登壇）

○文化生活部長（池上香君）　外国人の防災訓練への参加についてお尋ねがございました。

県内在住の外国人は年々増加しており、昨年

６月末現在で6,300人を超え、今後さらに増えることが見込まれます。こうした中、外国人の方々が安心して暮らすことができる環境づくりの一環として、近い将来に発生が予想されている南海トラフ地震に備え、地域の防災訓練に外国人の方々が参加することは大変重要であると考えています。

県内では、お話のありました下知地区のほか、例えば土佐市宇佐地区で行われた防災訓練では、市がやさしい日本語のチラシを作成し、監理団体や事業者を通じて配布することで、約20人の技能実習生の方が参加されたとお聞きしています。また、安芸市川北地区では、地区の運動会や地域日本語教室などを通じて、日頃から地域住民と在住外国人との交流が活発に行われていることが、外国人の方の防災訓練への参加につながったとお伺いしています。

県としましては、まずはこうした先行事例を、市町村を対象にした出前防災講座や危機管理担当者会などの機会を通じて共有することで、各地域で外国人へのアプローチ方法などの検討が進むよう取り組んでまいります。また、来年度は地域住民と外国人との交流の場づくりなどに取り組む市町村への補助制度を創設することとしており、こうした制度により、外国人の防災訓練への参加促進を後押ししていきたいと考えています。

今後、南海トラフ地震への対応を含め、県内各地域で外国人の方々が安心して暮らせる環境整備を促進し、国籍にかかわらず、お互いが理解し、尊重し合える多文化共生社会が実現するよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

（土木部長横地和彦君登壇）

○土木部長（横地和彦君）　まず、応急仮設住宅の建設候補地となる民有地の情報についてお尋ねがございました。

応急仮設住宅の民有地情報の把握につきましては、第５期高知県南海トラフ地震対策行動計画の目標であります460ヘクタールに対し、市町村と連携した取組によりまして590ヘクタールの民有地情報を把握しております。また、県内を大きく安芸、中央、高幡、幡多の４つの圏域に分けた場合でも、各圏域におきまして必要となります用地面積の情報を把握しております。

一方で、応急仮設住宅の建設候補地の選定に当たりましては、災害リスクの有無に加えまして、電気、水道といったライフラインの供給の可否や建設資材の搬入の可否など、様々な要素を勘案して整理を進めていく必要がございます。

現在、こうした災害リスクに加えまして、インフラ情報等の諸条件の情報を収集している段階にあります。県といたしましてはこれらの情報を基に、応急仮設住宅にふさわしい候補地の優先順位づけを行い、少しでも安全性の高い用地を候補地として選定できるよう、引き続き市町村と連携をして取り組んでまいります。

次に、２階建ての仮設住宅の提供及び公的な住宅としても使えるものとしての検討についてお尋ねがございました。

仮設住宅を供給する際は、被災地の状況に応じて迅速かつ大量に供給し、避難所生活の早期解消を図ることに適しているプレハブ型や、建設に一定の時間は要するものの恒久的な使用に適している木造の仮設住宅など、それぞれの特徴を生かし適切に供給することが望ましいと考えております。

今回被災した石川県におきましては、議員からもお話がございましたように、従来のプレハブ型などの整備手法のほかにも、仮設住宅の入居期間終了後に公的住宅に転用することを基本とした、２階建ての木造仮設住宅も整備されているということは承知をしております。県といたしましても、被災者の負担を少しでも軽減するために、被災後から安定して住まうことがで

きる住宅を提供することは重要と考えております。

一方で、このような恒久的な使用には、その用地の災害リスク、ライフラインの整備状況に加えまして、用地に一定の広さがあること、継続的な使用が可能であることなどの諸条件を満たすことが必要であり、応急仮設住宅の整備よりも用地に対する制約が大きくなります。こうした条件を満たす用地が確保できる場合には、２階建ての木造仮設住宅といった恒久的な使用も可能な住宅を市町村が地域の実施を踏まえた上で選択できるよう、石川県の事例なども参考に、引き続き研究をしてまいりたいと考えております。

（林業振興・環境部長西村光寿君登壇）

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　再生可能エネルギーで県内消費電力のどれだけの割合を賄うことを目指していくのか、お尋ねがございました。

県内の再生可能エネルギーによる年間発電量は、2021年度末時点で37億6,700万キロワットアワーと推計されます。同じ年度の電力消費量は35億9,600万キロワットアワーであり、数字上で見れば、発電量が消費量を上回っている状況でございます。

しかしながら、県内の再エネで発電した電力の多くは、現在県外の電力会社などに売電をされており、発電した電力が全て県内に供給されているわけではございません。このため、自治体が参画をする地域新電力会社の設立や安定的な経営を後押しすることで、再エネで生み出した電力を地域内で活用する仕組みを広げてまいります。

また、エネルギーの自給率向上には省エネの推進に加え、本県の豊かな自然資源を生かした再エネのさらなる導入拡大に取り組む必要もございます。そのため、来年度エネルギーの地消地産に資する新たな施策の検討に着手をいたします。

これらの取組を着実に進めるとともに、技術革新なども積極的に取り入れ、将来的に県内消費電力をできる限り再生可能エネルギーで賄う姿を目指してまいりたいと考えています。

○31番（坂本茂雄君）　それぞれにありがとうございました。第２問をさせていただきたいと思います。

１つは、４Ｓプロジェクトの代表的なプロジェクトと言われる消防広域化の問題です。これから具体的には、先ほど言われたように、来年度からのあり方検討会で議論をしていくことによって、課題とか、そういったものの、今想定しているもの以上にも課題が出てくるかもしれませんし、その課題をじゃあどうやって解決していくのかというような議論につながると思うんですね。

例えば、議論の中でも出されていました間接部門を集約して、それをいわゆる直接部門に充てていくというようなお話もありましたけれども、そのいわゆる間接部門と称される業務を、直接部門の消防職員が兼務で行っているという消防本部も結構あるわけですね。じゃあそういうところで、広域化によって捻出される余剰人員って極めて限定的になるだろうというふうに思うわけで、そういった意味では、しかも広域化によって新たな事務局業務も発生しますし、単に間接部門のスリム化による余剰人員が充てれるということにもなかなかなりにくい。さらには、直接部門でも15消防本部で２交代制と３交代制の勤務が混在している中で、じゃあ３交代にしていくのであれば、職員数を現在より増やさなければならないとか、そんな課題ってたくさんあると思うんですね。やっぱり現場の方はそのことを一番心配されているだろうと思うんです。

ですから、今知事をはじめ執行部が想定している以上に課題は大きいものがあるだろうと思うんで、やっぱりそこを、現場の声をしっかり聞いていくというような仕組みをぜひつくっていただきたいと思うんですよ。例えば、さっき言われたように、あり方検討会に入れることができなければ、それでも、じゃあ例えばヒアリングという形ではなくて、ワーキンググループに入れるとか、そういうふうなことでもできないのか、その辺についてもう一度ちょっと危機管理部長にお聞きしたいというふうに思います。

知事が提案説明の中で言われた、その地域に必要な消防力を将来にわたって確保するためには、県内の常備消防組織を一本化することが最も有効と、最も有効とまで言い切られているわけですよ。本当にそこまで言い切れるのかどうか、改めて知事の考え方をお聞きしたいと思います。

それと、知事あるいは部長からもお答えがあった、精神障害者の方たちに対する医療費助成制度の問題ですけれども、これから第２回目の――私第１回の検討会も傍聴しました。第２回目の検討会もあるわけですけれども、その知事が言われた他県の活用状況とか、そういったものも議論しながら、障害程度が論点になってくるだろうと言われていますが、逆に他県で言えば、まだまだ障害程度による区分が残っているわけですね。

ただ、高知県は今、他県と比べて残り６県、全国で取り入れていないところなんですよ。今回それが取り入れようとするんであれば、まさにここに全国初、日本一の制度を取り入れてくださいよ、知事、笑っていますけれどね。結局、４Ｓプロジェクトで全国初、日本一というのを目指すんであれば、こんな生きづらい県民が生きやすくなるような制度にこそ、全国初、日本一の制度を入れて、高知県はこういうこともしながら、また一方で賢く縮小する上では県民に不安をもたらさないように議論をしていくんですよというような姿勢を示していただきたいというふうに思いますが、その辺について知事のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう一つ、支援制度の関係で、確かに言われましたように、自助の問題、保険の問題とか、あるいは耐震化をしておくというような問題が一方であるということなんですけれども、ただこの被災者生活再建支援法、先ほど言われた中規模半壊とか、そういったところへ拡大したのは最近ですけれども、この上限の300万円というのは、2004年に引き上げられてから、それ以降引き上げられていないんですよ。今の物価高の状況とかいうことを考えたら、当然もう引き上げられてもいいはずなんですね。さらに、そのことによって県の負担が心配であれば、その際に併せて制度の中で国の負担割合を増やしてもらうような、そんなことも含めて要望していくというようなこともあるんではないかなというふうに思いますんで、そのことも知事にお聞かせいただきまして、第２問とします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　高知県消防職員協議会の参画ということでの御意見だと思います。あり方検討会についての話なんですけれども、３階層で検討していく、先ほどのお話であれば下の端のワーキンググループに入れてくれないかという話での御質問だったかと思います。

その点ですけれども、基本的にあり方検討会というのは、消防広域化基本計画を策定するというところでの内容を練っていくと、協議を進めるということで、基本的な概念としては考えております。それともう一点、課題等について、例えばお受けしたときに直ちにその場でお答えが全てできるわけではないということもございますんで、そういうことを考えますと、いろんな形でＱ＆Ａでお答えをするとかいうことも考

えられると思います。それと、これはなかなか難しい課題なんですけれども、１か所入れるともうどこまで入れるのかみたいな話も１つ大きな課題がございます。

こういった３つのことを総合的に考えて、やはり御意見はしっかりと丁寧にお聞きして、お答えも丁寧にお答えをしていくということを考えたときに、やはりその意見を吸い上げる場というところで、別に設けたヒアリングの場でできれば対応していきたいというふうに考えております。

○知事（濵田省司君）　坂本議員の２問目の御質問にお答えいたします。

１点目が消防の広域化で、全県一本化が最も有効という考え方、変わりはないかということでございます。

これは極めてシンプルな話でございまして、今15ある消防本部を段階的に統合を考える選択肢はあるんではないかという議論があります。ただ、スケールメリットということを考えました場合には、今お話ありましたように、県内消防本部、大変小規模な本部、多うございますので、できるだけ大きな形で束ねて、これを間接部門の集約をして現場に回すということから考えますと、土俵は広ければ広いほどがよいという意味において、例えば段階的に３分の１ずつということではなくて、全体を１本ということで実施をするというのが一番有効ではないかと。段階的にやるというのは、かえって統合についていろんなコストがかかりますので、コスト倒れになる可能性のほうがかなり高い、やるなら１本でやるということが一番スケールメリットが利くという意味で、現在でもそれは妥当していると私としては思っております。

それから、２点目といたしまして、障害者医療費助成制度についてであります。

既にお話ありましたように、他県におきましてもかなり一般化している制度ということでございますので、様々なそういった状況も勘案をしてということでございますが、これそのものは人口減少と直結する話ではございませんので、全国初とは必ずしも申しませんが、いろんなお話聞く中で、専門家の知見等々、そういったことを踏まえながら、県において高知県独特の新しい問題があるというようなことが状況としてありましたら、それに応じてどういう新しいことを考えていくのかという視点で、これは検討していくべき問題ではないかというふうに考えます。

それから、３点目でございますが、被災者生活再建支援法の問題についてであります。

お話ありましたような物価に応じての変動ということはどうかということに関しましては、これはある意味、定期的に県で積み立てております基金の残高がどうかというところから、積み増しが必要であるかないか、定期的に知事会において議論がされるということでありますので、そうした中で議論をしていく問題ということだろうというふうに思います。

ただ、国との関係で申しますと、私といたしましては、特に東日本大震災のように大規模な災害が起きまして、非常に多くの再建の需要があったというときには、これを国と県の折半のルールでいきますと、県の負担が非常に多くなりますから、東日本の震災のときには国の負担割合を格段に上げたというような前例がございます。

こういった前例も踏まえて、特に大規模災害への対応ということを考えますと、この国の負担割合を大幅に増やしまして、県の負担軽減を図るべきだと、この点はかねて申し上げているとおりでありますし、お聞きしますと、国会で議員立法の形でこの改正を図るような動きもあるようでございますので、そうした局面におき

まして、一義的には特に制度の大幅な充実ということであれば、国の財政負担を基本に検討されるべきだという立場から物を申していきたいというふうに思っております。

○31番（坂本茂雄君）　もう時間がありませんので、一言だけ申し添えておきます。

この４Ｓプロジェクトにしても、この消防の県１広域化の問題にしても、さらには精神障害の方の医療費助成問題にしても、現場の声、これを大事にしていただきたい。そのことをお願いして、終わりにしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明３月１日から３日までの３日間は議案精査等のため本会議を休会し、３月４日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

３月４日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後５時６分散会

令和７年３月４日（火曜日）　開議第３日

出　席　議　員

１番	竹　内　健　造　君
２番	戸　田　宗　崇　君
３番	上　治　堂　司　君
４番	桑　鶴　太　朗　君
５番	土　森　正　一　君
６番	槇　尾　絢　子　君
７番	久　保　博　道　君
８番	上　田　貢太郎　君
９番	今　城　誠　司　君
10番	金　岡　佳　時　君
11番	下　村　勝　幸　君
12番	田　中　　徹　君
13番	土　居　　央　君
14番	横　山　文　人　君
15番	西　内　隆　純　君
16番	加　藤　　漠　君
17番	弘　田　兼　一　君
18番	明　神　健　夫　君
19番	三　石　文　隆　君
20番	畠　中　拓　馬　君
21番	依　光　美代子　君
23番	武　石　利　彦　君
24番	西　森　美　和　君
25番	寺　内　憲　資　君
26番	西　森　雅　和　君
27番	樋　口　秀　洋　君
28番	岡　田　竜　平　君
29番	田　所　裕　介　君
30番	橋　本　敏　男　君
31番	坂　本　茂　雄　君
32番	は　た　　愛　君
33番	細　木　　良　君
34番	岡　田　芳　秀　君
35番	岡　本　和　也　君
36番	中　根　佐　知　君
37番	塚　地　佐　智　君

欠　席　議　員

なし

―――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

知事	濵　田　省　司　君
副知事	井　上　浩　之　君
総合企画部長	松　岡　孝　和　君
理事（人口減少・中山間担当）	中　村　　剛　君
総務部長	清　水　　敦　君
危機管理部長	三　浦　謙　一　君
健康政策部長	中　嶋　真　琴　君
子ども・福祉政策部長	西　森　裕　哉　君
文化生活部長	池　上　　香　君
産業振興推進部長	合　田　和　穂　君
商工労働部長	岡　田　忠　明　君
観光振興スポーツ部長	小　西　繁　雄　君
農業振興部長	松　村　晃　充　君
林業振興・環境部長	西　村　光　寿　君
水産振興部長	濱　田　美和子　君
土木部長	横　地　和　彦　君
会計管理者	田　村　敬　子　君
公営企業局長	澤　田　昌　宏　君
教育長	長　岡　幹　泰　君
人事委員長	門　田　純　一　君
人事委員会事務局長	笹　岡　　浩　君
公安委員長	刈　谷　敏　久　君
警察本部長	髙清水　善　弘　君
代表監査委員	五百藏　誠　一　君
監査委員事務局長	岡　林　秀　典　君

選挙管理委員長　　田　中　庄　司　君

――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事　務　局　長	中　島　勝　海　君
事 務 局 次 長	梅　森　　実　君
議　事　課　長	飯　田　志　保　君
政策調査課長	溝　渕　松　男　君
議事課長補佐	松　岡　宏　尚　君
主　　幹	大　川　美千子　君
主　　査	宮　﨑　由　妃　君

――――― ――――

議　事　日　程（第３号）

令和７年３月４日午前10時開議

第１

第　１　号　令和７年度高知県一般会計予算
第　２　号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
第　３　号　令和７年度高知県給与等集中管理特別会計予算
第　４　号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計予算
第　５　号　令和７年度高知県用品等調達特別会計予算
第　６　号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
第　７　号　令和７年度高知県県債管理特別会計予算
第　８　号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計予算
第　９　号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
第 10 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計予算
第 11 号　令和７年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第 12 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
第 13 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
第 14 号　令和７年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
第 15 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計予算
第 16 号　令和７年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
第 17 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
第 18 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計予算
第 19 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
第 20 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計予算
第 21 号　令和７年度高知県電気事業会計予算
第 22 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計予算
第 23 号　令和７年度高知県病院事業会計予算
第 24 号　令和６年度高知県一般会計補正予算
第 25 号　令和６年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
第 26 号　令和６年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
第 27 号　令和６年度高知県用品等調達特別会計補正予算
第 28 号　令和６年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
第 29 号　令和６年度高知県県債管理特別会計補正予算
第 30 号　令和６年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

第 31 号　令和６年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
第 32 号　令和６年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和６年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和６年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和６年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和６年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和６年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和６年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和６年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和６年度高知県病院事業会計補正予算
第 41 号　高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
第 42 号　こうちグローバル人材育成基金条例議案
第 43 号　高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号　職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 46 号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 47 号　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 51 号　高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
第 61 号　権利の放棄に関する議案
第 62 号　県有財産（教学機器）の取得に関す

る議案
第 63 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 64 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 65 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 66 号　日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 67 号　国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 68 号　和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 69 号　県道の路線の認定に関する議案
報第１号　高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告
第２　一般質問
（３人）

――――― ∽∽∽ ―――――

午前10時開議

○議長（加藤漠君）　これより本日の会議を開きます。

――――― ∽∽∽ ―――――

質疑並びに一般質問

○議長（加藤漠君）　直ちに日程に入ります。

日程第１、第１号「令和７年度高知県一般会計予算」から第69号「県道の路線の認定に関する議案」まで及び報第１号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」、以上70件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

26番西森雅和議員。

（26番西森雅和君登壇）

○26番（西森雅和君）　おはようございます。通告に従いまして、公明党を代表して知事はじめ執行部に質問をいたします。

初めに、知事の政治姿勢についてであります。

知事は、今議会の提案説明で４Ｓプロジェクトの推進を打ち出されました。県内の総人口が減少する中、状況にうまく適応し、効率的で持続可能な社会と県民生活の質の向上を図ることを目指して、賢く縮む「４Ｓプロジェクト」の取組を推進するというものであります。

提案説明では、プロジェクトの眼目は、真に必要なサービスはより伸ばし、充実させていく、その一方で、無駄や重複する部分を省き簡素な手法に変えていく、そして縮小していくとし、県の積極的な関与が必要な分野については、重点プロジェクトとして予算や組織体制の編成を通じて、県の経営資源を重点的に投入するとしています。

私は、県がこうした取組を行っていくことを理解する反面、表に出し過ぎることに心配もあります。それは県民から、県が関与しない事業や縮小する事業は、縮んでいく事業として捉えられはしないか、またそれが県民のやりがいの減少につながっていくのではないか、貧すれば鈍することとなりはしないかということであります。

そこで、県行政として４Ｓプロジェクトを進めていくために、県としてどのような考え方を基として事業を縮小していくのか、明確な考え方を示すべきであると思いますし、県民への説明責任を果たしながら進めていかなければならないと考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

さて、石破首相は、昨年12月の第１回防災立国推進閣僚会議で、世界有数の災害発生国であ

る我が国において、頻発する災害から国民の生命、身体、財産を守り抜くのは国家の使命であると述べ、人命・人権最優先の防災立国を確立すると訴えました。そして、政府は2026年度に防災庁を創設するための準備を現在進めています。今、政府において防災の中心的役割を担っている部署は内閣府の防災部局でありますが、さらなる防災対応の総合管理機能を持つ行政機関、いわゆる司令塔として防災庁を設置するということであります。

私ども公明党は、30年前の阪神・淡路大震災の直後に緊急提言を行っています。その提言では、アメリカの連邦緊急事態管理庁、いわゆるＦＥＭＡのような危機管理に関する常設の総合的、一元的な行政機関となる日本版ＦＥＭＡの創設を求めていました。それがようやく形になるところまで来たと思っています。

現在、政府は政府関係機関の地方への移転を進めようとしています。災害対策の総合管理機能を持つ防災庁が南海トラフ地震が想定される地域に設置されれば、その存在は地域における迅速かつ効率的な対応を可能としますし、その地域全体の防災力の強化にもつながります。

そこで、知事に、高知県として防災庁の誘致をしてはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、災害時における中小企業支援について伺います。

南海トラフ地震の発生確率は高まり、自然災害が激甚化、頻発化する中、県民生活と併せて各企業においても自然災害のリスクは顕在化しています。こうした中、各企業においては事業継続計画、いわゆるＢＣＰの策定を進めているところでありますが、中小零細企業においてはなかなか進んでいないという現状もあります。

そこで、危機管理部長に伺いますが、県内企業のＢＣＰ策定に向けた今後のさらなる取組についてお聞きをいたします。

先日、建設事業者の方にＢＣＰ策定についての話を伺いました。建設事業者のＢＣＰの認定に関しては、総合評価の点数が加算されることから大変厳しい審査がされているということであります。審査の過程で厳しく言われるがゆえに、ＢＣＰの認定を途中で投げ出してしまう事業者もあると聞きます。建設事業者は他業種の事業者のＢＣＰ策定と違う位置づけのＢＣＰになっているように感じます。

そこで、土木部長に建設事業者のＢＣＰ策定に関する基本的な考え方と、ＢＣＰ策定に向けた支援についてお聞きをいたします。

各企業、とりわけ中小零細企業が、実際に大規模な地震や風水害などの自然災害に遭ったときに最も困ることは資金繰りであります。損害保険への加入などによって対応する場合もあると思われますが、操業再開には一定の時間がかかります。また、自分の会社では解決できない輸送網の寸断などのインフラ被害や、取引先や顧客などが被災することによって資金繰りが厳しい状況になることも想定されます。被災した企業への資金繰り支援は､企業経営はもちろん､従業員を守り、地域経済の活力を維持することにもつながります。

国においては災害救済法が適用となった場合、セーフティーネット保証４号が発動されますが、災害発生から国の発動まで日数を要することもあります。さらに、局地的な大雨などにより被災した場合は、セーフティーネット保証４号が発動されない可能性も考えられます。

高知県としては、現在自然災害時の災害対策特別支援融資制度として、災害復旧融資と災害対策特別融資の２つの制度があります。災害復旧融資の融資対象者は、県内において指定事業を営む中小企業で、自然災害により事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の

罹災証明を受けた者となっており、貸付限度額は5,000万円であります。また、災害対策特別融資の融資対象者は、県内において指定事業を営む中小企業者で、自然災害により災害救助法の指定を受けた地域などの地域内に有する事業用資産に直接被害を受け、当該資産の存する市町村の罹災証明を受けた者で、貸付限度額は8,000万円となっています。

先日、災害時の中小企業支援について神奈川県で話を伺ってきました。神奈川県では、自然災害の規模にかかわらず、県内の企業が自然災害により被害を受けた場合、被害を受けたことを証明する罹災証明書ではなく、災害時に被害を届け出たことを証明する罹災届出証明書があれば、２億8,000万円までの融資を申込みできるという県独自の制度を昨年８月に常設したということでありました。災害時に最も大事なことはスピード感であります。証明までに時間のかかる罹災証明書ではなく、罹災届出証明書による手続対応、大変に参考になりました。

高知県においてもスピード感のある制度の必要性を感じます。また、自然災害時、特に南海トラフ地震ということを考えたとき、高知県の貸付限度額として現在設定されている5,000万円、8,000万円という限度額で十分かということも感じます。

そこで、商工労働部長にお伺いいたしますが、自然災害時の資金繰りに不安を抱える中小企業向けの融資制度の見直しについて御所見をお聞きいたします。

次に、少子化対策、結婚支援について伺います。

高知県にとって人口減少、少子化対策は喫緊の課題であります。先月27日に公表された人口動態統計の速報によると、昨年１年間の高知県における出生数は3,233人となり、過去最少、全国最少となりました。我が国において１人の女性が産む子供の数の推計を表す合計特殊出生率は年々減少し、2023年に全国で1.20、高知県では1.30となっています。

一方で、結婚した夫婦の最終的な子供の数を示す完結出生児数というものがありますが、こちらは2021年、全国で1.90となっています。こちらの数値は、やや減少傾向でありますが、50年間ほぼ横ばいの数値となっています。つまり、結婚をすると約２人の子供を持つということであります。こうしたことを見たときに、子供の数が減少した要因は、何といっても結婚しない人が増えているということであります。

結婚しない人が増えている要因は複数ありますが、最も大きい要因としては、出会いが少ないことであると言われています。若い人が減少しているため、生活の中で自然に出会う確率が減っており、意図的に活動しないと恋愛も結婚もできなくなっているとの分析もあります。

そのほかにも、結婚そのものに価値を見いだしづらいとする人や、結婚という形にとらわれない生き方を選択する人が増えたことも未婚者が増えている要因として挙げられます。

こども家庭庁は昨年夏、既婚者の出会いのきっかけについて調査したものを発表しています。対象は、直近５年間で結婚した15歳から39歳までの既婚者等で、それによると、出会いのきっかけとして最も多かったものは、マッチングアプリが25.1％、次に職場や仕事関係、アルバイト先が20.5％、学校9.9％、友人や兄弟姉妹の紹介9.1％、パーティーや合コン5.2％となっています。既婚者の４人に１人がマッチングアプリで出会っているということであります。出会いのきっかけは時代ごとに変化してきており、まさにマッチングアプリは時代の新しい出会い方となってきています。

結婚に至った出会いについて国の調査によると、1960年代まではお見合いが一番多く、その

後恋愛結婚の時代となり、出会いの場はお見合いから職場や合コンなどが増えてきた。ただ最近は、会社のコンプライアンス強化などで職場恋愛がしにくくなってきておりますし、合コンは時間と手間がかかる非効率的な出会い方として減少傾向にあるとされています。

そして、今その隙間を埋めているのがマッチングアプリということであります。空いた時間に、スマホ画面で手軽に多くの相手を見つけることができるマッチングアプリは、若者からするとタイムパフォーマンス、コストパフォーマンス、いわゆるタイパ、コスパに優れているということだそうであります。

今から100年ほど前は、お見合い結婚か、いいなずけがほとんどであり、当時恋愛結婚は珍しく､ふしだらと思われていた時代もありました。また、最近で言えば、合コンで出会って結婚することにも抵抗感を持つ人が多かったことも事実であります｡マッチングアプリでの出会いは、特に私たち親世代の中高年からすると抵抗感のあるという人もいると思われますが、マッチングアプリによる結婚の増加は確実に時代の大きな流れになってきています。

既にアメリカなど海外ではマッチングアプリの出会いが主流となっている国もありますし、日本でもアプリによる結婚が今後さらに増えていくと思われます。今議会にはメタバースによる出会いの場の創出のための予算案が提出されています。

そこで、マッチングアプリなどによるさらなる結婚支援を今後県としてどのように展開していくお考えか、知事にお伺いをいたします。

次に、日本一の健康長寿県構想についてであります。

無痛分娩についてお伺いいたします。無痛分娩とは、麻酔によって陣痛の痛みを和らげ分娩する方法であります。今議会の予算案では、無痛分娩を進める体制づくりのための予算が計上されています。

昨年､高知大学附属病院の西山謹吾先生から、ぜひ高知県で無痛分娩を推進してほしいとの話をいただきました。そのことを知事との懇談の折、知事にもお伝えさせていただきました。それが今回の無痛分娩を進める体制づくりの予算につながっているものと思うところであります。

西山先生の話では、無痛分娩は少子化対策に必ず結びつくとのことでありました。我が家では妻が３人の子供を産んでくれました。３人とも一般的な普通分娩で出産し、既に３人とも成人になっています。妻に無痛分娩をどう思うかということを聞いてみると、あの痛さ、苦しみを思ったとき、２人目以降、無痛分娩できる医療機関が当時あれば、無痛分娩を選択したかもしれないと言っておりました。妻には感謝の思いでいっぱいであります。

１人目を出産し、陣痛の苦しみから２人目以降の妊娠をためらってしまう人もいるかもしれない、こう考えたとき、確かに無痛分娩は少子化対策になっていくと思うところであります。

公明党は、昨年秋の衆議院選のマニフェストで無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるとともに、無痛分娩の有無や費用等について見える化を図りつつ、妊婦が安全・安心に出産できる環境を整備するとしています。

東京都では昨年、無痛分娩に関する都民向けアンケートと医療機関への実態調査を実施しています。先月東京都に行き話を伺ってきましたので、少し紹介をさせていただきます。

現在、各自治体では妊娠時と出産時に現金もしくはクーポンを配布し、子育てを応援する出産・子育て応援事業が実施されていますが、東京都では８月１日から10月１日にかけてこの事業の登録時にアンケートを実施し、１万1,364人から回答を得ています。質問項目は４問、１問

目が、今回の出産に当たり無痛分娩を希望しましたか。２問目として、もしまた出産をする場合、無痛分娩を希望したいと思いますかというものであります。

１問目の無痛分娩の希望に関しては、希望があり実際に無痛分娩をしたという方が35.8％、希望があったが無痛分娩を選択しなかった、断念したが28.1％、希望なしが36.0％となっており、無痛分娩を希望している産婦は全体の６割以上に上っています。２問目の次回出産時の無痛分娩の希望に関しては、希望するが63.3％、希望しないが13.1％、分からないが23.6％となっています。１問目、２問目の結果を見て感じることは、無痛分娩を希望している方が意外と多いということであります。

３問目の問いは、１問目で無痛分娩の希望があったが無痛分娩を選択しなかった、断念した理由を教えてくださいというものであります。回答者は3,197人で複数回答可となっています。最も多かった理由として、帝王切開となるなど希望どおりの分娩ではなかったが回答数1,377、次に多かった理由として、費用が高いからが約３分の１の回答数1,050、続いて無痛分娩できる施設が近くになかった、安全性が心配だった、初産婦の無痛分娩には対応していなかった、その他となっています。

４問目は、１問目で無痛分娩の希望なしと答えた方に、無痛分娩を希望しない理由を聞いています。これも複数回答可で4,096人が回答、最も多かった理由は、自然分娩を希望が回答者数の約半数の1,992、次に費用が高いからが４分の１強の1,107、以下、帝王切開となった、安全性が心配だった、分娩予定の施設で無痛分娩を行っていなかった、初産婦の無痛分娩には対応していない施設だったと続いています。

３問目、４問目の結果から思うことは、無痛分娩の費用の高さを理由に無痛分娩を選択しなかった方が多いということであります。裏を返せば、費用の面が何とかなれば無痛分娩を希望する人がさらに増えるのではないかということであります。

東京都が都民向けアンケートと並行して行った無痛分娩に関する医療機関の実態調査では、無痛分娩費用は平均で12万3,633円となっています。ここで詳しく紹介しませんが、医療機関の実態調査では、このほかにも無痛分娩を実施しない理由や、無痛分娩に関わるスタッフ数、無痛分娩に関する妊婦への説明者及び説明の時期など様々な調査を行っています。大変に参考になったところであります。

東京都では来年度、令和７年度から、無痛分娩を希望する女性が費用やリスクを理由に無痛分娩を断念することなく、安心して出産できる環境を整備するための新しい事業を行うとしています。事業内容は、無痛分娩費用の助成や無痛分娩時の急変対応研修機会の提供、地域の医療機関の連携会議における症例検討会の開催などということであります。

高知県としては、来年度無痛分娩の提供体制を構築するための予算として1,800万円を計上し、いよいよこれからということであり、大いに期待するものであります。

そこで、無痛分娩の助成制度をはじめ、無痛分娩が安心して受けられる体制づくりについて知事の御所見をお伺いいたします。

次に、子宮頸がんを予防するＨＰＶワクチンの接種についてであります。子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルス、いわゆるＨＰＶの感染を防ぐＨＰＶワクチンは2013年４月に定期接種化され、小学６年から高校１年相当の女性は無料でワクチン接種が受けられるようになっています。しかしながら、副反応と疑われる症状の報告が相次いだため、2013年６月に定期接種の位置づけのまま個別に接種を呼びかけ

る積極的勧奨が差し控えられました。その後、厚生労働省の審議会で、安全性に特段の懸念は認められないとの結論が出され、2022年４月から積極的勧奨が再開されています。

子宮頸がんは全国で年間約１万1,000人が罹患し、約2,900人が亡くなっています。本県では2020年の１年間で73人が罹患し、13人が亡くなっています。子宮頸がんは20歳代から増え始め、若い子育て世代の女性に多いことから、マザーキラーとも呼ばれています。主な原因のＨＰＶは性交渉の際に感染するとされています。

子宮頸がん対策としては、ワクチンによる予防や検診での早期発見が重要となります。ワクチンで感染を防げるため、世界保健機関、ＷＨＯは、子宮頸がんの撲滅を目指してワクチン接種を推奨しています。ワクチン接種は３回必要となります。

こうした中、我が国のＨＰＶワクチンの接種率は、2022年の推計でありますが、定期接種化以降にも公費による接種が行われた世代では７割から８割となっていますが、国が積極的勧奨を差し控えて以降は急減し、特に2001年から2002年生まれの接種率は１割に満たないとされています。

接種の積極的勧奨が差し控えられていたために、公費接種の機会を逃した人が多い16歳から27歳の女性、1997年４月２日から2008年４月１日生まれの女性を対象に、現在全額公費負担で無料キャッチアップ接種が実施されています。キャッチアップ接種で受けられるワクチンは、２価ワクチン、４価ワクチン、９価ワクチンの３種類であります。このうち９価ワクチンは９種類のＨＰＶの感染を防ぐワクチンで、子宮頸がんの原因の80％から90％予防できるとされています。

ワクチンは、全額自己負担の場合、３回の接種で計10万円近い費用がかかります。当初、この３回のキャッチアップ接種を無料で行う全額公費負担の接種期間は、今年の３月までとなっていましたが、条件付で2026年３月まで１年延長することとなりました。その条件付の条件とは、必要な接種のうち、今年の３月末までに少なくとも１回接種するということになっています。

そこで、健康政策部長に伺いますが、ＨＰＶワクチン接種の積極的勧奨が差し控えられていたために、公費接種の機会を逃した人が多い1997年４月２日から2008年４月１日生まれの女性に対して、キャッチアップ接種の積極的勧奨をこれまでどのように進めてきたのか、年代別の接種者数と併せてお伺いをいたします。

ワクチン接種は個別の判断でありますが、知らずに接種できなかったということがないようにしなければなりません。今月末までにＨＰＶワクチンを少なくとも１回接種することが公費負担の期限となっていますが、１か月を切った中で、早急にさらなるワクチン接種の周知が必要であると考えますが、健康政策部長にお伺いをいたします。

次に、帯状疱疹への対策について伺います。ひりひり、ちくちくという皮膚の痛み、場合によっては眠れないほどの激しい痛みを伴うと言われている帯状疱疹、この対策につきましては、昨年の２月議会においても質問をしたところであります。

帯状疱疹は水ぼうそうと同じウイルスが原因で、成人の９割以上がウイルスを保有しているとされ、加齢や疲労などにより免疫が低下したときに、ウイルスが再び活性化することによって引き起こされることが多いとされています。

発症する人の割合は70歳代が最も多く、80歳までに約３人に１人が発症すると言われています。重症化すると、神経の損傷による痛みが長く続いたり、麻痺が残ったりするおそれもあり

ます。このほかにも、目にできれば角膜炎、耳にできれば難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもある油断できない感染症であります。

この帯状疱疹の予防に役立つのが帯状疱疹ワクチンであります。帯状疱疹ワクチンの接種は１回接種の生ワクチンが約9,000円、２回接種が必要な不活化ワクチンは２回で４万円余りの費用がかかります。昨年の質問では、帯状疱疹ワクチンは任意接種の位置づけのため全額が自己負担となり、経済的負担の重さから接種をためらう人も多くいることから、高知県として接種費用の助成制度をつくってはどうかとの提案をさせていただきました。

健康政策部長からは、帯状疱疹ワクチンが公費負担の対象となる予防接種法上の定期接種に位置づけられるかどうかについて、国の審議会、分科会等で科学的知見などの収集と評価が行われていること、また科学的知見に基づく評価により、接種を推奨する年齢層や接種間隔などが明らかになってくるので、県として国における今後の議論を注視しながら対応を検討していくとの答弁でありました。

私も国の動向を注視しておりましたが、昨年の12月、厚生労働省の専門部会において、帯状疱疹の予防ワクチンがこの４月１日、来月からでありますけれども、定期接種化する方針が了承されました。大いに歓迎するところであります。このことにより、原則65歳の人と、経過措置として70歳から５歳刻みの年齢の人を対象に接種費用の一部が公費負担されることとなりました。低所得者に関しては接種費用を無料とするため、また、接種対象者の総接種費用の３割については普通交付税措置が講じられるというものであります。

そこで、健康政策部長に伺いますが、帯状疱疹ワクチンの接種費用の一部が公費負担される制度ができた中で、市町村によって県民の自己負担額に違いが出てくることについての御所見と、県としての対策についてお聞きをいたします。

次に、腎臓病対策について伺います。我が国における慢性腎臓病、いわゆるＣＫＤの推計患者数は約2,000万人で、成人の５人に１人が該当するとされています。腎臓病が悪化して腎不全になると、腎代替療法に至るわけでありますが、そのうちの９割を血液透析が占めています。透析患者数は全国で34万人を超えています。本県においては現在2,517人の方が透析を受けています。本県では、新しく透析を受けることとなった患者のうち約４割が糖尿病性腎症を主要原疾患とする人となっており、本県の糖尿病疾患及び予備群は増加傾向にあります。

こうした中、本県の腎臓病対策は、現在日本一の健康長寿県構想の中で、血管病重症化予防対策として糖尿病性腎症対策を進めているところであります。とりわけ、令和２年度からは腎症の疾患に対して、医療機関と保険者との協働で糖尿病性腎症透析予防強化プログラムを実施し、このことにより糖尿病性腎症による新規の透析患者数の減少や、透析導入の時期を遅らせるといった成果も出ているところであります。しかしながら、本県の糖尿病性腎症による人口10万人当たりの新規透析導入患者数は全国より多いという状況にあります。

そこで、健康政策部長に伺いますが、腎臓病対策として一定の成果が出ている糖尿病性腎症透析予防強化プログラムのさらなる普及拡大を今後どのように進めていくのか、全体的な慢性腎臓病対策の推進と併せてお聞きをいたします。

腎臓病対策として、新たな透析導入患者を増やさない対策と併せて、現在透析を受けている方などへの支援も必要であります。私の同級生にも腎臓を患った人がいます。４年前に配偶者

から腎臓移植を受けて、今は普通の生活を送っていますが、先日電話で話をしたときに、腎臓を提供してくれた配偶者への感謝の言葉とともに、移植した腎臓がいつまでもつのかという将来に対する不安があることも聞きました。

また、現在血液透析を受けている方からも話を伺いました。週３回、４時間の透析、人によっては５時間透析を受ける人もいます。医療や福祉といった社会保障制度が今後後退して、負担が大きくのしかかってきたらどうしようといった声や、今は透析を行う医療機関まで自分の車で行っているが、運転ができなくなったときの移動手段への不安の声も聞きました。

医療機関によっては送迎を行っているところや、市町村によってはタクシーチケットの助成もありますが、広く行き届いているかというと十分でないといった声もあります。とりわけ、高齢者施設や介護施設に入らなければならなくなったとき、受け入れてくれる施設の少なさに不安を感じている方や、南海トラフ地震をはじめとする災害時に不安を感じている方も多くいます。

そこで、健康政策部長に伺いますが、今後県として血液透析を受けている方の様々な不安を解消していくために、どう寄り添い、どのような施策を行っていくお考えか、お聞きをいたします。

次に、高齢者福祉の充実に向けた一人暮らしの高齢者施策について伺います。昨年11月12日に国立社会保障・人口問題研究所、社人研が2020年の国勢調査を基に、夫婦と子で暮らす世帯など５種類の世帯構成から見た2050年までの都道府県別世帯数の推計結果を公表しています。それによると、2050年の都道府県別の世帯総数は、2020年と比べて40の道府県で減少するとなっています。一方、若者から高齢者まで、１人で暮らす世帯の割合は全都道府県で上昇傾向を示し、2050年には27都道府県で一人暮らしの世帯が４割を超える見通しとなっています。中でも、一人暮らしの65歳以上の高齢者世帯は、2050年に全国で約1,084万世帯となり、2020年と比べて1.5倍近くに増加し、世帯総数に占める割合は20.6％に上昇するとされています。

我が高知県はといいますと、2050年に一人暮らしの高齢者世帯の割合が27.0％と全国で最も高くなり、我が県の世帯の４世帯に１世帯以上が一人暮らしの高齢者になるとされています。さらに、75歳以上、いわゆる後期高齢者の一人暮らしの世帯について見てみると、全国で2050年には2020年の国勢調査時の約1.7倍に当たる704万世帯に増加するとされています。

高知県を見てみますと、75歳以上の単独世帯が全世帯に占める割合、こちらのほうも全国の中で最も高く、17.9％となっており、2050年には高知県の全世帯の５世帯に１世帯近くが75歳以上の一人暮らしということとされています。

そこで、子ども・福祉政策部長に伺いますが、2050年に高知県の一人暮らしの65歳以上の世帯割合と、一人暮らしの75歳以上の世帯割合がともに全国で最も高くなるという国立社会保障・人口問題研究所の推計をどのように捉えているのか、お聞きをいたします。

一人暮らしの高齢者世帯が増加する背景には、少子高齢化に加え、ライフスタイルの多様化で、子供や孫と同居する高齢者が減少していることが指摘されています。さらに、1970年代前半に生まれた団塊ジュニア世代を中心に、未婚率が高いことも大きく影響していると言われています。実際、2020年の国勢調査では、50歳までに結婚経験のない人の割合、いわゆる生涯未婚率は男性で約28％、女性で約18％といずれも過去最高となっています。

今後、高齢化と単身化によって社会的なつながりが希薄化し、身寄りのない高齢者世帯がよ

り一層増えると思われます。こうした中、本県のあったかふれあいセンターの取組は、時代を先取りした取組として全国から注目されています。

そこで、子ども・福祉政策部長に、あったかふれあいセンターの取組をはじめ、一人暮らしの高齢者世帯を支える体制を今後さらにどのように充実させていくのか、お伺いをいたします。

次に、高齢者介護について質問いたします。今年、2025年は団塊の世代が全員75歳以上、いわゆる後期高齢者になる年となります。今年以降、介護が必要な要介護・要支援認定がさらに増えることが予想されます。昨年の８月時点で介護が必要な65歳以上の要介護、要支援の認定者は全国で約705万人、本県では約４万7,000人となっています。65歳以上に占める割合は全国で19.6％、本県では19.5％となっております。65歳以上の約５人に１人が現在介護認定を受けているということになります。

年齢別に要介護認定率を統計的に見てみると、75歳から79歳まで、いわゆる後期高齢者になってからの要介護認定率は、後期高齢者になる前の70歳から74歳と比べると倍以上に高まると言われています。こうしたことから、団塊の世代が75歳以上になるということは、今後要介護者が急激に増えることが見込まれます。これまで各市町村、各地域で要介護者にならない取組が進められてきたところでありますが、要介護者の急増は避けて通ることはできないと思います。

このような中、介護人材の不足という問題も表面化しています。厚生労働省によると、介護職員数は全国で2022年時点で約215万人いるとされていますが、2026年にはそれより25万人多い240万人が必要となり、2040年には2022年と比べて57万人多い約270万人が必要になるとされています。介護人材が不足すると、介護保険を使おうとしても契約してくれる事業者がいない、また要介護認定を受けてもヘルパーが来てくれないといったことになります。

現に、本県ではこうした状況が顕在化し、高知市の事業所から嶺北地域の事業者へ訪問介護サービスを提供するなど、新たな相互応援モデルも始まっています。しかしながら、今のまま介護人材が不足していくと、今後県全体として、要介護認定を受けても介護サービスが受けられないという事態になりかねません。

そこで、子ども・福祉政策部長に、今後我が県が介護サービスを維持していく上での介護人材の必要数をお聞きいたします。あわせて、介護人材を確保していくための対策をどのように進めていくのか、お聞きをいたします。

また、介護従事者の労働環境の改善や業務負担の軽減も重要であります。ＩＣＴを活用した労働改善システムの導入や、介護現場での見守りロボットの使用など、介護分野におけるＤＸ化の推進の必要性を強く感じます。

そこで、介護従事者の業務負担の軽減や、介護サービスの体制強化に向けた介護分野のＤＸ化を今後どのように推し進めていくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

次に、特別養護老人ホームを改築する場合の１室当たりの定員についてお伺いいたします。本県における特別養護老人ホームの居室の定員については、１室の定員は１人とし、必要と認められる場合には２人としているところであります。この考え方は、利用者一人一人のプライバシーを確保し、ケアの質を上げるためにユニット個室を推進するという国の方針を踏まえたもので、高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例によって定められています。

一方で、この条例が制定される以前から設置されている特別養護老人ホームで、定員が３人

及び４人の居室については、その定員での引き続きの運営が可能となっています。

しかしながら、この施設を改築するとなると、本県では２人以下までしか認められていません。施設の改築で４人部屋から２人部屋や１人部屋に移ることによる環境の変化への利用者の不安や、４人部屋から個室になることによる施設利用料金の値上がりへの施設利用者の経済的負担といったことを考えたとき、施設が新設でない改築については、４人以下までの居室の運営も認めるべきではないかと考えます。

調べてみますと、多くの都道府県が特養の居室の定員について、４人以下まで基準を緩和しています。２人までしか認めていない都道府県は高知県と、あと２県のみであります。介護事業における財政運営の責任を負っているのは市町村であります。

そこで、子ども・福祉政策部長に伺いますが、特別養護老人ホームを改築する場合の１室当たりの定員について市町村が希望した場合は、特例として１室当たりの定員を４人以下にまで認めてはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

次に、高知県立県民文化ホールの指定管理による運営についてお伺いをいたします。

高知県立県民文化ホールにつきましては、2006年から指定管理制度の下、指定管理者に運営を委託しているところであります。指定管理者による健全な運営は、安全で安心な業務の維持、ひいては県の文化振興に大きく寄与してくるものであります。

しかしながら、県民文化ホールの運営状況を指定管理者に伺ってみると、人件費の不足に加え、積算に含まれていないと思われる一般管理費や清掃資機材費、清掃などをサポートする人件費、報告書作成費などの必要経費を、指定管理を受託している共同企業体が自ら負担する形で対応を続けていると聞きます。そのほかにも、様々な努力を重ねながら運営をしていると聞きますが、昨今はさらなる物価高騰や光熱費の上昇、人件費の高騰といった要因も重なり、負担が限界を超えてきている状況にあるといいます。このまま指定管理者に過度な負担を強いた状態が続くと、県民文化ホールの健全な運営に支障を来すことにもなりかねないと思われます。

県民文化ホールの指定管理者の公募に関しては、現在受託している共同企業体１者しか応募がない状況は、前回の第４期から続いています。共同企業体は、本年度、令和６年度からの指定管理者公募の際に県に対して厳しい運営状況を伝えているということであります。その際に審査員からも、企業体の努力だけでは難しいと思うので、県でも柔軟に対応して、赤字でやっていけなくなる事態にならないようにしてほしいという御意見があったと聞いています。

そこで、文化生活部長に伺いますが、指定管理者の非常に厳しい運営状況について、県としてどのような対応をしたのか、お聞きをいたします。

指定管理者の厳しい運営状況は今後も続いていくものと思われます。特に、人件費は各職種の積算根拠が低く、適正な労務単価が考慮されず、人材確保がままならない状況に陥っていると聞きます。こうした状況に対して県として予算を含めた措置をしっかりと行わなければ、指定管理者の運営は行き詰まってしまうことは目に見えています。そうなると、様々な分野で活躍する人材を確保することが、より困難となり、優秀な人材の流出ということにもなりかねません。明年は高知県での国民文化祭の開催も予定をされています。

そこで、文化生活部長に伺いますが、県民文化ホールの令和７年度以降の適正な予算措置についてどのように対応していくお考えか、お聞

きをいたします。

昨年９月議会で県民文化ホールをはじめとする県有施設の利用料金の値上げが決定をし、この４月から適用される予定です。このことにより、利用料金収入は上がるかもしれませんし、逆に、利用料金が上がることによる利用率の低下により、利用料金収入が全体として下がるかもしれません。指定管理者としては、今までに最大限の努力をしてきていると思いますし、これからもしていくものと思われますが、利用料金収入はどうなるか分かりません。

そこで、文化生活部長に伺いますが、県民文化ホールの利用料金収入の変動における運営への影響と対応についてお聞きをいたします。

次に、政治活動用ポスターについて伺います。

今年は夏に参議院選挙が予定をされていますが、各選挙において、立候補予定者の政治活動のために使用されるポスターの取扱いについては、公職選挙法で定められているところであります。公職選挙法第143条第16項及び第19項の規定により、立候補予定者の氏名が表示されたポスターは、参議院議員の任期満了日の６か月前の日から参議院議員通常選挙の期日まで掲示できないこととなっています。例えば、この夏の参議院選挙で言いますと、任期満了日が令和７年７月28日となっていますので、令和７年１月28日から参議院議員通常選挙の期日までの間、立候補予定者の氏名が表示されたポスターは掲示できないということになります。

一方で、政党の演説会告知用ポスター、いわゆる弁士が２人書かれてあるポスター、私たちは２連ポスターと言っていますが、この２連ポスターに関しては、ポスターに占める弁士の面積が一定満たされておれば、任期満了６か月前を過ぎていても貼り出しが可能であります。私ども公明党はこうしたことを十分理解した上で、細心の注意を払いながら今まで政治活動を行ってきているところであります。

こうした中、先日県の選挙管理委員会から公明党高知県本部に、政治活動用ポスターの情報提供について対応をよろしくお願いしますという文書がファクスで送られてきました。そのファクスには、県内各地で公明党の立候補予定者単独ポスターが掲示されているとして、具体的な掲示場所の住所や名称、枚数などが記載されておりました。

私たち公明党は今回のポスターに関しては、党員、支持者の皆様に、参議院議員の任期の６か月前となる１月27日までに、立候補予定者単独のポスターを２連ポスターに貼り替えることを何度も徹底をしておりましたので、早速指摘を受けた全ての地域に確認をいたしました。

すると、ほとんどの地域で既に立候補予定者単独のポスターから２連ポスターに貼り替えを終えていました。逆に、党員、支持者の皆様からは、既に貼り替えをしているのに指摘されるのはおかしいのではないかとのお叱りを受けました。

そこで、選挙管理委員長に伺いますが、選挙管理委員会から公明党高知県本部に送られてきた文書でありますが、どのような理由で送られてきたのか、また選挙管理委員会として、任期満了の６か月前の時点で確認した文書を送るべきだと考えますが、御所見をお聞きいたします。

最後に、不登校児童生徒への支援について伺います。

不登校児童生徒への対策として、これまで学びの多様化学校の設置に向けた検討、取組がなされてきておりますが、現在の進捗状況と今後の見通し、並びにフリースクールへの具体的な支援内容について教育長にお伺いをいたしまして、第１問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　西森雅和議員の御質問に

お答えをいたします。

まず、賢く縮む、いわゆる４Ｓプロジェクトの考え方と説明責任についてお尋ねがございました。

この４Ｓプロジェクトは、人口減少や担い手不足を真正面から受け止めまして、効率的で持続可能な社会の実現、そして国民生活の質の向上を目指して、公共サービスの在り方を見直すものであります。その基本的な発想は、人口減少に伴います人手不足、あるいは事業収入の減少に直面した場合に、住民に対する公共サービスのうち、何をやめるかではなくて、何を残すかを考えることから始めるという考え方に立っております。

仮に何をやめるかを先に決めまして、一律にサービスを縮小するという発想に立ちますと、やめるもの以外は前例踏襲ないしは現状維持ということになりがちであります。こうした対応は、ある意味楽な道ではありますけれども、その後さらに人口減少が進んだ場合にはさらなる縮小を迫られると、言わばいたちごっこのような形になりまして、課題の抜本的な解決にはつながらない場合が多いと考えます。これでは人口減少が長く続く中では生き残りができないことになるのではないかというふうに考えます。

このために、まず何を残すかを真剣に考える、そして真に必要な公共サービスはしっかりと残して、さらに伸ばしていく、その際には、前例にとらわれませんで、これまでにない試みにも挑戦をし、残すもの全体を通じまして新たなやり方を創造していく、こうした取組を進めますことで、その後のさらなる人口減少にも適応することができる、言わば構造的な改革が実現できるのではないかというふうに考えております。

このプロジェクトの推進に当たりましては、こうした考え方の下、それぞれの取組の趣旨、あるいは目指す姿を県民の皆さんに丁寧に説明をしてまいります。加えまして、縮小する部分につきましても、県民生活の質の確保のために、簡素な手法への代替などにより、必要な対応を講じてまいります。こうした方針をしっかりと御説明し、御不安の解消に努めてまいります。

引き続き、こうした県民の皆さんとの対話を通じまして説明責任を果たし、共感を得ながら、プロジェクトの前進につなげてまいる考えであります。

次に、現在国で検討がされております防災庁を本県に誘致することとしてはどうかというお尋ねがございました。

政府関係機関の地方移転は、東京圏から地方への人の流れを生みまして、また地域産業などへの波及効果を得ることができますために、人口減少対策としても大変重要な取組であります。加えまして、首都直下地震といった大災害から人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復できますように、国土の強靭化を図る、この観点からも必要なものと考えております。

お話のありました防災庁につきましては、令和８年度中の新設に向けまして、国の防災業務の企画立案機能を強化し、特に本気の事前防災に徹底的に取り組むということを目指して、現在議論が進められております。

この事前防災のこれまでの取組におきましては、災害発生前の予防対策あるいは発災直後の応急対策に比べて、その後の復興対策に向けた事前の備えが手薄となっているというふうに感じておりまして、防災庁には特にこうした事前復興の取組の強化を担っていただきたいというふうに考えております。

一方、こうした事前復興に向けた復興事業のノウハウにつきましては、東日本大震災からの復興事業を一元的に現在執行しております復興庁が有しているのではないかというふうに考え

られます。このため、新設が予定されております防災庁と既存の復興庁との機能統合によりまして、事前事後の復興の取組の企画調整、あるいは実施支援を一元的、そして一体的に行うような機能を整えていただきたいというふうに考えているところでございます。

一方で、現在本県では事前復興まちづくり計画の作成を、津波が予想される沿岸部で進めておりますけれども、能登半島地震も踏まえまして、土砂災害が想定をされます中山間地域でも進めようというふうにしているところでございます。

こうした動きを踏まえまして、事前復興に今先進的に取り組んでおります本県に、この防災庁の新設に合わせて、防災庁のうちの、仮称でございますが、例えば事前復興局といったような組織を設置するということを国に提言したいというふうに考えております。

また、この防災庁は大規模災害時の司令塔機能を有することとされております。その際には、地方分局を設置するということも議論されるというふうに報道されています。この点、先日内閣府は、全国８か所に設置をいたします国の分散備蓄基地につきまして、四国では本県に設置をするという方針を発表されたところであります。このため、今後新たに設置される防災庁の地方分局設置という方針が固まりましたら、この分局の本県への設置についても提言をしてまいりたいというふうに考えております。

あわせまして、防災に関係する政府の研究機関であります海洋研究開発機構の本部、これは現在横須賀市にございます。あるいは防災科学技術研究所の本所、これは現在つくば市にございます。こうした機関につきましても本県への移転ないし誘致を提言することも検討したいというふうに考えております。

次に、結婚支援の今後の展開についてお尋ねがございました。

先日発表されました人口動態統計の外国人を含めます速報値によりますと、昨年、令和６年の県内での出生数は、御指摘がありましたように、過去最少となりました令和５年の出生数をさらに約300人下回りまして3,233人になり、全国47都道府県中、再び最下位という厳しい結果となっております。

一方で、令和６年の婚姻件数を見ますと、これも外国人を含みます速報値によりまして、前年から71件増加しました。2,135件ということでございまして、増加に転じますのは平成24年以降12年ぶりということでございますので、この点については明るい兆しが見えているというふうに受け止めております。

こうした状況を追い風といたしまして、出会いや結婚をさらに後押しをするためには、議員のお話にありましたとおり、若者の価値観の変化、行動変容にマッチした施策を充実させる必要があるというふうに考えております。

特に近年は、オンライン上の出会いからの結婚、いわゆるアプリ婚が増加傾向にありまして、時間や距離を気にせず活動できますネットの利点を生かした取組が有効と考えております。

このため、御紹介いただきましたように、来年度は本県といたしましても、オンライン上の仮想空間でありますメタバースを活用した新たな出会いの場を創出してまいります。具体的には、メタバースプラットフォームを通じた気軽な交流イベントを開催いたしまして、そこに参加された方々に対面での交流イベントあるいは婚活イベントへの参加を促して、マッチングへとつなごうという考えであります。

さらに、民間のマッチングアプリ事業者との連携も強化をいたしまして、婚活を効果的に進める講座の開催、あるいはアプリの利用を促進するクーポンの配布などにより、参加者の婚活

への機運を高めてまいります。

また、こうしたネット活用策に加えまして、例えばスポーツイベントや地域のお祭りなどに若者の参加を促す新たな事業をスタートいたします。こうした形で若者からニーズが高い、出会いを目的としない、言わば自然な交流機会も数多く創出してまいります。

引き続き、若者世代のニーズや価値観の変化を捉えながら、新たな視点やサービスを積極的かつ柔軟に取り入れますことで、出会い・結婚支援の充実を図ってまいります。

最後に、いわゆる無痛分娩が安心して受けられる体制づくりについてお尋ねがございました。

議員から東京都におきますアンケート結果の御紹介がございましたが、本県におきましても多くの妊婦さんが無痛分娩を望まれており、少子化対策の観点からもその体制づくりが必要と考えます。

無痛分娩を安全に行いますためには、麻酔科と産婦人科の医師や助産師が連携をし、一定の期間トレーニングを積むなど、万全の準備が必要であります。このため、来年度から高知大学医学部が行います専門の麻酔科医師を招聘いたしました人材育成を支援し、大学を中心に無痛分娩を安全に実施できる準備を整えてまいります。

そして、令和８年度には、まずは大学病院で、例えば心臓に疾患があるといった医学的に無痛分娩が望ましい、いわゆるハイリスクの妊婦の方々への導入を図ります。その後、遅くとも令和９年度には、無痛分娩を希望されますローリスクの妊婦の方々にも導入をしていく予定であります。

また、無痛分娩を希望される多くの妊婦さんに対応できますように、大学病院以外の医療機関でも無痛分娩の対応が可能となるよう支援をしてまいる考えであります。

御質問ございました無痛分娩費用の助成制度につきましては、東京都のアンケート結果を見ましても、無痛分娩を選択できる機会が広がり、少子化対策にも有効なものとなり得るというふうに受け止めております。

そのような中でございますが、現在国におきましては、令和８年度からの正常分娩への保険適用と併せまして、無痛分娩への保険適用も議論がされているところでございます。県といたしましては、その国におきます議論内容、結論を踏まえまして、県としての対応を検討してまいる考えであります。

私からは以上であります。

（危機管理部長三浦謙一君登壇）

○危機管理部長（三浦謙一君）　県内企業のＢＣＰ策定に向けた今後のさらなる取組についてお尋ねがございました。

県内企業のＢＣＰ策定に向けては、事業者団体や県の関係部局、専門家で構成する高知県事業者防災推進協議会を平成22年度に設置し、情報共有や意見交換を行ってまいりました。また、令和５年度には、庁内に事業者のＢＣＰ策定推進に係る検討会を設置し、推進状況や課題、取組を関係部局と共有するなどして、策定率の向上に向けて取り組んできたところです。これらの取組を通じまして、県内の従業員50名以上の事業者におけるＢＣＰの策定率は約73％まで向上してきました。

一方で、お話にもありました小規模な事業者では、まだまだ策定が進んでいないため、これまでに効果のあった簡易版ＢＣＰのひな形を活用した講座の開催などに引き続き取り組んでまいります。こうした取組に加えまして、来年度からは商工会議所に企業訪問を依頼し、商工業のＢＣＰの策定が進むよう個別支援を進めることとしております。

また、事業者防災推進協議会での情報共有な

どをさらに充実させるため、新たに２つの団体に参加していただくことを考えています。１つは、運送事業者の団体で、特に小規模事業者において成果が現れてきているＢＣＰ策定の取組を御紹介いただくなど、事業者間における情報共有をさらに深めていきたいと考えています。もう一つは、金融機関の団体に加わっていただくことで、ＢＣＰ策定において重要となる資金調達などに関して助言をいただくことを期待しているところです。

今後も、事業団体との意見交換の場や、庁内関係部局との検討会において引き続き情報共有や意見交換も行いながら、ＢＣＰの策定が進むよう積極的に取り組んでまいります。

（土木部長横地和彦君登壇）

○土木部長（横地和彦君）　建設事業者のＢＣＰ策定に関する基本的な考え方と、策定に向けた支援についてお尋ねがございました。

建設事業者は社会資本整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、なくてはならない存在であります。そのため、建設事業者におけるＢＣＰの策定は、南海トラフ地震など大規模災害発生時におきまして、応急対応等を最前線で確実かつ円滑に実施していただくためにも社会的意義は大きく、大変重要な取組であると認識をしております。

その中でも発生後の早期復旧や物資輸送等を速やかに実施するために、道路啓開計画におきます啓開作業割当て事業者のＢＣＰ策定率の向上につきましては特に重きを置いており、高知県建設業協会等と連携をしながら、ＢＣＰの策定に取り組んでいるところでございます。

具体的には、希望する建設事業者に対する高知県建設業働き方改革等支援アドバイザー制度を活用した専門アドバイザーの派遣や、高知県建設技術公社による相談窓口の開設といった支援などを行っております。

しかしながら、比較的規模の小さい建設事業者におきましては、人手不足などの理由からＢＣＰの策定が進んでいない状況にございます。このため社員や協力会社の連絡先、備蓄物資の状況など最低限決めておくべき項目のみで構成いたします高知県建設業超簡易版ＢＣＰ、これを令和５年度から新たに設け、まずは取組の契機となるよう策定を促しているところでございます。

今後も引き続き、建設事業者のＢＣＰ策定の向上、ひいては建設事業者の事業継続力の強化に資する取組を進めてまいりたいと考えております。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

○商工労働部長（岡田忠明君）　自然災害時における県の融資制度の見直しについて御質問がありました。

南海トラフ地震などの自然災害により被災された事業者に対して、事業の再開、再建のために必要な資金が円滑に供給されることは、地域の雇用を守り、早期の復旧を後押しする上で極めて重要です。

このため、県では、議員のお話にありましたように、地震などの自然災害により事業用資産に直接被害を受けた事業者を支援するため、融資限度額が5,000万円と8,000万円の２つの制度を用意しています。この融資の申込手続では、被災の状況などを確認するために市町村が発行する罹災証明書の添付を義務づけています。

一方で、予期せぬ自然災害により被災された事業者に対する資金供給という緊急性や、早期の事業再開、再建を後押しするという特殊性を考えた場合、融資の手続や限度額について点検をする必要があるのではないかと考えます。

こうしたことから、能登半島地震などにおける資金面での事業者支援や、既に制度を拡充し

た他県の事例などを研究し、南海トラフ地震などのリスクを抱える本県の自然災害発生時における制度融資の在り方について検討していきます。

（健康政策部長中嶋真琴君登壇）

○健康政策部長（中嶋真琴君）　まず、子宮頸がんを予防するＨＰＶワクチンのキャッチアップ接種の状況と、今後のワクチン接種の周知についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

ＨＰＶワクチンの積極的な接種勧奨が再開された令和４年４月以降、各市町村からは対象者への個別通知を行っています。また、県からはホームページで広報するほか、接種勧奨のチラシを作成し、中学、高校、専門学校や大学などへの配布を行ってきました。さらに、キャッチアップ接種の最終年度とされていた令和６年度は広報を強化し、ユーチューブなどＳＮＳ広告を加えて重点的に接種勧奨を行いました。

この間の接種人数は、令和４年度は3,409人でしたが、令和５年度には4,576人、令和６年度は上半期だけで5,224人と大きく増加しています。また、年代別では、10代が6,033人、20歳から22歳までが5,289人、23歳から27歳までが1,887人と、特に23歳以上の接種人数が少なくなっております。

昨年12月には、国によってキャッチアップ接種の期間が令和８年３月末まで１年間延長されましたが、本年３月までに少なくとも１回は接種していることが条件となっております。このため県では、期間延長についての広報を行い、新たなチラシも教育機関などへ配布をしているところでございます。

そうした中、３月に入り、いよいよ期限が迫ってきたことから、先日県医師会が開催した、県民をはじめ医療・教育・行政関係者を対象とした講演会において、県からキャッチアップ接種について説明し、接種を呼びかけたところでございます。また、特に接種率の低い20代向けに、理美容などの事業者団体にチラシの店頭掲示などの協力もお願いをしております。このように今後３月末の期限に向けて、広報をさらに強化して取り組んでまいります。

次に、帯状疱疹ワクチン接種の市町村による自己負担額の違い、また県の対策についてお尋ねがございました。

県では、県内どの市町村でも同じ水準の自己負担額で定期接種が受けられるよう、平成13年度から県が主導して広域的な予防接種体制を構築しております。本年４月から開始される帯状疱疹ワクチンについても、この体制の下、県内で同一水準の自己負担額となるよう、全市町村で構成する協議会において調整を行っております。調整後の自己負担額は、現在行われております任意接種の負担額よりも一定程度低い水準になると見込まれております。

お話のありました市町村によって自己負担額に違いが出ることについては、標準的な負担額を決定するため、大きな差は生じにくいと考えております。一方で、既に自己負担額を無料として実施している市町村があるなど各市町村の事情があることから、完全統一は困難と考えております。

今後、県としましては、市町村が円滑に定期接種ができるよう、県民への広報や安定的なワクチン確保に向けた調整など、関係団体や市町村と連携をして取り組んでまいります。

次に、慢性腎臓病対策の今後の進め方についてお尋ねがございました。

糖尿病性腎症透析予防強化プログラムについては、地域の透析患者数を減少させることを目標に取り組んでおります。従来は、一定程度症状が進んだ患者さんに対しては医療機関が保健指導を行ってきましたが、このプログラムでは

保険者も日常的なサポート役として参加することが大きな特徴となっております。

現在このプログラムが実施可能な医療機関は、取組を開始した令和２年度の６か所から、令和６年度は31か所まで大きく拡大しております。プログラムを利用した患者さんからは、きめ細かなサポートにより血糖値が落ち着いたといった効果を実感する声も聞かれており、県としても手応えを感じております。今後は、このプログラム効果を紹介する冊子などを活用し、医療機関をさらに拡大するなど、プログラムの普及を図ってまいります。

また、全体的な慢性腎臓病対策としては、市町村国保の特定健診等において腎機能を評価するためのクレアチニン検査を必須とし、早期発見に取り組んでおります。あわせまして、今年度からは特定健診を受診した方に慢性腎臓病のリスクを周知するチラシをお渡ししております。

今後も、県医師会など関係者の御意見も踏まえながら、慢性腎臓病対策に積極的に取り組んでまいります。

最後に、血液透析を受けている方の様々な不安を解消するための取組についてお尋ねがございました。

本県の透析患者の平均年齢は約72歳と高齢化が進んでおり、糖尿病などの悪化、身体機能の低下などにより生活支援や介護を要する方が増加しております。このため県では、透析患者が利用可能な特別養護老人ホームなど、県内の介護サービスに関する情報提供を行っております。

また、透析患者にとって災害時の医療継続は大きな課題であると考えております。このため、まずは医療機関が災害時でも医療が継続できるよう、患者への対応や透析に必要な水の確保などを盛り込んだ事業継続計画の策定を支援しています。

さらに、発災後は災害透析コーディネーターが中心となり、透析患者と医療機関をつなぐ調整を行い、透析をできる限り速やかに行うこととしております。また、こうした調整業務が円滑に実施できるよう、関係機関の手順をマニュアル化し、毎年訓練を実施して習熟を図っております。

県としましては、こうした取組を通じて、介護が必要になっても、また災害時でも、円滑に透析医療が受けられる体制を構築し、患者の不安解消に努めてまいります。

（子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇）

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　まず、高齢者の単独世帯割合の将来推計に対する認識と、一人暮らしの高齢者を支える体制についてお尋ねがございました。関連しますため、併せてお答えします。

本県の全世帯に占める単身高齢者の割合は、令和２年度の国勢調査の時点で17.8%、75歳以上の単身世帯の割合は10.4%となっており、いずれもその時点で既に全国１位となっているところです。

議員のお話のとおり、今後その割合は高まり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2050年には65歳以上は27%、75歳以上では17.9%とさらに上昇していくことが見込まれています。こうした状況が進むと、介護や生活支援といった日常生活を支えるためのニーズはますます高まることが想定されます。加えて、日常生活だけでなく、入院・入所時の手続や身元保証、葬儀や家財処分などの死後事務といった様々な場面で課題が顕在化しており、一人暮らしの高齢者を地域で支える体制づくりの必要性はさらに増してくると認識しています。

本県ではこれまで、あったかふれあいセンターを拠点として、地域の支え合いやつながりの再生に向けて、高知型地域共生社会の実現を目指し取り組んでまいりました。あったかふれあい

センターは現在55の拠点が整備されており、高齢者宅への訪問や配食サービスを通じた見守りなどの支援活動により、地域の高齢者の日常生活を支えています。来年度は、さらなる活性化に向けて、職員の支援スキルの向上や先進的な取組事例の共有ができるよう、職員同士が互いに交流できる機会などを充実させてまいります。

また、単身高齢者を取り巻く課題が多様化する中で、在宅での生活を希望される方が必要なサービスを受けられる体制の整備もますます重要となってまいります。こうした多様化する課題に向けては、地域包括支援センター職員を対象に包括的な支援に関する研修を行うなど、対応力向上に取り組んでまいります。あわせて、市町村におけるＩＣＴを活用した見守り体制の構築や、地域の多様な人材や資源を活用した生活支援の仕組みづくりを支援してまいります。

こうした取組に加えまして、現在国において検討されている身寄りのない高齢者を支える仕組みの活用なども視野に入れながら対策の充実を図ってまいります。

次に、介護人材の必要数と介護人材の確保対策についてお尋ねがございました。

県では、３年ごとに策定する介護保険事業支援計画のサービス見込み量を基に、介護職員の需給推計を行っています。令和５年度に行った推計では、３年後の令和８年度に１万4,725人が必要となるのに対して、供給は１万4,314人にとどまり、411人が不足する見込みとなっています。

このため、人材の確保に向けて、生産性の向上、人材育成・キャリアパスの構築、若い世代に向けた魅力発信、多様な人材の参入促進の４つの方向性を示して取り組んでおります。

まず、生産性の向上では、ＩＣＴ、介護ロボットの導入などにより、介護事業所のデジタル化を促進し、職員の負担軽減や業務効率化を図ってまいります。また、新たに複数の法人による事業者グループが共同して行う人材確保や事務処理の集約化などの取組を支援してまいります。

人材育成・キャリアパスの構築では、人材の育成体制やキャリアアップの仕組みなどの評価基準を満たす優良事業所を認証する認証評価制度の普及により、職員が段階的にスキルアップしながら活躍できる職場づくりを推進してまいります。

さらに、将来を担う若い世代に向けた魅力発信では、介護の仕事のネガティブイメージを払拭するため、学校と連携した福祉教育の推進や、高校生の進路選択に影響力を持つ教員、保護者に向けた情報発信の強化に取り組みます。

加えて、多様な人材の参入促進では、今後活躍が期待される外国人介護人材の受入れ拡大に向けて、介護施設等が海外現地で行う人材確保の取組を支援する新たな制度を創設します。こうした取組により、必要な介護人材のさらなる確保を図ってまいります。

次に、介護分野のＤＸ化についてお尋ねがございました。

生産年齢人口の減少が進む中、限られた人材でサービスの質の維持・向上を図るため、就労環境改善や業務負担軽減に向けたＤＸ化で生産性向上を一層進める必要があります。このため県では、介護ロボットや記録から請求までの業務を一連で行う介護ソフト、情報端末の導入に対して令和元年度から助成を行っており、最近では令和３年度から昨年度までの３年間で延べ163事業所に助成を行っております。

また、事業者への支援強化を図るため、昨年10月にはこうち介護生産性向上総合支援センターを開設し、事業所のデジタル化や業務改善等を支援するため、セミナーの開催やアドバイザー派遣などを実施しています。

こうした取組により、介護事業所のデジタル化は一定進んできておりますが、一方で小規模

な事業所ではＩＣＴ機器等の導入の取組に難しさや心もとなさを感じているなど、取組が進みにくいといった課題もございます。このため先ほどのセンターにおいて、課題の抽出、整理の段階からの支援を伴走的に行いますとともに、小規模事業所でも効果があった成功事例の横展開や、コスト削減にもつながる複数の法人での協働による取組の働きかけなどを新たに行ってまいります。

今後、関係団体等で構成する高知県介護現場革新会議での御意見もお聞きしながら、引き続き介護現場の生産性向上に向けた施策の拡充に取り組んでまいります。

最後に、特別養護老人ホームを改築する場合の居室定員の特例についてお尋ねがございました。

特別養護老人ホームの居室定員については、国の省令を参酌して各自治体で条例により定めることとされており、本県ではプライバシーの確保とケアの質の向上といった国の方針にのっとり、１室の定員は１人とし、特に必要な場合は２人までを基準としています。こうした県の居室定員の在り方は、現在のところ多くの市町村に受け入れられており、また関係施設で組織する団体も条例と方向性を同じくする意向が示されています。

一方、議員のお話のとおり、施設を建て替える際は、現行条例の規定では３人または４人での整備はできないこととなっております。こうした中、物価高騰などによる建築費の上昇が続いている状況では、今ある４人部屋を個室または２人部屋に改築すると、スペースやコストの問題で現在の施設の入所定員数は維持できなくなるといった懸念事例が出てまいりました。

このような事態が入所待機者がいる、もしくは利用者が増加傾向にある市町村において発生しますと、保険者である市町村として必要な床数が確保できなくなり、利用者へのサービス提供に支障が生じるおそれもあります。実際にこのような事態を懸念する市町村も複数出てまいりました。

また、現在の経過措置により３ないし４人部屋がある施設は全体の約６割を占めており、施設の老朽化による建て替えによって、近い将来このような状況を抱える市町村がさらに出てくる懸念もあります。

このため、市町村が保険料や他サービスの状況も勘案し、地域の実情を踏まえて必要性を判断した上で、サービスの提供に支障を生じるといった特段の必要がある場合の限定的な措置について、条例改正も視野に入れて検討を行ってまいりたいと考えております。

（文化生活部長池上香君登壇）

○文化生活部長（池上香君）　まず、県民文化ホールの運営状況への対応と、令和７年度以降の予算措置についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えします。

県民文化ホールの指定管理者については、令和６年４月からの５年間を第５期指定管理期間として、令和５年９月に公募型プロポーザル方式により募集を行い、高知県立県民文化ホール共同企業体１者から応募がありました。

令和５年11月に開催した指定管理者審査委員会において、共同企業体からは特に令和７年度以降に厳しい運営が見込まれるとのお話がありましたが、県民文化ホールの運営を行っていくという意向が示され、審査の結果、共同企業体を候補者として選定しました。その後、令和５年12月県議会定例会の議決を経て指定管理者として指定し、令和６年３月に５年間の基本協定書を締結しました。

共同企業体からは、機会あるごとに、物価の上昇や人件費の高騰などに伴い必要な経費がかさんでいること、県が積算したホールや多目的

室の利用料金収入の確保が困難な状況であることなどにより厳しい運営が見込まれるため、県の財政的な支援を検討してほしい旨の申出がなされてきました。

こうした申出を受け、これまで県では、幾度も共同企業体との協議を重ねながら、県民文化ホールの健全な運営を図るための対応について検討してまいりました。その上で、近年の賃金上昇や物価高騰を考慮し、令和７年度当初予算編成において、これまで実施していなかった指定管理契約期間中における単価の見直しを行うこととといたしました。

その結果、令和７年度当初予算において、県民文化ホールの指定管理代行料を当初の計画から600万円程度増額しました。また、令和８年度以降につきましても、県民文化ホールの運営状況をしっかりと把握しながら、健全な運営に資するよう必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、県民文化ホールの利用料金の改定に伴う影響と対応についてお尋ねがございました。

利用料金の改定に伴う収入の変動につきましては、正確に予測することは困難ですが、改定によりホールや多目的室の利用率が下がり、収入見込額を下回る可能性がある一方、利用率が計画を上回る、あるいは利用者ニーズを踏まえた自主事業の実施などにより収入増につながることもあるものと考えています。

仮に、実際の収入額が見込みを下回った場合には、指定管理者にとって経営の不安要素となることから、利用料金改定の初年度である令和７年度については､収入の見込額と実績額の差、いわゆる減収額の２分の１を利用料金改定の影響とみなして補填する方針としています。

今後引き続き、共同企業体からホール等の利用状況や人件費を含む管理経費の詳細な実績などをお聞きしながら、令和８年度以降におきましても必要な対応について検討してまいります。

（選挙管理委員長田中庄司君登壇）

○選挙管理委員長（田中庄司君）　政治活動用ポスターに係る選挙管理委員会からの文書についてお尋ねがございました。

議員からお話がありましたとおり、公職選挙法では参議院議員の任期満了日の６か月前から選挙期日までの間は、候補者などの氏名が類推される政治活動用ポスターを掲示してはならないと規定されております。そのため、これまでの各選挙に際しましても、選挙管理委員会として把握している法令に抵触するおそれのあるポスターの掲示情報を、任意の情報提供として各陣営に文書でお知らせしたところでございます。

今回、公明党県本部にお送りした文書につきましても、これまでと同様にお知らせしたものですが、結果として貼り替え済みのポスターの掲示情報が含まれていたということであれば、申し訳なく思っております。

理想としましては、任期満了日の６か月前の時点で確認したポスターの掲示情報をお知らせすることが望ましいと考えますが、体制など現実的には困難な部分もございますことから、今後は確認の方法も含め、情報提供の在り方について検討し、見直してまいります。

（教育長長岡幹泰君登壇）

○教育長（長岡幹泰君）　学びの多様化学校の設置に向けた進捗状況とフリースクールへの支援内容についてお尋ねがございました。

県教育委員会では、不登校児童生徒の多様な教育機会の確保に向けた有識者会議を令和５年度から８回開催し、委員の皆様に協議をしていただきました。その中で、一人一人の不登校児童生徒の学びを保障するためには、個々の状況に配慮した柔軟な教育課程を編成することや、体験活動等を多く取り入れた魅力ある学習内容などを取り入れることが重要であるといったことが述べられております。その上で、そうした

ことを可能とする学びの多様化学校の設置やフリースクールへの支援の充実を図っていくことの必要性など、様々な意見を含む提言をいただきました。

県教育委員会はこうした協議内容につきまして、市町村教育長会等で説明をし、学びの多様化学校設置に向けた働きかけを行ってまいりました。その結果、いの町からは、令和８年４月開校を目指して準備を始めるとの報告がなされ、高知市におきましても早期の設置に向けた意向が示されております。

また、民間の教育機関であるフリースクールでは、子供の主体性を尊重した自立に向けた学習支援が行われ、不登校の子供たちの学びの場としてのニーズが高まっています。しかし、フリースクールの中には運営が厳しい施設もあり、子供の安定した学びを存続させるために財政的な支援が必要な場合も見られます。

今後は、両市町が設置する学びの多様化学校において特色ある教育課程が編成され、児童生徒の受入れ体制や環境整備の充実が図られるよう、しっかりとバックアップをしてまいります。また、他の市町村に対しても、あらゆる機会を捉えて設置に向けた検討が進むよう促してまいります。

フリースクールにつきましても、通所する子供の所属校と十分な情報共有や連携・協力関係を構築しているなど、一定の要件を満たす施設に対して教材費や体験活動に係る経費などの補助を行ってまいります。このようなことを通して、子供の学びの充実を図っていきたいと考えております。

○26番（西森雅和君）　それぞれ御答弁をいただきましてありがとうございました。

結婚支援ということで、来年度からメタバースを使用した支援を行うということでありますけれども、若者の声を聞いてみますと、メタバースより、まずマッチングアプリでしょうというふうに若者は捉えているようでありました。高知県としてマッチングアプリを作って結婚支援を進めることも、今後ぜひ考えてもらえればと思います。

民間のマッチングアプリでは、独身証明書も必要なく利用できるものもあるようでありますけれども、行政がマッチングアプリを作り広げることのメリットは、何といっても信頼性ということであると思います。独身証明書もきちっと出してもらい、信頼性のあるアプリを利用していただく、大事なことであると思います。東京都なんかはもう既に都としてマッチングアプリを作っているということでございます。これは質問ではございません。

無痛分娩の費用の助成についてでありますけれども、知事のほうから国の動向を見ながら対応を検討していくということでございましたけれども、県として将来、国の助成がどうあれ、県として助成制度をつくるという意思表示をするということは、大変大きな意味があるというふうに思います。

本県で年に約3,200人が生まれておりますけれども、そのうちの３分の１の例えば1,000人が無痛分娩をした場合、約10万円の費用として１億円必要になるわけでありますけれども、半分を助成するとしたら、5,000万円の費用になります。この5,000万円の費用は、私は妊婦にとって優しい予算であると思いますし、高知県が妊産婦に優しい県であるということを全国に、また県内に知っていただく、発信していく予算、メッセージとしては全く高くないと思っております。今後の検討を期待するところであります。

選挙ポスターにつきましてでありますけれども、確かな情報提供をぜひお願いいたしまして、私の一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

――――― ◇◇◇◇ ―――――

午後１時再開

○副議長（金岡佳時君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

27番樋口秀洋議員。

（27番樋口秀洋君登壇）

○27番（樋口秀洋君）　まず、県は人口減少問題に対し新たにスマートシュリンク政策を打ち出し、懸命に乗り切ろうとしている。その原点たる過疎・人口減少問題は地方の宿命で重要課題だと国も県も議会も分かり切っているのに、切り札がないところが永遠の課題となっている。とはいえ、本当に永遠の課題なのだろうか。本当にやる気があるのか、である。日本の少子化は50年前から始まっているのである。

私は知事に対して昨年の２月議会でこう指摘した。50年ほど前に県職員と一緒に全国過疎大会に行った。その後も国、県、市町村が巨額の予算を投じても過疎は進行するばかりだ。トリアージを断行して生き延びる可能性が高いところを守るべきだ。また、市町村の政策能力を高めるため、あめむち型の厳しい支援をすべきだ。

知事は一般型の答弁だった。立場からそれ以上の踏み込みは難しかったと判断するが、もういいかげんにトリアージ型の市町村支援をしないと、みんなで過疎は共倒れとの甘い行政と政治が繰り返され、最後は県民が犠牲になる。

最近になってコンパクトシティーやスマートシュリンクなど言われていますが、お役所は次から次へと言葉を換え、いかにも新しい政策にチャレンジしているように見えて仕方ないのです。

ですから、私の主張する世界初の過疎政策、スマートトリアージですが、トリアージ型のコンパクトシティー、スマートシュリンク、スマートシティーでなければ、４Ｓプロジェクトの実現性は困難ではないかと思われます。再度知事にお聞きしたい。

実際、コンパクトシティーは10年前から言われており、スマートシュリンクも５年ほど前から全国の自治体が挑戦しています。さらに言えば、本県の産業振興計画なども全国の都道府県の後追いなのです。一生懸命に仕事をしているが、大きな成果が上がりにくいのは、全国パターンの後追いの政策に挑戦しているからではないでしょうか。つまり、どこかが犠牲にならなければ、どこかは伸びないとの現実を避けようとしているからだと思います。

そこで、コンパクトシティーやスマートシュリンクのように全国で取り組んでいる政策より、高齢化率や低所得や急激な少子化などワーストが並ぶ、何とも重苦しい高知県にふさわしい独自の政策、国がさすが高知県とうなり、全国が後追いするようなオリジナルな政策提言ができないでしょうか。例えば、私の世界初の提案、スマートトリアージや、当て馬のような本県の新幹線要望、同じ四国山脈をトンネルで突っ切るならリニアカーにすれば、本県は完全に知事の言う関西圏に入れます。また、少子化対策は逆転の発想で、子供２人までは国と県や市町村が高卒まで、やる気のある人は大卒まで責任を持つとの現実的な政策や要望などが本県から発想してほしい。知事にお聞きする。ただ何回も繰り返される、似たような答弁は聞きたくありません。

次に、私は新聞記者として２人の知事、県会議員として３人の知事の政治姿勢を見てきました。溝渕知事は、本県の過疎と道路を改良する、

山間部のしわを伸ばして道路でつなぐを基本姿勢としました。中内知事も道路は最重要課題としましたが、企業誘致に力を注ぎ、好調な時代背景があったものの、本県にゆかりの複数の超一流企業の誘致を実現しました。橋本知事は、県庁の情報公開と利権集団の一掃を断行した掃除県政でした。晩節は評価が落ちました。尾﨑知事は、産業振興計画を錦の御旗として強引に県民を商売人にしました。

濵田知事を一言で表すとどうなるでしょうか。私は当初から羊の皮をかぶった情熱コンピューターと表現しています。ふにゃふにゃとしているかと思えば、結構情熱的なものと芯があるので、あえて情熱コンピューターと表現したのです。ただ、前４人の知事のように政治家として評価する、いや表現する適切なフレーズが見つかりません。逆に言えば、それだけ気配りのできる優しい知事かも分かりません。そうだとしたら、よく言われる県全体の緩みの原因がそこにあるのかも分かりません。

知事はこの私の分析をどのように思われますか、知事にお聞きします。

私が以前から県議会でも繰り返している、知事が最大テーマとする少子化ストップは、もっと大胆に取り組まなければ成就するわけがありません。議会答弁でも知事は市町村に気を遣い過ぎではないかと感じます。議会の執行部席で、知事が背中を丸めて一生懸命に仕事をする姿を見るたびに、この厳しい高知県にあえて人生を投じてくれたことに感謝しながらも――これは本当です。内面では、知事、周囲に気を遣っていたら大局の判断ができませんよと心で叫んでいます。

人口減対策、つまり少子化対策は、例えば県議会や市町村とけんかするほどの迫力で取り組まなければ成就しません。県議会や市町村議会や、また市町村長の要望が、言っていることが全て正しいとは限らないし、あえてそれらに対抗する政策を断行するのも、県民の生活を信任されている知事の義務なのです。

渾身の切り札である人口減少対策総合交付金も１年が過ぎ、全市町村からの提案要望がそろいました。昨年の９月議会で私が指摘すると、知事は果敢なチャレンジだったと答えました。それは本気ですか。もし本気なら、県民が納得できない、結果が得られないとき、最高責任者としてどのような責任を取るのでしょうか、知事にお聞きします。

審査会の委員も含め、低い偏差値に満足したふりをしているのではないでしょうか。心の中では、もっとずしんとくるものが欲しいと委員の方々は思っているはずです。過去の要望の打ち直しみたいなものから、横並び傾向にある予算援助の要請、これは特別交付金より並列交付金ではないか。

振り返ってみれば批判、賛同、賛否両論がありますが、本県は幸せなことに５人ともいわゆるいい知事でした。またです。結果については多様な意見がありますが、どの知事も県民のことを思い、現状に憂いを思い、一生懸命に職務をこなしているし、こなしました。しかし、県民所得は全国最下位クラス、昨年の２月議会や今議会でも政策提案をしていますが、めり張りをつけなければ共倒れになってしまいます。

繰り返しになりますが、特別交付金というのは、成果を上げた市町村に負担をゼロにする一方、成果を上げない市町村には今後特別交付金を出さない厳しい姿勢で予算配分をすべきです。あめとむちなどという軽い表現を超して、昨年の２月議会でも表現したように、巨大スイーツと巨大むちでなければ、いつものようにほとんど成果を出さないうちに、この特別交付金の存在自体も忘れ去られてしまうのではないでしょうか。うがった見方をすれば、市町村が一息つ

けるように、このような勇ましい名前の交付金を計上したのかも分かりません。

この２月議会の知事提案説明で人口対策の抜本強化を力説しましたが、努力は認めるものの、基本政策に問題がないでしょうか。元気な未来創造戦略では３年後の出生目標が4,200人、昨年度は全国最下位の3,123人、出生数を1,000人も多く見過ぎている。こんな数字は目標とは言えない。なぜか。まともな目標予測もできないものを戦略とは言えない。知事の言う、目標はやや高くでもない。私がよく言う県民に夢を与えよは、何十年かかっても実現できる政策と数字なんです。知事は不可能な数字で県民を期待させることが望ましいと思いますか、知事にお聞きします。

次、県立あき総合病院は、老朽化して県民の命を守りにくい状態に陥っていた旧安芸病院を近代化して東部一番の病院にしようと、橋本、尾﨑の両知事を説得、平成17年、執行部が抵抗する過程を経て、議会答弁でゴーサインが出たのでした。つまり、まだ改築しないという県を強引に説得したのだが、その10年早い新築で、建設費が30億円ほど安くついたことを県は忘れないでほしい。

そのようなお役人ののんびりした体質が再び問題となっている。私にすればこのように思い入れの強い病院なので、期待を持って見守ってきたのだが、とうとう我慢し切れなくなったあき病院の諸問題をここで指摘する。医師も看護師も職員も一生懸命に仕事をしていることは認めながらも、それでも相次ぐ問題点にどのようなメスを入れることができるのか、厳しく困難な質問となりました。偶然にも私の体験が東部県民の世論と合致したので取り上げます。

まず、昨年11月、私の体験。夕方に倒れて、本人が電話できない症状なので、事務所の長椅子に横たわり事務員がスマホを17時５分に押した。後期高齢者と名前と倒れた状況を答えるが、職業は聞かれなかったので話していない。この時点での症状は医師の常識では緊急事態もあるものだった。きつい体調だったが、病院側は待ってくださいの繰り返し。医師も看護師も忙しいしと配慮して、まだかと我慢しながら静かに数十分ごと、11回も電話してもらった。その挙げ句とうとう20時30分に、診察できないので他の病院へ相談してくださいの返事だった。３時間半後にこの回答では、後期高齢者は死ぬ場合がある。実際、高知市の救急病院に電話すると、万一も考えられるので、至急来院してくださいだった。なお、あき病院の当日の外来患者受付は８時半まで、何と擦り傷のたった１名だった。県会議員たる者は県民の診察を優先すべきと思っていた私がばかだったということです。

これに似たケースは多数あって、私に寄せられる県民相談の中でもあき病院に対する苦情は、口頭を含めるとこの２年間で100件ほどある。先日、あき病院へ県民意識を調査に行ったところ、100人以上の患者で満員だったが、知人が30人ほどいたので手当たり次第、どうですか、あき病院はと問いかけると、ほぼ全員が不満の声だった。特に、17時以降の受診拒否がひどい、これで救急病院かとの声もあった。県民の声は誤解や誇張されたものも多数あるものだが、私も自分が体験してあまりにもシステムやマネジメントで充実されていない県立病院だと納得した。あの18年も前にいろいろな難問の中、東部県民の命を守らなければと情熱を燃やしたあき病院はどこに行ったのでしょうか。

現実の問題として、医師不足と看護師不足は確かにあり、それによる県民の苦情も理解できる。県は定数は充足していると言うので、病院のシステムに問題があるのではと思う。

まず、医師の偏在化も含めた医師不足が問題のピラミッドの頂点にあると言える。それもそ

うだが、県の体制やシステム、そして厳しく言えば、県の力のなさに集約されそうだ。この１点が解決できれば、あき病院に関するほとんどの問題がクリアされる。県が医師の勤務事情に無理を言いにくいなら、夜間対応のできるシステムが必要ではないか。夜間当直の医師が対応困難なときは、病院の規則で当直医師代行業務の規定があるが、この規定は救急搬送以外は適用されないのか。

このような問題に対応するため、約20年前に設置した医師確保のための仕組み、対策室はどうなっているか、今の体制では医師確保が弱体化していないのか、健康政策部長にお聞きしたい。

民間病院では、厚生労働省からの度重なる医療費の締めつけ、薬価の低下や医師不足、それに厚生労働省が妙に力を入れるデジタル化などから、地方の小さな病院や代々の個人診療所の経営がさらに厳しくなっている。このままでは10年以内に相当数の病院、個人診療所が経営難から消えていくだろう。そうなれば極論すると二次医療の大型病院しか存在しなくなる。特に地方の地域医療は少子化同様の危機を迎える寸前だ。

このため、地方の県立病院を守るための医師確保のための給料をもっと上げるべきではないか。県はすぐに人件費で病院経営がもたないなどと言うが、県立病院の医師は民間病院の医師より大ざっぱに言えば年収で500万円も違う。これでは地方の県立病院の医師不足は深刻化するはずだ。また、給料アップを求める県立病院医師もいるのだ。県立病院はある面は商売なので、給料アップで優秀な医師を集め、患者を増やす経営がされるべきである。現にあき病院に整形外科の優秀な医師が着任して、一気に患者が増えた実例もある。

地域医療の充実と県民の生命を守るため、知事は県立病院医師の給与を増やす考えはないのか、知事にお聞きする。

さらに、高知大学が地域の中核病院から産婦人科医を引き抜こうとする動きがある。あき病院に産婦人科医がいなくなれば、東洋町から南国市までの広大な地域で赤ちゃんが産めなくなる。お産の対応ができないため、県東部から高知市の病院に向かう救急車の中での出産もあった。このような現状に現実的な手を打てずに、県の重要政策が少子化政策とは驚かされます。知事の政策とは違った現実です。

東部の周産期医療を守れるのか、直近の現状から知事にお聞きしたい。

第２の問題は、看護師不足。しかし、あき病院の看護師不足は職場の問題にないか。一般的に上司の思いやりや心遣いのない職場は離職率が高いと言われる。県立病院では、幡多けんみん病院の看護師さんが292人、あき病院は235人ですが、定年退職以外の離職者数がこの３年で27人、幡多病院の13人の倍以上です。特に令和５年は19人も辞めています。この６年間の集計をしても、定数が20％も少ないあき病院で、幡多病院の約２倍の65人もが辞めています。地域性もあるかも分かりませんが、組織のどこかに問題があるはずです。

また、メンタルによる休職者などが６人と多い。このような組織の管理能力の欠如を言わずに、看護師や県民に負担をかけることを何とも思わない県の姿勢にやる気のなさ、マネジメント能力の欠如が見えるのです。

最後に、私の症状ですが、一晩我慢して、翌日、ダリの絵画、記憶の固執のような世界を必死に運転して高知市の病院に行きました。結論を言うと、後期高齢者にもかかわらず、１週間連続でサウナの高温、冷水の繰り返しではないかとなりました。これを年寄りの冷や水というが、冷や水が呼び水となって、県民の期待に沿

える県立病院になってほしいと思います。多数の苦情はあき病院への大きな期待なのです。

この件は県民の命がかかった重要案件ですので、知事に決意をお聞きしたい。先ほど私が挙げた、県のマネジメント能力の低さが原因と思われる、１、医師不足、２、看護師不足、３、マネジメント能力の低さなど、具体的なことへの決意を答弁してほしい。

このほか、駐車場が時々満車となり患者さんが駐車できない問題、事務処理も限界か、精算を待つ時間が長い問題、待合室の椅子が午前中は不足、立ち待ちで体調を崩したお年寄りの問題など。

１年以上もこのように県民に苦痛を与えることを放置していたのはなぜか。誰も気づかなかったのか、気づいても対応を検討する気持ちもなかったのか。

県民の声は何度も入っているが、内部で握り潰したのではないか。

医療対応を含め、病院関係者や看護師など職員が県民サービスの観点で問題提起すると、要らんことを言うなら飛ばすぞとの脅しが入ると言われるがどうか。県は否定すると思うが、今後あれば、県議会に対してうその答弁をしたことになる。局長は責任を取れるのか。公営企業局長にお聞きする。全てはマネジメント側に患者に寄り添う気持ちがないからであります。

次に、私は知事をはじめ県幹部に厳しい質問を投げかけていますが、別に嫌いだから言っているのではなく、県民にとってより住みよい高知県を目指しているからです。産業振興計画のように大変な作業をして、厳しい局面に立たされている県庁職員がやる気を失わないかと心配するところもあります。

そこで、直近10年間の採用試験を見ると、平成27年は８倍を超した競争率が、昨年の令和６年は半分程度の約４倍に急落、行政職の大学卒業程度だけ拾うと平成27年の12.5倍から令和６年は2.4倍と、何と５分の１に急落。その一つの指標ですが、旧帝大と東京６大学の受験者は令和５年が８人、６年はたった３人です。つまり、幾ら理屈を並べて飾っても、県庁人気が落ちたということです。

同様に３年以内の退職率ですが、平成30年度試験合格者が３％、令和元年度は７％だったものが、令和２年度では６％とやや高い。数字だけでは働くには厳しい職場となるのですが、また令和元年に落ち着いていた休職者数が令和５年に再び30人台となっている。問題は、休職者のうちメンタル疾患による者が84％と大変高い数字にあることだ。

この志望者減をどう思うのか、人事委員会委員長にお聞きする。

また、離職率と休職率の数字をどう思うのか、総務部長にお聞きしたい。

一方で、県幹部のいわゆる天下りが指摘されていますが、誰もが県の関連団体の責任者ができるわけではありません。県民感情に反するかもしれませんが、天下りがかえって県民利益になることもあるようです。

知事の言われた天下り率を減らすことは県民にとってどのようなメリットがあるのか、それに代わる行政知識の備わった人材の確保、それを減らしたときの職員の再就職はどのように考えているのか、知事にお聞きします。

また、高知県では、一級の天下り先は昔から高知空港ビル社長と決まっている。歴代の副知事の定椅子だが、この伝統をどう思うのか。

この椅子は、さすがに副知事を務められた優秀な人材ばかりなので、それに代わる人物は簡単には見つからないと思うが、一部の県民にすれば天下りの最たるものと言える。この椅子は歴代副知事以上に優秀な人物がいたとしたら、一番先に変えるべき象徴的な椅子と思うがどう

か。

極めて優秀だった歴代副知事が、空港ビル社長になると普通のおじさんになって、手腕を振るったと思えないがなぜか、こちらも知事にお聞きしたい。

さて、優秀な人材確保のため、世界でも日本の企業でもレストラン並みのビュッフェで頑張る社員をもてなすのがトレンドになっています。県庁食堂はグーグルで黒星が何と1.8、全国47都道府県では最低クラス、県のあらゆる指標が全国ワーストワンの中で、また輝かないワーストが知事の足元で断トツ評価で出現した。２月20日現在。県庁幹部は職員の福利厚生には無関心のようです。

知事は県庁食堂を利用してどうでしたか。職員の福利厚生を充実させる観点からどう思うか。

最後に、30年以上前に新聞記者として県庁を担当していました。知事や県幹部の方々はいい人ばかりでお世話になったのですが、いざ自分と組織を守るときは別人と化しました。その名残はありますが、どこが一番変わったかといえば、ずばり豪傑大物がいなくなったことです。

20年ほど前ですが、部長室で話をしていたとき、部下が血相変えて飛び込んできました。部長、○○先生がこう言っています。かっとなった部長は、県会議員じゃいうばかは相手にするな。そこで私も、僕も県会議員ですよとにやりすると、部長は頭をかいて、ああ悪い悪いと２人で大笑いをしました。

全国の県議会が執行部と論戦をしない時代に入っているようですが、知事から見たら県議会と堂々と論戦している県幹部は何人いると思いますか。

仕事に命をかけていたら、ばりばり合戦は当然だし、その後は知事と副知事がアフターケアをすべきです。そこらの責任はお持ちですか、知事にお聞きしたい。

知事はじめ県庁職員が大変な苦労をしている産業振興計画に、県教育委員会や警察本部はどれだけの関与をしているのかという常識外れの質問をしたい。

私から見れば子供たちが将来、より豊かになれることを早々と目指す、子供たちの早期産振計画があるべきです。例えば県立高への看護学校、毎年40、50人の若い世代がほとんど無償で国家資格を取得することは、より豊かな県民が誕生するわけで、可処分所得が増え、地域経済への貢献度が高まるのです。生涯所得は国家資格やスキルのない人を支援するより三、四倍にもなり、結局豊かな県民が増え、県消費も増大して産業が振興され、県経済の土台部分の底上げができるのです。生徒が集まらないとの消極姿勢だったら、同じ税金を使った産業振興計画の中にはストップすべき対象が少なくありません。

提案例を絞ります。昨年の６月県議会でも取り上げられた芸西天文学習館の建て替え問題、地元再建が丸く収まり私もうれしいのですが、県全体の利益を考えれば、県内のどこで最も多くの利用者があり、指定管理者制度にすれば雇用が創出できないかと、産業の観点からも考えるべきではないでしょうか。

教育を商売、産業振興と結びつけることに反対論があると思いますが、県民所得と県政を向上させるために新たな思考をする必要があるのではないか、教育長に聞く。

また、大胆な発想を持って、県有財産の売却でお聞きしたい。一例を挙げると、競売される室戸署だが、海が見える警察署ホテルも可能ですとＳＮＳなどでアピールすれば県のＰＲにもなるし、話題の効果だけでも億円単位になると思う。また、予定価格以上に高く売れる結果を出した業者に半分をコンサル料とすれば、必死にあっせんすると思う。世界には７か所の刑務

所ホテルはあるが、インバウンドが喜びそうな安価な警察署ホテルは世界に初になるのです。

今後はこのような県有財産を処分する際は、商売気も考えるのか、総務部長にお聞きする。

もう一つ、部局がずれるが、県民体育館にしても経営感覚のある委員から有意義な提案はあったのか。5,000人規模でないとビッグショーができないなどは常識であって経営感覚ではない。香川県の１万人収容のアリーナに勝てる戦略と戦術は。観光振興スポーツ部長にお聞きする。

これも私が今年度の９月議会で質問したものと同列の質問です。生活に直結するスーパーや食品店の廃業に対して、支援、再開はできないかとの質問でした。内容は実現性の低い市町村任せの答弁でした。ですから、実現できません。しかし、過疎地の県民は本当に困っているのです。知事や執行部の皆さんは、自分が体験しないから他人事のような答弁になるのです。去年の夏は安芸市では猛暑の中、スーパーに向かうお年寄りが倒れました。今年は死ぬかも分かりません。

そこで、地域の維持に必要最小限の商業者をキープするため、政治は何をしなければならないのか。大胆に言わせてもらえれば、重要な商業者を国や県や市町村の援助で守る、いわゆる商業版デカップリング方式です。例えば日々欠かすことのできない町のスーパーと病院、絞り切ればこの２業種が守られなければ、県民の生活の最低限の基盤を失うのです。

何とか営業できる程度の最低限の所得補償、例えば年間50万円とかをすべき時代に入っているのではないでしょうか。深刻さが増している買物難民の県民を助けるため、このような政策提案を国に訴えていく思いはないのでしょうか、人口減少・中山間担当理事にお聞きしたい。

次、夕方にはスーパーの生鮮食品に割引シールが貼られます。私も時に選挙区外で参戦するのですが、先日、激戦の焼き肉半額セールに参加、千手観音のような多数の手の中で強引に勝ち取ったところ、そのおばさんに、あら樋口さんじゃないと言われ、思わずトレーを手放しました。しかし、この異常な物価高、主婦の方々にすれば必死の勝負なのです。しかし、お米の価格が買占めによって２倍になるなど、目前で厳しい県民の生活に接していると熱く訴えたくなるのです。国は、国会議員は、国民の生活が切迫していることを実感しているのかと。

本県では、これらの根本的な問題の一つは誰もが分かっている県民所得の低さです。県民の所得がインフレに追いつかないのです。この所得では物価高と高賃金のサイクルに乗れるはずがありません。最近の物価高騰について国は４％と言うが、30から50％と実感します。

１、知事は夕方のバトルに参加したことがありますか。２、その感想をお聞きしたい。３、その上で県民生活を判定してください。

４、その結果、県政責任者として具体的に何ができるか。５、私は普通の国民、つまり庶民の生活を守ることが政治の基本中の基本だと思うが、知事はどう思うか、知事にお聞きします。

次、県の果樹試験場の狭隘問題が言われて、私の記憶だけでも30年以上になる。本県の果樹類は全国的にも競争力が高く、今後はさらに農業生産額の重要な数値となるはずです。その日々熾烈な開発・改良競争が行われている中で、本県は妙にのんびりしていると多くの関係者が思っている。重要産業の改良・開発施設といえ、自然相手の果樹試験なので、長年のデータのそろった現在地の長所は理解できる。しかし、昭和４年に現在地に建設した施設は老朽化した上、ミカン県を自称する愛媛県25ヘクタールのざっと４分の１しかない。誰もが狭隘さに危機感を持ちながら、いつも予算がないと要望はもみ消

されてきた。

令和５年度の県議会商工農林水産委員会での委員会への業務概要でも、県自らが出した懸案事項が老朽施設の改築だ。述べたように県は移転に慎重だが、令和２年から出先機関等調査に施設の老朽化を５年連続で記載している。私もいわゆる前期樋口県議のときだが、現地視察時で数回施設老朽化と狭隘と施設移転を質問したことがある。25年から15年ほど以前になる。私の記憶では少なくとも20年も前から狭隘化による移転の必要性の話が出ていた。

本県はユズが日本トップの生産高で、知事の重点政策となっている中山間振興や少子化対策の産業としてまだまだ大きく伸びるポテンシャルがある。ポンカンやブンタンや山北みかんなど世界戦略でも勝ち残れる技術と生産農家が多数いる。

急激な温暖化や、世界を相手にしなければならないかんきつ合戦に本当に今の場所で勝てると思うのか、農業振興部長にお聞きする。

世界における本県のかんきつ類の長期戦略の観点からすれば、既に手後れと言われても仕方ない。予算がないというなら、すぐに移転せよというのではなく、10年先を見据えて可能性のある地域でデータ収集をすべきではないか。例えば、安芸市である。世界で戦える技術を持ちながら、世界戦略の中で既に遅れているとの観点から、具体化のタイムリミットではないか。

10年先の移転構想を持って動き始めるべきではないか。長い歴史を見てきた後期樋口県議が、農業振興部長にお聞きする。

このほど政府と経団連は、国内設備投資を2030年度に官民連携で135兆円、さらに2040年には200兆円に引き上げると表明した。また、観光庁は同時期に、外国人観光者数を6,000万人に伸ばし、その消費額を15兆円に増大するとしています。簡単に言えば基本的構造も土台もない、さらには思い切った工業化に基本的政策もない本県がこの波に乗れるかという大きなテーマが目前に示されました。どのような政策であろうと、国のつくる大きなうねりに乗らなければ地方は発展しません。

ある面、農業社会という一応飯が食える経済体制に何となく満足してきたとも言える本県経済、戦後の大きな基本政策が失敗だと思うのですが、それを改善しようともせずに今日に至って、人口減少、若い女性がいない、仕事がないなどと慌てているのです。私が県会議員である限り毎議会で言い続ける決意ですが、本県は大胆に政策転換しなければ過疎対策も少子化対策も結婚問題も老人対策も困難だと断言しておきます。

思い切って要約すれば、今述べた対策は適正な働く場があれば全て解決します。しかし、残念ながら若者が働く一部上場またはそのクラスが本県にはほとんどありません。誰もが分かり切ったことを言っているのですが、この単純で極めて困難な政策を実現しなければ、あとは日沈む高知県になるしかないのです。

ほとんどの新人県会議員は、初の議会質問で、若者の働く場を、企業誘致をと訴えます。私もそうだったし、議長席に座っているはずの加藤漠議長の初質問もそれでした。ベテラン議員になっていた私は、みんな同じことを質問する、この質問は何十年も繰り返されるだろうと、県の政策にいら立ちを募らせるばかりでした。それが今爆発状態にあります。

県が誘致でなく本県に本社を置く一流企業の定着にも全力で当たっていない。過去のケースですが、例えばニッポン高度紙工業の鳥取県進出に見られます。進出予定地だった安芸市に断られ、高収入の30人以上もの新規雇用をまざまざと捨てたのでした。これは県政の大失策です。県内にとどめる努力の跡が見えない。工業用水

がないなら、当時香南工業用水はあり余っていた。

県の力の大きな指標である製造品出荷額等は、30年前から愛媛県が３兆6,000億円、香川県が２兆4,000億円、徳島県が１兆5,000億円、高知県は7,000億円でした。驚くべき格差です。そして、30年後の去年、令和６年は愛媛県５兆4,000億円、香川県３兆円、徳島県２兆2,000億円、工業化を図ったほかの３県が50％以上も伸びる中、何と本県は毎年ダウンして、たった6,000億円、技術立国日本から完全に取り残された、やる気のないために乗り遅れた状態です。

このような工業基盤で国と経団連が目指す200兆円の設備投資を、指をくわえて見ているだけでしょうか。仕事を求める若者や、将来の世代に申し訳ないと思わないのでしょうか。何回も繰り返すように、製造品出荷額等の異常に低い本県がさらに取り残されるのではないかと心配です。

大企業の誘致は私も長い県会議員の中で身にしみて分かっています。正攻法では人脈積み重ねの地道な仕事ですが、いわゆる交際費は十分に、いや十分以上に確保できているのか、他県と比べてどうか、商工労働部長にお聞きします。

もう手後れに近いが、今回のビッグチャンスに県は大企業を何社誘致するか決断を。政治家なら県民に約束の数字を示すべきだと思う。厳しい質問と思ったら終わりです。飯の食えない多くの県民が最大級に期待している叫びです。知事にお聞きしたい。

一方で、インバウンド対策。有名観光地のオーバーツーリズムが危惧される中、地方にチャンス到来だが、国の目指す現在の２倍のインバウンド誘致対策を県はどのように計画しているのか。世界と戦える準一等観光地は少なくないのだが、観光振興スポーツ部長にお聞きする。

次、県が推奨したハウス加温のヒートポンプエアコンは、電気代金の高騰で有利性のない加温方式となっている。平成25年あたりから県が強力に推奨、設置件数は4,000台にもなっている。平成26年２月議会で木質ペレットが重油よりコスト高になれば県は補助すべきだとの質問に、農業振興部長は対応を検討すると答えた。何と10年後の昨年度から実現された。加温燃料の重油やペレットには、国や県の農業支援目的の補助金があるのに、県が推奨してきたヒートポンプこそ支援すべきだ。また、ヒートポンプ加温の補助について、ＪＡや農家や市町村の要望はどうなっているのか、農業振興部長にお聞きする。

３月15日には東部自動車道の高知龍馬空港ＩＣから香南のいちＩＣまで開通する。高知市から一気に芸西村まで走れるアクセス整備は東部県民にとって最大の喜びで、関係者には感謝しています。

まず、今でもインターチェンジの走行車線と進入車線で、日々危険な走行優先争いが続いている。現在は朝夕のラッシュのときのなんこく南インターがすさまじいのですが、新規開通の空港ＩＣと香南のいちＩＣも危険な地点になると思われます。

警察はこの現状をどのように把握しているのか、警察本部長にお聞きする。

続いて、センターロープです。予想していたような悲しい乳児死亡事故が起きました。ユーチューブの映像では対向車の進入ですが、警察本部はいまだに事故原因が分からないと言います。スマホだったら大きく危険度を知らせるべきです。私もこの道を10年ほど走っていますが、スマホ運転の大型車や小型車を見るにつけ、万一の不安や恐怖を覚えるときがあります。

東部自動車道の自損事故を含めた事故原因はどうなっているのか、警察本部長にお聞きする。

また、この大動脈は安芸市から芸西村までの

大幅な時間短縮になるのに伴って、東部地域のハウス農業や基幹産業を支援することが必要です。

東部自動車道の延伸を機に、東部地域の産業振興のために具体的にどうしていくのか、知事にお聞きしたい。

お年寄りたちがよく使うシニアカーですが、本県ではこの10年間の事故は死者１人、重傷者４人、軽傷者８人ですが、事故件数以上の危険性をはらんでいるのではないかと思います。ひどいシニアカーは歩道から突然車道に入って国道を横断､また国道をのんびり走る人まであり、いつ重大事故が起きるか分かりません。

一方でよく言われるのが車高の低いシニアカーの視認性の悪さです。事故統計に載らない軽微な事故はよく話題になります。この視認性やシニアカーに乗っている方の安全運転意識が改善されないと、今後の重大事故が心配されます。

お年寄りたちの命を守り、ドライバーにつらい思いをさせないためどのような安全対策をすべきか、警察本部長にお聞きします。

次、箱庭質問となって申し訳ありませんが、土木部長にお聞きします。安芸市の市街地を流れる県管理の江ノ川、帯谷川。洪水被害を防止しようと30年前、下流の拡幅工事が県から提案されましたが、本格改修が進んでいません。改修のスピードを上げるべきです。

大幅に遅れているにもかかわらず、水流を膨らませる堆積土砂や雑草繁茂、この部分だけでも維持管理をして大洪水に備えるべきだ。

また、安芸川も平成30年に水害で県道が決壊寸前となり、市街地やハウス地帯が水没危機でした。河川改修を急ぐべきです。

また、安芸土木事務所で15年前に予算がスタートした安芸広域公園の大規模紅葉木の植栽、お年寄りや障害者でも平地で紅葉が楽しめる私の提案でしたが､２年ほどで止まりました。予定図面まで渡して約束したら、私がいなくても守るべきです。

そして、公園トイレです。県内の全てで言えるのですが、今の子供たちやお年寄りは洋式でないと困難です。現実問題として安芸広域公園のトイレは早急に改修すべきです。

また、ハウス問題では、昨年２月の県議会から１年たちますが、芸西村の冠水問題と水不足はどこまで対処できたのか。私が指示した増設ポンプに、さらに２基の移動式ポンプ増設の答弁があったが、それでもなお排水能力に不安があり、抜本的に既設ポンプ場の飛躍的な排水能力向上が求められている。

県は実現計画を立てたが、最も危険度の高いエリアの排水機場を最優先して整備すべきと思うが、農業振興部長にお聞きする。

さらに、安芸市のハウス問題ですが、世界的な資材高騰などでコストが上がり､悲鳴も上がっている。今シーズンは何とかだったが、花弁やユズは気候変動に左右された。

今後さらに加温燃料の高騰や資材高騰が確実化されている。安芸市のナス栽培について県はどのような対策をするのか、農業振興部長にお聞きする。

最後です。私は13年前の平成25年にあき病院が新築される前から東部医療圏構想を訴え、その後、看護学校を議会質問で要望した。それは地方の病院で看護師不足が一層深刻になると見越してからだった。また、17年前にあき病院の新築要望のときからのテーマでもある。東部医療圏構想は、あき病院新築を誘因にして看護学校を造り、医師と看護師を確保、自己完結できる医療体制を目指した私の壮大な計画だった。新病院の建設は、17年前にやっとゴーサインが出たが､一方で看護師確保のための看護学校は、学費をかけず国家資格が取れるようにと県立安

芸高校に看護学科をつくる要望だった。

議会外では教育長は乗り気を見せたが、生徒の定員が確保できるか、お役人特有の先が読めない慎重な答弁だったが、平成26年２月議会で東部地域の保健・医療・福祉政策と県立高校の在り方など様々な視点から検討すると、やや前向きの答弁となった。

また、平成27年２月に、私の度重なる質問に当時の尾﨑知事は、熱い気持ちで臨む、相当なやる気でいると答え、地域医療介護総合確保基金の上積みをやるのかという駄目押しに、はいと答弁している。これは東部医療圏構想の看護学校を県が支援することを決めたことにほかならない。ところが、私が冬眠しているうちに、看護学校設立の話はずたずたになって、新聞記事を見ても平成30年に看護学校頓挫と書かれるまでに至った。

カムバックした私は、令和５年度の危機管理文化厚生委員会で、令和６年４月に東部看護学校開校とのパンフレットが出回っていたが、真実はどうなっていると問いただすと、看護学校の開校の話はなくなっていますとの答弁でした。そういう中でも市町村長の要望は細々と続き、この１月に市町村長の熱意に知事が決断したのでした。残念なことに県の先見の明のなさで、パソコンで遠隔授業をするだけのサテライトになった上、短大並みの授業料が必要となった。お茶を濁した感じだ。

これは看護学校と言えないと思うがどうか、健康政策部長にお聞きする。

言ってみれば、親がポルシェを買ってやるというので期待していたら軽トラになった。不満の子供に親が、同じ車じゃないかと言い訳しているようなものだ。もともとは県が高校の授業料無償化の流れも読めなかったため、県民が国家資格を取得できる大チャンスを失った。

また、平成27年２月議会で東部医療圏構想、つまり令和７年度着手予定の多機能支援施設における看護学校設置を訴えたが､10年以上もたってやっと着手とは、今まで何をしてきたのか、知事にお聞きする。

第１問、以上です。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　樋口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、賢く縮む、いわゆる４Ｓプロジェクトについて、トリアージ型で対応すべきではないかとのお尋ねがございました。

この４Ｓプロジェクトは全てのサービスを一律に縮小するものではございませんで、真に必要なサービスは残し、そのために無駄や重複がある部分を縮小していくという考え方です。また､このプロジェクトの推進に当たりましては、前例にとらわれず、大胆な発想で今までにない試みにも挑戦をし、新たなやり方を創造していきたいと考えております。

こうしためり張りを利かせて、伸ばすべき部分を伸ばしていくという考え方自身は、議員御提案のトリアージ型の取組の考え方と相通じるものではないかと考えております。

一方で、先日明神議員にも御答弁申し上げましたように、４Ｓプロジェクトは遠い将来におきましても、住民自治の担い手である基礎自治体としての現在の市町村は維持をするということを展望した取組だというふうに考えております。この点におきましては、生き残る可能性の高い市町村のみを選別し、重点的に支援するという議員御提案のトリアージ型の取組とは考え方が異なる面もあると考えております。

私としてはこうした考え方の下、この４Ｓプロジェクトを推進いたしまして、効率的で持続可能な社会の実現、県民生活の質の向上を図ってまいります。

次に、オリジナルな政策提言の実施について

お尋ねがございました。

本県は人口減少問題のトップランナーとして、その解決に向けまして、全国初を含む新しい試みにも大胆に挑戦していくということが、果たすべき責務であるというふうに考えております。そのためには、政策提言も通じまして国を動かして、その後押しを得るということを求める成果につなげていくことが必要な局面もあるというふうに考えます。

政策提言に当たりましては、こうした例えば人口減少問題ですとか、南海トラフ地震への対応といった本県が提言するべき必然性がなければ、国の共感は得られないと考えます。また、実現したい政策目標をあまりに低く設定いたしますと、実現可能性は高まりますが、内容的には平凡なものにとどまり、インパクトに欠けるということになりますし、逆に斬新ではありますが、実現に向けました難度が高過ぎて現実的でない達成目標では、国の関心を引くことはできないと考えます。こうしたことから、国や地方がもう一踏ん張りすれば実現できると考えられる程度の政策目標を掲げて提言するということが肝要ではないかと考えます。

こうしたことを踏まえながら、現在総合企画部を中心といたしまして、議員からお話のありました大胆な提案も含めて、人口減少対策のための国への新たな提言の検討を進めております。高知県らしいインパクトのある政策提言が実現できますように、しっかりと練り上げてまいります。

次に、私自身のいわゆる人となりに関する議員の分析をどう思うかということについてお尋ねをいただきました。

私は、自分で申し上げるのもなんでありますが、人の話をよく聞き、物事を論理的に考えた上で仕事を進めるということを大事にしております。こうした点を捉えて、かつて議員から、羊の皮をかぶったコンピューターとの人物評をいただいたというふうに思っております。加えて、私の常日頃心に秘めております、ふるさと高知に恩返しをしたい、高知を元気に豊かにしたい、こうした思いを評して、今回情熱という単語を追加していただいたのではないかというふうに拝察いたします。このことについては、素直に大変光栄に感じております。

こうした私の情熱を県職員全員に伝播させまして、職員全てが熱い気持ちで仕事に臨み、県勢浮揚につながるように私自身が先頭に立って全力で取り組んでまいります。

次に、人口減少対策につきまして、県民の皆さんが納得できる結果が得られないとき、どのように責任を取るのかとお尋ねがございました。

私は知事としての２期目の挑戦に当たりまして、四、五年後までに若年人口の減少傾向に歯止めをかける、おおむね10年後には現在の水準まで回復をさせるという目標を公約として掲げました。この目標は非常に野心的でありまして、容易に達成できるものではないということは認識を十分いたしております。このための対策として、本年度人口減少対策総合交付金を新たな制度として創設いたしまして、市町村と県がベクトルを合わせて対策を行っていく、４年間で集中的に支援をしていくということといたしました。

この総合交付金に関しましては、いわゆる手挙げ方式の連携加算型につきましても、全ての市町村から事業計画が提出されております。この事業計画におきましては、各市町村が若年人口の反転増加に向けた数値目標を掲げております。交付金の事業期間であります令和９年度には目標の達成状況、そして効果の検証が行われます。それらを踏まえまして、事業の成果に関する市町村におきます評価については、地域の住民が判断をされるものであるというふうに考

えております。

その上で、この施策を通じました県全体としての成果に関する責任は、よきにつけあしきにつけ、県の最高責任者であります私に帰することとなります。この点につきましては、目標の達成の度合いや、この間の社会経済の環境などを踏まえまして評価を下した上で、政治家としての出処進退も含めて、私自身の取るべき対応について様々な方法を検討し、明らかにすべきものと考えます。いずれにしても、県民の皆さんの御意見を踏まえて、最終的には私自身でこの点はしっかりと判断をしてまいります。

県民の皆さんにお約束をいたしました、元気で豊かな高知県の実現に向けて未来を切り開くということは私の責務でありまして、私自身の手で何としても成し遂げたいという思いでおります。まずはこの４年間で成果が出せますように、目の前の課題に真正面から全身全霊をかけて取り組んでまいります。

次に、元気な未来創造戦略に掲げました出生数の目標についてお尋ねがございました。

この戦略では全体的な目標といたしまして、若年人口の減少を、ただいま申し上げましたように、令和９年までに食い止めて増加に転じさせるという目標を掲げております。このために出生数や婚姻件数など、具体的な数値目標をそれぞれ設定しているところでございます。

出生率について目標が高過ぎるのではないかとお話がございましたが、そもそもコロナ禍の直前の令和元年には約4,270人という出生数の数字がございました。この水準あたりまでの回復を目指していくということ、そして夫婦が理想とする子供の数が2.2人というデータがございますので、これに見合った数字を設定していく、こういった考え方により、県が目指すべき令和９年の到達点といたしまして、出生数4,200人という設定をいたしました。

御指摘のように、足元の出生数を見ましたときには、目標自体がますます野心的で、達成が極めて厳しい状況にあるということは自覚をいたしております。しかしながら、令和９年に若年人口を増加に転じさせるということからしますと、年間の社会増減との兼ね合い、あるいは35歳以上に到達を新たにしていく人口などを考慮いたしますと、出生数において4,200人程度の水準の達成が不可欠でございます。

こうした中で、ここ数年全国と比較して減少率が顕著に大きかった婚姻件数につきましては、最近の速報では12年ぶりに増加に転じるという明るい兆候がございました。ここ数年の出生数の激減は、それに先行するこの婚姻数の激減が大きな要因であったという側面がございますので、こうした形で婚姻件数が増加に転じたということは、二、三年後の出生数の増加につながるのではないかというふうな期待はいたしているところでございます。

もとよりこの出生数の目標を達成いたしますには、結婚支援に限らず、子育て支援、さらには産業振興による若者の所得向上なども含めまして、あらゆる施策を総動員する必要がございます。その実現に向けまして、元気な未来創造戦略に基づき、私自身が先頭に立ちまして、粘り強く取り組んでまいります。

次に、地域医療の充実と県民の生命を守るため、県立病院医師の給与を増やす考えはないか、お尋ねがございました。

本県の県立病院医師の給与水準につきましては、地方公営企業法の規定に基づきまして、他の病院医師の給与との均衡、あるいは病院事業の経営状況を考慮して定める必要がございます。本県の県立病院医師の平均給与水準を、公立病院あるいは民間病院の勤務医と、国の統計データを基に比較いたしましたところ、全国平均を上回るような給与水準となっております。加え

まして、経営状況が大変厳しい本県の病院事業の状況を踏まえますと、現時点では県立病院医師の給与水準を現行以上に引き上げるといった状況にはないと考えております。

ただ一方で、配置する医師の数を増やすということは、経営改善の面からも重要なポイントだと考えております。必要な医師数を安定的に確保するということを通じまして、医療の質を向上させる、それによって患者数が増加をし、収益等の増収が図れまして、ひいては経営改善につなげると、こういったことは期待すべきシナリオだというふうに考えております。

こうした観点から見ますと、あき総合病院の救急科や産科などのように、現場に必要な数の医師の配置ができず、医療の収益が十分に上げられない診療科もあるということでございます。このような状況を解消するためにも、奨学金の活用の促進、キャリア形成支援などによりますほか、高知大学医学部をはじめといたします関係機関の協力をいただきながら、安定的な医師確保に向けて一層尽力をしてまいりたいと考えております。

次に、安芸地域の周産期医療につきましてお尋ねがございました。

本県の周産期医療を取り巻く状況は、出生数の減少に伴います分娩を取り扱う医師の急激な減少によりまして、高知市を中心といたしました中央保健医療圏でも分娩休止、分娩取扱件数の制限に至る施設が発生するというなど、大変厳しい状況となっております。

このため、今年度高知大学にも参加をいただきまして、周産期医療の在り方を検討してまいりました。昨年12月にまとまりました将来像におきましては、まず向こう３年間、１つには県の中央部、２つには安芸、３つには幡多、この３地域におきます分娩体制の確保を図るということを目標として掲げております。

特に、安芸地域は出生数が著しく減少している状況ではありますけれども、御指摘もありましたように、地理的な特性を考慮すれば、地域内で分娩体制を確保する必要があると判断をいたしました。このため、あき総合病院への当直医師の派遣を継続いたしますほか、令和８年度からの院内助産の導入に向けて準備を進めております。

こうした取組を継続いたします一方で、中長期的には安芸地域を含めまして、県全体の出生数、医療従事者数の動向によっては、さらに一歩進めて施設の大規模化、あるいは集約化の検討に踏み込む必要も生じるということは視野に入れております。このため、今後県周産期医療協議会におきまして、各地域の分娩体制などを随時点検しながら、必要となる対策を中長期的にはあらかじめ検討するという方針でおります。

次に、県立病院が県民の期待に応える病院となるための決意についてお尋ねがございました。

まず、２つの県立病院の医療スタッフのうち、看護師につきましては、令和６年４月１日現在で定数上の478人を充足いたしております。そうした意味で必要数は確保できていると考えます。

次に、医師につきましては、あき総合病院の救急科、産科といった一部の診療科では不足感がございますが、２病院全体で見ますと、この10年間で29名を増員できているということでございますので、こちらも一定程度は確保がされていると評価していいのではないかと考えます。

こうした中で、地域の中核病院としての役割が果たせますように、引き続き医療スタッフの専門性の向上、あるいは他職種へのタスクシフトの推進などによりまして、医師の業務負担の軽減に努めてまいります。あわせまして、なお一層の医師確保に向けて、高知大学医学部などの関係機関の協力も得ながら尽力をしてまいります。

また、県民の期待に沿える県立病院となるためには、職員一人一人が患者と向き合って、強い使命感と高い士気を保って業務を遂行することが不可欠だと考えます。そして、そのためには県立病院のみならず、公営企業局全体を含めまして、組織を牽引する幹部職員のマネジメントが大変重要であります。

私は、これまでも県民の皆さんとの対話を通じて共感を得ながら、県政を一歩でも前進させるよう、あらゆる機会を通じまして幹部職員にこうした基本姿勢の浸透を図ってまいりました。今回、議員のほうからいただきましたお話も踏まえながら、より一層患者の皆さんの声に寄り添う共感の基本姿勢の徹底、そしてその声に応えるために想像力を働かせて前進をしていくというマネジメント能力の向上を図ってまいります。

次に、県の外郭団体への県職員の再就職についてお尋ねがございました。

こうした外郭団体のうち、工夫次第で例えば入場料収入などの大きな向上が見込めるといった団体におきましては、特に民間出身の方を役員に登用するということを通じまして、民間ならではの発想によります経営成績の向上などが期待できるというふうに考えております。

このため、今後志ある民間の出身者がこうした外郭団体で活躍できる、そうした機会を広げる必要があると考えています。仮に行政経験のない方が役員になった場合におきましても、県としてより一層丁寧に団体とのコミュニケーションを図りまして、円滑に経営できるように支援をしてまいります。

一方、県の外郭団体の中には主に公共的な業務を代行しているといった形で、行政との連携が特に重要な団体もございます。こうした団体につきましては、今後県職員の定年が65歳まで段階的に引き上げられていきますので、これに応じまして、現役の県職員を積極的に派遣するという方式に切り替えていくということも選択肢の一つではないかというふうに考えております。

また、退職後再就職を希望する職員につきましては、現在退職職員等人材活用センターにおきまして、いわゆる外郭団体に限らず、民間企業などからの人材の紹介依頼に応じて、マッチングを行っているところであります。定年の引上げ後も県職員の再就職の透明性を確保する、この必要性は変わりませんので、こうした観点から引き続きこうした仕組みにより､適切にマッチングを行ってまいる考えであります。

次に、高知空港ビル株式会社の社長への再就職について、３点お尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えいたします。

空港ビル株式会社におきましては、同社の定款に基づきまして、まず株主総会で取締役を選任する、その後、この取締役会の決議で取締役の中から社長を選任すると、こういう手続で社長が決定されております。昭和56年の設立時には、当時県主導で用地買収、ターミナルビルの建設を進めていたという経緯もありまして、当時の副知事が社長に選ばれたものというふうに考えております。

また、同社が担います空港ターミナルビルの運営は、空港の設置管理者である国土交通省はもとよりでありますが、周辺自治体、航空会社、二次交通事業者など多方面との緊密な連携・調整が必要となることとなります。そうした業務には、行政での経験や人脈の広さ、マネジメント能力が必要となりますので、その後も副知事などの県幹部の経験者が退職後に多く社長として選任されていたというふうに考えております。

一方で、歴代の取締役には民間出身の方も多数含まれております。したがいまして、より適切な方がおられれば、取締役会の決議によりま

して、副知事経験者以外の方が選任をされることも今後十分あり得るというふうに考えます。

そして、議員から、社長になると普通のおじさんになって手腕を振るったと思えないというような御発言がございましたが、空港ビル株式会社の社長は、最近だけを見ましても、例えばコロナ禍での航空会社に対します支援策の取りまとめであるとか、台湾からの定期チャーター便を受け入れます仮設施設の整備・運営といった様々な困難を伴います取組に、県と緊密な連携を取りながら御尽力いただいているというふうに思っております。多くの関係者との調整など、表立っては見えにくい部分も多いとは思いますけれども、歴代の社長はそれぞれの行政経験を生かして御活躍いただいてきたというふうに認識をしております。

次に、県庁食堂についてお尋ねがございました。

私自身、昼食はお弁当を注文して執務室内で食べるという形が多うございます。その中で県庁食堂のお弁当を注文することもございます。感想といたしましては、低価格――450円ぐらいだと思いますが――であるにもかかわらず、おかずが豊富に入っておりまして、いわゆるコストパフォーマンスは十分なものではないかと感じております。

県庁食堂は、県が庁舎の使用許可を行いまして、民間事業者が運営をしているものであります。利用者からの評価が芳しくないという御指摘がございましたが、県職員の休憩時間に利用者が集中する、あるいは昨今は材料費が高騰する、そういった運営の難しさも一面あるのかというふうには思っております。

ただ、県といたしましても県庁食堂の魅力向上は望ましい方向と考えますので、それに向けましてどのような方法があるのか、運営事業者の御意見もしっかりお聞きをし、一緒に考えて後押しをするように担当課に指示をしております。

次に、県幹部の県議会での論戦あるいはそのアフターケアについてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えいたします。

県勢の浮揚に向けましては、県民の皆さんを代表する県議会議員の各位と我々執行部が県政の課題あるいは目指すべき方向性を共有し、様々な施策を練り上げていくというプロセスが大変重要だと考えます。このため、私は常々幹部に対しまして、議会におきます質疑におきましては、議員各位の質問趣旨をしっかりと把握した上で、真正面からお答えをするということを旨に対応するようにと指示をいたしております。

したがいまして、答弁は物腰柔らかく丁寧でありましても、県の立場を主張すべきところは主張するという点については、幹部にもしっかりと徹底できているのではないかと考えます。こうしたやり取りの中で、私あるいは副知事がフォローすべき場面があれば、もちろん責任を持ってフォローしていきたいと考えます。

改めて申し上げるまでもなく、議員各位と執行部は県勢を発展させていくための車の両輪であります。今後、議員各位との間で、より一層活発に建設的な議論が展開していければありがたいと考えております。

次に、県民の生活苦に対する私の認識について、一連の質問がございました。併せてお答えをいたします。

まず、私自身スーパーでの買物の経験、あるいは県民の現在の生活状態への受け止めはどうかといったお尋ねがございました。私もかつて東京、大阪でありますが、単身赴任生活をしていたときには、スーパーで値引きシールが貼られていることを待って購入していたことも正直ございます。少しでも支出を抑えたいという県民の皆さんの気持ちはよく分かります。

また、最近の食料品の値上がり状況は、妻からつぶさに聞いておりまして、食材費を抑えながらおいしい食事を作る、そうしたやりくりをされている御家庭が多いものとお察しをいたしております。

次に、県民生活のために何ができるか、県民生活を守ることが政治の基本ではないかとお尋ねがございました。御指摘ありましたように、県民生活を守っていくということは、政治の基本中の基本であると認識しております。

現在、主として国では経済財政運営や所得再配分という大きな施策をつかさどり、市町村におきましては住民に身近なところで住民の皆さんの生活サポートを行われております。私としましては、こうした国、市町村との適切な役割分担の下で、お互いが連携しながら、必要な施策が住民の皆さんに行き届くようにコーディネートしていくということが、県政の責任者としての重要な役割と考えております。

県自身もこれまで物価高騰への影響緩和策としまして、家庭用ＬＰガス代の負担軽減、あるいは低所得世帯への支援などの措置を講じてまいりました。あわせて、今後ともでありますが、県民所得の向上に向けまして、産業振興計画の取組を通じて事業者の稼ぐ力を高めること、そしてそれを通じて働く方々の賃金の引上げあるいは正規雇用化、こういったことを進めていくといった取組を後押ししてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致に関連いたしまして、大企業を何社誘致するのかというお尋ねがございました。

県におきます企業誘致の実績といたしましては、平成元年以降、合計で98社が立地をし、約5,000人の新たな雇用を生み出しております。このうち大企業や上場企業は、関連子会社などを含めたところで合計で23社が立地、新たな雇用者数は約1,800人となっております。この中には、若者や女性に人気が高いインターネット広告事業で有名なLINEヤフーや、外資系のアクサ損害保険などが入っております。このような全国的に知名度が高い大企業や上場企業を業種を問わず誘致するという取組は、一般的に申し上げますと、県の経済、雇用の拡大に高い効果が期待できるというふうに考えます。

ただ、一方で中小企業、ベンチャー企業の中にも、各市町村の地域づくりの観点から、ぜひ本県に進出していただきたいというような、きらりと光る企業もたくさんございます。このため、大企業はもちろん、中小企業やベンチャー企業も含めまして、県の経済成長、中山間地域の課題解決等に協力していただける企業を誘致していきたいというふうな方針で対応しております。

こうした考え方によっておりますので、議員お尋ねの大企業に限定した数値目標は設けておりませんけれども、企業誘致全般に関して申しますと、令和９年度末までに新たに51社を誘致、1,011人の雇用創出、これを目標として取り組んでいきたいと考えております。

こうした目標や考え方を含めまして、今年度末には県としての新たな企業誘致戦略を策定いたします。その中で、これまでの商工業、第１次産業といった分野ごとの垣根を越えまして、中山間地域に仕事をつくるといった新たな横断的な視点も加えまして、企業誘致をさらに進めてまいる考えであります。

次に、東部自動車道の延伸を機に、東部地域の産業振興にどう取り組むのか、お尋ねがございました。

今回の自動車道延伸を東部地域の活性化のチャンスと捉え、県では市町村と連携をしまして、地域の豊かな自然や歴史文化、食などを生かした取組を進めてまいりたいと考えます。中

でも観光面は最も大きな経済効果が見込まれますことから、東部地域への移動時間が短縮されるメリットを前面に打ち出しまして、誘客の促進に取り組みます。

具体的には、県外の旅行会社に対して、今年４月に開催をする観光説明会におきまして県の東部地域の観光情報と併せて移動時間短縮を大いにＰＲいたしまして、旅行商品の造成を促してまいります。あわせて、クルーズ船の乗客の皆様にも東部地域の周遊観光に、より足を運んでいただけますように、オプショナルツアーの充実などにより誘客の拡大につなげてまいります。

また、観光や交流人口の拡大は、日本一の生産量を誇りますナスやユズをはじめといたしまして、地域の特産品の知名度をさらに高める絶好の機会になります。この機を捉えまして、安芸市では地域食材を用いた新メニューを開発し、道の駅で提供するというふうに伺っておりまして、県としても産業振興推進地域本部を中心に、その取組を支援してまいります。

こうした取組を地域のニーズも踏まえながら市町村と連携してさらに広げてまいりますことで、東部地域の産業のさらなる成長につなげてまいりたいと考えております。

最後に、安芸地域におきます多機能支援施設における看護学校の整備に係るこれまでの取組状況、経緯についてのお尋ねがございました。

県の東部地域におきましては、平成26年度以降、安芸郡医師会や市町村が主体となりまして、看護学校の設置に向けた検討が相次いで行われてきました。しかしながら、当時運営に必要と考えられておりました１学年40人規模の学生確保の困難性などから実現には至りませんでした。

平成30年には地元市町村長などからの御要請を受けまして、県が前面に立って看護学校の設置を検討するという目的で、東部地域医療確保対策協議会、これを県の健康政策部長を会長として設置いたしました。その後、県立や民間の看護学校あるいは高校への看護科設置の実現可能性について関係者と協議をしてまいりましたけれども、やはり40人規模の学生数の確保でありますとか、経営の採算性確保につきまして十分な見通しが得られなかったことから、結論に至っておりませんでした。

そうした折、コロナ禍でオンラインの活用が進んだということも背景といたしまして、サテライト教室での遠隔授業という新しい方式を厚生労働省に打診いたしましたところ、令和３年度に、当時としては全国で初めて容認の結論が出ました。これによりまして、民間事業者が少数の学生規模でも運営が行える可能性が出てきましたので、サテライト教室を軸とした学校設置に向けまして協議を始めております。

その後、令和４年度から今年度にかけて、市町村との間では学生への奨学金などの財政的支援策などにつきまして、また学校の運営主体の候補者となります高知市内の民間学校法人との間では、この運営条件などにつきまして協議を重ねてまいったところでございます。こうした検討を経まして、先月県からの財政支援策など運営条件につきましても民間学校法人との合意に至りまして、サテライト教室の設置運営に向けた協定書を締結いたしました。

今後、令和９年４月の開校を目指して整備を進めますけれども、これまで一貫して最大の懸案でありました学生確保につきましては、運営主体の学校法人はもとよりでありますが、地元市町村や医療機関とも連携をし、中高生のみならず、社会人の方にもこの看護学校の設立について周知を図るなどしまして、学生確保に向けて尽力をしてまいる考えであります。

私からは以上であります。

（健康政策部長中嶋真琴君登壇）

○健康政策部長（中嶋真琴君）　まず、医師確保のための仕組みや組織体制の現状についてお尋ねがございました。

平成20年度以降、国が地域の医師不足の状況を踏まえ、医師養成数の上乗せを容認したことに伴い、全国的に大学の医学部で定員の増が実施されてきました。本県ではそれに先んじて、平成19年度に医師確保推進室を設置し、医師養成奨学貸付金制度の運用など、医師の育成と定着に取り組んでまいりました。

その後、平成21年度には高知医療再生機構を設立し、若手医師のキャリア形成支援や県外からの医師の招聘を強化しています。さらに、平成24年度には高知大学に高知地域医療支援センターを設置し、県内で地域医療を目指す医師のサポートを行っております。

お話のありました医師確保推進室は、規模はそのままに、平成29年度からは医療政策課内のチームとして改編していますが、先ほど申し上げました連携組織の設置など、平成19年度当時からは大幅に体制を強化して取り組んでいるところでございます。

その結果、40歳未満の若手医師が増加に転じるなど、一定の成果が出る一方で、医師の働き方改革への対応など、新たな課題も出てきており、医師の地域偏在や診療科偏在の解消には至っておりません。このため、来年度からは医師確保の担当職員を１名増員し、体制を強化した上で、連携機関と共に医師確保対策に取り組んでまいります。

次に、東部地域に整備する看護学校のサテライト教室についてお尋ねがございました。

看護学校は国の指定規則において設置要件が定められており、適切な教員の配置や教室、実習室などの設備、また教育に必要となる器具、標本、図書などを備える必要がございます。今回整備しますサテライト教室もこの要件に適合する必要があることから、厚生労働省から助言を受けながら施設の仕様などを検討してまいりました。

概要としましては、高知市内にある本校と同等の設備、備品を整備した上で、専用のインターネット回線で接続し、本校と双方向のやり取りも可能としております。加えて、サテライト教室には学年ごとに専任の看護教員を配置し、授業内容に対する学生からの質問や実技指導について直接サポートができる体制を取ることとしております。

また、臨地実習については、３年間でおおむね1,035時間の履修が定められており、県立あき総合病院をはじめ地域の医療機関等で実習を行う予定としております。このような体制を整えますことから、環境は違えど、授業の内容や質については対面式の授業と同等と考えております。

なお、授業料につきましては本校と同じになると思われますが、県の看護師等養成奨学金と併用できる負担軽減策を東部地域の市町村にお願いしているところでございます。これにより、学生の確保のみならず、卒業生の地元定着にも効果が見込めると考えているところでございます。

（公営企業局長澤田昌宏君登壇）

○公営企業局長（澤田昌宏君）　まず、あき総合病院における県民への負担の放置、気づきとその対応、次に県民の声を内部でなおざりにしたのではないかとのお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

まず冒頭に、昨年11月、あき総合病院の受診に当たりまして、議員に御負担をおかけしたことを改めておわびいたします。

まず、あき総合病院に対します患者様などの御要望や御意見については、事務を統括する経営事業部などに直接寄せられるほか、院内13か

所に設置する意見箱や、待合を見回り困り事に対応するコンシェルジュを通じまして把握し、また年１回実施する患者満足度調査により利用状況の把握にも努めているところでございます。

このことを通じて把握した要望などは、経営事業部が適宜取りまとめをいたしまして、事実確認の上、幹部会などの場で対応を検討し、すぐに実行できる対策は速やかに、経費などの検討に時間を要する対策は随時実行に移しているところでございます。

具体的に申し上げますと、例えばお話にございました来客用駐車場の混雑解消に向けましては、日中職員が駐車場の利用状況をチェックし、混雑している場合は職員数名で車両を空き区画などに誘導しております。それでもなお御指摘のように感染症の流行による外来患者の増加などによりまして駐車場が混雑し、患者様に御不便をおかけすることが時折生じております。このため、既に御示唆もいただいておりますけれども、混雑時には敷地内の空きスペースにさらに活用する工夫を行い、患者様に御利用いただく運用を開始いたします。

また、精算に係る待ち時間の短縮に向けましては、会計の混雑時にレジの台数を増やすなどの対応を行っております。直近の令和５年度の患者満足度調査では、精算に係る待ち時間の割合が30分以内は70.6％となる一方で、45分以上が1.7％あり、会計の機械化を望むお声もいただいております。

この待ち時間に受付から診察に要する時間を加えますと、さらに長時間お待たせすることになりますので、会計処理に係る平均時間の目標を患者１人当たり15分と設定いたしまして、待ち時間の短縮に取り組みます。また、自動精算機につきましては、更新時期が到来する電子カルテシステムと直接連動させることで、待ち時間の短縮がさらに期待できますので、現在導入に向けた検討を行っているところです。

このように、あき総合病院の職員は責任感を持って対応に努めておりますので、対策が必要にもかかわらず、御要望などをなおざりにはしないと考えてございます。

あき総合病院におきましては、今年１月末、12年ぶりに基本理念を改定し、東部地域と共に歩み、人々の心と体の健康を支えることを掲げました。この理念の下、患者様などのお声を真摯に受け止め、皆様の期待にお応えできるように、院長を筆頭に病院運営のさらなる改善に取り組んでまいります。

最後に、あき総合病院における職員の問題提起への対応などについてお尋ねがございました。

あき総合病院は、これまで地域医療を支える中核病院として、よりよい医療サービスを県民に提供できるよう取り組んでまいりました。そうした中、県民サービス向上の視点から問題を提起した職員に対して、お話のような不適切な言動がなされたならば、職員は不安を募らせモチベーションが低下するなど、職員の就業環境を害するおそれがございます。

そのような事案に関しましては、公営企業局として当事者からお話を聞く機会を設け、事実関係を把握した上で、ハラスメント等を確認した場合には、行為者等に対して適時適切な措置を行うとともに、職員のフォローにも努めてまいります。

該当する事案の有無について、現在確認中のものもありますので、確定的に申し上げられませんけれども、現状把握している限りにおいて、措置を伴うような事案は承知してございません。今後、仮にそのような事案が発生した場合には、行為者に対して適切な措置を行うとともに、管理監督などの責任を問われる場合には、私自身がその重さに応じて責任の対象になると考えております。

また、このたびあき総合病院の諸問題について御指摘をいただく中で、その原因はマネジメントを行う私どもの側に、患者に寄り添う気持ちがないことにあるという厳しい御意見をいただきました。このことは私の本意ではありませんので、しっかりと我が事として受け止めまして、いま一度仕事に向き合う基本姿勢を見詰め直し、担当課と共に県立病院のマネジメントを行ってまいります。

（人事委員長門田純一君登壇）

○人事委員長（門田純一君）　直近10年間における採用試験の志願者減少の認識についてお尋ねがございました。

少子化に伴い、若年人口自体が減少している中、就業意識の多様化や勤務環境への関心の高まりを背景に、民間企業や国等との人材獲得競争が激しくなっていることなどから、議員のお話にございましたように、本県の職員を志望する方は、技術系の人材をはじめ総じて減少傾向にあり、大変厳しい状況にあるものと考えております。

このため、昨年10月には人材確保に資する処遇改善の取組といたしまして、大幅な初任給の改善を勧告するとともに、任命権者に対して職員が働きやすい勤務環境の整備を求めるなど、公務職場の魅力を高める必要性やその情報発信の強化、採用試験の在り方の検討などについて報告をしているところでございます。

情報発信につきましては、動画やＳＮＳを活用するとともに、様々な職種や若手から管理職の仕事のやりがいなどに関する職員からのメッセージを掲載した採用パンフレットの作成、若手職員によるオンラインガイダンスの実施時期を早めるなど、任命権者と協力し、改善も行いながら取り組んでおります。

また、採用試験につきましては、受験者確保のため、例えば大学卒業程度試験にチャレンジ型を設け、民間企業を志望する方にも受験しやすい試験内容とするとともに、試験時期を２か月前倒しして実施をいたしました。これにより、今年度の特別募集を除く大学卒業程度試験の全体の受験者数は、昨年度との比較では72人増加したところでございます。

今後も次代の県政を担う多様で有為な人材を確保するため、任命権者と連携し、学生等にとって受験しやすい試験となるよう、採用試験の在り方についてさらに検討を進めるとともに、特に若年層に向け、県庁の魅力や公務のやりがいを積極的に発信するなどの取組を進めてまいります。

（総務部長清水敦君登壇）

○総務部長（清水敦君）　まず、県庁職員における離職率と休職率についてお尋ねがございました。

離職率につきましては、平成30年度から令和２年度の採用試験合格者の入庁３年以内離職率は平均で5.6％となっております。民間企業では３割を超えていることと比較すると高くはないものの、できるだけ抑制をしていきたいと考えております。

次に、休職率に関して、メンタルヘルス不調による休職は、令和５年度の休職者32人中27人となっております。長期病気休暇者も含め、メンタルヘルス不調となる職員は足元で増加傾向にあり、できる限り減らしていく必要があると考えております。

職員の離職やメンタルヘルス不調による休職を減らしていくためには、風通しがよく、職員がやりがいを持って心も体も健康に働き続けられる魅力ある職場づくりが重要だと考えております。そうした環境をつくっていくため、本県では職員が自分たちで職場環境の改善を行う職場ドックの取組を全庁で進めております。また、スマートオフィスの整備のほか、テレワークな

どの多様な働き方を可能とする環境の整備にも努めているところです。

メンタルヘルスに不調を来した職員につきましては、庁内の産業保健スタッフや外部医師等が相談を受けているほか、スムーズな職場復帰と再発予防のための職場復帰支援プログラムを実施しているところです。こうした取組を引き続き推進していくほか、業務の効率化、ワーク・ライフ・バランスの確保などにも取り組み、安心して働くことができる魅力的な職場環境をつくっていくことで、離職や休職の抑制に努めてまいります。

次に、県有財産の処分に関してお尋ねがございました。

県有財産の売却に当たりましては、一人でも多くの方に入札に参加いただくために、新聞、テレビ、ラジオ、広報紙といった媒体を通じて広くＰＲに取り組んでおります。しかしながら、近年の入札参加者は多くても２者にとどまっていることから、より高い価格で売却するためにも、さらに多くの方に入札に参加いただくことが必要です。今後は、物件ごとに近隣の有益情報などのポイントをＳＮＳも活用して発信するなど、一層積極的な広報に努めてまいります。

（教育長長岡幹泰君登壇）

○教育長（長岡幹泰君）　県民所得の向上と県勢を発展させるため、新たな思考をする必要があるのではないかとのお尋ねがございました。

教育におきましても、限られた予算、人員等で最大限の効果を生み出すことは大変重要なことであります。適切な予算編成を行い、教育資源を効果的に活用するなど経営感覚を持って業務を行うことは必要なことであると考えております。

実際、子供たちには将来において経済的に自立をし、自己実現を果たしながら、我が国や本県の社会や産業を支える人に育ってもらいたいと思います。そのためには経済的な感覚を身につける学習も必要となります。

現在、高等学校ではこれまでになかった専門機関と連携した金融教育や起業家教育を実施しているほか、地元企業と共同して商品開発を行うなど、経営の仕組みとともに地域産業を知り、理解する学習を行っています。農業高校では、次世代型ハウスやＩｏＰ関連機器を整備することで、産業振興計画に基づいた次世代農業に対応できる人材育成にも取り組んでおります。

また、教育は地域や経済の活性化にも影響するものです。例えば、学校の魅力化を図り、全国からの高校生を受け入れる地域みらい留学は、地域の振興や経済効果につながっています。さらに、青少年教育施設においては学生などのスポーツ合宿を受け入れており、中でも青少年センターではサッカーＪリーグチームのキャンプの受入れも行っています。

こうした産業振興計画にも位置づけられた取組は、地域経済の振興に寄与しているものと考えます。あわせて、青少年体育館や香北青少年の家など、４つの青少年教育施設では指定管理者制度を導入し、効果的、効率的な運営を図っているところであります。

今後も、産業振興計画の取組とも連携しながら、子供の状況や県民のニーズにも応じた最大限の教育効果を実現できるよう、経営感覚を持ち、また新たな視点や考えも大切に教育改革に努めてまいりたいと考えております。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　まず、県民体育館の再整備に関する検討会委員からの提案と、戦略や戦術についてお尋ねがございました。

県民体育館については、本年度有識者による検討会を開催するとともに、コンサートなどの興行関係者にも助言をいただく中で、5,000人規

模のアリーナ施設を現在の場所に整備するといった方向性をまとめました。

委員や関係者の方々からは、経営面や収益化の視点で、中心市街地からアクセスしやすい場所がよい、プロスポーツなど具体的なターゲットを想定した機能の整備が必要、おもてなしや食の提供が必要といった御提案をいただいたところです。

また、基本方針として、全国規模の競技大会やプロスポーツの試合、コンサートなど、県内外から若者や子育て世代が集い、楽しめる空間を創出することを重点ポイントの一つに掲げ、人口減少対策にもつなげていくこととしています。

今後、バスケットボールやダンスなどのプロスポーツのほか、アニメなど若者に関心が高い分野を新たなターゲットとし、整備後を見据えたネットワークづくりや誘致活動など、ソフト面を強化していくことが重要であります。来年度設置する検討委員会には、スポーツ競技、興行や経営などの専門家の方々に参画していただき、利用目的に応じた設備や誘致計画など戦略や戦術の肉づけを行い、若者が集い楽しめる施設となるよう、基本計画づくりを進めてまいります。

次に、インバウンド対策についてお尋ねがありました。

御指摘のとおり、本県を訪れる外国人は全国的に見るとまだまだ少ない状況です。国では、訪日客の倍増と地方への誘客を目標とした取組を進めており、本県としてもこの波に乗れるよう、インバウンド誘致を強化していかなければならないと考えています。

本県のインバウンド誘客の課題は大きく２点、アクセスが難しいことと認知度が低いことが挙げられます。まず、アクセスの改善に向けては、海外と本県が直行便で結ばれることが有効であることから、台湾定期チャーター便の継続や韓国などからの新規路線の誘致に力を入れているところです。

認知度向上の面では、本県の強みをしっかりと生かしていくことが重要だと考えております。本県には、日本最後の清流四万十川に代表される日本の原風景が残されています。加えて、知る人ぞ知る魅力的な絶景スポットもたくさんございます。そうしたことから、極上の田舎をテーマとし、これらの景勝地に地域での暮らしや食などを組み合わせて、様々な旅の過ごし方を提案していきたいと考えています。

他県と差別化できる極上の田舎、高知を世界に発信し、認知度を向上させることで、旅の目的地として選んでもらえるよう取り組んでまいります。

（人口減少・中山間担当理事中村剛君登壇）

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　スーパー等に対する最低限の所得補償について国に要望していく考えはないかとのお尋ねがございました。

県ではこれまで、住民が生活用品を確保するために必要な店舗の整備や移動販売車両の購入などに対して、市町村と共に支援を行ってまいりました。また、人材確保の面でも、現在事業承継・引継ぎ支援センターとも連携し、中山間地域の暮らしを守る店舗等の事業承継の取組をさらに推進させるよう市町村と協議を進めておるところでございます。

一方、人口減少や高齢化が進む中山間地域では、マーケットの縮小により、店舗等に対するイニシャルコストの手厚い支援があっても、事業者が継続的に営業を続けていくことが困難になっているとの声もいただいております。こうした特に事業者の自助努力だけでは採算を取ることが難しい地域での生活用品確保策の在り方については、中山間地域再興ビジョンの柱であ

る暮らしを支える取組として、改めて検討していく必要があると考えております。

また、９月議会での議員の質問を受けて行いました市町村アンケートでは、回答のあった29市町村のうち約半数から店舗等の運営経費への支援が必要との回答があり、実際に支援を実施している市町村もございました。このような状況も踏まえ、地域に必要な店舗が継続的に運営できるような支援策を住民や事業者のニーズも確認しながら、市町村と共に検討していきたいと考えており、その上で必要に応じて国への要望も行っていきたいと考えております。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

○農業振興部長（松村晃充君）　まず、現在の果樹試験場でかんきつ合戦に勝てるのか、また10年先を見据えて移転の可能性のある地域でデータ収集を始めるべきではないかとのお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

本県の果樹生産を技術開発の面で支える果樹試験場は、昭和４年の高知市朝倉での開設以降、生産性を高める技術の開発や、ユズ、ブンタンといった本県の特産果樹の品種開発など、産地のニーズに対応した研究開発に取り組んできました。

近年では、ユズのとげなし優良系統の選抜や、ブンタンの新品種であるボナルーナの開発、ハウスミカンにおける環境制御技術の開発など多くの成果を上げており、今後も世界に目を向けたユズの有機栽培技術の開発や、喫緊の課題となっております温暖化に対応した生産技術の開発といった新たな研究課題に取り組んでいくこととしております。

現在の果樹試験場は、こうした新たな課題にも対応するための園地の広さは十分に確保されております。加えて、かんきつ類に加え、梨などの落葉果樹の栽培にも適した環境を有していることや、研究開発に必要な長年の生育データなどが蓄積されていることから、引き続き現在の場所で研究開発を行っていくことが有効であると考えています。

一方で、施設は老朽化が進んでいることから、これまでも随時栽培施設の建て替えや園地周辺の石垣の修繕を行ってきました。今後も計画的な修繕などを行い、研究環境を維持していくことで、将来にわたって現在の場所で必要な研究開発を行っていけるよう取り組んでいきたいと考えています。

次に、ヒートポンプの電気料金への支援とＪＡや農家などからの要望についてお尋ねがございました。

ウクライナ情勢などの影響を受けたエネルギー価格の高騰により、加温を行っている施設園芸農家の生産コストが増加し、経営を圧迫しています。エネルギー価格高騰前の令和３年度と令和６年11月を比較したところ、重油の価格の上昇率はおよそ14％、木質ペレットはおよそ23％上昇しており、これらについて農家の負担を軽減する予算を今議会に提案しているところです。

一方、ハウスの暖房に係るヒートポンプの電気料につきましては、農家が契約している料金プランではおよそ６％の上昇であったことから、今回支援対象とはいたしませんでした。

要望につきましては、ＪＡグループから令和６年９月に電気料金に対する支援策の継続と恒久的な電気料金高騰対策を措置するよう、国に対して働きかけることといった要請書が提出をされました。これを受けて、11月に全国知事会を通じて、エネルギー価格の安定に向けて全国一律の対策を直接講じるよう国への提言を行い、本年１月から電気料金に対する負担軽減策が再実施されているところです。今後も電気料金の動向や農家の経営状況を踏まえ、国への提言も

含め、必要な対策を検討していきたいと考えております。

次に、芸西村の冠水問題に対して、最優先して整備すべき排水機場についてお尋ねがございました。

芸西村には和食川の下流に平成14年から平成20年にかけて３か所の農業用の排水機場を整備しておりますが、直近では令和４年、５年の集中豪雨に対応し切れず、ハウスの浸水被害が発生しており、早急な対策が求められています。

このため、県では、昨年度直径150ミリの移動式排水ポンプを各排水機場に１台ずつ配備するとともに、最も浸水想定エリアの広い排水機場には直径250ミリの排水ポンプ２台を追加し、排水能力を向上させる応急対策を実施しました。さらに、抜本対策として、今年度３か所の排水機場で処理すべき排水量を解析し、現在の排水能力のおよそ３倍となるポンプ増設の計画を策定しました。

今後は、計画に基づいて令和７年度に国の補助事業に申請し、採択を受けた後、令和８年度から順次整備を進めていきたいと考えています。整備に当たりましては、最も浸水想定エリアの広い排水機場を最優先に着手していきたいと考えており、芸西村や農家などの関係者との調整をしっかりと図ってまいります。

最後に、加温燃料や資材が高騰する中、安芸市のナス栽培への対策についてお尋ねがございました。

近年の加温燃料や生産資材などの価格の高騰、高止まりによる生産コストの増加は、ナス農家の経営に大きな影響を及ぼしており、コストの削減と生産性の向上の両面から対応していくことが必要であると考えています。

まず、コスト削減の面では、ナスの栽培において生産コストに占める割合が最も高いハウスの加温燃料費の削減が重要となります。そのため、県が育成した慎太郎といった低温条件でも収量と品質を落とすことなく栽培ができる品種の普及を進めていくとともに、新たな品種の開発にも取り組んでまいります。また、効率的な加温ができるよう、保温効果の高い資材の導入などを推進していきます。

さらには、ＩｏＰクラウド、ＳＡＷＡＣＨＩに集積されるハウス内の温度データを活用して夜間の加温温度を時間帯によって変えることで、これまでの温度を一定に保つ管理方法と比べて燃料の使用量が削減できることを周知していきます。

生産性向上の面では、ＳＡＷＡＣＨＩに蓄積される収量やハウス内の環境データなどに基づいて、ナスにとって最適な環境で栽培を行うデータ駆動型農業の実践を支援することにより、収量と品質の向上を図っていきます。こうしたコスト削減と生産性向上の両面の対策を実施することで、ナス農家の経営安定につなげてまいります。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

○商工労働部長（岡田忠明君）　いわゆる交際費は十分以上に確保できているか、また他県と比べてどうかとの御質問がありました。

企業誘致の交渉を進めるに当たって、お互いの人柄も理解し、相手方と良好な人間関係を築くことが大変重要なポイントになるとの考えから、本県ではその手段として飲食を伴う交渉の場も活用しています。

一方で、公務として飲食を伴う交渉の際に、職員個人に金銭的な面で負担を強いることは避けるべきであると認識しています。そのため、令和６年度の当初予算で食糧費としておよそ190万円を計上し、相手方との良好な関係を築きながら誘致交渉を進めています。

中四国地方の８県に確認したところ、各県の担当職員数などが異なることから一概には比較

できませんが、本県の予算額が最も多く、良好な人間関係による誘致交渉を行うための予算は十分確保できていると考えます。

（警察本部長髙清水善弘君登壇）

○警察本部長（髙清水善弘君）　まず、高知東部自動車道の現状についてお尋ねがございました。

議員御指摘のなんこく南インターチェンジの本線合流付近におきましては、令和４年から令和６年の３年間、交通人身事故の発生はございません。

一方、今月15日には高知龍馬空港インターチェンジから香南のいちインターチェンジが開通し、本線合流箇所が増えることとなります。このため県警察といたしましては、引き続き道路管理者と連携し、各種安全対策を講じていくとともに、ドライバーに対して本線合流時の譲り合い等、マナー向上に資する広報啓発活動を行うほか、重大事故に直結するような悪質性、危険性、迷惑性の高い交通違反に対しては厳正な取締りを行っていく所存であります。

次に、高知東部自動車道で発生した交通事故の原因についてお尋ねがございました。

高知東部自動車道における交通人身事故につきましては、令和４年から令和６年までの３年間で８件発生し、死者が１名、負傷者は11名で、このうち２名が重傷者となります。

この８件の交通事故の原因につきましては、現在捜査中の死亡事故を除き、流出ランプで信号待ち中にブレーキを踏む力が緩んだことに気づかず前の車両に追突したブレーキ操作不適の事故が３件、本線を走行中に車内の落とし物に気を取られ、渋滞で停止中の車両に追突した事故と、流出ランプ走行中に外の景色を脇見し、信号待ちで停止中の車両に追突した事故が前方不注視によるもの２件でございます。また、本線上で禁止されているＵターンをしようとして、後続車両と衝突した転回禁止違反による事故が１件、路面がぬれている状態でアクセルを強く踏み込んだため、スリップしてガードレールに衝突したアクセル操作不適による事故が１件となります。

県警察といたしましては、これまで道路管理者に対して、対向車線へのはみ出しによる正面衝突事故を防止するためのワイヤーロープや、センターブロックの整備を要望しているほか、インターチェンジ出入口における誤進入防止のための看板や路面への標示といった安全対策について協議、実現したところであります。

今後とも道路管理者との連携はもとより、交通事故抑止のための交通指導取締りや運転者のマナーを高めるための広報啓発など、事故抑止に資する種々の対策を実施してまいります。

最後に、シニアカー、いわゆる電動車椅子による交通事故の抑止に向けて、どのような安全対策をすべきかとのお尋ねがございました。

本県においては、令和５年、令和６年と電動車椅子による交通人身事故の発生はありませんが、県警察においては令和４年以前の交通事故の発生状況や利用実態を見ながら、安全対策を実施しているところであります。

具体的には、電動車椅子の利用者やその家族、また今後の利用を検討されている方を対象とした交通安全講習を、関係事業者等と連携して実施しているほか、高齢者の交通事故抑止を目的として各警察署等に配置しております高齢者アドバイザーが交通安全訪問活動で各戸を伺った際、電動車椅子利用者がお住まいの場合には、その安全利用の指導・助言も行っているところであります。

また、平成21年から県警察が事務局となって関係事業者や社会福祉協議会、老人クラブ連合会、その他関係機関で構成する高知県電動車椅子安全利用促進連絡協議会を設置しており、電動車椅子の安全利用等に関する情報や意見の交

換を行っております。

電動車椅子は、道路交通法上歩行者と規定されていることから、県警察といたしましては、引き続き自動車運転者に対して電動車椅子も含めた歩行者を優先する意識の向上を図る取組を推進するとともに、電動車椅子利用者に対する安全な通行方法の指導を推進し、電動車椅子に係る安全対策を着実に講じてまいる所存であります。

（土木部長横地和彦君登壇）

○土木部長（横地和彦君）　まず、江ノ川、帯谷川の河川改修及び維持管理についてお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

江ノ川、帯谷川の河川改修につきましては、昭和38年の派川帯谷川の工事に始まり、法線の是正や河道の拡幅、築堤などを進めてまいりましたが、安芸市の市街地中心部におきましては用地取得が課題となり、整備が難航しておりました。

そのため、まずは当面の対応として、堤防のかさ上げや河床掘削など可能な対策を実施しております。加えて、当該河川は安芸市市街地を流れておりますことから、一たび氾濫いたしますと大きな被害となります。そのため、河川の流下能力を最大限発揮できるよう、５か年加速化対策予算や緊急浚渫推進事業債を活用いたしまして、河道内に堆積した土砂や草、木の除去といった維持管理も行っているところでございます。

一方で、抜本的な改修に向けましては、令和元年に策定いたしました安芸川水系河川整備計画におきまして、平成30年に大きな被害のありました安芸川に加え、この江ノ川も整備箇所に位置づけ、さらに用地調査に着手するなど事業化への準備を進めております。

なお、事業の推進に当たりましては、既に実施しております安芸川の河川改修の進捗状況も勘案の上、安芸市の協力もいただきながら、まずは調査や改修の具体的な内容に関する住民との合意形成に取り組んでまいります。

次に、安芸川の河川改修を急ぐべきではないかとのお尋ねがございました。

平成30年７月豪雨では、安芸川上流の栃ノ木地区において20戸を超える家屋が床上浸水するなど、大きな被害が発生いたしました。こうした被害も踏まえ、安芸川水系河川整備計画では、安芸川本川について、平成30年７月豪雨と同規模の洪水に対し氾濫による浸水被害を防止することを目標に、河川改修を行うこととしております。

この計画に基づき、現在は特に被害が大きかった栃ノ木地区の改修を進めているところでございます。そのほかの地区につきましても、安芸川水系全体の流下能力や周辺の土地利用状況なども勘案しながら、治水安全度の向上に努めてまいります。

次に、安芸広域公園における植栽についてお尋ねがございました。

都市公園における高木の植栽は、木陰や良好な景観の提供など来園者に様々な効果をもたらします。当公園におきましても、これまでに紅葉やイチョウなどの高木を植え、管理を行ってきたところでございます。

一方で、高木の植栽は、枝の落下等による来園者への事故を招く可能性もあり、維持管理には特に注意を払う必要がございます。これに加えて、樹木の成長に伴いまして園内の景観がどのように変化していくかを踏まえ、適切な配置計画を策定することも必要です。県といたしましてはこうした点を総合的に勘案しながら、各公園における高木の植栽の在り方を検討してまいります。

最後に、安芸広域公園におけるトイレの改修

についてお尋ねがございました。

県ではこれまでにトイレの建て替えなどに合わせて、利用者などの意見も踏まえ、洋式便器の設置数を増やしてきたところでございます。国が策定した平成24年度以降の都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインでは、トイレに洋式便器を１基以上設置することが標準的な整備として示されております。

現在、当公園にはトイレが４か所あり、そのうち３か所の男子トイレについては和式のみとなっております。そのため県といたしましては、予算の状況も踏まえつつ、ガイドラインに沿って全ての人が利用しやすい都市公園の環境整備に努めてまいります。

○27番（樋口秀洋君）　私のちょっときつい質問に対して、執行部の皆様は非常に誠意のある回答をいただきまして、特に知事は本当に真面目に本心をさらしてくださいましてありがとうございました。意外と男らしいですね。ちょっとびっくりしました。

それで、ただ病院の答弁の中で定員が足りているからと、定数と実態と違う場合がありますから、そこらあたり今後病院だけの問題じゃなくて、ほかの問題でも現実の数字が違う場合は、やっぱり知事としてチェックを入れたほうがいいと思います。

そして、公営企業局長ですね、もうあなたの誠意ある回答、私22年県会議員していますが、ここまで誠意のある回答は初めてでした。

それから、農業振興部長は、立場上そう言わざるを、仕方ないけれど、それは理解できますよ。理解できる中で、僕がなぜ試験場のことで質問したかというと、長い目で見ていかなきゃ駄目ということですよ。ちょっと世界が違うけれど、世界を席巻した日本の半導体、何だ韓国は、あんなの話になるかいと言っていたら、全部負けたじゃないですか。台湾にも負けた。電気自動車、そんなものはやるわけない、負けた。この前執行部とちょっと事前の数字を調べていましたら、韓国なんかという感じでしたよ。だから、そういう漫然とした傲慢な心が駄目なわけです。

これから先はちょっと知事に再質問じゃないけれど感想、思いを聞きたいんですが、僕が言う10年、20年先のかんきつ戦争に対して何にも今のままで、現状でいいとお思いですか。僕は、そこを、返事はマルでもバツでもいいですが、確認するために聞いたわけです。10年先、20年先、10年先は多分私はこの世にいないと思うんですが、それで問題が起きたら、夜足元に出ますからね。それくらいの覚悟で僕は聞いているんですよ。かんきつ類がこれから世界的な大競争になると私は読んでいるから。だから、知事は感想でいいから、どう思いますかという軟らかい質問です。

以上です。

○知事（濵田省司君）　樋口議員から果樹試験場の今後の在り方についての御質問をいただいたと思います。

私も１回目の選挙のときに各地を回りましたときに、特に果樹に関しましては、高知県の果樹農業、非常にポテンシャルが高いと思います一方で、いろんな課題もあるというふうに認識しております。そのための研究開発機関ということでございますので、現状担当部のほうは施設的なもの等々、移転までは考える必要はないという判断ということだと思いますけれども、お話がありましたように、さらに先ということを考えたときの高知県の果樹農業の在り方、こういったものに常に関心を持って、さらに改善を図るべきじゃないかという観点から、折に触れて勉強してまいりたいと思っております。

○副議長（金岡佳時君）　暫時休憩……。

（35番岡本和也君「議長、議事進行」と言

い、発言の許可を求む）

○副議長（金岡佳時君）　岡本議員に申し上げます。

発言を許可する前に確認いたしますが、何についての発言ですか。自席で述べてください。

（35番岡本和也君「ただいまの樋口議員の質問の内容について、ちょっと気になることがありましたので、議運などで議論していただきたいと思いまして、議事進行をかけさせていただきました」と言う）

○副議長（金岡佳時君）　それでは、岡本議員の発言を許可します。演壇で発言をしてください。

（35番岡本和也君登壇）

○35番（岡本和也君）　どうも貴重な時間をありがとうございます。ただいまの樋口議員の質問に対してちょっと気になることがありましたので、議運の中で諮っていただきたいという思いで議事進行をかけさせていただきます。

４の県庁の人材確保の諸問題についてです。その６番目にこのように樋口議員は表現しています。歴代の副知事が普通のおじさんになるという部分です。この歴代の副知事というのは、もう個人を特定する中身になっていると思います。それと、捉え方は様々あろうと思いますけれど、普通のおじさんになるというのは、相手を卑下したような言い方に私は取れました。

この要旨を頂いたときから私は気になっていたんですけれども、こういう個人を特定して卑下するというのは、本会議の中で表現するのは適切でないというふうに思いましたので、様々な捉え方があろうと思いますけれども、ぜひ議運の中で諮っていただきまして、議論していただいて、今後の私たちの議事進行に当たっての参考にしていただきたいということで、議事進行をかけさせていただきました。ぜひ議運の委員長を中心に議論をしていただきたいことをお願いして、私の議事進行を終わります。

○副議長（金岡佳時君）　ただいまの岡本議員の議事進行発言のことでありますが、議長として、発言記録を精査の上、議会運営委員会に諮り、善処することといたしますので、御了承願います。

暫時休憩いたします。

午後２時58分休憩

―――― ∽∽∽ ――――

午後３時20分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

４番桑鶴太朗議員。

（４番桑鶴太朗君登壇）

○４番（桑鶴太朗君）　自由民主党の桑鶴太朗です。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い質問に入らせていただきます。

私は中山間地域で生まれ、中山間地域の方々に育てていただいておりますので、今回も中山間地域の１次産業、特に農業と県経済を支えております中小企業、小規模事業者の質問が中心となりますが、よろしくお願いします。

まず、中山間地域が93％の高知県において、人口減少・少子化対策は県の喫緊の課題であり、これまでも中山間地域再興ビジョンなど様々な施策を打ち出されてきたわけではありますが、中山間地域から若者の流出は止まる気配がありません。自然減はある程度理解するところでありますが、社会減は何とか食い止めることができないものか、頭を悩ますところだと思います。

高知県は、令和６年の転出人口が16年ぶりに3,000人を超え、人口に対する転出超過の比率は全国ワースト１位でございました。東京都の転入超過が一層増して、東京一極集中が再び進行

しております。

令和５年度に高知県が実施した人口移動に関する意識調査によると、若年層の転出きっかけは進学が54.5％と最も多く、次に就職が19.3％と続き、合計で70％以上を占めており、進学先に選ばれる学校や、働いてみたい、行ってみたいに選ばれる企業が高知県に極端に少ないことが要因ではないかと私は思います。

確かに、賃金の格差ももちろん要因の一つだと思います。物価高騰、燃油、資材の高騰など、中小企業、小規模事業者が多い高知県において、利益が増えず賃金を上げることが難しくなっております。

事業承継にも積極的に対策はされていますが、特に中山間地域には若い世代が極端に少なくなっており、事業をやりたい、事業を継ぎたい方が極めて少ない状況だと思います。特に、食品加工業に至っては、大手企業などが原材料など資材も一気に大量に仕入れることで、小規模事業者の原材料価格、資材価格よりも安価に抑えられ、またオートメーション化による短時間で大量の商品を大量に製造できることで安価な価格を実現できていると思います。

コスト削減など、物価高騰、資材の高騰にも対応でき、その上で原価計算をしっかりすることで価格転嫁もされておりますが、一方で中小企業、小規模事業者は、原材料や資材の高騰の影響で経営を諦める方や、原価計算の方法が分からず適切な価格転嫁による値上げができないという方もいますし、価格の上でも大手企業さんには太刀打ちできないといった声も聞かれます。

また、価格転嫁ができなければ所得の向上にもつながらず、結局従業員を減らし、最終的には廃業される方が増えていくといった悪循環になってしまうと感じております。中山間地域の衰退を防ぐためにも、廃業される事業者さんを増やさないための取組が必要だと感じているところです。

一方、そんな小規模事業者さんの中でも工夫して研究し、商品を全国の品評会などに出品し続け、何と、ある部門で賞を取られた小規模事業者さんもおられます。越知町のお豆腐屋さんなんですが、アメリカ産大豆使用豆腐部門で特別賞に選ばれたと教えていただきました。これは全国でも唯一の賞で、大変すばらしい結果だと私は思います。

昨今、国産米とか国産小麦など何かと国産に、地産地消にこだわった声が多い中、あえてアメリカ産を使用し商品を作るのはなぜかと事業所さんに聞きますと、豆腐は大豆があれば作れる、何もわざわざ国産を使わんでもおいしいものが作れて、お客さんが買いやすければ――国産にこだわり製造しても商品価格が高くなったらお客さんが買いにくいやろ、この豆腐は毎日食べてもらいたい、大豆は体にもいいからと笑っておっしゃられていました。

こういった小規模事業者さんも、大手企業の製造量には太刀打ちできないのですが、評価してもらった商品を販売面で生かしていくことで、ある意味、大手企業にも勝る売り方ができ、努力をしながら家業を守り、地域のために一生懸命に息の長い事業につなげておられる方も、やはり価格転嫁にはかなり難しいと頭を抱えておりました。

そこで、高知県の経済を支えている中小企業、小規模事業者、特に中山間地域の中小企業、小規模事業者の価格転嫁をどのように進めていかれるのか、知事の御所見をお伺いします。

次に、地域のよさを前面に打ち出し、極上の田舎を売り出して、SUPER LOCAL KOCHI、有名観光地をあっさり巡る、それだけじゃもったいない、見たことのない、ど絶景を堪能し、食べたことのない、ど名産を発見するといった、どっ

ぷり高知旅キャンペーンは、中山間地域からも大変期待されている施策だと感じております。そういった場所や物、事を守っていくことが一番大切だと思っております。

こういった場所は、御存じのとおり人口減少が進む中山間地域に多くあり、人材不足の中、人手の確保、担い手の確保が大変重要だと考えます。そんな中、県が推し進める地域おこし協力隊には期待をしておりますし、各自治体との連携は大変重要だと感じています。

そこで、こういった中山間地域の観光に対する地域おこし協力隊の今の現状と、あわせて地域おこし協力隊のさらなる活用に向けた各自治体との連携はどのように図っていかれるのか、観光振興スポーツ部長にお聞きします。

また、中山間地域のよさだったり、高知のよさを売り出していこうと、県は大阪の梅田でアンテナショップ、「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」を運営されております。私も昨年11月に現地を視察させていただきました。高知県の中でもその地域に行かないと手に入らないものや、地域の情報が流れていまして、高知県らしい商品、情報のラインナップだったと感じました。そこで、こういったアンテナショップでは、季節だったり期間で商品の入替えや催事も考えていかなければ、消費者に飽きられてくるのではないでしょうか。

高知県各地の物、事や観光地の売出しにも各地域との連携が大事だと感じますが、高知県各地の物、事や観光地の売出しと、各地域との連携に関する現状や今後の取組の方向性について産業振興推進部長にお聞きします。

次に、本年２月18日に全国で展開するディスカウントストアのドン・キホーテが高知市内にオープンし、若者の楽しめる場所としても期待を寄せているところだと思います。私も集客力のある店舗ができうれしく思いますが、反面、高知県が全国で最後の空白県であったことは少し残念だなと感じるところもあります。

隣県愛媛県では四国初のコストコが出店されることが発表されました。これには多くのコストコファンが四国中から、または本州のほうからも集客も見込めると感じておりますし、多くの方々が四国内にコストコができることを心待ちにされております。

こういった集客力のある店舗や企業が地域活性化の一翼を担ってくれることも可能だと思い期待をしているところです。新しい企業が来ることで、若者の働く場の幅も増えてくると思いますし、高知県での過ごしやすさもぐんと上がってくるのではないでしょうか。さらに、ＪＲの利用促進を図ることで人の動線がつくられ、公共交通の活性化にもつながるのではないかと考えます。

一方で、本県の中山間地域に目を向けますと、これまで地域住民の生活を支えてこられた個人商店やガソリンスタンドなどの事業者が、人口減少による担い手不足により減少し続けているところで、唯一のスーパーも閉店してしまった地域もあります。その結果、中山間地域での暮らしがますます厳しくなるなど、深刻な問題となっております。

これまで県では、その対策として、空き店舗を活用した出店支援や事業承継の取組など、商業機能の維持に向けた様々な施策を行ってこられましたが、いまだ道半ばという感が否めません。

そこで、誰もが生き生きと働ける、誰もが生き生きと暮らしていける高知に向けて、中山間地域の商業機能を維持するためにも、これまでの延長線上ではなく、新たな視点での施策も必要ではないかと考えますが、商工労働部長の御所見をお伺いします。

そんな中、中山間地域の小規模事業者さんの

中には、世界で活躍する技術を持っている事業者さんもおられます。例えば、本県には世界中の美術品を修復するときに使われる超極薄の和紙がありますが、こういった日本の技術を海外展開するときに、なかなか海外の方に受け入れていただくことは、そう簡単にいくものではありません。やはりデモンストレーション等、商品説明を行いつつ、少しずつ少しずつ理解を得られていく、そういった事業者さんの御努力により、世界中の美術品が修復し守られているかと思うと驚きを隠せません。そういった世界中の美術品を修復し守っていく技術を広めていくのは、なかなか地道な努力だと思います。

そこで、こういった地域の事業者が持つ優れた技術を世界に広めていくことで、地域の産業にも光が当たるのではないかと考えますが、県としての考えはいかがお考えか、商工労働部長にお聞きします。

また、こういった技術を持った事業者さんにおいても、海外展開するためには多額の費用がかかるため積極的に踏み出せないというところもあろうかと思います。そういった事業者さんに対するサポートについても併せて商工労働部長にお聞きします。

次に、高知県の基幹産業でもある１次産業、農業についてお聞きします。

やはり１次産業、農業の発展なくして産業の発展はないと思いますし､県勢浮揚のためにも、農業の発展なくしてあり得ないと感じております。そんな中、県の就農者は、現状親元就農が３分の１、新規で就農される方が３分の１、雇用就農が３分の１と平均的に分かれていますが、新規で就農される方が増えていないなと感じます。その要因は少子高齢化による人口減少、働き盛りの若い世代がいないことが主な要因だと思います。それと、中山間地域では、農業では食っていけないからという声も聞こえてきます。子供たちには農業をやるよりほかの地域で農業とは違う仕事をすることで生活ができるからと、中山間地域から子供たちを違う地域に出したと聞きました。

昔は、家族全員で畑を耕し、種を植え、作物ができたら家族全員で収穫する、いわゆる家族農業が主流だったと思います。専業農家になると家族で就農することになるので､栽培中の様々な自然変動にも対応ができすばらしい作物を栽培することにつながるのだと思います。また、子や孫が親元就農することで、農業の技術や今まで培ってきた経験も伝えることができ、就農しても失敗や予想だにしない状況になっても、慌てず対処が可能だと思います。

それが、時代の流れなのか兼業農家が増えていき､そのうち農業に戻ってくる方が減っていったのだと思います。兼業農家だと、どうしても多品種栽培することは難しくなり、農業だけでは生活できなくなって、農地を手放す方が増え耕作放棄地と言われる遊休農地が多くなり、農業にとっては悪循環になっていったのだと思います。

こうした悪循環を克服するためには、より多くの新規就農者を確保する必要があると思います。国や県では様々な支援制度を用意していますが、新規就農者がこれらの様々な支援制度を受けるためには、５か年の青年等就農計画を策定し、認定新規就農者にならなければなりません。

私はこの５か年計画に少し違和感を感じております。農業についてある程度の就農経験があれば５か年計画もある程度立てられるかもしれませんが、例えば、どれだけの面積でどれだけの苗を植え育てれば、収穫時にこれだけ取れ、出荷して収入を得るといった簡単なものではないと思っています。これが初めて農業を始める方には、農業大学校や農業担い手育成センター

など様々な研修機関はありますが、就農者の経験が足りていないのではと感じております。

そこで、新規就農される方には諦めてほしくないですし、誰もが憧れる農家、生活ができる農家になっていただきたいので、初めて５か年計画を立てられる方はどのように計画を立てられているのでしょうか、農業振興部長にお聞きします。

また、大事なのは、５か年計画を実施した後の３年から５年のアドバイスやサポートではないかと感じます。就農者の不安や心配事などを解消するために普及指導員さんなどがおられますが、５か年計画を終了した後の農業者に対するサポートの現状を農業振興部長にお聞きします。

ここ数年は気候変動により、気温が高くなり過ぎたり、雨が少なかったりと、農作物を育てるのに大変難しい状況になってきたと農家さんの頭を悩ませております。スマート農業、ＩｏＰクラウド、ＳＡＷＡＣＨＩを取り入れられた農家さんも増えてこられていますが、特に令和６年度は果樹などが裏年と言われるぐらい作物の収穫量が著しく減ってしまい、農家さんを悩ませております。

かんきつ系ではハウス栽培される方もおられますが、梨やリンゴといった果樹、特に新高梨の産地と言われる針木や佐川町の黒岩といった新高梨の産地では露地栽培が主流であります。気候変動だけでなく、カメムシなどの虫被害にも悩まされ、令和６年度の収穫量が３分の１程度になりました。梨農家さんの中には、このままでは若いもんにも後を継げとはとても言えないとつぶやいておられました。

そこで、かんきつ系だけでなく、その他の果樹でもハウス栽培ができれば、急な気候変動にも対応ができ、カメムシなど虫被害の対策にも適切に対応ができ、安定した収量が見込めるのではと考えますが、産地を守っていく観点からも、梨をハウスで栽培することについて農業振興部長の見解をお聞かせください。

次に、最近は無農薬栽培や自然栽培などオーガニックにより、環境によい栽培方法を目指す方も増えてこられています。私も以前、自然栽培の研修施設を視察させていただきました。施設の圃場を見たときに、素人の私でも分かるぐらい土壌が元気だったことを覚えております。

その後、奇跡のリンゴという本を読ませていただきました。誰もが無農薬でリンゴ栽培はむちゃだという中、私財をなげうって、１人研究に研究し、最後に無農薬でのリンゴ栽培を成功させ、絶対不可能を覆した木村秋則氏の栽培方法を書いた本ですが、その中でも、やはり農業の基本は土づくり、土壌が元気でなければ元気な作物はできないのだと感じ土づくりから見直したところ、十数年実のならなかったリンゴの木に実がなったというお話でした。

私も最近、無農薬だったり自然農法などオーガニックといった言葉をよく耳にしますが、そこに従事されている農家さんの御努力に感謝をするところですが、農業の基本は土づくり、土壌づくりが肝腎だと気づくことがありました。

小さなことですが、私の自宅周辺のエノコログサ、一般的にネコジャラシソウと言われるものですが、痩せた栄養分の少ない土では細く痩せたエノコログサですが、実家に帰ったときに牛舎の堆肥場近くに生えているエノコログサは茎は太く、先のほうのふさふさしたところも自宅周辺の痩せたものと比べると３倍ぐらいの太さがあり、これは土の質の違いだなと感じるところでありました。

そこで、環境によい農業を行っていくためには土づくりが大切と考えますが、県としてどのように取り組んでいかれるのか、農業振興部長にお聞きします。

また、農産物の価格転嫁については、こういった土づくりにこだわりを持った栽培方法で栽培された農産物だけでなく、一様に肥料の高騰、資材の高騰、そして燃油の高騰、人件費の高騰などは、農産物の価格に反映させるべきだと感じております。直販所で農家さんが加工品なども売られていますが、原材料の価格も反映されておらず、大変安価で販売されておられます。なぜですかとお尋ねしたところ、米も自分ところで作りゆうき、ただや、ほかの原材料も自分ところで作っているものは計算に入れていないと聞かされました。

農家さんは農産物を育てる労力などを計算に入れられていないのです。農家さんは、自分たちは農産物の値はつけれない、市場で決まるのでとおっしゃられ、農産物に価格転嫁しても、高くなり過ぎると消費者に買ってもらえなくなるのではと危惧されていました。

私は、農家さんがしっかりと農業で生活できるようになるためには、農産物の価格が上がっても、農家さんが納得できる価格で販売できることが大切だと思っており、そしてそれによって、もうかる農業を一人でも目指す農家さんが増えてくれることが大事だと思っています。

現在、農産物の価格形成については、国のほうで法改正の動きが進んでおり、新たな仕組みづくりがされようとしていますが、私はこだわりを持って作られた農産物は、この新たな仕組みによるコストの反映がされにくいのではないかと考えています。

そこで、こだわりを持って栽培された農産物を生産者さんが納得のできる価格で販売できる取組を進める必要があると考えますが、農業振興部長のお考えをお聞きします。

次に、高知県のスポーツの振興についてお聞きします。

昨年のパリオリンピック・パラリンピックでの本県出身選手の活躍は、高知県だけでなく日本国中を勇気と感動で沸かせてくれました。また、これからのオリンピックや世界大会を目指す者にとっての目標値にもなったかと思います。

本県だけで言えば、やはり高知ユナイテッドＳＣのＪリーグ参入は待ちに待った出来事でした。これを機に、サッカー選手を目指す少年たちにとって一つの目標が地元高知にできたことは本当にいいことだと思いますし、さらなる高知ユナイテッドＳＣの活躍に期待をするところです。高知県では、少子高齢化で競技人口も減少傾向ではありますが、高知ユナイテッドＳＣがＪ３に参入したことで、競技人口の増加など盛り上がってくることを期待しております。

ただ、Ｊリーグ参入になると、今までのＪＦＬとは全く違った予算がかかってくると思います。選手、監督、コーチ、スタッフを含めた方の報酬や給料、遠征費などもろもろの諸経費がＪＦＬ時代とは違ってくると思います。県では5,000万円の枠を設けられております。高知市も1,000万円の支援の枠を設けられたと思いますが、ただやはりスポンサーさんの存在は必要不可欠だと考えます。

そこで、高知ユナイテッドＳＣを応援していく上で大事になるのが、企業スポンサーさんの存在です。県内企業のスポンサーさんだけではなく、県外のスポンサーさんの存在は大変大きいと感じます。県外資本のスポンサーさんの確保について観光振興スポーツ部長にお聞きします。

次に、高知ユナイテッドＳＣがＪ３に参入したことで、さらに下部組織の充実を図っていくことが重要だと感じています。現在、高知ユナイテッドＳＣでは、ジュニアユース世代のチームはありますが、まだジュニア世代、ユース世代のチームがありません。こういった各世代ごとのチームを持つことは容易なことではありま

せんが､せめてユース世代のチームをトップチームの下に、まさに育成型の下部組織をしっかりと持つことで、選手層の厚みができ、おらんくのＪリーガー育成にもつながり、サポーター、スポンサー集めにも大事な要素だと思っています。

育成型下部組織の必要性について観光振興スポーツ部長のお考えをお聞きします。

育成の部分で言いますと、特に子供たちの競技レベルの向上が最も重要と考えます。そのためには、時間はかかるかもしれませんが、成長期の子供たちがよりよい施設で活動できる環境づくりを進めていくことが必要と考えます。

例えばグラウンドの人工芝化など、サッカーをはじめとする多様な屋外競技で活用できるグラウンドの整備について観光振興スポーツ部長のお考えをお聞きします。

高知ユナイテッドＳＣだけでなく、おらんくの野球チームといえば高知ファイティングドッグスがあります。昨年は、四国アイランドリーグplusの中で年間３位となりましたが、ＮＰＢに２名の選手を送り込むことができ､ファイティングドッグスの選手たちは未来のＮＰＢ選手を目指して汗を流しているところでございます。そして、阪神タイガースの監督に本県出身の藤川球児監督が誕生したことも、本県の野球熱をさらに熱くしたところだと思います。

四国アイランドリーグが発足して昨年で20周年となり、高知ファイティングドッグスの今後ますますの活躍を期待するところですが、そこで、高知ファイティングドッグスに対し今後どのような支援を行っていくのか､観光振興スポーツ部長にお伺いします。

次に、国道33号整備促進についてお聞きします。

高知西バイパスいの町波川までの区間が完成し、朝夕の通勤時大変スムーズに通勤することができており、感謝をしておるところでございます。ただ、波川から以西の区間でまだまだ狭小地も多くあり、通学する小中学生のそばを車やトラックが通過するときにはすれすれを通ることもあり、特に雨の日なんかは傘の部分が当たるのではと冷や冷やしているところであります。また、道路沿いでの火災や事故が起きた場合、長時間の渋滞を引き起こしてしまい、それを避けようと回り道などをする車でそこでも渋滞が起こってしまっています。

そこで生活されている方の生活道路、命の道を塞いでしまう悪循環になっています。そのためにも、高知西バイパスに続く、いの町波川から越知町までの区間のバイパス整備を急ぐ必要があると考えますが、進捗状況を土木部長にお聞きします。

次に、県道18号についてお聞きします。

狭小地が多い県道18号伊野仁淀線は、高知市から越知町の観光施設スノーピークに向かう際、国道194号から国道33号の間の道であります。この区間は２か所の狭小地があり、１か所では対向車接近表示システムがついてありますが、県外やその道を初めて通られる方が、その対向車接近表示システムに気づかず、地元の方が大変困られております。早期の整備が望まれております。

まさに生活道路として命の道でもある県道18号、以前も質問をさせていただきましたが、その後どのような計画になっているのか、現在の状況を土木部長にお聞きします。

次に、南海トラフ地震発災時、山津波についてお聞きします。

いつ起こるか分からない南海トラフ巨大地震の30年内の発生確率が80％程度に引き上げられました。県内の沿岸部では、津波の対策は進められ、各地域で自主防災もしっかり連携されているように感じているところであります。

一方で山間部に目を向けますと、以前は地震への対策、災害への対策に意識があったと感じていましたが、最近では少し地震や災害に対しての意識が薄らいでいるのではと感じております。最近は、土砂崩れが起きてもそこまで大きくならないだろう、この地域には関係ないだろうなど、まるで他人事で。

もし国道、県道が崩落したら、土砂が流れてきたらと考えると、一刻も早い整備をお願いしたいところです。そこで、土砂流出の懸念がある中山間地域での対応について土木部長にお聞きします。

次に､県立高校の食堂についてお聞きします。

以前、地元紙に学校の食堂がなくなってしまうという記事が取り上げられていました。少子化やコロナ禍、また物価高騰が相まって県立高校の食堂がなくなるといった内容でした。私の母校でも何とか学校の食堂は残っておりますが、やはり物価の高騰、人件費の高騰により、食堂に入ってくれる業者さんがいなくなるのではと懸念されておりました。

学校の食堂がなくなると、高校の魅力化を考える中でも大きな痛手だと思っています。育ち盛り、食べ盛りの多い高校生の胃袋を満たしてくれているのは、やはり学校の食堂だと思いますし、子を持つ親目線からも、食堂があるなしは学校を選考する一つの要素にもつながっているのではないでしょうか。

母校の食堂の味は同窓会でも話題になるところです。私も学生時代には学校の食堂に大変お世話になりました。昼食だけでなく、運動部をしておりましたので、部活前にもお世話になり３年間を過ごさせていただきました。そんな県立高校の食堂がなくなってしまうのは、在校生にとっても、在校生の保護者さんにとっても不安が大きいところだと思います。

そこで、学校の食堂運営から撤退する事業者さんが増えていると聞きますが、現在の県立高校の食堂の現状について教育長にお聞きします。

そして学校の食堂で提供される食事は、栄養面でも育ち盛りの学生にとって大変重要なものと考えます。

学校の食堂は県立高校の魅力化にもつながると思いますが、学校の食堂の意義についてどのようにお考えか、教育長にお聞きし、私の第１問とさせていただきます。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　桑鶴議員の御質問にお答えいたします。

中山間地域の事業者の価格転嫁をどのように進めていくのか、お尋ねがございました。

事業者が必要な利益を確保し、事業を継続していくためには、生産性の向上に加えまして、議員から御指摘ございましたとおり、適切に価格転嫁を行うということが、今特に物価が動いている時期でありますので、大変重要だというふうに考えます。

しかしながら、昨年度県が実施したアンケートにおきましては、物価の高騰に伴い増加したコストを取引価格に５割以上転嫁できているというふうに答えられた事業者は、約16％という結果になっております。転嫁できていない理由といたしまして、どのように対応すればよいか分からない、あるいは値上げに伴い顧客離れが懸念されるといった声をお聞きいたしております。

このような中、県内事業者の価格転嫁を円滑に進めますためには、まずは上昇する原材料費や労務費を取引価格に適切に転嫁するための方法を習得いただく必要があると考えます。現在、産業振興センターのよろず支援拠点に設置をいたしております価格転嫁サポート窓口におきまして、価格設定のノウハウの習得支援でございますとか利益の確保に向けました、いわゆる損

益分岐点の分析支援、こういった活動を行っております。今後も、よろず支援拠点や地域の商工会などと連携をいたしまして、中山間地域におきます事業者の価格転嫁の取組をサポートしてまいります。

また、県内事業者の方々が価格転嫁をしやすい環境を社会全体で整えていくということも大変重要だと考えております。このため、企業間取引の適正化を促しますパートナーシップ構築宣言、これを行う運動を行っておりまして、各企業にこの登録を一層呼びかけてまいりたいと思います。

具体的には、このパートナーシップ構築宣言と申しますのは、取引先などから価格転嫁の受入れの協議を申し入れられたという場合には、快くこれをお引受けして、協議に応じていきますといった趣旨を宣言するという取組でございまして、令和５年12月に県内でも、県と経済団体など合計14団体で共同の宣言を行っております。これが現在、高知県内に287の企業などに広がっているということでございまして、こういった宣言への登録ということもなお呼びかけてまいりたいと思っております。

さらに、県自身も県内でも有数の事業所ということでございまして、中山間地域を含めて、多くの官署、事務所を持ちまして、各種の公共調達の活動を行っているわけでありますので、率先して適正な価格転嫁を受け入れるという立場で対応していかなければいけないと考えております。

このため、例えば県発注の委託業務などにつきまして、物価高騰を踏まえた予算を計上させていただいております。このほか契約段階について申しますと、公共工事におきましては３月から労務単価を6.9%引き上げますとともに、契約後に資材価格などが急激に高騰した、こういった場合には、契約書に基づきまして増額の変更を行うという対応を取っております。

また、清掃、警備などの労働集約型の委託事業におきましても、入札の際に最低制限価格を設定いたしますとともに、これも契約後、例えば最低賃金の改定などに伴いまして、事業者から増額の申出があった場合には契約の変更に応じるということも含めて対応いたしております。

加えて、国におきましては、いわゆる下請法の改正に向けた検討が行われ、また業界ごとの自主的な取引適正化を促す取組を行うといった形で、適切な価格転嫁の促進に向けた対策が進められております。国の動きも踏まえまして、また地域の実情も届けながら、社会全体で価格転嫁は当たり前のこととして受け入れる環境づくりにさらに取り組んでまいります。

こうした取組を通じまして、中山間地域も含めて事業者の価格転嫁が促進をされますことにより、各事業者の事業の継続、雇用の維持、所得の向上、こういった効果につなげてまいりたいと考えております。

私からは以上であります。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　まず、中山間地域の観光における地域おこし協力隊の現状と今後の活用についてお尋ねがございました。

中山間地域での観光振興を進める上で人材の確保は重要な課題の一つであり、地域おこし協力隊の方々を自治体などで雇用して活躍していただくことが欠かせない状況です。

現在、各市町村において道の駅やキャンプ場の運営、山岳ガイド、ＳＮＳを活用した情報発信など、観光分野で50名を超える方々が従事されています。また、現場経験を積み、任期を終えた協力隊の方が、その地域でゲストハウスを開業されたり、祭りのリーダーを務めるなど地域の活性化に貢献いただいています。

さらに、県や市町村が一体となって進めるどっぷり高知旅キャンペーンにおいても、地域資源を活用した商品造成や分散型ホテルの構築に向けて、移住者としての視点も生かしながら、地域の中心的な役割を担っていただいているところです。

今後も、地域の実情に合わせて、協力隊の方々が観光地域づくりの場面で活躍する場を広げていくことが大切です。このため、地域の魅力を生かした体験コンテンツの開発やガイド育成などで市町村と連携し、協力隊の方々と共に一緒に中山間地域を盛り上げてまいります。

次に、高知ユナイテッドＳＣの県外資本スポンサーの確保についてお尋ねがございました。

高知ユナイテッドＳＣのスポンサー収入は、全体収入の約半分を占めており、クラブの経営において大変重要な位置づけになっています。現在、県内外の約130社よりスポンサー支援をいただいておりますが、目標の金額には達していない状況です。このため県では、個人を対象にしたふるさと納税型クラウドファンディングを、高知市では企業版ふるさと納税をそれぞれ活用するなど、県市を挙げて経営を支援していくことを考えています。

また、県内の金融機関や報道機関などのネットワークもお借りしながら、県外資本の企業や本県にゆかりのある企業などに対しても、引き続きスポンサー支援のお願いをしてまいります。こうした取組を通じて、クラブの経営基盤の安定につなげていきたいと考えています。

次に、高知ユナイテッドＳＣの下部組織の必要性についてお尋ねがございました。

Ｊ３のクラブライセンスでは、所属クラブの下部組織としまして15歳以下で構成するジュニアユース、または18歳以下で構成するユースのいずれかを保有することが義務づけられております。高知ユナイテッドＳＣが有するジュニアユースは、現在54名で構成され、県１部リーグで優勝するなどの活躍を見せており、着実に力をつけてきています。

こうした下部組織は、将来Ｊリーガーを目指す選手の登竜門として、子供たちの関心や県民の皆様からの期待も高まってくるものと考えております。本県サッカーの競技力の向上はもとより、県内の小中学生などに夢や希望を与える存在となり、必要な組織であると考えています。

次に、屋外競技で活用できるグラウンドの整備についてお尋ねがございました。

本年度行いました県立スポーツ施設のあり方検討会の委員から、サッカーやラグビーの合宿や大会などで需要が多く、多目的グラウンドが不足しているといった指摘をいただいています。県が進めるスポーツ推進計画に掲げているスポーツ参加の拡大、競技力の向上、活力ある県づくりの実現のためには、活動基盤となるスポーツ施設の充実は重要であると考えています。

議員のお話にもありましたように、特に将来を担う子供たちの競技レベルの向上を図る上で、よりよい環境でスポーツに親しめることは、技術の成長だけでなく、スポーツに対する意識の高まりにもつながってくるものと考えています。

県としましては、多様な競技において質の高い活動ができるとともに、各種イベントなどにも有効活用できるよう、人工芝化も含め、多目的グラウンドの整備について検討してまいります。

最後に、高知ファイティングドッグスへの支援についてお尋ねがございました。

今年21年目を迎えました高知ファイティングドッグスは、越知町と佐川町をホームタウンとし、おらんくの球団として幅広い年齢層に親しまれ、県民にも定着しています。また、球団の活躍は本県のスポーツ振興はもとより、地域での野球教室の開催などを通じて地域の活性化に

大きく貢献しているものと考えております。

このため、球団への支援につきましては、観客の誘致や広報、宣伝をはじめ、試合会場や練習場所の確保、県のウェブサイトを活用した試合情報の発信、応援グッズの販売などを実施してまいりました。

来年度につきましては、これまでの支援に加えまして、球団に地域おこし協力隊を新たに配置し、観戦客の誘致や、どっぷり高知旅キャンペーンの情報発信などを強化してまいりたいと考えています。

（産業振興推進部長合田和穂君登壇）

○産業振興推進部長（合田和穂君）　アンテナショップ、とさとさにおける各地の物、事や観光地の売出しと各地域との連携に関して、現状や今後の取組の方向性についてお尋ねがありました。

とさとさのコンセプトであるスーパーローカルは、中山間地域を中心として本県の豊かな自然が育んでまいりました、当たり前の生活の中にある食や文化が、実は都会では得ることのできないぜいたくさや潤いを与えるものであるといったことを表しております。

このコンセプトの下、これまでとさとさでは県内各地で商談を重ね、魅力的な商品の掘り起こしを行うなど、本県ならではの一品を取りそろえるよう努めてまいりました。また、催事や試食販売といった形で、県内の市町村や事業者の方々が直接商品や地域の魅力を来店客に発信する機会も積極的に設けてまいりました。

こうした取組は､店舗のにぎわいを生み出し、当初の目標を大きく超える集客や売上げにつながっておりますので、議員のお話にありました来店客を飽きさせない店づくりのためにも、今後とも新たな商品の発掘や、市町村、事業者の皆様と連携したさらなる情報発信にしっかりと取り組んでまいります。

また、目前に迫りました大阪・関西万博の開催や、連続テレビ小説あんぱんの放送は、本県の食や観光の魅力を発信する絶好の機会であります。とさとさにおいては、これらと関連づけ、取組も積極的に展開し、さらなる外商拡大や観光誘客を図りますことで、本県の魅力の源泉とも言うべき中山間地域の振興にもしっかりつなげてまいりたいと考えております。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

○商工労働部長（岡田忠明君）　まず、中山間地域の商業機能を維持するための新たな視点での施策の必要性について御質問がありました。

中山間地域で生活される方々が、これからもそれぞれの地域で暮らし続けるためには、日常生活において必要となる商業機能を維持することが重要なポイントになると考えます。このため、これまで県では、空き店舗の活用や事業承継の取組を地元の市町村や商工団体と連携しながら進めてきました。

一方で、多くの中山間地域においては、人口減少や高齢化が進行し、事業者を取り巻く環境が厳しくなっていることから、従来の取組だけでは地域が必要とする商業機能を維持することが難しくなりつつあると認識しています。

そのため、現在策定中の企業誘致戦略の柱の一つに、中山間地域への若者、女性が働く場や生活インフラ関連の企業の誘致を位置づけ、来年度からは新たな手法で取り組むこととしています。例えば、これまで対象としていなかった量販店などの誘致にも取り組むなど、中山間地域の商業機能の維持を後押しすることとしました。

具体的には、まず県の産業振興推進地域本部を通じて、それぞれの市町村から地域のニーズをヒアリングし、誘致案件を掘り起こします。その上で､県の関係課や地域本部と市町村がチームとなって、誘致案件の磨き上げや熟度、優先

順位などを踏まえて、市町村との協働により誘致活動へと展開していきます。

今後は、事業承継などの従来の取組に加えて、新たな企業誘致の手法も導入し、地元の市町村とも協働することで、地域が必要とする商業機能の維持に取り組みます。

次に、地域の事業者が持つ優れた技術を世界に広めていくことについて御質問がありました。

本県では、土佐和紙や土佐打ち刃物など、国の指定を受けた伝統産業や、昨年伝統的酒造りがユネスコ無形文化遺産に登録された日本酒など、様々な技術が地域の事業者によって代々受け継がれています。

議員のお話のあった県内事業者が作る厚さ0.02ミリと極めて薄い土佐和紙は、フランスのルーブル美術館やイギリスの大英博物館など、世界的に有名な美術館などで絵画や古文書の修復紙として使用されており、ヨーロッパをはじめ海外で高い評価を得ています。

また、土佐打ち刃物は、毎年ドイツで開催される国際見本市への出展を重ねることで、その性能や機能美などが認められ、海外での販路を着実に広げている事業者もおられます。

このように、地域の事業者であっても、しっかりとした戦略と経営者の強い意志があれば、その優れた技術や製品を世界に広くＰＲし、海外でのビジネス展開につなげていくことは十分に可能性があります。また、こうした地域の事業者が持つ優れた技術や製品が海外の方々から評価され、販路の拡大につながることは、県内各地域の事業者の意欲を喚起するとともに、励みにもなると思います。

さらに、海外からの評価によって、改めて国内での評価も高まり、販路の拡大に加えて、担い手が確保されるという好循環につながることも期待できることから、今後も県内で優れた技術や製品を有する事業者に対して、海外展開を積極的に後押ししていきます。

最後に、技術を持った事業者の海外展開に対するサポートについて御質問がありました。

地域の事業者などが海外展開を検討しようとする場合、異なる言語や商習慣への対応に加えて、現地への渡航費や輸送費などが心理的、経済的なハードルとなって、なかなか踏み出せないといった声をお聞きしています。

このため、県では、未経験者でも気軽に参加できる海外ビジネス交流会を開催し、海外展開に興味や関心のある事業者と、既に海外展開に取り組んでいる事業者が交流し、お互いに学ぶことができる場を設けています。

また、産業振興センターでは、事業者の海外販路開拓などを支援するための補助制度を設けており、本年度からその上限額を400万円から500万円に増額するなど支援策を拡充しています。さらに来年度は、現地サポートデスクを設置しているタイとベトナムにおいて、日々多忙な経営層でも参加しやすい３日間程度の短期視察を実施し、新たに海外展開に取り組む企業を発掘していきます。

今後も事業者が積極的に海外展開に踏み出せるよう、比較的距離の近いアジアでは、現地サポートデスクや台湾オフィス、インドの現地アドバイザーなどによる市場調査や商談への同行支援をしていきます。また、フランスやドイツ、アメリカなど距離の遠い欧米では、各国の現地サポーターによる市場調査のほか、現地の企業に商談の一部を委託し販路開拓を行っています。加えて、各国の現地商社を本県に招聘して商談会を開催するなど、県内事業者の渡航に係る費用や時間の負担を軽減する取組も行っているところです。

こうした取組により、新たに海外展開を検討する事業者の心理的、経済的なハードルも下げながら、県内事業者の海外市場への挑戦を後押

ししていきます。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

○農業振興部長（松村晃充君）　まず、青年等就農計画をどのように立てているのかとのお尋ねがございました。

新規就農者が作成する５か年の青年等就農計画は、国や県の様々な支援制度を受けるために必要となることに加え、市町村やＪＡ、農業振興センター等の支援機関が就農後のサポートを行っていく上でも大変重要な計画であります。

このため就農相談の段階から、就農前研修の実施期間、そして計画作成に至るまでの間、就農希望者が就農後の自身の姿をしっかりとイメージできるよう、支援機関による一貫したサポートが行われています。

具体的には、まず就農相談の際には、希望する栽培品目や目指す経営規模、目標とする所得などを聞き取りながら、就農後の姿を具体的にイメージするようアドバイスを行っています。また、就農前の研修の段階では、目指す農業経営に合わせた研修カリキュラムを支援機関が作成し、農業担い手育成センターや地域の指導農業士の下で、おおむね２年間の実践的な研修を行い、その中で、より具体的な就農後のイメージが固まるようサポートを行っています。

こうした段階を経て就農希望者は研修の修了前に、支援機関のアドバイスを受けながら研修で学んだ技術や知識、さらには資金力などを踏まえて、５か年間の計画を作成しております。

なお、就農後におきましても、作成した計画の目標が達成できるよう、支援機関が設置するサポートチームで技術、経営の両面においてきめ細かな個別指導を行っており、引き続きしっかりと支援を行ってまいります。

次に、５か年計画終了後の農業者に対するサポートについてお尋ねがございました。

農業者が経営発展を図っていくためには、常に自らの経営内容を検証し、必要な見直しを行っていくことが重要であり、就農時に作成した５か年計画の終了後においても新たな目標を設定し、目標達成に向けて取り組んでいく必要があると考えます。

このため、５か年計画の終了前には目標の達成状況を支援機関のサポートチームが検証し、新規就農者と共に課題の整理を行っています。さらに、整理された課題を基に、次の５年間に向けた新たな経営計画の作成を促し、その目標達成に向けた技術、経営両面でのサポートを行っているところです。

具体的には、技術面では、県の普及指導員やＪＡの営農指導員が個々の農家を個別に巡回し、データ駆動型農業の取組を直接指導するなど、収量の増加や品質の向上、コスト削減に向けたサポートを行っています。経営面では、複式簿記の記帳や月々の資金管理に関する勉強会を開催するなど、農業者のスキルアップを支援しています。さらには、法人化や規模拡大、労務管理の改善といった、より専門的なアドバイスが必要な場合には、内容に応じて専門家を派遣するなどの支援を行っています。

こうした取組により、５か年計画を終了した農業者に対して、しっかりと寄り添ったサポートを行い、経営発展を支えてまいります。

次に、梨をハウスで栽培することについてお尋ねがございました。

令和６年は、春先からのカメムシの大量発生や夏場の高温により果樹類の収量が減少しました。特に新高梨は、夏場の高温の影響を受け、見た目や味が悪くなる、みつ症が多発し、単位当たりの収量が過去５年の平均と比べておよそ32％減少しています。こうした状況は農家の経営に大きく影響しており、対策が急務となっています。

御提案のありました梨のハウスでの栽培は、

全国的には栃木県や福岡県などで幸水といったわせ品種の出荷時期を早め、有利販売を行うことを目的に導入をされている事例があります。しかしながら、梨は冬場に低温の期間が長くないと花が咲かないという性質があるため、本県のような温暖な地域においては、ハウス内では低温の期間が確保できず生産が不安定となることから、ハウス栽培の普及は難しいのではないかと考えております。

このため、露地における高温対策としましては、果実の温度を下げる効果があるスプリンクラー等のかん水設備や、遮光資材などの導入をさらに推進してまいります。また、樹齢40年を超えるような新高梨の木を高温に耐性のある若い木に植え替えることや、高温に強い品種の導入も進めていきます。

カメムシの対策については、何より防除が重要であることから､開花前からの早めの防除や、隣り合う園地との一斉防除を推進するとともに、効果の高い薬剤選定についての助言・指導や、発生情報を細かく周知することで被害の軽減を図っていきます。

こうした対策を進めることで農家の経営安定につなげ、産地がしっかり守られるように取り組んでまいります。

次に、環境によい農業を行っていくための土づくりの取組についてお尋ねがございました。

農業におきましては、土づくりは一般的な栽培、あるいはオーガニックといった栽培方法の違いにかかわらず、作物を健全に育てる上で最も基本的で重要なものでございます。土づくりのポイントは、堆肥や稲わらなどの有機物を土壌にすき込むことで、根をしっかりと張ることができる軟らかい土にすることです。

県では、これまでこうした有機物による土づくりの必要性や、すき込み量、時期などについて、産地の生産部会や現地検討会などの場で周知を行ってまいりました。特に、有機物の中でも家畜ふん堆肥は、土を軟らかくする効果に加え、肥料成分も同時に供給できるメリットがあることから、利用の促進に力を入れて取り組んできました。

しかしながら、家畜ふん堆肥を使ってみたいが、どこにあるのか分からない、利用の仕方が分からない、散布に多くの労力がかかるといった理由から十分に利用されていない状況があります。

このため、どこにどのような堆肥があるのか一目で分かる家畜ふん堆肥マップの活用や、利用の仕方の参考となるよう優良事例の紹介や、実際に堆肥を使って栽培されている状況を見ていただく展示圃場の設置などを進めているところです。また、散布労力の軽減を図るため、家畜ふん堆肥を散布する機械や、散布しやすいようにペレット化する機械等の導入を支援しています。

今後もこうした取組により、農業生産の基本である土づくりに取り組んでまいります。

最後に、こだわりを持って栽培した農産物の販売についてお尋ねがございました。

本県で生産された農産物の販路を見ますと、ＪＡを通じた卸売市場への販売が最も多くなっています。これには、本県の農産物がまとまった量で市場に販売されることで、他の産地と比べて価格形成力が強くなり、高値で販売されるというメリットがあります。一方で、市場への販売は、生産者がこだわりを持って栽培した農産物については、個々のこだわりが価格に反映されにくいといった面もあります。

こだわりを持って栽培した農産物が生産者の納得できる価格で販売されるためには、そのこだわりが評価される販路を生産者自ら選択していくことが必要となります。そうした販路としましては、有機栽培などこだわりの農産物を取

り扱う専門店や飲食店などへの販売、さらにはＥＣサイトや直販所を活用した消費者への直接販売などが考えられます。

このため、県としましては、地産外商公社が開催する商談会への出展支援や、有機農産物を取り扱う県内外の専門店などと生産者とのマッチングを行う商談会を来年度に開催するなど、販路の開拓を支援してまいります。

また、ＥＣサイトや直販所を活用する場合には、生産者のこだわりが消費者にしっかりと伝わり、その価格にも納得していただく必要があります。そのためには、商品の見せ方や価格設定などの工夫が必要となることから、希望に応じてアドバイザーを派遣するなどのサポートを行っています。

こうした支援を行うことで、こだわりを持って栽培された農産物が、生産者の納得できる価格となって反映されるよう取り組んでまいります。

（土木部長横地和彦君登壇）

○土木部長（横地和彦君）　まず、国道33号のバイパス整備の進捗状況についてお尋ねがございました。

国道33号は、高知市と松山市を結ぶ主要幹線道路であり、地域の経済活動を支え、また日々の安全・安心な暮らしを守るとともに、南海トラフ地震などの大規模災害時の物資輸送や、円滑な救援活動等を確保するために不可欠な命の道としても大変重要な路線であります。

この中で、いの－越知間につきましては、令和５年度に新規事業化の前段階となります計画段階評価を終え、現在は国において都市計画決定に必要な図面等の作成が進められております。今後は、県が中心となりまして都市計画決定に向けた手続を進めていくこととなり、都市計画が決定した後には新規事業採択時評価を経て新規事業化へと進んでまいります。

なお、国の予算も限られる中で新規事業化を勝ち取るためには、この路線の重要性や地元の熱意を継続して国へ訴えていく必要がございます。県といたしましては、引き続き沿線市町村とも連携して、早期の新規事業化へ向けまして国へ政策提言をしてまいります。

次に、県道18号伊野仁淀線の現状についてお尋ねがございました。

当路線は、地域住民の日常生活や、仁淀ブルーと言われる仁淀川流域の観光を支える重要な路線であります。そのため、国道194号から国道33号を結びます約10キロメートル区間のうち、未改良として残っております約２キロメートル区間の整備に現在取り組んでいるところでございます。

そのうち、片岡から鎌井田地区の1.2キロメートル区間では、トンネルの詳細設計が本年度中に完了いたしますので、来年度はトンネル両坑口の用地測量、用地買収及び残土場の設計などを進める予定でございます。残ります黒瀬から片岡地区につきましては、現道拡幅での整備について検討を進めているところでございます。

引き続き、越知町や地元関係者と連携いたしまして、一日も早い工事着手に向けて取り組んでまいります。

最後に、土砂流出の懸念がある中山間地域での対応についてお尋ねがございました。

本県の中山間地域は、急峻な地形が多く、南海トラフ地震が発生いたしますと、斜面崩壊による道路の寸断や集落の孤立が生じ、復旧・復興に期間を要する可能性はございます。このため、土砂災害警戒区域等に指定した箇所につきましては、高知県土砂災害防止対策実施方針を策定し、防災拠点等を保全する箇所を重点整備箇所として位置づけており、現在115か所で砂防施設等の整備を進めております。

また、道路の斜面崩壊対策につきましても、

高知県道路防災対策推進計画におきまして、被災危険度や路線の重要度に応じた優先度を決定した上で、現在60か所で対策を進めておるところでございます。引き続き、中山間地域の安全・安心の確保に向け、こうした取組を着実に進めてまいります。

なお、御質問にございました国道33号や県道伊野仁淀線の整備、それから土砂災害対策を加速していくためには、国全体でインフラ整備の予算総枠を拡大していただくことが必要でございます。本年１月には国土強靱化実施中期計画につきまして、現在15兆円程度の事業規模で実施中の「防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策」を上回る水準が適切との考えに立ち、本年６月をめどに策定するとの方針が石破総理から示されました。県といたしましても、こうした国の動きを踏まえて、必要な予算、財源の確保に努めてまいります。

（教育長長岡幹泰君登壇）

○教育長（長岡幹泰君）　県立高校の食堂の現状と、その意義についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをさせていただきます。

学校の食堂は、生徒たちにとって栄養バランスの取れた作りたての食事の提供を安価に受けられるなど、健康面や経済面でも価値あるものと思います。また、生徒同士や食堂の従業員とのコミュニケーションを図り、人間関係を広げ、また深める場としても大変意義のあるものと考えております。

このため、県教育委員会は、できるだけ学校の食堂を維持していただくべく、これまでも県立高等学校の食堂運営事業者に対して、施設使用料の免除や共益費算定の見直しなどを行ってまいりました。また、収入源となる自動販売機の設置を許可するなど、経済的な負担軽減を図るための支援を実施してまいりました。

しかしながら、生徒数の減少や物価高騰の影響により、直近の５年間では６校で食堂の運営事業者が撤退しており、現在県立高等学校33校のうち、食堂が運営されているのは14校にとどまっている状況があります。

県内では、今後さらに生徒数が減少し、各校の食堂の運営についても一段と厳しくなっていくことが見込まれます。一方、他県では、学校の食堂を地域住民も利用できるようにし集客数の増加につなげている事例や、生産者から規格外の野菜を提供いただき食材コストを下げて事業者の負担軽減を図っている事例もございます。

県教育委員会としましては、こうした全国の先行事例をさらに研究し、食堂に対する支援の在り方を検討していきたいと考えております。

○４番（桑鶴太朗君）　それぞれに前向きな御答弁をありがとうございました。

中山間地域目線での質問が中心となりましたが、高知県の大半が中山間地域であり、この地域の人口減少・少子化対策にも関連する中小企業、小規模事業者の魅力と農業の魅力を知っていただき、一人でも多くの若者が高知に戻ってきていただきたいですし、戻りたいと思わせたい思いでの質問でございました。

小規模事業者のところには、本当に、集客力に劣る小規模事業者にとりましても、競合他社がいることにより、商品の磨き上げや経営改善につながるきっかけになると思いますし、そのためにもあらゆる視点で見ていくことがとても大事だと思っております。地域の産業に光が当たることで、若者の働く場の確保にとっても大変重要だと思っております。

新規就農される方には、ぜひ栽培から出荷するまででなく、栽培から販売まで、規格外の農作物の出先まで考える農業を考えていただきたいですし、もうかる農業や、若い世代の目に映る魅力ある農業を目指してもらいたいと思いま

す。

そして、新規就農者を増やすことで地域の遊休農地の減少も図れ、地域の活性化につなげていけると思っております。また、歴史や文化、伝統行事が多く残る高知県の担い手確保にもつながり、地域でのイベントや催事においても若い世代が戻ってきてくれることは、地域の活性化にもつながっていくのではと感じております。

高知ユナイテッドＳＣのさらなる飛躍、Ｊ２、Ｊ１と上がっていかれることも期待をしておりますし、そのためには地域の活性化だけでなく、施設の整備や選手層の一層の充実を図る上でも、育成型下部組織の充実を早急に進めていくことが重要だと感じておりました。県内の県立高校世代の競技力向上も図っていくことでも施設整備が重要だと感じております。現在は１分け２敗と苦戦されておりますが、これからの巻き返しに期待をし、応援していきたいと思っております。

県立高校の食堂のところは、食堂業者が県立高校の食堂の運営から撤退しないようにまたお願いしたい。施策も大事だと感じましたし、廃止になった県立高校の食堂の利活用も進めていただきたい、器材等を無駄にしないように利活用していただきたいと思いました。また新たな業者の選定にも有効だと思っておりますので、県立高校の魅力を図る上でも、食堂を存続できるよう柔軟に対応していただきたいと強く願っております。

国道、県道のところですが、地域に住まわれている住民の生活道路であり、命の道であります。さらには、産業の道でもあります。観光の産業としても、また農産物を運ぶ産業の道でもありますので、しっかりと整備促進を図る必要があると思っておりますので、予算の確保をよろしくお願いいたします。

そして、山間部の多い、南海トラフ地震での山津波の危険性もしっかり把握し、対策していくことで、一人でも多く災害から命を守る対策をお願いしまして、私の一切の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明５日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後４時39分散会

令和７年３月５日（水曜日）　開議第４日

出　席　議　員

１番	竹　内　健　造　君
２番	戸　田　宗　崇　君
３番	上　治　堂　司　君
４番	桑　鶴　太　朗　君
５番	土　森　正　一　君
６番	槇　尾　絢　子　君
７番	久　保　博　道　君
８番	上　田　貢太郎　君
９番	今　城　誠　司　君
10番	金　岡　佳　時　君
11番	下　村　勝　幸　君
12番	田　中　　徹　君
13番	土　居　　央　君
14番	横　山　文　人　君
15番	西　内　隆　純　君
16番	加　藤　　漠　君
17番	弘　田　兼　一　君
18番	明　神　健　夫　君
19番	三　石　文　隆　君
20番	畠　中　拓　馬　君
21番	依　光　美代子　君
23番	武　石　利　彦　君
24番	西　森　美　和　君
25番	寺　内　憲　資　君
26番	西　森　雅　和　君
27番	樋　口　秀　洋　君
28番	岡　田　竜　平　君
29番	田　所　裕　介　君
30番	橋　本　敏　男　君
31番	坂　本　茂　雄　君
32番	は　た　　愛　君
33番	細　木　　良　君
34番	岡　田　芳　秀　君
35番	岡　本　和　也　君
36番	中　根　佐　知　君
37番	塚　地　佐　智　君

欠　席　議　員

なし

―――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

知事	濵　田　省　司　君
副知事	井　上　浩　之　君
総合企画部長	松　岡　孝　和　君
理事（人口減少・中山間担当）	中　村　　剛　君
総務部長	清　水　　敦　君
危機管理部長	三　浦　謙　一　君
健康政策部長	中　嶋　真　琴　君
子ども・福祉政策部長	西　森　裕　哉　君
文化生活部長	池　上　　香　君
産業振興推進部長	合　田　和　穂　君
商工労働部長	岡　田　忠　明　君
観光振興スポーツ部長	小　西　繁　雄　君
農業振興部長	松　村　晃　充　君
林業振興・環境部長	西　村　光　寿　君
水産振興部長	濱　田　美和子　君
土木部長	横　地　和　彦　君
会計管理者	田　村　敬　子　君
公営企業局長	澤　田　昌　宏　君
教育長	長　岡　幹　泰　君
人事委員長職務代理者	成　瀬　　洋　君
人事委員会事務局長	笹　岡　　浩　君
公安委員長職務代理者	前　田　み　か　君
警察本部長	髙清水　善　弘　君
代表監査委員	五百藏　誠　一　君
監査委員事務局長	岡　林　秀　典　君

―――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	中島勝海君
事務局次長	梅森実君
議事課長	飯田志保君
政策調査課長	溝渕松男君
議事課長補佐	松岡宏尚君
主幹	大川美千子君
主査	宮﨑由妃君

―――― ―――

議　事　日　程（第４号）

令和７年３月５日午前10時開議

第１

第 1 号　令和７年度高知県一般会計予算
第 2 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
第 3 号　令和７年度高知県給与等集中管理特別会計予算
第 4 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計予算
第 5 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計予算
第 6 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
第 7 号　令和７年度高知県県債管理特別会計予算
第 8 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計予算
第 9 号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
第 10 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計予算
第 11 号　令和７年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第 12 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
第 13 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
第 14 号　令和７年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
第 15 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計予算
第 16 号　令和７年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
第 17 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
第 18 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計予算
第 19 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
第 20 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計予算
第 21 号　令和７年度高知県電気事業会計予算
第 22 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計予算
第 23 号　令和７年度高知県病院事業会計予算
第 24 号　令和６年度高知県一般会計補正予算
第 25 号　令和６年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
第 26 号　令和６年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
第 27 号　令和６年度高知県用品等調達特別会計補正予算
第 28 号　令和６年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
第 29 号　令和６年度高知県県債管理特別会計補正予算
第 30 号　令和６年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
第 31 号　令和６年度高知県国民健康保険事業

特別会計補正予算
第 32 号　令和６年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和６年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和６年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和６年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和６年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和６年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和６年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和６年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和６年度高知県病院事業会計補正予算
第 41 号　高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
第 42 号　こうちグローバル人材育成基金条例議案
第 43 号　高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号　職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 46 号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 47 号　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 51 号　高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
第 61 号　権利の放棄に関する議案
第 62 号　県有財産（教学機器）の取得に関する議案

第 63 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 64 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 65 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 66 号　日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 67 号　国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 68 号　和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 69 号　県道の路線の認定に関する議案
報第１号　高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

第２　一般質問
（３人）

――――― ∽∽∽ ―――――

午前10時開議

○議長（加藤漠君）　これより本日の会議を開きます。

――――― ∽∽∽ ―――――

諸 般 の 報 告

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

門田人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、成瀬人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

また、刈谷公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、前田公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

――――― ∽∽∽ ―――――

質疑並びに一般質問

○議長（加藤漠君）　これより日程に入ります。

日程第１、第１号「令和７年度高知県一般会計予算」から第69号「県道の路線の認定に関する議案」まで及び報第１号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」、以上70件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

○33番（細木良君）　おはようございます。日本共産党、細木良です。通告に従い、質問させていただきます。

共産党県議団は昨年11月28日、2025年度予算編成に関する要望書、全144項目を提出いたしました。重点項目は、中小企業支援、公契約条例制定、女性支援法に基づく支援の充実、教員不足解消、医療的ケア児支援、消えた白線解消、災害時の水確保などです。今回の質問は、こうした重点項目を幾つかピックアップし質問いたします。

阪神・淡路大震災から30年、能登半島地震から１年２か月経過しました。また、東日本大震災からは間もなく14年となります。津波等で被害に遭われた大船渡の皆さん、今は大規模な山林火災がなかなか鎮火せず大変な状況となっています。一日も早く、少しでも早く鎮火、被害がこれ以上拡大しないように願っているところです。こうした災害で、改めて、お亡くなりになった皆様方の御冥福と、被災された全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

能登半島の復旧の遅れが指摘をされています。石川県知事は創造的復興をうたい、災害と国防を一体的に考えていくと発言、国言いなりの姿勢とともに住民の不満の声が高まっているとお

聞きをしています。創造的復興は、大規模な再開発やプロジェクトを持ち込むものであり、住民置き去り、生活復興は後回しというのが阪神・淡路大震災での痛苦の教訓ではないでしょうか。

創造的復興と対となるのが、人間的復興というキーワードです。102年前の関東大震災の復興をめぐり、福田徳三東京商科大学教授は、復興事業の第一は人間の復興でなければならぬとし、人間の復興は生活や営業、労働の機会の復興であって、道路や建物はその道具立てにすぎないと主張しています。

人間の復興という視点で復興に取り組んだこの間の事例として、復興計画づくりに市町村を重視して取り組んだ岩手県では、木造戸建ての仮設住宅建設や住宅再建費の上乗せ、医療費の軽減を進めました。また、2004年に発生した新潟県中越地震では、住み慣れた山古志村で住み続けたいという住民の願いにより、復興住宅の建設場所や地元の中心的な産業である養鯉業、畜産業の再建などを住民主体で進められました。特に復興住宅については、２戸１の住宅の仕切りを途中で外せる造りになっており、後で若者のグループ活動や合宿、グループホームに転換できるようにしているなどの工夫が住民の発案で実現しています。

南海トラフ地震の発生率は、ついに80％程度となりました。第６期となる高知県南海トラフ地震対策行動計画が今年の４月からスタートします。今月末には国の南海トラフ地震における被害想定見直しが行われる予定ですが、これからもさらに被害を最小限に食い止める施策が求められています。

被災住宅再建について、最大300万円の給付ができる被災者生活再建支援法。復旧・復興は何よりスピードが重要です。全国の多くの知事は、共同通信社のアンケートに答え、支援上限額300万円の引上げを求めています。資材高騰により、能登地震発生後、上限額を600万円まで引き上げるよう求める野党の動きもあります。しかし、濵田知事はこのアンケートに、上限額はどちらかといえば引き上げるべきではない、また支援対象についても、どちらかといえば拡充すべきでないと答えられています。今年１月11日付の高知新聞の記事でしたが、本当かと私は目を疑いました。

被災した県民が住み慣れた場所で住宅を再建し、町の復興にいち早く取りかかれるように、上限額の引上げや支援対象の拡充は必要だと考えますが、なぜ後ろ向きのこのような回答になったのか、知事の考えを聞かせてください。

能登半島地震の住宅被害は11万5,000件に上ります。国交省・国土技術政策総合研究所及び建築研究所では、能登半島地震発災直後より、分野別に専門家を現地に派遣し、地震及び地震動、木造、鉄筋コンクリート造り、基礎・地盤、鉄骨造り、非構造部材、津波・瓦屋根、火災等の建築物被害調査等を実施するとともに、住宅再建、地域復興に向けた調査等を行っています。

建築物構造被害の原因分析を行う委員会が取りまとめた報告の中で、日本建築学会が行った木造住宅の建築時期別の悉皆調査による被害状況が示されています。お許しを得ましたので、ちょっと図表を見ていただきたいと思います。（現物を示す）こちらが全体の状況です。一番左のほうが、これが旧耐震基準、その次が新耐震基準、そしてこれが現行の新々耐震基準です。やっぱりこの旧耐震は、倒壊・崩壊が19.4％、大破が19.8％ということで、かなり高くなっています。2000年までの新耐震についても、倒壊・崩壊が5.4％、そして大破が11.5％という少なくない状況で発生しています。

岡本議員と一緒に輪島市の門前町道下地区というところにも行ってまいりました。ここは一番被害が大きいところです。旧耐震基準では、

倒壊・崩壊が20.6％、そして大破が22.0％ということで、やはり旧耐震は一日も早く耐震化促進をしなければならないということは論をまちません。しかし、2000年までの新耐震についても、倒壊・崩壊が12.8％、そして大破が20.5％ということで、33.3％、これは本当に大きい数字ではないかと思います。

私たち県議団が提出した来年度予算要望でも繰り返し求めている新々耐震基準前の2000年建築の木造住宅までの対象拡大が必要だと思います。南海トラフ地震の被害想定において、前段で述べた被災者再建支援法による扶助では、多額の支援金が発生し、財政負担も予想されています。財政負担を抑えるためにも、旧耐震基準の家屋の耐震化100％を早急に達成することを目指しながら、並行して2000年建築の木造住宅までの耐震化を求めるものです。県民から拡充の要望もさらに強まっています。

耐震改修制度を、2000年建築までの木造住宅にまで対象を拡大することについて、いつの時点になったら踏み出すのか、めどを示していただきたい。知事に伺います。

国土技術政策総合研究所は、まとめの中で今後の対策について、新耐震基準の木造建築物について、2000年に明確化された仕様等に適合しないものがあることに留意し、新耐震基準導入以降の木造住宅を対象とした効率的な耐震診断方法の周知普及を図ると記しています。

12月議会の質問で岡本議員が求めた答弁とかみ合っていなかったために、改めて伺いますが、せめて2000年建築までの木造住宅耐震診断からでも始めるべきです。知事に伺います。

能登半島地震での災害関連死は300名を超えました。災害関連死をなくすため、避難所の環境改善について、これまで度々質問を行ってきました。全ての災害や紛争から影響を受ける人々は、尊厳ある生活を営む権利を有しており、そのための保護と支援を受ける権利を保有するというスフィア基準に基づく避難所環境整備について、国はやっと重い腰を上げ、昨年12月、自治体向け取組指針とガイドライン、チェックリストを２年ぶりに改定しました。

指針では、平時における対応、物資確保体制の整備について、１、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、パーティション、簡易ベッド、毛布、炊き出し設備、入浴設備等の生活必需品は避難生活に不可欠であることから、災害が発生した場合に直ちにこれを提供し、スフィア基準を満たすことができるように、市町村においては避難所や物資拠点に必要な備品を確保するとともに、都道府県においては市町村の備蓄状況を踏まえた広域的な備蓄を確保することと記されています。避難所の多くは学校の体育館などが指定されていますが、器具庫などを利用しても十分な物資を準備しておくスペースが不足しています。

避難所の備蓄資機材を確保するための広域的な拠点づくりが求められているのではないでしょうか、危機管理部長に伺います。

先月28日、内閣府は、被災自治体の要請を待たずプッシュ型支援の災害備蓄拠点を北海道・札幌、熊本、そして高知県に設ける方針を発表しました。簡易ベッドと段ボールベッドそれぞれ500個、パーティション1,000個、簡易トイレ15基のほか、入浴や調理ができる資機材も５セットずつ、来年３月までに納入するとしています。こうした国の動きを歓迎するものです。

また、来年度の本県の予算では、キッチンカー、トイレカーの整備についての予算が計上されています。ＴＫＢ対策として重要です。キッチンカーは、新規だけではなく、既存のものについての支援や、協定の締結、トイレカーは今後も計画的に増やしていくように求めておきます。

大規模災害が起きた場合、迅速で円滑な被災

地支援が求められるものの、能登半島地震では、自治体間の連携で課題が生じました。多くの自治体が被災地に支援に入ったものの、受入先の自治体が依頼する支援内容を決められないなどして、混乱が生じたということです。

こうした教訓から総務省は、南海トラフ地震で甚大な被害が想定される高知県含む10の県に対し、発災直後に迅速な支援を行う応急対策職員派遣制度において、即時応援県を事前に指定、高知県には島根県と秋田県から職員が派遣されることが報じられました。運用は来年度からということです。これまで応援協定を結んでいる山口県と合わせ、３県の受入れ体制や平時の交流、訓練が重要です。

一方、能登半島地震では、高知県はじめ様々な地域から支援に入りましたが、宿泊施設確保が困難だったこともあり、応援のため派遣された職員さんは、被災した庁舎の床で睡眠を取るなど、苛酷な環境下での活動が余儀なくされました。また、金沢市で宿泊し、現地までの往復時間がかかり、作業時間などが限られたことも復旧遅れの要因ともなりました。

緊急防災・減災事業債の新たな対象事業として、応急対策職員派遣制度に基づき派遣される応援職員のための宿泊機能を有する車両の整備にも使えます。災害時支援や事前の訓練活用に、この車両を活用することを含めて検討してはどうでしょうか、危機管理部長に伺います。

埼玉県八潮市で１月28日に発生した道路陥没事故は、いまだ落下したトラック運転手さんの救出はかなわず、周辺住民への営業、生活はじめ流域120万人の下水道利用に多大な影響を及ぼし、周辺河川への下水放流が行われるという未曽有の大被害を生み出しました。下水道の汚水が空気に触れ硫酸が発生、下水道管が腐食し道路陥没につながったことが原因とされています。県内の下水道管も、築50年を超えた管があり、県民から不安の声、点検を強めるよう求める声が出されています。

2015年の下水道法改正で創設された維持修繕基準では、５年に１回以上の頻度で、腐食のおそれが大きい下水道管路の点検を義務づけています。国交省の下水道管路メンテナンス年報、2023年度によると、高知県で対象となっている管路は12キロ、点検の進捗率は令和５年段階で２％と、全国でも最低レベルにとどまっています。

県内において過去５年間の下水道管の劣化、腐食、破損などに基づく道路陥没事案などなかったか、県内の下水道管の老朽化状況、速やかに修繕工事が必要な下水道管はどれぐらいあるのか、土木部長に伺います。

下水道管の事故は、布設から40年を超えると急増すると指摘をされています。築50年にこだわることなく老朽水道管の点検を進めること、修繕のための予算、人員の大幅増が必要です。

この間、全国の上水道事業に関わる職員数は、1980年代、７万5,000人が４万7,000人へ、下水道事業は1990年代、４万6,000人が２万7,000人に激減しています。技術継承、災害対応など、上下水道の技術職員確保が急務となっています。

全国では、上下水道とも広域化や民間委託が広がっており、職員数の減少、特に技術職、専門職が不足しています。どう対応していくのか、土木部長に伺います。

次に、生活保護について伺います。

物価高騰により生活扶助の基準額を上乗せする特例加算が2026年度まで継続することになりましたが、月1,500円では大幅な物価高騰には到底追いつく額ではありません。厚労省はこれまで2013年から2015年にかけて、物価下落したとして、実際は食費や生活必需品の物価は下落していませんでしたが、全体で6.5％、最大10％削減する、前例のない大幅減額を行いました。こ

の措置に対し、全国で減額の取消しを求める訴訟が行われ、直近の２月28日、四国で初めての原告勝訴となった松山地方裁判所はじめ、地裁では合計19件、高等裁判所では２件、合わせて21件の違憲判決が出されています。

生活保護制度は、言わずもがなですが、命のとりで、生きるための権利です。そして、生活保護基準は、就学援助など国の制度だけでも47もの施策・制度の利用や自己負担に影響するなど、保護世帯だけではなく、一般市民の生活に大きな影響を持っています。生活扶助基準額は、物価上昇に見合う大幅引上げ、せめて2013年以前の基準に戻すことが必要だと思います。

物価高騰の折、保護世帯の皆さんはぎりぎりの生活を強いられています。県は福祉事務所の監査を行う事務を担っています。生活保護制度で使える制度は全て活用できているか、必要な保護が適用されているかという観点でチェックしなければなりません。一つ例として、私の住む介良地域はバス停、電停から遠い公共交通空白地が存在し、通院もタクシーに頼らざるを得ない高齢の受給者がおいでますが、ケースワーカーからも移送費についての説明がなく、タクシーによる通院は認められていないのではと、移送費を請求していない事例もありました。

そこで大切になってくるのが、生活保護のしおりです。しおりは、生活保護を申請、利用する際の案内書であり、生活に困窮した住民と生活保護をつなぐかけ橋となる資料です。厚労省はこのしおりや自治体のホームページについて、内容に不適切な表現はないか、制度改正などが反映されていない点がないか、申請をためらわせるものがないか、点検と改善を求めています。

高知県生活と健康を守る会連合会は昨年、県及び県下の11の福祉事務所の生活保護のしおりを全国的に評価の高い京都府や小田原市のしおりと比較し、生活保護問題対策全国会議が作成した40項目のチェックポイントで採点作業を独自に行っています。結果として、県内で最高29点、最低がマイナス25点、54ポイントの差があるなど、大きなばらつきがあります。また、県作成のしおりの記載内容も決して高いとは言えない評価となっています。

生活保護のしおりの記載内容については、厚労省の求める内容に基づき、点検と改善をどのように実施していくのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

しおりの改善とともに、日々ケースワークを行う職員の研修についても、不備、不足している実態はないでしょうか。保護利用者はスティグマを負い、家族や親戚とも関係が疎遠になり、友人関係も希薄など孤立状態に陥りやすく、希死念慮の割合も高いと言われています。ケースワーカーは、利用者からすると生殺与奪を握る強力な権力者であることの自覚を持たねばなりません。

生活保護制度への正しい理解や人権尊重の必要性についての研修、生活保護に関する直近の裁判例、決定処分に対する裁決例などが職場で共有されるなど、ケースワーカーに対する研修の状況について子ども・福祉政策部長に伺います。

ケースワーカーは、求められる業務が複雑化、深刻化、多様化する相談への対応、時によっては暴力被害に遭うことがあるなど、大きなストレスにさらされています。物価高など、厳しい生活環境の下、保護世帯が増加傾向です。社会福祉法の規定では、都市部ではケースワーカーは保護世帯80世帯に１人、郡部では65世帯に１人という標準が守られるよう、職員配置を行うことと併せてメンタルヘルスへの対応などを求めておきます。

これまで、原則として自動車の保有を認めておらず、自動車がなくては日常生活が営めない

地域では、生活保護を取るか、自動車を取るか、究極の選択が求められ、泣く泣く車を手放した事例、生活保護利用を諦める事例が多くありました。

この間、自動車利用の対応をめぐり、名古屋高裁では昨年10月、鈴鹿市の保護停止処分は行政権の逸脱、濫用で違法との判決が出され、賠償を命じました。また、札幌地裁でも利用の制限撤回が認められています。

こうした事例を受け、厚労省は昨年12月25日付で、生活保護問答集についての一部改正の事務連絡を発出しました。内容は、自動車は原則として保有を認めていないが、障害児・者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者が通勤、通院等のために利用する場合で、一定の要件を満たす場合に、例外的に保有を認める。障害児・者またはその家族もしくは常時介護者が障害児・者のために、日常生活に不可欠な買物等に行く場合についても、社会通念上やむを得ないものとして、原則として自動車の利用を認めて差し支えない。さらに、障害がない場合でも、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等の通勤や通院等のため保有が認められるとし、日常生活に不可欠な買物等について、地域の交通事情や世帯の状況等を勘案して、低所得者世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合には、自動車の利用を認めて差し支えないと適用を変更しました。

高知県下では、公共交通が縮小しており、デマンド交通等や福祉輸送などでカバーしている地域があるものの、十分ではなく、公共交通機関の利用が著しく困難な地域、公共交通空白地が増加しています。

自動車利用について、厚労省通知に基づいて適正に運用されなければなりません。どのように制度を周知徹底させ、運用していくのか、子ども・福祉政策部長に伺います。

生活保護制度に、あまり知られていないと思われますが、家族介護料支給制度というものがあります。家族介護料とは、告示別表第１第２章２の(4)において、告示別表第１第２章２の(2)のアに該当する障害のある者であって、当該障害により日常生活の全て、具体的には食事、排せつ、入浴の３動作について介護を必要とする者を、その者と同一世帯に属する者が介護する場合においては、障害者加算とは別に１万3,150円を算定するものとするというものです。

昨年10月に大阪府堺市において、ある世帯で家族介護料の支給漏れ､17年間で約246万円が見つかり、これを受け再調査した結果、52世帯で家族介護料の支給漏れが見つかった事例が新聞報道されました。県内においても、家族介護料等の支給漏れはないでしょうか。

昨年12月、衆議院厚生労働委員会で日本共産党の田村貴昭議員がこの問題を取り上げ、多くの自治体で加算漏れが起こっている可能性を指摘、福岡厚生労働大臣は自治体に注意喚起をするとともに、実態把握に努めると約束をしました。

家族介護料が支給されている県内の件数、制度の周知をこれまでどのように行ってきたのか、また今後の実態把握作業について子ども・福祉政策部長に伺います。

次に、ビキニ被災者支援について伺います。

今年は広島・長崎被爆80年の年です。そして、アメリカによる太平洋での核実験によって多数の漁船員や住民への被曝を引き起こしたビキニ被災事件から今年で71年となりました。1954年３月から５月にかけて行われた６回の水爆実験により被曝した漁船の数は、政府の調査で延べ約1,000隻――被曝された方は２万人とも言われています――にも及び、高知県内にも多数の被曝者がおいでます。ビキニ被災事件は日本の原水爆禁止運動が発展する歴史的な契機となり、

昨年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会は、1956年に結成されています。

若くして被曝した漁船員は、40－60代で白血病やがん等に侵され、命を落としたり、少ない年金の中、通院や入院で治療されています。また、子や孫に影響が出るのではないかと悩み苦しみ続けられてもいます。

しかし、日本政府は被曝した漁船員に対し、健康調査や疫学調査は行わず、賠償金や見舞金もほとんど支給されず、切り捨てられたままとなっています。ビキニ被災事件は終わっておらず、船員や遺族に対する救済は当然行わなければなりません。

日本政府は核兵器禁止条約を批准していませんが、条約の第６条には核兵器使用及び核実験などあらゆる核による被災者への支援が記されています。今月３日からニューヨークで始まった核兵器禁止条約締約国会議では、ビキニ被災者などへの支援も論議されており、本県の被災者遺族であり、県内の元漁船員らが国に損害賠償を求める訴訟団の団長である高知市の下本節子さんも参加されています。

県内市町村にも働きかけ、県内の元マグロ漁船員のビキニ事件による被災の実相を明らかにすることを求めます。知事の見解をお聞きします。

既存のマグロ漁船員の名簿を基に、安否確認、死亡が確認された場合は、死亡原因の把握、県の死亡統計に対比させた分析を行うべきではないか、健康政策部長に伺います。

また、県内の元漁船員に対し、健康相談、健康診断を実施するよう求めるものですが、健康政策部長に伺います。

現在、高知県史が編さんされています。高知県民及び世界の核実験被曝者の命や健康に関わるビキニ被災事件は避けては通れない出来事です。

編さん中の高知県史にビキニ事件はどのように掲載される予定なのか、文化生活部長に伺います。

最後に、高知県の公契約条例制定について伺います。

現行の公契約の問題点として、過度な価格競争・ダンピング受注・重層下請構造により労働者の人件費引下げなど賃金・労働条件の悪化、契約更新のたびに労働者の雇用が危機にさらされ非正規雇用が増加する雇用の不安定化、外部委託化による専門職の削減、委託事業者の経費削減による住民サービスの質の低下や専門性の低下、人件費に対する明確な積算基準が存在せず委託料の積算に考慮されない費用精算の曖昧さなどが挙げられています。

国交省は先月14日、公共工事設計労務単価について、この３月から全職種で全国平均６％引き上げる決定を行いました。13年連続の引上げとなり、全国全職種加重平均値は２万4,852円となりました。この間、県議団に寄せられた相談では、県が発注する公共工事の現場で賃金未払いや危険手当が一部しか支払われていない等、違法な実態が寄せられています。こうした事例を改善するため、発注者の責務として、積極的に是正、改善しなければなりません。

そのため、公正性や透明性を確保し、ダンピング排除、健全な事業者が適正な価格で受注できる条件づくり、労働関係法令の遵守、賃金下限額を上回る賃金の支払いを契約上義務づけることで、労働者に適正な賃金が支払われるよう、公契約条例の制定が求められています。

全国的に公契約条例を制定する自治体が増加しています。自治体独自に一定額以上の賃金を義務づける規定を有する賃金条項型は、高知市含め32、賃金条項がなく、労働条件の整備を受注者の責務とすることを理念的に定める理念型は55自治体。県レベルは全て理念型ですが、長

野、奈良、岐阜、岩手、愛知、沖縄、静岡、滋賀、熊本県の９県が条例を制定しています。このうち、奈良、岩手、愛知県は賃金支払い状況、社会保険料加入状況についての報告義務があり、理念型ではあっても、賃金引上げ等の効果が生まれているようです。

公契約条例を制定した効果については、労働者にとっては、熟練従事者の賃金水準が下支えされることで、適正な労働条件の確保、雇用の維持・安定の実現、地域の賃金水準の確保など、最低賃金引上げや地域間格差の改善につながっています。また、事業者にとっても、ダンピング受注や低価格入札、過当競争をなくし、公正競争を実現することで、ペーパーカンパニー等の排除、健全な経営をしている事業者が適正な利潤を確保し、地域に根差した事業経営ができるようになるなどの効果が生まれています。

こうした効果は､公共サービスの向上により、住民にとっても、安心・安全な生活を送ることができ、住民の福祉向上、地域経済の活性化・循環にもつながります。

県にとってもメリットはたくさんあります。公共事業の品質確保、良好な公共サービスの提供、活力ある地域社会の実現、職員のモチベーションアップ、住民の定住化、雇用の安定化による納税の確保、地元建設業者・職人の育成による地域防災・減災の強化、地域経済が発展することで税収増をもたらします。さらに、県が最も重視する人口減少対策、持続可能な地域づくりにも大きく寄与することにもなります。

来年度予算要望に関する知事との懇談の席でもお渡しをいたしましたが、一昨年制定した熊本県の、持続可能な社会の実現に寄与する熊本県公契約条例の特徴を御紹介いたします。

基本理念の１、契約の透明性、競争の公平性の確保及び不正行為の排除では、談合その他の不正行為の排除が掲げられています。談合その他の不正行為は、入札者間の公正かつ自由な競争や予算の適正な執行を阻害し、県民の利益を損ねる行為であるとし、これを見過ごすことなく毅然とした対応を行い、不正行為に対する処分の実施とともに、再発防止を図るため、様々な事項に取り組むとしています。

理念の２、総合的に優れた内容の契約の締結では、低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適用し、契約の内容に適合した施行、履行を確保するとし、最低制限価格制度の基準についても検討することとしています。

理念の３、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興では、業務従事者の労働環境整備について、労働関係法令遵守を担保する方法が検討され、地域経済循環の視点では、熊本県中小企業振興基本条例に基づき、県内事業者の優先的調達や県産資材の使用推進などがうたわれています。

基本理念の４、事業者が行う環境に配慮した事業活動など、持続可能な社会の実現に資する取組の勘案では、ＳＤＧｓの17の取組を評価することとしています。また、指定管理者制度においても、条例の趣旨が反映できるようにしていることも特徴となっています。

以上、熊本県の条例を御紹介しましたが、2021年制定の、事業者等を守り育てる静岡県公契約条例では、人口減少や少子化の進行の下、県産業を支える人材確保を目的の一つとして制定をし、基本理念では、性別、年齢、国籍等にかかわらず多様な人材が活躍する社会の実現に資すること、障害者その他の就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資すること、柔軟な働き方ができる職場環境づくり及び働く人の健康づくりに資すること、環境に配慮した事業活動に努めること、持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること、その他社会的な価値の創出に資することなど､事業者に係る規定が設けられ、

毎年度取組方針の実施状況を議会に報告しているなどの特徴を持っています。

県の施策とも合致し、県勢の発展につながる公契約条例制定に向け、庁内で検討チームをつくるなど、準備を進めるべきと考えています。知事の所見を伺います。

以上で、１問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　細木議員の御質問にお答えをいたします。

まず、被災者生活再建支援金についてお尋ねがございました。

自然災害によりまして全壊の住宅数が一定以上の規模となった場合には、被害を受けた世帯を支援いたしますために、この被災者生活再建支援制度に基づきまして、全壊、最大300万円といった水準の支援金が支給をされる制度となっております。この支援金は、人口規模などに応じまして、都道府県が拠出した基金から半分、そして残る半分は国の補助金という財源負担で支給をされておりまして、現在中規模半壊以上の世帯が対象となっております。

この支援金の引上げ、あるいは対象範囲の拡大につきましては、これまでも国と全国知事会の間でも議論が重ねられてまいっております。その結果、対象範囲につきましては、令和２年に、先ほど申し上げました中規模半壊世帯まで拡大されておりまして、この拡大には本県も賛同をいたしております。

この支援額の引上げや対象範囲の拡充は、被災者にとってはもちろん望ましいことではありますけれども、一方では、国や都道府県の財政負担が大きくなる、また地震保険など自助の取組のインセンティブを損なうおそれがあるのではないかといった問題もありまして、国と地方の間ではもとよりでありますが、都道府県同士の間でも、これについては様々な意見の対立もあるところであります。

このために、直近の、ただいま申し上げました令和２年の制度改正について申し上げましても、実質的には議論がスタートしたのが平成23年ということでございました。約10年をかけて議論が続いた結果、ようやく合意に達し、制度改正に至ったという経緯がございます。

こうして長年の議論の結果、合意がされた現行の水準を、私としてはできるだけ尊重すべきだという趣旨でアンケートに臨んだわけでございますが、そうした意味では、現状でも足りるといった趣旨の答えが一番ぴったりきたわけですが、選択肢の中では、基本は引き上げるべきか引き上げるべきではないかのどちらかと、どちらかといえば、はつけていいというような選択肢でございましたので、ただいま申し上げました経緯を尊重して、現状でもやむを得ないのではないかというところに一番近い選択肢として、どちらかといえば引き上げるべきではない、あるいはどちらかといえば拡充すべきではないというような選択肢を選択したというのが私の真意でございます。

一方で、私の考えを申しますと、ただいま申し上げましたように、あまりにこの公助の水準が上がり過ぎると、自助のインセンティブを損なうんではないかという心配はございますけれども、財源負担における国と県の関係について申し上げますと、国は大規模災害のときにはこの負担率を高めて、県の負担が増えないように措置をする。これは現実に東日本大震災のときにもそうされておりますし、来るべき南海トラフ大地震のような大規模災害のときには、当然そうした措置が講じられるべきだというふうに考えております。

また、昨年末に、議員立法でこの支援金の水準範囲を引き上げる、充実をするというような提案もされているようでございますけれども、

国は能登半島地震のときに、高齢者世帯に限って600万円に引き上げるというのを、これは国の負担だけで行ったことがございます。こうした形で、国の全額負担で、国の判断、考えで水準を引き上げると、これはこれで地方としてやめろという必要は私はないという立場に立っています。

したがいまして、仮に今後支援金の引上げや対象範囲の拡充を行おうとされる場合には、少なくとも都道府県の財政負担は増やさないというような形で、国の負担で行われるということがまず検討されるべきではないかと考えておりまして、全国知事会を通じてこうした働きかけをしたいということで、対応を考えてまいりたいと思っております。

次に、いわゆる2000年基準までの木造住宅について耐震改修、そして耐震診断の助成対象を拡大すべきではないかとお尋ねがございました。関連いたしますので、併せてお答えをいたします。

今回の能登半島地震におきましては、多くの木造住宅が被害に見舞われたことは承知をいたしております。その建築時期別の被害状況が国土交通省からも示されているところでございます。それによりますと、1981年以前のいわゆる旧耐震基準住宅は、2000年基準以前の住宅と比較して、倒壊した総数、あるいは比率ともに明白に大きいという形が明らかになっております。こうした点も踏まえまして、本県におきましては、倒壊する危険性がより明白に高いと考えられます、1981年以前の旧耐震基準住宅の耐震化の促進に、まずは優先して取り組むことが重要だと考えております。

しかしながら、議員から御指摘ございましたように、その次の2000年基準以前の木造住宅におきましても、一定の被害があったということは承知をいたしております。そうしたことを踏まえますと、1981年以前の旧基準の分に次いで、次なるターゲットとして、耐震診断への助成対象として検討すべきものとして、この2000年基準以前の木造住宅というものは意識をしているところでございます。

一方で、能登半島地震におきます防災意識の高まりがございまして、昨年来、この1981年以前の旧耐震基準住宅について、県内でも多くの耐震診断あるいは改修の助成申請が殺到しているという状況でございます。結果、木造住宅耐震診断士の派遣に時間を要しているというような状況でございます。こうした状況でございますので、現時点で耐震診断の助成対象を2000年基準以前の木造住宅まで拡大してしまいますと、診断士の人手不足などの限られたマンパワーの中で、本来優先すべき1981年以前の旧耐震基準住宅の耐震診断や改修が遅れてしまうということにつながることが懸念をされる、そういう状況にございます。

したがいまして、現時点では、この1981年以前の旧耐震基準住宅を優先するということといたしまして、御指摘ありました2000年基準以前の木造住宅の耐震診断への拡充につきましては、現行の制度の下での1981年以前分の助成申請が能登半島地震以前の水準まで、言わば通常の水準まで落ち着いた段階でこの助成対象の拡大を図っていくと、そうした方向で検討するという方針で対応したいと考えております。

次に、ビキニ事件につきまして、県内の元マグロ漁船員の被災の実相を明らかにすることについてお尋ねがございました。

ビキニ環礁におけます水爆実験で被災をされた船員の方々、そして支援者の方々のこれまでの御労苦はいかばかりかと、お察しを申し上げるところであります。

県といたしましては、被災した方々の健康への影響を明らかにする調査研究は、事の性格上、

県や市町村ではなく、国の責任において実施すべき事項であると考えます。このため、国に対し継続的に調査研究の実施を提言、あるいは要望してまいっております。

また、県におきましては、支援団体の方々が独自に行われています死亡原因の追跡調査に際しまして、この調査に協力をいただくように、漁協への調整を要請いたしましたり、あるいは国の統計資料の入手などに際しての支援を行ってまいりました。

今後も引き続き、被災者の方々、支援者の皆さんの思いに寄り添った支援を、県としては継続していきたいと考えております。

最後に、公契約条例の制定に向けて、庁内検討チームをつくるなどの準備を進めてはどうかとお尋ねがございました。

議員から御紹介もいただきましたように、熊本県や静岡県の公契約条例は、県の行う契約を通じまして、特に熊本県の例に準じて申しますと、４つの政策目標の達成を目指すというふうにされております。これは議員から御紹介もいただいたとおりでありますが、あえて私のほうで大まかにまとめ直させていただきますと、４つの政策目標としまして、１つは契約の透明性や公平性の確保、２つは適正な金額での契約ということだと思います。３つ目が受注先の労働環境の整備や地域経済の振興、４つ目が持続可能な社会の実現というような政策目標を掲げておられるということだと思っております。

条例におきましては、この目的を達成するために、県において基本的な取組方針を定めまして、規則などで必要な、例えば事務処理要領の制定といった措置を講じていくと、そういうことを県に対して求めている、そんな条例であろうと思います。

本県の場合、こうした公契約条例はありませんけれども、関係法令のほかにほかの条例や規則、県計画、こういったもので具体的な措置のレベルで見ますと、結果的には、両県と同じような措置を講じているというふうに考えております。

例えば、１点目の契約の透明性の確保などにつきましては、談合情報対応のマニュアル、あるいは指名停止要領、こういったものを定めまして、不正行為に対して厳正に対処いたしております。

また、２点目の適正な金額での契約ということにつきましては、公共工事や清掃、警備といった労働集約型業務などの入札におきまして、いわゆる低入札価格調査制度、あるいは最低制限価格制度、こういったものを導入いたしております。

３点目の受注先の労働環境の整備や地域経済の振興について申しますと、受注先におけます労働関係法令の遵守、あるいは県内事業者への優先発注の促進、こういったことが図られております。

さらに、４点目の持続可能な社会の実現につきましては、競争入札の資格審査や評価基準に、ワーク・ライフ・バランスですとかＳＤＧｓの取組などを位置づけておるところでございます。

こうした本県におきます様々な現行の制度によりまして、公契約条例の制定によらなくても、その理念を具現化するような、具体的な措置は講じられておりまして、これを通じて県勢の発展につなげることができているというふうに考えております。したがいまして、現時点で、公契約条例を制定したり、そのための庁内検討チームを設置したりする必要はないというふうに考えております。

ただ一方で、県が行います公共調達契約は、多くの分野にわたっております。物品の購入、サービスの購入――いわゆる役務の提供でありますが――でありましたり、公共工事、あるい

はデジタルサービス関連は、一つ独特の世界をつくっているということでございまして、現在ではこうした県の公共調達に係ります様々な制度や措置について、一覧性のある形で体系的に整理したものはないというのが現状であります。

今後、これらにつきまして、例えば地球温暖化対策であったり、働き方改革であったり、そういった特定の政策目的を推進するという観点から、分野横断的に統一的な方針を定めて洗い直しをするというような必要も生じる可能性はあるんではないかという意識は持っております。

そうした場合には、その検討の、改正の結果を改めて、一覧性のあるような形で整理をいたしまして、指針のような形で、県庁職員の事務の参考になるように、あるいは県民の皆さんの参考になるようにお示しをすると、こういった対応は、今後、必要な場合には考えてまいりたいというふうに思っております。

私からは以上であります。

（危機管理部長三浦謙一君登壇）

○危機管理部長（三浦謙一君）　まず、避難所の備蓄資機材を確保するための拠点についてお尋ねがございました。

県と市町村では、令和３年度に、飲料水や食料、簡易トイレ、毛布など、避難生活で最低限必要となる備蓄品８品目と、その必要量を定めた備蓄方針を策定し、その整備に取り組んでいます。これにより、県全体では、８品目のうち６品目については既に整備ができており、残り２品目、飲料水と毛布については令和９年度末までに完了する計画となっています。

また、県では、市町村の資機材を補塡するための備蓄資機材の保管用倉庫を、既に県内７か所の総合防災拠点に整備しています。あわせて、地域の孤立が長期化することを想定し、現在は新たな拠点を整備するのではなく、できる限り避難所に近い場所で備蓄品を整備する、いわゆる分散備蓄を中心に進めています。

こうした中、昨年の12月に国がスフィア基準を踏まえて、避難所の取組指針等を改定しましたことから、簡易ベッドなど備蓄方針で定めていない品目が示されました。こうした品目については、今後、備蓄方針の見直しを行い、整備を進めていきたいと考えています。

また、これにより、市町村が資機材や備蓄倉庫を新たに整備していく際には、国の緊急防災・減災事業債や県の補助金の活用を促すなどして、整備が加速されるよう支援してまいります。

次に、宿泊機能を有する車両の整備についてお尋ねがございました。

能登半島地震では、全国各地の自治体から応援職員が被災地に入りましたが、被災地ではホテルや旅館も大きな被害を受けており、宿泊場所が不足していました。このため、応援職員は真冬にテントで寝泊まりするといった苛酷な環境に置かれていました。また、被災地の近くで宿泊場所が確保できなかったことから、移動に時間を要し、作業効率が低下したことも課題となりました。

こうした教訓を踏まえると、今後、本県から応援職員を派遣する際に備えて、お話のありました宿泊機能を有する車両を整備することは、課題解決の手段の一つになると考えます。

しかしながら、この考えの下、派遣のことを踏まえた上で整備をするとなれば、複数台必要となります。また、訓練での活用は、県の総合防災訓練のほか、その他の訓練で活用するとしても、年に数回程度で、使用する車も１台程度になると考えられます。このことは、宿泊機能を有する車両を構えたとしても、平時には、ほぼその機能を生かすことなく維持管理し続けることになります。

このことからしますと、車両の整備に当たっては、民間事業者との協定による確保という方

法を、併せて検討する必要があると考えます。このため、協定による確保を前提としながらも、有利な財源である緊急防災・減災事業債が将来的にも活用できるといった状態にあれば、訓練での活用は見込める危機管理部の公用車１台を更新する際において、宿泊機能を有する車両の導入についても、まずは研究をしてみたいと考えています。

（土木部長横地和彦君登壇）

○土木部長（横地和彦君）　まず、過去５年間の下水道管の劣化、腐食、破損などによる道路陥没の事案及び下水道管の老朽化状況についてお尋ねがございました。

令和元年度から令和５年度までの５年間で、県が管理いたします流域下水道につきましては、下水道管路の破損等による道路陥没の事例はございません。一方、県内各市町村が管理する下水道管路につきましては、同５年間で３件の道路陥没の事例が報告されておりますが、いずれも陥没の深さが５から20センチメートルと比較的小規模なものとなっております。

次に、県内の下水道管路の老朽化状況につきましては、総延長1,742キロメートルのうち、耐用年数である50年を経過する管路延長は148キロメートルで、全体の約８％となっております。このうち、県が管理する流域下水道管路11キロメートルにつきましては、50年を経過する管路はなく、令和６年11月に点検した、点検・調査の結果からも、速やかに修繕工事が必要となる下水道管路はございませんでした。また、県内各市町村が管理いたします下水道管路につきましては、令和４年度末現在、速やかに修繕工事が必要な区間の延長は1.4キロメートルとなっており、これにつきましては順次対応していく計画となっております。

次に、上下水道の事業に関わる職員数の減少にどう対応するかについてお尋ねがございました。

県内各市町村の水道、いわゆる上水道の担当職員は、平成18年度末時点で392名であったものが、令和４年度末時点で280名と、約３割減少しております。このため、小規模水道事業者の技術者不足をカバーする取組として、本年度、県は、高知市及び高知県建設技術公社と連携いたしまして、発注者支援業務や耐震化推進に当たっての技術的助言など、市町村への技術支援体制を構築いたしました。これに加えまして、人工衛星やＡＩを活用した漏水調査等、新しい技術を活用した水道分野におけるＤＸの取組を県が主導して複数の市町村と共同で実施することにより、業務の効率化を進めてまいります。

一方、県内各市町村等の下水道の担当職員は、平成14年度200人をピークに減少傾向にあり、令和４年度末時点では148人とピーク時より約３割減少しております。下水道分野につきましては、小規模下水道事業者の技術者不足への対応といたしまして、専門知識の必要な下水処理場の整備、更新に係る工事や設計等の業務を日本下水道事業団に委託し実施してまいりました。

これらの取組を通じまして、引き続き、県といたしましても、上下水道職員の減少にも対応できるよう、各市町村を支援してまいります。

（子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇）

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　まず、生活保護のしおりの点検と改善についてお尋ねがございました。

生活保護のしおりは、生活保護を必要とする方々が、制度の内容を理解し、適切に活用できるよう、県福祉保健所や市福祉事務所、町村役場などの窓口で提供されています。具体的には、生活保護制度の目的や概要、生活保護の申請手続、給付内容、受給者の権利と義務、相談窓口の案内等が記載されております。

しおりの内容については、議員のお話のとお

り、厚生労働省から、申請権の侵害につながる不適切な表現がないか、制度改正などが反映されていない点がないかなどを点検することが求められています。このため県では、生活保護を必要とする方々がためらうことなく申請できるよう、毎年実施している事務監査において、生活保護の申請が国民の権利であることをしおりに明記するよう重点的に指導しているところです。

一方で、しおりに記載されている項目につきましては、福祉事務所によって情報の多寡も見られます。生活保護を必要とする方に必要な情報が行き届くよう、市福祉事務所に対して内容の充実を指導するとともに、県が作成するしおりについても見直しを行い、好事例の共有などにより、県内の全体的な底上げに取り組んでまいります。

次に、生活保護ケースワーカーに対する研修の状況についてお尋ねがございました。

生活保護制度を実施するに当たって、ケースワーカーは、法令遵守はもちろんのこと、常に温かい配慮の下、公正かつ適切な運営を図っていく心構えが求められます。

県では毎年、新任のケースワーカー及び査察指導員に対し、制度の正しい理解についてや被保護者の立場を理解し、そのよき相談相手となるべきといった生活保護実施の心構えも研修しています。また、各福祉事務所を対象とした連絡会も毎年開催し、国の制度改正の動向の説明とともに、不適切な取扱い事例を踏まえた注意喚起も行っています。

今後とも、生活保護の適正実施という観点から、定期、随時を問わず、研修会等を開催し、必要な情報の周知徹底を図ってまいります。

次に、自家用車利用に係る制度の周知徹底についてお尋ねがございました。

生活保護制度において、自動車は資産に該当し、その維持費が生計を圧迫するため、原則、保有は認められていません。ただし、障害のある方や公共交通機関の利用が困難な地域にお住まいの方が、通勤、通院に利用する場合などには、保有が認められています。

県におきましては、これまで生活保護世帯の自家用車の取扱いに関して、独自にマニュアルを策定し、福祉事務所における取扱いの平準化を図っております。

昨年12月末の厚生労働省の事務連絡で、自動車の保有が認められている生活保護受給者について、通勤や通院に限られている利用目的が拡大され、日常生活に不可欠な買物などの利用も認められる場合があるとの改正が行われました。

この事務連絡を受け、県では直ちに各福祉事務所に対して周知を行ったところです。今後は、県の独自マニュアルについても見直しを行った上で周知徹底を行い、適切な運用につなげてまいります。

最後に、家族介護料についてお尋ねがございました。

家族介護料の加算につきましては、一定以上の障害があり、日常生活の全てについて介護を必要とする方を、同一世帯の方が介護する場合に支給されるものです。令和６年７月末現在、県内の支給件数は16件となっています。

県ではこれまで、堺市の事例を踏まえまして、独自に県内の福祉事務所に家族介護料の要件について周知するとともに、支給の状況を確認したところです。

その結果、介護や障害のサービスを利用しているという理由で一律に支給を行っていないといった事例はなく、各福祉事務所では、訪問調査により把握した生活状況等を踏まえて、個別に支給の可否を検討しているということも確認しているところです。

一方、家族介護料の支給に係る注意喚起や実

態調査について、現在国において検討していると伺っております。今後予定される国の注意喚起を踏まえ、県におきましても、各福祉事務所に対して、適切に支給決定がされるよう改めて周知を行いますとともに、実態調査にも協力していきたいと考えております。

（健康政策部長中嶋真琴君登壇）

○健康政策部長（中嶋真琴君）　まず、ビキニ被災者支援として、マグロ漁船員の安否確認や死亡原因の把握、分析を実施することについてお尋ねがございました。

先ほど知事から答弁がありましたとおり、元船員の被曝に係る調査研究には、国の責任において実施すべきものと考え、これまで国に対し、科学的検証を継続するよう提言してまいりました。

他方、県では、人口動態統計から、過去50年間程度の地域別、疾患別の死亡者数の年次データを抽出することができますことから、支援団体に提供し、調査に協力してまいりたいと考えております。

次に、県内の元マグロ漁船員に対し、健康相談などを実施することについてお尋ねがございました。

被災船員の方々の健康相談については、平成26年度から実施しており、昨年度からは船員同士の交流も図られるよう集合形式で行っております。その場には市町村の保健師も同席し、健康診断結果を用いた保健指導や、介護保険サービスへのつなぎも行っております。

今後、健康相談を実施するに当たりましては、被災船員の方々に開催の情報が行き届くよう、関係機関と連携し、周知を強化してまいります。あわせまして、被災船員の御事情によっては、訪問による健康相談なども実施するなど、工夫も加えながら支援を継続してまいります。

（文化生活部長池上香君登壇）

○文化生活部長（池上香君）　高知県史へのビキニ事件の掲載についてお尋ねがございました。

ビキニ環礁において、本県の漁船員の方が水爆実験により被曝されたことは、本県の戦後史において歴史的な事柄の一つではないかと考えています。

高知県史の編さんに当たりましては、昨年度から戦後史を担当する現代部会を設置し、大学教授等の部会委員により、資料編の構成を検討するとともに、ビキニ被災に関することも含め、県内外で関連する資料の調査を実施しています。

今後、さらに資料調査を進めた上で、調査で得られた成果を踏まえ、高知県史に掲載する事項を検討することとしており、ビキニ被災に限らず、本県の重要な戦後の歴史を後世に伝えることができるよう編さんに取り組んでまいります。

○33番（細木良君）　それぞれ御答弁ありがとうございました。

今回の質問は、公契約条例と2000年までの木造住宅の耐震化、何としてもいい答弁がいただけたらというふうに思っていましたけれど、なかなかちょっと厳しい状況でした。

耐震化については、今、能登半島地震を受けて申請が急増しているということですので、現在90％の耐震化率を100％にするために診断士さんを増やしたり、以前の議会でも言いましたけれど、低コスト工法を施工できる業者さんが県内では偏在をしているということについては、その工法がたくさんの事業者ができるように応援もしていただいて、一日も早く100％、2000年のほうにスライドしていけるようにということを強く求めていきたいと思います。

水道事業については、公衆衛生と生活環境を守るために、憲法第25条では、公衆衛生は国の責任というふうに言われています。水道事業については、独立採算制と受益者負担という枠組

みですので、こういう下水道管路の老朽化対策について、今の現状ではあまり、危険なものは、即座に危険なものはないというふうな判断でしたけれど、これからどんどんどんどん増えていくわけです。その点では、やっぱり国の責任で職員さんも増やしていくというような方向が、災害対応という点では必要ではないかと思います。このまま行きますと、やっぱり水道料金の引上げとか、あと自治体の負担が増えていくということになります。

国の責任において、人材の確保、老朽化したインフラの整備を行うように、知事に求めていただきたいと思います。

あと、国が今方向性として進めているのは、ウオーターＰＰＰということで委託です。これは水道のコンセッションへの移行、すなわち水道事業を利権化して営利企業に売り渡すものということで、私たちは反対をしています。

国に対して、自治体への財政支援についてはウオーターＰＰＰを前提条件にしないように制度設計を、知事は全国知事会を通じて国にも求めていただきたいと思います。これは要望で構いません。

あと、私はホームレスの支援の団体にも入って、時々夜回りなんかもしています。その現場で、市内の中心部にも今でもおられますし、以前は種崎千松公園にもホームレスの方おいでました。いろいろお話を聞きますと、会社の元社長さんであったり、元公務員さんであったり、飲食店の経営者であったりという、職種はばらばらです。友達や知人の連帯保証人になったことがきっかけで、生活困窮になり、ホームレスの生活を余儀なくされているというようなお話も聞かせていただきました。誰でもが陥りやすいということであります。

生活保護制度は、最後のとりで、セーフティーネットであるとともに、自立につながる制度でもありますので、県の査察におきましては、不正受給、もちろん駄目なんですけれど、不正受給でそういう濫給防止という視点だけではなく、使える制度については全て受給者に制度を活用してもらうという、漏給防止という観点でも監査をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

あと、家族介護料については、この間、高知市の事例で４件、支給漏れの可能性であるというようなことがあったようです。これについて、なぜこういうふうに対象から漏れるようなことがあったのか、もし子ども・福祉政策部長、何かこういう情報があったら教えていただきたいと思います。ちょっとこれ２問で考えていただけたらと思います。

県内は今８つの市町村が、介護事業所がゼロになっています。１個しかない事業所は、９つの町村となっています。こういう、事業所が少なくなる――これからどんどん増えていくという可能性の中で、家族で介護せざるを得ないという事態もこれから想定をされます。そういう点では、生活保護の家族介護の制度がこれから増える可能性っていうのもあるわけです。

先ほど国のほうで基準を設けて自治体のほうに周知する、そういう動きもあるというふうな御答弁でした。そういう基準が新たに設けられた際には、市町村にしっかり対応していただいて、周知徹底して、支給漏れがないように、これは求めておきたいと思います。

あと、ビキニの被災の問題も御答弁ありがとうございました。高知県の元漁船員の皆さんは、今回のノーベル平和賞の受賞を自分事のように、すごく喜んでいます。

私も昨年、劇団the.創による、ビキニの海からの証というのを上演なされて、私も舞台に立たせていただきました。このお芝居を通じて、室戸の水産高校生がこのビキニによって被曝を

され、若い命が失ったということを僕も初めて知りました。現在、3.1のビキニデーの集会が３月１日に行われました。県は1984年の非核平和高知宣言を行っていますので、政府に対して核兵器禁止条約に参加するように求める広島や長崎の知事と一緒に求めていただきたいなというふうに思います。

そしたら、２問、ここで終わります。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　先ほどの家族介護料の高知市の案件ですけれども、完全に支給漏れかどうかといったところは、まだ私のところまで情報が入ってきておりません。これにつきましては、今後国からの実態把握の調査もされるというふうに伺っていますので、そうした中でちょっと高知市にもお伺いしまして、最終的にはこういう支給漏れがないといったようなことを、今後も注意喚起もしていきたいと思いますし、そういった意味で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

○33番（細木良君）　ありがとうございます。よろしくお願いします。

公契約条例についてですけれども、建設業の担い手不足は危機状況と言われています。平均賃金が、他の産業より16％低く、適正な労賃へと構造的転換を目指すために、設計労務単価を元請工にも行き渡らせて、労務費の見える化を進めるため、昨年国が標準労務費というものを新設されています。県発注の公契約だけでも、賃金条項を高知県が定めたら、全国初の条例ともなりますので、ぜひ――後段、一本化をして、横断的なものが必要になったら検討されるという、そうした知事の答弁もありましたので、実現していっていただきたいと思います。

公契約条例が制定されると、県と契約している企業は建設関係にとどまらず、業務委託、指定管理受託事業所も対象となりますし、県雇用の臨時・非正規雇用労働者、警備、清掃、公園管理、福祉、介護に影響が及んでいきます。県全体の賃金水準の引上げにもつながって、人口減少を食い止めることもできます。県レベルで条例制定が全国で進むことによって、国の公契約法制定にもつながっていくのではないかと期待をされています。

最後ですが、南国市の若宮ノ東遺跡で文字が記されている土器が発見されました。「何」と「不」ということで、反語的に何で何々しないのかということで意味があるそうです。なぜ公契約条例を制定しないのか、なぜ2000年までの木造住宅耐震化をしないのかという思いがありますので、これからも実現に向けて、実現までしつこくこの問題は取り上げていきたいと思いますので、執行部の皆さん、同僚議員の皆さんよろしくお願いします。

以上で、全質問終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　暫時休憩いたします。

午前11時12分休憩

――――― ∽∽∽ ―――――

午後１時再開

○副議長（金岡佳時君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

８番上田貢太郎議員。

（８番上田貢太郎君登壇）

○８番（上田貢太郎君）　自由民主党の上田貢太郎でございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、早速通告に従い、質問に入らせていただきます。

まずは知事に、東京一極集中の是正についてお伺いいたします。

総務省は、今年１月に住民基本台帳に基づく2024年の人口移動報告を発表しました。それによると、2024年の高知県は、3,121人の転出超過で、3,000人を上回るのは2008年以来であり、人口に対する転出超過の割合は、0.46％と全国で最も高くなっています。

豊かな自然風土や新鮮でおいしい食材に恵まれた高知県であっても、魅力ある働き場所と高い収入が得られなければ、この転出超過の傾向はさらに拍車がかかっていくと想像できます。

一方で、東京都は７万9,285人の転入超過となり、全国で最も多くなりました。このことは、30年以上前から全国総合開発計画のテーマとして、東京一極集中から多極分散型の国土体制の確立を大きな命題として掲げておりながら、いまだに東京一極集中に歯止めがかからず、地方への多極分散施策が十分機能してこなかったことを意味しており、これからも是正策として、より一層の効果的施策を打つことの重要性がますます高まっているものと思います。

知事は、大変厳しい数値と認識している、同じような状況にある他県の知事らと連携して、国に対して一極集中の是正について有効な対策をもう一度取っていただくよう、さらに強く働きかけていくとコメントをされています。

そこで、高知県知事としてどのような提言をしていくおつもりなのか、御所見をお伺いいたします。

次に、外国人材の都市部一極集中の是正についてお伺いいたします。

県内の各産業においては、担い手不足から、外国人労働力の活用が増えていますが、このことは知事はじめ県当局の皆様の御努力のたまものと評価しています。

１月31日に、高知労働局が高知県内の外国人雇用状況の届出状況をまとめ公表しています。それによると、県内の外国人労働者は、昨年4,510人であったものが、5,200人を超え、過去最高を更新し、伸び率も17％台と高水準です。在留資格で多くを占めるのは、技能実習2,827人、特定技能935人、合計3,762人で、昨年は3,059人でしたので、703人増加しています。国籍別の上位３か国は、ベトナム1,981人、インドネシア1,048人、フィリピン701人です。彼らは納税者であり、消費者でもあり、高知県経済に少なからず貢献しているものです。

ただ、アジア圏の現状は、日本をスルーして、労働単価が高く高収入が見込める韓国に流れる傾向が強く、そうした中、全国で見ても最低賃金の低い高知県に来てくれる外国人労働者には頭が下がります。できるだけ長く高知県で頑張ってほしいものです。

しかも、技能実習最大５年間に続き、特定技能１号の５年間で計10年働くことができ、さらに特定技能２号に進むことにより、配偶者や子供を呼び寄せ、家族帯同の移住も可能となります。しかし、最近は技能実習制度の廃止が決定され、令和９年からは育成就労制度に切り替わるので、転籍することのない技能実習への駆け込みが増える傾向にあります。

また、現行の制度では、技能実習１号は、１年間の実習を経て、続く技能実習２号への技能検定などの試験をパスすれば、合計３年間の在留資格が得られ、職種を変更しなければ、在留資格５年間の特定技能１号へは試験免除でそのまま進むことができます。

こうした中、令和９年度までに施行される育成就労制度においては、本人の意向による転籍が可能となります。そうなった場合、給与など条件がよい都市部に流出することが懸念されますが、本県に定着してもらうための取組について商工労働部長にお伺いいたします。

次に、人口減少対策について御質問いたします。

今年１月、総務省が発表した住民基本台帳移動報告では、高知県の令和６年１月から12月までの転出超過数は、先ほども申しましたが、3,121人と、令和５年と比べ1,000人以上、転出超過数が増え、人口に占める転出超過数の割合も0.46％と、0.4％の徳島、愛媛、0.42％の岩手、0.44％の青森を上回り、全国ワースト１位となっております。

この数字は、国内外の移動を含む社会増減とは異なり、国内のみの移動の状況を表したものであり、プラスの県があればマイナスの県ができるという、ゼロサムの競争の中での本県の厳しい状況が示されたものと考えられますし、本県を含む40都道府県の転出超過の大部分を東京、千葉、埼玉、神奈川の東京圏が転入超過で吸収しているという状況に、行き過ぎた東京一極集中のひずみを見る思いがしています。

しかしながら、国によるこのひずみの是正を待ついとまは本県にはありません。加えて、人口減少には何か一つの政策で効果が表れるという特効薬もありません。近隣に政令市など大都市圏がなく、地勢的にも厳しい条件にある中、全国に先行して人口の自然減が始まり、現在も特に若者や女性の流出が続く高知県では、少しでも効果があると思える施策は、ちゅうちょなく、あまねく講じていくべきであり、その小さな積み重ねにより、将来の若者の減少を食い止めていくという、長期戦に向けた決意と覚悟を持ち続けることが何より重要であると考えます。

そして、効果ある施策をあまねく講じていくためには、その前提として、特にコロナ禍を経て、人の意識や行動、経済状況などが大きく変化した現在の足元の状況をしっかり踏まえた上で政策を検討することが必要であります。

そこでまず、今回の報告で示された転入減、転出増の要因についてどのように分析しているか、人口減少・中山間担当理事にお伺いいたします。

今回の住民基本台帳移動報告の転出超過の内容を、転入、転出に分けて見てみますと、転出がさらに増加しただけでなく、転入が大きく減少しております。

転出抑制の取組に加え、転入増の取組をさらに強化する必要があると考えますが、移住対策などの転入増に向けた取組をどのように強化していくのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いいたします。

加えて、今回示された転出数の増加についても改めて注目する必要があると考えます。人数で407人増加、前年比で3.7％の増加は、震災のあった石川県を除くと、実質的には全国ワースト１位の数字となっています。賃上げなどによる就労環境の大幅な改善が、さらなる東京一極集中の加速化につながっていることが要因と考えられ、難しい面はあるものの、県としても、できることは速やかに、多面的に対応していくことが必要です。

改定を予定している、元気な未来創造戦略の強化の方向性には、移住・定住対策のさらなる強化が掲げられています。若者の転出抑制を視野に入れた新たな定住対策の取組が必要ではないかと考えますが、具体的に定住対策をどのように強化していくのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いいたします。

また、こうした入り口・出口対策としての移住・定住施策の強化はもとよりですが、若者の転入増や転出減に向けて、何よりベース、基礎となるのが若者にとって魅力のある仕事をつくることだと考えます。

そうした中、県内では多くの事業者が、若者にとって魅力的な企業となるべく取組を進め、県も支援をしておりますが、中でも１次産業は都市部にない高知県の強みを生かせる産業であります。

農業においては、独立自営を目指すには経済的、技術的なハードルが高いため、まずは雇用の形で足を踏み出したいと考える若者も多いのではないかと考えます。

また、漁業においては、近年、収入が安定したサラリーマン漁師として、定置網や養殖業など、雇用型漁業への若者の就業が増えていると聞いています。

そこで、農業、漁業、それぞれの分野において、雇用労働者として働きたいという若者を呼び込むためにどのような取組を進めようとしているのか、農業振興部長、水産振興部長に伺います。

この項最後に、大学などの卒業時、いわゆる新卒の県内就職促進の取組についてお伺いいたします。新卒就職の年代を含む20歳から24歳の年代は、転出・転入の両面で人口移動数が最も大きい年代であり、令和６年の数字で言えば、転入は1,680人、転出は3,267人に上っています。

差引きの結果として、転出超過の最も大きい年代となっていますが、逆に言えば、県内大学生の県外就職を県内に留めること、併せて県外大学生の県外就職を県内就職に振り向けることができれば、この年代の高知県の若者の転出超過は大きく改善することになります。

そのためには、元気な未来創造戦略において、政策１に掲げる、若者の所得向上など、魅力ある仕事をつくり、若者の定着につなげる取組と併せて、早急に取り組むべきこととして、まずは県内にある企業情報を県内外問わず、学生たちにしっかり届けることが必要と考えます。

戦略の強化策を検討する外部検討会の委員からも、そもそも高知の企業は、学生の企業選択の土俵に上っていないのではないかという意見があったと承知しています。来年度卒業の大学生の就職活動も、既にこの１日からスタートしており、早急な対策が求められるところです。

大学生の県内就職を促進するためには、県内事業者側も優秀な人材を採用するための体制や、取組を時代に合ったものに改める必要があると思います。そのためには、事業者における採用力の向上が必要と考えますが、現在どのような支援を行っており、どのように強化していくのか、商工労働部長にお伺いいたします。

次に、観光振興についてお伺いいたします。

先日の知事の提案説明において、令和６年の県外観光客入り込み数が、一昨年の472万人に次ぐ445万人になったとの話がありました。らんまんによる反動減、地震などの影響がある中で、このような入り込み数を記録できたのは、観光分野において、平成22年の大河ドラマ龍馬伝以来、官民が一体となり、連携を深めながら取組を進めてきた成果であると思います。

今年度から展開しているどっぷり高知旅キャンペーンでは、中山間地域の文化や人々との交流にスポットを当て、地域ならではの魅力を伝えていくことで、宿泊数や観光消費額の拡大を図ることとしており、本県観光のもう一段の底上げに期待しているところです。

宿泊数の拡大の面では、中山間地域において、宿泊施設を中心に地域の体験や食を組み合わせ、エリアでの長期滞在や周遊につなげる、いわゆる分散型ホテルの取組が進められております。

土佐清水市の窪津で、空き家３棟を改修した分散型ホテルが完成し、今月から本格稼働しており、今後、市場見学や魚さばきなどの体験メニューも開発していくと聞いております。

また、地域ならではの魅力を生かした商品づくりにおいても、安芸市において、早朝にシラス漁や競りを見学した後、釜揚げちりめん丼を味わうモニターツアーが実施されるなど、宿泊につながる体験プログラムの開発が進んでおります。これらの取組を継続することにより、県内各地での連泊や長期滞在につなげてもらいた

いと思います。

このように長期滞在を促すことに加え、平日や冬場といった閑散期の稼働率を上げていくことも効果的ではないかと考えます。

県でも冬場、夜の高知城を舞台に光のイベントを開催し、閑散期の誘客を図ってはおりますが、今年度で６回目の開催となること、他県でも同様の取組が増えてきていることを考えると、施策の転換期に来ているのではないかと感じているところです。

そこで、今後閑散期対策としてどのような取組を展開していくのか、観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

宿泊数の拡大に取り組む際に、もう一つ気をつけておかないといけないことは、人手不足の問題です。現在、旅館、ホテルでは、募集をかけても人が集まらず、全ての客室が稼働させることができていなかったり、夕食や朝食の提供を中止せざるを得ないことなどの状況が生じております。

他の産業でも人手不足は大きな課題となっており、即効性のある取組は難しいとは思いますが、外国人労働者の雇用の面で見ると、高知労働局の産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数調べの令和６年10月末時点の数値では、全産業では1,216事業所、5,293人の雇用となっている中で、宿泊業では24事業所、69人の雇用で、その割合はいずれも２％以下とまだまだ取組の余地があるように思われます。

そこで、旅館、ホテルの人手不足に外国人の雇用を含め、どのように取り組んでいくのか、観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、観光消費額の拡大に移ります。観光庁の宿泊旅行統計調査によりますと、令和５年の県内での外国人の延べ宿泊者数は、13万9,110人泊、昨年も速報値ではありますが、11月までの実績は、11万6,370人泊と好調を維持しております。特に来年度は、大阪・関西万博が開催されますし、外国客船も過去最高の90隻以上の寄港が予定されており、日本人よりも消費額の多い外国人の消費につながる取組が必要ではないかと思われます。

そこで、来年度、本県を訪れる外国人観光客の消費拡大に向け、どのように取り組まれるのか、観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

次に、ＳＮＳの活用についてお伺いいたします。

今期は、議員監査委員という役割を通じて、県下の様々な場所を訪問し、現場の実情を直接見聞きする貴重な機会をいただきました。その中で特に強く感じたことは、高齢化が進行し、若者の流出が止まらず、さらには地域を支える後継者や担い手が不足しているという課題です。これらの問題について、多くの方々から話を伺い、私自身が感じたことは、地域や自治体の持つ魅力や可能性が十分に知られておらず、情報発信力が弱いことが一因ではないかということです。

そんな中、自治体の政治、政策に特化したネットメディアissuesでは、ＳＮＳを活用した成功事例が幾つか取り上げられています。その中でも、リョーマの休日キャンペーンは、観光分野におけるＳＮＳ活用の成功例として高く評価されており、ターゲットを明確にし、効果的な情報発信によって観光客誘致に成功したとのことです。

しかしながら、こうした効果的なＰＲ手法やノウハウがあるにもかかわらず、なぜU・Ｉターン促進事業や若者の定住を目的とした取組にこれを応用しないのかという疑問を持ちました。観光分野で成果を上げた事例を他の分野にも横展開することで、地域全体の課題解決につながるのではないでしょうか。

現在、ＳＮＳの活用は、自治体の重要な戦略

の一つとなりつつあります。例えば群馬県の山本一太知事は、就任後すぐに県庁内に１億2,000万円を投じて動画制作スタジオを整備し、動画、ＳＮＳ戦略を始めました。その結果、移住や企業誘致に大きな成果をもたらしたこと、ユーチューブチャンネルのReHacQでも公言しています。

一方で、全国的に見ても、ＳＮＳの専門部署を設置している自治体はまだまだ少ないのが現状です。そのような状況の中で、本県が群馬県に倣ってＳＮＳ運用の専門部署を立ち上げることは、地域課題の解決に向けた新たな一歩になると考えます。

実際ＳＮＳの活用状況を見ても、大きな差があるのが現状です。本県公式のユーチューブチャンネル登録者数は約１万1,400人ですが、群馬県の公式チャンネルは約６万5,000人、県職員チャンネルが約２万1,000人、子供向けの劇団ぐんまちゃんチャンネルが約8,000人と、トータルで10万人近い登録者数を誇っています。

しかし、群馬県の動画再生数は１本当たり300から500回、多くても1,500回前後と決して多いわけではありませんが、それでもほぼ毎日新しい動画をアップし、情報発信の量と継続性を確保しているのです。

さらに群馬県は、移住希望者ランキングで全国１位という実績がありますが、それでも若者の流出は続いているとのことです。これは、ＳＮＳを含め、常に新たな発信方法、施策を検討し、取組を継続的に強化していく必要性を示唆しています。

こうした視点から、県庁の横断的なＳＮＳ活用についてのお考えを総合企画部長にお聞きします。

次に、地域の燃料供給体制の確保についてお伺いいたします。

長野市において、一部のガソリンスタンドが価格の上げ幅や下げ幅を事前に調整していた疑惑が浮上し、独占禁止法に抵触する可能性が報じられています。

本県の場合は、以下のような地理的、経済的な事情により、ガソリン価格が高止まりしやすい構造的要因があると考えられます。

まず、人口の少なさから、１店舗当たりの月間販売量が20キロリットルにも満たない、12キロリットル、８キロリットルといった低水準の販売店が存在し、僅かな利益では経営を維持することは困難である。

次に、タナスカの備蓄タンクが小さいため、船舶による頻繁な輸送が必要である上に、湾内が浅く、小型の船しか入れない。さらに、陸送においても、県外では、一般的に28キロリットル車を使用しているが、県内では16キロリットル車が主流となるなど、コスト高につながる要因が多い。

最後に、安定的な燃料を供給するための設備投資負担が高い一方で、人口減少や過疎化の進行により、ガソリン需要が伸び悩み、採算確保が難しい。

こうした背景から、本県においてはガソリン価格が構造的に高くなりがちであり、現実的には１リットル当たりの粗利が10円程度では十分な収益を確保できず、その結果として経営難に陥るガソリンスタンドが増え、閉鎖・廃業が相次いでいます。実際に、町内にスタンドが１軒しかない町も幾つかあり、近い将来ガソリンスタンドのない町が生じる可能性も指摘されています。

ガソリンスタンドは、日常的な燃料供給だけでなく、災害時の拠点機能や生活インフラとしても重要な役割を担っています。特に過疎化、高齢化が進む地域でのスタンド閉鎖は、住民の移動手段確保や買物難民の増加に拍車をかけるおそれがあり、地域社会に深刻な影響を及ぼす

と考えます。

今後、こうした問題に対し、県や自治体による経営支援策の拡充、地域コミュニティーとの連携強化、さらにはＥＶなど次世代モビリティーへの対応策など、多角的なアプローチを組み合わせる必要があります。そこで、以下について伺います。

ガソリンスタンドの経営を維持するための県独自の支援を実施する予定はあるのか、危機管理部長にお聞きします。

次に、今後のＥＶへの転換を見据えたインフラ整備について林業振興・環境部長にお聞きします。

次に、災害時の医療救護体制についてお伺いいたします。

１月25日に高知県医師会災害医療対策研修会が開催されました。秋冨慎司先生をお招きし、東日本大震災の岩手県での問題点や、昨年の能登半島地震の際の医療実態や、その後の地域医療崩壊の報告を聞かせていただきました。

講演では、被災医師の精神的・肉体的疲労、ライフラインの途絶、地域住民の期待とのギャップ、スタッフの離散、精神的・心理的ケアやマンパワーの確保などが報告されましたが、講演の中で気になったことは、平時であっても本県においては診療報酬の問題から病院経営が困難になりつつあることを聞いておりましたから、災害有事後の地域医療の崩壊が大きな問題になることが予想されることです。

そこで、南海トラフ地震を見据えた本県の災害時の医療救護体制などについて質問いたします。まず、南海トラフ地震が発生した場合、高知県の医療機関は極めて厳しい状況に置かれることが予想されます。迅速かつ的確な医療支援を提供するためには事前の備えが不可欠です。

このことについて、災害時においても医療が継続できるような体制整備を図るため、県として、平時においてどのような対策が必要であると考えているのか、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、能登半島地震においては、災害時の医療救護活動などの総合調整を行う保健医療福祉調整本部が石川県庁に設置されましたが、各種コーディネーターや県内外からの多数の関係機関・関係者や多種にわたる支援チーム、ＤＭＡＴ、ＪＭＡＴ、日赤救護班が集結し、本部として非常に広いスペースを要したという状況であったそうです。

このことについては、能登半島地震において新たに生じた課題であり、本県に関しても同様の状況が見込まれると考えますが、石川県の事例を踏まえた本県の保健医療調整本部の現状について健康政策部長にお伺いいたします。

最後、令和６年11月に国から出されている令和６年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方についてという報告書では、能登半島地震における様々な災害対応の現状と課題及びこれを踏まえた今後に実施すべき取組が記されており、本県の今後の災害対策を進めていく上でも、非常に有用となるものと考えております。

この中で、平時から各種の専門分野の担い手である民間団体等との連携体制が重要であり、平時から官民連携体制の構築に取り組むべきとの記載があり、医療支援チームにも民間の団体などがあると思いますが、そのような団体との連携体制について、現状と課題はどのようなものがあると考えているのか、健康政策部長にお伺いいたします。

次に、災害ボランティアの受入れについて質問いたします。

今年１月17日で阪神・淡路大震災から30年を迎え、長田区の日吉地区で10年ぶりの住民フォーラムが開催されました。そこで、能登の支援や取材を行っているＮＧＯ関係者や新聞記者から

得た情報を基に、能登の復興が進まない問題点を踏まえ、見えてくる本県が取り組むべき対応について質問いたします。

最初に、ボランティアが不足している問題に関しまして、発端は石川県知事の地震発生から４日後の、能登への不要不急の移動は控えてください、現在個人のボランティアは受け付けておりませんというエックス投稿が物議を呼んだことからでした。石川県では、道路網が寸断され交通渋滞が発生、人命救助や物資輸送に向かう緊急車両を優先するためのエックスの発信だったそうですが、これがボランティアは来るなと誤認され、ボランティアは歓迎されないと捉えられていたようです。

また、本来なら、各市町村社会福祉協議会の災害ボランティアセンターを支援する県社協が機能せず、県がボランティアを管理する形が取られたことから、さらなる混乱を招いてしまいました。

加えて、ボランティアリーダーを育てていなかったり、県がベテランボランティアのＮＰＯ、ＮＧＯのアドバイスを受け入れなかったなど、行政側がボランティアそのものに対する知識と認識が希薄だったようです。

高知県は、自主防災組織の組織率も97.3％となるなど、ボランティアに対する意識は高いものと考えますが、南海トラフ地震の場合、石川県のような混乱が生じないか心配しております。

全国から集まるボランティアをどのように調整するのか、子ども・福祉政策部長のお考えをお聞かせください。

次に、支援ボランティアの活動資金が足りない、集まらないという問題です。現地支援を行っているＮＰＯやＮＧＯなどは、日本財団などの助成を受けて何とか活動を続けているようですが、これらにしても最大で300万円程度ですから、駐在員を１人置いても、拠点となる事務所、交通費、人件費となると、半年ももちません。

緊急消防援助隊や自衛隊の方々の活躍は大変すばらしいものですが、彼らは公務員の仕事として給料が支払われますが、ボランティアは、仕事ではないとはいえ、食事もすれば、風呂にも入る、長期になれば宿泊もします。

ボランティアは、自発的な意思に基づき、対価を求めない社会貢献活動であり、多くの人がボランティア精神を持って活動されていますが、南海トラフ地震の場合は活動が長期間となり、負担が非常に大きくなることが予想されます。

国は、地震から１年たって、今年の１月10日にようやく交通費などに１団体最大50万円を補助すると発表しましたが、50万円では全く足りません。

このため、より多くのボランティアに来ていただくためにも、負担を軽減する対策が必要ではないか、子ども・福祉政策部長のお考えをお聞かせください。

最後に、不登校についてお伺いいたします。

今年１月18日に、子育て問題などへの相談活動で長い経験と実績のあるはまゆう教育相談所で、不登校支援の実態をテーマに研修会が開催され参加してきました。

はまゆう教育相談所は、今年創立64周年を迎える団体です。ここでは、長年の活動を通じて多くのデータと経験が蓄積されており、それだけ多くの子育てや不登校に悩む保護者の方々や、不登校の子供たちがいることに大変驚きました。

また、はまゆう教育相談所において、そういった子供たちやその保護者への相談支援が丁寧に行われていることにも感銘を受けたことでした。

昨今、不登校の児童生徒数が全国的に急増しております。文部科学省の調査によれば、昭和61年当時は３万人ほどであった不登校児童生徒が、令和３年、2020年度には19万人を超え、さらにここ２年間で10万人増え、昨年度は約34万

6,000人にまで達し、11年連続で増加、過去最多となったとの報告があります。

こうした背景には、新型コロナウイルス感染症の影響による生活リズムの乱れや、登校意欲の低下、また支援が必要な子供たちへのサポート体制が十分に整っていないことなどが挙げられています。

さらに、旧文部省が平成３年度に、全ての子供たちが不登校になる可能性があると述べたことや、教育心理学の専門家によると、子供同士だけでは集団を十分に形成できなくなっているという指摘もあります。

また、いじめや学級崩壊、ひきこもりの増加といった問題は、相互に関連し合い、それらが子供たちの生きづらさを一層強めている状況がうかがえます。

さらに近年では、いわゆる非行行動として表面化しにくいものの、子供たちの心の膜が薄くなり、小さなきっかけで深く傷ついてしまう傾向が指摘されています。

これらのことは、子供たちの自尊感情、自分を肯定し、認める気持ちが低くなり、また対人関係のスキルを培う機会が限られていることなどもあり、様々な困難を乗り越える力が十分に育っていない子供たちが増えているのではないかと考えられます。

このような様々な要因が関連し合って起こる不登校については、長期的な視点でのアプローチが必要で、まずは不登校が生じないよう、学校が子供たちにとって心身ともに健やかに成長し、安心して学べる場として充実することが重要だと考えます。

そこで、こうした自尊感情や対人関係力を育みながら、不登校を生じさせない学校づくりについて、どのように取り組んでいるのか、教育長にお聞きいたします。

私も、不登校の子供さんがいる保護者の方の相談を受けたり、不登校の子供さんのいる御家庭を訪問し、実際にお会いしたこともあります。その方々からは、学校に行きたくても行けないとか、学校に行けないけれども勉強したいといった声をお聞きしています。

不登校の状況が長引くと、心や身体が回復するのに非常に時間がかかるようです。また、その間は学びからも遠ざかることが多く、将来の進路実現や社会的自立に向け、大きな課題となることも心配されます。こうしたことから、学校で遅刻や欠席が見られ始めると、早い段階で支援につなげることは重要と考えます。そういった支援の場の一つとして、校内サポートルームがあると聞いております。

そこで、現在の本県のサポートルームの取組の成果、課題、また今後の方向性について教育長にお聞きいたします。

また、不登校は取り巻く環境によって誰にでも起こり得ることです。しかし、たとえ不登校になっても、学びから遠ざかるのではなく、その子供の状況に応じた教育の機会を保障することは重要なことと考えます。全ての子供が、学びたいと思ったときに、学びにつながることができるのはとても大切なことです。

県として、不登校の子供一人一人の状況に合わせた学びの場や居場所をどのように充実させていくのか、教育長にお聞きしまして、第１問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　上田議員の御質問にお答えいたします。

東京一極集中の是正に向けまして、国に対してどのような提言を行っていくのかというお尋ねがございました。

地方の人口減少と東京一極集中は、政治経済、文化の中心であります東京圏に、若者にとって魅力のある企業、あるいは大学が集積をしてい

るという構造的な問題に起因するものであります。このためこの問題は、地方の努力だけで解決できるものではなく、国土政策や社会経済政策として、国が責任を持って戦略的に取り組むべきであると､かねてより訴えてまいりました。

こうした中、初代の地方創生担当大臣でもあります石破総理は、令和の日本列島改造といたしまして、東京一極集中の是正と多極分散型社会の実現を目指すという方針を打ち出されております。我々といたしましては、これを好機と捉えまして、来年度は我が国の、働き方と経済運営、さらには国土政策、この３つの社会経済構造を一体的に転換するように改めて強く訴えていきたいと考えております。

１つ目の働き方について申しますと、これまでの男性中心の長時間労働に依存する社会から、労働時間の短縮などを通じまして、多様な担い手が活躍できる社会へ変えていく必要があります。

２つ目の経済構造につきましては、これまでのコストカット一辺倒の経済から、多様性を尊重し、新しいサービスを生み出していく、そして稼いでいくという、高付加価値型の経済への転換が不可欠だと考えます。

３つ目の国土政策につきましては、東京一極集中の是正に向けた大都市機能の地方分散を進めまして、地方部で、そして地方部こそ、仕事と生活を両立できる、創造的な生活ができるといった選択肢を提供できるようにしていく、このことがポイントではないかと考えております。

このうち、特に東京一極集中の是正におきましては、石破総理は新設されます防災庁などの政府関係機関につきまして、国内の最適立地を推進するために、地方からの提案を改めて募るという考え方を示されております。これに呼応いたしまして、例えば昨日御答弁申し上げました、新設される防災庁の、仮称でありますが、事前復興局といった組織の設置を求めるということなど、高知県の地域特性に適した政府関係機関の誘致に向けまして準備を進めたいと考えております。

これらに加えまして、１つには、企業や大学などの大都市機能の地方分散があります。企業の今の東京一極集中ぶりを見ますと、私自身も知事仲間で雑談をする中では、もう今からは法人税の税率に差をつけるぐらいにしないと、この大都市と地方の差が解消できないんじゃないかというような話題をすることもあります。

また、大学につきましても、大学の分野は昨今急速に進んでおります少子化の影響をもろに受けるところだと思っております。各大学は魅力化をし、学生を集める努力をしっかりしていきませんと、まさしく生き残りをかけた戦いに敗れかねないということだと思いますし、これは昨年秋の自民党総裁選では、河野太郎候補などが、例えば今やもう東京大学は東京にある必要はないんじゃないかというような問題提起もされたというふうに思います。

こうした企業や大学などの大都市機能の地方分散が一つの論点だと思いますし､医療や福祉、教育などの基幹的な子育て支援に係ります全国一律の制度の創設､そして地方税源の偏在是正、これも今大きなテーマではないかというふうに思います。

昨今の経済のデジタル化によりまして、税収の大都市部への集中という傾向がますます強まっております。大都市部におきましては、この税収を生かして子育てへの経済支援措置を、非常に手厚い措置を展開されるという中で、それがかえって若者、子育て世代の大都市集中に拍車をかけているんじゃないかという問題意識がございます。であるとすれば、ただいま申し上げました、地方税源が今大都市に偏り過ぎているというところを、これを地方に移すという

意味での地方税源の偏在是正と一体的に、国がこの基幹的な子育て支援の制度は全国一律で設計をし、責任を持って実行する体制をつくっていくと、こうしたことも今急務ではないかというふうに考えます。

こうした人口減少対策の政策提言を、具体的にどういうふうに展開していくか、現在検討作業を行っております。その中で、率直に申し上げまして、あまりに非現実的なものでは相手にされないというのはございますけれども、今までよりは一歩も二歩も踏み込んだ形での具体的な政策提言を行えればというふうに思っております。

東京一極集中の是正も含めまして、人口減少問題を克服し、活力ある高知県を実現いたしますために、全国知事会などとも連携しながら、何としても国を動かすんだという強い覚悟で、粘り強く政策提言を行ってまいる考えであります。

私からは以上であります。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

○商工労働部長（岡田忠明君）　まず、外国人材に本県に定着してもらうための取組について御質問がありました。

議員のお話のとおり、本県で働いている外国人材の人数や外国人材を雇用している事業所の数は、ともに過去最高となります。このことは、あらゆる産業分野で人手不足が深刻化する中、県内の事業者にとって、外国人材はもはや欠かすことができない存在になりつつあると受け止めています。

こうした中、２年後には技能実習から育成就労に制度が移行する予定であり、県内で働く多くの外国人材に引き続き本県に残っていただくための取組が、これまで以上に重要になると考えています。

このため、昨年３月に策定した第２期高知県外国人材受入･活躍推進プランをバージョンアップする中で、定着促進策についても強化しました。具体的には、暮らしやすい環境づくりとして、日本語教育の充実や地域との交流促進、働きやすい環境づくりとして、技能実習生などの住宅改修や就労環境の整備への支援、学びやすい環境づくりとして、技能や日本語の習得に向けたスキルアップへの支援を行います。

加えて、事業者が雇用している外国人材の就労環境や住環境の整備、改善を促進するため、モデル的な取組を行う事業者を認証する制度も創設し、外国人材の受入れ環境の底上げを目指します。

引き続き、庁内の関係部局をはじめ、外国人材の雇用状況に精通している中小企業団体中央会など関係機関と連携しながら、本県で働く外国人材の定着に向けて取り組みます。

次に、事業者の採用力の向上に向けた取組について御質問がありました。

大学生などの就職活動や、働くことに対する価値観などは、時代とともに変化しており、県内事業者の採用活動も学生の就職活動のトレンドやニーズにしっかりと対応することが重要になると考えます。

このため、県では、事業者の採用力向上を後押しする取組として、学生への情報発信やアプローチの手法など、そのノウハウを身につけるセミナーや専門家派遣による伴走支援を実施しています。加えて、来年度からは経済団体の総会等で事業者の経営層を対象に、大学生などの就職活動や採用活動のトレンドについて、様々な業界で、普及啓発を行うこととしています。

また、本年度からスタートした奨学金返還支援制度についても、大学生などの就職活動のスケジュールや事業者の内定時期も踏まえて、募集の開始時期を昨年の11月からに前倒ししました。この奨学金を活用できる事業者についても、

より多くの学生の県内就職、定着を促進するため、大企業のうち従業員数が2,000人以下の、いわゆる中堅企業を新たに対象に加えることとしています。

今後も、こうした取組を通じて、事業者の採用力向上を図ることで、大学生などの県内就職・定着を後押ししていきます。

（人口減少・中山間担当理事中村剛君登壇）

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　まず、住民基本台帳人口移動報告における転入減及び転出増の要因についてお尋ねがございました。

令和６年暦年の転出超過の状況を、転入、転出ごとで見てみますと、転入者8,325人に対し転出者が１万1,446人、差引きで3,121人の転出超過、前年比で見ると1,286人超過数が増えております。

この数字は、お話にありましたように、ある県が転入者を増やせば他の県では転出者が増える、ある県が転出者を抑制すれば他の県では転入者が減るというゼロサムの競争の中での本県の厳しい状況が改めて示されたものと考えております。

この本県の転入減及び転出増の要因としましては、ともに大幅な賃上げなど都市部などにおける就労環境の改善の影響が大きいのではないかと考えております。これにより、特に20代前半のこれまで新卒就職や転職を契機に他県から高知に帰っていた若者の転入が減少、逆に県内在住の若者は、新卒就職や転職の際に他県を視野に入れるようになり転出が増加したのではないかと考えております。

本県では、これら20から24歳が転入、転出ともに年代別の最大のボリュームゾーンでありますが、実際にこの年代の転入者は231人減少、また転出者も120人増加と、どちらも全年代を通じて最大の減少数、増加数となっております。加えて、転入者については、子育て世代とその子供世代の転入数も大きく減少しておりますが、これは先ほど申し上げました都市部の雇用環境の改善の影響に加え、財政に余裕のある都市部の自治体の子育て支援策の充実なども要因ではないかと考えております。

いずれにせよ、人口減少や少子化が全国で進む中、全ての都道府県が今以上に転入増加、転入抑制策を充実してくることが想定されます。本県も、施策を不断に見直し、強化していく必要がございますが、そのため今後は、独自のより詳細な転出入の要因分析が必要と考えております。

まず、年度末から年度当初にかけて、転入・転出者の移動理由を、出身地ごと、就業分野ごとに把握する調査を新たに実施し、その結果も踏まえた上で、適宜、取組を強化してまいりたいと考えております。

次に、転入増に向けた取組の強化についてお尋ねがございました。

県外からの転入者を増やすためには、まず最もボリュームが大きく、かつ今回の減少幅も多かった20代の転入者を拡大することが必要です。この世代の転入者は、新卒後に初めて就職する方や、就職後１度目の転職を考える方が多いと考えられますが、その中でも一定の割合を占める本県出身者は、地元のことをよく知るゆえに、かえって移住相談窓口や高知求人ネット学生サイトなどにアクセスすることなく、御自身で集められた情報の中で、高知へのＵターンの是非を判断しているのではないかと思われます。

このため来年度は、移住に関する情報が十分に届いていないと思われる若者の本県出身者へのアプローチをさらに強化するとともに、同じく本県出身者が多く、実際の転入者も多い中国・四国地方などを意識した取組も強化してまいりたいと考えております。

このうち、Ｕターン候補者、本県出身者への

アプローチとしましては、高知に戻り活躍する若者の姿を動画で発信する移住プロモーション、これを切れ目なく展開し、求人情報を掲載する移住ポータルサイト、移住イベントなどに誘導いたします。同時に、これらの情報を県内の親世代や同世代の友人にも発信し、身近で影響力のある方からＵターンを呼びかけ、相談窓口につなぐよう促してまいります。

また、本県出身者の多い地域をターゲットとした取組として、関西圏における相談体制の強化に加えまして、新たに中国・四国地方に向けたオンライン就職・転職相談会やイベントの情報発信を拡大し、新たな移住候補者の掘り起こしにも取り組んでいきたいと考えております。

最後に、定住対策の強化についてお尋ねがございました。

転出者につきましても、20代前半がボリュームゾーンであり、かつ転出数も増加しております。これは先ほど申しました都市部の就労環境の改善に加えまして、できれば県内に残りたいと考えている方に県内の様々な仕事の情報や魅力、これが十分に伝わっていないことも影響しているのではないかと考えております。

このため、来年度は、これら若年層のうち、新卒者に対しては県内就職に関する情報発信のさらなる強化を図り、転出を考える方に対しては高知で働くことの魅力や仕事の情報を発信する定住プロモーションを展開するなど、若者に対する定住対策をより強化したいと考えております。

まず、新卒者対策では、大学生の段階で県内の企業を知る機会を拡大いたします。高知求人ネット学生サイトに掲載する企業情報を充実するとともに、高校の段階でのこのサイトへの登録会も行います。さらに、学生と県内事業者との交流イベントなどの開催も支援していきたいと考えております。

また、転職層に対する定住プロモーションでは、Ｕターンした若者がやりがいのある仕事で働きながら、高知の自然、食、人の温かさを実感して暮らす姿を発信し、これらをデジタルマーケティングで推定した転職に関心を持つ県内の若者に継続的に届け、県内就職への関心を高めることを狙います。あわせまして、県内の商工業や１次産業など、各産業分野における求人情報やスキルアップのための支援策などを紹介する特設ページを開設し、デジタル広告でここに誘導するなど、転職者層の若者が県内の仕事の情報にアクセスしやすい環境を整えます。

さらに加えまして、幼い頃から地域への理解と愛着を育むキャリア教育を庁内横断できめ細かく推進し、将来の定住につなげるなど、多面的な定住対策を講じてまいりたいと考えております。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

○農業振興部長（松村晃充君）　雇用労働者として働きたい若者を呼び込むための取組についてお尋ねがございました。

農業で働く若者を増やしていくためには、自営就農と比べて、よりチャレンジしやすい雇用就農に対する支援を強化していく必要があると考えています。

このため、来年度は農業の職業としての認知度と魅力度の向上、企業誘致や農業法人の規模拡大による雇用の場の創出という２つの視点で施策を強化してまいります。

まず１点目の、農業という職業を知ってもらう取組としては、農業に関心の薄い若者に向けた高知県農業のプロモーション動画の配信や、県内外での１次産業の合同企業説明会を開催し、企業の魅力を知ってもらう機会を創出します。また、未経験者の方でも農業にチャレンジできるよう、お試し雇用の期間を設け、就農へのハードルを下げるトライアル就農制度を創設

いたします。

２点目の、雇用の場づくりとしては、多くの雇用が見込まれる企業の誘致と既存の農業法人の規模拡大を推進します。企業の誘致につきましては、支援策や地域ごとの推奨作物、農地の情報などを取りまとめた企業版産地提案書を作成し、県内外での誘致活動を強化します。

あわせて、ハウス整備などの設備投資に対する支援を強化し、企業参入や法人の規模拡大を促進してまいります。

こうした取組を着実に進めることで、一人でも多くの若者を農業に呼び込んでまいります。

（水産振興部長濱田美和子君登壇）

○水産振興部長（濱田美和子君）　雇用労働者として働きたい若者を呼び込むための取組についてお尋ねがございました。

全国から若者を呼び込むためには、本県の雇用型漁業が若者にとって魅力的な職業であることが重要です。

昨年度、高知県漁業就業支援センターが行った、仕事の満足度や定着に関する若手漁業者への聞き取り調査の結果、雇用型漁業において、３点の課題が明らかとなりました。

１点目は、体力的に厳しいという、労働面における課題です。この課題の改善に向けて、養殖用の餌を船から給餌機まで運ぶ装置や自動網洗浄装置などの労働負荷を軽減する機器の整備を支援しております。

２点目は、休暇が取得しづらいことや、将来的な昇給や昇進などへの不安といった雇用面での課題です。まずは、休暇の取りやすい職場環境づくりが必要であることから、経営者を含めた職員全体の意識改革に向けた研修の実施について支援してまいります。さらに、男性育休などの休暇制度の充実を促すとともに、休暇中の職員の業務をサポートする仕組みづくりの検討など、共働き・共育ての推進にも取り組んでまいります。

また、専門家の派遣などにより、将来的な昇給や昇進といったキャリアパスを充実、明確化する取組も推進いたします。

３点目の課題として、更衣室がない、トイレの老朽化などといった職場環境が挙げられたことから、施設の整備や改修の支援に引き続き取り組みます。

これらに加え、漁業現場の機械化やデジタル化を一層推進することで、作業の効率化や省力化を後押しし、収益向上による給与の増加や、労働時間の短縮による休暇取得の促進につなげてまいります。あわせて、本県の漁業の魅力を県内外の若者に効果的に発信するため、デジタルマーケティングを強化するとともに、相談窓口のホームページの充実に取り組みます。

こうした取組を通じて、本県の雇用型漁業の魅力を向上させるとともに、その魅力を漁業を志す全国の若者にしっかりと届けることで、より多くの若者の就業につなげてまいります。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　まず、観光の閑散期対策の取組についてお尋ねがございました。

本県では、年間を通してみますと、12月から翌年２月までが宿泊施設の稼働率が低くなる時期となっています。また、全国的に見ましても週単位では、平日の稼働率が低い状況にあると認識しています。

このことから、冬場の閑散期に全国から多くの方にお越しいただくため、高知龍馬マラソンの開催をはじめ、スポーツキャンプや合宿の誘致に取り組んでまいりました。

加えまして、平成30年度に開催した高知城におけるライトアップの夜間イベントも、これまでに６回開催してきたところです。この夜間イベントについては、議員の御指摘にありました

とおり、新鮮味が薄れてきたこともあり、その在り方について見直す時期に来ていると受け止めています。

このことから､現在どっぷり高知旅キャンペーンで焦点を当てている、神楽やよさこい踊りなど、本県の強みである文化をテーマに、観光客の皆様に楽しんでいただき、あわせまして夜の商店街で高知の食を味わっていただける誘客の仕組みを検討しているところです。

また、平日の稼働率の向上に向けては、観光関連事業者と連携し、平日に限定したサービスの提供といった特典つきの宿泊キャンペーンを新たに企画してまいります。その際には、県民の皆様にも平日の観光を楽しんでいただけるよう、県内の企業や団体に積極的に広報を行ってまいります。

このような一連の取組を通じまして、閑散期や平日における宿泊施設の稼働率の底上げを行ってまいります。

次に、旅館、ホテルにおける人手不足についてお尋ねがございました。

現在、旅館、ホテルでは、人手不足により食事つきの部屋販売や懇親会など宴会の受注を制限している施設もあるとお聞きしており、人材の確保が大きな課題であると認識しております。

このことから、県では、宿泊事業者と連携の下、外国人材の受入れに向け、台湾やインドなど現地を訪問し、大学や人材の送り出し機関と協議を重ねてまいりました。今年度、台湾から大学生インターンシップ14名の受入れが実現し、インドにつきましてもこの春から技能実習や特定技能の雇用が予定されるなど、着実に成果につながっております。

来年度につきましても、こうした外国人材の受入れを増やしていく取組を継続していきますとともに、国内人材についても首都圏で開催される移住フェアなどへの宿泊事業者の積極的な参加を促すことにより、人材の確保に努めてまいります。

さらに、県内高校など教育機関での出前講座を通じて観光業の魅力を発信することで、観光人材の育成にも取り組んでまいります。

最後に、外国人観光客の消費拡大に向けての取組についてお尋ねがございました。

台湾定期チャーター便の運航や外国客船の寄港などにより、本県には多くの外国人の方が訪れています。来県された皆様に、高知ならではの体験やお土産物の購入などにより、地域にお金を落としていただくことが経済効果を高める上で重要だと考えています。

例えば仁淀川流域の紙すきや酒蔵見学に加えまして、奥四万十地域の伝統的な神楽などを体験していただく、どっぷり高知旅を提案し、本県独自の魅力を感じてもらいたいと考えています。そうしたことから、魅力をしっかりと伝えることができる通訳ガイドを育成し、インバウンド向けガイドつきのツアー商品を増やしていきたいと考えています。

さらに来年度は、観光事業者の皆さんと連携し、キャッシュレス決済の導入やオンライン地図サービスの活用､多言語での商品の紹介など、受入れ環境の充実を図ることで、お土産物の購入や飲食店でさらなる消費につなげてまいります。

こうした一連の取組により、事業者の皆さんとの連携を深め、外国人観光客による一層の消費拡大につなげてまいります。

（総合企画部長松岡孝和君登壇）

○総合企画部長（松岡孝和君）　県庁の横断的なＳＮＳ活用についてお尋ねがございました。

ＳＮＳは、例えば毎年行われる総務省の情報通信メディアに関する調査でも、全世代での利用が進み、その利用率も年々増加しているとの結果が出ており、今や現代社会において大変重

要な情報発信手段の一つとなっております。

自治体においても、ＳＮＳを活用したマーケティングや県民の皆様への情報発信が、これからますます重要になるものと考えております。

このため、これまでにもＳＮＳの活用に関する職員向けの研修を実施するとともに、令和５年度には、ＳＮＳをより効果的に活用できるようガイドラインを作成いたしました。あわせて、専門家による投稿効果の分析や、より効果的な投稿を行うためのアドバイスもいただいているところであります。

さらに今年度は、テーマごとに関係する部局の実務担当者で構成するワーキンググループを新たに設置し、例えばイベント告知を関係各課と一斉に発信することで、露出度を高める工夫も開始したところです。

来年度は、テレビ番組についても同様にＳＮＳでも発信し、より多くの皆様に、高知のすばらしさを届けてまいりたいと考えております。

引き続き、関係各課とも連携し、専門家の御意見もいただきながら、ＳＮＳを活用した、より効果的な情報発信ができますよう取り組んでまいります。

（危機管理部長三浦謙一君登壇）

○危機管理部長（三浦謙一君）　ガソリンスタンド経営を維持するための県独自の支援についてお尋ねがございました。

ガソリンスタンドは、自動車を移動手段として使う機会の多い本県において、不可欠だと考えています。また、災害時においては、応急・復旧作業を行う車両などの燃料を確保する上でも非常に重要な役割を果たすことになります。

一方で、ガソリンスタンドを取り巻く状況としては、経営難に加えて、経営者の高齢化が進む中、特に過疎化が進む地域においては、後継者が見つからないといった課題があると認識をしております。

このため、県では、中小企業の事業承継を促進するための補助金や融資制度などを設けて支援をしてきているところです。また、商工会や商工会議所においては、事業者に対する経営相談や後継者育成に関するサポートが行える体制を整えております。

こうした取組に加えて、来年度からは、高知県事業承継・引継ぎ支援センターと連携して、ガソリンスタンドの経営者を対象とした本県独自の事業承継セミナーを県内３か所で開催していきたいと考えております。

この中では、事業承継における基礎的な知識や成功事例などを学んでいただくこととしております。また、その後はセンターにおけるマッチングにつなげていくことを考えております。

このように、これまでの取組に加えて、適宜新たな施策を展開していくことで、ガソリンスタンドの経営が今後も維持されていくよう支援してまいります。

（林業振興・環境部長西村光寿君登壇）

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　今後のＥＶへの転換を見据えたインフラ整備についてお尋ねがございました。

交通部門における脱炭素化の促進や、地域における多様な移動手段を確保する視点で、ＥＶの充電インフラの整備は重要であると考えています。

このため、県の率先垂範の取組としまして、県立施設の２か所に充電設備を設置し、今年度より運用を開始しております。来年度は、さらに物部川流域の杉田ダムにおいて、県営水力発電の電力を活用し、災害時にも活用できる充電設備の設置を検討してまいります。

また、ＥＶについては、充電時間や利便性を考慮しますと、自宅での充電が主となることが想定されます。県では、今年度より住宅用太陽光発電の導入と併せまして、ＥＶの充電設備の

一種であるＶ２Ｈの設置費用に対しても支援を実施しており、来年度も継続して取り組む予定でございます。

これらの取組によりまして、ＥＶへの転換を見据えた充電インフラの整備を着実に進めてまいります。

（健康政策部長中嶋真琴君登壇）

○健康政策部長（中嶋真琴君）　まず、災害時に医療を継続するための平時からの対策についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した場合、全国広範囲で道路やライフラインが寸断することに加えて、被災地の医療機能が著しく低下し、医療資源が絶対的に不足することが予想されます。

こうした事態に備えるため、県では災害時でも全ての病院が自らの力で医療継続できる体制づくりを最重点課題として取り組んでおります。

このうち、平時の対策としては、まず医療機関における災害発生時の初動や体制整備の根幹ともなるＢＣＰの策定が必要となります。また、医療を継続するためには、病院の耐震化をはじめ、自家発電や給水設備の整備などハード的な対策に加え、訓練の実施などソフト的な対策も必要となります。

県では、こうした医療機関の災害対策を支援するため、南海トラフ地震対策行動計画に財政支援などを位置づけ、医療体制の強化を後押ししてまいりました。その結果、本県の病院の耐震化率は、全国平均並みではあるものの、ＢＣＰの策定率については全国平均を大きく上回っております。

県としましては、今後も、県外から本格的な支援が届くまでの間、各医療機関が自力で医療を継続することができるよう支援を行い、全県的な災害対応力の底上げを図ってまいります。

次に、本県の保健医療調整本部の運営体制の現状についてお尋ねがございました。

石川県では、能登半島地震を振り返り、保健医療調整本部については、ある程度のスペースを事前に確保することが必要と整理されております。

本県では、これまでの県外の保健医療調整本部の活動実例を踏まえ、本庁に設置する調整本部に加えて、保健衛生総合庁舎にスペースを確保して、ＤＭＡＴなど支援組織の連絡員を配置することとしております。また、能登半島地震では、医療・保健・福祉の連携に課題があったともお聞きしておりますので、この本部には医療分野をはじめ保健分野、福祉分野の支援組織が参加することとしております。

あわせまして、県外から支援組織が参集する際の移動時間のロスも課題とされたことから、本部に立ち寄ることなく、被災地に直接入るオペレーションなどについても検討を進めてまいります。

先月には、調整本部の多くの関係者が参加した訓練を行ったところであり、こうした訓練を重ねながら調整本部体制の充実と救護活動の円滑化を図ってまいります。

最後に、災害時の民間団体との連携体制の現状と課題についてお尋ねがございました。

これまで県では、県医師会をはじめとする関係団体や日本赤十字社高知県支部などと医療支援に関する協定を締結し、訓練や研修会を通じて連携体制を築いてまいりました。

あわせまして、こうした公的な団体との協定に加えて、災害支援活動について豊富な経験と資源を持つ民間の医療支援組織との関係づくりを広げています。

昨年11月には、ＮＰＯ法人ピースウィンズ・ジャパンと、12月には、地方自治体では全国初となりますＮＰＯ法人国境なき医師団日本と、また先月には、同じく全国初となります一般社団法人医療コンテナ推進協議会とそれぞれ協定

を締結したところでございます。

国の報告書では、こうした民間団体との連携における課題として、被災地支援の仕組みが円滑に機能するように、平時から顔が見える関係、情報交換ができる体制の構築が必要と指摘されております。県としましては、民間団体が持つ優れた活動能力が十分発揮できるよう、今後県の訓練に参加していただくなど、平時からの関係づくりに努めてまいります。

（子ども・福祉政策部長西森裕哉君登壇）

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　全国から集まるボランティアの受入れ調整と、ボランティアの負担軽減対策についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えします。

南海トラフ地震発生後に、より多くのボランティアの協力を得るためには、円滑な受入れ体制の整備やボランティアの負担軽減が必要と考えています。

通常、本県では、県社会福祉協議会がボランティア募集状況等の情報発信を行い、各市町村社会福祉協議会が開設する災害ボランティアセンターが受入れを行います。しかしながら、南海トラフ地震の場合、開設の遅れや調整機能の低下といった混乱が生じ、円滑に受け入れられなくなることが想定されます。このため県では、県社協と連携して災害ボランティアセンターの体制を強化するため、運営スタッフの研修や訓練実施などに取り組んでいます。

また、議員お話しのとおり、ボランティアは対価を求めない社会貢献活動ですが、大規模災害時の遠方地域での活動では、移動に係る負担や宿泊場所の確保などが課題となります。

県としましては、ボランティアの皆さんに過度な負担をかけないよう、ボランティア精神を尊重しつつ、県社協と連携して対策を推進してまいります。具体的には、移動の負担軽減を目的として、参集場所から活動場所へ送迎するバスを準備することや、宿泊が可能なホテル等の情報を収集し、ホームページ等で周知する仕組みを検討してまいります。さらに、県社協は既に準備しているシャベル等の資機材についても、拡充できるよう支援を検討してまいります。

今後も、被災者ができるだけ多くのボランティアの支援を得ながら、少しでも早く生活再建できるよう、ボランティアの円滑な受入れなどに取り組んでまいります。

（教育長長岡幹泰君登壇）

○教育長（長岡幹泰君）　まず、不登校を生じさせない学校づくりについて、どのように取り組んでいるのかとのお尋ねがございました。

不登校を生じさせないためには、学校が、全ての子供たちにとって、安心・安全で楽しんで学習ができる魅力ある場所であることが必要だと考えております。その上で、学校には子供たちに確かな学力を育むとともに、自尊感情や互いを尊重し合う心、人間関係能力などを養っていくことが求められます。

そのため現在、学校におきましては、分かる授業づくりに取り組むとともに、子供たちが考え、議論する道徳を進めています。また、体を通して学ぶ体験活動などを学校経営計画に位置づけ、魅力的な教育課程の創造を図っております。

県教育委員会では、学校の要請に応じて指導主事を派遣し、こうした学校の取組を支援しております。

また、県内６市町では、魅力ある学校づくりを研究する指定校事業として、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業を進めております。この事業は、学校教職員全員が子供たち一人一人のよさや頑張りを認める、いわゆる積極的な生徒指導に取り組むものであります。指定校では教員の肯定的な評価を受け、子供同士が互いに認め合う文化が生まれてきています。

さらに、幼児期から中学校卒業まで、教員と関係者が目指すべき子供の姿を共有して、保育、教育を進める保幼小中連携モデル地域実践研究事業も実施をしております。そこでは、子供の発達段階を考慮しながら、規範意識の醸成や自尊感情、コミュニケーション能力の育成等を図るよう、地域を巻き込んだ取組が進められています。こうしたモデル地域では、新規不登校児童生徒数が減少するなどの成果も見られています。

今後は、管理職や市町村教育委員会を対象とする研修会等を通じて、これらの指定校やモデル地域の取組についての実践発表を行い、県内全ての学校への横展開を図ってまいります。

次に、校内サポートルームの取組の成果、課題、今後の方向性についてお尋ねがございました。

不登校の兆しが見える段階で、あるいは学校復帰に向けた準備段階で、子供たちが自分の気持ちを見詰め、整理し、また自分のペースで学ぶことができる場や機会を保障することは、大変重要なことであると考えます。

そうした場の一つとして、校内サポートルームがあります。県教育委員会では、令和３年度からこれまでに15の中学校において校内サポートルームの在り方の研究を行ってきました。加えて、今年度は３市６校に対してサポートルーム設置のための財政支援を行っています。そして現在、市町村が独自に設置しているものを含めまして、45の小中学校にサポートルームが設置されています。

これらの学校では、教職員や地域の方々の児童生徒に寄り添った声がけや関わりの中で、子供たちが安心してそれぞれの状況に応じた学習を行っています。また、不安や悩みをスクールカウンセラーや教職員等に相談する場面も多く見られています。そうした支援により、サポートルームに通う生徒の登校日数が増加し、本来の学級で授業に参加する子供が増えているといった報告も受けております。

一方で、サポートルームの目的や役割、具体の支援方法などについての理解がまだ全ての学校や市町村に浸透しておらず、サポートルームの設置が広がっていないことが課題として挙げられます。

このため、各市町村教育委員会に対して、改めてサポートルームの果たす役割や、その効果についての理解を図るとともに、来年度はサポートルーム設置のための財政支援をさらに拡充したいと考えております。

最後に、不登校の子供一人一人の状況に合わせた学びの場や居場所の充実についてお尋ねがございました。

議員のお話にもございましたように、不登校の子供たちが学びにつながることができる場所や機会を保障することは大変重要なことであります。

そのため、県教育委員会では、昨年度から多様な教育機会の確保に向けた有識者会議を開催し協議を重ねてまいりました。その中で、オンラインを活用した支援や不登校の子供たちの居場所の充実、また学びの多様化学校の必要性などについて御意見をいただきました。

こうした意見を踏まえ、本年度から心の教育センターにおいて、オンラインでの学習サポートや相談支援が受けられる取組を開始しました。現在、不登校児童生徒への個別支援に加え、４市町の教育支援センターをオンラインで結び、定期的に交流イベントなども実施をしております。

また、県立大学の協力を得て、学生ボランティア11名と共に、学習や交流活動を行う場であるKochi Teens Baseをスタートさせ、現在約20名の生徒が利用しております。

これらに加え、来年度は新たな取組として、オンライン上の仮想空間、メタバースでの学習や交流支援を開始することとしています。これらは､人との直接的な関わりが苦手な子供にとって、社会性や人と関わる力を身につけるための場になるものと考えております。

そしてさらに、学びの多様化学校の設置を目指す市町に対して教育課程編成や環境整備等についての支援を行い、またフリースクールに対しても活動経費等の支援を実施してまいります。

こうした取組を通じて、不登校の子供たちの学習機会の確保や居場所の充実を進めてまいります。

○８番（上田貢太郎君）　知事はじめ執行部の皆様には、それぞれ詳細な、また前向きな御答弁をいただきましてありがとうございました。

人口減少・中山間担当理事におきましては、よさこい移住、すいません、ちょっと飛ばしまいまして。実は私の事務所、この３月から、善通寺市から移住してきた方が勤めてくれています。実はその方がよさこいがきっかけで移住を決めたというお話でしたんで、高知市も今よさこい移住プロジェクトというのを始めていまして、県もそういった切り口で移住対策をやってはどうかという内容でしたけれども、失礼をしました。

２問目はいたしませんが、１問目の外国人観光客の消費拡大について、ちょっと、要請というか、させていただきたいと思います。

令和７年度に高知新港に入港するクルーズ船が過去最多の90隻に達するということですが、聞くところによりますと、最大16万人の外国人観光客の受入れを見込まれているということでございます。

そこで先日、大手の旅行会社の方々と意見交換させていただいたんですけれども、その場で語られた課題として、まずクルーズ船が入港して、そこから桂浜、高知城、龍河洞などに向かうツアーバスが出ているんですけれども、そのツアーに参加する方は全体の僅か４割で、あとの６割の方がもう自由行動だそうでございます。ただ、その外国人の観光客の多くがクレジットカードや電子決済を利用して、まだ新港には両替機が１台しかないということで、市内のお店や飲食店でもクレジットカードやＱＲコード決済に対応していないお店もあるということで、支払いの不便さが指摘をされました。さらに、交通アクセス、移動手段の問題ですとか、観光案内の課題、あと御質問させていただきましたけれども、消費促進などに関する問題点も指摘されたわけでございます。

さらに、外国の方は、日曜市とかひろめ市場以外にドン・キホーテとか、美術館とか、ブックオフとか、温泉とか、その土地のものに大変興味があるということでございまして､オプショナルツアーをつくったり、また短時間で楽しめる体験型観光の選択肢も限られているということでございますので、お金はあるんですけれども、使い切れていないということだそうです。今年は万博もございますし、ぜひ、先ほど申しました16万人でございますので、今の観光客が高知観光を楽しく有意義に過ごしていただけるように、早急な対策をお願いいたしまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（金岡佳時君）　暫時休憩いたします。

午後２時31分休憩

――――― ∽∽∽∽ ―――――

午後２時55分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案に対する質疑並びに一般質問を続行いた

します。

12番田中徹議員。

（12番田中徹君登壇）

○12番（田中徹君）　自由民主党の田中徹でございます。質問内容が重複するところもあろうかと思いますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、早速質問させていただきます。

初めに、高知ユナイテッドＳＣのＪ３参入に関してお伺いいたします。

先月23日の日曜日、高知ユナイテッドＳＣがＪ３に参入して初となるホーム開幕戦が春野陸上競技場で行われ、私も応援をしていました。多くの県民の皆様が、この日を本当に心待ちにされていたことと思います。

試合は、序盤から高知ユナイテッドＳＣが主導権を握り、何度もチャンスをつくるなど、猛攻を見せ、見応えのある、これぞＪリーグと言える試合だと思いました。結果は勝ち点１となる引き分けでしたが、入場者数は目標の5,000人を超える5,038人、対戦相手のガイナーレ鳥取のサポーターもたくさん訪れてくれていたようで、多くの観客が春野に詰めかけ、またこのことによって３連休の高知の町が、これまでにないにぎわいを見せたのではないかと思います。

また、今月２日のＦＣ大阪戦は、あいにくの天気でしたが、2,000人を超える観客数でしたし、20日に春野で開催されるルヴァンカップでは、Ｊ１チームのガンバ大阪と対戦を控えており、さらに多くの観客動員が見込まれるのではないかと予想されます。

こうしたサッカー観戦を目的として県外から多くの観客が訪れることは、県経済の活性化に向けて大きな効果が期待されるところであり、県はこのチャンスを逃すことなく、ホーム戦に来てくれた観客の皆さんを周遊観光などにつなげていくことが大事だと考えます。

そこで、高知ユナイテッドＳＣのＪ３参入に伴う観客の増加を観光振興にどのようにつなげていくのか、知事にお伺いいたします。

次に、グローバル化の取組についてお伺いします。

令和５年５月に運航が開始されました台湾からの定期チャーター便については、現在も９割以上の高い搭乗率が維持され、今年４月以降も運航継続が見込まれているとお聞きしています。また、本県の外国人宿泊者数において、約半数近くが台湾からのお客様であり、昨年と比較しても増加傾向にあると伺っております。このことは、やはり高知との直行便の効果が大きく現れているものだと捉えられますし、私自身、県内のあちらこちらで、台湾からの観光客の皆さんをお見かけするようになり、大変うれしく思っているところです。

先日、ランタンフェスティバルへのよさこいチームの派遣に合わせ、現地を訪問してまいりましたが、お話をさせていただいた台湾の皆さんの誰もが本当に日本に友好的であり、度々日本旅行をしてくれる理由が分かった気がいたしました。

来年度は、本県と台湾を結ぶチャーター便の就航から３年目を迎えますが、高知龍馬空港の新ターミナルが整備される２年後に向けて、今後もチャーター便を継続させ、定期便化していくためには、さらに多くの台湾からの観光客誘致の取組強化が必要であると考えます。また、新ターミナルの完成とともに、新たな国際路線の就航についても、県民の期待が高まっていくのは必然であります。

そこで、今後、台湾からの新たな観光客やリピーターの獲得に向けてどのように取り組まれるのか、あわせて新たな国際路線の誘致の状況について副知事にお伺いします。

また、台湾訪問の際には、台湾観光署の署長

とも面談させていただく機会がございました。その中で、台湾と本県、お互いが交流していくことで、観光客の増加にもつながるのではないかというような意見交換もさせていただきました。

今後､台湾との交流を増やしていくためには、誰もが参加しやすいマラソンやサイクリングなど、スポーツの分野が効果的ではないかと考えています。例えば、先月に開催された高知龍馬マラソンでは、３年ぶりに定員に達し、中でも海外枠は過去最多の申込みだったとお聞きしています。台湾からも多くのランナーが本県を訪れ、マラソンだけでなく、食や観光なども楽しんでもらえたのではないかと思います。

そこで、スポーツ交流による台湾からの誘客に向けて、今後どのように取り組まれるのか、観光振興スポーツ部長にお伺いします。

次に、台湾のみならず、本県との国際交流を通じた県経済の活性化に向けた取組についてお伺いします。先日、駐日ジョージア大使のティムラズ・レジャバ氏が来高されました。大使におかれましては、高知龍馬マラソン2025のＰＲアンバサダーとして、大会にもゲストランナーとして御参加いただいただけでなく、御自身のＳＮＳで風景やエイドステーションの状況などを逐一発信してくださいました。何とＳＮＳのフォロワー数がおよそ35万人いらっしゃるとのことで、本県の魅力を存分に世界中に拡散させる絶好の機会につなげていただけたのではないかと感謝を申し上げます。

これまでジョージアと本県とはあまり御縁はございませんでしたが、今回、私も大使と御一緒させてもらったことで、一気に親近感が湧いてきましたし、今後の交流に期待が持てると心より感じたものです。

本県では、これまでフィリピンのベンゲット州をはじめ中国・安徽省や韓国・全羅南道などと友好関係を築いてまいりました。今後、一層グローバル化が進む中で､国際交流においても、その成果がこれまで以上に問われることになると思われます。それぞれの国との交流をしっかりと継続、発展させていくことに加え、新たな国や地域との関係性を開拓する上で、海外の人や物資の交流、交易を活発にしていくことが本県の活性化にもつながるものと考えます。

そこで、本県の国際交流を通じた県経済への活性化に向けた取組について文化生活部長に御所見をお伺いします。

次に、県産品の輸出の拡大に向けた取組についてお伺いします。これまでも、本県ではユズや土佐酒、水産物といった基幹品目を中心に海外展示会への出展や賞味会の開催など輸出に関する取組を行い、その成果として食品の輸出金額も年々伸びてきていると承知していますが、基幹品目以外にも、県内にはまだまだ輸出を目指せる品目も多数あると考えます。

また、シンガポール事務所や台湾オフィスといった海外支援拠点は既にありますが、新たな売り先を開拓していくには、現地での支援を強化する必要もあると思います。

昨年末にユネスコの無形文化遺産に伝統的酒造りが登録されたことは、土佐酒とペアリングでの高知の食を海外へ売り込もうとしている本県にとって大きな追い風となっていることと思います。この好機も生かし、土佐酒をはじめとする県産品の輸出のさらなる拡大に向けた取組を加速すべきだと考えます。

また、本県の強みである食を海外へさらに力強く売り出すことを考えれば、これまで国内において地産外商の推進母体として成果につなげてきた地産外商公社に輸出支援の担当部門を置くなど、海外への営業活動に軸足を置いた体制づくりも必要ではないかと考えています。

そこで、県産品の輸出のさらなる拡大に向け

た今後の取組について産業振興推進部長に御所見をお伺いします。

次に、水産物の輸出強化に向けた取組についてお伺いします。本県の重要な輸出先国であった中国が日本産水産物の輸入を停止する中、高知県貿易協会に配置した水産物輸出促進コーディネーターの国内外に有するネットワークを活用しながら、新たな市場の開拓に取り組んでいるとお聞きしています。

その新たな市場の一つであるインドを昨年11月に訪問した際には、日本国総領事や高級和食店のシェフと直接お話しさせていただくことができ、日本企業の進出やさらなる人口の増加により、今後、水産物の消費が増えることが見込まれるとお聞きしました。改めて、インドは日本産水産物の有望な市場であると感じたところです。

日本の市場が縮小する中、このような今後の経済成長が期待できる国々に対し、新たな販路の開拓を進めていくことが重要と考えますが、来年度、県としてどのような戦略で県産水産物の輸出拡大に取り組まれるのか、水産振興部長にお伺いします。

次に、防災関連製品の輸出強化に向けた取組についてお伺いします。本県の防災関連製品や技術に関しての海外での取組は、平成27年の台湾でのセミナー開催を皮切りに、フィリピンやスリランカ、インドネシア、中国などにおいて、コロナ禍を除き、毎年セミナーが行われています。近年では、参加企業や商談相手も増加し、売上額は大幅に伸びてきているとお聞きしています。

先月、私が台湾を訪問した際に、台湾防災産業協会の事務局長と意見交換させていただく中でも、備蓄品などにおいて本県の強みを生かすことで、より一層の輸出拡大につながるのではないかと感じたことでした。

そこで、防災関連製品の輸出強化に向けて、今後どのように取り組まれるのか、商工労働部長にお伺いします。

次に、デジタル化に関して順次お伺いをいたします。

まず、デジタル技術の活用による避難所業務の効率化についてです。近年、頻発化、激甚化する風水害により、市町村において避難所を開設することが多くなっているように感じます。また、昨年は日向灘地震を起因として南海トラフ地震臨時情報が初めて発表され、避難所が開設、運営されました。このように本県においては、避難所が開設された場合、スムーズな避難所運営が行えるよう、これまでも地域の自主防災組織が主体となって、これまでの経験を生かしながら、来るべき南海トラフ地震等の大規模災害に備えてこられたことと思います。

一方、県では、来年度からスタートする第６期南海トラフ地震対策行動計画において、防災ＤＸ等のデジタル技術や新技術の導入を促進し、防災・災害対応全般につなげる取組の方針を示されています。

例えば、前述しました避難所運営において、県の災害対策本部と市町村災害対策本部が、デジタル技術等の導入によって、ライフラインや避難者等の情報が今より迅速かつ的確に共有することができるのではないかと考えます。

そこで、デジタル技術の活用による避難所業務の効率化に向けて、今後どのように取り組まれるのか、危機管理部長にお伺いします。

次に、外国人技能実習生の防災意識の向上を図る取組についてお伺いします。近年、多くの国々から技能実習生等が来県し、県内各地で学び、生活をしています。また、今後も、担い手不足の本県では、技能実習生等が増加することと思います。そのことを踏まえ、危惧されますのが、県民の皆様は、南海トラフ地震等の大規

模な自然災害が発生したときには、緊急地震速報や高知県防災アプリなどを通じて情報を知り、自らの命を守る行動につなげられることと思いますが、技能実習生等が発災直後に自ら情報を得、命を守る行動を取れるのだろうかということです。

法的には、技能実習生に対しては避難訓練等を行わないといけないというものではないということですが、やはり南海トラフ地震発生の逼迫度が年々高まってきている本県で生活する以上、防災意識の向上に努めていただきたいと思います。例えば、技能実習生として来県された際に、高知県防災アプリを導入していただくことはできないものかと考えます。

そこで、高知県防災アプリの導入も含め、技能実習生の防災意識の向上を図る取組について商工労働部長に御所見をお伺いします。

次に、ヘルスケアイノベーションの取組についてお伺いします。経済産業省は2020年に25兆円であった公的保険外のヘルスケア・介護に係る国内市場を2050年には77兆円にすることを目標としているように、ヘルスケア関連事業は大きな成長が見込まれる大変有望な産業と言えます。こうした背景に合わせ、本県ではデジタル技術を活用したヘルスケア分野の新しい製品やサービスの事業化を促し、併せて医療・健康分野での課題解決を図る取組として、令和４年度から産業振興計画の中で次世代産業創造プロジェクトとしてヘルスケアイノベーションプロジェクトを位置づけて取組を進めています。

プロジェクト開始から約３年が経過した今、取組に関する現状と今後の取組について産業振興推進部長にお伺いします。

次に、地域課題の解決に向けたローカルイノベーションプラットフォームの取組についてお伺いします。昨年６月に、本県が主催し東京で開催されたヘルスケア関連企業と高知県関係者の交流会に参加した際、参加企業14社と意見交換をする機会があり、これらの企業の新しい技術やサービスが、ヘルスケア分野だけでなく、様々な分野に活用できることに気がつきました。喫緊の課題が山積みの本県では、こういった企業からの課題解決の提案を広く受け入れ、スピード感を持って課題解決につなげていくことが必要だという思いを強く持ちました。

来年度の新規事業であるローカルイノベーションプラットフォームは、スタートアップ企業等の技術を活用し、地域の課題解決につなげることを目的としており、まさにそのような事業ではないかと、大いに期待をするところです。

そこで、このローカルイノベーションプラットフォームをどのように進めていくのか、産業振興推進部長にお伺いします。

次に、エネルギーに関してお伺いします。

政府は、新たな地球温暖化対策計画を令和７年２月18日に閣議決定しました。計画では、今後の温室効果ガスの排出削減目標が設定され、2035年度に対2013年度比で60％削減するとし、2040年度には同比で73％まで削減することとされました。また、目標の達成に向けては、エネルギー基本計画などの関係計画と一体的に取組を実施していくとされています。

また同日、第７次エネルギー基本計画についても閣議決定がなされ、計画では2040年のエネルギーの需給見通しについて、再生可能エネルギーを４から５割程度としており、最大電源として位置づけております。資源に乏しい我が国の状況や、ロシアによるウクライナ侵攻など、エネルギー情勢が大きく変化する中、エネルギー安定供給と脱炭素を両立する観点から、再生可能エネルギーを主力電源として最大限導入するとともに、特定の電源や燃料源に過度に依存しないよう、バランスの取れた電源構成を目指していくとされています。

本県では、これまでも令和４年３月に高知県脱炭素社会推進アクションプランを策定し、二酸化炭素の排出量を2030年度に2013年度比で47％削減することを目指し、省エネや再生可能エネルギーの導入拡大などを積極的に進めてきています。

今回示された国のエネルギー基本計画の改定などを踏まえ、県として今後どのように取り組んでいかれるのか、知事にお伺いします。

次に、ガソリン価格についてお伺いします。本県のガソリン価格は、今や全国で一番高くなり、そのことによって県民の皆様の関心も高まっていると感じます。本県の場合、原油を精製して石油をつくる製油所がなく、他の県で精製されたガソリンを運ぶため、輸送コストが高いことが一番の要因とされています。これからますます人口が減少する本県では、購買量も減り、一層価格が高くなるのではないかと危惧しています。

現在のガソリン価格の高騰は、平均所得の低い本県では、食料品などの物価高騰もあり、県民皆様の生活に直接影響していることと思います。エネルギー政策として、一義的には国において広範に解決されるべきことではあると考えますが、政府の補助金の縮小も余儀なくされる状況を鑑みたとき、本県として何かしらの対応ができないものかとも思います。

そこでまず、本県のガソリン価格の現状について知事に御所見をお伺いいたします。

私は、このガソリン価格について、県民の皆様の負担感を軽減していくことが何より大事だと考えます。１つには、本県特有の地理的要因など、他県に比べ高くなっている現状を丁寧に説明することも必要ではないでしょうか。そして、温暖化対策や地域の公共交通を守るという視点から、可能な限り公共交通機関を利用することにより、車社会という本県の常識を変えていくことも、これからは必要ではないかと考えます。

そこで、県民の皆様の負担感を軽減するための取組について知事に御所見をお伺いします。

次に、公共交通の在り方についてお伺いします。

今回、本県の中央地域における公共交通の将来像について、県が主導して取りまとめが行われました。県と関係市町や事業者が一体となって検討し、５年先、10年先の公共交通の方向性を描いたことは大変意義があることであり、その方向性を基に、しっかりと取り組んでいただき、持続可能な公共交通ネットワークが構築されることを期待するところです。また、このような取組は、中央地域だけではなく、他の地域にも広げ、県全体での持続可能な公共交通の在り方について検討するべきではないかと考えます。

そして、検討に当たっては、利用促進の観点も必要です。先ほども質問させていただきましたが、ガソリン価格が高くなっている中、家計への負担も増加していることから、車から公共交通の利用へとシフトを促すことは、地球温暖化対策にもつながり、大事なことだと考えます。そのためにも、公共交通の利用促進を図ることは必要であると考えています。

例えば今年度、中央地域の市町においては、通学定期券半額キャンペーンを実施し、利用者にインセンティブを与えることで、公共交通の利用促進を図るといった取組を行っています。県でも、これまで公共交通の利用促進に向けて、テレビＣＭや小学生向けに啓発パンフレット等を制作して配布するなど、広報啓発に取り組んでおられますが、さらに利用促進策の強化を検討してはいかがでしょうか。

そこで、中央地域だけでなく、県全体において地域の足となる公共交通をどのように残して

いくのか、またあわせて利用促進についてどのように取り組むのかも含めて総合企画部長にお伺いします。

次に、四国の新幹線の早期実現に向けた機運醸成についてお伺いします。第１に、私は、新幹線は四国に必要なインフラであると考えています。これまでも四国４県が連携し、国への提言や機運醸成に取り組まれ、昨年８月に開催された東京決起大会には私も参加いたしましたが、約600人が参加し、大きな盛り上がりを感じたことでした。他方で、全国を見渡せば、昨年には北陸新幹線の金沢－敦賀間が開業するなど、現在整備中の路線の工事が進む中、政府の骨太の方針において、２年連続で基本計画路線について言及されるなど、四国の新幹線整備の順番は近づいていると感じています。

また、今年度から四国の全域で始めた署名活動も、約半年でおよそ10万筆が集まったとお聞きしていますが、そのような中、高松市や松山市では、近年、駅や周辺地区の開発が行われていることもあり、新幹線を意識した上での駅周辺整備の議論が進められ、新幹線整備に向けた機運の盛り上がりを見せています。

そこで、本県においても、新幹線の早期実現に向けては、まちづくりの議論を通じて、新幹線についての関心を高め、機運醸成を図っていくことも重要だと考えますが、知事に御所見をお伺いします。

次に、人口減少対策についてお伺いします。

県は、今年度から創設した人口減少対策総合交付金を活用し、市町村と一体となって若年人口の増加に向けた取組を進めておられます。若者の増加を図るためには、県外からの移住の取組をより一層強化することが大変重要と考えています。

現在、国においては、石破首相が地方創生2.0を掲げ、新しい人の流れを提唱するなどの追い風が吹いています。私自身、全国の動向を肌身で感じるために、東京の一般社団法人移住・交流推進機構、通称ＪＯＩＮと、認定ＮＰＯ法人ふるさと回帰支援センターを訪問し、両団体の理事長と意見交換を行いました。両団体は、地方移住やＵ・Ｉターンを促進している全国区の組織ですが、今年４月に統合の上、新しい団体を設立されるとのお話でした。

今回の統合は、近年、地方移住をはじめとした地方創生の取組が盛り上がりを見せる一方で、人口減少や東京一極集中の大きな流れを変えるには至らず、地方が依然厳しい状況にあることが背景にあり、長年にわたる双方の取組の成果を前提に、国民的運動としてさらにその活動を発展、強化するために一つの組織になるとのことで、都市部から地方への人の流れを加速化させる原動力になられるのではないかと、大きな期待を寄せているところです。本県としても、こうした団体の動きに呼応し、県外から本県への移住のビッグウエーブを巻き起こしていただきたいと思います。

このような盛り上がりを背景に、他県との競争がますます激しくなる中、県では令和５年度の移住者数1,930人を、デジタルマーケティングの活用など新たな取組により、今年度は2,500人にまで引き上げる高い目標を掲げています。

移住促進策の現状はどうなっているのか、またその成果を踏まえて今後どのように取組を強化されていかれるのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いします。

また、移住促進策では、毎年東京と大阪で開催している大規模移住相談会、高知暮らしフェアが今年も盛況であり、直近１月に開催された暮らしフェアでは、東京の来場者数242人に対し、大阪の来場者は269人と、大阪開催では過去最高の来場者数となり、初めて東京を上回ったとお聞きしました。関西圏はアンテナショップとさ

とさの好調なスタートによる本県の認知度の向上に加えて、４月には大阪・関西万博が開幕するなど、本県の魅力を発信する絶好の機会が訪れるタイミングにあると考えています。

そこで、移住施策においても、この流れを好機と捉え、関西戦略と連携し、関西圏の人材を本県に呼び込むための施策を強化するべきだと考えますが、人口減少・中山間担当理事にお伺いします。

次に、大学生等の県内就職の促進に向けた取組についてお伺いします。人口減少、とりわけ少子化が進む本県において、社会増減の均衡を目指す上で、大学生等が県内企業に就職してもらう取組は大変重要と考えます。これまでも、情報発信や学生の就職活動への支援などを通して取り組んでこられたことと思いますが、全国での人材の獲得競争が激化する中で、本県への就職に結びつけるためには、他県と違った新たな取組も必要と考えます。

そこで、大学生等の県内就職の促進に向けて、大学生に県内にある魅力的な事業者や仕事内容について理解を深めてもらうことが重要と考えますが、今後どのように取り組まれるのか、商工労働部長にお伺いします。

次に、公立高等学校卒業後の就職状況についてお伺いします。さきにも述べましたように、全国的な人材不足の状況がより深刻さを増す中、県内の企業からは県内の高校生に就職してもらいたいといった声を頻繁に聞くようになりました。また、今月１日に、ある県立高校の卒業式に参列した際、卒業生から、県内のホテルに就職が決まり、高知の魅力を国内外の方々に発信したいといった内容を含めた答辞がなされました。高知の魅力を発信したいという志を持って就職されることに、ありがたさと同時にうれしさも感じたことでした。そして、これまでの様々な取組の成果が現れてきているものと感じたことです。

そこで、公立高等学校の現在の就職状況、また県内就職の促進に向けた取組について教育長にお伺いします。

次に、教育についてお伺いします。

まず、高等学校の授業料無償化による県立高等学校への影響についてです。先月25日、自民党、公明党、日本維新の会は、党首会談を行い、高等学校の授業料の無償化を柱とする2025年度予算案の修正に関する合意文書に署名し、翌日の全国紙には一面にこのことが大きく報道されました。今回の合意は、2025年度から高校生の就学支援金は所得制限が撤廃され、2026年度からは私立高生の就学支援金は所得制限をつけず、年45万7,000円に引き上げるというものです。このことは、普通科の多い私立高校に生徒が集まると、農業や工業、商業といった公立の専門高校の衰退につながりかねないとの声も上がっています。また、本県では、来年度より県立高等学校再編振興計画の次期計画もスタートします。

そこで、高等学校の授業料無償化によって県立高等学校への影響が懸念されますが、教育長に御所見をお伺いします。

また、今後、県立高等学校への進学者を確保するためにどのように取り組まれるのか、教育長にお伺いします。

次に、中学生の学力向上に向けた取組についてお伺いします。今年度の全国学力・学習状況調査において、小学生の算数については、式の意味を考えることや、獲得した知識を活用して問題解決を図ることに課題が見られると分析されています。また、この調査結果が公表された夏頃、私は小学生を指導されている方から、最近九九を覚えていない小学生が増えたといった御意見をお聞きしました。調査の分析結果とは直接的な関係はないかもしれませんが、近年課題となっている家庭学習の環境や時間、また学

校と地域・家庭との関係の希薄さに起因しているのではないかと私は感じています。

他方で、本県では、これまで述べてきましたように、人口減少が急激に進む中で、様々な取組を通して県内に残ってもらえるよう施策を展開していますが、算数のみならず、中学卒業までの義務課程における基礎学力の定着は、高校や大学への進学、その後の人生においても、とても重要なことだと思います。

そこで、中学卒業までの学力向上対策について、今後どのように取り組んでいかれるのか、教育長にお伺いします。

最後の項として、米についてお伺いします。

これまでも本会議を含め様々な場面で米について取り上げてまいりました。県として取組を進めていただいたこともあり、令和６年産米の生産者への買取り価格は令和５年産米より取引価格が上昇するとともに、知り合いの農家の方々らの声を聞き、私自身は安堵をしていました。しかしながら、相対取引価格は昨年９月頃から値上がりし、本年１月の価格は、玄米60キログラム当たり２万5,927円となるなど、消費者にとっては価格の高騰により家計に大きな打撃を受けています。

そこでまず、令和の米騒動とも言われるように、現在も米価は高い水準で推移していますが、この状況をどのように認識されておられるのか、知事にお伺いします。

また、米の生産については、国民が食べる量をしっかりと生産して供給することで、初めて消費者も安心できるものと考えます。ただし、生産過剰による米価の低下につながることは避けなければならないことです。生産者が安心して生産し、消費者に十分に供給できるようにするためには、海外を含めた販売チャンネルの拡大が必要であると考えます。

日本の食品輸出金額は、現在約1.5兆円、2025年目標が２兆円、そして2030年目標を５兆円として取り組んでおり、米についても輸出額は、2024年には前年比の28％増加している状況です。こうしたことから、本県の生産者が県内、国内での供給過剰となる不安を考えずに生産するためには、輸出も販路の一つとして視野に入れていくことが大切だと考えます。

そこで、高知県産米の輸出について農業振興部長に御所見を伺い、第１問といたします。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　田中議員の御質問にお答えをいたします。

まず、高知ユナイテッドＳＣのＪ３参入を観光振興につなげることにつきましてお尋ねがございました。

お話がありましたように、２月23日にはＪ３に参入いたしました高知ユナイテッドＳＣのホーム開幕戦が開催をされました。5,000人を超える観客の皆さんが春野陸上競技場に詰めかけております。私自身も会場に出向きまして、選手の白熱したプレーや何度も訪れたゴールチャンスに、手に汗握る思いで応援をしておりました。

また、３月２日の試合では、初勝利とはまいりませんでしたけれども、初ゴールを決めるなど、今後の活躍が大いに期待できる試合内容でありまして、勝利はすぐ近くにあるというふうに確信をいたしております。

Ｊ３参入の経済波及効果につきましては、少し前になりますが、令和元年にＪ３に参入をされました青森県のヴァンラーレ八戸が、年間10億円以上だったというふうに発表されております。また、Ｊ３の平均観客数は、昨年までのＪＦＬに比べて1,000人程度上乗せになりまして、3,000人といったデータも公表されております。

全国各地のＪ３クラブには、それぞれに熱狂的なサポーターが大勢いらっしゃいます。本県でのＪ公式戦の開催は、県外からの誘客にとっ

て、お話がありましたように、大きなチャンスとなるというふうに考えます。

今後、公式戦の観戦に加えまして、自慢の食や自然体験、あるいは宿泊を通じて、どっぷりと高知旅を楽しんでいただくことによりまして、経済効果を高めてまいりたいと考えます。

また、若者が応援を通じまして感動や勇気をもらい、高知への愛着を深めるといった形で、人口減少対策にもプラスにつなげたいというふうに考えております。

次に、国のエネルギー政策を踏まえまして、県としてどのように取り組むのか、お尋ねがございました。

お話がございましたように、先日閣議決定がされました国の第７次エネルギー基本計画におきましては、2040年度の電源構成におきまして、再生可能エネルギーが４から５割程度という形が示されまして、最大電源として位置づけられたところであります。

また、次世代型太陽電池の早期社会実装、あるいは電力ネットワークの増強などに取り組む方針も示されておりまして、引き続き再エネの主力電源化を強力に進めるという意思が表明されたというふうに受け止めております。

本県では、これまでも高知県脱炭素社会推進アクションプランに基づきまして、2030年度におきます再生可能エネルギーの導入目標を設定し、太陽光発電などの導入促進に取り組んでまいりました。今後も、今般改定をされました国の計画も踏まえまして、さらなる導入を図ってまいりたいと考えております。

具体的には、まずアクションプランのバージョンアップによりまして、令和７年度から自家消費型太陽光発電、あるいは木質バイオマス発電につきまして、支援の対象を拡充するなどして導入を加速いたします。あわせて、本県の豊富な自然資源を活用いたしまして、県内で消費するエネルギーをできるだけ県内で調達する、いわゆるエネルギーの地消地産に向けた新たな施策の検討に着手をいたします。

こうした取組に加えまして、来年度予定をいたしております高知県地球温暖化対策実行計画の改定におきまして、有識者の御意見も伺いながら、国の新たな計画に対応した2030年度以降の再エネの導入目標の検討を進めてまいります。

次に、最近のガソリン価格高騰に関する認識、そして県民の皆さんの負担感を軽減するための取組についてお尋ねがございました。関連をいたしますので、併せてお答えをいたします。

本県のガソリン価格が従来から高い状況にございますのは、議員からも御指摘がありましたように、１つには岡山県や関西の製油所からの輸送が海路にならざるを得ないことから物流コストが高くかかるということ、２つには県内のガソリンスタンド１店舗当たりの販売量が少ないこと、３つには高知市タナスカの貯蔵タンクが小さく、頻繁に補充が必要となること、そして４つには道路事情から大型のタンクローリーが利用できないこと、こうしたことによりますコスト高が主たる要因となっているというふうに言われております。

加えまして、高知県民は日常的に車を使う機会が多いということがございます。このため、県民の皆さんのガソリン代の負担感は相当大きくなっているというふうに認識をいたしております。

こうした中、昨年末以降、国の補助金が段階的に縮小されたこともございまして、全国一高いガソリン代に苦しみます県民の皆さんの悲痛な声を、私自身も様々な機会にお聞きいたしております。今後、人口減少に伴いまして購買量が減少しますと、さらなる価格高騰につながるという懸念もございまして、移住、Ｕ・Ｉターンの阻害要因にもなりかねないという点では、

危機感を抱いております。

ただ、仮にガソリン１リットル当たり10円程度、この四国平均との価格差を補塡し、負担軽減をしようとした場合、これを賄えるような財源といたしましては、約30億円近くの年間の財源が必要ということでございますので、これを確保することは現実的には困難だと言わざるを得ません。

このため、県では、議員から御指摘いただきましたように、まずはガソリンを極力使わない社会への構造転換を進めたいと考えます。具体的には、公共交通の利用促進を図りますことで、ガソリンを使用する車両の利用機会を低減していくことにつなげる。また、いわゆるＥＶ、電気自動車の急速充電器の設置などを通じまして、次世代自動車の普及に向けましたインフラ整備を促進し、ガソリン以外の燃料源によります移動手段の確保を図っていく。こうした努力を行ってまいりたいと思います。

さらには、議員からお話ございましたとおり、県民の皆さんに現在のガソリン価格が高いことの原因について御理解いただくような機会をできる限り増やしていくということがあると思います。

そして、さらに申し上げますと、お話がありましたように、県内に石油精製所があれば、また環境は違うんだということではありますが、率直に申しまして、ないものねだりをしても致し方がないということがございます。そうしますと、本県が持っているもので何ができるかということを考えたい。その意味で、本県の強みであります豊富な自然資源を生かしまして、例えば太陽光、風力、小水力、木質バイオマス、こういった再生可能エネルギー起源の電力を、県内でもっと多く生産していくということ、そして別の形で県民の皆さんの負担軽減ができないかという思いで今おります。

このため、この点考えますと、まさしく今県内のいわゆる脱炭素先行地域、４地域、５市町村で取り組んでいただいております。この取組が大いに参考になるのではないかというふうに思います。

特に私自身注目しておりますのは、北川村におきまして、上村村長が強いリーダーシップを発揮して、この小水力発電を村内で起こしまして、これを村内に供給するときに、ぜひ村民の皆さんの電気料金の引下げということにつなげられないだろうかと――いろいろハードルが高いというのはお聞きしておりますけれども――という思いで非常に精力的に取り組んでおられます。

こうした取組にもヒントをいただきまして、県といたしましても、こうしたエネルギーの地消地産を通じまして、県民の皆さん、あるいは地元の方々に利益も還元できるような新しい仕組みができないかと、この点について検討に着手をしたいというふうに考えているところであります。

次に、四国の新幹線の早期実現に向けました機運醸成についてお尋ねがございました。

四国の新幹線実現に向けましては、土佐経済同友会などと連携をした啓発イベントの実施、ＳＮＳを活用した情報発信などによりまして、機運醸成に努めてまいりました。加えまして、今年度は新たに、地域の熱い思いを国に届けるために四国４県で連携をいたしました署名活動も始まりまして、機運は徐々に盛り上がりつつあるというふうに感じております。

しかしながら、四国の新幹線の早期実現を図りますためには、より一層、県内の機運を高めまして、多くの県民の皆さんの熱い思いを、四国の他県と共に国に届けていく必要があります。そのためには、お話がございました、まちづくりの議論を通じて、新幹線につきまして、県民

の皆さんの関心を高めて機運の醸成を図っていくということも、大変有効な道であるというふうに考えます。

このため、来年度におきましては、県内の関係の団体と共に、近年開業をされました地域から講師をお招きしまして、駅の決定や整備に合わせたまちづくりなどについてのシンポジウムを、県内で開催していきたいと考えます。また、そうした取組を踏まえまして、今後各団体、あるいは市町村とどのように機運の醸成を図っていくか、そうしたことにつなげていくかといいました協議も行っていきたいと考えております。加えまして、今後も市町村と共に各種のイベントでの四国新幹線のＰＲ、署名活動をさらに強化してまいりますことで、より多くの方々の関心を喚起してまいります。

こうした取組によりまして、機運醸成の輪をさらに大きく、そしてより熱いものといたしまして、早期実現に邁進をしてまいりたいと思います。

最後に、米の価格高騰に関します認識についてのお尋ねがございました。

昨年の夏に、全国的な米の品薄感を背景に価格が急騰いたしまして、令和の米騒動とも呼ばれる事態が発生をいたしました。この傾向は秋以降も続きまして、集荷業者などによります買い付け競争の過熱により、流通に滞りが生じまして、先月中旬、国は備蓄米の放出を決定いたしましたけれども、直近の店頭価格は前年の２倍近くまで上昇しているというふうに認識をしております。様々な物やサービスの価格が上昇している中、主食であります米の価格の高騰は、消費者の生活に大きな影響を及ぼしております。

一方、生産者の皆さんの側におきましては、最近の米の取引価格上昇によりまして手取りが増えるといった効果が生まれておりますことで、ようやく生産コストを賄える水準になってきたといった声もお聞きしておりまして、生産者の方々の生産意欲は高まるという効果をもたらしているというふうに受け止めております。

当然のことながら、この価格は需給関係に基づいて決まっていくべきものだというふうに考えておりますけれども、一方で、昨今そうした傾向があると思いますが、米が投機目的となって価格が大幅に変動するということは、健全な経済の形ではございませんし、消費者、生産者双方にとって好ましくない傾向だというふうに考えます。

また、食料安全保障の観点からいいましても、我が国の米生産が持続可能なものとなるためには、消費者の皆さんの理解の下で、生産コストが価格に適切に反映されるということが重要だと考えます。

そのため、備蓄米放出後の価格の状況も見ながら、消費者、生産者双方が納得する価格を実現できますように、国におきまして、今国会にこうした生産コストを適正に反映した価格形成に向けたシステムを構築するための法案も提案されるというふうにお聞きしておりますので、こうした新しい制度も活用いただきながら、しっかりと国において取り組んでいただきたいというふうに考えております。

私からは以上であります。

（副知事井上浩之君登壇）

○副知事（井上浩之君）　台湾からの新たな観光客とリピーターの確保、そして新たな国際線の誘致についてお尋ねがありました。

令和５年５月に就航した台湾便につきましては、約95％という高い搭乗率で順調に推移をしており、これまで３万人を超える台湾からのお客様に御利用をいただいております。

この間、中山間地域への周遊観光も進み、小売や飲食など地域の幅広い事業者の方々から歓迎の声をお聞きしております。そして、台湾の

方からは、高知の豊かな自然や温かいおもてなしに触れ、再び高知を訪れたいという声も数多くいただいているところでございます。

また、昨年、私が参加をしました台湾の観光商談会におきまして、今の台湾からの観光客は日本の有名な観光地ではなく地方への旅を求めていると、多くの現地の旅行会社の方からお聞きをいたしました。この商談会では、会場が満杯になるほど盛況でありまして、私も地方への関心の高さを肌で感じたところでございます。

こうしたトレンドを逃すことなく、サイクリング､ゴルフといったスポーツツーリズムやスーパーローカルを感じる様々な体験プログラムなど、新たな魅力ある旅行商品を現地の旅行会社に提案しているところでございます。あわせまして、リピーターの確保と県内でのさらなる周遊促進に向け、龍馬パスポートのインバウンド版のような仕組みにつきましても検討を進めているところでございます。

県内調査機関の推計によりますと、今年度の台湾からの定期チャーター便の経済効果は約9.5億円と、県経済に大きな効果をもたらしております。本県観光のさらなる飛躍に向け、台湾に次ぐ新たな国際線の誘致に早急に取り組む必要があると考えております。

このため現在､訪日客が最も多い韓国へのセールスを強化しており、今月17日から４日間、韓国の大手航空会社や旅行業協会の役員、そしてメディアの方々などを招聘いたしまして、県内の観光地や空港などの視察ツアーを実施することといたしております。

この機を捉え精力的にアピールをいたしまして、まずは早期に韓国からの定期チャーター便を実現させ、そしてその積み重ねによりまして定期便の就航につなげるということで、高知龍馬空港の国際線ターミナルの完成に弾みがつきますよう、全力で取り組んでまいります。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　スポーツ交流による台湾からの誘客についてお尋ねがございました。

台湾では、マラソンやサイクリングの人気が高く、こうしたスポーツを通じた交流は、誘客を促進していく上で効果的であると考えています。

このため、先月に開催しました高知龍馬マラソンでは､台湾の旅行会社に本県との定期チャーター便を活用したツアー商品の造成をお願いし、販売していただきました｡こうしたこともあり、高知龍馬マラソンでは、海外から合計84名が参加し、このうち、台湾からは最も多い21名に参加いただきました。

また、サイクリングでは、昨年５月に台湾のインフルエンサーを招聘し、仁淀川流域のサイクリングコースなどを情報発信するとともに、12月には台湾の旅行会社を招聘し、仁淀川や嶺北地域などでモニターツアーを実施し、高い評価をいただきました。こうしたことから、仁淀川の沈下橋や、にこ淵、嶺北の棚田、高知城、ひろめ市場など、極上の田舎を楽しみながら４泊５日で本県を巡るサイクリングツアーの商品の販売につながりました。

今後は、こうした取組を強化していくとともに、台湾で開催されるマラソン大会で本県観光のＰＲを行うなど、スポーツ交流によるさらなる誘客に取り組んでまいります。

（文化生活部長池上香君登壇）

○文化生活部長（池上香君）　国際交流を通じた県経済の活性化に向けた取組についてお尋ねがございました。

国全体で人口減少が進み、国内市場が縮小する中、県経済の活力を維持するためには、海外と積極的な交流関係を築いていくことが大変重要であると考えています。

このため、国際分野に関わる庁内各部局の担当者による情報共有会議を設置し、それぞれの分野においてアプローチしている国や地域の情報を共有するとともに、分野を横断したセールスプロモーションの実施を検討するなど、国際交流の活性化に向けた連携を図っています。

特に本年は、高知県とフィリピン・ベンゲット州との友好姉妹協定の締結から50周年を迎える年であり、これに合わせて県から訪問団を派遣する予定です。また、同国のセブ港では、友好提携港国際ネットワーク会議の開催が計画されています。こうした機会を生かし、同国との交流をさらに発展させていくため、関係部局において、防災関連製品の輸出拡大に向けた商談会のほか、現地では初となる飲食店での高知フェアの開催などを検討しています。

このように、これまで本県が築いてきた海外との交流が、県経済のさらなる活性化につながるよう、引き続き関係する部局と連携し、積極的に取り組んでまいります。

あわせまして、本県には年間を通じて各国の駐日大使など多くの要人の皆様にお越しいただいており、分野を問わず、様々なお話を伺う機会がございます。こうした機会を、新たな交流の拡大につなげられないか、関係の皆様とも連携しながら可能性を探ってまいりたいと考えております。

（産業振興推進部長合田和穂君登壇）

○産業振興推進部長（合田和穂君）　まず、県産品のさらなる輸出拡大に向けた今後の取組についてお尋ねがありました。

人口減少により国内市場が縮小する中、将来にわたって本県経済が成長していくためには、積極的に海外市場へ打って出る必要があると考えております。

本県では、これまで強みであるユズ、土佐酒、水産物を基幹品目として輸出拡大に取り組んでまいりましたが、その中でも、今後特に有望と見込まれるリキュールやブリ類などを本年度から戦略品目に位置づけ、取組を進めております。

特にリキュールは、ユズをはじめかんきつの産地としての強みを生かせる品目であるとともに、昨年日本の伝統的酒造りがユネスコの無形文化遺産に登録されたことを、土佐酒全体の輸出拡大に向けた追い風と捉え、さらに取組を強化したいと考えております。

具体的には、来年度、近年日本酒の人気が高まっているオーストラリアで開催されるSake Festivalに初出展するほか、ＥＵ最大の人口規模を持ち、日本酒の認知度も高まっているドイツでの販路を開拓すべく、酒類の商社を招聘することとしています。

そのほか、アメリカとフランスに配置している食品海外ビジネスサポーターによるサンプル営業をさらに進めるとともに、中国への水産物輸出の解禁を見据えて、来年度、上海に食品海外ビジネスサポーターを改めて配置し、現地での活動体制も強化するなど、本県産品のさらなる輸出拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、議員から御提案のありました地産外商公社に輸出部門を設けることに関してでございますが、例えば海外で新たな販路を開拓する場合などには、相手方から得る信頼度の点からも、現在のように県が直接取り組むことには意味があるものと思われます。一方で、これまでの国内外商の成果を踏まえますと、機動力やノウハウの蓄積といった面では、公社の存在は大変有効だと捉えています。このため、それぞれのメリットも踏まえ、輸出のさらなる拡大に向けた、よりよい体制につきまして、公社の体制の在り方も含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、ヘルスケアイノベーションプロジェク

トについて、現状と今後の取組についてお尋ねがありました。

本プロジェクトは、スタートアップ企業等によるデジタル技術などを用いたヘルスケア分野の新しい製品やサービスの事業化を支援し、本県における新たな産業の創出を目指す取組であります。

現在、軽度認知症の早期発見、症状の改善を目的とするＶＲ技術を用いたプログラムの開発や、医療文書の作成などを支援するＡＩを活用したサービスの構築など、９つの案件を支援しております。また、事業化に向けた具体的な支援として、実証実験等の協力先の確保や、実証に要する経費への財政支援のほか、専門性を有する民間団体に委託して、ビジネスモデルの磨き上げや臨床研究のコーディネートといった伴走支援にも取り組んでおります。

これまでの取組により、まだ本格的な事業化には至っていないものの、本県に拠点を設け、一定の雇用にもつながっている案件もございます。

来年度につきましては、委託先の伴走支援体制を強化した上で、現在の支援案件を着実に事業化につなげていきますとともに、新たな案件の掘り起こしにも取り組んでまいります。また、本プロジェクトの取組を県内の若者にも知ってもらうため、支援案件の企業と本県の学生等との交流の場を新たに設けたいと考えております。

今後とも、ヘルスケア関連産業が本県の新たな産業となり、若者の雇用にもつながりますよう、本プロジェクトをしっかりと推進してまいります。

最後に、ローカルイノベーションプラットフォームの進め方についてお尋ねがありました。

来年度から新たに取り組む予定のローカルイノベーションプラットフォームは、議員のお話にもありましたように、本県の様々な課題の解決や県内企業による新事業展開にスタートアップ企業等が持つ新技術などを生かす取組であります。

このため、このプラットフォームには大きく２つの機能を設けたいと考えております。まず１つ目は、県庁の各部局や市町村、県内企業等が抱える課題を把握、公開して、全国のスタートアップ企業等からその解決に向けた新技術の導入提案を広く受け付ける総合窓口機能でございます。そして２つ目として、単に新技術を導入するだけでは解決が難しい課題に関しましては、スタートアップ企業等から新たな解決策の提案を募集し、その事業化に向けた取組を伴走支援する新事業創出機能を設けることとしております。

また、プラットフォームの取組を円滑に進めるため、新事業創出の支援実績があり、スタートアップ企業等とのネットワークを有する民間事業者にその運営を委託しますとともに、県内企業に精通する専門家をアドバイザーとして配置いたします。さらに、新事業創出に向けて必要となる実証実験や製品開発等に要する経費を支援する新たな補助制度も創設したいと考えております。

今後、今議会で関連予算をお認めいただければ、新年度速やかにプラットフォームの運営事業者の選定やスタートアップ企業等に提示する課題の整理などを進め、６月頃にはプラットフォームの周知と参画促進を目的としたオープニングイベントを開催し、スタートアップ企業等からの提案の受付を開始したいと考えております。

県としましては、このプラットフォームをしっかりと機能させてイノベーションを創出し、本県における様々な分野の課題解決や県内企業の新事業展開に結びつけてまいります。

（水産振興部長濱田美和子君登壇）

○水産振興部長（濱田美和子君）　県産水産物の輸出拡大にどのような戦略で取り組むのか、お尋ねがございました。

議員からお話がありましたように、水産物の輸出の拡大に向けては、米国や中国などの大規模市場のみならず、経済成長が著しく、今後マーケットの飛躍的な拡大が期待できる国々にも販路の開拓を行っていくことが必要です。

その際には、本県の２つの強み、まず１つ目として、計画的な生産が可能な養殖魚を、近年整備された大型加工施設において市場のニーズに応じた加工ができること、２つ目として、水産物輸出促進コーディネーターをはじめとする国内外に広いネットワークを有する専門人材を配置していること、この２つの本県の強みを生かした戦略の下、取組を進めていくことが有効であると考えます。

本年２月には、インドのベンガルールでの日本国総領事館のイベントにおいて、産地加工された冷凍養殖クロマグロなどを提供したところ、高い評価をいただき、水産物に対する旺盛な需要や取引に向けた手応えを感じています。来年度は、現地パートナーの卸売事業者とのつながりを生かした賞味会の開催により、確実な取引につなげてまいります。

また、東南アジアでは、これまでのタイやベトナムに加え、今後も人口の増加が見込まれるフィリピンでの展示会に出展し、養殖魚を中心に新たな販路の開拓に取り組みます。

加えて、有望な輸出相手国である中国に関しては、輸入の再開を見据え、本年１月に水産物輸出促進コーディネーターが上海の現地パートナーを訪問し、今後の具体的な方策について協議を行ったところです。引き続き、現地パートナーや、来年度、産業振興推進部が上海に配置予定の食品海外ビジネスサポーターと綿密な情報共有を図りながら、輸入再開後の速やかな販路獲得に向けて取り組んでまいります。

こうした本県の強みを生かした戦略の下、県内関係事業者としっかりと連携しながら、水産物の輸出拡大の取組を進めてまいります。

（商工労働部長岡田忠明君登壇）

○商工労働部長（岡田忠明君）　まず、防災関連製品の輸出強化に向けた今後の取組について御質問がありました。

県では、本県と同様に地震や台風などの自然災害が多い台湾やフィリピンなどの東南アジアの国々を中心に、防災関連製品や技術の販路拡大に取り組んでいます。

具体的には、台湾の見本市への高知県ブースの出展や、県が開催する各国のセミナーでの製品ＰＲのほか、ＪＩＣＡの中小企業支援事業を県内事業者に活用していただき、販路拡大を後押ししています。その結果、防災関連製品や技術の海外売上げは、平成27年度から昨年度までの累計で70億円を超える状況となっています。

昨年10月には、国際的な指標で災害リスクが高い国となっているフィリピンで防災セミナーを開催し、100人を超える関係者に参加をいただきました。また、ＪＩＣＡの支援事業を通じて、昨年末には、海外との取引が初めてとなる事業者の防災製品が成約につながり、今後の取引拡大に向けて大きな手応えを感じています。こうしたことから、来年度はフィリピンへの現地訪問やオンラインによる商談機会を充実強化し、新たな成約につながるよう積極的に支援していきます。

議員のお話にありました、国内市場で実績のある防災関連の備蓄品についても、台湾やインドに設置している現地のアドバイザーや、タイやベトナムのサポートデスクも活用しながら、販路の開拓に取り組みたいと考えています。

引き続き、ＪＩＣＡなど関係機関と連携し、事業者への個別サポートを行いながら、個別商

談の機会を増やし、成約につなげることで、防災関連製品の輸出拡大を後押ししていきます。

次に、技能実習生の防災意識の向上を図る取組について御質問がありました。

技能実習生が慣れない異国の地で、安全・安心に暮らすことができる環境を整備することは、本県での定着を促す上で大変重要です。特に、本人の意思による転籍が可能となる育成就労制度への移行を見据えた場合、防災対策の充実など、生活面での安全・安心は本県の大きなＰＲ、アピールポイントになると考えています。

技能実習生に対する防災対策の周知については、現在、国の運用により、実習生が入国後に受講する１か月間の講習の中で、自然災害への備えを学ぶことになっています。県内の監理団体では、この入国後講習において、高知県防災アプリの紹介や、啓発冊子「南海トラフ地震に備えちょき」の配付などを行うとともに、一部の事業者では、住居や職場から高台に避難する訓練も行っています。

議員のお話のとおり、自然災害の多い本県で生活している技能実習生にとっては、ベトナム語やインドネシア語などに対応している県の防災アプリは、地域の防災情報を入手し、災害に備えるための有効なツールと考えます。

このため、技能実習生の雇用に精通する中小企業団体中央会や県内の監理団体と連携し、外国人材を雇用する事業者に対して、実習生が防災アプリをインストールすること、また避難場所を確認することを要請するなど、実習生の防災意識の向上に取り組みます。

最後に、大学生などの、県内の事業者や仕事への理解を深めてもらうための取組について御質問がありました。

近年、大学生などの就職活動は、人手不足や少子化などを背景とした空前の売手市場であることに加え、物価高騰などにより、これまで以上に安定を重視する傾向にあり、大手企業を志望する学生が増えている状況です。このような中、大学生などの県内就職を促進するためには、その前提として、県内にも魅力的な事業者や仕事があるということを学生にしっかりと伝えることが重要です。

このため、子供の頃から様々な形で、商工業や農林水産業など地域の産業と触れ合うことで、将来の就職先の候補として県内事業者を意識してもらえるよう取り組みたいと考えています。

具体的には、来年度から児童や生徒に対して、各産業分野における職業体験の場を設けるとともに、工場見学や出前授業に協力していただける事業者を市町村ごとにデータベース化し、学校現場で活用していただくことでキャリア教育の実施を後押しします。

また、大学生などに対しては、本格的な就職活動を始める前に、県内の経営者の熱い思いや従業員のやりがいなどを直接聞くことができる交流の機会を設けることで、魅力的な仕事の理解を促していきます。

こうした取組を進めることにより、地域の子供や学生が県内の事業者や仕事の魅力を知り、地域への愛着も育むことで、より多くの若者の県内就職定着につなげていきます。

（危機管理部長三浦謙一君登壇）

○危機管理部長（三浦謙一君）　デジタル技術の活用による避難所業務の効率化についてお尋ねがございました。

南海トラフ地震が発生した際に、県内で1,400を超える避難所を運営する市町村では、限られた人員で避難所の情報を迅速かつ効率的に収集することが必要となります。このため国では、避難者支援業務において、マイナンバーカードを活用したシステム開発の実証事業を進めています。このシステムは、県としても市町村に活用を促していきたいと考えています。

しかしながら、まだ実証事業ということもあり、システム開発には時間を要すると思われます。また、システム開発後も、その導入や読み取り端末の購入に多額の費用が必要になるとも想定されます。このことからしますと、システムが市町村に普及するためには、一定の年数を要すると考えられます。

このため、県では、当面の対応として、安価でかつ簡単に、クラウドサービスを活用して、避難所情報を効率的に収集するアプリを来年度に作成したいと考えています。

作成に当たっては、避難所において、避難者の代表がスマホで簡単に避難者の数やライフライン、物資の状況を入力できる仕組みを考えています。あわせて、県と市町村の災害対策本部においては、各避難所で入力された情報を直ちに把握し、集約することも考えています。これを、県内市町村のうち、まずは１か所でモデル的に取り組んでまいりたいと考えています。また、作成したアプリは、避難所運営訓練を通じて検証した上で、他の市町村に展開してまいります。

今後も、このように避難所業務については、デジタル技術の進展に合わせて効率化を図ってまいりたいと考えております。

（総合企画部長松岡孝和君登壇）

○総合企画部長（松岡孝和君）　県全体の公共交通をどのように残していくのか、また利用促進を図る取組についてお尋ねがございました。

県内の公共交通ネットワークの維持に向けて、県では市町村や交通事業者などで構成する高知県地域公共交通活性化協議会を開催することに加え、地域ごとのブロック会にも参加し、利用状況や課題の把握に努めるとともに、市町村をまたぐ公共交通の維持に関する調整なども行ってきております。

あわせて、事業者の運行などに対する補助や、市町村がデマンド交通など新たな移動手段を導入する際には、実証実験や車両購入などに支援することで、公共交通の確保に取り組んでまいりました。

しかしながら、人口減少に伴う利用者の減少に加え、全県下的に運転士が不足していることから、公共交通の維持はますます厳しい状況となっております。

このため、まず、公共交通の維持に向けて、今年度中央地域においては、県、関係市町、事業者をメンバーとしたワーキンググループを設置し、中央地域の公共交通の将来像について取りまとめを行いました。

それ以外の地域については、各市町村を直接訪問し、公共交通の現状や課題についてお話を伺った上で、専門家を派遣し、路線やダイヤの見直し、交通空白地へのデマンドバスの導入といった提案を行っているところであります。中には、コストや効率性などの面で、複数の市町村による運行が合理的な場合もあることから、今後、市町村間の調整も進めてまいります。

次に、今後さらに人口の減少が進む中で、地域の公共交通を残していくためには、お尋ねのありましたように、利用促進の観点がより重要になってくると考えます。

利用促進につきましては、お話のありました通学定期券半額キャンペーンなどのほかに、これまでにも県内において、使い勝手のよいダイヤへの見直しや異なる交通機関への接続の改善などにより取り組んできた事例がございます。こうした事例や他県の先行事例を各市町村と共に検証、共有し、利用促進が図られますよう、しっかりと検討を進めてまいります。

（人口減少・中山間担当理事中村剛君登壇）

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　まず、移住促進策の現状と成果を踏まえた取組の強化についてお尋ねがございました。

移住施策では、昨年度から取り組むデジタルマーケティングを活用した情報発信により、イベントの集客が増加、直近１月末の新規相談者数は前年同期比で124％増と大幅に増加しており、これに伴い移住者数も1,725人、127％増と昨年度を上回って推移しております。

一方で、県や市町村の移住相談窓口を通らない方も含めた住民基本台帳上の転入者全体で見ると、令和６年暦年では、前年に比べて約880人減少しており、本県出身者など支援窓口を利用せず、独自に仕事などの情報を集め、高知への居住を判断している方の転入が大きく減少したのではないかと考えております。

こうした支援窓口を利用しない本県出身者などを広く把握し、情報を届け、決断を促すことが移住者増加、転入者増加に有効と考えます。このため、昨年度から県の相談窓口をＵＩターンサポートセンターに改称し、Ｕターン支援を明確に掲げ、併せてスマホの位置情報を活用して推定した本県出身者に移住情報を届け、Ｕターン相談につなげる取組を行っております。

来年度は新たに、県内に残る親世代や同世代の友人にも情報発信を行い、身近な方からのＵターンの呼びかけにつなげてまいります。また、本県出身者の多い大阪で、センターの相談窓口の体制強化を図るとともに、同じく本県出身者が多く、転入者も多い中国・四国地方をターゲットとしたオンラインの就職・転職相談会やイベントの情報発信も強化してまいります。

こうした取組に加えまして、お話にありました、移住を後押しする全国組織との連携もさらに強化し、都市部から地方への人の流れもしっかり捉えながら、移住目標の達成を目指してまいります。

次に、関西圏の人材を本県に呼び込むための施策の強化についてお尋ねがございました。

大阪梅田のアンテナショップのオープンなど、関西戦略が本格的に始動することを意識して、昨年９月にＵＩターンサポートセンターの大阪窓口を１名体制から２名に増員したところ、その９月から１月までの延べ相談件数は325件、前年の1.5倍に伸びております。また、１月に大阪で開催した移住相談会には、お話にありましたように過去最多、東京を上回る269人の来場があり、本県への移住の関心の高まりを感じております。

来年４月には、大阪・関西万博が開幕し、本県の魅力を発信する機会のさらなる拡大が期待されます。移住施策におきましても、この機を逃さず、関西圏からの移住者の増加につなげたいと考えております。

このため、来年度は大阪事務所内の相談窓口を民間のシェアオフィスに移転し、相談専用スペースを確保するなど、機能強化を図ります。あわせて、職員を２名から３名へとさらに増員し、相談のみならず、大阪独自のイベントの企画・運営も行えるよう体制を強化してまいります。

この移転先の施設の運営者は、本県出身の起業家であり、本県ゆかりの若者が集うイベントも行っておりますことから、この運営者とも連携した取組を行い、新たな相談者の獲得にもつなげていきたいと考えております。

さらに、施設内のコワーキングスペースを活用した市町村の個別相談会を新たに大阪でも開催し、より多くの関西圏の若者に、県内の市町村に対する関心を持っていただきたいと考えております。

引き続き、追い風を生かしながら、移住施策と関西戦略がしっかり連携し、移住増加に相乗的な効果が発揮できますよう取り組んでまいります。

（教育長長岡幹泰君登壇）

○教育長（長岡幹泰君）　まず、公立高等学校の

現在の就職状況と県内就職の促進に向けた取組についてお尋ねがございました。

令和６年３月に県内の公立高等学校の全日制・定時制・通信制を卒業した生徒3,673名のうち、就職をした生徒は725名となっております。そのうち、県内で就職した生徒は522名であり、就職者全体の72.0％を占め、令和２年度以降、この割合は70％以上を維持しております。しかし、生徒数の減少や進学希望の高まりから、就職者数は減少傾向となっております。

現在、本県の多くの高等学校においては、社会や地域をより深く知り、その課題を探究する学習を通して、社会的な自立を促し、また我が国や地域の将来のために貢献しようとする生徒を育成することを進めております。

この取組の具体として、ものづくり総合技術展の見学や県内事業者へのインターンシップ、また仕事のやりがいや働くことの意義を聞き取るインタビューシップなどを実施しております。さらに、令和５年度からは高知県工業会と連携し、若手社員から県内で働くことへの思いなどを聞く学習や、女子生徒と女性経営者との懇談会なども実施しています。

こうした取組は、県内産業の担い手育成に通じ、また仮に高等学校卒業後に進学等で一度県外に出たとしても、将来において高知に戻ることを選択してもらうことにもつながるものと考えております。このため、こうしたキャリア教育をさらに充実させていきたいと考えております。

その具体策としては、進学希望者の多い普通科高等学校に対しても、実際の社会や地元を知る取組を拡大してまいります。また、県内の魅力ある産業や文化を学ぶことを狙いとし、私立を含む県内全ての高等学校から代表生徒が集まる宿泊型研修を実施することとしております。

こうした取組により、社会や地域に貢献できる人材を育成するとともに、子供たちのふるさと高知に対する誇りや思いを育んでまいります。

次に、高等学校の授業料無償化に伴う影響と、県立高等学校への進学者確保の取組についてお尋ねがございました。関連しますので、併せてお答えをいたします。

国により、高等学校の授業料が無償化されますと、中学生にとっては、家庭の経済的な環境に影響されることなく、進学先の選択肢が広がるというメリットがあると考えられます。一方、県立学校の立場からしますと、県全体の生徒数が減少している中で、さらに入学希望者が減少するといった影響が出ることが懸念されます。

そして、県立高等学校への進学者を確保するためには、まずもって生徒が行きたい、保護者が行かせたいと思う学校づくりを行わなければなりません。そのために、学校は総力を挙げて魅力ある授業・学びを創造し、生徒の学習や活動を支援する体制を整え、子供たち一人一人が描いた夢に向かって挑戦できる力を確実に育成することが必要です。

今回策定します県立高等学校振興再編計画においては、高校を５つのグループに分け、それぞれに魅力ある学びや活動をつくっていくこととしています。例えば、県中央部の学校では、大学等との連携を深め、高度な学びに触れる機会を充実させること。また、産業系専門高校では、企業との連携を強化し、これからの社会に対応した先端技術を体験しながら学習すること。中山間地域の学校では、自然や文化歴史などの地域の特色に沿った教育活動を推進するとともに、全国からの生徒募集を拡充することなどを行ってまいります。このほか、全体を通して、デジタル機器を活用した教育ＤＸや遠隔教育のさらなる強化などにも取り組んでまいります。

このようなことを通じて、学校の魅力化、特色化を図り、私立の高等学校とも切磋琢磨しな

がら、生徒数の確保に努めてまいります。

最後に、中学卒業までの学力向上対策についてお尋ねがございました。

本年度の全国学力・学習状況調査におきましては、これまで全国平均より高い学力を維持しておりました小学校算数について、前年度から大きく下降する結果となりました。また、中学校は全国との差は縮まってきておりますが、依然として全国平均に達していない状況であります。

この詳細を見てみますと、特に小学校算数の学力については、議員からもお話がありましたように、式の意味が理解できていないなど、基本的な内容が定着していないところがございました。また、知識と知識を組み合わせて問題を解決することは、中学校でも同様に課題が見られます。この要因として、知識の定着を図るための学習時間が近年短くなっていることが挙げられます。また、子供たちが主体的に試行錯誤して考える場面が少ないことも要因の一つと考えています。

このため、８月に結果分析を行った後、すぐに小学校教員を対象とした緊急の研修会を実施しました。その中では、基礎、基本の内容を習得させるための取組や、より深い学びとなる授業のポイント、また学習後内容の定着度合いを確認することの必要性などについて説明し、周知を図ってきました。

また、中学校に対しましても、教科別研修会を開催し、課題が見られた内容について解説をし、改善策を示してきたところでございます。その後も、指導主事を派遣し、各学校の取組を支援しているところです。

来年度につきましては、これらの取組に加え、知識や技能の定着を図るためのデジタルドリルの活用を促進してまいります。また、中学校に対しては、対話型ＡＩを実証的に導入し、家庭学習をサポートすることなどを通して、子供たちの学習意欲を高め、学習習慣の確立を図ってまいります。

（農業振興部長松村晃充君登壇）

○農業振興部長（松村晃充君）　高知県産の米の輸出についてお尋ねがございました。

お話にありましたように、米は農家が安心して生産し、消費者に十分に供給できることが重要です。一方で、生産が過剰となった場合には、価格が下がり農家の米の生産離れにつながるおそれもあることから、国内での供給過剰を避けるために、輸出は有効な手段の一つであると考えます。

近年は、世界的な和食文化の広がりから、アジアや北米を中心に日本の米の輸出量は年々増加を続けており、2019年のおよそ１万7,000トンから2024年にはおよそ４万5,000トンと、２倍以上に伸びています。

現在、米の輸出は東北地方や北海道などの大産地が中心となっており、本県の輸出実績はイベントでの出荷などに限られている状況です。このため、本県が本格的に輸出に取り組んでいくためには、輸出先が求める品質やロットの確保に加え、取り扱っていただける商社との連携など、解決すべき課題は多くあります。

これらの課題を解決していくために、まずは生産者や流通を担う団体において、輸出に向けた意欲を持っていただく機運の醸成を図ることが重要であると考えています。

このため、県としましては、米の輸出に関心のある生産者や団体などを対象に、輸出におけるメリットや先行事例などを伝えるセミナーを開催するなど、意欲の喚起に取り組んでまいります。

○12番（田中徹君）　それぞれに、本当に御丁寧といいますか、前向きな答弁もたくさんいただきまして、ありがとうございました。

質問ではありませんけれど、今回、項目は少し違いましたけれど、ガソリン価格の高騰について、そういった中で公共交通のほうにシフトを促すというような提案もさせていただきましたけれど、これから本県、人口減少が進む中で、やはり住み慣れた地域で住み続けていただくというのが、高知県の目標であると思います。そういったときに、やはり今、特にガソリン価格もそうですし、お米の高騰もそうかもしれません、生活に関することが非常に県民の皆様に打撃を与えているというようなことがあります。

そういった中で、これから市場を拡大していく、外に目を向けていくと同時に、やはり県内の皆様方の生活というものもしっかり目を向けていただきまして、県内外のバランスを取りながら、今後の県政を進めていただきたいと思います。

そして、来年度は、まさにこれから間もなくでありますけれども、本当に、大阪・関西万博が始まったり、様々な大きなイベントもございます。そういった中で、次の令和８年度を見据える上でも、この令和７年度というのは非常に大事な仕込みの年になるのかなというふうに思っております。

そういった中で、この３月をもって、残念ながらでありますけれども、議場内外の方々が退職をされるという方もいらっしゃいます。この高知県に対して長きにわたる御尽力に、感謝を申し上げ、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明６日の議事日程は、議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後４時36分散会

令和７年３月６日（木曜日）　開議第５日

出　席　議　員

１番	竹　内　健　造　君
２番	戸　田　宗　崇　君
３番	上　治　堂　司　君
４番	桑　鶴　太　朗　君
５番	土　森　正　一　君
６番	槇　尾　絢　子　君
７番	久　保　博　道　君
８番	上　田　貢太郎　君
９番	今　城　誠　司　君
10番	金　岡　佳　時　君
11番	下　村　勝　幸　君
12番	田　中　　徹　君
13番	土　居　　央　君
14番	横　山　文　人　君
15番	西　内　隆　純　君
16番	加　藤　　漠　君
17番	弘　田　兼　一　君
18番	明　神　健　夫　君
19番	三　石　文　隆　君
20番	畠　中　拓　馬　君
21番	依　光　美代子　君
23番	武　石　利　彦　君
24番	西　森　美　和　君
25番	寺　内　憲　資　君
26番	西　森　雅　和　君
27番	樋　口　秀　洋　君
28番	岡　田　竜　平　君
29番	田　所　裕　介　君
30番	橋　本　敏　男　君
31番	坂　本　茂　雄　君
32番	は　た　　愛　君
33番	細　木　　良　君
34番	岡　田　芳　秀　君
35番	岡　本　和　也　君
36番	中　根　佐　知　君
37番	塚　地　佐　智　君

欠　席　議　員

なし

―――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

知事	濵　田　省　司　君
副知事	井　上　浩　之　君
総合企画部長	松　岡　孝　和　君
理事（人口減少・中山間担当）	中　村　　剛　君
総務部長	清　水　　敦　君
危機管理部長	三　浦　謙　一　君
健康政策部長	中　嶋　真　琴　君
子ども・福祉政策部長	西　森　裕　哉　君
文化生活部長	池　上　　香　君
産業振興推進部長	合　田　和　穂　君
商工労働部長	岡　田　忠　明　君
観光振興スポーツ部長	小　西　繁　雄　君
農業振興部長	松　村　晃　充　君
林業振興・環境部長	西　村　光　寿　君
水産振興部長	濱　田　美和子　君
土木部長	横　地　和　彦　君
会計管理者	田　村　敬　子　君
公営企業局長	澤　田　昌　宏　君
教育長	長　岡　幹　泰　君
人事委員長	門　田　純　一　君
人事委員会事務局長	笹　岡　　浩　君
公安委員長職務代理者	松　尾　晋　次　君
警察本部長	髙清水　善　弘　君
代表監査委員	五百藏　誠　一　君
監査委員事務局長	岡　林　秀　典　君

―――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	中島勝海君
事務局次長	梅森実君
議事課長	飯田志保君
政策調査課長	溝渕松男君
議事課長補佐	松岡宏尚君
主幹	大川美千子君

―――― ――――

議　事　日　程（第５号）

令和７年３月６日午前10時開議

第１

第 １ 号　令和７年度高知県一般会計予算
第 ２ 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
第 ３ 号　令和７年度高知県給与等集中管理特別会計予算
第 ４ 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計予算
第 ５ 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計予算
第 ６ 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
第 ７ 号　令和７年度高知県県債管理特別会計予算
第 ８ 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計予算
第 ９ 号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
第 10 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計予算
第 11 号　令和７年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第 12 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
第 13 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
第 14 号　令和７年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
第 15 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計予算
第 16 号　令和７年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
第 17 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
第 18 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計予算
第 19 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
第 20 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計予算
第 21 号　令和７年度高知県電気事業会計予算
第 22 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計予算
第 23 号　令和７年度高知県病院事業会計予算
第 24 号　令和６年度高知県一般会計補正予算
第 25 号　令和６年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
第 26 号　令和６年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
第 27 号　令和６年度高知県用品等調達特別会計補正予算
第 28 号　令和６年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
第 29 号　令和６年度高知県県債管理特別会計補正予算
第 30 号　令和６年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
第 31 号　令和６年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号　令和６年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和６年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和６年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和６年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和６年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和６年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和６年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和６年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和６年度高知県病院事業会計補正予算
第 41 号　高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
第 42 号　こうちグローバル人材育成基金条例議案
第 43 号　高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号　職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 46 号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 47 号　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 51 号　高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
第 61 号　権利の放棄に関する議案
第 62 号　県有財産（教学機器）の取得に関する議案
第 63 号　県が行う土地改良事業に対する市町

村の負担の一部変更に関する議案
第 64 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 65 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 66 号　日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 67 号　国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 68 号　和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 69 号　県道の路線の認定に関する議案
報第１号　高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

第２　一般質問
（１人）

午前10時開議

○議長（加藤漠君）　これより本日の会議を開きます。

諸 般 の 報 告

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

刈谷公安委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、松尾公安委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

質疑並びに一般質問

○議長（加藤漠君）　これより日程に入ります。

日程第１、第１号「令和７年度高知県一般会計予算」から第69号「県道の路線の認定に関する議案」まで及び報第１号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」、以上70件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

15番西内隆純議員。

（15番西内隆純君登壇）

○15番（西内隆純君）　自由民主党会派の西内隆純です。議長にお許しをいただきましたので、質問を行います。

初めに、高知県元気な未来創造戦略についてお尋ねいたします。

貧困国において出生数が大きくなる理由は、経済状況や医療、公衆衛生のレベルなどの要因により乳幼児の段階で死亡しやすいことから、リスクヘッジのため子を多くもうけるようになったためと考えられています。

令和５年の９月定例会でも述べたように、近代以前の日本も同様の多死多産の社会でした。一方、今日の日本は、医療の発達や公衆衛生環境の改善に伴い、乳児死亡率が1.8パーミルという、世界でも有数の低率にあります。

日本の事例に明らかなように、ほとんどの国は、多産多死から、技術や知見の向上とともに多産少死、少産多死、少産少死の順に各フェーズを移動すると考えられており、現在の日本は少産多死のフェーズにあります。また、この考え方に基づく2024年の国連推計では、世界人口は2080年代半ばに103億人のピークをつけて減少傾向に入るとされています。

少子化といいますと、生まれてくる子供の数が少ないことが着目されがちですが、さきに述べたように子供が早死にしなくなったことの裏返しでもあり、少子化それ自体が必ずしも悪というわけではありません。ただし、少子化が過度に進行する中で、出生率が人口置換水準を下

回ってしまうと、人口減少が進み、労働力不足、社会保障制度の維持困難など、国家の存続に関わる深刻なリスクが顕在化してしまいます。

令和６年度、3,123人と過去最少、前年を250人下回る出生数を記録している本県は、人口減少対策を最重要課題に位置づけ、令和６年３月には高知県元気な未来創造戦略を策定し、現在その実現に取り組んでいるものと承知しております。同戦略では、人口減少対策は若年人口の増加を図るとして表現されており、政策１の若者の定着・増加と政策２の婚姻数の増加、これらの複合効果による政策３の出生数の増加によって実現するとしています。

同戦略の下、官民挙げての取組により少子化対策を推進しておりますが、この少子化についての危機感や問題意識は世代や置かれた立場でまちまちであり、県民に十分なコンセンサスが形成できていないように思われます。例えば環境問題であれば、長年の様々な取組の結果、経済活動はもとより個人レベルにおいても、小まめに電気を消す、エアコンの温度管理、ごみの分別にリユースなど、環境を守るための小さな積み重ねが実践されております。その点からすると少子化対策は、本腰を入れ始めて間もないということもありますが、まずは県全体で危機感の共有を図ることを徹底しなければならないと考えます。

そこで、少子化の進展が本県あるいは日本にもたらす問題について県民との間で十分な共通認識が形成できているのか、また今後どのように深めていくのかについて知事にお尋ねいたします。

先日、大愚和尚の一問一答というユーチューブコンテンツを視聴する機会がありました。このコンテンツは、視聴者から寄せられた人生相談に和尚が答えるというものです。長くなりますが、相談の概要を御紹介いたします。

相談者の男性は、勉強態度の悪い長男をせっかんしたことが原因で、妻と息子２人が妻の実家に帰ってしまったといいます。相談者は間もなく、謝罪の機会もなく、持病のあった長男と死別し、その後には生前の長男の勧めもあって妻から離婚を提案されます。相談者は、次男の教育上もよくないから家に帰ってほしいと説得するも、妻は、死んだ長男が羨ましがるようなことはやめてほしいと言って聞き入れてくれない、どうしたらよいものかといったものでした。

和尚は答えます。お釈迦様の教えには、因縁生起、略して縁起という言葉があります。例えば、子供が生まれて、一人の男が父、一人の女が母と呼ばれる。結婚をして初めて夫と呼ばれ、妻と呼ばれる。夫や妻、子供という固定的な存在があるわけではなく、まず関係性があり、その中で役割を与えられる。会社であれば、上司があり、部下がある。そういった関係性の中で人間は生きているが、これを縁起という。

奥様が相談者と離れて暮らしたいのは、長男ではなく奥様の意思です。子供を叱ったからといって、よっぽど度が過ぎない限り、パパ、ママと、親の元に戻ってくるはずです。

夫婦、親子の関係がどのようなものか。子供が小さいうちは、父親ではなく母親を圧倒的に信頼し、ママ、ママと、母親をよりどころにします。父親が外で頑張って仕事をし、幾ら給料を稼いできても、子供の信頼や尊敬は勝ち得ません。

では、どうすればよいか。それは、子供にとってよりどころである母親を、父親がどれだけ大事にしているか、守ろうとしているかに尽きるのです。子供はその姿を見て、父親に対する尊敬、信頼の度合いを決めていくのです。したがって、今回奥様が離婚ということを考えたのであれば、その原因は相談者と奥様の関係の中にあり、長男もしくは次男の意思には当たりません。

相談者の最大の問題は、一連の出来事が縁起の中で生じていることに気づいていない点にあります、と和尚は締めくくられました。

この話を拝聴した際には、私の背筋もいささか寒くなりました。我が子がはや１歳を迎えましたが、懐き方がいま一つのように思います。心がけが不十分なのかもしれません。もう一つ、私自身、育児に比較的参加をしているはずとの自負はありますが、かといって第２子創造戦略の策定がスムーズかといえば、そうではありません。さらなる心がけが必要と痛感した次第です。

和尚のお話を踏まえた上で、高知県元気な未来創造戦略の政策３、こどもを生み、育てたい希望をかなえるを掘り下げてまいります。

その強化の方向性４、共働き・共育てのさらなる推進の取組を見ますと、固定的な性別役割分担意識の解消、男性に育休を取らせることで、出産・育児・家事の負担軽減とあります。

同戦略の推進委員会で、ある委員から、男性が育休を取っても家でごろごろして邪魔になるだけということもあるので、しっかり育児等に参加させるようにしなければとの発言があったと記憶しております。私も、御指摘のようなことが起きて、男性の育休取得が目的化するのではないかと心配をしております。

大愚和尚の問答を踏まえますと、やはり伴侶、家族を大切に思うということが育休に先立つべきと思います。その思いがあっての育休取得であれば、伴侶の出産・育児・家事の負担軽減はもちろん、第２子、第３子へのよりスムーズな道が開けるものと思います。さらに言えば、このような心がけのある男女が高知にたくさん育てば、真に魅力的な県になるであろうし、結婚・出産に事欠かなくなるのではないかとも思います。

こういった内面の在り方については、三つ子の魂百までといいますから、学校教育において、結婚、家族、親子とは何か、その縁起などについて、幼少期からしっかりと学ぶ機会が提供されることが望ましいと考えます。

そこで、学校での道徳教育を充実させることにより高知県の元気な未来を創造することについて教育長の御所見をお伺いいたします。

次に、地消地産の取組についてお尋ねいたします。

先日、一冊の本に出会いました。小島尚貴著のコスパ病と題する本です。著者は、九州の多くの企業や１次産業生産者を海外につなぐ貿易コンサルタント業に従事する中で、日本のコスト抑制圧力、価格転嫁が難しい状況を生み出す構造が自損型輸入にあると指摘をいたしました。氏が定義された自損型輸入とは、日本人が日本の技術、設備を人件費と製造コストの低い国に持ち込み、日本人が作成した仕様書と日本人が指定した原材料によって安価な製品を製造し、日本市場のみにおいて輸入販売することで、日本各地の産業を衰退させる構造を持つ貿易手法を指します。

自損型輸入の発見は、小島氏が熊本県八代地方を仕事で訪れる中で、畳表の原料となるイグサの栽培農家の衰退状況を目の当たりにしたことがきっかけでした。元来、日本にしか生息していなかったイグサと、そのイグサでしか作れない畳表に中国産なるものが生まれ、瞬く間にシェアを広げたことが、日本のイグサ農家の急速な衰退を招きました。なお、本県のイグサ農家も土佐市に２軒を残すのみとなりました。

イグサの苗、栽培技術、加工機械を中国に持ち込んだのは、日本のイグサを取り扱う業者でした。最初は品質の低い中国産イグサによる畳表も、品質が向上するにつれて、低価格を武器に日本の農家を追い詰めます。廃業した農家から１台数百万円もする織機がただ同然で回収さ

れ、中国の農家に無料で貸し付けられるようになると、さらに安価な畳表が日本に輸入されるという負の循環に陥ります。僅か15年の間に7,366台もの八代の中古織機が中国へ渡り、同地のイグサ作付面積は73％減少いたしました。

このイグサと同じ構造が様々な製品、サービスに氾濫しているのが今の日本であります。小島氏は、そこには個々の企業の経営努力だけでは対処できない問題があります。消費者は、似たもので機能が変わらないなら1,000円の国産品よりも100円で買えるほうがお得だ、コスパ――コストパフォーマンスがいいと言って、100円の輸入品を選びます。例えば、国産の陶磁器は、その価格差に苦しみ、受注のために取引先からの値下げ要求に応えるという後ろ向きの経営努力を求められます。その一方で、自損型輸入の業者は、日本の業界と産地を圧迫し、自国経済に損害を与えながらも、自社だけは得をします。現に、業界シェアランキングを見れば、自損型輸入を行う均一ショップや衣料品、生活雑貨、家具、作業用品関連業者が上位に名を連ねています。消費者はコスパを求めて和製メード・イン・チャイナの製品を買いあさり、メディアもそれをプチプラなどと言ってはやします。何千万人という消費者がこぞって自損型輸入製品を買いあさってきたことにより、九州だけでも既に多くの産業と産地が衰退し、消滅の瀬戸際に追い詰められつつありますと述べられております。

小島氏は、この問題を解決するためには、消費者と生産者が積極的にコミュニケーションを取り、経済のサイクルを国内で回すことが重要と言います。消費者は、価格の安さだけではなく品質や生産背景にも目を向け、ふるさとと自分を豊かにする国産品を積極的に購入するよう心がける、言い換えれば、地元に対する経済効果が低い買物を避けて、無理なく少しずつ自分に近いところにお金が落ちる買物を増やしていくことが重要とのことです。自損型輸入により、コスト抑制圧力や価格転嫁が難しい中、本県でも多くの産業と産地が衰退し、厳しい状況に追い込まれつつあります。

そこで、地元の産業、産地、そこに根づく人々の暮らしや文化を守るため、地消地産の強化に併せて、地産地消の重要性を消費者に啓発することを行ってはどうでしょうか、産業振興推進部長にお尋ねいたします。

続いて、関西戦略についてお尋ねいたします。

大阪・関西万博が目前まで迫ってまいりました。国内外の多くの人が、関西万博へ大小様々な期待や関心を寄せているのではないでしょうか。本県は、この機を生かして、万博での本県ＰＲや関西から高知への人の流れをつくるため、様々な取組を実施していかなくてはなりません。

一方で、関西万博の前売りチケットの売行きが低調であるとのマスコミ報道を目にし、心配もいたします。国の威信をかけた国際イベントでもあるし、またその成否は本県の関西戦略に無関係ではありません。当の大阪府としては、前売り券が一枚でも多く売れてほしいと考えているんではないかと思います。

そこで、この機会を捉えて、関西万博を盛り上げるために、チケット協力などの一段踏み込んだ提案をされてはいかがでしょうか。本提案によって本県の関西に対する真摯な思いが伝われば、おのずと関西戦略の細部は強化され、真の意味で関西戦略を進めることにつながると思います。

関西万博を盛り上げるための一段踏み込んだ協力を行うことについて産業振興推進部長の御所見をお伺いいたします。

インバウンド観光についてお尋ねいたします。

新聞記事によると、令和６年の外国人観光客の訪日、いわゆるインバウンド観光は過去最高

の3,687万人を記録し、その消費額は８兆1,395億円に上ったそうです。統計上、その消費額は半導体を上回り、自動車に次ぐ規模に達しています。

しかし、訪日客の宿泊地のほとんどが３大都市圏に集中しており、都道府県別がある2024年７月から９月の訪日消費額を見ると、東京都が約6,620億円で最多、次点の大阪が3,128億円、３位の京都が1,288億円です。高知は、増加率が非常に高かったとはいえ、全国45位の僅か８億円です。

本県のインバウンド観光強化のため、チャーター便の定期航路化や新規航路の開拓、施設整備等が進められておりますが、訪日客のニーズを捉えて観光コンテンツや関連サービスに反映するといったきめ細かな取組も重要と考えます。

県では外国人観光客動向調査などを実施していると承知しておりますが、その調査結果の概要と今後の対策について観光振興スポーツ部長にお尋ねいたします。

また、先日、高知市内のバス停で時刻表とにらめっこをしている外国人観光客を見かけました。自家用車が主要な交通手段の本県において、外国人観光客の方々は果たして目的地にたどり着けただろうかと心配をいたしました。

県内の山間部まで含めて極上の田舎を味わっていただき、さらに長期滞在につなげるためには、観光コンテンツの面的な展開が不可欠であり、そのためにも小回りの利く交通手段の確保が重要と考えます。

そこで、外国人をはじめとする観光客が利用しやすい二次交通の確保について観光振興スポーツ部長にお尋ねいたします。

次に、近視対策についてお尋ねいたします。

これは歯科保健の話ですが、昭和15年頃、子供の虫歯率は40％台でした。現在は、学校歯科保健活動の充実が大きな成果を上げており、令和６年度の学校保健統計によると、未就学児で20％、小学校以降で30％の虫歯率となり、過去最低の水準となりました。積極的な介入措置が大きな効果を上げたすばらしい例と、関係各位の御努力に感謝を申し上げます。

その一方で、子供の視力は悪化傾向にあるようです。２月14日の高知新聞には「高校生７割視力1.0未満」との衝撃的な見出しがあり、大変な危機感を覚えました。子供らの近視対策に向けて、歯科予防に負けず劣らずの取組が今こそ求められていると思います。

以前、伊藤教育長に近視対策についてお尋ねした際、これまでの学校の取組に併せて、文部科学省で作成されている啓発資料を活用して対策するとの御答弁をいただきました。

今日までの近視対策の取組の成果がどうだったのか、また子供たちの目の健康を守るために今後さらなる成果を求めて積極的な取組が必要ではないか、教育長にお尋ねをいたします。

住宅産業の振興策についてお尋ねいたします。

昨今の資材・人件費高騰によって住宅価格が高騰し、新規着工件数が大幅に減少しております。あまりにも激しい低迷のために、本年度中には県内幾つかの工務店が店を畳むかもしれないとのお話も聞こえてまいります。

県内の住宅産業の状況についてどのように把握されているのか、土木部長にお尋ねいたします。

工務店の中でも、伝統的な木造住宅に関わる事業者はさらに苦戦を強いられており、関連した地場の左官や瓦などの事業者も厳しい状況にあるとお聞きしております。地域へのお金の還流の視点はもとより、地場産業の振興、職人の成り手の育成・確保につなげる観点からも、伝統的な木造住宅に注目が集まればと思います。

そこで、土佐派などの伝統的な木造住宅の普及啓発について土木部長にお尋ねいたします。

次に、温暖化対策についてお尋ねいたします。

本県は、2030年度までを計画期間とする高知県地球温暖化対策実行計画を策定し、本県から排出される温室効果ガスを2030年度に2013年度比で47％以上削減することを目標に掲げ、様々な地球温暖化対策を実施してきました。同計画の、高知県の気候の将来予測と適応策という項において、今後予測されている気候変動による影響と既に発生している影響に対して、分野ごとに影響の内容、重大性、緊急性、確信度、そしてその影響に対する施策がまとめられています。

そこで、気候変動による影響の重大性、緊急性、確信度の高いものについて、各分野でどのような対策が進められているのか、林業振興・環境部長にお尋ねいたします。

気候変動が引き起こす猛暑、乾燥、集中豪雨の増加などによって、自然環境や、本県の基幹産業である１次産業、さらには治山、治水等への影響度が高まりを見せており、予断を許さない状況にあります。本年１月７日の高知新聞には、気候変動で海面の上昇や台風の大型化などが予想されることから、国土交通省は、海上輸送網の拠点となる全国125の港湾に護岸のかさ上げを要請するとの記事がありました。

本県は高知港、須崎港、宿毛湾港の３港が該当するとのことですが、港湾における護岸のかさ上げに対して今後どのように対応していくのか、土木部長にお尋ねいたします。

昨今、私は、極めて身近な出来事の中に温暖化の影響が顔をのぞかせるようになったと感じています。キャベツなどの葉物や果物の供給がここ数年安定性を欠いていることや、病害虫のパターンの変化について心配をいたします。漁業では、南方に分布する魚種を見かけるようになりました。集中豪雨も毎年当たり前のように発生いたしております。

私たちは、既に止めようのない、しかも放置するほどに大きな代償を支払う必要のある、それでいて時間的かつ空間的に広範に及ぶ変化に対応していかなくてはなりません。一方で、ピンチはチャンスという言葉もあります。温暖化によるダメージを最小化するノウハウの獲得が、本県に様々な優位性をもたらすかもしれません。

このような観点から、次年度に改定予定の高知県地球温暖化対策実行計画において、分野ごとの気候変動の影響評価を踏まえた上で、重点的に取り組むべき対策を盛り込んでいく必要があると思いますが、濵田知事の御所見をお伺いします。

次に、南海トラフ地震対策についてお尋ねいたします。

南海トラフ地震対策の抜本強化・加速化に当たり、計画のポイント４項目の一つ、命をつなぐための避難環境の整備の強化を図るとして、能登半島地震では避難生活による災害関連死が相次いで発生したことも踏まえ、避難所におけるトイレやベッド、冷暖房などの整備促進による生活環境の充実に取り組むこととされております。

具体には、事業者によるトイレカーやキッチンカーの導入を後押しするとのことですが、この取組がどのように活用されるのか、危機管理部長にお尋ねいたします。

また、東日本大震災や熊本地震、能登半島地震のいずれの災害においても、被災者のトイレ対策が課題として上がっています。大規模災害が発生した際、仮設トイレは、自治体が避難所を開設した後に調達、設置することになっております。しかし、発災後に移動を阻む道路上の瓦礫やごみ、またその啓開に必要な交通規制等によって、仮設トイレの調達及び設置は避難所開設から３日以上を必要といたします。メンテナンスのくみ取りも同様に、計画どおりに進め

ることが難しく、避難所の仮設トイレが度々使用できなくなることがあったとお聞きしております。

能登半島地震の際には、崩壊した道路が雪で覆われている中を命がけでくみ取り車を走らせたケースがあり、浄化槽関連団体内では、今後、災害発生後しばらくはくみ取り作業を見送る方針とするべきとの声もあるようです。トイレカーなどによって分散処理するという考え方もありますが、数百人規模の避難所のし尿処理にはとても対応できません。マンホールトイレは、発災時には下水処理場が浸水する可能性が高く、機能しないのではとの指摘もあります。

災害時のトイレについての悶々とした悩みを抱える中、防災製品の見学会において、災害トイレ２Ways大地くんという製品に出会い、すっきりとした気分になりました。大地くんは、500人が30日間使用可能な容量のタンクを地下に埋設する、災害時の大容量トイレ設備であります。その容量は仮設トイレの100基分、最大サイズのトイレカー30台分相当で、避難所のトイレ問題を解決するだけでなく、トイレの設置や維持管理に発災後の貴重な指揮所の能力を割く必要がなくなるとのことでした。平時の利用も考慮されており、10基の折り畳み式トイレ建屋と洋式簡易水洗トイレを地下タンク内の半分のスペースに収容すると、残り半分には物資の地下備蓄を行うことができます。

大地くんは、高知県地場産業賞受賞の製品ですが、県への導入実績は春野総合運動公園の１基のみで、県内市町村を含めますと2023年時点で20か所、28基にとどまっています。私は、地震発生時には孤立地域が発生しやすい地理的条件にある本県こそ、大地くんのような大人数のトイレ利用に対応できる設備を準備しておくべきと思います。

そこで、収容者数の多い避難所については災害時用の大容量トイレの設備の導入を進めてはどうかと考えますが、その是非と、導入を進めるに当たっての課題について危機管理部長にお尋ねいたします。すっきりとする答弁を御期待申し上げます。

最後の質問項です。終戦の日には少し早いですが、昭和100年、戦後80年の節目の年に、終戦の詔を御披露申し上げます。

終戦の詔とは、昭和20年８月15日の正午にラジオで放送された、天皇陛下による同詔書の音読、いわゆる玉音放送のことです。耐え難きを耐え忍び難きを忍びのフレーズ以外は、皆様あまり御存じないものと思います。

そこで、本日は全文の現代語訳を披露いたしますので、昭和天皇のお言葉を通じて、戦地で倒れた方、戦禍に遭って家族や友人、職や財産を失われた方、様々な同胞の状況に思いを致していただきたいと思います。また、陛下は戦後の日本と日本人のありようについて言及されておりますが、ここに触れることを通じて、日本の伝統と文化、そして御皇室について皆様が興味を持つきっかけとなれば幸いです。

現代語訳は、武蔵野大学寺島恒世客員教授と和洋女子大学間淵洋子准教授によるものです。

終戦の詔。

私は、深く世界の情勢と日本の現状について考え、非常の措置によって今の局面を収拾しようと思い、ここに忠義で善良なあなた方国民に伝える。

私は、日本国政府に、アメリカ・イギリス・中国・ソ連の４国に対して、それらによる共同宣言（ポツダム宣言）を受諾することを通告させた。

そもそも、日本国民の平穏無事を確保し、すべての国々の繁栄の喜びを分かち合うことは、歴代天皇が大切にしてきた教えであり、私が常々心中強く抱き続けているものである。

先にアメリカ・イギリスの２国に宣戦したのも、まさに日本の自立と東アジア諸国の安定とを心から願ってのことであり、他国の主権を排除して領土を侵すようなことは、もとより私の本意ではない。しかしながら、交戦状態もすでに４年を経過し、我が陸海将兵の勇敢な戦い、我が全官僚たちの懸命な働き、我が１億国民の身を捧げての尽力も、それぞれ最善を尽くしてくれたにもかかわらず、戦局は必ずしも好転せず、世界の情勢もまた我が国に有利とは言えない。それどころか、敵国は新たに残虐な爆弾（原子爆弾）を使い、むやみに罪のない人々を殺傷し、その悲惨な被害が及ぶ範囲はまったく計り知れないまでに至っている。それなのになお戦争を継続すれば、ついには我が民族の滅亡を招くだけでなく、さらには人類の文明をも破滅させるに違いない。そのようなことになれば、私はいかなる手段で我が子とも言える国民を守り、歴代天皇の御霊（みたま）にわびることができようか。これこそが私が日本政府に共同宣言を受諾させるに至った理由である。

私は日本と共に終始東アジア諸国の解放に協力してくれた同盟諸国に対して、遺憾の意を表さざるを得ない。日本国民であって戦場で没し、職責のために亡くなり、戦災で命を失った人々とその遺族に思いをはせれば、我が身が引き裂かれる思いである。さらに、戦傷を負い、戦禍をこうむり、職業や財産を失った人々の生活の再建については、私は深く心を痛めている。考えてみれば、今後日本の受けるであろう苦難は、言うまでもなく並大抵のものではない。あなた方国民の本当の気持ちも私はよく分かっている。しかし、私は時の巡り合わせに従い、堪え難くまた忍び難い思いをこらえ、永遠に続く未来のために平和な世を切り開こうと思う。

私は、ここにこうして、この国のかたちを維持することができ、忠義で善良なあなた方国民の真心を信頼し、常にあなた方国民と共に過ごすことができる。感情の高ぶりから節度なく争いごとを繰り返したり、あるいは仲間を陥れたりして互いに世情を混乱させ、そのために人としての道を踏み誤り、世界中から信用を失ったりするような事態は、私が最も強く戒めるところである。まさに国を挙げて一家として団結し、子孫に受け継ぎ、神国日本の不滅を固く信じ、任務は重く道のりは遠いと自覚し、総力を将来の建設のために傾け、踏むべき人の道を外れず、揺るぎない志をしっかりと持って、必ず国のあるべき姿の真価を広く示し、進展する世界の動静には遅れまいとする覚悟を決めなければならない。あなた方国民は、これら私の意をよく理解して行動してほしい。

以上が終戦の詔です。

２月23日の天皇誕生日には、戦後80年に寄せて、今上陛下より、平和への思いを新たにする機会にとのお言葉がございました。

そこで、終戦の詔を聞いての感想と、昭和100年、戦後80年の節目に平和に寄せる思いを知事にお尋ねいたします。

さて、この昭和100年の節目の年に４年の副知事任期を全うし、40年にわたる県庁生活を終えられる井上副知事におかれましては、誠にお疲れさまであり、ありがとうございました。

1985年に入庁されて以来、様々な行政経験を積まれた後に、地産地消・外商課長や産業振興推進部長、そして総務省出身以外の職員が務めるのは12年９か月ぶりとなる総務部長を歴任、令和３年には濵田知事の副知事として着任されました。その当初は、新型コロナウイルスが猛威を振るっていた頃であり、非常に難しいかじ取りの中、県民のために相当に御苦労なさった

ことと存じます。

また、井上副知事は、私に課せられた大きな役割の一つは、様々な県政課題に果敢にチャレンジする、次の時代を担う志を持った県庁職員を育成していくこと､そして風通しがよく､チーム県庁としてまとまりのある組織をつくっていくことだと思っておりますと述べられております。言葉のとおり、チーム県庁を一丸にして濵田知事の県政運営を支え、また後進の育成にも御尽力くださいました。その長きにわたる県庁生活を振り返り、様々な思い出が去来しているものと存じます。

そこで最後に、副知事のこれまでの県庁生活を回顧しての感想とこれからの県政への期待についてお尋ねいたしまして、１問とさせていただきます。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　西内議員の御質問にお答えをいたします。

まず、少子化問題に関する県民との共通認識と、今後どう深めていくかについてお尋ねがございました。

我が国におきましては、高度経済成長期後の1974年以降、合計特殊出生率がいわゆる人口置換水準を下回り続けておりまして、2011年からは人口減少が続いております。こうした人口減少の進行によりまして、地方では、地域社会の担い手の減少、経済規模の縮小など、様々な社会的､経済的な課題が生じております。そして、このまま少子化が進行すれば2050年までに県内の34市町村のうち25の市町村が消滅の危機に瀕するおそれがあると指摘する大変ショッキングな推計も行われているところであります。

こうした中、本県では、官民挙げて少子化対策を推進するために、平成20年に高知県少子化対策推進県民会議を設立いたしました。この会議には、経済界をはじめ、１次産業分野、教育や医療・福祉分野、さらには地域団体や報道機関など幅広い分野の方々に参画をいただき、まさに官民連携で少子化対策に取り組む体制を取っております。

ただ、この会議の活動は、少子化対策として何をやるか、出会い支援あるいは子育て支援、こういったことをやっていくということの啓発が中心となっておりまして、御指摘がありましたような、少子化対策がなぜ必要かといった、そうした視点からの活動はあまり十分にはできていなかったのではないかというふうに、振り返ってみて思います。

また、議員御指摘のように、地球温暖化につきましては、例えば猛暑による熱中症の激増あるいは豪雨災害の頻発化、激甚化などによりまして、身近なところで対策の必要性が実感されやすいということに対し、少子化問題につきましては、特に都市部の住民にはそこまでの実感はされにくいという側面は確かにあるのではないかというふうに思います。

このため、少子化対策の必要性についての危機感が県民の皆さんに浸透しているかどうかという点につきましては、まだまだ道半ばだという思いを強くしております。したがいまして、県民の皆さんにこうした危機感を共有していただけますように、今後は少子化対策の啓発活動において、この対策の必要性に関する広報活動にこれまで以上に比重を置いていく必要があるというふうに考えます。

こうした取組の一つといたしまして、来年度には、国や近隣の各県とも協力をして、本県で人口戦略フォーラムを開催する予定としております。このフォーラムでは、ただいま申し上げましたような推計を行われて昨年４月に消滅可能性自治体を公表された民間の団体組織であります人口戦略会議の主要なメンバーの方もお招きをさせていただきます。少子化を放置いたし

ますと自治体の維持が難しくなるという点について認識の共有を図る機会にしたいというふうに考えております。

このような取組も通じて、少子化対策の必要性の認識の部分につきまして県民の皆さんと心を一つにして、オール高知の取組が展開できるように努めてまいります。

次に、気候変動対策の重点的な取組を計画に盛り込む必要性につきましてお尋ねがございました。温暖化対策の関連でございます。

気候変動による影響は、県内でも農作物などで既に現れておりまして、今後も地球温暖化の進行に伴い、猛暑による熱中症患者の増加など様々な影響が懸念をされます。当面の地球温暖化の進行は避けられないものと考えられますので、気候変動による影響への適応策についても、現状を正しく認識し、先手を打って対策をしていくことが重要だと考えております。

そのため、本県では、地球温暖化対策実行計画の中におきまして、温暖化の影響に対する適応策の部分も取りまとめており、農作物の品種改良や熱中症対策などの取組を進めてまいっております。

一方、将来の気候変動を完全に予測することは難しいということがございます。今後も、地域や分野ごとにどのような影響が生じるかにつきまして定期的な検証を行い、この対策を強化していく必要があります。

その意味で、来年度は、国が分野ごとに気候変動の影響を評価いたしました気候変動影響評価報告書につきまして、新たな科学的知見を踏まえ見直される予定となっております。この国におきます報告書を参考にいたしまして、県の地球温暖化対策実行計画におきましてお示しをしております本県への影響についても詳しく分析を行い、見直しの作業を行ってまいります。その上で、本県に重要な影響が現れている、もしくは影響が予測されるものにつきましては、県として重点的に取り組むべき項目とし、その対策もしっかりと計画に位置づけてまいる考えであります。

最後に、終戦の詔を聞いた感想、そして平和への思いについてのお尋ねがございました。

私自身、昭和天皇の終戦の詔、いわゆる玉音放送の中身を通読させていただきましたのは今回が初めてであります。戦争の終結をラジオを通じて国民に直接語りかけられた昭和天皇のお言葉は、国民一人一人にとって衝撃的でもあり、また歴史の転換点を強く意識するものであったというふうに推察をいたします。

私自身、特に感じましたのは、この詔の中で、原子爆弾の投下に至ってもなお戦争を継続すれば、我が民族の滅亡だけではなく人類全体の文明をも破壊させるに違いない、そうなれば歴代天皇の御霊に申し開きができないという部分でございます。これは私の受け止めといたしましては、我が国の開闢以来先人たちが脈々と引き継いでこられた日本という国を次の世代に引き渡すことが自分の使命であると思い定められ、その使命を果たすためにも終戦を決断したという趣旨でおっしゃられたのではないかというふうに感じまして、この点、不遜ながら深く共感を覚え、心を打たれたところでございます。

考えてみますと、今ここに自分たちがいるというのも、先人たちが脈々と命を引き継いでいただいたおかげでありますし、また同じ時代の様々な方に様々な方向から支えていただいているおかげだというふうに思います。それに思いを致しましたときに、その御恩をどう返していくかと考えますと、やはり今の世の中に自分がどうお役に立てるかということ、そしてまだ生まれ来ない子供たちも含めて未来の世代の方々にこの社会をどう引き継いでいけるかということをしっかり考えていくことではないかという

ふうに思うわけでございます。

昨今の社会の風潮は金だけ今だけ自分だけと言われますけれども、この終戦の詔を読みましたときに、それとは真逆の生きざまの尊さが示されているのではないかという思いを強くいたしました。また、昭和天皇が、多くの貴い命が失われましたことに我が身が引き裂かれると心を痛めながら、国民と共に平和な世を切り開くことを望む強い決意に深く感じ入ったところでございます。

この終戦の詔は、国民にとりまして戦後の道しるべとなりました。私たちは、先人たちのたゆまぬ努力により、平和で豊かな生活を享受できるようになっております。

現在、戦争を知らない世代が多くを占める時代となりまして、ともすれば、悲惨な戦争の体験、記憶が薄れゆこうとしております。他方で世界に目を向けますと、ロシアによるウクライナ侵攻、イスラエルのガザ地区における紛争の継続などによりまして、今なお多くの貴い命が失われております。我が国周辺でも、中国の軍事力の急速な増強、北朝鮮による核・ミサイル開発の進展など、当たり前の平和が失われるかもしれない、そういう脅威が増している時代だと考えます。

御指摘がありましたように、折しも今年は戦後80年、昭和100年の節目の年であります。大きな節目となります今年、国民一人一人が改めて我が国の礎を築きました先人たちの苦難と平和への思いについて考える機会になればというふうに願っております。そして、戦争の教訓を風化させることなく、平和の尊さや平和を愛する心とともに、私たちの母国日本をしっかりと次世代に伝えていくということは、我々に課せられた最大の使命であるというふうに考えております。

私からは以上であります。

（教育長長岡幹泰君登壇）

○教育長（長岡幹泰君）　まず、道徳教育を充実させることにより高知県の元気な未来を創造することについてお尋ねがございました。

道徳教育は、子供がよりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標としており、子供一人一人が将来に対する夢や希望を持って自らの人生や未来を切り開いていく力を育む源となるものです。そして、子供たちは、道徳性を養いながら自分自身の生き方を考え、また他者への関わり方を学び、社会の形成者としての基本的な資質を身につけていきます。つまり、道徳教育は子供の人格形成や自己実現に大きく影響し、また社会を支えていくという点にも関わってくるものです。

そして、小中学校においては道徳教育は全ての教育活動を通して行われますが、その要である道徳科では、どの学年でも家庭生活や家族の在り方について学習をしています。その中で例えば、家族を大切にするとはどういうことだろうといったことを、教材を基に議論し合い、考えを深め合っています。また、家庭科では、家族との触れ合いや団らんの大切さなどを理解する学習を行っています。

こうした中で、子供たちは、自分が大切な存在であることを自覚し、父母、祖父母などに対する敬愛の念を深めていっています。そして、家族や社会の一員としての自分の役割を意識し、責任を持って行動することの大切さを学んでいます。

このようにして学び育まれる道徳性は、さらに他者や社会との関わり方にも汎化していくものです。人に対して、社会に対して、どのように関わるべきかを考える中で、他者への優しさを育み、社会に貢献したいという意欲を高めていくものと考えます。そのことが、ひいてはふるさと高知の元気な未来をつくり支えていくこ

とにつながっていくものと考えます。

県教育委員会としましては、引き続き、県独自に作成した冊子も効果的に活用し、学校・家庭・地域との連携を深めながら、道徳教育の充実を図ってまいります。

次に、近視対策についてお尋ねがございました。

これまでの近視対策として学校では、健康診断後に眼科の受診を勧めることや、県教育委員会が作成した教材等を活用しながら、目の健康を保つための保健指導を実施してまいりました。あわせて、県教育委員会では、令和４年度から養護教諭を対象に視力低下予防についての学習の場を持ち、また保護者の方々にもＰＴＡ研修会を通じてスマートフォン等による生活習慣への影響などについて周知をしてきたところです。

そうした結果、文部科学省が令和６年度に実施した学校保健統計調査では、本県の小学生から高校生における裸眼視力1.0未満の児童生徒の割合は、ほぼ全ての学年で全国平均を下回っております。

しかしながら、裸眼視力1.0未満の子供は本県においても増加傾向にあります。児童生徒の近視は、単に学習や日常生活に支障を来すだけではなく、将来の緑内障や網膜剝離といった目の病気とも関連が大きいと言われています。こうしたことからも、児童生徒の視力低下は重要な課題であると認識しております。

今後、県教育委員会としましては、これまでの取組を継続するとともに、養護教諭だけではなく管理職等も含めて、専門医などによる視力低下のリスクや予防対策をテーマとした研修を実施してまいります。また、各学校などにおきまして、近視予防に効果的とされる屋外で過ごす時間を増やす取組や、家庭におけるスマートフォン使用のルールづくりなどについての話合いを進め、近視予防のための学校の取組や家庭への啓発の強化を図ってまいります。

（産業振興推進部長合田和穂君登壇）

○産業振興推進部長（合田和穂君）　まず、地産地消の重要性を消費者に啓発することについてお尋ねがありました。

議員のお話にありましたように、価格の安さだけを求める消費行動は地域の産業や産地の衰退につながるおそれがあると考えており、地産地消の重要性を消費者に啓発することは大切だと考えます。一方で、物の値段が上がらない時代が長らく続いてきた上に、昨今急激に物価が高騰する中で、より安価な商品、製品を求める消費者の意識と行動を変えていくことは容易ではないと捉えております。

そうした中で、まずは所得向上に向けた取組を着実に進めていくことが重要だと考えますが、あわせて消費者の皆様に対し、生産者のこだわりや品質、生産の背景、さらには価格の妥当性などをしっかりと伝えて御理解いただき、共感を得ていくことも必要だと考えます。

県では来年度、地消地産を産業振興計画に位置づけ、県産品の供給力強化と地消の拡大を一体的に推進することとしており、この地消の拡大を図る需要喚起の取組の中で、県民の皆様への啓発にも努めてまいります。具体的には、例えば土佐黒牛の地消地産の取組においては、量販店でのＰＲ活動や県の広報番組を通じて、生産者の思いや地消地産の強化に取り組む意義や効果などをしっかりと発信してまいりたいと考えております。

こうした具体的な品目を通じた取組により、県民の皆様の関心を呼び起こし、さらに御理解と共感を得ることで、県産品の地消の拡大と供給力の強化を図ってまいります。

次に、大阪・関西万博を盛り上げるための一段踏み込んだ協力についてお尋ねがありました。

大阪・関西万博は、世界中の方々へ我が国の

地域の魅力を発信する絶好の機会であり、また本県が進める関西戦略にとっても大きな山場でありますことから、その盛り上げに向けた取組は大変重要だと考えます。

このため、本県では、これまでも国や万博協会の動きに協力する形で、濵田知事と万博シニアアドバイザーとの対談や、県内の大型商業施設でのチケット販売促進イベントにおける情報発信などに取り組んでまいりました。さらに、本県独自でも、よさこい祭りでのＰＲや、大阪モノレールの万博ラッピング車両を活用したおきゃく列車の運行といった取組を通じて、万博の開催に向けた機運の醸成に努めてきたところです。

こうした中、議員のお話にありました万博チケットに関して、先月、事前の登録が不要な新たなチケットや当日券の導入などが発表されましたことから、県としましても、例えば万博会場で実施を予定している本県イベントの事前ＰＲの際には、チケット購入方法の周知なども併せて行ってまいりたいと考えております。

また現在、本県と大阪府のそれぞれのウェブサイトやＳＮＳ等で、本県の方々には万博の情報を、大阪の方々には本県の観光情報などを相互に発信する取組を準備しております。さらに、民間ベースでも、県内の経済団体が今月高知市で開催するイベントにおいて、万博のＰＲを計画しているとお聞きをしております。

こうした官民の動きなどを通じて、万博への関心度を一層高めますことで、万博来場者の増加に貢献したいと考えておりますし、関西戦略の成果にもつなげてまいりたいと考えております。

（観光振興スポーツ部長小西繁雄君登壇）

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　まず、外国人観光客に対する調査結果の概要と今後の対策についてお尋ねがございました。

本県で実施している外国人観光客向けの調査は大きく２つあり、１つは、個人旅行者向けに、訪問の動機や交通手段、訪問地などを調査しています。もう一つは、外国客船や台湾チャーター便で訪れるお客様向けに、満足度や消費動向などを調査しています。

例えば、個人旅行者向けの調査結果では、関西や高松空港経由のレンタカー利用で、自然などを求め来訪される方が半数以上となっています。こうした結果を基に、レンタカーによる周遊モデルコースでありますとか仁淀川でのクリアカヤックをはじめ、自然体験を中心に40商品のどっぷり高知旅を発信しています。

また、今後こうした発信に加えまして、大阪観光局や香川県と連携した海外旅行博への出展やウェブサイトでの共同発信など、周遊促進の取組を強化し、本県への誘客拡大を図ってまいります。

外国客船やチャーター便の調査では、買物や飲食の消費額が高いといった結果がございました。一方で、多言語表記や決済手段などへの改善の声もいただいています。こうしたことから、多言語での案内やキャッシュレスの導入など、観光事業者の皆様と連携し、受入れ環境の整備を促進してまいります。また、お勧めのお土産物や飲食について、外国人向けウェブサイトでの情報発信を強化します。

こうした調査結果をしっかり分析そして活用しながら、インバウンドの誘客と消費額の拡大を図り、県経済の活性化につなげてまいります。

次に、二次交通の確保についてお尋ねがございました。

国内外の観光客に中山間地域にも足を運んでいただき、長期滞在につなげるためには、二次交通の確保や利便性向上のための取組が不可欠だと考えています。

現在、高知市内の主要観光地を巡るＭＹ遊バ

スや、幡多エリアを周遊するしまんと・あしずり号の運行のほか、公共交通では行きづらい観光地へのタクシープランの充実、市町村のコミュニティーバスを使って中山間地域の観光地を巡るモデルコースのＰＲなど、二次交通の確保に向けた取組を進めています。

また、本県を訪れる外国人観光客が増加していることへの対応としまして、路面電車の乗り方を字幕つきで解説した動画を外国人向けウェブサイトに掲載したり、幡多エリアではバスの発着時刻入りの英語版のモデルコースをＰＲする取組を行っています。そのほか、仁淀川エリアでは、人気のにこ淵や中津渓谷などを巡る外国人向け専用のタクシープランの販売も始めたところです。

二次交通の確保につきましては、現時点でまだまだ十分と言える状況ではありませんが、国内外の観光客が利用しやすい環境づくりに向けて、今後も工夫を凝らしながら取り組んでいきたいと考えています。

（土木部長横地和彦君登壇）

○土木部長（横地和彦君）　まず、県内の住宅産業の状況についてお尋ねがございました。

県内の新築住宅の着工数は、平成21年度以降、令和２年度までの間は若干の増加傾向となっておりましたが、令和３年度からは減少傾向に転じ、令和４年度は2,688戸、令和５年度は2,396戸と減少が続いている状況にあります。

このような新築住宅の着工数が近年減少している要因につきましては、人口減少に加えまして、令和２年からの新型コロナウイルスの感染拡大によって一時的に住宅需要が減少したこと、また近年の人件費や資材価格の高騰に伴い住宅価格が上昇していることなどが考えられます。

次に、高知の伝統的な木造住宅の普及啓発についてお尋ねがございました。

高知の伝統的な木造住宅は、県産木材や土佐しっくい、瓦など地元の伝統的な材料を使い、高温多湿で台風による強風、豪雨にも度々見舞われる本県の気候条件に長年耐えられる家づくりの知恵と工夫が生かされております。このような木造住宅が普及することは、県産木材をはじめとする地元の素材の利用を促進するとともに、仕事を生み、職人の成り手の育成・確保にもつながるものと認識をしております。

このため、こうちの木の住まいづくり助成事業によりまして、住宅における県産木材の活用を支援しているところでございます。一方で、カーボンニュートラルの実現に向けまして、自然環境に配慮した高気密、高断熱な住宅の普及も求められているところでございます。

こうしたことから、県といたしましては、こうちエコハウスを活用した住宅相談などを通じて、県産木材をはじめとする地元の素材を活用しつつ、高気密、高断熱な木造住宅の普及啓発に取り組んでまいります。

最後に、港湾における護岸のかさ上げについてお尋ねがございました。

2020年に公表されました文部科学省と気象庁の報告書によりますと、地球温暖化の影響によりまして、2100年頃には海水面が現在よりも40センチメートル程度上昇すると発表されております。

これに対応すべく、国土交通省では港湾における気候変動適応策の実装方針を昨年３月に取りまとめ、この適応策を推進することを目的の一つといたしまして、港湾法が改正される予定であります。その法案には、気候変動に対して官民一体となり、ハード・ソフト両面の対策を進める協働防護計画を港湾管理者において定めることが盛り込まれることとなっております。この防護計画の策定に当たりまして、国は昨年12月に委員会を立ち上げ、気候変動への適応水準などを定めるためのガイドラインが作成され

ると聞いております。

こうした背景の中、国が海上輸送網の拠点となる港湾に護岸のかさ上げを要請するとの報道があったことは認識しておりますが、現時点におきまして県に対し国からの要請は来てはおりません。港湾管理者である県といたしましては、まずは国から示されるガイドラインの内容を確認した上で、護岸のかさ上げなど、気候変動への対応について検討してまいります。

（林業振興・環境部長西村光寿君登壇）

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　気候変動による影響と対策の状況についてお尋ねがございました。

気候変動による影響につきましては、国において科学的知見に基づき、農業・林業・水産業や健康など７つの分野を対象に、重大性、緊急性、確信度の観点から、気候変動影響評価報告書として取りまとめられています。

県では、この報告書を踏まえまして、７つの分野ごとに、県内で地球温暖化の影響が既に現れているまたは予測されている24項目とその対策を整理しています。このうち、重大性、緊急性、確信度が高いものは、水稲の高温障害、外来種による生態系への影響、熱中症のリスク上昇などの10項目でございます。

こうした影響への対応としまして、例えば、気温上昇により米が白濁化し１等米の比率が低下する水稲被害の対策では、よさ恋美人などの高温に適応した品種の作付を推進しています。また、外来種による生態系への影響の対策としましては、外来種リストの公表やパンフレットによる啓発に加え、地域の方と連携した駆除などを行っています。そして、熱中症のリスクの上昇への対策としましては、ＳＮＳによる普及啓発や防災アプリを通じた熱中症警戒アラートの発表情報の通知などを実施してまいりました。加えて、熱中症特別警戒情報等に対応する庁内体制の整備、市町村へのクーリングシェルター整備促進の呼びかけなどを実施しております。

こうした気候変動による影響への対策について、引き続き関係部局とも連携をしながら取組を進めてまいります。

（危機管理部長三浦謙一君登壇）

○危機管理部長（三浦謙一君）　まず、事業者で導入を予定しているトイレカーやキッチンカーの活用についてお尋ねがございました。

県では、市町村が整備を行う簡易トイレや炊き出し用品などの資機材に対して、補助金による財政支援を行うことで避難生活の環境整備を進めているところです。

こうした中、能登半島地震の教訓や、昨年の12月に国が避難所に関する取組指針とガイドラインを改定したことから、第６期の南海トラフ地震対策行動計画では避難環境の整備を強化することにしています。この取組の一つとして、県では国の新たな交付金を活用し、トイレカーやキッチンカーの導入を進めることとしております。

導入に当たっては、日常使いが可能な県内の団体や事業者を対象に補助していくこととしております。その際には、災害時やイベントで活用できるように、協定も締結していきたいと考えています。

具体的な活用としては、大きく３つの取組を考えています。まず１つ目は、本県が被災した際に、トイレや食事の提供が不足する避難所の支援に向けて、車両を派遣することです。２つ目は、国が進めている災害対応車両制度に登録しておくことで、県外の被災者支援に役立てることです。３つ目は、平時の防災イベントにおいて仮設トイレとして使用したり炊き出しを実際に行うことを通じて、イベントに来られた方の防災意識を高めていくことです。

このように、導入先の事業者との連携の下、

トイレカーやキッチンカーにおいて最大の特徴である機動力を生かした活用を行ってまいりたいと考えています。

次に、大容量トイレ設備の導入についてお尋ねがございました。

大規模災害時には、トイレや上下水道管の損傷などにより、発災直後に利用できるトイレの数は不足すると想定しています。このため県では、市町村が備蓄方針に基づき災害用トイレを整備する際に財政支援をしてきたところです。こうして整備される災害用トイレは、設置環境や避難者数の推移、し尿処理体制などの状況を踏まえた上で、避難所に適したものを選定する必要がございます。

議員から御提案のありました大容量トイレにつきましては、孤立したとしても、仮設トイレ100基分、500人が30日間使用できる優れた設備として、選択肢の一つであると考えています。一方で、この設備の導入に当たっては、車10台分の設置スペースや高額な整備費用が必要になるなど、前もって整理しておくべき課題がございます。こうした大容量トイレにおける利点や課題については、市町村の担当者会議などを通じて改めてお伝えしたいと思います。

また、市町村から、収容者の多い避難所において用地が確保でき、大容量トイレの整備を進めたいといった要望があった際には、緊急防災・減災事業債など国の有利な財源や県の地域防災対策総合補助金の活用などを勧めてまいります。

今後も、県としては、避難所での収容人数や設置のための環境、地域特性などを踏まえて、災害用トイレの整備が適切に進むよう取り組んでまいります。

（副知事井上浩之君登壇）

○副知事（井上浩之君）　県庁生活を振り返っての感想とこれからの県政に期待することについてお尋ねがありました。

昭和60年に入庁して以来40年、この高知県庁でお世話になりました。思い出はそっと胸の中にしまっておきたいタイプでございまして、あまり語りたくないところではありますけれども、１つだけ感謝の気持ちも込めて申し上げますと、この40年間は私にとりまして人に恵まれた40年だったというふうに思っております。

私自身、信じてもらえるかどうかは別にいたしまして、子供の頃からどちらかといえば内気で人見知りをする性格でございましたので、これではいかんと、入庁以来、人との出会い、そしてつながり、コミュニケーション、これを最も大切にしようと心がけて仕事をしてまいりました。そうした中で、県議会議員の皆様、先輩、同僚、後輩、そして多くの企業や団体、事業者の皆様から、時に厳しいお叱りを受けることもありましたけれども、励まされ、支えられ、また議論を重ね、知恵を出し合い、共に汗も流してきました。

多くの方々との出会いは、仕事を進めていく上で大きな力と財産になったと思っております。これまで仕事を通じて出会った多くの皆様に改めて感謝を申し上げたいと思っております。

今後の県政への期待ということでございますけれども、去り行く身でもありますので、職員の皆さんへのエールとして申し上げたいことになりますけれども、先ほどの話と重なりますが、県庁の中でじっととどまることなく、ぜひ積極的に外に出て多くの方と出会い、語り合って、人脈をたくさんつくっていただきたいと思っております。それは、施策立案に向けて自らの感性を磨くことにつながりますし、直面する課題の解決に向けて大きな力にもなるものと思っております。人との出会いを楽しみながら、臆することなく自信を持って、元気に、濵田知事の下、県政を前に進めていってほしい、そう願っております。

貴重な一括質問の最後に、私に対しまして過分な言葉をいただき、またこのような答弁の機会を与えていただきました西内議員に感謝を申し上げます。ありがとうございました。

○15番（西内隆純君）　それぞれに大変御丁寧な答弁ありがとうございました。２問目はいたしません。

それぞれ話を聞きながらいろんな思いが去来いたしましたけれども、私の中ですごく響いたのは知事の終戦の詔に対する感想でございまして、昭和天皇のお言葉を引用されながら、先人たちの頑張りによって今の我々があって、そしてそれを次代にしっかりと引き継いでいく、そういう使命があるんだということをおっしゃられました。私もそういう答弁でまさか涙を誘われるとは思いませんでしたけれども、本当に心にしみる答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

私は、この答弁の中に、我々が今後立ち向かわなくてはいけない若者の高知県への定着、増加、もっと細かく言えば少子化対策、高知に人をいかに残すかということに対する答えがあるのではないかというふうに思っております。今、様々な若者に対する、高知県の職場が、働く環境が、あるいは様々なインフラが、魅力的な状態に保つということをやっていかなくてはいけないわけですけれども、そこは大都市も他県の市町村においても同じような取組が多分今後展開されていくわけで、なかなかそうなってくるとスケールメリットのある大都市にどう対抗していくかというのが今後立ちはだかってくる課題になっていくんだろうと思います。

そこでやっぱり、少なくとも高知県の出身の方に、先人から受け継いできた、お父さん、お母さん、おじいちゃん、おばあちゃんが守ってきたものをどんなふうに守っていくかということをしっかりと感じてもらう、あるいは継承していくという作業が非常に取組の視点として必要なのではないかというふうに思った次第であります。そして、そういうことをぜひ今後取組の視点にも盛り込んでいっていただいて盛り上げていければというふうに思います。

それと、井上副知事におかれましては、すいません、秘めておきたかった思いをこの議場で御披露いただきまして本当にありがとうございました。

今回の副知事以外にも、教育長、そして今年度で定年退職予定の皆様が新たな門出に立たれるということでありまして、その皆様に三国志の曹操の詩を１つ紹介させていただきたいと存じます。「老驥櫪に伏すとも、志千里に在り。烈士暮年、壮心やまず」と。どういう意味かと申しますと、信念を貫く士は年を重ねても盛んな心は終わらないという意味でございます。皆様のそれぞれの卓越した知識と経験は、本県にとってかけがえのない財産であります。県庁を離れられましても、この詩のごとく、高知県のため、世のため人のために引き続き御活躍賜りますようお願い申し上げます。

皆様の長きにわたる御労苦に敬意を表すとともに、これまでの多大なる県政への御貢献へ感謝申し上げまして、一切の質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

明７日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午前11時22分散会

令和７年３月７日（金曜日）　開議第６日

出　席　議　員

１番	竹　内　健　造　君
２番	戸　田　宗　崇　君
３番	上　治　堂　司　君
４番	桑　鶴　太　朗　君
５番	土　森　正　一　君
６番	槇　尾　絢　子　君
７番	久　保　博　道　君
８番	上　田　貢太郎　君
９番	今　城　誠　司　君
10番	金　岡　佳　時　君
11番	下　村　勝　幸　君
12番	田　中　　徹　君
13番	土　居　　央　君
14番	横　山　文　人　君
15番	西　内　隆　純　君
16番	加　藤　　漠　君
17番	弘　田　兼　一　君
18番	明　神　健　夫　君
19番	三　石　文　隆　君
20番	畠　中　拓　馬　君
21番	依　光　美代子　君
23番	武　石　利　彦　君
24番	西　森　美　和　君
25番	寺　内　憲　資　君
26番	西　森　雅　和　君
27番	樋　口　秀　洋　君
28番	岡　田　竜　平　君
29番	田　所　裕　介　君
30番	橋　本　敏　男　君
31番	坂　本　茂　雄　君
32番	は　た　　愛　君
33番	細　木　　良　君
34番	岡　田　芳　秀　君
35番	岡　本　和　也　君
36番	中　根　佐　知　君
37番	塚　地　佐　智　君

欠　席　議　員

なし

―――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

知事	濵　田　省　司　君
副知事	井　上　浩　之　君
総合企画部長	松　岡　孝　和　君
理事（人口減少・中山間担当）	中　村　　剛　君
総務部長	清　水　　敦　君
危機管理部長	三　浦　謙　一　君
健康政策部長	中　嶋　真　琴　君
子ども・福祉政策部長	西　森　裕　哉　君
文化生活部長	池　上　　香　君
産業振興推進部長	合　田　和　穂　君
商工労働部長	岡　田　忠　明　君
観光振興スポーツ部長	小　西　繁　雄　君
農業振興部長	松　村　晃　充　君
林業振興・環境部長	西　村　光　寿　君
水産振興部長	濱　田　美和子　君
土木部長	横　地　和　彦　君
会計管理者	田　村　敬　子　君
公営企業局長	澤　田　昌　宏　君
教育長	長　岡　幹　泰　君
人事委員長	門　田　純　一　君
人事委員会事務局長	笹　岡　　浩　君
公安委員長	刈　谷　敏　久　君
警察本部長	髙清水　善　弘　君
代表監査委員	五百藏　誠　一　君
監査委員事務局長	岡　林　秀　典　君

―――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	中島勝海君
事務局次長	梅森実君
議事課長	飯田志保君
政策調査課長	溝渕松男君
議事課長補佐	松岡宏尚君
主幹	大川美千子君
主査	宮﨑由妃君

―――― ―――

議　事　日　程（第６号）

令和７年３月７日午前10時開議

第１

第 1 号　令和７年度高知県一般会計予算
第 2 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
第 3 号　令和７年度高知県給与等集中管理特別会計予算
第 4 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計予算
第 5 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計予算
第 6 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
第 7 号　令和７年度高知県県債管理特別会計予算
第 8 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計予算
第 9 号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
第 10 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計予算
第 11 号　令和７年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第 12 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
第 13 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
第 14 号　令和７年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
第 15 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計予算
第 16 号　令和７年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
第 17 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
第 18 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計予算
第 19 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
第 20 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計予算
第 21 号　令和７年度高知県電気事業会計予算
第 22 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計予算
第 23 号　令和７年度高知県病院事業会計予算
第 24 号　令和６年度高知県一般会計補正予算
第 25 号　令和６年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
第 26 号　令和６年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
第 27 号　令和６年度高知県用品等調達特別会計補正予算
第 28 号　令和６年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
第 29 号　令和６年度高知県県債管理特別会計補正予算
第 30 号　令和６年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
第 31 号　令和６年度高知県国民健康保険事業

特別会計補正予算
第 32 号　令和６年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和６年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和６年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和６年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和６年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和６年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和６年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和６年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和６年度高知県病院事業会計補正予算
第 41 号　高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
第 42 号　こうちグローバル人材育成基金条例議案
第 43 号　高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号　職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 46 号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 47 号　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 51 号　高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
第 61 号　権利の放棄に関する議案
第 62 号　県有財産（教学機器）の取得に関する議案

第 63 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 64 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 65 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 66 号　日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 67 号　国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 68 号　和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 69 号　県道の路線の認定に関する議案
報第１号　高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告
第２　一般質問（一問一答形式による）

午前10時開議

○議長（加藤漠君）　これより本日の会議を開きます。

質疑並びに一般質問

○議長（加藤漠君）　直ちに日程に入ります。

日程第１、第１号「令和７年度高知県一般会計予算」から第69号「県道の路線の認定に関する議案」まで及び報第１号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」、以上70件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

土森正一議員の持ち時間は60分です。

５番土森正一議員。

○５番（土森正一君）　おはようございます。自由民主党の土森正一です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

まず最初に、しまんと海藻エコイノベーションについてお聞きします。

高知大学を代表機関として、京都大学などの学術機関、理研食品株式会社、株式会社ウルバ、地元の加用物産など多くの企業、高知県、四万十市などが国立研究開発法人科学技術振興機構、ＪＳＴの共創の場形成支援プログラム、育成型に共同提案しました、しまんと海藻エコイノベーション共創拠点が採択されました。

育成型は、支援期間２か年度で、各年度2,500万円、合計5,000万円の研究費が支給されます。また、最終年度である２年目の後半に本格型への昇格審査があり、採択されますと支援期間最長10年度にわたり、各年度最大２億円、合計20億円の研究費が支給されます。このプロジェクトは、高知大学はもとより、地元の期待も大きい、海藻産業の一大拠点になる可能性があります。

地球温暖化や海の生態系の急激な変化により、世界各地で海藻が消えつつあります。高知大学は長い期間、四万十川で毎月環境調査、そして海面養殖の技術提供など研究を積み重ねたノウハウで、世界最先端の海藻の知見、陸上養殖の技術があります。共創拠点の力を結集し、海藻養殖の基盤整備を行い海藻エコイノベーションを起こし、構築した海藻生産とビジネスモデルを国内外の他地域へ展開する新産業の集積地となる可能性は十分にあると思います。

このたび採択されたこの事業について、本県の産業振興に取り組む上でどういったことが期待されるのか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（合田和穂君）　今回採択さ

れました事業、お話ありましたとおり、地球温暖化の影響などにより消滅しつつある四万十川の海藻の生産を、陸上養殖などにより再生することに加えまして、海藻を家畜飼料や化粧品などの素材として活用し、新たな産業の創出を目指す一大プロジェクトでありまして、四万十市はもとより、本県の産業振興、経済の活性化に大きく寄与するものと考えております。特に、四万十市を中心とする幡多地域におきましては、このプロジェクトによりまして、若者に魅力のある仕事が数多く創出され、若者の定着、増加につながることを大いに期待しております。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。先ほど部長から言いました幡多地域という大きな地域で、四万十市だけでなく、そうやってやっていけるような事業だと思いますんで、よろしくお願いしたいと思います。

この事業は、育成型から本格型になるのには昇格審査に合格することが必要でございます。長崎大学のながさきBLUEエコノミーは本格型に昇格し、幹事自治体の長崎県と連携し、最長10年で新しい産業の創出をする取組をしています。海藻エコイノベーション共創拠点は、育成型から本格型に昇格していくことが至上命題であります。そうすると、２年間の研究・育成期間が大変重要であると考えています。

そのためには、代表機関の高知大学と、幹事自治体であり副プロジェクトリーダーである高知県と四万十市の３つの連携が必要だと考えています。そして、本プロジェクトに関わる多くの参加機関と緊密に連携し、共に歩んでいくことで、産官学の新しい好循環を生み出し、派生していくことができるのではないかと思います。

しまんと海藻エコイノベーション共創拠点のビジョンである環境の保全、ビジネスを創る、人を育てるの３つを実現するための高知県の役割は、水産、環境、農業、商工、教育などに多岐にわたる分野を横断的につなげていく支援をしていくことが必要ではないかと思いますが、産業振興推進部長の所見を聞きたいと思います。

○産業振興推進部長（合田和穂君）　県としましては、このプロジェクトの研究成果をイノベーションの創出あるいは社会実装につなげるために支援してまいりたいと考えております。

具体的には、例えば海藻生産の再生に向けましては、高知大学や漁協等と連携しながら、引き続き種苗生産や養殖技術に関する支援を行ってまいります。また、地域の事業者が海藻を使った商品づくりを目指す場合には、商品開発や販路開拓などを支援していきたいと考えております。

さらに、関連産業の創出に向けた取組が具体化した際には、例えば起業を目指す場合にはこうちスタートアップパークを通じた支援を、新しい技術を用いた事業展開を考えられる場合にはスタートアップ企業等とのマッチングをといった形で後押ししていくことが考えられるかと思います。

いずれにいたしましても、私が副プロジェクトリーダーとして参画しておりますので、高知大学、四万十市はもとより、県の関係部局とも連携しまして、プロジェクトの進捗状況や課題などに応じて県として必要なサポートを行ってまいります。

○５番（土森正一君）　部長、ありがとうございます。高知県の強みというものは、オーダー的に物事をしっかりとやっていくということでございますので、その強みをはっきり生かしまして、お願いしたいと思います。

また、四万十市では、しまんと海藻エコイノベーション共創拠点を、四万十市まち・ひと・しごと創生総合戦略と四万十市産業振興計画の中に位置づけています。共創拠点は、海藻を基盤としたイノベーションにより、持続可能な地

域産業と地域社会を共創するとしており、多様な海藻陸上養殖、河口海藻養殖、メタンガス削減・海藻飼料、海藻関連ビジネスやアントレプレナー教育、市民教育と多岐にわたっております。

そのためには、高知県の産業振興計画の中に取り入れてくれることで、県の広い視点に押し上げて、新しい施策の地消地産、これまでの地産外商や県産品の輸出拡大につなげていくことができるものではないかと思いますが、引き続きまして産業振興推進部長の所見をお願いいたします。

○産業振興推進部長（合田和穂君）　第５期の産業振興計画では、戦略の柱にイノベーションを加えまして、将来の本県の柱となり得る産業の創出を目指す、次世代産業創造プロジェクトを推進しているところでございます。その中で、しまんと海藻エコイノベーションの取組、これは次世代の産業として成長を大いに期待できると、新しい産業の創出を目指すということでございますので、そういった成長が大変期待できると考えております。

今は、陸上養殖の本格化に向けた取組などが中心でございますけれども、今後研究がさらに進んで、まさにその関連産業の創出に向けた動きなどが本格化してくるかと思います。そういったタイミングを捉えて、次世代産業創造プロジェクトにしっかりと位置づけて、より強力に支援してまいりたいと考えております。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。産業振興計画の中にということで本当にありがとうございます、力強いエンジンができると思います。また、夢のプロジェクトが始まっていますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今年はうれしいニュースがありました。四万十川では、高知大学大野名誉教授の助言や、昨年施工しました支流の竹島川での河床整備や実証実験、種苗の管理の徹底など様々な要因があると思いますが、天然アオノリ、スジアオノリが５年ぶりに収穫されました。本当にうれしいことでございます。そして、アオサノリ、ヒトエグサ養殖のほうも順調に生育し、収穫できるようになりそうだと聞いております。

四万十川にとって重要なこれらの漁業を守っていくことも大切なことだと思いますが、その支援策について水産振興部長の御所見をいただきます。

○水産振興部長（濱田美和子君）　本年度天然アオノリの収穫があった主な要因の一つとして、水温が生育に適していたことが考えられます。このため、新たに水温の詳細な観測を行い、国の研究機関など専門家の御意見を伺いながら、アオノリの生育との関連性について分析を行います。

アオサノリ養殖では、光の量の調整や水質の改善による種苗の品質の向上、また網の設置により魚からの食害を防止できることが確認されたことから、引き続き研究や実証試験を行ってまいります。こうした取組を関係者と連携して進めることで、アオノリ、アオサノリの生産量の回復と安定化を図り、四万十川における重要な漁業の持続化につなげてまいりたいと考えております。

○５番（土森正一君）　部長、ありがとうございます。引き続きよろしくお願いします。陸上養殖のほうもそれぞれが考えているようでございますので、そちらのほうの支援もよろしくお願いしたいと思います。

次に、四万十市の食肉センターの整備についてであります。

昨年１月の報道でありましたように、基本設計段階で概算事業費が75億円と上振れし、この結果を受け、四万十市がサウンディング調査を実施、可能な限りの縮減を目指し、当時の実勢

価格に合わせたことに加え、実施設計と施工を一体にしたデザインビルド方式を採用し、設計費用の縮小や工期短縮で事業費の削減を行いました。

その結果、昨年７月に負担対象となったおよそ61億5,000万円の負担割合について、県と関係市町村が合意し、同センターの整備、運営を担う一般社団法人四万十食肉公社を設立し、令和10年度の操業開始を目指しました。

高知県のほうも昨年９月議会の補正で、四万十市新食肉センター整備事業費負担金を認めていただき、高知県はじめ関係者の皆様に感謝の気持ちと同時に、これでいよいよ整備に向けて進んでいくんだなと思っておりましたが、昨年四万十食肉公社が事業者選定プロポーザルを実施したところ不調となったことは、皆様御承知のとおりでございます。

しかしながら、四万十市の新食肉センターの施設整備は、県内畜産振興の強化、雇用、経済効果の拡大など、地産外商と地消地産を目指すには、なくてはならないものだと考えておりますが、濵田知事の御所見をお願いいたします。

○知事（濵田省司君）　お話のございました四万十市の食肉センターは、年間約10万頭の屠畜を行います、県内では唯一の豚の屠畜場であり、本県の畜産振興にとりまして非常に重要な地位を占めていると考えます。さらに、併設をされております食肉事業者なども含めますと、幡多地域で約150人の雇用を有します。地域の雇用の場としても大変重要な役割を担っている施設だと考えます。

このため、県は、老朽化いたしましたセンターの建て替えの整備に当たりまして、高知市におきます新センターの整備と同様の考え方に立ち、50％を若干超える負担を行うことといたしまして、ただいま議員からも御紹介いただきましたように、昨年の９月議会で予算の承認をいただいております。

これも御紹介ございましたように、昨年11月のプロポーザルは価格面で折り合わず不調に終わり、現在四万十市におきまして再度の発注に向けて、実勢価格の調査に取り組まれている段階にあるというふうに承知しております。県といたしましては、早期の整備に向けまして、四万十市と連携をしてしっかり取り組んでまいる考えであります。

○５番（土森正一君）　知事、ありがとうございます。

四万十市議会産業建設常任委員会報告での不調の要因分析では、サウンディング調査時からの物価上昇により、単価見直し、解体工事費用、実施設計費用、諸経費が全体的に上昇するなど、物価高騰が大きく影響していると思われます。四万十市の食肉センター整備推進室としましては、予算額の範囲内での事業実施を目指し、昨年末より概算事業費の調査を行っているが、全て出そろうのは最短でも２月下旬までは時間がかかるということでした。

四万十市新食肉センター整備は、概算事業費の調査結果を踏まえ、事業費などの再検討について、県や関係市町村と協議を進めていく上で、今後も県の支援が欠かせないものと思っております。農業振興部長に御所見をお聞きいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　先ほどお話もありましたように、四万十市におきまして、現在新食肉センター整備工事の再度の発注に向けて実勢価格の調査が行われております。県としましても今後の市の方針決定の参考となりますように、高知市の新食肉センターの整備に関わりました事業者に実勢価格に対する助言も求めておりまして、その結果も市と共有をしていきたいと考えております。

また、四万十市や県、関係市町村が負担する

整備費に対し、地方創生に関する国の交付金が充てられる可能性があるとの情報をいただきましたので、共同で国への申請を行うよう四万十市に働きかけ、申請に当たっての助言などを行い、先月国のほうには申請を行いました。

今後も四万十市の方針決定の材料となる情報提供などを行い、市の方針が決定しました際には、早期の整備に向けて関係自治体などとの協議が円滑に進むよう、しっかりと支援してまいります。

○５番（土森正一君）　部長、ありがとうございます。新しい地方創生の補助金を本当にありがとうございます。それをしっかり取っていただいて、これからしっかりと四万十食肉センターよろしくお願いしたいと思います。もうすぐでございますんで、ぜひともお願いいたします。

それでは、次の質問に移りたいと思います。訪問介護、介護支援専門員についてお聞きします。

訪問介護は、利用者の家に訪問し、身体介護や生活援助を行うもので、利用者の生活の場で具体的なサービスを提供していきます。令和６年度の改正では訪問介護の報酬単価が引き下げられ、約2.3%の減収となり、例えば月額の売上げの平均が350万円だとすると、８万500円のマイナス、年間96万6,000円の減収となります。全国の昨年の４月から９月の倒産件数は46件で、倒産前年同月比35.2%増となっています。

高知県でも訪問介護事業者の廃止・休止が12件となっており、大変厳しい状況でありますが、国民の８割から９割の方が最期は自宅で迎えたいと回答しており、訪問介護は御家族の介護負担の軽減にとどまらず、社会とのつながりや絆といった役割を果たしていると考えています。

中山間地域を多く抱える高知県にとって、訪問介護サービス提供体制の確保は大変重要な政策課題と考えますが、濵田知事の所見をお願いいたします。

○知事（濵田省司君）　中山間地域におけます訪問介護サービスの提供は、移動距離などの点から非効率で採算性が悪いということがございます。加えて、物価高騰あるいは介護報酬の引下げによります収益の減少の影響がございまして、これを事業者の経営努力だけで乗り切ることは困難な状況にあると考えます。

このため、本県におきましては、本年１月以降、特に小規模な訪問介護事業所を対象といたしまして、昨今のガソリン価格の高騰に伴います負担の軽減への支援を行っております。さらに、今議会には全ての介護事業所を対象といたしまして、１つには、物価高騰の影響を軽減するための給付金、２つには、業務の効率化、職場環境の改善などいわゆる処遇改善を推進するための交付金、この予算を提案させていただいております。

あわせまして、今年度新たに開設をいたしました、こうち介護生産性向上総合支援センターにおいて、事業所の安定した事業運営に向けまして、介護報酬体系上の加算の取得などを伴走支援するという取組も進めております。

しかしながら、この問題は本来は地方の小規模事業所の実態を踏まえまして、介護保険制度の中で、介護報酬がしっかり、適切な報酬単価などの設定がされるということによる対応が行われるべき問題だと考えております。

その点、現在国におきましては次期の介護報酬改定、これが令和９年度に予定されておりますが、これに向けまして全国の地域を都市部、中山間といった地域別に分けて、検証の調査を進めておられるというふうに承知をしております。本県のような中山間地域の実情を踏まえた適切な報酬の設定がこの中で行われますように、国に対する提言を的確に行っていきたいと思っております。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。都市と地方のことは大分格差があると思いますので、しっかりとそれが入ればいいと思いますので、お願いしたいと思います。

次に、高知県の中山間地域における介護人材の不足が深刻化し、特にホームヘルパーの確保は厳しい状況となっています。訪問介護サービスの提供体制の強化が必要であります。幡多のほうでもそうした状況があると聞いております。

また、そういったことから、比較的規模の大きい市街地の事業所から、サービスの届かなくなった地域に訪問介護サービスを提供してもらうという、訪問介護サービス相互支援体制構築事業が、嶺北地域４町村で今年度実施していると聞いておりますが､見えてきた成果を子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　お話のありましたように、高知市など市部の事業所から遠方にある中山間部の利用者への訪問介護サービスの提供を実証するために、今年度嶺北地域を対象にモデル事業を実施しております。高知県ホームヘルパー連絡協議会に委託を行いまして、昨年９月から２月末までに７名の方に延べ71回のサービスを提供しているところでございます。今回のモデルを契機に、新規利用の希望者への対応も含めまして、嶺北地域への訪問介護サービスが継続されるといった体制は整ってきたところであります。

一方で、事業を進める上では、片道75分を超える超遠方地へのサービス提供につきましては、現在の県の補助制度を活用しましても赤字が発生をしますことから、こうした課題を解消する必要がございます。このため、不採算部門の補塡施策としまして、来年度から補助制度を拡充する予定でございます。これによりまして、特に遠方の利用者へサービス提供を行う事業所の負担を軽減し、中山間地域の介護サービス提供体制を確保してまいりたいと考えております。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

高知県ホームヘルパー連絡協議会では、県内の高校へ出向き、介護の仕事や魅力を紹介することで、介護の仕事を高校生が進む進路の選択肢に入れてもらうことを目指して取り組んでいます。その成果が少しずつ現れてきていると聞いており、高校生のアルバイト先として介護を選んでもらうことを目指した取組につながるなど、５年後、10年後を目指して一歩一歩前に進んでいます。

介護資格取得から就労体験などの支援は、若い世代の参入促進に効果があると思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　若い世代の参入促進のためには、実際に介護の仕事を体験するということで、その魅力を実感してもらうことが効果的だと考えております。また、人材不足が見込まれる中で、地域の担い手としての活躍も期待されるところであります。

このため、将来を担う若い世代に介護の仕事の魅力を伝え、将来的な参入促進につなげるために、高知県ホームヘルパー連絡協議会と連携しまして、新たに高校生を対象とした訪問介護の資格取得から就労体験までの実証に取り組んでいるところでございます。本年度は、高知市で生活援助従事者研修を開催いたしまして、11名の高校生が研修を修了しております。利用者の自宅を訪問し就労体験に現在取り組んでいるところでございます。来年度は開催地を拡充いたしまして、高知市に加えて幡多地域でも開催を予定しているところでございます。

○５番（土森正一君）　よろしくお願いいたします。

次に、介護支援専門員、ケアマネジャーについてお聞きします。介護支援専門員は慢性的な

人材不足が続いており、また年齢構成等を踏まえると高齢化になっておりまして、定年問題と併せ、次世代が育ってきていない状況です。一人でも欠けるとケアプランを自己作成となるような状況となっている地域もあると聞いています。介護支援専門員の人材確保のためには、幅広い世代に様々な取組を実施することが急務であると考えます。

介護支援専門員は利用者に寄り添い、尊厳の保持と自立支援を図る一連のプロセスを担い、適切な介護サービスを提案するもので､介護サービスの要でございます。ですが、シャドーワークという問題もあります。介護支援専門員の９割近くが取り組んでいると言われております。シャドーワークとは、利用者の皆様の生活には不可欠だが、無報酬の仕事のことで、加算を算定しない通院同行、公共料金の支払い代行、行政手続の代行など数多くあります。

業務を超えた幅広い仕事内容を見直して、ケアマネジメント業務に集中できる環境整備をし、人材確保につなげようと、国のほうでは議論が進んでおりますが、県としてはどのように取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長にお聞きいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　昨年12月に県が実施しましたアンケート調査では、約３割の介護支援専門員が今後仕事を続けたくないといったような回答を寄せております。その理由としましては、仕事量や職責の重さ、精神的負担の大きさ、業務量に見合わない給料の低さといったことが挙げられているところです。

また、議員の御質問にもありました業務範囲外の支援､いわゆるシャドーワークについては、約７割が行ったことがあるといった回答が寄せられています。こうしたことから、全体的な意見としましては、処遇改善などを含めた業務の改善を求めるものが多数ございます。

介護支援専門員は介護サービスを提供するためのケアプランの作成だけではなく、本人や家族とサービス事業所をつなぐ大変重要な役割と認識しております。人材確保に向けましては、処遇改善とともに、介護支援専門員が専門性を生かしてケアマネジメント業務に注力できるといった環境の整備が非常に重要でございます。

現在、国の検討会では制度改正や報酬改定に向けまして、介護支援専門員の負担軽減のための業務の在り方や、他産業、同業他職種に見劣りしない処遇などに関する議論が進められているところでございます。今回実施しました県の調査結果などを基に、本県の実情に即した検討がされるよう国に政策提言を行ってまいります。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。

介護支援専門員との意見交換会の中では必ず言われるのが､法定研修の負担が重いことです。受講者の経済的・時間的負担が大きいというものです。詳細は、研修会場が高知中央付近が多く、費用負担、宿泊費、車両費もかさみます。研修時間も介護支援専門員で違いがありますが、実務研修93時間、未経験者研修54時間、更新研修32時間など多くの負担があります。

遠方からの費用負担軽減などの支援が必要だと思いますが、子ども・福祉政策部長にお聞きします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　介護支援専門員の法定研修につきましては、お話のように高知市近郊の開催が多いため、幡多地域など高知市以外のサテライト会場の開催ですとか、一部の研修をオンラインで実施するといった負担軽減を図ってまいりました。このうちオンライン研修につきましては、令和３年度には２つの研修のみで実施していたものを、今年度から７つの全ての研修に拡充しているところでございます。

一方、費用負担の軽減につきましては、現在

の法定研修が国の教育訓練給付が受けられる研修として指定を受けた場合は、受講料への支援が受けられることになっております。このため、令和６年度から可能な研修についてはこの指定を受けまして、受講料が２分の１程度にまで軽減されるよう対応しているところでございます。

現在給付の対象外となっている研修についても対象として追加をされるという動きがございますため、今後の国の動向を確認しながら、必要な手続を速やかに実施してまいります。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、看護師の人材確保についてお聞きします。

2040年には就業者数が大きく減少する中で、医療・福祉職の人材は現在よりも多く必要となると予想、2018年には18人に１人が看護師さんでありましたが、2040年には12人に１人の看護師になると言われています。

国は、看護師等の確保を促進するための措置に関する基本的な指針を30年ぶりに改定し、看護職員確保に向けた施策の方向性として、新規養成、復職支援、定着促進の３本柱の取組を推進していくとしています。地元の記事によれば、本県の看護師の10万人当たりの人数は全国で最も多いが、需要に対して十分ではないといい、特に郡部では看護師不足が深刻でございます。

県内看護学校の新入生がピーク時の平成27年度には800人を超えていた新入生は435人と、９年でほぼ半減しています。また、県内の看護師の年齢構成は60歳以上が２割弱を占めており、高知県看護協会の藤原房子会長は、定年後も働き続ける人に支えられている、10年後はかなり厳しいとの記事がありました。

このような看護師不足が予想されている中で、先ほどの３本柱の一つ、復職支援の取組はどのような点を強化していくのか、健康政策部長にお聞きをいたします。

○健康政策部長（中嶋真琴君）　看護師の復職支援としましては、県看護協会のナースセンターで無料の職業紹介を行っておりますが、求職者の希望する勤務地は県中央部が圧倒的に多い状況でございます。このため、中山間地域の医療機関では民間の人材派遣業者を活用し、その紹介手数料などが経営上の課題になっているとお聞きしております。

こうした状況を踏まえまして、来年度から県看護協会の復職支援の取組として、中山間地域の医療機関と潜在看護師とのマッチング機能を強化する予定としております。具体的には、中山間地域の医療機関が短期間の勤務などの多様な雇用形態や、標準より高めの給与などニーズのある待遇を設定し、ナースセンターが無料でマッチングを行うというものでございます。看護師の新規養成や定着促進と並行してこうした復職支援の取組を強化し、看護師確保に取り組んでまいります。

○５番（土森正一君）　よろしくお願いいたします。

日本の少子高齢化が進行する中で、医療・介護需要のさらなる増加が見込まれ、在宅医療を支える訪問看護の需要が高まっております。訪問看護の人材確保及び安定的な提供体制を整備するための常勤看護職員を手厚く配置し、重症度の高い利用者の受入れや24時間対応が可能となる体制を有する機能強化型訪問看護ステーションの設置支援にどのように取り組んでいるのか、健康政策部長にお聞きをします。

○健康政策部長（中嶋真琴君）　現在、県内の訪問看護ステーションは104事業所ありますが、そのうちお話のありました機能強化型のステーションは７事業所にとどまっております。その主な要因は、小規模なステーションが多いことから、常勤職員の確保や重症度の高い利用者に

対応可能な看護師の育成が難しいことにあると考えております。

常勤職員の確保につきましては、現状では合併や統合による経営規模の拡大が現実的なため、県の訪問看護総合支援センターでは、こうした経営相談も受けることとしております。また、技術力の向上に向けましては、県立大学や訪問看護総合支援センターにおいて研修を実施しております。

機能強化型の訪問看護ステーションは、在宅医療を考えますと非常に重要な機能となります。来年度は拡充していくために効果的な行政支援などの調査を改めて行い、今後の対策に生かしていきたいと考えております。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、ノマドワーカーについてお聞きします。2024年４月１日より日本でもノマドワーカー向けのデジタルノマドビザ制度が始まりました。日本にビザなしで入国できる国、地域の国籍を持つ年収1,000万円以上が条件となっています。世界のノマドワーカーが日本を訪れることが予想されています。

ノマドワーカーとは、遊牧民――ノマドと、働く人――ワーカーの単語を合わせたものです。ノートパソコン、アイフォン――スマホやタブレットを使い、定期的に場所を変えながら働く人々のことです。英語ではデジタルノマドと言われています。

世界の経済効果は120兆円と予想されており、全世界で4,000万人、日本国内でも50万人いるとされています。既に長崎県や福岡市などはノマドワーカーの誘致政策を始めています。ノマドワーカーに好まれる条件は、物価が安いこと、働ける場所が多く環境が整っていること、高速Ｗｉ－Ｆｉなどのデジタル環境、カフェ、コワーキングスペースが各地に点在していること、治安がよく観光地も多いこと、コミュニティーが形成できることだと言われております。

高知県が認定しているシェアオフィスが25か所あります。その中にもノマドワーカーが好む条件のコワーキングスペースや居住スペースを備えた施設が見受けられ、治安もよく、観光地も多い高知県はノマドワーカーが好む条件に親和性があると感じております。

私は、ノマドワーカーの受入れ施策にも取り組んでみてはどうかと思いますが、観光振興スポーツ部長にお聞きをいたします。

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　長期滞在が見込めるノマドワーカーは、現在進めているどっぷり高知旅との親和性が高いと感じております。県内各地で通信環境を有するコワーキングスペースやワーケーションの施設整備が進み、その周辺には豊かな自然や体験などの観光資源も多いことから、国内外のノマドワーカーに支持される受入れ基盤があるのではないかと考えております。

海外から訪れるノマドの方々についても、既に須崎市での受入れ事例もあるというふうにお聞きもしております。今後こうした自治体とも連携しながら、ノマドの方々の誘客策を検討するとともに、外国人向け旅行商品のＰＲにも取り組んでまいりたいと考えています。

○５番（土森正一君）　部長、ありがとうございます。

ほかの関係人口の話をする前に、このことも聞いておきます。現在、世界のノマドワーカーの聖地はタイのチェンマイだと言われております。それは先ほどの好む条件がそろっており、ノマドワーカーのコミュニティーが形成されていて、様々な国、職種の人が交流でき、観光を楽しみながら仕事ができることだと言われています。現在、高知龍馬空港が国際線ターミナルを整備中です。今、台湾からチャーター便が今

年10月まで延長になっておりますが、約95％の搭乗率だと聞いております。大変すばらしいことです。

韓国、香港の航空路線の誘致に力を入れていますが、タイ国とつなげる直行便の誘致にも力を入れていけばどうかと思いますが、観光振興スポーツ部長の御所見をお聞きします。

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　現在運航している台湾路線や誘致に取り組んでいます韓国路線に加えまして、さらなる路線の誘致も目指していきたいというふうに考えております。タイにつきましては、特に親日的で、令和６年の訪日客数は100万人を超えております。

また、その８割程度が訪日リピーターであるということから、今後地方への関心も高まるのではないかと期待をしております。このため、タイからの直行便につきましても、まずは現地の航空会社の運航状況でありますとか訪日旅行の動向や、タイの方々の好みなど情報収集を進めていきたいというふうに考えております。

アクセス状況に課題のある本県にとりまして、海外との直行便で結ばれることが有効でありますので、高知空港の整備を見据え、しっかりと取り組んでいきたいというふうに考えております。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。

2016年度から始まった、ふるさとワーキングホリデーという制度があります。都市部在住の若者が長期休暇を取って地域で働きながら収入を得られるものであります。地域の人々や企業の交流とがメインとなっておりまして、つい先日、ユズで繁忙期の馬路村のふるさとワーキングホリデーが紹介されていました。

こちらの制度も、高知県にとっては親和性があるのではないかと思いますが、人口減少・中山間担当理事に御所見をお聞きします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　本県では、平成29年度から、ふるさとワーキングホリデーに取り組んでおります。今年度は11市町村で農業や観光、宿泊業など32の事業者が募集を行い、２月末時点で66名に参加いただいております。

馬路村のように参加者の滞在中に地域の暮らしや文化の体験など、地元住民との交流にも積極的に取り組んだ地域では、リピーターとなる方、あるいは移住された方もおりまして、御指摘のように本制度は繁忙期の人手不足解消にとどまらず、関係人口の拡大や移住の取組とも非常に親和性が高いと考えております。

このため、県では、現在中山間地域再興ビジョンのアクションプランの目標にもこの制度の実施市町村数を掲げております。その活用に向けた様々な働きかけを行っておりますし、あわせまして受入れ人数の拡大に向けて、本県移住ポータルサイトでの情報発信、あるいは県主催での参加者と地域の方との交流会開催など、関係人口、移住人口のさらなる拡大にもつながるよう取り組んでいるところでございます。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。

ノマドワーカー、ワーキングホリデー、ワーケーション、働き方が大きく変わってきています。働き方と観光・インバウンド、両方の視点で高知の未来を考えていくことが大切だと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、予土線についてお聞きします。

愛媛県南予地方局に行くと、YODOSENサポーターの募集やパーク・アンド・ライドで予土線に乗ろう、予土線駅前マルシェなどのポスターをあちこちで見かけます。予土線を何とか残したいという強い思いを感じたところです。

高知県と愛媛県では、令和５年に両県にあった予土線利用促進対策協議会を一本化し、赤字が続く予土線の維持・存続を目指して両県の連携を強化しました。愛媛、高知両県の県議会も

令和６年９月に松野町役場において予土線のこれまでの活動と今後の取組などについて協議を行いました。

ＪＲ四国の四之宮社長は本年１月13日に愛媛の報道機関との対談で、地域のまちづくりを含めて、自治体と共に交通の在り方を、ＪＲ路線の位置づけを考えていきたいと述べ、前社長時代にＪＲ四国が自治体に働きかけてきた予土線など厳しい路線の存続をめぐる議論については、一旦先送りする姿勢を示しました。

そういった中で、今後どのように予土線の存続に向けて考えていくのか、濵田知事にお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　予土線は愛媛県と本県を結びます唯一の路線であり、地域住民の日常的な移動手段といたしまして、またインバウンドの誘客も含めました観光資源として地域の活性化に必要不可欠な路線というふうに考えます。昨年は開通50周年の節目に当たりまして、感謝祭などのイベントの開催、利用促進キャンペーンなど、にぎわいづくり、情報発信に取り組みますとともに、機運醸成を図ったところでございます。さらに、昨年８月には愛媛県知事や沿線の首長などと共に、両県共同ということでは初めてになりましたが、国に対しまして予土線の維持、利用促進への支援について要望活動を行いまして、より多くの声を届けることができました。

今後も国に対しまして継続的な支援を求めますとともに、予土線利用促進対策協議会、これが両県で１つという形になっております。ここでの連携を密にいたしまして、より一層の利用促進を図りますなど、予土線の存続に向けて、両県スクラムを組みましてしっかりと取り組んでまいります。

○５番（土森正一君）　知事、ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

昨年９月に産業振興土木委員会で黒部峡谷のトロッコ列車の視察をしました。壮大ですばらしい景観で、黒部峡谷の大きな観光産業の一つとなっています。

昨年、高知県議会公共交通議員連盟で乗った予土線の景観も全然負けていません。これまで紡いできた田園や畑の景色と悠久な流れを続ける美しい四万十川の自然と溶け合った景色は、180度以上の景観で圧倒し目の中に入ってきます。予土線が残っているから見ることのできる風景です。

自然と箱物、列車が一緒になって走り抜ける予土線は、どっぷり高知旅のコンセプト「極上の田舎、高知。」、海外からも注目されている田舎、スーパーローカルとローカル線予土線を掛け合わせた、田舎と自然を体感できる観光商品を生み出すことができれば、地域の活性化につながると思いますが、観光振興スポーツ部長にお聞きします。

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　予土線と四万十川が織りなす景観は田舎や自然の魅力にあふれ、外国人にも訴求できるポテンシャルの高さを感じております。実際に、予土線とサイクリングを組み合わせました旅行商品は、外国人のモニターツアーでも高い評価を受けております。また、四万十川沿いの散策などを楽しみ、窪川や大正のゲストハウスに宿泊される外国人観光客も増えてきたというふうに聞いております。

また、沿線にはラフティングやジップラインといったアクティビティー、そして三島キャンプ場など自然を生かした観光資源が豊富にございます。引き続き、こうした観光資源と予土線を絡めた商品づくりを進めるとともに、ローカルな魅力を生かし、どっぷり高知旅を体感できるような滞在型の旅を海外に発信していくことで、地域の活性化につなげていきたいというふ

うに考えております。

○５番（土森正一君）　よろしくお願いいたします。

予土線は生活のためにも必要な路線でもあります。通勤、通学であったりお買物など、日常生活での利便性の向上を考えていくことが必要です。こうした中、愛媛、高知両県で共通して行われましたのがＪＲ予土線と路線バスとのモーダルミックス実証実験ではないかと思います。高知県では令和５年７月から11月、愛媛県では令和６年10月から令和７年１月まで行われました。

予土線の活性化に向けては、この路線バスとのモーダルミックスが有効かと考えますが、今後どのように取り組んでいくかについて総合企画部長にお伺いいたします。

○総合企画部長（松岡孝和君）　お話のありましたＪＲ予土線のモーダルミックスは、ＪＲのチケットや定期券で沿線の路線バスを乗車可能とすることで利用者の利便性を向上させる取組であります。令和５年７月から11月までの約４か月間実施されました実証運行では、予土線の利用者数が大幅に増加する結果となりました。時期的には新型コロナによる影響の緩和という要因もあったとは思いますが、予土線の活性化につながる結果であったと受け止めております。

こうした結果を受けまして、ＪＲ四国や四万十町はモーダルミックスの実現に向けて前向きな姿勢にもなってきておりますことから、県としても実現に向けて支援をしてまいりたいと考えております。

○５番（土森正一君）　２つの視点で予土線をよろしくお願いいたします。

こんなイベントがあるから、もし時間があれば来てみてくださいと言われてのぞいたのが、西土佐で開催された第２回予土あす青春18プロジェクトでした。愛媛県と高知県の予土線沿線の中高９校と、地域密着型で地域みらい留学などで県内外から多く生徒が集まっている三崎高校を合わせた10校、約50人が集まって予土線を地域課題のテーマに議論していくものでした。

まず、西土佐の江川崎駅から半家駅まで実際に列車に乗り込み、次に半家天満宮で西土佐分校の生徒が地域の歴史と文化を報告し、会場に戻りシンポジウムが始まりました。

開会挨拶の中で坂本松野町長は、私も予土線で往復２時間かけて四万十川、広見川を見ながら通ったことは一番の思い出となっています、生活には欠かせない貴重な文化資源です、100年以上続いてきたものを経済的理由で廃止の議論には疑念を感じています、地域を考えること、これからの日本に必要なことです、若い力を貸してくださいと話し、西土佐で製材業を営んでいる社長からは、予土線と森林の力と題した講演をいただくなど、それぞれの地域から活躍している大人の皆様も参加していました。

予土線が当たり前にある風景の中で、中高生が主体となって議論していくシンポジウムは大切な取組と思いますが、濵田知事に御所見を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○知事（濵田省司君）　お話しいただきましたシンポジウムは、ＪＲ予土線沿線エリアの中高生が県境をまたいで連携をいたしまして、沿線地域を盛り上げていくということを目的として開催をされました。

シンポジウムの中では、地域の活性化策として中高生から提案がありました。例えば、沿線にある名所ツアーを造成する、駅舎や周辺施設を活用したイベントを開催する、また廃校を利用した宿泊施設の開業を考えてはどうか、こういった提案がございました。このような提案に至る中で、予土線は地域の資源であるとともに、活性化に必要であるという認識が改めて中高生の中でも行われたものというふうに考えます。

地域の中高生が主体となって進めますこうした取組は、地域の活性化に向けました新たな試みや、予土線存続への機運醸成につながる大変重要な取組となっていると考えております。地元でも継続的に開催をしたいという御意向があると伺っておりますので、県といたしましても開催に当たりまして積極的に協力をしてまいります。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。

シンポジウムでは京都や名古屋に出向き、他地域の大学生や中高生が予土線をテーマにした交流や、予土線でのカッパツアー、旅する本、ハロウィンツアー、カボチャアート、ＪＲ予土線・関係人口の可能性シンポジウムなど多くの事業を宇和島東高校が発表し、始まりました。

それを踏まえて、５グループに分け、それぞれ５つのテーマ、関係人口・ファンクラブ、予土線ツアー、駅舎周辺・駅舎利活用、商品開発、空き家・空き店舗利活用に落とし込み、グループで考えたことを最後の30分間で、予土線利用促進対策協議会総合アドバイザー、隈研吾さんとオンラインでつなぎアドバイスをいただき、磨き上げていくといったすばらしいシンポジウムでした。

高知、愛媛両県の中高生が予土線をテーマにこれまで培ってきたメソッドで同じ目線で課題を考え、共有する経験はあまりないのではないかと思います。高知、愛媛両県の中高生が長い時間予土線という大きな地域課題を語り合う時間は、参加した子供たちにとってはすばらしい経験だったと同時に、人材育成につながってくるものではないかと思いますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　このシンポジウムには高知県と愛媛県の中高生計43名が参加し、予土線をテーマに沿線地域の方々と共に話し合い、交流を図ったと聞いております。このような機会を通して県内外の中高生が一堂に会し、共通の課題に対して意見交換や共同研究を進めることは、それぞれに新たな視点や価値観に気づいたり、これまでにない発想を生み出すきっかけになったりするものであります。

また、地域の直面する課題の解決に向けて自分たちにできることを考え行動することは、主体的に社会に参画し、貢献しようとする思いや態度を育むことにつながるものであり、こうしたシンポジウムに参加することは将来の地域を担う人材の育成に資するものと考えております。

○５番（土森正一君）　教育長、ありがとうございます。

各地域ならではの地域資源を生かした教育、体験ができ、学校の垣根を越えて地元市町村や小中学校との連携を育むことのできる、県境を越えたシンポジウムを続けていくことは、地域と一体となった中山間地域の県立学校のさらなる魅力化、特色化につながっていくと思いますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　このシンポジウムの中で、高校生たちからは予土線の存続に関わって多くの意見が出されたと聞いております。例えば、廃校を利用した宿泊施設の開設や地元木材を利用した商品開発などのアイデアが出されたと伺っております。こうしたことは、地域の魅力の再発見、また地域の活性化につながるものと考えます。

また、こうしたシンポジウムを契機として高校生が地域課題を発見し、地域をフィールドとして地域の人々と研究を行っていくことは、学校と地域の一体化を図り、その学校の教育の特色化を進めるものでもあります。このように、シンポジウムを継続することは、生徒の主体的な研究を進め、高校生の交流の輪を広げ、それぞれの高校の魅力化、特色化を進めることにつながるものと考えます。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。

県立高等学校振興再編計画の中の中山間地域校の小規模グループＣでも同じようなことが書かれています。地域資源を生かした特色ある教育活動や体験活動を充実させるとあります。

先ほどは高校の魅力化について御答弁いただきましてありがとうございます。予土線のシンポジウムにもすばらしいコーディネーターがおりました。魅力を引き出すためには、高校と地域をつなぐ高校魅力化コーディネーターの取組もますます大切なことになるのではないかと感じたところであります。教育長にお考えをお聞きします。

○教育長（長岡幹泰君）　県教育委員会では、本年度から県版地域おこし協力隊を活用した高校魅力化コーディネーターの配置を始め、現在３名の方が活動してくださっております。このうち、例えば大方高等学校のコーディネーターは、地域みらい留学に積極的に取り組み、県外からの志願者を大きく増加させてくださいました。また、魅力化推進プロジェクト会議を立ち上げ、地元自治体と学校の魅力化に向けた取組の検討をリードするなど、会議の中心的な役割を果たしてくださっています。

県教育委員会としましても、高等学校の魅力化を推進するために、こうしたコーディネーターの働きは大変重要なものと考えており、来年度はさらに多くの学校に配置していきたいと考えております。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。よろしくお願いします。

次に、海外留学についてお聞きします。文部科学省と独立行政法人日本学生支援機構が実施する官民協働海外留学支援制度、新・日本代表プログラム、「トビタテ！留学JAPAN」拠点形成支援事業の2024年度採択地域に福島県とともに高知県が選ばれました。

ライフネット生命保険創業者、ＡＰＵ元学長、出口治明さんの言葉ですが、「人・本・旅」があります。人との出会い、本を読む時間、国内外を巡る旅は大切なインプットであり、経験そのものが人生を豊かにすることができるという大好きな言葉です。

そういう意味で、今度の探究型海外留学を県内の高校生が行うということはすばらしいことだと思っています。県内に幅広く募集をかけるものだと思いますが、どういった工程表で進んでいくものか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　高校生の探究型海外留学を支援するこうち未来創造グローバル人材育成事業につきましては、この１月末から２月初めにかけて、県の東部、中部、西部の３地域で生徒の方々、また保護者の皆さんを対象の説明会を開催しまして、約120名の方々に参加をいただきました。また、現在県教育委員会のホームページ上におきまして募集要項を公表し、４月15日までを募集期間としております。

今後は、５月に面接審査を行い、30名程度の留学予定者を決定いたします。そして、６月には事前研修を実施し、生徒たちは７月から10月までの間に14日以上の探究活動を伴う海外留学を行います。そして、２月には成果報告会を実施することとしております。

本事業を活用しまして、国際的な視野を広げるとともに、改めて高知を見詰め直すことで、本県に対する愛着と誇りを持ち、あわせて社会や地域の発展、活性化に貢献できる人材を育成していきたいと考えております。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。中村高校２年の岡田君がデフリンピックに台湾に行ったんですけれども、そのときに国際大会はどうですかと聞いたときに、日本が大変すばらしいことが分かりましたと言っていました。本当に国外に出ていくことはそういうことになっ

ていくと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、幡多地域教育協働コンソーシアム会議についてお聞きします。幡多地域教育協働コンソーシアム会議は、幡多地域の児童生徒の教育や人材育成の充実を図ることを目的として、幡多地域の県立学校と市町村や地域の産業界などで構成されています。令和３年度から５年度までは年２回程度の会議を開催し、人材育成に向けた意見交換や各地域の特色ある取組に関する共有の場として機能してきたと聞いております。

国の指定事業としては終わりましたが、令和６年度も継続し、学校、市町村、産業界などが協働で生徒や子供たちが地域の産業や企業などを知り、人材育成のつながりができるようにバージョンアップして、地域の産業や企業を周知していこうとする取組と聞いておりますが、今後の取組について教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　このコンソーシアムでは、これまで域内の県立学校や企業がそれぞれの特色ある取組や教育について情報交換を行い、相互の理解を深めてまいりました。また、今後の取組の充実策について協議を行ってきたところでございます。

その中で、まず令和７年秋に幡多の日と銘打ち、幡多地域の様々な分野の企業や県立学校が一堂に会し、学習や研究、また協働した取組の成果などを発表し合い、交流を深め、関係性の強化を図っていくこととしております。また、その場には、地域の小中学生にも参加を募り、幡多地域の県立学校や企業の魅力を伝え、地元高校や企業への関心を高めていきたいと考えております。

○５番（土森正一君）　今年の11月にイベントがあると聞いております。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

最後に、道徳教育についてお聞きします。

学校教育の道徳教育の意義及び位置づけとして、改正教育基本法に道徳心を培うことが明記され、道徳教育は児童生徒が人間の在り方を自覚し、人生をよりよく生きるために、その基盤となる道徳性を育成するものですとあります。私も道徳教育は日本の根幹であるといつも思っております。

米国の動物学者エドワード・Ｓ・モースは148年前日本に来日し、こよなく日本を愛しました。その残した言葉に、この地球の表面に生息する文明人で、日本ほど自然のあらゆる形況を愛する国民はいない、日本ほど子供が親切に取り扱われ、そして子供のために深い注意が払われる国はないという言葉を残しています。

また、2017年の記事、米国在住のライター、アイネズ・モーベーン・ジョーンズが「外国人が感じた日本の「道徳教育」のすごみ」の中の記事で、小学生１年生の娘と日本に旅行に来たとき、日本で出会った幼い子供たちの心遣いや礼儀正しさ、責任感の強さに感銘を受けたと記事に残しています。

子供たちに、世の中が変わっても人として大切にしなければならない、変わらない価値が存在することを教える日本の道徳教育は、世界に誇れるものであり、大切な授業だと思いますが、教育長にお聞きします。

○教育長（長岡幹泰君）　時代の変化に伴って変わっていくべきものがあれば、時代の変化にもかかわらず普遍的に変わらない、変えてはならない価値もございます。そして、変化の激しい、難しい社会の中でも、人はいかに生きるべきか、またどのように行動すべきかをしっかり考え、判断していかなければなりません。そのために必要な資質、能力を養い、また道徳性や人格形成の根幹に関わる学びの中核にあるのが道徳教育であります。

学習指導要領におきましても、道徳教育は道

徳科の授業を要として全ての教育活動を通して行うとされているところでありまして、道徳教育は大変重要な学びであると考えております。

○５番（土森正一君）　ありがとうございます。

本日は、濵田知事はじめ執行部の皆様ありがとうございます。産業育成、人材確保・育成、教育や、残すことで、次世代につなげていくというテーマで質問させていただきました。

長岡教育長、井上副知事、本当にお疲れさまでございます。坂本龍馬さんの言葉に、生を得るは事をなすにありという言葉があります。まさしくそのことを実現されたお二人だと思います。今後ともお二人の知見を次世代に御教授いただきますようにお願いいたしまして――私にもお願いいたします。

これで質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、土森正一議員の質問は終わりました。

ここで11時５分まで休憩といたします。

午前11時１分休憩

――――― ◇◇◇ ―――――

午前11時５分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

中根佐知議員の持ち時間は35分です。

36番中根佐知議員。

○36番（中根佐知君）　日本共産党の中根佐知です。お許しいただきましたので、早速質問に入っていきたいと思います。

教員の処遇改善についてお聞きをいたします。

2021年、地方公務員法の一部を改正する法律が制定されまして、2023年４月から実施をされました。その中身は、定年延長を２年ごとに行い、2023年から2024年には61歳、2025年から2026年には62歳、2027年から2028年には63歳、2029年から2030年には64歳、2031年から2032年には65歳に退職年齢を引き延ばすことと、在職中であっても60歳を超えると60歳時の賃金の70％の賃金になるというものです。

令和14年度、2032年度末までの毎年、定年延長に係る定年退職者数は何人になるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　定年年齢の段階的引上げに伴い、今後２年ごとに定年退職が発生する形となります。仮に現在の教員が定年まで勤務を続ける前提で試算しますと、小中学校、義務教育学校、そして高等学校、特別支援学校を合わせまして、令和６年度末に61歳で定年退職となる教員は203名、令和８年度末に定年年齢が62歳に延び252名、令和10年度末には63歳で251名、令和12年度末には64歳で158名、令和14年度末には65歳で218名が定年退職となる見込みであります。

○36番（中根佐知君）　昨年３月に令和５年度末に61歳の定年延長者でありながら、１年早く退職をした教員は何人いるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　定年引上げの対象者であって、令和５年度末に60歳で退職した教員は52名となっております。

○36番（中根佐知君）　また、今伺った以外に、令和５年度末に中途退職をされた先生は何人いるのか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　先ほど申し上げました60歳で退職した方以外に令和５年度末に退職した教員は、人事交流によるものを除きまして全校種で156名となっております。

○36番（中根佐知君）　教員不足の上に、様々な点で危機的な数字が飛び出したというふうに認

識をします。これが高知県だけではなくて、全国的な課題であることにも深刻さを感じています。

子供たちの前に必要な先生がいない現実を変えるために、これまでもいろいろと提案をしてきました。しかし、危機的状況が続くならば、さらに他の対策も考えていかなければなりません。定年延長制度が導入された中で該当する教員にこれまでどおり職責を果たしていこうと思ってもらえる条件を、今整えなければならないと思います。

教員採用人数は多くしていますが、学校現場に若い先生が急増する中で、出産・育児などに追われる日々をチームとして支える役割はベテランの先生方に課せられています。また、残念なことに、病気休暇を取らざるを得ない先生方もいらっしゃいます。子供の見方や関わり方、熟練した経験から若い先生方に伝える役割など、ベテランの先生の果たす仕事はここでも山のようにあります。仕事量は変わらないのに60歳になれば給与は７割で、ボーナスも７割、これで本当にモチベーションが上がるのでしょうか。今や宝のようなベテランの教員をもっと大事にすべきだと考えます。中途退職などの事態が起こらないように、教員確保のためには60歳以上の教員の処遇改善が重要だと考えます。

60歳以上の教員の働き方について、教育現場の該当者の声を教育長はどのように聞いておられるでしょうか、お聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　毎年度、再任用を含む59歳以上の教員の方に対しては、60歳以降の働き方について意向調査を実施しております。

調査では、60歳で退職を選ぶ理由として、体力や気力の低下、また介護などの家庭を優先したいといった理由がございます。そのほか、今おっしゃられたように給与が減額されるからという声があることも承知をしているところでございます。

その一方で、60歳を超えて働いている教員からは、若年教員に教え、成長する姿が見られることがうれしい、また子供たちの頑張りが生きる活力になる、そして教えることが好きだから続けているなどの声も聞かせていただいておるところでございます。

○36番（中根佐知君）　本当に先生方の努力の上に、そして忍耐の上に、我慢の上に、教育現場が成り立っていくのではないか、そういう意味での危機感もこれからさらに持つ必要があるのではないかと思っています。

令和３年の地方公務員法の改定で、知事部局では再任用の職員は短時間勤務となり、職員の必要定数外にカウントされているんです。しかし、教員は国庫負担金を受けているからという理由で、再任用教員も定数内にカウントをされています。すると、現場では短時間勤務の再任用教員のいない時間を埋める教員を配置することができません。正規教員と同じ時間働く再任用教員もいますけれども、学校現場に様々な働き方、給与の格差が持ち込まれている、これが現状です。

教育の現場は、大前提は同一労働同一賃金です。その上でチーム学校が成り立っています。61歳の定年延長者も、62歳以上の暫定再任用者も、60歳までと同じ仕事をしているではありませんか。

今年２月に、日本ＩＢＭの分割会社キンドリルジャパンが、60歳で従業員の賃金を大幅に下げる再雇用制度をやめて、処遇を下げずに65歳まで雇用を継続する定年延長を実施することが、係争中の東京地裁口頭弁論で明らかになりました。この裁判は2020年４月に提訴されています。日本ＩＢＭが年収1,000万円あった労働者を60歳以降の再雇用で、最低賃金に近い月17万円、年収204万円に減額したために、不合理な格差を禁

止した労働契約法第20条に反するとして、賃金差額の損害賠償を原告２人が求めたものです。この裁判の経過の中で、キンドリル社は処遇を下げずに65歳までの定年延長を実施したものです。民間企業の中でも働き手確保のための処遇改善がぐっと進んでいます。教員も見直しをすべきときではないでしょうか。

現在、教員の中には定年の順次引上げに伴い、定年延長された方々とは別に、定年引上げ前に定年を迎えて再任用で働かれている教員がいます。定年延長の教員も再任用の教員も同様に仕事をしており、担任として仕事をしている人もいます。しかし、給与面ではとんでもない低い処遇となっていて驚かざるを得ません。

定年延長者と比較して再任用教員の賃金はどのようになっているのか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君）　定年引上げに伴い、60歳を超える教員の給料月額は、該当する給料号給の７割となります。具体的な金額は個人によって異なりますが、例えば61歳の教員の平均額は、小中学校等は約29万2,000円、高等学校等につきましては約30万600円でございます。

一方、再任用教員の給料月額は、給料表で１つの給料月額が定められておりまして、小中学校等は28万100円、高等学校等は28万3,600円となっております。

○36番（中根佐知君）　定年延長者と再任用教員のボーナスの金額の比較はどのようになっているのか、教育長にお伺いします。

○教育長（長岡幹泰君）　期末手当及び勤勉手当につきまして、本年度の年間を通じた支給月数は、定年引上げで60歳を超える教員が4.45月、再任用教員が2.325月となっております。したがいまして、先ほど申し上げました給料月額で単純計算をしますと、定年引上げで60歳を超える教員が小中学校等は約148万6,500円、高等学校等は約153万300円でございます。一方、再任用教員につきましては、小中学校等は74万5,008円、高等学校等は75万4,318円となっております。

○36番（中根佐知君）　本当に低いですよね。同一労働同一賃金の観点から、少なくとも定年延長者と再任用者の処遇の均衡を図ることは必要ではないでしょうか。

広島県や鳥取県では知事の英断で、県単でこの差をなくす給与施策が実施されています。広島県、鳥取県はともに再任用教職員の給与を７割水準に引き上げています。加えて、鳥取県は期末勤勉手当についても、正規教員や定年延長者と同じ月数を支給しています。

深刻な教員不足の続く中で、可能な限りモチベーションを上げ、そして職員の方たちが頑張っていただけるような待遇改善に努める、こうした鳥取県など他県の取組は高知県も見習うべきです。

直ちに、特に大きく引き下がっている再任用教員の期末手当支給月数、これは先ほどお話がありましたが、正規教員の51.6％しかないんですよね。これをせめて定年延長者と同等に引き上げて、処遇の均衡を図る考えはないでしょうか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　国家公務員においても、再任用職員の給与水準は民間の再雇用者の給与水準を参考に設定をされ、定年引上げによる60歳を超える職員と再任用職員には期末手当支給月数など制度上給与の差がございます。地方公務員法では、給与等の勤務条件は、国家公務員や民間の勤務条件との均衡を図ることとされております。こうした観点も踏まえ、人事委員会の給与勧告がなされており、県教育委員会としましては、この勧告を尊重して対応しているところでございます。

なお、本年度は国家公務員の動向及び人事委員会勧告に基づきまして、再任用職員に対して住居手当や特地勤務手当が支給できるようにし

ております。

○36番（中根佐知君）　住居手当までカットをされているなどということが大変問題だったというふうに考えています。

子供たちの前に先生がいない状況を考えれば、本当にあらゆる手だてを取ってベテランの先生方に頑張っていただくことが本当に大事な、危機的な状況なんです。また、本来60歳になれば給料を３割もカットする国の公務員法の改定は、私は一日も早く見直さなければならないと思っています。

先ほどのお話にもありましたが、本来、国に向かって、年齢で区切ることなく、同一労働同一賃金を65歳の定年まで貫く提言を直ちに行うべきだと考えますが、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　国家公務員の定年引上げに際し、給与の７割措置は当分の間とされており、人事院におきまして、再任用職員も含めた60歳を超える職員の給与水準について検討を行っているものと承知をしております。よりまして、引き続きその動向をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

○36番（中根佐知君）　ぜひ提言のほうもよろしくお願いいたします。本当に皆さんの努力、そして苦難をそのままにして、教育の大きな役割を果たしてほしい、こういう在り方はやっぱり根本的に見直すべきだと考えています。

次に、ハラスメントへの対応についてお伺いをいたします。

学校現場の中で教員が働き続けていくためには、学校現場の職場環境を改善し、風通しよく、お互いをリスペクトする対策の強化が重要です。今年度のハラスメント事案の相談件数を教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　本年度、県教育委員会事務局の苦情相談員や外部相談員、人事主管課に寄せられた相談の件数は22件となっております。

○36番（中根佐知君）　相談件数を受けて、調査対応の件数というのはどうなっていますか、教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　相談のあった22件のうち、相談者が調査を希望せず、相談のみで終了したものが４件、そして事実関係の調査に移ったものが18件となっており、この調査に当たりましては、昨年４月に定めた対応手順書に沿って対応しておるところでございます。

○36番（中根佐知君）　その中で、ハラスメントと認定された件数を教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　調査に移った18件のうち、ハラスメントと認定されたものが２件、そして現在調査中のものが７件となっております。

○36番（中根佐知君）　ありがとうございました。本当に大変なことだなと思いますけれども。

先日鳥取県に伺いました。調査に協力していただいて、鳥取県の教育委員会のハラスメント対策について学ばせていただきました。鳥取県では2019年４月策定のハラスメント防止要綱に始まって、日本のハラスメント対策の義務化以前に、全国に先駆けて取組をスタートさせています。相談対応の体制について大きな特色がここにありました。

鳥取県では、ハラスメント相談窓口を県教育委員会教育総務課内に設置するとともに、各県立学校に管理職ではない男女２名のハラスメント対策担当者を置きまして、被害者が相談しやすい体制を整備しています。対策担当者については、過度の負担がかからないように、その役割については被害相談を相談窓口につなぐことに限って、調査や対応については県教育委員会が行うこととしています。また、相談対応に必要な知識、技術に関する理解を深めるために、対策対象者用に相談対応マニュアルを定めて、

研修会も実施をしています。

鳥取県教育委員会が発行するハラスメント防止のしおりには、ハラスメントの類型や具体例が詳しく掲載されていて、このことはハラスメントの指摘や管理職に対応を求める際にも有効に活用されているとのことでした。高知県教育委員会のハラスメント対策ガイドブックも見直しを重ね、具体的事例の紹介も増えましたが、ハラスメントの防止のしおりのような体系立った文書も必要です。

昨年、教職員組合の行ったアンケートの自由記述には、校長の思うとおりでない動きや違う考えだと校長室で叱られる、ミスは許さないと威圧するなど悩みが書かれていました。立派なハラスメントですが、管理職にはその自覚がないことが大きな問題です。

高知県教委をはじめ、多くの事例では相談窓口を各学校の副校長、もしくは教頭または校長が指示するもの、いわゆる管理職を定めていますが、一般的にハラスメントは上司が加害者となるケースが多く、そのことが相談の妨げになるケースが少なからずあります。実際に本県でも教頭が加害者となる深刻なセクシュアルハラスメントが起こり大問題になりました。職場でお互いを認め合い、リスペクトすることも含めて相談しやすい体制づくりの点で鳥取県教委の体制は大変注目をされます。

鳥取県を参考に、各学校に担当者を男女１人ずつ取るなど、学校でのハラスメントの相談担当者の見直しを行うことが望ましいと思いますが、いかがお考えでしょうか、教育長に伺います。

○教育長（長岡幹泰君）　本県では、各学校の副校長または教頭を苦情相談員としておりますが、苦情相談員に相談し難い場合などは、教育委員会事務局の事務局内相談窓口に直接相談できるようにしております。また、男性弁護士１名、女性心理士１名に委託し、外部相談窓口を設定しております。

そのほか、昨年度に各学校等に通知しましたハラスメント事案等への対応マニュアルでは、例えば女性の相談者が相談しやすいよう、苦情相談員以外に校内で相談を受ける女性職員を定めることなども促しているところであります。引き続き、相談しやすい窓口となるよう、この鳥取県も含めまして、他県の取組も参考にしながら検討していきたいと考えます。

○36番（中根佐知君）　ぜひ本当にハラスメントが起こらない、そしていろんな注意をするにしても、それぞれをリスペクトすることが大事なんだということがお互い学び合えるような、そんな中身をつくるためにも、御検討をよろしくお願いいたします。

次に、農業公社の土地付きレンタルハウス事業についてお伺いをいたします。

高知県の基幹産業である農業は、食料自給率の低い日本の中でもしっかりと基幹産業に位置づけて発展させなければならないものです。そのため県は、これまでも様々な農業に対する補助事業に取り組んできました。その一つであります高知県農業公社土地付きレンタルハウス事業についてお伺いをいたします。

この事業は平成５年から12年度に実施されたと聞いています。どのような目的で実施されたものか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　土地付きレンタルハウス事業は、本県の園芸農業を振興するため、新規就農者や既に農業をされていて新たに施設園芸を始められる方が、実際に栽培を行いながら農業経営や栽培技術等を身につけ、産地における中核的な園芸農家としての自立を支援することで、施設園芸農家の確保・育成を図ることを目的に実施をしたものです。

○36番（中根佐知君）　ありがとうございました。

高知県農業公社の土地付きレンタルハウス事業というのは、様々な条件の方々が利用されたと思いますけれど、どのように参加者を募ったのでしょうか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　少し古い事業でございますので、募集についての資料は残っておりませんが、利用者の募集は、新規就農者には市町村などの支援機関が日頃行っている就農支援の際に、新たに施設園芸を始める農業者にはＪＡや市町村がハウス整備への支援について相談を受ける際に、この事業の補助率や事業要件、賃貸方法など事業内容を説明して利用者を募ったものと考えております。

○36番（中根佐知君）　また、何人の方たちが実際に参加をしていたのか、これも分かる範囲、お教えください。農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（松村晃充君）　平成５年度から平成12年度までの８年間で36人の方が利用をされております。

○36番（中根佐知君）　分かりました。ありがとうございました。

この事業に参加したある方から御相談を受けました。５年間の施設の賃貸借契約書を交わしたが、農業経験も十分ではなく、参加したものの、ミョウガ、シシトウ、花、全てうまくいかずに、農業公社に借金だけが残って現在に至っています。他の仕事をしながら、何とか土地貸付料とハウスやかんがい設備費用などの利用料元金371万円については、今年残金がゼロになりました。しかし、１年に１度、11月30日までにその年の利用料元金が支払えなかった場合には、年12.5％の延滞金が納入期日の翌日から日割計算で発生することになっていて、元金が終わったと喜んだものの、まだ延滞金が490万円もあることに愕然としています。何の希望も持てず、あるのは生活不安だけだとのお話でした。

その御近所にも、サラリーマンを辞めて同じ事業に参加した方がいて、お話を聞くことができました。最初はミョウガがよかったが、三、四年で病気が入って支払いが遅れ、延滞金がこの頃から生まれた。天候や土地の形状などでうまくいかず、子育てをしながら必死に働いてきた。食べることができないので、大型免許を生かして仕事をしてしのぎ、５年目にシシトウに替えた。タケノコ、四方竹、ユズなども作っている。規模を大きくすると人手が足りなくなるので、息子も含めて家族でできる規模にしている。レンタルハウスは木が茂り、日当たりがよくないので、パイプを残したまま夏場は畑として作っている。昨年、元金の支払いは終わり、今年１月から延滞金の支払いが残っているとのお話でした。条件のよくない土地付きレンタルハウス事業に参加をして、必死で頑張ってきたということが伝わってきました。

事業に参加した方のレンタルハウス事業融資返済については、親が代わって支払ったケースや、Ｉターンで取り組んだがうまくいかず、農業を辞めて別の仕事をしながら融資の返済を受け苦労されている状況も聞きます。

この事業の参加者のうち、返済し切れずに今も返済を続けているのは何件いるのか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　現在も施設レンタル料や延滞金の支払いを続けられている方は６名いらっしゃいます。

○36番（中根佐知君）　返済している中で何件が農業を続けているのでしょうか。実態について農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（松村晃充君）　先ほど申し上げました６人のうち、お一人の方が農業を継続されております。

○36番（中根佐知君）　高知県農業公社土地付きレンタルハウス事業では、農業経験のない人も

参加をしていたと聞きます。営農指導や経営支援などフォロー体制はどうだったのでしょうか、農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　土地付きレンタルハウス事業の実施に当たりましては、高知県農業公社、市町村、ＪＡ、農業振興センター等が市町村ごとに協議会を設置し、栽培技術や経営面での指導を行ってまいりました。

具体的には、新規就農者等の利用者はハウスでの栽培経験が少ないことから、県の普及指導員やＪＡの営農指導員が定期的に巡回指導を行うことで、早期の栽培技術の習得を支援してまいりました。

また、作物への病気の発生による収穫量の減少などによって目標とする所得が確保できないなど、経営上の問題が生じた際には新たな技術の導入や栽培管理方法の見直し、品目の変更、さらには短期借入金の活用による資金繰りの改善提案など、技術面に加えて経営面からの指導も行ってまいりました。

○36番（中根佐知君）　農業というのは、環境やその時々の気候に左右をされ、個人の努力だけではどうしようもない難しさを持つ産業だと認識をしています。農業公社のレンタルハウス事業は終わっても、農業への補助政策は今もつくられているものだと考えています。

そのためにも事業の総括をきちんと行って次に進んでいるというふうに思うんですが、事業の総括をどのように今に生かしているでしょうか、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　この事業の利用者の中には、知識や経験不足が原因で経営不振となる新規就農者なども複数見られました。これは就農前に栽培に関する基礎知識や技術を十分習得できないまま、営農を開始したことが大きな要因の一つであったものと考えています。

そのため、就農前にしっかりと研修を受けていただくことが重要と考え、研修期間中の経済面での不安を解消するための給付金制度を平成16年度に創設し、これまでその時々の課題やニーズに応じて制度の充実を図ってまいりました。

あわせて、新規就農者等が県のハウス整備に係る補助事業などを活用する際には、就農前研修などで知識や技術が習得されているか、実現可能な経営計画が策定されているかといった点について、事前にしっかりと審査を行うなど、この事業の総括を生かして円滑な就農と定着に向けた取組を行っております。

○36番（中根佐知君）　本当に苦労をしょい込んだような方たちに接しまして、気の毒ではあるんだけれど、この体験を何とか次に生かしてほしい、そういう思いで今回の質問に至っています。

また、延滞金の12.5％について、農業を応援するための公的資金を入れての施策で、こんなに高い延滞金を課すのは妥当なのかとの声が上がっています。ある方が、相談を受けたところ県の農業公社に返済しなければと聞いたが、本当に大丈夫なところですかと心配顔で訪ねてきました。この事業に参加した方の中には、現在病気などで農業はできず、年金から支払うしかない方もいます。

賃貸借期間は平成23年12月末で切れているのに、元金が５年契約のうち３年目から滞りがちになり、少しずつ返しているものの、いまだに延滞金、これ債務状況一覧表には違約金と書かれているんですが、この延滞金がいまだに増え続けています。県や自治体の中には、不測の事態に延滞金条例などがありますが、レンタルハウス契約の中に、非常事態になったときに延滞料を減額するとか、農業のリスクに対応する軽減を記した条項がないことも気にかかったところです。

この事業で不本意ながら延滞金に苦しんでい

る方たちの救済の取組を求めるものですが、農業振興部長にお伺いいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　延滞金につきましては、当該事業の施設管理運営規定及び高知県農業公社と利用者の双方が合意の上で締結した賃貸借契約に基づいているものでございます。厳しい経済状況の中で返済を続けていただいているということは理解をしておりますが、これを免除するといった救済措置を取ることは制度上困難であると考えております。

なお、それぞれ返済されている方々とは農業公社のほうで返済状況を確認し、現状などを伺いながら対応させていただいているところでございます。

○36番（中根佐知君）　対応してくださっているのは承知していますが､本当にうまくいかなかったときの苦労をそのまましょい込むような形になっている、今の様々な契約の中身を今後ともしっかりと見詰め直す、こういうことも必要ではないかと思っています。

基幹産業である農業の中でも食料自給率を引き上げ、高知県の中山間地を守る家族農業は、地域を守り続ける産業としても、もっと注目をされ、支援されなければと思っています。しっかりサポートする施策を心から望んで、今回の質問を終わります。ありがとうございました。

（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、中根佐知議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時40分休憩

―――― ⟡⟡⟡ ――――

午後１時再開

○副議長（金岡佳時君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

田所裕介議員の持ち時間は35分です。

29番田所裕介議員。

○29番（田所裕介君）　県民の会の田所裕介でございます。さきに御質問された議員の皆様の質問と重複する点もあろうかと思いますが、私自身の視点から重要と考える課題について質問をさせていただきますので、御容赦のほどお願いを申し上げます。

それでは、議長にお許しをいただきましたので、順次質問に入ります。

まず初めに、賃上げに向けた中小企業支援についてであります。

2024年の石破内閣発足後初めてとなる所信表明演説の中で、石破総理は、地方こそ成長の主役とし､地方創生2.0を進めると表明をしました。地方創生の交付金を倍増させた上で新しい地方経済・生活環境創生本部を創設し、今後10年間集中的に取り組む基本構想を策定するとしています。地方創生2.0では、地方に雇用と所得、新しい地方経済を掲げ、地方経済の活性化、持続的な成長を目指し､人口減少問題に対峙します。本県でも令和７年度当初予算案で、企業が稼ぐ力をつけることで経済の活性化と成長、そして賃上げや所得向上につなげ、人口減少を食い止めるという姿勢が鮮明になっております。

本質問では、人口減少対策、そして持続的な経済成長に向けて重要となる、企業が稼ぐ力をつけ、県民の賃金・所得向上を目指すという点から、具体的に県のその支援について御質問をさせていただきたいと思います。

地方において経済の活性化、成長の原動力は中小企業です。骨太の方針2024では、地域経済を牽引する重要な役割を担うのは中小企業であるとし、雇用の７割を支える中小企業の稼ぐ力を強化するとしています。本県では、中小企業

が99％を占めていることから、中小企業の稼ぐ力をつけることが重要となります。

一方で、物価高騰や人手不足など中小企業を取り巻く環境は厳しくなっており、稼ぐ力をつけ、賃上げや所得向上につなげるためには、これまで以上の支援が求められます。

令和６年、日本商工会議所が全国の中小企業を対象に実施した、人手不足の状況および多様な人材の活躍等に関する調査では、人手が不足しているとの回答が63％に上っています。業種別で見ると運輸業が83.3％で最も高く、次いで建設業が79.2％、宿泊・飲食業が72.7％の順に高くなっています。製造業でも57.7％と幅広い業種に人手不足が広がっていることが分かります。

本県における中小企業等の人手不足の状況について商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（岡田忠明君）　昨年度、県が中小企業などを対象に実施した世論調査では、回答があったおよそ1,200事業者のうち約４割が人手不足の状況です。不足の割合が高い業種は宿泊・飲食サービス業、次いで情報通信業、その次が農業の順になっています。また、先日高知労働局が公表した今年１月の職業別の有効求人倍率では、高い順に警備などの保安業、次に建設・採掘業、その次が販売業となっています。こうしたことから、多くの業種で人手不足であると認識しています。

○29番（田所裕介君）　また、中小企業等において人材確保が難しい要因をどのように考えているのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（岡田忠明君）　中小企業などの人材確保が難しい要因は、その根底には生産年齢人口の減少があると認識しています。その上で、給与や福利厚生、知名度が多くの場合で大企業と比べたときにどうしても見劣りをしていること、さらには採用活動に投入できる人員や費用が限られていることなどが複合的に影響していると考えています。

○29番（田所裕介君）　ありがとうございました。

それでは、中小企業の人材確保に向けて重要なのが賃上げです。また、より大きな視点に立つと、人口減少対策においても、若者が働きたいと思える環境をつくるという点において賃上げによる所得向上は重要です。

2024年中小企業白書では、人材を十分に確保できている企業では、働きやすい職場環境、制度の整備が進んでいると結論づけています。人手が不足していない企業のその要因として、賃金や賞与の引上げが最も多く、52％となっており、人材確保において賃上げの重要性が明らかとなっています。

昨年11月に閣議決定された総合経済対策において、全ての世代の現在及び将来にわたる賃金・所得を増やすとし、2020年代に最低賃金が全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続していくとしました。賃上げにより手取りを増やすことは当然目指すべきところですが、県内の中小企業が賃上げに対応できるかというと、必ずしも簡単ではありません。

東京商工リサーチが昨年行った最低賃金に関するアンケートで、1,500円に引き上げるとする政府目標について、あと５年以内に可能かどうかを問い、県内では27社のうち21社の77.7％が不可能だと回答しています。これは全国で最も高い割合であり、県内企業が政府目標に対して極めて厳しい認識を持っていることが分かります。

ここでは、商工リサーチのアンケート結果に基づいて話をさせていただいておりますが、本来ですと、県が主体的に県内企業における賃上げや賃上げにまつわる課題、県に求める支援策などについて把握し、その上で地域のニーズに合わせた政策を行う必要があると思います。

県内企業について、まずは賃上げが可能な状況かといった賃上げに対する現状や、賃上げが難しいと感じている、もしくは賃上げに至らないという事業主について、何が課題であるかということをどのように把握していくのか、商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（岡田忠明君）　県内企業の現状や課題を把握し、今後の施策につなげるため、先ほどお話ししました中小企業向けの世論調査を２年に１度実施しています。来年度の調査では賃上げに関する設問も新たに追加し、県内企業の現状や課題を把握していきます。

また、こうした調査以外でも、商工会や商工会議所などの支援機関や金融機関との意見交換の場に加えまして、個別の企業訪問などに引き続き状況を把握していきます。

○29番（田所裕介君）　ありがとうございます。まずはやっぱり状況をつかんで把握していくというところから支援策を考えていく、そのようなお答えやったと思いますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。

商工リサーチによると、2025年度に賃上げを予定する企業は85.2%、全体で５%以上の賃上げを見込む企業は36.4%、中小企業で６%以上の賃上げを見込む企業は9.1%にとどまっていると報じられています。

2025年度の賃上げを実施すると回答した企業の賃上げする理由としては、構成比の最高は従業員の離職防止の78%です。10産業のうち、建設業、製造業、小売業、金融・保険業、運輸業、情報通信業、サービス業他の７産業で構成比が最高となっており、中でも2024年問題などでドライバー不足が深刻な運輸業は87.2%と突出をしています。新規採用を円滑にするためは、大企業が72.1%、中小企業の48.3%となっています。人手不足などの経営課題に対応するために賃上げする企業が多いことが分かります。

また、賃上げを実施する上で必要なことは次のうちどれですかという質問に対し、規模別では、従業員教育による生産性向上が大企業が58.8%――これは420社中247社になります――なのに対し、中小企業が47%、5,047社中2,374社で11.8ポイント、設備投資による生産性向上が大企業が35.4%で149社なのに対し中小企業は24.2%、1,226社で11.2ポイントの差がついております。大企業ほど生産性向上で賃上げ原資の捻出を目指す傾向が強く、中小企業は少々異なるということが分かります。

税制優遇の拡充は、中小企業が19.1%の964社で、大企業の11.1%、47社を８ポイント、補助・助成制度の拡充は中小企業が18.2%、921社で、大企業の10.4%、44社を7.8ポイント上回っており、中小企業が稼ぐ力をつけるには、大企業に比べ行政支援が重要であり、そこに対するニーズが高いことが分かります。

人材確保のために賃上げを行うという傾向の中、事業者が原資を十分に確保できないまま賃上げを続けると、結果として雇用の維持や事業の存続そのものに影響が生じる可能性があります。特に、本県は中小企業が多数を占めるため、稼ぐ力をつけ、賃上げにつなげるに当たり自助努力には限界があり、行政支援が重要な役割を果たすと考えます。

県内企業の賃上げを後押しするに当たり、補助金など県の実情に応じた県独自の支援を行っていくお考えについて知事にお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　県内事業者が持続的な賃上げを実現いたしますためには、デジタル化等を通じまして生産性の向上を図っていく、そして自らの稼ぐ力を高めていくことにより、賃上げの原資を安定的に生み出していく、確保していくということが必要不可欠だと考えております。

しかしながら、本県は小規模事業所の割合が

高く、生産性向上のための設備投資に踏み切れない事業者も多く存在いたします。先般も地方版のいわゆる政労使会議などございまして、私も出席をさせていただきました。経営者側の委員の方々も経済成長、そして何よりも人口減少対策の観点からも賃上げをしっかりしていかなければいけない環境にあるということは御理解いただいておりますが、今申し上げたような状況の中で、なかなか現実難しい課題も多いというような反応でございました。

そうした状況でもございますので、議員からお話がありましたように、こうした設備投資などに対しましても行政の支援が極めて重要だということだと考えます。したがいまして、本県におきましても来年度、今提案をいたしております予算におきまして、デジタル技術あるいは生産設備の導入に関します本県独自の補助制度を設けて、省力化や高付加価値化に取り組む企業を支援してまいります。その際、一定の賃上げの実施、あるいは非正規職員の正規化を補助要件とするなどの形で、生産性の向上に加えまして、賃上げを促すような効果も狙って制度設計をしようというふうに考えております。

また、若者の所得向上ということが人口減少の対策に向けても急務と思っておりますので、今後年代別の所得の傾向なども分析をいたしまして、各産業分野ごとに求められる取組は違ってくるということだと思いますので、この分野ごとにさらなる取組を、どういった取組を進めていけばより効果的かという検討を進めまして、それに応じて必要な支援策を考えていきたいというふうに考えております。

○29番（田所裕介君）　ありがとうございました。ぜひとも力強く推し進めていただきたいと思います。よろしくお願いを申し上げます。

賃上げに向けて企業の稼ぐ力をつけるため、本県は様々な政策を推進していますが、県単独で可能なことは限界もあるかと思います。さきに述べました商工リサーチのアンケートで、最低賃金を５年以内に1,500円に引き上げることが不可能と回答した企業にどうすれば可能になるか、その条件を聞いたところ、最多は賃上げ促進税制の拡充の49.8％で半数を占めています。次いで、生産性向上に向けた投資への助成・税制優遇が41.2％、低価格で受注する企業の市場からの退場促進、31.6％と続いています。

例えば、賃上げ促進税制の拡充などは県ではコントロールができません。県が行う中小企業支援に関しても、国からの補助金や交付金等が今以上に必要であるということは否定をできません。そのため、賃上げ・所得向上政策は、これまで以上に国と県が連携して取り組む必要があると考えます。地域の実情や取組を進めることで見えてきた課題を踏まえ、国に対しても積極的に政策提言を行っていくべきではないでしょうか。

賃上げや所得向上について、今後県が施策を推進するに当たり、国に対してどのような支援策の提言を行っていくのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濵田省司君）　お話のございました県内事業者の賃上げの実現に向けました国への提言といたしましては、大きく２つの方向性で検討したいと考えております。

そのうち１つは、最低賃金の大幅な引上げ目標を実現するための事業者支援に関する提言であります。国は最低賃金につきまして、2020年代に全国平均1,500円を目指すという高い目標を掲げますとともに、この春までに対応策を取りまとめるという考え方を示しておられます。この、国が自ら示しました高い目標の実現に向けましては、特に地方の中小零細事業者が最低賃金の大幅な引上げに対応できますように、国の責任において十分な支援措置を講じることが必

須だと考えております。

このため、国には１つには事業者の稼ぐ力を高める施策の充実を図りますほか、例えば現在も労働局などで持っておられます非正規労働者の処遇改善などを促しますキャリアアップ助成金、この対象範囲や対象期間を拡大するといった形で、事業者の賃上げ努力を支援する措置を創設するということを求めるというふうなことを検討したいと思っております。

その際のポイントの大きな点と思っておりますのは、この最低賃金の引上げ、相対的に高知県のような地方部の引上げ幅が大きい、あるいは支援の必要度が高いということだと思いますので､全国均一ということでは必ずしもなくて、こうした必要性の高い地方部に、より手厚くなるような形での支援措置の充実ということが、私としては必須ではないかというふうに思っております。

それから２点目は、円滑な価格転嫁の推進に関する提言でございます。中小企業の賃上げ等のコストの価格転嫁をさらに進めるためには、社会全体で一定程度の価格転嫁あるいは値上げを当たり前のこととして受け入れていただける、そうした機運を醸成し、また環境を整備することが重要になると考えます。

このため、国においてはパートナーシップ構築宣言の一層の推進など、企業規模や業種にかかわらず、サプライチェーン全体で適正な価格転嫁を促すための施策を求めてまいりたいと考えます。また、国が率先をして最終消費者であります国民の皆さんに対する啓発を行うなどいたしまして、社会全体でこうした価格転嫁を受け入れる機運を醸成するための施策を求めてまいります。

これらの２点につきまして、全国知事会との連携をしながら、国に対して求めていくことを検討したいというふうに考えます。

○29番（田所裕介君）　ありがとうございました。

それでは、先ほど知事のお話の中にもありましたが、価格転嫁の部分についてちょっと触れていきたいと思います。また、さきのアンケートで低価格で受注する企業の市場からの退場促進が３位となっていることからも明らかですが、原材料費、エネルギー費、労務費などを取引価格に適切に転嫁するため、価格転嫁を促進することも重要です。本県ではこのようなこともあり、県内企業に国のパートナーシップ構築宣言の登録を促しております。

パートナーシップ構築宣言は、事業者がサプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、発注者側の立場から代表権のある者の名前で宣言するものであり、１つ目に、サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携、２つ目に、下請企業との望ましい取引慣行、振興基準の遵守について宣言をします。パートナーシップ構築宣言への登録を促していくということにつきましては、社会全体で宣言の趣旨を受け入れる環境や社会的な機運を醸成していくという点において価値があると考えています。

県内企業のパートナーシップ構築宣言登録状況について商工労働部長にお伺いします。

○商工労働部長（岡田忠明君）　３月４日時点のパートナーシップ構築宣言の登録数は287社､県内の全ての企業に占める割合は3.3%です｡全国平均は3.4%ですので、全国並みの登録状況となっています。

○29番（田所裕介君）　それでは、県の補助金の審査において、登録企業に対する優遇措置を検討することに対するお考えを知事にお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　このパートナーシップ構築宣言の登録を促進するための優遇措置といたしまして、本年度から商工労働部が所管をいた

します一部の補助金において、審査時に登録企業への加点措置、これを実施済みでございます。

来年度は新たに、先ほども申し上げましたデジタル化を推進するための補助金で加点の措置を設けますとともに、働きやすい職場環境の整備を促す補助金におきましては、この宣言を行っておられることを補助の要件にするということを検討したいと考えます。また、建設工事の入札参加資格審査の加点項目への追加につきまして調整を進めております。

今後も、宣言の拡大を図りまして、その趣旨を広く浸透させることを通じて、価格転嫁を受け入れていただける環境を社会全体で整えてまいりたいと考えます。

○29番（田所裕介君）　御答弁ありがとうございました。

先ほど言及しました賃上げのアンケートで、目標を達成するに当たり、多くの企業が生産性向上のための投資への助成を求めています。骨太の方針2024では、人手不足への対応として自動化や省力化を進めることとしており、稼ぐ力をつけるための施策としても本県でも取組を進めております。

企業の稼ぐ力をつけるため、自動化や省力化をどのように支援していくのか、これまでの成果と課題を踏まえ商工労働部長にお伺いをいたします。

○商工労働部長（岡田忠明君）　県内企業の省力化に向けては、産業振興センターのコーディネーターが経営課題の分析、省力化に向けた業務の見直し、課題解決を行うソフトウエアの選定などの助言を行っています。これまでこれらの助言を受けた166社のうち125社がデジタル化の導入計画、これを策定しています。

省力化の事例では、勤怠管理など比較的低コストなものは取組が進んでいますが、一方で機械装置の導入や新たなシステム開発などは資金調達がネックとなり、計画の実行に至らない企業もあります。また、県内企業の約９割を占める小規模事業者では、安価であっても効果に確信が持てず、導入をちゅうちょされる方が少なくありません。

このため、県では、先ほど知事からお答えした本県独自の補助制度を設け、国の補助制度では対象とならないシステム開発なども広く支援することで、企業の省力化を後押しします。加えて、小規模事業者につきましては、賃上げなどの補助要件を緩和することで、様々な業界で幅広く企業の稼ぐ力を高めてまいります。

○29番（田所裕介君）　ぜひよろしくお願いをいたします。

人口減少が続いた場合、内需が減少していくことが考えられるため、量を売ることで利益を得るという量的経営モデルが成り立たなくなる可能性があります。そのため、高付加価値をつけることで利益を得る質的な経営モデルに転換していくことが必要です。高付加価値をつけた商品やサービスを海外のマーケットを含め売り込んでいくことは必要不可欠となります。稼ぐ力をつけるための県の経済施策として、高付加価値化への取組は今後の県経済を左右します。

産業振興計画においては、様々な産業分野において稼ぐ力をつけるための高付加価値化の取組が進んでいますが、こうした高付加価値化について、これまでの成果について産業振興推進部長にお伺いをいたします。

○産業振興推進部長（合田和穂君）　産業振興計画では、これまでユズや土佐あかうしなど地域産品のブランド化や、食品加工業あるいは機械製造業における製品開発への支援といった価値を高める取組、そして低質材などを有効活用した木質バイオマス発電など、未利用の地域資源から新しい価値を創出する取組、さらにデジタル化など生産性向上に向けた取組などによりま

して地産の強化を図り、それを国内外への外商の拡大につなげてまいりました。

その結果、本県の県内総生産は産業振興計画策定前の平成20年度から令和３年度までの14年間で名目4.9%の上昇、また労働生産性は平成23年度から令和３年度までの11年間で、全国の5.4%を上回る9.1%の増加といった成果につながっております。

○29番（田所裕介君）　ありがとうございます。

それでは、これまでの取組の課題も踏まえ、これから本県の経済政策としてどのように高付加価値化を進めるのか、産業振興推進部長にお伺いをいたします。

○産業振興推進部長（合田和穂君）　さらなる経済成長に向けましては、１つには、価値を高める取組の裾野を拡大していくこと、２つには、新たな価値の創造を目指す取組に一層チャレンジしていくことといった課題があると考えております。

１つ目の、裾野の拡大については、製造業における産業振興センターや公設試験研究機関等が連携した製品開発支援チームによるサポートの強化、林業分野における環境に配慮した森林由来の木材認証制度の創設など、質的な高付加価値を図る取組の強化などに取り組んでまいります。

２つ目の、新しい価値へのチャレンジについては、大径材の利用促進に向けた加工施設整備や、食品残渣を活用した商品開発への支援など、産業のグリーン化に資する取組の強化、さらにスタートアップ企業の新技術を県内企業の新事業創出などに生かす新たな仕組み、ローカルイノベーションプラットフォームの構築といった取組を進めてまいりたいと考えております。

○29番（田所裕介君）　ありがとうございます。

非常に大事なところだと思います。本当はもっと深掘りして聞きたいところですけれど、時間の都合もありますので、また機会を改めて聞かせていただきたいなと思ったところでございます。

人口減少対策問題に対峙する、また人材不足に対応していく、そのためには賃金の問題は最も重要だと考えております。また、今高知県で生活している県民の生活を守るという点でも重要であり、物価高騰やエネルギー高で県民も非常に厳しい状況で生活をしていると。本日質問いたしました企業が稼ぐ力をつける環境づくりというのは、やはり賃上げや所得向上していく、その通過点であると思いますので、環境づくりに終始、それを目的にすることにとどまることなく、実現すべきはさらなる賃上げであるということ、それにつながる取組をぜひともお願いしたいと思います。これは要請でございます。

次に、災害関連死対策と、ＤＷＡＴ、ＤＰＡＴの整備について伺います。

南海トラフ地震の発生に備え、より一層災害に強い県づくりを目指す必要があります。国でも令和８年度中に防災庁を設置する方針で本格的な検討をスタートしました。防災対策において今後一層の対策が求められるのが災害関連死であります。

東日本大震災、熊本地震、能登半島地震などの災害で、直接的に地震や津波によって亡くなるのではなく、その後の避難生活などで体調を崩して亡くなる災害関連死が多い状況が明らかとなりました。能登半島地震でこれまでに災害関連死に認定された人は2024年12月時点で276人となり、家屋の倒壊などで亡くなった直接死を上回ったとされています。そのため、家屋の倒壊や津波などの直接死から命を守るということと同様に、被災した後の災害関連死を防ぐ対策を講ずる必要があります。

このような背景から、国土強靭化基本計画において災害関連死に対する項目が追加され、避難

生活が長期化する場合、生活環境の改善を図るほか、避難者に対する心身のケアについて具体的な事案に学ぶ形で改善を図るなど、災害関連死を防ぐ取組を進めることが必要であるとしています。

災害関連死に関連して、能登半島地震で課題となったのが２次避難の在り方であります。２次避難は、南海トラフ巨大地震でも検討すべき避難方法である一方で、能登半島地震では様々な課題が浮き彫りになりました。２次避難の調整がうまくいかず混乱が、また必要な支援が行き渡らない状況が生じ、その間に健康状態が悪化し、最悪の場合亡くなってしまうという事態も報じられています。

今後、市町村とも連携し、どのように２次避難について取り組んでいくのか、危機管理部長にお伺いします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　２次避難につきましては、南海トラフ地震が発生した際に、例えば高知市などでは避難所の収容人数を超えて１次避難された方は、非常に災害関連死が高まると思います。そのため災害関連死を防ぐためにも、市町村の区域外へ避難する２次避難、いわゆる広域避難が必要になると考えているところでございます。

このため、県内４つの圏域ごとに市町村において広域避難協定を締結した上で、既に高知市では仁淀川町やいの町と広域避難所となる施設を定めて個別の協定を締結しております。このほかにも高知市と香南市においては、高知工科大学や林業大学校など大きな施設が立地をしております香美市と広域避難先となる施設について個別協議を重ねており、これには県も参加をしております。今後も、同様の協議が進んでいくように、既に策定をしております広域避難計画に位置づけた候補施設、それから新たに掘り起こした施設、これらを市町村に提案していくこととしているところでございます。

こうした一連の取組を繰り返し継続していくことで、第６期の南海トラフ地震対策行動計画に定める令和15年度を目標に、全ての広域避難所が確保できるよう取り組んでまいります。

○29番（田所裕介君）　御答弁ありがとうございました。質問でも触れていますけれど、市町村としっかり連携していただいて、その取組を進めていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

被災者にとって大切なことの一つが心のケアになります。厚生労働省研究班の初の試算により、南海トラフ巨大地震の際、被災地での心のケアに関する相談者数は最大22万人と見込まれることが分かりました。それに伴い、対応に必要な災害派遣精神医療チームＤＰＡＴの隊員数は、現在の５倍超の約２万5,000人と想定をされております。

被災者の心のケアは、阪神大震災や東日本大震災を経て重要性が指摘されてきました。2013年にＤＰＡＴが発足した一方で、自治体によって体制整備に差があるなど課題が指摘されており、隊数増や自治体間の連携強化が急務だとしています。

ＤＰＡＴの整備についても、より加速させる必要があると考えますが、課題を踏まえ、今後どのように取り組んでいくのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　ＤＰＡＴは精神科医師、看護師、調整員で１つのチームとして構成されまして、本県では毎年活動できる人材を養成する研修を実施し、これまでに５チームを養成しております。

課題につきましては、１つの病院でチームを組織して研修に参加するケースが少なく、個人での参加が多いことから、研修の参加が必ずしもチームの養成につながっていないといった点

でございます。このため、可能な限り研修にはチーム形式で参加いただくことを呼びかけるとともに、修了者の現在の状況を把握し、可能な場合はチーム編成ができるよう働きかけていきます。その上で、国が推奨しております県で研修修了者を隊員として登録する仕組みや、人材確保について協議する運営委員会の設置について、導入に向けた準備を進めてまいります。

○29番（田所裕介君）　ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

災害発生時に活躍する専門家チームはＤＰＡＴ以外にもあります。災害発生時に介護等を要する高齢者や障害がある方のニーズに的確に対応し、避難生活中における生活機能の低下等の防止を図ることを目的に、各都道府県が主体となって、一般避難所で福祉的な支援を行うのが災害派遣福祉チームＤＷＡＴであります。災害関連死対策や２次避難においてＤＷＡＴの果たす役割は大きく、国土強靱化年次計画2024でもＤＷＡＴの設置や災害時の福祉支援体制の強化を進めていくとしています。

本県におけるＤＷＡＴの整備状況について子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　本県では令和２年度からＤＷＡＴ隊員の養成を始め、現在172名のチーム員が登録しております。昨年の能登半島の地震で本県からも４チーム、延べ12名が支援活動に参加しました。

現在、国におきまして災害対策基本法及び災害救助法に福祉サービスの提供を位置づける法改正が審議をされております。この法改正によりましてＤＷＡＴの役割が広がり、より重要性が増すということが見込まれますため、引き続き体制の充実強化に取り組んでまいります。

○29番（田所裕介君）　よろしくお願いをいたします。

それでは、災害時の医療という点ではＤＭＡＴ――災害派遣医療チームがありますが、ＤＰＡＴ、ＤＷＡＴなどの様々な関連チームとの連携体制の構築の必要性が指摘をされています。行政機関での所管が多岐にわたるという行政の課題や、それぞれの隊員がお互いの活動について理解が進んでいないというような課題もあると言われています。

ＤＭＡＴやＤＰＡＴ、ＤＷＡＴなどの様々な関連チームとの現状の連携体制と、課題を踏まえた今後の取組を健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（中嶋真琴君）　本県では、ＤＭＡＴやＤＰＡＴ、ＤＷＡＴなどの支援組織の連携を、災害時に保健衛生総合庁舎内に立ち上げます保健医療調整本部を中心に行うこととしております。この調整本部には、災害医療コーディネーターや支援組織の連絡員などが集まり、医療機関や福祉避難所、一般避難所などの情報を収集し、状況を分析した上で、支援要請に応じた派遣調整を行います。

能登半島地震では、こうした支援組織の連携に課題があったともお聞きしていまして、お互いの活動を理解する上でも訓練などを通じた関係づくりが欠かせないものと考えております。

先月には、こうした支援組織が参加した80人規模の訓練を行ったところでございまして、連携時に必要な情報の確認もでき、大変有意義な訓練となりました。

今後も、実効性のある訓練などを重ねまして、医療・保健・福祉の円滑な連携体制を構築してまいります。

○29番（田所裕介君）　ありがとうございました、時間が僅かになりましたけれども、本当にお答えいただきましてありがとうございました。御丁寧な御答弁であったと感じているところでございます。

私の一切の質問を終わります。どうもありが

とうございました。（拍手）

○副議長（金岡佳時君）　以上をもって、田所裕介議員の質問は終わりました。

ここで午後１時40分まで休憩といたします。

午後１時35分休憩

――――― ∽∽∽ ―――――

午後１時40分再開

○副議長（金岡佳時君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

依光美代子議員の持ち時間は25分です。

21番依光美代子議員。

○21番（依光美代子君）　一燈立志の会、依光美代子でございます。通告に従って質問の前に、一言お断りを言います。この風力発電施設については同僚議員からも質問がありましたが、香美市民や大豊町民が大変不安を抱いておりますので、重複部分がありますが、質問をさせていただきます。それでは、始めます。

風力発電施設の建設についてお伺いをいたします。

現在、香美市と大豊町間の尾根沿いに東西約14キロメートル、約2,600ヘクタールに高さ180メートルもの巨大風車36基の建設計画があります。出力15万4,800キロワットは、風力発電施設としては日本最大級です。津野町の山の稜線に風車が並んでいるのを見たことがありますが、その高さは70メートルです。今回の計画は、それを倍以上も上回る180メートルもあり、想像を絶する大きさです。

事業実施想定区域内には水源涵養保安林、土砂流出防備保安林が含まれております。この一帯は地質的に極めてもろく、地滑りを防ぐためには、命綱のような保安林を育成する必要があります。地質的に脆弱なこの地域の、しかも尾根筋に巨大風車を並べるのは地元の人にとっては不安でしかありません。高知の極上の田舎が台なしです。

尾根筋は、昔から伐採をしないのが常識です。土砂崩れなどの災害を招くおそれがあるからです。林野庁も主伐時における伐採・搬出指針で、尾根筋は保護樹帯として残すことを明記しております。尾根の樹木は表土を支えるだけでなく、強力に水を吸い上げ、菌糸ネットワークとともに山全体に潤いを与えているのです。尾根沿いでの大規模な造成工事は山肌を乾燥させ、集中豪雨の際には大量の土砂流出や山腹崩壊などの災害リスクを著しく高めます。

私の地元の物部川は、大雨のたびに流入する大量の土砂に悩み続けてきました。土砂に起因する濁水問題が生態系や農業に様々な影響を及ぼして、その解決が大きな問題となっているのです。平成17年には県、国、流域の関係部署や各種団体関係者が物部川濁水対策検討会を立ち上げて、川上から川下までの総合的な土砂管理に取り組んでおります。

２月18日には物部川濁水対策検討会、21日には東京大学蔵治光一郎教授による豪雨時代の森林管理についての講演会と勉強会が開催され、ともに参加しました。蔵治教授は、物部川に対する課題解決対策については、現在全国から注目を浴びておりますと言われました。このように学識経験者や関係機関、関係団体が一丸となって真剣に物部川を何とか再生しようとしているだけに、今回の大規模風車発電計画は、地元選出議員として大変憂慮しているところでございます。

昨年11月に、県に対して事業者から環境アセスメントに沿った計画段階環境配慮書が提出されました。１か月後の12月20日までが縦覧期間で、それに対する意見は県内外の個人・団体より

206件出ています。12月20日には香美市長が県知事に対する意見書を出し、２月13日には県知事が事業者に対して計画段階環境配慮書に対する知事意見を出しました。この知事意見が県の姿勢を表していると思います。熟読いたしましたが、私は提出された意見をよく反映していると感心しました。説得力もあります。土壌の改変や水環境、生態系への影響、そして史跡への配慮など、県民の立場に立って様々な懸念を事業者に伝える内容だと思います。

ただし問題は、事業者がこの知事意見をしっかりと受け止めてくれるかどうかだと思います。環境アセスメントは、事業を直接止めるほどの強さは持っておりません。事業者が知事意見に沿った真摯な対応を見せなかった場合、知事はどのような対応を取られますか、地元の皆さんを安心させる意味からも、知事自身の見解をお聞かせください。よろしくお願いします。

○知事（濵田省司君）　本件につきましては、環境アセスメント手続の過程で、都合３回の知事としての意見を申し述べるチャンスがあります。その初回の意見を先月13日に提出いたしまして、意見への対応につきましては今後事業者側から示される予定となっているところであります。

この事業者側から、この計画が環境への影響を回避または低減することができるものが提示されるかどうかというのがポイントだというふうに考えております。事業者の計画が環境への影響を回避または低減することができないものとなっている場合には、知事として事業の中止を含めた検討を求めることもあり得るというふうに考えております。

○21番（依光美代子君）　知事の見解をお聞きして少し安心をしました。ぜひ厳格な対応をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

高知県として再生可能エネルギーを進めるに当たり、促進区域の設定に関する環境配慮基準をつくっております。この基準と照らし合わすと、今回の建設地に含まれる山地災害危険区域、県立公園、保安林は再エネ促進区域に含まれてはいけないことになっております。促進区域に入らないからといって施設の設置が禁止されているわけではありませんが、高知県の理念は、促進区域以外に造ってほしくないということだと思います。

この点について、知事は促進区域外でこのような巨大な計画が立てられることをどのようにお考えでしょうか、知事にお聞きいたします。

○知事（濵田省司君）　お話のありました、いわゆる促進区域は、地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づきます地域脱炭素化促進事業の対象となる区域でありまして、再生可能エネルギーの導入拡大に向けて市町村が定められるものであります。

一方で、県の促進区域の設定に関する環境配慮基準がございます。これは市町村がこの促進区域を設定するに当たりまして、地域の社会的・自然的条件に応じて配慮すべき基準を設定したものであります。この中で本県では、例えば地滑り防止区域や保安林などにつきまして、促進区域に含めることが適当でないというふうな考え方を示しているところでございます。

したがいまして、県の配慮基準に基づいて促進区域外となるエリアにおきましては、これは先ほど議員からも御紹介ございましたように、法的には止められないということではありますけれども、そうした区域で発電事業を行う場合には、こうした個々の法規制などに基づきまして、慎重な検討が求められるというふうに考えております。

○21番（依光美代子君）　ぜひ慎重な対応をお願いしたいと思います。一番心配するのは、巨大風車については風車のタワーが高くなるほど、ブレードが大きいほど地震発生時には揺れが大

きくて被害が大きくなるということを聞いておりますので、その点については大変心配が尽きないことでございます。それでは、次へ移らさせていただきます。

今回のような計画が出てきたとき、高知県としてはこの配慮基準を事業者に説明し、県の理念に反する計画を事前にストップさせる必要があるのではないでしょうか。事業者にしても早期に指導を受ければ早く決断ができます。投資が少ないうちに断念できれば傷も浅いのです。道路を切り開き､環境アセスを実施した後では、撤退という選択肢は考えづらくなります。

再エネを考える事業者の多くは、真面目に日本のエネルギーを考えていると思います。そのような事業者を、進むも地獄、引くも地獄という泥沼に引きずり込んではいけないと思います。林業振興・環境部長はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　発電事業を計画する事業者が構想段階から関係法令の規制などの情報を十分に把握することは、事業の実現可能性を判断する上で重要な要素だと考えてございます。

このため、これまでも周知を行ってまいりましたが、お話のあった促進地域の設定に関する配慮基準も含め、事業者に対しまして事前相談のある初期の段階から、法規制に係るものなど関連する情報を幅広く提供するとともに、しっかりと説明をしてまいります。

○21番（依光美代子君）　ぜひ、早めに事業者に伝えることが一番肝腎だと思います。今回、県はなぜ設置が認められない区域が含まれていることを１月７日の環境影響評価技術審査会までに伝えなかったのですか。事業者は高知県に環境配慮基準があることさえ、基本的なことを知らなかったのです。非常に心配をします。

今後の審査となりますが、地震に対する備えです。昨年の能登半島地震での有識者などによる風力発電被害調査によると、過去には大型風力発電施設が地震で大きな被害を受けた事例は少なく、今回は鉄塔や基礎の損傷だけでなくブレードの損傷――これは過去になかったそうです。今回の能登半島地震を機会に調査を行い、風力発電施設の耐震設計法を見直して、日本の自然災害に耐え得る設計を適用すべきだとの声が報道にありました。

南海地震に備え、再び能登半島と同じことが発生しないように、能登の調査などを参考に厳格な対応をお願い申し上げ、次の質問に移ります。

今回の計画で鍵となるのは保安林です。この保安林の解除権限は農林水産大臣が持っていますが、仮に事業者が知事意見どおりの対応をしなかった場合、保安林の解除を許すということはあり得ません。

それ以前に、保安林には保安林としての役目があるわけですから､軽々に解除することがあってはならないと思います。そこについても林業振興・環境部長の明確な見解を聞かせていただき、地元の皆さんを安心させてほしいと思います。よろしくお願いします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　建設予定地の保安林は水源涵養保安林と土砂流出防備保安林に指定をされ、洪水や渇水の緩和と、林地の崩壊による土砂の流出などを防止する機能を発揮してございます｡保安林を解除する際には、こうした公益的機能を維持するために必要な代替措置が取られているか、国におきまして適切な審査が行われるものと承知をしてございます。

実際に事業者が解除申請を行う場合は、県を経由しまして国に提出することになってございます。その際、県として意見書を付すことができますことから、地元市町の意見を踏まえたものとしてまいります。

○21番（依光美代子君）　ぜひそのときには県の意見をしっかりと添えて出していただきたいと思います。

このような問題が勃発すると、地元の住民にも膨大なストレスがたまります。そうならないために、きちっとした決まりをつくるべきではないでしょうか。発電施設の設置に関する条例あるいは風力発電設置ガイドラインです。

12月議会で先輩議員が、太陽光発電のガイドラインを風力発電にも拡大すべきでないかという質問されたとき、知事は国のガイドラインを遵守するようになっているからとの答弁でした。

さて、今回の計画ではどうだったのでしょうか。住民に不満が蓄積しているのは、事業者が最低限のことしかしないように見えたからです。例えば、説明会に参加できなかった住民が資料が欲しいと言うと、１人に出せば全員に出さなくてはならないから出せません。また、印刷が大変ならＰＤＦで共有させてほしいと要望すると、そこまでやる決まりはなく、やることはやっているのでできないとの答えでした。そうなのです。事業者は決まりで動くのです。つまり、決まりで定める最低限のことしかやってくれないと思わなければなりません。

国のガイドラインがあるから県は何もしないというスタンスでは、住民に県は何もしてくれないという不安と不満が蓄積する一方だと思います。高知県は森林率日本一です。その山の多くは急傾斜で地滑りの危険を伴っております。

このような地勢を考えれば、全国一律の国のガイドラインに、高知県独自の観点や制約を上乗せする姿勢が必要だと考えます。知事はどのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○知事（濵田省司君）　本件につきましては、議員からも御指摘ございますように、地域の方々から事業者が丁寧な対応を行っていないという声があるということは私も承知をしております。このため、知事としての意見におきまして、事業者には分かりやすい資料を用いて丁寧かつ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めることを文書で求めますとともに、直接この趣旨を事業者にも伝えております。

今後は、事前相談の段階から発電事業が地域と調和したものとなるという手だてを取ることが大事だと考えておりますので、例えば今議員から御指摘ございました、初期の段階から適切なコミュニケーションを促すというようなことも含めて、県として事務処理のルールを整備いたしまして、事業者に対してしっかりと注意喚起を行ってまいる考えであります。

○21番（依光美代子君）　ぜひ注意喚起をしっかりと行ってもらいたいと思います。それでは、次の質問に移ります。

高さ60メートル以上の構造物には航空障害灯の設置が義務づけられております。今回の巨大風車は180メートルもあるため、設置しなければなりません。その航空障害灯は、航空機への衝突防止のため、10キロ先からも見える閃光が一晩中明滅しております。ひっきりなしに夜空に光が発せられるのです。

計画地の５キロ先には梶ヶ森天文台があります。その梶ケ森の山荘は星の山荘と名づけられており、夜空と星が貴重な地域資源なのです。

10キロ先まで輝く閃光が一晩中発し続けられたら、その地域資源はどうなるのでしょうか。県の意見書にはこの問題は書かれていませんが、私は深く危惧しております。林業振興・環境部長のお考えをお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　今回提出をしました知事意見では、重要な眺望景観への影響を回避または極力低減することを求めてございます。また、今後アセスメント手続の中で意見を述べる機会が２回残されています。県としましては、その中で議員御指摘の航空障害灯

の件をはじめ、地元市町、専門家、地域住民の皆様などの御意見も踏まえた県としての意見を検討してまいります。

○21番（依光美代子君）　ぜひ県としてのしっかりした意見を述べてください。配慮基準に対してそごがあったり、不適切と思うときには、早めの対応が重要となります。今回、審査会での委員さんより、皆さんからいただいた意見に対する事業者の回答をホームページで公開すべきでないかということを指摘があり、それは先日から公表されるようになりました。やはり早めの指摘ということがすごく大事になってくるだろうと思いますので、引き続きの対応を求め、次の質問に移らさせていただきます。

集落活動センターと大学との連携事業についてお伺いいたします。

中山間地域では過疎・高齢化が進み、若者は仕事を求めて山里を離れ、人口減少に歯止めがかからない状況です。地域では伝統行事など今後の担い手不足が深刻となり、将来に不安を抱いております。

その手だてとして、県は、中山間地域の活力を生むための施策の一例として、地域や集落活動センターと大学との連携に取り組んでいます。中山間地域対策課では、集落活動センターや地域の活動が継続、発展できるように、また歴史文化財課では、本年度から地域の伝統的祭りや民俗芸能が継続、継承できるように、地域と大学生とのマッチングに取り組んでおります。

県は、このマッチングのみでなく、学生の交通費への支援と、県職員の現地への同行が実施されております。この取組は大学の先生方や学生にとても好評です。学生からは、職員との触れ合いの中で、将来公務員になりこのような仕事がしたいとの声も聞きました。

そこで、まず令和５年度に開始した集落活動センターと大学との連携事業の取組状況について人口減少・中山間担当理事にお聞きいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　この事業は令和４年９月議会での議員からの御提案を受けて創設したものでございまして、若者との交流を増やしたい集落活動センターと、座学だけでは分からない実情を地域の方から直接学びたい大学生とをマッチングする事業として、令和５年度から開始しております。

昨年度、令和５年度はセンターと県内３大学にそれぞれのニーズを紹介し、12のセンターとのマッチングが成立、イベントの企画・運営や地域資源を生かした観光商品づくりなど15件に延べ60人の学生が参加いたしております。

令和６年度は、より多くの学生に参加いただくため、県内の５大学に対象を拡大したところ、20のセンターとマッチングが成立し、前年度を大きく上回る27件、延べ158人の学生に参加いただいております。

○21番（依光美代子君）　年々、皆さんが喜んでくださっている様子がよく分かりました。

この事業を取り組んできた中で、どのような成果があったでしょうか、人口減少・中山間担当理事にお聞きいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　２年間の取組を通しまして、私どもの想定以上、この事業を評価する声をいただいております。集落活動センター側からは、学生の参画とアイデアによりイベントの活性化につながった、住民の活動意識を向上させるよい機会となったというお声をいただきました。また、学生さんのほうからは、学校では得られない、より深い地域とのつながりを築くことができた、若者の力がセンターの活動に役立てることが分かったといったお声をいただきました。

こうした声から、センターにとりましては、地域の活性化だけでなく、地域外の若者の視点、

感性によりまして、住民自身の気づきや意欲の向上につながったこと、また学生にとりましては、中山間地域の実情を知り、その課題解決に住民と共に関わり、自らの成長につなげたことが成果と考えております。

加えて、議員のお話にありましたような、この交流を通じまして、若者が地域で活性化のために働きたいと思っていただけたのであれば、それも成果ではないかと考えております。

○21番（依光美代子君）　最後に、令和７年度の取組についてお聞きいたします。学生が地域活動に参加することで中山間地域の活性化にもつながり、学生にとって地域への愛着心や関係性が育まれ、やがて関係人口の増加や移住、定住につながる可能性も出てきています。卒業後、既に県内の市町村で活躍している方も何人かおられます。香美市でも活躍してくれております。学生からの要望として、地域活動に同じ大学の仲間だけでなく、他校の、県外も含め学生や企業などの若者との交流を望む声もありました。

また、事業効果を高めるためにも、各関係部署と大学などとの、より密接な連携が必要ではないかと考えます。これが実現できれば、本県の各種委員をしてくださる明治大学小田切徳美教授が提唱される、関係人口などの増加により人口が減っても人材が増える、にぎやかな過疎も夢ではないと思います。

令和７年度、この事業をさらに充実させるため、どのような取組を考えておられますか、人口減少・中山間担当理事にお聞きいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　令和７年度事業につきましては、令和６年度をさらに上回る26センターから希望がございまして、まずこれにしっかり対応できる予算を計上しているところでございます。

一方、今年度から文化生活部におきましても、地域の民俗芸能などの担い手確保を目的とした大学との連携事業が新たに開始されまして、大学側からは私どもの事業と文化生活部の事業、２事業と大学のカリキュラムの調整をしていくのに苦労があるという声も聞きました。このため、この部分の改良点としましては、来年度私どもと大学関係者との情報共有の場を設けまして、大学生がより多く授業として参加できるよう調整したいと考えております。

また、議員からお話のありましたにぎやかな過疎を目指しまして、この事業をさらに発展させたいと考えております。県内のみならず県外の大学生や社会人の方々にも参加いただける新たな仕組みを構築したいと考えております。

○21番（依光美代子君）　事業を聞いていて本当にうれしいな、ますます広がって、にぎやかな過疎が、実現が間違いなくできる、県下へ、このにぎやかな過疎がますます拡大していくことを期待申し上げ､私の質問を以上で終わります。（拍手）

○副議長（金岡佳時君）　以上をもって、依光美代子議員の質問は終わりました。

ここで午後２時10分まで休憩といたします。

午後２時５分休憩

――――― ⊂⊃⊂⊃⊂⊃ ―――――

午後２時10分再開

○副議長（金岡佳時君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

寺内憲資議員の持ち時間は50分です。

25番寺内憲資議員。

○25番（寺内憲資君）　公明党の寺内憲資です。

まず最初に、西宮方式の被災者支援システムについて伺います。

令和７年度の当初予算には、南海トラフ地震

による想定死者数を現状の４割強に当たる3,500人まで減少させることを目標とする南海トラフ地震対策費が計上されています。この、県が目標とする想定死者数への一助となるのが、自治体が備える被災者を支援する被災者支援業務のシステムであります。

現在、この被災者支援業務のシステムについては、Ｊ－ＬＩＳ――地方公共団体情報システム機構が運用管理する被災者支援システムや、民間ベンダーが開発した数々の被災者支援業務のシステムがあります。

令和６年６月定例会での我が会派、公明党の西森美和議員の質問に対して知事からは、この被災者支援業務のシステムが行政にとって業務の効率化が図られ、被災者の生活再建の迅速化につながるとの評価を得る一方、全国知事会において、国主導でこの被災者支援業務のシステムの全国統一化を図るべきであると要望していることが紹介されたところでもあります。さらに知事からは、県は県内の市町村に対して、この被災者支援業務のシステムの導入を呼びかけており、現在では高知市など15の市町村が既に同システムを導入している旨の答弁がありました。

そこで、危機管理部長に伺います。現在、県内15市町村に導入されている被災者支援業務のシステムの種類をお伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　現在、15市町村で整備されております種類については３種類になります。１つ目は、お話にありましたＪ－ＬＩＳが運用管理する、通称西宮方式と言われるオンプレミス型の被災者支援システムで、インターネット環境がなくても使用できるシステムです。２つ目は、同じＪ－ＬＩＳが運用管理する内閣府のクラウド型被災者支援システムで、ＬＧＷＡＮなどのネットワーク環境の下で使用するシステムです。３つ目は、ＮＴＴ東日本の被災者生活再建支援システムで、インターネット環境下で使用するシステムでございます。以上３種類になります。

○25番（寺内憲資君）　今３種類の被災者支援業務のシステムが県内の市町村に導入されていることが答弁がありました。

これら３種類のシステムはどこの自治体に導入されているのか、導入状況を危機管理部長にお伺いします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　市町村別に申し上げますと、まず西宮方式のシステムにつきましては、高知市、室戸市、香美市、土佐町、いの町、仁淀川町、中土佐町、佐川町の８市町で導入されています。続いて、内閣府のシステムについては、高知市、宿毛市、四万十市、馬路村、大月町、黒潮町の６市町村で導入されております。最後に、ＮＴＴ東日本のシステムについては、南国市、宿毛市、香南市の３市で導入されております。

○25番（寺内憲資君）　今、答弁にあった自治体以外の県内19市町村には被災者支援業務のシステムは導入されておりません。県としてこれら19市町村に対する適切な助言が求められるところです。

被災者支援業務のシステムの導入については導入費用が課題となっています。したがって、安価で被災者支援に最適な優れもののシステムを各自治体がどのように選ぶか、そのことが重要となってきます。

そこで、県内８自治体が導入しており、県内で最も多く導入されている西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムについて検証してみたいと思います。

今年は、阪神・淡路大震災から30年となります。西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムは、阪神・淡路大震災の混乱の中で西宮市が構築した、被災者を総合的に支援するシステ

ムです。構築されてからは、全国各地で発生した大小の自然災害等での活用事例から数多くの教訓を酌み取り、システムを進化させるとともに、汎用化し、平成17年には総務省の要請でＪ－ＬＩＳ――地方公共団体情報システム機構のライブラリーに登録され、平成20年には被災者支援システム全国サポートセンターが設置され、平成21年には総務省から全国の都道府県及び市町村に同システムが無償配布されています。

この無償配布された西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを使用するにはインストールキーが必要で、現在1,000を超える自治体に、この西宮市が開発した同システムのインストールキーが発行されています。県にも平成22年１月29日にインストールキーが発行されていますので、西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを使用することができます。

そこで、危機管理部長に伺います。県内の各市町村にも西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを使用するためのインストールキーが発行されていますが、その発行状況をお伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　西宮方式のシステムのインストールキー発行状況につきましては、Ｊ－ＬＩＳに改めて確認をいたしました。その回答としては、これは少ないほうで申し上げます、発行されていない田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、大川村、大月町、三原村、この８町村を除く26市町村に対してインストールキーを発行しているということを確認いたしました。

○25番（寺内憲資君）　県内26市町村にインストールキーが発行されていました。

西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを使用するインストールキーが、全国の1,000を超える自治体に発行されている理由は、総務省が平成20年８月に「地方公共団体におけるＩＣＴ部門の業務継続計画（ＢＣＰ）策定に関するガイドライン」を公表しており、災害・事故時における適切な意思決定や資源配分には、迅速な情報の収集と集約が不可欠であり、これらを遂行するために必要な情報システムがないか確認をし、不足をしていれば、あらかじめ導入を検討することを推奨しており、その中で無償で手に入れることができる災害時支援のためのプログラムとして、西宮方式のオンプレミス型被災者支援システム、ガイドラインの中では震災業務支援システムと表記して紹介がされている総務省推奨のシステムであるからです。

また、西宮市が開発したシステムですが、現在Ｊ－ＬＩＳ――地方公共団体情報システム機構が管理運用しているからです。Ｊ－ＬＩＳは、国と地方公共団体が共同で管理する法人で、地方公共団体の情報化推進を支援する組織で、前身は財団法人地方自治情報センターであり、地方公共団体が共通的に利用できるシステムの研究開発、地方公共団体を対象としての研修を実施してきた組織であります。

西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムの回線はＬＧＷＡＮ――総合行政ネットワークを使っています。ＬＧＷＡＮは、地方公共団体の組織内ネットワーク、庁内ＬＡＮを相互に接続し、高度なセキュリティーを維持した、Ｊ－ＬＩＳが運営する行政専用のネットワークです。

そのため、ＬＧＷＡＮを使用している高知県は、県内全ての市町村分を含めてＪ－ＬＩＳに負担金を払っていますが、その金額を総合企画部長にお伺いいたします。

○総合企画部長（松岡孝和君）　ＬＧＷＡＮの運営に関わる負担金につきましては、市町村分も含めて都道府県に交付税措置がなされておりまして、令和６年度の市町村分を含めた本県の負担金額は約3,400万円となっております。

○25番（寺内憲資君）　県が払っている負担金は、

県内34市町村を含めているので、年間約3,400万円と高額でありました。このＪ－ＬＩＳへの負担金は、西宮方式のオンプレミス型被災者支援システム導入の有無によって発生する負担金ではありません。あくまで行政事務に使用している高度なセキュリティーを維持した、Ｊ－ＬＩＳが運営する行政専用のネットワークの負担金であります。

そこで言わんとするところは、行政専用のネットワークの負担金を払っているのですから、この回線を使い、無償で配布されている西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを使うことで、優れもののシステムを安価に導入できるということです。

なぜ安価に導入できるかといいますと、Ｊ－ＬＩＳが提供する西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを導入する市町村は、システムは無償でありますが、同システムをインストールするサーバーなどのハードウエアの機器の調達及び保守、インストール作業、住民情報、個人、世帯などの初期データ登録などを自らの負担作業で実施しなければなりません。そのため、Ｊ－ＬＩＳは被災者支援システム全国サポートセンターを設置し、同システムの導入から運用、操作方法に至るまでをトータル的に支援する体制をつくっているからです。

西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムは、オープンソースのリナックスを使用して開発されており、仮にこれらの作業を民間ベンダーに発注すると、業者任せとなり高額となってしまいます。

そこで、危機管理部長に伺います。現在、県内にはまだ19の自治体に被災者支援業務のシステムが導入されておりません。システムが導入されていない自治体は、小規模な自治体、市町村が多く、導入費用が課題となっています。仮にシステムを導入していない自治体が西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを選び、Ｊ－ＬＩＳが設置している被災者支援システム全国サポートセンターのサポートを受け導入した場合の自治体が負担するシステム導入費用をお伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　西宮方式のシステムの導入費用について運用管理を行っておりますＪ－ＬＩＳに改めて問合せを行い、システム導入に必要との３つの内容について再度確認をいたしました。

１つ目は、システム自体無料であること、２つ目は、無料で入手したシステムの初期設定が必要であり、この作業は外部委託すると有料になるけれども、被災者支援システム全国サポートセンターの支援を受けて自治体職員が行えば無料であること、３つ目は、必要な資機材として最低でもリナックスというＯＳがインストールされたパソコン１台と、別のＯＳであるウィンドウズがインストールされたパソコン１台が必要であること。もちろんパソコン自体は必要とする作業量に応じた性能によって金額は異なることになりますが、パソコン２台でシステムの導入は可能となります。

○25番（寺内憲資君）　今の答弁で、被災者支援システム全国サポートセンターのサポートを受けて導入した場合、職員が行うようであれば、パソコン２台あれば西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを費用をかけずに導入できる旨の答弁がありました。

しかし、この場合、サポートを受ける自治体職員の一定のパソコン操作の知識が必要だと思います。職員の作業ということが先ほど危機管理部長からも答弁がありました。

そのため、被災者支援業務のシステムが導入されていない小規模な市町村では、導入費用のほかに情報システムに精通した職員がいない場合や、仮にいたとしても、防災担当部署ではな

いことから、その知識が生かされていない場合があり、そのことも課題となっています。

そこで、この課題を解決するために、総合企画部長に伺います。県は、令和４年度から市町村ＤＸ推進アドバイザーを配置し、市町村からの要望に応じて、デジタル化に係る方針の策定や体制構築などを支援しています。そのため、被災者支援業務のシステムが導入されていない19自治体に市町村ＤＸ推進アドバイザーを派遣して、システム導入支援をすべきだと考えますが、総合企画部長の御所見をお伺いいたします。

○総合企画部長（松岡孝和君）　県では、県内の市町村のデジタル化を後押しするために、おおむね２か月に１回、全市町村が参加するワーキンググループを開催し、県内外の先進的な事例や国の動きなどの情報共有を行っております。この被災者支援システムについても、今後こういった場でまずは御案内をしていきたいと考えます。その上で、被災者支援システムの導入について市町村から御要望があれば、市町村ＤＸ推進アドバイザーを派遣し、導入支援を行ってまいります。

○25番（寺内憲資君）　前向きな御答弁ありがとうございました。ぜひ、被災者支援業務のシステムが導入されていない19自治体に対しては、被災者支援システム全国サポートセンターのサポートを受けることにより、西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムが無償で導入できることを知らせていただき、同システムの導入支援を希望する自治体には、市町村ＤＸ推進アドバイザーの派遣をよろしくお願いいたします。

現在、総務省は南海トラフ巨大地震が発生した際、大きな被害が想定される静岡県や高知県など10県に応援職員を即時派遣する自治体を事前に割り当て、令和７年４月からの運用に向けて動いています。高知県には、島根県を軸に秋田県も入ってくるようになっています。

高知県に応援職員を派遣する島根県では、島根県が主体となって、令和６年９月17日と18日の両日、Ｊ－ＬＩＳが設置している被災者支援システム全国サポートセンターに要請し、島根県の自治体向けに西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムの説明会と操作研修会を実施しています。島根県がこのシステム研修会を実施した目的を調査したところ、能登半島地震において行政専用のネットワークであるＬＧＷＡＮが断絶し、システムが使用できなかった教訓を受けて、ネットワーク回線が断絶しても使用できる西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを県内の各自治体に推奨するためでした。

そこで、危機管理部長に伺います。これまでの検証により、現在高知県内の自治体で最も多く導入されている被災者支援業務のシステムは、西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムでありました。また、西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを使うために必要なインストールキーは、県内26市町村に発行されていました。

県内には被災者支援業務のシステムを導入していない19の自治体があることからも、県が主体となって、Ｊ－ＬＩＳが設置している被災者支援システム全国サポートセンターを活用し、西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムの操作研修を含めた説明会の開催を求めますが、危機管理部長の御所見をお伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　被災者支援業務のデジタル化につきましては、被災者の生活再建に向けた業務や手続などが速やかに進むことにつながると認識をしているところでございます。このため県では、これまでも市町村に対して被災者支援業務のシステム導入を促してきております。

また来年度は、市町村におけるシステム導入の加速化に向けて、システムの機能を理解して

もらい、かつ操作方法を学ぶための説明会を５月頃をめどに開催することを考えているところでございます。この説明会には、Ｊ－ＬＩＳ内の被災者支援システム全国サポートセンターからも講師を招いて、数多くある機能やその操作の説明などを行っていただきたいというふうに考えております。

○25番（寺内憲資君）　西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムの操作研修を含めた説明会の開催を何とぞよろしくお願いいたします。

最後に、知事に西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムの評価をお聞きしたいと思います。これまで検証してきました西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムは、住民基本台帳の情報を基盤として、被災者の属性情報を管理する被災者台帳と、被害を受けた住家等の情報を管理する被災住家等台帳の２つの台帳で構成されており、刻一刻と変化する人的被害及び住家等の被害の状況を記録、更新することができます。また、罹災証明書の交付をはじめ、被災住家等の調査票の出力、各種支援制度や義援金の処理等にも対応するなど、被災者の支援状況を総合的に管理する機能を有しています。

さらに、サブシステムからは、中核システムである被災者支援システムを参照できるシステム構成となっているため、被災者支援システムの利用により一元化された被災者台帳を基に、避難所や仮設住宅の管理運営といった一連の被災者支援業務を効率的に実施することができるシステムであります。

西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムは30年間進化を続け、現在バージョン10.00となっており、住家被害状況調査でのタブレットを活用した調査票自動判定機能や命を守る防災・減災につながる事前シミュレーション機能なども追加され、同システムを使用している自治体では大変喜ばれています。

このように、西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムは総務省が推奨する優れもののシステムでありますが、西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムに対する知事の御評価をお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　議員から御紹介ございましたように、いわゆる西宮方式のシステムは、阪神・淡路大震災の際に西宮市によって開発された、システムの中でも言わば老舗というような位置づけではないかと思います。その後は東日本大震災などでも活用されたと伺っております。

また、御紹介ありましたように、このシステムには住家被害の認定調査や罹災証明書の発行、さらには被災者台帳の作成などの被災者支援業務を遂行できる機能が整っているというふうに承知をいたしております。

こうしたことから、災害時におきましてデジタル技術を活用した市町村業務の効率化や、被災者の生活再建の迅速化につながります有効なシステムの一つであるというふうに評価をいたしております。

○25番（寺内憲資君）　災害時に業務の効率化が図られ、被災者の生活再建の迅速化につながると知事が評価されている、被災者支援業務のシステムのうち県内の自治体で最も多く導入されている西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムについて質問をしてきました。

このシステムは、住民基本台帳の情報を基盤としたシステムであることから、今県内の各自治体が苦慮している避難所における避難してきた住民の名簿の作成、いわゆる避難所名簿をタブレットにより簡単に作成することが可能で、しかも災害弱者である要支援者の選別も行うことができるようになっています。

このシステム機能は、県が令和７年度に導入しようとしている避難所業務の効率化を図るア

プリにはない機能であり、県内の市町村には両方のシステムを推奨していただき、避難所業務の効率化を図っていただくことを要請しておきます。

いずれにいたしましても、知事が言われる被災者支援業務のシステムの全国統一化を図ることは重要なことであり、その意味では県内における被災者支援業務のシステムの統一化も重要であると考えます。南海トラフ地震による犠牲者を最大限減少させるためにも、県内における被災者支援業務のシステムの統一化は、行政職員が行政職員のためにつくった西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを活用して行うべきであることを訴え、次の質問に移ります。

次に、県営渡船浦戸について伺います。

県営渡船浦戸は、高知市仁井田の造船所で建造され、令和７年１月23日に進水式が行われました。県営渡船浦戸は、現在運航している県営渡船龍馬が平成３年建造であり、船齢が34年を超える老朽船であることから、代替船として建造されたものです。

県営渡船浦戸の特徴は、運航時にCO_2などの温室効果ガスを排出せずに旅客を運送する、定期航路では全国初となる、推進力を全て電気で賄うフルバッテリー船となっています。そのことから県民の足としてだけではなく、高知県を観光面、環境面からも全国にＰＲできるのではないかと大いに期待をしているところです。

そこで、土木部長に伺います。県営渡船浦戸は、一定の航路で不特定の旅客の運送を行う事業として、全国初の電気推進船でありますが、それ以外の特徴をお伺いいたします。

○土木部長（横地和彦君）　県営渡船浦戸の特徴といたしましては、１つは、全国的にも珍しい海の上の県道を運航する船舶であるということ、２つ目は、船首、船尾ともに同じ形状で、駆動装置を前後に持ち、旋回せずに運航できる、いわゆる両頭船であるということ、３つ目は、全国的に船員不足が進んでいるということもありまして、免許保有者の多い小型船舶操縦免許で運航できるよう船体を小型化したことが挙げられます。

○25番（寺内憲資君）　今、土木部長から、県営渡船浦戸の小型化など数々の特徴の答弁がありました。

小型化したことにより、現在運航している県営渡船龍馬と比較しての変更点を土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（横地和彦君）　現行の県営渡船龍馬からの変更点といたしましては、まず旅客人数は、龍馬が最大110人のところ、近年の利用実績に応じまして、浦戸は57人としているところ、積載可能な車両は125cc以下のバイクで、龍馬が50台、浦戸が６台であるということであります。なお、１日の運航回数は、龍馬の平日20往復に対し、浦戸は利用実績が極端に少なかった最終便を減便いたしまして、７月１日から19往復で運航を開始する予定でございます。

○25番（寺内憲資君）　船員の成り手不足の中、船体が小型化されたことにより、県営渡船龍馬の場合は法定職員として６級以上の海技免状を有する船長と機関長の２名が必要でありましたが、県営渡船浦戸の場合は総トン数が20トン未満となったことにより、法定職員は小型船舶操縦士の資格を持つ船長１名のみでよくなり、法定職員の削減につなげています。

そこで、土木部長に伺います。県営渡船浦戸の船員は船長１名、運航要員に１名の計２名でよいと考えますが、土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（横地和彦君）　船員数ですが、操船する船長に加えまして、乗客の乗船・下船時に船から降りて陸側で稼働橋の操作を行う者１名と、船内で乗客の安全確認を行う者１名の合計

３名が必要となります。なお、船長以外の２名は、航行中も船長の操船の補助や、船内の乗客の安全確認を分担して行うこととなります。このため、旅客船としての安全運航を確保するためには３名が必要と考えております。

○25番（寺内憲資君）　法定職員は船長のみとなりましたが、安全運航のために船員は３名にするとのことでした。私は、船員を３名にする要因の中に、県営渡船浦戸の船型が大いに関わってくるのではないかと考えます。というのは、県営渡船浦戸の船型は、先ほども土木部長から答弁がありましたけれども、胴体が１つに対して頭が船首、船尾に１つずつある両頭船となっています。両頭船は前後に駆動装置を持つため、どちらを船首にしても進むことができ、車が前進で乗船できる利点があることから、車両を運ぶフェリーに利用されています。

県営渡船浦戸は、船首が波切り型、船尾に推進器を備える通常の船型とは異なり、前の船首と後ろの船尾にそれぞれ２つのモーターと２軸のプロペラが搭載されており、船長１名での操船が難しい構造となっています。

そこで疑問となるのは、県営渡船浦戸には車を乗船させないことから、わざわざ操船が難しく、しかも建造費が高くなる両頭船にする必要があったのか疑問が残ります。なぜ両頭船としたのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（横地和彦君）　運航いたします高知市長浜と種崎にある渡船場付近は、潮流や波の影響を受けますため、安全に旋回することが困難なこと、また現在の運航間隔では旋回させる時間がないことなどから、現行の龍馬と同様、両頭船が最も適切と判断したものであります。

○25番（寺内憲資君）　小型化された県営渡船浦戸の船体は、甲板より下部を鋼材で、甲板より上部をアルミ材で造っており、軽量化が図られています。そのため答弁にもあったように、軽量であるために、風や波で流されやすくなっています。だからこそ、普通の船型とし、船尾に２軸の推進器を備え、船首には離着岸しやすいように、船を横方向に動かすためのスラスターを設けておけば、操縦性能がよく操船のしやすい客船を安価に造れたのではないかと考えます。

ともあれ、両頭船として建造されていますので、軽量化された分、風浪の影響を受けやすく、操縦がしにくいことから、４月から６月までの３か月間の習熟訓練をしっかりと行っていただき、欠航回数、渡船浦戸が航行できない回数が増えないようにしていただくことを要請しておきます。

県営渡船浦戸は電気推進船であり、航行時におけるCO_2排出量の削減が可能となりますが、電気契約を再生可能エネルギー契約とすることにより、CO_2排出量をゼロにすることが可能となります。土木部長の御所見をお伺いいたします。

○土木部長（横地和彦君）　浦戸の運航に必要な電力は全て再生可能エネルギーで賄うこととしており、本県のカーボンニュートラルの実現に向けた重要な取組の一つであります。県営渡船という公共インフラでカーボンニュートラルに取り組むことは、事業者や県民の皆様に脱炭素化について考えていただく契機になるものと期待をしております。

○25番（寺内憲資君）　今、土木部長から答弁がありましたけれども、県営渡船浦戸の運航をCO_2排出ゼロにすることにより、県だけでは到底なし得ないカーボンニュートラルの実現に向けて、事業者や県民への意識改革につなげることができると考えますので、よろしくお願いいたします。

県営渡船浦戸は、県道弘岡下種崎線の一部として、全国でも珍しい海の県道として運航しています。その旅客運送船が高知県で建造された

ＣＯ$_2$排出量ゼロの全国初の電気推進船であるとＰＲすることは、今後の県観光施策や環境施策、そして造船業の売出しにもつながると思われます。

全国初の電気推進船である県営渡船浦戸をもっとＰＲしていくお考えはないのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　お話ございましたように、県営渡船浦戸は、一般の旅客を運送いたします定期航路におきましては、全国で初めての完全電気推進船といたしまして、本年７月に就航の予定であります。このことは環境面におきましては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて取り組みます本県にとって大変象徴的な意味もあり、県全体の脱炭素化に対する意識の醸成にも寄与するというふうに考えます。

一方、観光面におきましては、サイクリングと組み合わせまして、全国的にも珍しい海の県道を全国初の電気推進船で渡るコースなどを打ち出すことができると考えます。今後、県のホームページやＳＮＳなどで情報発信をいたしますとともに、国内外の旅行会社へセールスをしていきたいと考えます。

さらに、産業面におきましては、全国初となります定期航路の電気推進船を県内の造船会社が建造したメード・イン・高知の船でございます。本県の造船技術が注目をされることにつながるものと期待をしております。今後、小型の電気推進船の発注を検討している官公庁等からの受注につながる可能性もあると考えます。

このようなことから、浦戸の就航は、環境面、観光面、産業振興など本県が取り組んでおります重要な政策課題に対しまして大きな効果を生むことを期待いたしております。したがいまして、様々な機会を捉えて、これらの取組を私が先頭に立ってＰＲしてまいりたいと考えます。

○25番（寺内憲資君）　日本で最初に一定の航路で旅客運送事業を行う電気推進船が県営渡船浦戸です。今後、全国で電気推進船が運航することとなりますので、それまでにＥＶ客船発祥の地高知を大いに売り出していただき、全国から、世界から観光客が高知県に来ていただけることを楽しみとしております。

最後に、県が行う南海トラフ地震対策の強化にもつながる高知海上保安部に配属された巡視船うらどについて伺います。

海の消防・警察業務を担う海上保安庁の高知海上保安部に新たな巡視船うらどが配属され、今年１月25日、高知新港において就役披露記念式典が行われました。巡視船うらどは、これまでに高知海上保安部に配属された巡視船としては最大級の巡視船であります。その要目は総トン数1,500トン、長さ96メートル、幅11.5メートル、速力25ノット以上であり、特徴としてはヘリコプターが発着できる甲板を備え、船体と一体化した船体構造上の強度甲板となっており、海上保安庁の大型ヘリコプター、スーパーピューマの発着も可能となっています。その意味からも、県内における災害時、特に南海トラフ地震対応にも大いに貢献するものと期待がされるところです。

そこで、巡視船うらどの就役披露記念式典にも出席されていた危機管理部長に伺います。高知海上保安部は、高知県地域防災計画に基づき、災害対応、特に震災対応に当たりますが、新たに配属された巡視船うらどに対しどのような期待をされているのか、お伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　私も出席した際、乗船をさせてもらいました。乗船した際に、大型でヘリポートまで備えており、頼もしく思えた巡視船うらどへの期待なんですけれども、これまで海上保安庁の巡視船におかれましては、過去の大規模災害において救出や救助活動をはじめ、物資搬送や被災者への給水、入浴支援な

ど多方面で活躍をしてこられております。実際に、高知海上保安部に以前から配属をされております巡視船とさは、能登半島地震においても給水等の支援活動を行った実績もございます。

今後、南海トラフ地震が発生した際に本県では、道路の寸断などが想定されますので、海路や空路からの救助と支援が大変重要になると認識をしているところでございます。このため、うらどにおきましても、南海トラフ地震において救助や救出活動をはじめ、給水支援など様々な場面において活躍することを非常に期待するところですし、今後は県の総合防災訓練にも参加していただくなど、しっかりと連携してまいりたいと考えております。

○25番（寺内憲資君）　ぜひまた海上保安部との連携をよろしくお願いいたします。

巡視船うらどの就役披露記念式典は警察本部の警備部長も出席されていました。これまで警察本部は、高知海上保安部と旅客船などからのテロを想定した訓練を実施してきましたが、海上からのテロ対策も含め、海上犯罪の防止及び治安の維持等、新たに配属された巡視船うらどに対しどのような期待をされているのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（高清水善弘君）　高知海上保安部に新たに配属されました巡視船うらどにつきましては、より大型かつ高性能であるとお聞きしておりまして、テロや不法入国をはじめとする各種犯罪を未然に防ぐことや、事案発生時には早期の制圧、検挙に効果があるものと期待をしております。

県警察では、高知海上保安部と連携し、毎年高知港や須崎港において、海上からテロリストが上陸することなどを想定した合同訓練を実施しているところでございまして、ヘリポートを備えた巡視船うらどと県警察のヘリコプターを連携させるなど、より高度で効果的な訓練ができることにも期待をしているところでございます。

○25番（寺内憲資君）　ぜひ連携も取っていただき、また高知県の治安の維持に、よろしくお願いいたします。

質問通告の分についてはこれまでの分でありますが、最初に質問しました西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムの研修、部長のほうからもありましたように、早々の５月、ゴールデンウイーク明けには説明会の開催をしていただくということですので、ぜひともよろしくお願いいたします。

そのときに、防災だけの担当者ではなくて、今質問してきましたように、市町村のほうにはやはりデジタルにたけた方なんかもおられるので、またデジタルの部門を持っているところがあるので、そこはどうしても縦割りになっておるところがありますので、研修等についてはできるだけ広く、その部署のほうでデジタルにたけている方がおられたら、その方も同席してもらうような形を踏んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あわせて、県庁のほうについては、デジタル政策課がありますので、デジタル政策課のほうも出席をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、知事のほうから西宮のオンプレミス型被災者支援システムの評価をいただきましたけれども、知事が言われている、この被災者支援業務のシステムについては非常に重要なシステムであります。これは、全国知事会であるように、全国統一的な分を知事が要請しているということで答弁もありましたけれども、私今言わせていただいたように、高知県内においても、やはり統一化された被災者支援業務のシステムが理想だと思いますので、その点をまた知事のほう、しっかりと訴えていただきたいと思

いますので、お願いをしたいと思います。

今、紹介もしましたけれども、今回応援派遣に来ていただける島根県におきましては、今回能登半島の教訓を受けて、今言いました西宮方式のオンプレミス型被災者支援システムを島根県の県内の市町村には推奨して、導入を図ろうとしております。その大本の島根県のほうは、回線の寸断があっても活用という今回の能登半島での教訓を生かす分ですから、また高知県のほうもこの能登半島のシステム上の教訓というのはしっかりと活用していただきたいと思いますので、その点はお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ともあれ、今回の質問に対しまして、冒頭のほうで質問させていただきました、知事も高くこのことが重要であると言われている、被災者支援業務のシステムの導入、この分については、高知県の中で一日でも早く、安価で優れもののシステムを導入していただくことを強く求めて、私の全ての質問を終わります。どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（金岡佳時君）　以上をもって、寺内憲資議員の質問は終わりました。

ここで午後３時10分まで休憩といたします。

午後２時50分休憩

午後３時10分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

竹内健造議員の持ち時間は40分です。

１番竹内健造議員。

○１番（竹内健造君）　自由民主党の竹内健造でございます。議長のお許しをいただきましたので、順次質問をさせていただきます。

少子高齢化は多くの国において直面する喫緊の課題であります。その最前線を走っているのが日本の人口の急減であり、同時に進んでいる高齢化も諸外国に類を見ない速度で進行をしており、少子化、高齢化の課題に直面する国として課題解決先進国となると同時に、一人一人が幸せを実感できる社会という、世界が共通して目指すべき未来を実現する先駆者としての日本の責任は大きいというふうに考えております。これをかなえるには、日本固有のアプローチを早期に樹立し実践する必要があります。

2014年以降進められてきた地方創生戦略は、地方創生と人口減少という２つの課題を同時に解決しようとするものでございました。まず、日本全体の人口の将来展望を示す長期人口ビジョンとそれを踏まえた総合戦略であり、これらを勘案して地方版人口ビジョンと地方版総合戦略を全国の自治体へと広げ、2016年度以降にＰＤＣＡサイクルを全国で稼働させるものでございました。

こうした筋書の下、全国の自治体は将来人口を示し、人口減少を防ぐ政策である自治体独自の支援策や転出超過の抑制策を行ってまいりました。しかし、日本の出生数減少には歯止めがかかりません。2018年まで、年間出生数は前年比のマイナスの２から３％の推移でございましたが、2019年から2023年の対前年増減率を平均するとマイナス4.54％と、一段とギアが上がっています。コロナウイルス感染拡大で一時期緩やかになった東京への人口流入も再び加速し始めています。

昨年12月に開催された第２回新しい地方経済・生活環境創生本部では、地方創生のこれまでの取組の反省として、政府関係機関の地方移転や地方創生の交付金などにより、全国各地で地方創生の取組が行われ、様々な好事例が生ま

れたことは大きな成果である。一方、こうした好事例が次々に普遍化することなく、人口減少や東京圏への一極集中の流れを変えるまでには至らなかったとし、具体として、若者、女性から見ていい仕事、魅力的な職場、人生を過ごす上での心地よさ、楽しさが地方に足りていないなど、問題の根源にリーチができていなかったのではないか。人口減少がもたらす影響、課題に対する認識が十分に浸透しなかったのではないか。人口減少を前提とした地域の担い手の育成・確保や労働生産性の向上、生活基盤の確保などの対応が不十分だったのではないか。産官学金労言の意見を聞くにとどまり議論に至らず、好事例が普遍化されないなど、地方自らが主体的に考え行動する姿勢や、ステークホルダーが一体となった取組、国の制度面の後押しが不十分だったのではないか。地方創生交付金は縦割り、単独事業が大半であり、小粒で補助金化していたのではないかと反省を示されております。

昨年12月24日に地方創生2.0の基本的な考え方を確認するに当たり、新しい地方経済・生活環境創生本部は、これまでの地方創生の取組に対し踏み込んだ反省を公表されました。知事としてこの反省をどのようにお受け止めされているのか、知事の御感想をお聞きいたします。

○知事（濵田省司君）　ただいま議員から御紹介がございました、昨年12月に示された国のこれまでの取組に関する反省につきましては、昨年６月にそれに先行して示されました地方創生10年の取組と今後の推進方向という文書に比べまして、より踏み込んだ記述が行われているというふうに感じております。これは、初代地方創生担当大臣といたしまして、10年前に東京一極集中の是正を志しながらも、必ずしも十分な成果に至らなかった石破総理の思いが一定程度反映されたものではないかと評価しております。

一方で、ただいま御紹介いただいたこれまでの取組の反省は、現状の問題点を列挙するにとどまるものが多うございまして、その問題の要因をさらに掘り下げて、また対策を検討していくということが必要不可欠だと考えます。また、この反省の中には、省庁間、自治体部局間の連携不足、国の制度面での後押しの不足などが掲げられておりますけれども、例えば政府関係機関の地方移転など、一極集中の是正という問題に関しましては、私の感覚としては、国全体としての本気度が足りなかった、一言で言えばそういうことではないかというふうに考えております。

したがいまして、地方創生2.0の基本構想の策定におきましては、国が果たすべき役割を改めて十分に議論いただいた上で、地方の人口減少、あるいは東京一極集中の是正に向けて、効果的な実効性のある施策が打ち出されることを強く期待したいと考えます。

○１番（竹内健造君）　知事、ありがとうございました。私もこの10年の歩みは、非常に対処的で短絡的だったというふうに考えており、この反省は踏み込んだものであり、2.0に対する強い意志の表れかなというふうに考えております。

地方創生戦略は、地方が人口減少対策の前面に立ち、各自治体が自らの人口をコントロールできるということを前提にされていた感がございます。かなり難しいことであったと思われます。例えば、地方部から大都市圏へ就学、就職で転出していくのを、地方のみの力では抑制することは難しかったと言わざるを得ません。自治体が子育て支援策を強化し、他の自治体から子育て世代が転入し、出生率が上昇したという事例が報告をされておりますが、その場合、転出していった地域の出生率が下がるため、結局はゼロサムゲームであったと言わざるを得ません。

また、国と地方の役割分担をしっかり示すこ

とができなかったというふうに思われます。自治体は地域住民のウエルビーイングを高めるなど、政策資源をもっと割くべきだったというふうにも私は考えております。もちろん、人口減少に立ち向かう高知県の施策、元気な未来創造戦略を否定するものではありません。むしろ、ラストチャンスとの危機感を持って県民運動として取り組み、地方創生2.0に向き合い、国と地方の役割分担をしっかりと構築し、人口減少に立ち向かう運動になることを願っている次第でございます。

石破茂首相は、新総理石破茂と題した著書の中で、今こそ農業や漁業、林業などの日本のポテンシャルを生かした産業に注目すべきだと述べられ、また東京一極集中を解消させることにもう一度力を入れる必要があると述べられています。石破茂首相の地方への思い入れの強い地方創生2.0は、人口減少が先行している高知県に大きな後押しになることが期待できると思います。現状、今後10年間の取り組む基本構想を今年の夏をめどに取りまとめる方針と伝えられており、今国会の議論の深まりを期待するところであります。

上田議員の質問と重複する部分もございますが、改めてお聞きをいたします。石破茂首相が掲げる地方創生2.0の基本構想を取りまとめているこの期間に、全国知事会などを通して地方の実情を訴えることで、この基本構想に高知県をはじめとする地方の活力を生み出す取組をしっかりと位置づけていただくことが重要と考えますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　石破総理は、この地方創生2.0によりまして、若者、女性にも選ばれる地方をつくるという方向を掲げられました。魅力ある仕事づくりや地方の産業の高付加価値化などに取り組むと表明されております。

先ほど申し上げましたように、現在国において今後10年間集中的に取り組むための基本構想の策定が進められております。今後10年間の国の方針が定まりますこの機を逃さずに、国に対して地方の実情を踏まえた課題解決、あるいは活力創造につながる政策提言を行いたいということで、今準備をしております。

その際、単にいわゆる一極集中是正という問題にとどまらず、我が国全体の社会経済構造を改めていかなければいけないという、総合的な視点での提言を行いたいと考えております。

具体的には、働き方においては男性中心の長時間労働から多様な働き方への転換、そして経済の運営の方向としてはコストカット型経済から高付加価値型の経済への転換、そして国土政策といたしまして大都市機能の地方分散、この３つを一体として、今大都市であくせくと暮らしておられる方々が、地方のよりゆとりのある、ワーク・ライフ・バランスの取れた生活を享受できる、そうした国土形成、そしてそうした方向に沿った付加価値創出型の経済への転換、こういったものを一体として考えていくべきではないかといった提言をできればというふうに思っております。

全国知事会とも連携をしながら、活力ある高知の実現に向けまして積極的に提言を行ってまいりたいと考えております。

○１番（竹内健造君）　知事、どうもありがとうございました。

地方創生は単なる地方の活性化策ではなく、日本の活力を取り戻す経済対策であるというふうに述べられています。また、多様性の時代の国民の多様な幸せを実現するための社会政策であるというふうに位置づけの中で、新しい地方創生2.0の必要性を会では訴えられており、私も同感するところでございまして、知事に大いに期待するところでございます。

地方創生と同じく、10年前の2014年に日本創

成会議が公表したレポートでは、全国の896自治体が消滅可能性都市としてリストアップされ、名指しをされた自治体のみならず日本社会に大きな衝撃が走りました。それから10年が経過し、人口戦略会議が結成され、新たな分析手法を加え、全国の消滅可能性自治体を、10年前の896自治体から152減の744自治体をリストアップし公表しております。消滅可能性自治体は、全国では全体の４割に上り、高知県では７割に当たる25市町村であります。大変に厳しい数字でございます。

一方では、人口減少の課題は日本社会全体の問題であるのに対し、自治体ごとに取り組むべき課題のように消滅可能性自治体として衝撃的にリストアップされることに困惑されている自治体職員の方々もおられるだろうと思われますが、私も違和感を抱きながらも、人口減少への関心が高まったとの認識であり、公表はおおむね意味のあるものであったと評価するところでございます。

高知県における消滅可能性自治体のリストアップをどのように受け止めておられるのか、人口減少・中山間担当理事に御所見をお伺いいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　いわゆる消滅可能性自治体は、日本創成会議及び人口戦略会議が国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口を基にしまして、将来の20から39歳の女性人口が現状の半数以下となる自治体を消滅可能性があるとして公表いたしました。

消滅という強い言葉で発信されたことで、消滅可能性自治体とされた市町村からは、住民に対する影響を懸念する強い反発の声、地方の努力が足りないかのような論調に対する不満の声もございました。

一方、この報告は、若年女性人口の減少率に着目し、日本全国の自治体を比較し、自治体それぞれが置かれた状況を明確に示すことで、人口減少に対する危機感を自分事として強く意識することにつながったのではないかと考えております。

また、国や地方を含めた国民的議論を喚起し、一連の地方創生の取組の契機になったという点でも意義があったものと受け止めております。

○１番（竹内健造君）　ありがとうございました。

50年近く長きにわたり日本の人口問題を審議する役割を担ってこられた人口問題審議会は、行政改革という名の下に2000年に廃止をされました。この審議会は人口問題に対する政策課題を総合的に議論する場として、この時代にこそ司令塔としての役割を担っていただく重要な審議会ではないかと考えますので、非常に残念な思いを抱いておりますが、この人口問題審議会は、1997年に少子化に関する基本的な考え方について報告書を作成され、内容は、少子化の原因は主としては未婚化、晩婚化にあり、それは女性の社会進出という時代に仕事と家庭が両立し難いために起こっているとし、両立を妨げているのは固定的な雇用環境と男女の役割関係であるとし、企業社会と家庭・地域両面でのシステム変更の必要性を訴えておられました。

働き方改革など社会規範をめぐる課題や、個人の価値観にも関わるテーマであり、企業をはじめとする民間や地域の取組、さらには国民的な議論が重要な意味を持つものと考えます。

また、人口戦略会議は中間報告として、2024年１月に人口ビジョン2100を公表しており、その中で、少子化の流れを変えることは困難かつ長期にわたる課題であり、世代を超えての取組の必要性を訴え、政府のみならず、立法府、企業をはじめとする民間、地域、そして国民へのメッセージと、国民全体で意識を共有し官民挙げて取り組むための国家ビジョンをつくってい

くことが最も重要だと提言をされており、難しい課題でございますが、同感をするところでございます。

いずれの提言も国民的な議論が重要と提言されており、高知県における人口減少問題への取組においても、様々な側面において全県民の協力と理解を構築することが重要であると考えます。そのためには、人口減少の問題やその影響について、県民が十分に理解するために、正確な情報を提供するための広報活動を充実させていく必要性を感じております。

また、世代間によって生じる危機意識の差を埋めることも重要ではないかと考えます。また、関心を高めるプログラムや県民フォーラム、各種イベントの企画も必要と考えます。また、長期にわたる取組が必要であることから、県民の関心を持続させる施策の必要性も感じます。

濵田知事は、人口減少問題の克服は高知県の将来を左右する最重要課題として、高知県元気な未来創造戦略を策定し、市町村や事業所、そして県民の皆様と気持ちを一つにして、オール高知で取り組むと力強く発信をされました。

西内議員の質問と重複する部分もございますが、改めてお聞きします。高知県での取組を実効あるものにするためにも、県、市町村、事業所、地域、県民への的確な情報の発信により、県民全体で意識を共有しつつ、オール高知で議論を深めることが重要と考えます。人口減少・中山間担当理事に御所見をお伺いいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　人口減少問題の克服に向けましては、このまま人口減少が続くと地域社会の担い手の減少、経済規模の縮小など様々な社会的、経済的な課題が生じること、また将来的には自治体の存続すら困難になると懸念されていることなどを県民の皆様に正確にお伝えし、共通の御理解をベースとしながら議論を深めていくことが必要でございます。

また、国という単位で報じられる人口減少対策は、ほぼ少子化対策に収れんされますが、特に地方、本県や県内市町村にとりましては、若者の転出も大きな課題であり、この点でもしっかり現状をお伝えし、県民の皆様と意識を共有する必要があると考えております。

このため、少子化という側面からは少子化対策推進県民会議などを通じまして、なぜ少子化対策が必要かといった部分について議論を深める必要があると考えておりますし、その際には例えば足元での出生数、各市町村の非常に厳しい状況などもお伝えし、将来でなく、今既に危機的状況であることをお示しすることも有効ではないかと考えております。

一方、若者の進学や就職に伴う転出につきましては、中山間地域再興ビジョンのアクションプランの目標等に地元高校への進学率等も掲げておりますが、これにつきましてもやはり例えば50年、100年先でなく、社人研の令和17年、少し先、10年後の若者人口の推計なども示しながら、市町村、県、民間含めまして様々な場で御議論いただく必要があると考えております。

来年度は人口戦略フォーラムに加えまして、商工団体におきましても少子化、未婚化などのセミナーが開催されることとなっております。様々な経営者が集まるこうした場におきましても、足元の状況、それが続いた場合の将来の姿をお示しできればと考えております。

○１番（竹内健造君）　ありがとうございました。行政主導といいますか――商工会といいますか、民間団体からもそういったフォーラムの動きがあるということでございますので、大変うれしい動きではないかなというふうに思っております。

人口減少対策総合交付金についてお伺いします。人口減少対策総合交付金については、本年

１月の審査会をもって全ての市町村の事業計画が承認をされました。来年度から本格的に人口減少対策がスタートできるというふうに感じています。そういう意味では、来年度は勝負の年であります。この交付金は各市町村が主体となり、各地域の実情に応じて施策を推進するものでありますが、各市町村の実情に応じた県のサポートが重要と考えます。また、創意工夫を加えながら県と一緒に各事業の強化を行っていく必要性も感じます。

来年度、交付金事業のフォローアップをどのように進めていくのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いをいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　県としましても、４年間の事業計画期間の終了時に各市町村が掲げた目標が達成できるよう、取組をフォローアップする体制を強化してまいります。

具体的には、産業振興推進地域本部とも連携しながら、目標として掲げた各市町村の34歳以下の人口、あるいは出生数の足元の状況、個々の事業の進捗、ＫＰＩの達成状況などを確認し、市町村との意見交換を通じたサポートを日常的に行ってまいります。また、先進的な施策や好事例などについて市町村間で情報を共有するため、年度早々には地域本部のブロックごとに情報交換会を開催したいと考えております。さらに、人口減少対策に知見を有する有識者を交えたフォローアップの場を設置いたしまして、事業の成果の確認や実効性をさらに高めていくための助言をいただくことを考えております。

こうした取組を通じまして、県と市町村がともにＰＤＣＡをしっかり回し、それぞれの事業のバージョンアップや改善を図り、着実な成果につなげていきたいと考えております。

○１番（竹内健造君）　ありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

同じく人口減少対策総合交付金についてでございますが、４年間で総額40億円の交付金の創設をしています。このうち県の施策と相乗効果が期待できる事業などを対象とした連携加算型については、４年間で総額24億円の予算規模となりますが、現時点での事業計画においては約18億円にとどまっております。さらなる交付に向けての取組を行う必要があると考えています。

今後も各市町村から提案を受け付けるとしておりますが、交付金のさらなる活用に向けた今後の対応について人口減少・中山間担当理事に御所見をお伺いいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　交付金のうち連携加算型につきましては、令和９年度までの４年間の上限額が、市町村の人口規模に応じまして5,000万円と１億円に設定しておるところでございますが、現在のところ既にほぼ上限まで活用する計画を策定いただいているのは９市町村となっております。

その他の市町村も取組の効果や成果を見ながら、さらなる事業の追加、拡充に向けまして引き続き検討を進めると聞いているところでございまして、こうした市町村に対しましては今年度同様、産業振興推進地域本部とも連携しながら、先ほど申し上げましたフォローアップの仕組みを活用し、交付金のさらなる活用に向けた伴走型の支援を行ってまいりたいと考えております。

○１番（竹内健造君）　どうもありがとうございました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

高知県庁における男性職員の育児休業取得率は、2018年度は１割未満でございましたが、2020年度には濵田知事のリーダーシップにより育児をしやすい県庁内の雰囲気づくりを構築され、県庁知事部局の男性職員の育児休業取得率を、全国トップレベルの６割の取得率を達成され、１年後の2021年度にはさらなる県庁幹部職員の

働きかけが実り、７割の取得率に引上げがなされております。大変すばらしい成果でございます。

また、高知県全体の労働環境等実態調査では、男性の育児休業取得率は2021年度は15.8％でありましたが、2023年度は28.7％と大幅に向上しており、全国平均値の17.13％を大きく上回る取得率でございます。このことは、県庁での取組が県全体への好循環につながり、県全体の男性育児休業取得率の向上につながったものとの認識であり、大いに評価するところでございます。

このことに関して、民間企業である住宅メーカーの積水ハウス株式会社が公表した、男性育休白書を紹介させていただきます。この白書は、男性の家事・育児力を指標として、配偶者の評価、育児休業取得日数、男性の家事・育児に費やす時間、家事・育児参加から得られる幸福感の４つの指数を設定し、ポイント加算により都道府県ランキングを作成している白書でございます。民間企業の都道府県ランキングではございますが、高知県は２年連続の全国第１位であり、大変に誇らしい評価をいただいております。

このことは、あまり大きく報道されていないのではないかという思いもございましたので御紹介をさせていただきましたが、男性の家事、育児について２年連続の全国第１位という子育てしやすい地域であるとの大きな評価をいただいたことでありますので、改めまして、このことに関する知事の思いをお聞かせいただければというふうに思います。よろしくお願いします。

○知事（濵田省司君）　御紹介いただきました積水ハウス株式会社の、男性の家事・育児ランキングでございますが、これはインターネットで行われましたアンケート形式の意識調査の集計でございます。全国で9,400人ほどのサンプルで行われたということでございまして、令和４年から２年連続で、今御紹介いただきましたように高知県が全国１位の評価をいただいたと。県としても大変光栄なことであり、うれしく思います。

直近の令和６年のランキングにおきましては、全国順位が５位ということで順位こそ下がりましたけれども、依然相対的には高い評価をいただいていると考えます。子育てしやすい高知を全国にＰＲする材料の一つとしたいというふうに思います。

さらに、本県では令和６年度から新たに男性の育児休業の取得促進を原動力といたしまして、男女が分担して育児、家事などを行います共働き・共育ての生活スタイルの普及を県民運動として進めております。これは、女性の負担軽減を通じて、出産・育児の希望をかなえるということから、人口の自然増につながりますとともに、男は仕事、女は家庭といった古い固定観念の払拭を図っていくことで、若い女性に選ばれる高知を実現していく、これを社会増につなげていけると、この両方の意味で大変意義がある取組だというふうに思っております。

この意識改革という面では、一種の空中戦でありますＳＮＳなどを使った動画の配信拡散、こういった取組も引き続きやってまいりますけれども、いわゆる地上戦もしっかりやらないといけないと思っております。つきましては、この共働き・共育ての共同宣言に参加をいただきました県内30近い団体の御協力もいただきまして、県内で具体的に男性育休の取得率がどれだけ上がっていくかということを、加盟されている企業、団体など、個々に点検をいただいて、これを会合の場などでチェックをし合って、ＰＤＣＡを回していく、こういう地道な取組がぜひ必要だと思っております。

そうしたことが一種の空中戦と相まって行われてこそ、県民の皆さんお一人お一人の周りで、高知も変わってきたねという実感を持っていた

だけるのではないかというふうに思いますので、この点の取組は県庁挙げまして、オール高知の取組となりますようにしっかりと努力してまいりたいと思っております。

○１番（竹内健造君）　知事、誠にありがとうございました。

県庁内ではイクボス宣言でございますかね、そういったものを取り入れられて、それでも県内でまだまだ市町村レベルでは男性育休の取得率が非常に低いという実態もございますので、そういった施策も来年度から行うということでございますので、大いに期待をしておるところでございます。

有識者会議の人口戦略会議は、人口ビジョン2100の中で、2100年を視野に、日本の総人口が急激に減少し続ける状態から脱して、2100年までに総人口8,000万人の水準で安定化させることによって、国民が確固たる将来展望が持てるようにする、現在より小さい規模であっても、成長力のある社会を構築すると提言をされております。

高知県においても、人口減少の中で公共サービスの提供の形が縮んでいくという視点に立って、持続可能な社会や公共サービスに脱皮していくという取組が必要だとし、持続可能な社会の実現に向けた賢い縮小、４Ｓプロジェクトを推進するとし、具体的には消防の広域化、周産期医療体制の確保、国民健康保険の保険料水準の統一、県立高校の振興などを掲げ、３月末に改定する戦略に盛り込むこととしております。

県民の暮らしを守るための改革を実現し、持続可能な自治体運営を行っていくことは、人口減少社会の中で求められるリーダー像と考えています。仮に改革にリスクを伴うものであれば、そのリスクを最小に縮減し、改革を行うことがリーダーのすべきことであり、地方発の提案を国に提案していくことが最大の役割ではないかとも考えます。国に先駆けて地方が先行実施し、実現可能な形で国に提案することこそが地方分権時代の姿ではないかとも考えています。今回の賢い縮小、４Ｓプロジェクトは大きな意義があるものと思っています。

先ほど申し上げましたように、現状、消防広域化、周産期医療、国保水準の統一、県立高校再編など、重点プロジェクトが掲げられておりますが、さらなる人口減少に対応した持続可能な社会の実現に向けて、ほかの公共サービスについても、その在り方検討をする必要があると私は考えておりますが、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　御紹介いただきましたように、元気な未来創造戦略に新たに位置づけます、いわゆる賢く縮む「４Ｓプロジェクト」でございますが、御紹介もいただきましたように、例えば消防の広域化、地域におけます公共交通の確保など５つの重点プロジェクトを現在考えております。これはいずれも５年、10年のスパンで進めていく取組で、言わば緒に就いたばかりのものが多うございます。

また、先般の本会議でも御議論がありましたように、例えば消防の広域化など取りましても、これは個々の消防組織の存廃に関わるような大きな話ということでありますので、まずはこの重点プロジェクトとして掲げました５つの取組を着実に推進していく、このことが第一だと思っております。

一方で、今後人口減少や担い手不足がさらに進みますと、ほかの分野での公共サービスにおきましても、その在り方を改めて検討することが必要になってこようかと思います。その点は、この未来創造戦略の中でもこの重点には当たらないけれども４Ｓプロジェクトとして位置づけるもののリストは示しております。

現時点で直ちにということではありませんが、

例えば水道の広域化などについても、現時点では高知県は非常に東西長い、広い県でありまして、水源も異なっているということで、例えば他県で行われているような事業体の統合といったようなことを行った場合の効果というのが未知数の部分もあるということでございますので、まずはそういったことではなく、システムの共同化ですとか発注を共同で行う、さらには不足しております技術者の確保のために、例えば高知市の水道局のＯＢの方々が郡部の町村の水道事業体の技術支援ができるような体制をつくっていく。

こんなところからスタートしておりますけれども、例えばこの水道の耐震化などを進めていくについて、現在の体制のままでいいのかどうかというようなところは､私自身問題意識を持っておりますが､消防などとちょっと違いまして、現場サイドでそうした問題意識が醸成されているというところまで、まだ行っていないということだと思いますので、まずは現場サイドでの意見交換、情報交換などを、この水道の分野についてはしていただこうというようなことが当面の取組だと思います。

これは一例でございますけれども、そうした形でその他の公共サービスについても必要な局面はあろうかと思います｡そうなった場合には、この４つのＳの視点、集合、スケールメリットを狙う、そして伸ばすべきところは伸ばす、伸長をする、そして縮小する部分についても重複や無駄の排除や、より簡素な方向に進んで代替をするというような方法を考えていく、そして何よりも、新しいやり方を創造していくと、この４つのＳの視点に立ちまして、この今進めようといたしております５つの重点プロジェクトを進める中で得られたノウハウを、ほかの分野にも活用していくという観点で検討していきたいと考えております。

○１番（竹内健造君）　ありがとうございました。どうぞよろしくお願いいたします。

高知県の人口を見ますと、他県と比べて特異な点が見られるというふうに私は思っています。人口の約半分が高知市に集中しており、残りの約半分が33市町村に分散をしている点ではないかなというふうに思っています。

また、高知県の人口減少が高知県全域で一様に同じペースで減少するのではなく、高知市と他の33市町村では大きく異なっているということも言えると思います。また、高齢化率も大きく異なっているということが言えると思います。

2019年と2023年の人口比較では、高知市も減少しておりますが、減少率は３％余りでありました。この期間の県全体の減少人数は約３万1,000人でございますが、高知市の減少人数は１万1,000人でございました。残りの２万人が高知市以外の33市町村の減少人数でございました。高知県の人口減少はどこで起こっているのという問いには、中山間地域で先行して起こっていると答えなければならないというふうに思っています。

この中山間地域は、高知県の基幹産業である農林水産業を支える地域であり、また自然豊かで高知県観光の重要な地域でもありますが、先行して人口減少による内需の縮小が進んでいます。知事は中山間地域での人口減少対策を先行的に重点的に取り組む方針を示され、中山間地域再興ビジョンを策定し、目標を掲げて取り組まれています。

高知県中山間地域再興ビジョンを令和６年度から４年間の計画期間として策定され、１年目を終えようとしておりますが、今年度の取組の成果について人口減少・中山間担当理事にお伺いをいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　中山間地域再興ビジョンでは10年後の目指す将来像を掲げた上で、その実現に向けた４年間のアク

ションプランを定め、まずはこのアクションプランの目標達成に向けた取組を進めているところでございます。アクションプランに掲げたＫＰＩのうち、到達度の判断が困難なものを除きまして、現時点、移住促進など全体の約半数、32の目標達成が見込まれております。

一方、ビジョン１年目、スタートの年という視点で見ると、何より県が初めて中山間の振興に係る計画を策定し、将来像、目標を示したことで市町村が県と一体となって取り組む機運が醸成できたこと、また人口減少対策総合交付金を通じまして、県と市町村がベクトルを合わせて取り組む土台ができたこと、こうしたことも成果ではないかと考えております。

○１番（竹内健造君）　ありがとうございました。

最後の質問でございますけれども、時間が少のうございましたので、手前の説明を省かせていただいて、ウエルビーイングという考え方、人口が先行して減少している中山間対策に非常に重要な視点ではないかというふうに考えておりますので、その点について人口減少・中山間担当理事に御所見をお伺いいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　中山間地域再興ビジョンでは、目指す将来像として、誰もが将来に希望を持って暮らし続けることができる、活力ある中山間地域を掲げていますが、これはまさにウエルビーイングの考え方に通じるものだと考えております。

この実現に向けましては、中山間地域再興ビジョンにおきましては、活力を生むの取組の中で取り組んでおります集落活動センターの取組、あるいは地域の伝統的な祭りや民俗芸能が引き継がれるための取組など、引き続きウエルビーイングの視点を生かしながら取り組んでまいります。

○議長（加藤漠君）　以上をもって、竹内健造議員の質問は終わりました。（拍手）

ここで午後３時55分まで休憩といたします。

午後３時50分休憩

午後３時55分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

岡田芳秀議員の持ち時間は35分です。

34番岡田芳秀議員。

○34番（岡田芳秀君）　日本共産党の岡田芳秀でございます。本日最後の質問者となります。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の質問は、地域コミュニティーをいかに持続可能なものにしていくかを主なテーマとしております。大きくは３点、地消地産、小水力発電、そして農業政策について順次お聞きをしてまいります。

まず、産業振興計画の地消地産について知事に伺います。私は昨年の６月定例会でスマート・テロワールについて質問をいたしました。つまり、循環型農村経済圏の構築です。その延長線上の質問となります。改めて申し上げますと、テロワールとは、それぞれの地域や気候や地形、土壌を含めた風土、自然環境そのもののことであり、洗練されたの意味のスマートをつけた造語です。

地域の自然環境の上に、農業技術や加工技術を含めた生産技術を、消費者のニーズをつかんだ上で、それに応えられるように磨き上げて、地域の量販店や小売店などとも連携して全員参加型で取り組んで、地域循環型の経済圏をつくっていこうと、そしてそのことによって地域の活性化を図ろうというものです。

知事は私の質問に、地産外商、海外に売り込

むことで外貨を獲得すると、この考えを柱に据えて本県経済の活性化を図り、成果を上げつつあるとしつつも、一方で県外から調達をしてきた財やサービスを県内産に置き換えていくと、いわゆる地消地産を進めることにより、県内生産をボリュームとして押し上げることができますと県の経済成長にとってはさらにプラスになると、そういう意味で、この取組は私どもとしても進めていきたいというふうに答えられました。具体的には、エネルギーを太陽光など再生可能エネルギーに置き換えること、県外産の酒米、これを県産の酒米に替えていくこと、そして県内産の飼料稲を増やすこと、こうした事例を示されました。

高知で作れるものは高知のものに置き換えていくということは大いに評価をしたいと思います。それは、雇用の拡大にもつながっていくと思います。ぜひこうした方向で地消地産を拡大していっていただきたいと思います。

そこで、改めてといいますか、少し角度を変えて、地消地産による経済効果、特に波及効果について知事の所見をお聞かせください。

○知事（濵田省司君）　今回新しい産振計画に掲げます地消地産の取組は、地消の拡大そのものではございませんで、それによる地産の強化こそが目的であります。したがいまして、県産品の県内需要の喚起だけではなく、そのための県内におきます供給力の強化、これを一体的に行うべきものと考えております。

この経済波及効果でございますが、いわゆる直接効果といたしまして、事業者の利益が拡大をし、雇用者の報酬の増加につながるという効果が期待できると思います。また、間接効果といたしまして、これを背景として事業者の利益が増えますので、地産強化のための設備投資が増加が見込めるであろうと、また雇用者の報酬が増加をするということによります間接効果として、県民の皆さんの消費の拡大が期待されるんではないかというような波及効果が見込めると考えております。

さらに、別の切り口から、マクロのいわゆる県民経済計算の効果として見ますと、県内で消費されます財やサービスを可能な限り県外産から県内産に置き換えるということによりまして、いわゆる移輸入を縮小させ、県際収支の改善を図ることができるということでございますので、これはＧＤＰなどで言う輸出による黒字化ということと同じでありまして、県民経済の中で、この県際収支の改善分だけ県内総生産が押し上げられるという、統計的にはそうした効果が生じるというふうに考えております。

こうした効果の最大化を図ることによりまして、最終的には１人当たり県民所得の増加を図るというのが産振計画の目標でございます。これを通じまして豊かな県民生活の実現につなげてまいりたいと考えております。

○34番（岡田芳秀君）　ありがとうございます。

前回の答弁で私が気になったのは、経済成長にプラスということを非常に強調されたわけですけれども、地域の持続可能性、そうした地域にしていくと、持続可能な地域にしていくというところの結びつきがいま一つ不明瞭に感じたものですから、ここでまたお聞きをするんですけれども。

そして、スマート・テロワールそのものは、地産外商を否定するものでは、もちろんありません。地域の経済の足場を固めるものです。ここには、地域のコミュニティーを守るという考えも当然入っております。

人口減少と高齢化が進む中で、地域は様々な困難を今抱えております。多くの人が、経済成長と併せて持続可能な地域にするにはどうしたらいいのかということを本当に考えているわけです。私は地域にある資源を洗い出して共有し、

活用方法を考えて取組を交流するなど、地域の将来をどう描いていくのかという話合いが非常に大事だというふうに思っております。全員参加型で考えていく機会を設けて、プラットフォームと言ってもいいかもしれませんけれども、そうしたものを設けて、具体的に進められるものがあれば協議会で具体化していく方法もありますし、また小さなまとまりで話し合って事業に結びつけていくということも考えていいと思います。

要するに、地域が持続できて活性化されていける、そうした内発的な取組を市町村と一緒に県が支援していくということが、今本当に大事だというふうに思っているわけです。

これまでにも県もいろいろと取り組まれたこととは思うんですけれども、知事の言う地消地産にそういう持続可能な地域にしていくという観点がきちんと位置づけられているのかどうか、知事にお聞きをいたします。

○知事（濵田省司君）　地消地産の取組によりまして、地域の基幹産業におきます生産力の強化を図ることにより、地域の所得向上、あるいは新たな雇用の創出につながります。ひいては、そのことが地域コミュニティーを守ることになるというふうに考えます。

お話ございました持続可能性との関係で申しますと、やはり地域が持続可能であるためには、地域に所得が生まれ、雇用が創出されることが必要不可欠だと考えますので、そうした意味で、この経済成長が強調され過ぎというお話ございましたが、やはり経済が成長しないとこの地域が持続可能にはならないということが私の思いでございまして、そうした意味で持続可能性というのは当然最終的な目指す姿として入っているということでございます。

そうした中で、来年度は産振計画の中では、地産の強化が可能なエネルギーあるいは土佐黒牛など７つの取組を推進していくということとしておりますし、議員から問題提起がございました、特に農村型の内発的なプロジェクトということで申しますと、産振計画の中でも地域アクションプランにおきまして、例えば日高村のトマト、佐川町の地乳、土佐清水市のメジカ、こうした地元の資源を生かした地域産業の推進に取り組むこととしているところでございます。

こうした産業振興の取組は、持続可能な地域づくりに直結するというものと考えておりまして、今後も力を尽くしていきたいと考えております。

○34番（岡田芳秀君）　それでは、次に進みますけれども、本県から県外に出ていく経済で一番大きいのがエネルギーの分野です。次が飲食料品の分野となっています。これらを県内で、できれば地域が主体で生産ができたら、地域経済の自立と循環にもつながっていくというふうに思います。ただ、再生可能エネルギーにつきましては、いろいろ議論があったように、住民の生活を脅かし、貴重な自然環境を破壊するようなものに対しては、やはり規制が必要だというふうに考えます。この有効な規制がないために、地域住民は事あるごとにいろいろ迷惑を被っているというのが現状だと思います。

そのことに留意して、県はエネルギーの地消地産について量的に強化するとしておりますけれども、太陽光発電についてどう具体的に取り組んでいくのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　太陽光発電につきましては、近年地域と共生をしながら効率的に事業が実施できる適地が不足している状況にあります。また、再生可能エネルギーの導入拡大に伴いまして、四国内の電力需要量を発電量が上回る状況が発生をし、その際に太陽光発電等の発電量を抑制する、いわゆる出力制

御が増加をしています。

こうした点を踏まえますれば、当面建築物の屋根などの有効活用を図りますとともに、発電した電力を自ら消費する自家消費型での導入を進めていくことが重要です。このため県では、現在国の財源なども有効に活用し、住宅や事業所への太陽光発電設備と蓄電池の整備に対しまして支援を行っています。今後もこうした取組を通じまして、太陽光発電のさらなる導入促進につなげたいと考えています。

○34番（岡田芳秀君）　それでは、木質バイオマス発電についてどう取り組まれていくのか、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　現在、県内では４か所の木質バイオマス発電所が稼働してございますが、今後複数の新規稼働が予定されており、燃料用チップ材の安定供給が課題となっています。これらの原料となる枝葉や根株等の低質材につきましては、搬出効率が悪いことから林内に放置されることが多く、再造林の支障にもなっている現状がございます。

そのため、皆伐後の再造林を要件とした低質材の搬出経費や、生産現場で低質材を粉砕できる移動式チッパーの導入への支援などにつきまして、予算案を今議会に上程させていただいておるところでございます。こうした取組によりまして、燃料供給能力の強化を図り、木質バイオマス発電のさらなる推進を図ってまいりたいと考えてございます。

○34番（岡田芳秀君）　ありがとうございます。ぜひ高知の資源を生かして、地域住民ができれば参加をし、地域住民に支持されるエネルギー施策、進めていただくようにお願いいたします。

次に、産業振興計画の新規事業である県産和牛肉の地消地産の推進について具体的にどう取り組んでいくのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　本県で生産される黒牛は、ほぼ全てが県内で消費されているものの、シェアは２割程度にとどまっており、消費、生産ともに伸ばせる余地が十分にあると考えています。このため、今年度土佐和牛ブランド推進協議会において、肉質４等級以上の本県産の黒牛を土佐黒牛と定義し、ＰＲ資材を作成するなど、認知度の向上に向けて取組をスタートさせたところです。

来年度は、土佐黒牛ブランドの定着を図ることで地消を拡大させ、生産の増加につなげていけるよう、県内需要を高めるための取組を大幅に強化いたします。具体的には、飲食店での土佐黒牛のメニュー開発、量販店での試食販売、ＰＲに協力いただく土佐黒牛取扱い指定店を通じたＳＮＳ等での情報発信など行ってまいります。

こうした取組により土佐黒牛の需要を高め、枝肉や子牛価格を上昇させることで、農家の生産意欲の高まりにつなげ、さらに畜舎整備の支援などを行い生産拡大を後押しすることで、県産和牛肉の地消地産を進めてまいります。

○34番（岡田芳秀君）　ぜひ加工の分野でも取り組んでいただければと思います。雇用にもつながりますし、地域の魅力向上にもつながっていくと思います。

次に進みます。地域循環ということでは自然再生エネルギーも重要です。そこで、小水力発電と、発電出力が100キロワット以下のマイクロ水力発電についてお聞きをいたします。

私たち日本共産党は、会派で１月に鳥取県を視察いたしました。日野町の根雨発電所に行きました。背後の山から引いた長さ約1,800メートル、高低差66メートルの水路を流れる水を利用して水車を回して、最大発電出力130キロワットの発電をしていました。費用がかかる建物や水車は千葉県の事業所が建設をしたということで

すが、日常の保守管理をしております。

一方、導水路の修繕、地権者との同意取付けは、地元に密着したＪＡが担うということで事業が行われておりました。年間発電量は一般家庭280戸分に当たる85万キロワットアワー、全て電力会社に売電をし、この売電益は事業者が得た上で水利権を持つＪＡが発電協力金として受け取っていました。これは地域密着のＪＡと事業者が協働で取り組んだ事例でした。

また、大山町の羽田井地区マイクロ水力発電所、ここは山岳地帯の水資源を活用して最大発電出力19.9キロワットのマイクロ水力発電を行っています。一般家庭では40戸余りの発電量です。集落の稲作に使う農業用の水路を活用した発電です。電力会社の系統電力に接続をして電気を売却して建設費用の返済に充てるほか、集落に委託管理費用を支払っています。これは事業者と集落との協働事業です。シンプルな構造のために低コスト、３か月の短期間で建設できるなど利点があります。

県内にはこうした小水力発電、マイクロ水力発電の資源がたくさんあると思うんですけれども、こうした小水力発電を進める上でネックになっているような課題は何か、林業振興・環境部長にお聞きをいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　小水力発電を進めていく上での課題としましては大きく２点が考えられます。

１点目は採算性の確保です。小水力発電につきましては、発電機器の設置以外に水路建設などの土木工事が必要となります。そうした建設コスト、維持管理費を踏まえた採算性の確保が課題となっています。

２点目ですが、事業推進体制の確保でございます。地元調整や一定の財政負担が必要となる中、事業を主体的に引っ張っていける人材や事業主体の確保が必要と考えてございます。

○34番（岡田芳秀君）　そしたら、では私、市町村への情報提供も非常に大事だと思います。今後県として小水力発電にどう取り組まれるのか、林業振興・環境部長にお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　小水力発電は本県の自然資源を生かすことができる有望な再生可能エネルギーの一つでございます。一方、導入に向けましては、先ほど申し上げました採算性などの課題をクリアする必要があります。このため県では、電気技術者を多く抱える公営企業局におきまして、市町村などが行う適地調査と事業採算性の検討、事業推進体制の構築などに係る費用を支援しているところでございます。

その結果、国の脱炭素先行地域に採択されました北川村では、小水力発電を核として村全体で脱炭素化を目指す取組が進められるなど、好事例も生まれているところでございます。今後も、県内外の先行事例や国、県の支援制度などにつきまして市町村に情報提供をするとともに、関係部局と連携をしまして市町村等の事業検討に対する支援を行いますことで、小水力発電の導入拡大を図ってまいります。

○34番（岡田芳秀君）　よろしくお願いいたします。

次に、農業政策についてお伺いをいたします。

昨年夏以降の主食、米をめぐる異常事態は、食と農のシステムの見直しを迫ってきているというふうに思います。今回の事態の最大の責任は、米の生産や安定供給への責任を投げ捨ててきた歴代政府の農政にあるとも言えます。

今回、政府は備蓄米の放出を決断したわけですけれども、生産者米価、消費者米価が安定するかどうかは見通せません。問題は僅かの需給変動で米流通が混乱をし、米価が乱高下すると、そのたびに消費者や生産現場が振り回されると、こういった事態を解消することです。

そのためには、ゆとりのある米生産と備蓄の確保が必要だと思います。米の価格や流通の全面的な市場任せをやめ、豊作などによる供給増、需要減で価格の下落が予測される場合には国が備蓄米の買い増しをし、不作や消費増など品薄になり米不足、流通の混乱が懸念される場合には備蓄米を放出すると、このように米の需給と価格の安定に国が責任を持つことが重要だと考えます。

農水省は備蓄米の放出を決めましたが、今回の備蓄米の取扱いについて知事の所見を伺います。

○知事（濵田省司君）　昨年夏に全国的な米の品薄感を背景といたしまして価格が急騰いたしました。秋以降も集荷業者等によります買い付け競争の過熱によりまして流通に滞りが生じて、直近の店頭価格は前年の２倍近くまで上昇をいたしております。

政府の備蓄米につきましては、これまで基本的な考え方といたしまして、10年に１度の不作といった供給が不足する場合、あるいは災害発生時といった緊急事態に備えた運用を行ってきたというふうに理解をいたしております。

昨今、米の価格高騰が消費者の生活に大きな影響を及ぼしているということから、政府はこうした形で従来想定してきた不作、災害という場合に加えて、今回は円滑な流通に支障が生じた場合にも、備蓄米を放出できるという判断をされたというふうに受け止めております。そうした意味で、今回の備蓄米の取扱方につきましては、あくまで価格高騰時におきます緊急的で特例的な対応が行われたものというふうに認識をいたしております。

○34番（岡田芳秀君）　今年は本県を含めて29道県が米の増産に取り組むということが報じられています。ただ、ゆとりある生産量の確保といっても、生産者米価が下がるようでは農家は暮らしていけません。農家が安心して生産に励める条件を整備することが必要です。

私たち日本共産党は、米生産費の平均と当該年度の米販売価格、農家の手取り、この差額を補塡する制度の創設が必要だと考えています。地域ごとの生産性の格差を考慮して、加算金を上乗せする仕組みを組み込んだものです。

農家が安心して生産に励めるようにするためには、米農家に生産費を保障する制度が必要と考えますが、知事の考えをお聞きいたします。

○知事（濵田省司君）　国におきましては、主食であります米の需給と価格の安定を図りますために、生産者が自らの経営判断の下、需要に応じた生産が行えるよう支援を行うという政策を取っておられるというふうに考えます。米の生産費を国が直接保障するということは、需要を考慮しない生産につながりまして、かえって需給と価格の安定を損なう可能性もあると考えます。

我が国の米生産が持続可能なものとなるためには、消費者の理解の下、生産コストが価格に適切に反映されると、こうした手だてを取っていくことが重要であると考えます。

この点、ちょうど本日でございますが、国におきまして農産物の合理的な価格の形成に向けました法律改正案が閣議決定をされまして、今国会で議論がされる予定だというふうにお聞きをしております。この農産物に関しましてコストの動向が示され、関係者が適切に価格交渉を行う、これが行われない場合には農林水産省が指導、勧告を行い、従わない場合には社名を公表する、こういった枠組みの法律案が提案をされるというふうにお聞きをしております。

こうした制度を通じまして、消費者、生産者双方が納得をする価格が実現できる、こういった仕組みが構築されますように、国においてしっかりと取り組んでいただきたいと考えておりま

す。

○34番（岡田芳秀君）　分かりました。

次に、地域計画についてお聞きをいたします。期限である３月末に向けて地域計画の作成が今進んでおりますが、これまでの農政の中で農家の戸数も大きく減ってきております。地域計画では、新たな担い手の確保できないとか、経営の見通しが立たないとか、検討中というような農地が多く残るのではないかと私は危惧をするところです。

計画づくりには苦労が多いと思いますけれども、農業振興の上で地域計画の有効性について農業振興部長にお聞きいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　地域計画では、農地１筆ごとに将来の耕作者を定める目標地図を作成することとなっております。計画策定の過程で、多くの地区において将来の担い手を位置づけられない農地が存在することも明らかになってきております。その主な要因としては農地が不整形あるいは狭いといったことから作業効率が悪い、あるいは優良農地であるにもかかわらず高齢化が進む中で次の担い手が見つからないといったことが挙げられております。

こうした農地の担い手の確保に向けては、何より農地の生産効率を高めることが重要であり、今後の基盤整備の必要性や耕作する農地を近場にまとめるといった集約化、こういったことの必要性について地域内で改めて共有されており、地域計画の策定の効果と考えております。

○34番（岡田芳秀君）　地域の話合いは継続していく必要があると思います。この話合いの継続に対して今後どう支援していくのか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（松村晃充君）　地域計画の策定に向けて、県では市町村が開催する地域の座談会にＪＡなどの関係機関と共に参画し、話合いをサポートするなど、本年度末までに全ての地区で計画策定が完了するよう支援を行ってまいりました。

地域計画は、つくれば終わりではなく、基盤整備や農地の集約化、担い手の確保などのブラッシュアップを行いながら、着実な実行につなげていくことが重要です。そのため計画策定後も地域での話合いを継続していく必要があります。

県としましては、市町村やＪＡなどと共に引き続き座談会の開催を呼びかけ、農地の集約など担い手の確保に向けた条件整備が進められるよう、話合いをリードするなど計画の実現に向けた取組を支援してまいります。

○34番（岡田芳秀君）　よろしくお願いいたします。

私は、地域コミュニティーを守り、農業を振興していく上には、生産費が賄える農産物の価格保障とともに、農業・農村の持つ価値を評価した直接支払いとしての所得補償が重要だと思います。農業の持つ多面的機能、すなわち国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承などについても正しく評価して、条件不利地での営農を保障することが大事だと考えております。

農業の持つ多面的機能への支援の必要性について農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（松村晃充君）　農業・農村は食を支えているだけでなく、洪水や土砂崩れを防ぐ、地下水を涵養する、多様な生物を保全するといった人々の暮らしに大きな恵みをもたらす役割を担っております。こうした価値ある多面的機能を維持し、後世に引き継いでいくことが大変重要です。そのため、地域で取り組まれる保全活動に対して、日本型直接支払制度により国、県、市町村が一体となって支援をしているところです。

具体的には、高齢化、人口減少等により継続が困難となりつつある生産条件が不利な中山間

地域等における農業生産活動や、地域が共同して行う農地、水路等の保全管理などへの支援を行っています。今後も各地域でこうした活動が継続されるよう、市町村と連携して取り組んでまいります。

○34番（岡田芳秀君）　よろしくお願いいたします。

あと、農家からお聞きした具体的なことをお聞きします。経営上も地球温暖化対策としても、施設園芸の省エネ化も大事だと思います。化石燃料を燃やさない方法も、電気代が上がって節約効果が薄くなってきたと言われています。

園芸農家からは、ボイラーについて、燃費の効率のよいたき口に改良できないかということもお聞きをしましたけれども、県としてメーカーとも協議して施設園芸のボイラーの改良に取り組む考えはないか、農業振興部長にお聞きします。

○農業振興部長（松村晃充君）　省エネ化に向けましてボイラーの改良というお話でございますが、本県の園芸用ハウスで使用されている燃油ボイラーの主な製造メーカーにお聞きしたところ、熱効率を上げるために既存のボイラーを改良することは、安全性が懸念されるとともに、故障のおそれが高まるといったお話をいただきました。このことから、県としましても改良は難しいものと考えております。

その一方で、園芸用ハウスの省エネ対策といたしましては、これまでも保温効果の高い資材による保温力の向上や、ハウス内の空気を対流させる温度むらの抑制、さらにはＳＡＷＡＣＨＩのデータ活用など効率的な加温対策を推進してきました。また、熱効率の高いＬＰガスボイラーやヒートポンプの開発も進んでおり、メーカーと連携した実証や効果が確認された加温機の普及にも取り組みます。これらの取組により施設園芸の省エネ対策を進めてまいります。

○34番（岡田芳秀君）　分かりました。

あと、諸物価高騰で暮らしも本当大変なんですけれども、高騰した電気代や燃油など経費の負担増に対して、農家から支援を求める声が引き続き寄せられております。県として何らかの支援ができないのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　ウクライナ情勢などの影響により、エネルギー価格が高騰する前の令和３年度と令和６年11月の価格を比較いたしまして、上昇幅の大きかった重油や木質ペレットについて、昨年12月から本年２月までを対象期間として農家の負担を軽減する予算を今議会に提案させていただいております。引き続き、エネルギー価格の動向や農家の経営状況を踏まえながら、必要な対策を検討していきたいと考えております。

○34番（岡田芳秀君）　分かりました。経費節約につながるような研究、よろしくお願いいたします。

さて、地域では耕作放棄地が多く目につくようになっております。農業委員会の皆さんも大変苦労されているとは思うんですけれども、県としてこの耕作放棄地の解消に向けてどう取り組むのか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　今回の地域計画策定に向けた取組を通じまして、計画区域内の優良農地であっても耕作されていない農地が多くの地域で存在していることが見えてまいりました。

このため、来年度は地域計画の実行を支援するため、計画区域内の耕作放棄地を活用し、新たな担い手が耕作を開始する場合に、農地内の雑木の伐採や、その木の根っこまで抜く抜根、またその他の障害物などの撤去に要する費用を支援する新たな補助制度を創設することとしております。今後はこの制度の周知を図り、利用

可能な農地が再生され、耕作放棄地の解消につながるよう取り組んでまいります。

○34番（岡田芳秀君）　ありがとうございます。私もいろいろ調べてみましたけれども、例えばＮＰＯ法人をつくって、丸ごと農地を管理していくというようなやり方をしているところもあるようです。草を生やさないよう、少なくとも管理ですかね、そういうところまではぜひやっていけたらというふうに思いますけれども、市町村や農業委員会の皆さんとも協議しながら、やっぱり地域の耕作放棄地が出ないように、ぜひ取組を強めていただきたいと思います。

そして、最近は鳥獣被害を受けたという声も多く寄せられております。特にイノシシとかヒヨドリによる被害が広がっているようです。農家の皆さんが生産意欲を失うことのないように、こうした対策､鳥獣対策が必要だと思いますが、人口減少・中山間担当理事にお聞きをいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　御指摘のように、近年イノシシや鹿など加害鳥獣の生息域が拡大しております。これまで被害がなかった地域でも被害が発生しておりますし、ヒヨドリなどの鳥類による新たな農業被害も聞かれるようになっております。

こうした地域は、古くから鳥獣対策を進めている地域と異なりまして、県の防除への取組の周知、これが十分なされていないと考えられます。まず、それぞれの地域のＪＡに配置しました鳥獣被害対策専門員を通じまして、防護柵の設置や捕獲の支援等、県の被害対策支援事業の周知を図りまして、対策への関心を高めて集落ぐるみでの防除の取組につなげたいと考えております。

○34番（岡田芳秀君）　ヒヨドリ被害が広がっていることをたくさん聞いています。ぜひ実態調査をしていただいて、必要な対策を講じていただきますように重ねてお願いをいたします。

今、農業には本当に大きな課題があります。インフラの問題でも長年使ってきた用排水路が老朽化してきたという問題だとか、また組織の面でも土地改良区、どの組織も高齢化も進んでおりまして、事務局をどう支えていくのかということも課題にもなってきているところです。

また、最後の質問になりますけれども、人口減少と高齢化が進んでいる状況の中で、農家が仕事をしやすいようにするためにも、また農業の担い手づくりを進める上でも、私は特に小規模の基盤整備は非常に大事だなということを考えております｡実際そうした希望もありますし、基盤整備が進んだところで担い手が入っているということもあります。

県は独自の小規模の基盤整備事業も取り組んでおられるんですけれども、今後も取組を継続し、拡大していく考えがあるのかどうか、農業振興部長にお聞きをいたします。

○農業振興部長（松村晃充君）　農地が引き継がれ、そこに担い手を確保していくためには、地域のニーズに応じた迅速かつきめ細かな基盤整備の推進が重要であると考えています。このため県では、小規模な基盤整備に対応するため、本年度から県営農地耕作条件改善事業の面積要件を､施設栽培の場合は１ヘクタール以上であったものを0.3ヘクタール以上に､露地栽培の場合は２ヘクタール以上であったものを0.5ヘクタール以上に大幅に緩和しました。

本事業では、本年度香南市山北など３地区で工事に着手しており、令和７年度には新たに10地区での着手を予定しております。引き続き、地域の声をしっかりと聞きながら、本年度から令和９年度までの４年間で40地区の新規着手を目標に、小規模な基盤整備に積極的に取り組んでまいります。

○34番（岡田芳秀君）　どうぞよろしくお願いし

ます。私も非常に大事な取組だというふうに思っております。

知事は今議会に、賢く縮むということを提起されましたけれども、私は行政の思い切った効率化ではなくて、地域づくりをサポートする機能をもっと強化していただきたいということを求めておきたいと思います。それが今、県政にも要請されているんじゃないかというふうに考えているところでございます。

農業は地域の経済、そして社会や環境に貢献をしております。特に中山間では社会や環境を支えると、守っていくということで大きな役割を果たしています。多面的機能についての評価ということも十分しながら、やっぱりしっかりと支援をしていくということが、中山間の持続可能な地域をつくっていくということにつながっていくと思います。

そして、農業は何よりも食べる人の健康を支えています。その農業が大事にされるということを訴えて、一切の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、岡田芳秀議員の質問は終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明８日から10日までの３日間は議案精査等のため本会議を休会し、３月11日から再開いたしたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

３月11日の議事日程は、一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後４時30分散会

令和７年３月11日（火曜日）　開議第７日

出　席　議　員

１番	竹　内　健　造　君
２番	戸　田　宗　崇　君
３番	上　治　堂　司　君
４番	桑　鶴　太　朗　君
５番	土　森　正　一　君
６番	槇　尾　絢　子　君
７番	久　保　博　道　君
８番	上　田　貢太郎　君
９番	今　城　誠　司　君
10番	金　岡　佳　時　君
11番	下　村　勝　幸　君
12番	田　中　　徹　君
13番	土　居　　央　君
14番	横　山　文　人　君
15番	西　内　隆　純　君
16番	加　藤　　漠　君
17番	弘　田　兼　一　君
18番	明　神　健　夫　君
19番	三　石　文　隆　君
20番	畠　中　拓　馬　君
21番	依　光　美代子　君
23番	武　石　利　彦　君
24番	西　森　美　和　君
25番	寺　内　憲　資　君
26番	西　森　雅　和　君
27番	樋　口　秀　洋　君
28番	岡　田　竜　平　君
29番	田　所　裕　介　君
30番	橋　本　敏　男　君
31番	坂　本　茂　雄　君
32番	はた　　愛　君
33番	細　木　　良　君
34番	岡　田　芳　秀　君
35番	岡　本　和　也　君
36番	中　根　佐　知　君
37番	塚　地　佐　智　君

欠　席　議　員

なし

―――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

知事	濵　田　省　司　君
副知事	井　上　浩　之　君
総合企画部長	松　岡　孝　和　君
理事（人口減少・中山間担当）	中　村　　剛　君
総務部長	清　水　　敦　君
危機管理部長	三　浦　謙　一　君
健康政策部長	中　嶋　真　琴　君
子ども・福祉政策部長	西　森　裕　哉　君
文化生活部長	池　上　　香　君
産業振興推進部長	合　田　和　穂　君
商工労働部長	岡　田　忠　明　君
観光振興スポーツ部長	小　西　繁　雄　君
農業振興部長	松　村　晃　充　君
林業振興・環境部長	西　村　光　寿　君
水産振興部長	濱　田　美和子　君
土木部長	横　地　和　彦　君
会計管理者	田　村　敬　子　君
公営企業局長	澤　田　昌　宏　君
教育長	長　岡　幹　泰　君
人事委員長職務代理者	成　瀬　　洋　君
人事委員会事務局長	笹　岡　　浩　君
公安委員長	刈　谷　敏　久　君
警察本部長	髙清水　善　弘　君
代表監査委員	五百藏　誠　一　君
監査委員事務局長	岡　林　秀　典　君

選挙管理委員長　　田　中　庄　司　君

――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事　務　局　長	中　島　勝　海　君
事 務 局 次 長	梅　森　　実　君
議　事　課　長	飯　田　志　保　君
政策調査課長	溝　渕　松　男　君
議事課長補佐	松　岡　宏　尚　君
主　　幹	大　川　美千子　君
主　　査	宮　﨑　由　妃　君

――――― ――――

議　事　日　程（第７号）

令和７年３月11日午前10時開議

第１

第 1 号　令和７年度高知県一般会計予算
第 2 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
第 3 号　令和７年度高知県給与等集中管理特別会計予算
第 4 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計予算
第 5 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計予算
第 6 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
第 7 号　令和７年度高知県県債管理特別会計予算
第 8 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計予算
第 9 号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
第 10 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計予算
第 11 号　令和７年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第 12 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
第 13 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
第 14 号　令和７年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
第 15 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計予算
第 16 号　令和７年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
第 17 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
第 18 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計予算
第 19 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
第 20 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計予算
第 21 号　令和７年度高知県電気事業会計予算
第 22 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計予算
第 23 号　令和７年度高知県病院事業会計予算
第 24 号　令和６年度高知県一般会計補正予算
第 25 号　令和６年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
第 26 号　令和６年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
第 27 号　令和６年度高知県用品等調達特別会計補正予算
第 28 号　令和６年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
第 29 号　令和６年度高知県県債管理特別会計補正予算
第 30 号　令和６年度高知県土地取得事業特別会計補正予算

第 31 号　令和６年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算
第 32 号　令和６年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和６年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和６年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和６年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和６年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和６年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和６年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和６年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和６年度高知県病院事業会計補正予算
第 41 号　高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
第 42 号　こうちグローバル人材育成基金条例議案
第 43 号　高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号　職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 46 号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 47 号　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 51 号　高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
第 61 号　権利の放棄に関する議案
第 62 号　県有財産（教学機器）の取得に関す

る議案
第 63 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 64 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 65 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 66 号　日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 67 号　国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 68 号　和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 69 号　県道の路線の認定に関する議案
報第１号　高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告
第２　一般質問（一問一答形式による）

――――― ∽∽∽ ―――――

午前10時開議

○議長（加藤漠君）　これより本日の会議を開きます。

――――― ∽∽∽ ―――――

東日本大震災犠牲者に対する黙禱

○議長（加藤漠君）　議事に先立ちまして申し上げます。

本日３月11日は、東日本大震災から14年目に当たります。

これより、東日本大震災で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするため、１分間の黙禱をささげたいと存じます。

御起立願います。

（全員起立）

○議長（加藤漠君）　黙禱。

（全員黙禱）

○議長（加藤漠君）　黙禱を終わります。

御着席願います。

――――― ∽∽∽ ―――――

諸 般 の 報 告

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

門田人事委員長から、所用のため本日の会議を欠席し、成瀬人事委員を職務代理者として出席させたい旨の届出がありました。

次に、去る４日の岡本議員の議事進行発言につきましては、本日の議会運営委員会において善処いたしましたので御了承願います。

次に、知事から開会日に提出されました補正予算に係る高知県議会定例会議案説明書について訂正の申出があり、その正誤表をお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

――――― ∽∽∽ ―――――

質疑並びに一般質問

○議長（加藤漠君）　これより日程に入ります。

日程第１、第１号「令和７年度高知県一般会計予算」から第69号「県道の路線の認定に関する議案」まで及び報第１号「高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告」、以上70件の議案を一括議題とし、これより議案に対する質疑並びに日程第２、一般質問を併せて行います。

質疑並びに一般質問は一問一答形式によることとします。

岡田竜平議員の持ち時間は35分です。

28番岡田竜平議員。

○28番（岡田竜平君）　おはようございます。県民の会の岡田竜平でございます。通告に従いま

して質問をさせていただきます。

30年前の阪神・淡路大震災では、生存者の捜索をする災害救助犬の存在をテレビの映像で多くの日本人が知ったと承知をしております。新潟中越地震では、崩れた土砂に埋もれた車中から93時間ぶりに救出された少年とともに、その少年を発見した災害救助犬が大きく報道されました。その際、県民の会、坂本議員から災害救助犬育成についての質問があったのが20年前のことでございます。

そして本日３月11日は､東日本大震災からちょうど14年の日に当たります。このときは、私も瓦礫の片づけにボランティアとして活動させていただきました。砂浜に散乱したコンテナ、家屋２階窓に刺さった自動車の様子が今も鮮明に思い出されます。

そして、昨年元日に発生した能登半島地震では、当時首相を務めていた岸田文雄氏が増強を指示したことから、改めて注目を浴びたのが災害救助犬でございます。激甚災害が起こるたびに、この教訓を後世に生かしてほしいとの被災地からの思いを受け取ります。

地震による倒壊家屋や津波が引いた後の瓦礫現場だけでなく、この後質問いたします土砂災害の現場での捜索活動にも、災害救助犬への期待が寄せられております。しかしながら、高知県において、災害救助犬が活躍できる状況整備が進んでおりません。そこで、県内にお住まいの災害救助犬指導手でありますハンドラーの方にお聞きした内容を基に質問をいたします。

第６期南海トラフ地震対策行動計画素案に記されております想定死者数、今後この数をいかに少なくするか、地震発生直後の生存者の捜索活動も鍵を握っているわけでございます。災害救助犬は、最先端の捜索資機材と比べ、72時間以内という一刻を争う生存者捜索をする手段として、現場到着から展開の早さといったメリットもございます。そして、道路啓開をするにいたしましても、まずそこにいるかもしれない生存者の捜索にも有効となっております。

そこで、生存者の捜索活動の手段の一つとして災害救助犬の存在をどのように認識しているのか、南海トラフ地震対策推進本部長でもあります知事にお聞きいたします。

○知事（濵田省司君）　お話にございました災害救助犬は、優れた嗅覚を生かしまして、瓦礫や土砂に埋もれました要救助者などを探し出し、ほえることで位置を知らせることができます。また、救助隊員が進入できないような狭い場所でございますとか急峻な地形でありましても、要救助者などの捜索が可能となります。

このような救助犬としての特性を生かしまして、災害時の人命救助に大変役立っているというふうに考えております。実際、東日本大震災や能登半島地震の際には、要救助者などの所在が特定できない場所でこれを探し当てるという場面で救助犬が活躍したというふうに承知しております。

本県におきましては、災害救助犬の出動につきまして、複数の関係団体と協定を締結しております。来るべき南海トラフ地震におきましても、災害救助犬が要救助者などの捜索に大いに活躍をしてもらえるものと考えております。

○28番（岡田竜平君）　現在、本県で活動している災害救助犬の数は１頭しかおりません。ここからは、本県で災害救助犬の数を増やす、そしてさらには活躍する、そのための質問とさせていただきます。

まずは、災害救助犬の指導手でありますハンドラーを、大規模災害時にのみ活動する消防団機能別団員として市町村が受け入れることは、災害救助犬の育成に向けた有効な手段であると考えますが、危機管理部長の御所見をお聞きいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　災害救助犬のハンドラーを機能別団員として市町村が受け入れることにつきましては、大規模災害時における捜索救助活動などで活躍をしてもらえる可能性がございます。また、機能別団員として活動されますハンドラーの姿を見て、一緒に活動していた別の団員がハンドラーになりたいと思ってもらえたり、飼い犬を災害救助犬に育成したいと考えてくれる可能性もございます。加えまして、ハンドラーを団員として受け入れることについては、消防団からしましても、団員確保につながるということになります。

このようにメリットはあると思っておりますけれども、一方で、災害救助犬のハンドラーを機能別団員になってもらうためには、まず市町村と消防団の理解が不可欠ということになります。このため、まずは市町村の担当者会などを通じて、機能別団員制度の周知に併せて災害救助犬の紹介をしてまいりたいと考えております。

○28番（岡田竜平君）　現在の頭数があまりにも少な過ぎますので、まずは市町村が取り組みやすくなりますよう、ぜひ県には後方支援のほうをよろしくお願いいたします。

そして、何より、地震が発生しておおむね３日以内の生存者捜索活動において、広域緊急援助隊と県内外の災害救助犬との連携による活動は大変有効な手段でございます。

県広域での災害初動体制の円滑な運用に向け、災害救助犬の参加する実動訓練の取組状況を警察本部長にお聞きいたします。

○警察本部長（髙清水善弘君）　県警察におきましては、災害救助犬を配備はしておりませんけれども､令和４年９月に県内の２つのボランティア団体と、災害救助犬の出動に関する協定を締結しております。令和６年には、これらのボランティア団体と合同で、家屋の倒壊や土砂崩れの現場を想定した訓練を計５回実施いたしまして、延べ19頭の災害救助犬が参加しているところでございます。

県警察といたしましては、今後も、生存者の捜索等に有効な災害救助犬を交えた訓練を継続し、災害対処能力の向上に努めてまいる所存でございます。

○28番（岡田竜平君）　ありがとうございます。今年度の県総合防災訓練・地域防災フェスティバルにも参加があったとお聞きをしております。

先ほど、知事からも県警本部長からも、県が複数の全国的な団体と協定を結んでいることからも分かりますように、県外の災害救助犬が県内の被災地で活動することもございます。一方、逆に本県災害救助犬が他県で活躍できることは、南海トラフ地震が発生した際に全国からの応援を期待するよすがにもなります。そう思いますと、本県災害救助犬が県外で活躍するための支援も欠くことはできません。

そこで、本県の災害救助犬が県外の被災地でボランティアとして迅速かつ円滑に応援に行くための支援について子ども・福祉政策部長にお聞きをいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　ボランティアは、対価を求めない自発的な社会貢献活動であり、被災地を支援する活動として、その力は大きいと認識をしております。

このため、国では、ＮＰＯや災害ボランティア団体等の被災者支援団体への交通費補助事業を令和７年１月から開始したところでございます。また、被災自治体がこうした団体と円滑に連携できるよう、ボランティア団体等を事前登録する制度の創設を国が検討しているところでございます。こうした制度を活用いただくと、他県へ応援に行く際の負担軽減が図られるとともに、被災地での円滑な支援につながると考えております。

○28番（岡田竜平君）　警察、消防と共に被災地

の最前線で活動するにもかかわらず、国内においての災害救助犬は、ほぼ全てがボランティアということで、まだまだ本来の活動には課題があるわけでございます。多くの方は、あくまでボランティアとして自分と犬が行くことで助かる命があるとの使命感で動いているとお聞きをしております。

そんな中ではございますが、何とかして災害救助犬の数を増やす取組といたしまして、ペットとして飼っている愛犬が訓練を受けることで災害救助犬になるということもございます。

まずは、その存在を知っていただくことの啓発にも力を入れる必要があろうと考えますが、御所見を危機管理部長にお聞きいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　災害救助犬におかれましては、東日本大震災それから能登半島地震などで人命救助で活躍をしておりまして、その活躍を知っていただくことにつきましては、犬を飼育されている方に関心を持っていただけると、そういうきっかけになるというふうに考えております。

このため、従前からも県としては、災害時の災害救助犬の出動に関する協定に基づきまして総合防災訓練に参加をしていただき、参加者や観覧者に倒壊家屋での捜索活動を見ていただくといったことで啓発の機会を創出してきております。こうしたことに加えて、訓練の様子を県のホームページでも今後掲載してまいりたいと考えております。こうした啓発活動を通じて、災害救助犬の存在を知っていただけるように進めてまいります。

○28番（岡田竜平君）　ここで改めて知事にお聞きをしたいのですが、定例会冒頭に、第６期南海トラフ地震対策行動計画がどういうものであるかとの御発言がございました。ただ、素案を拝見いたしましても、災害救助犬の文字は見当たりません。

各部局の御答弁を先ほどお聞きもいたしましたが、行動計画へ災害救助犬を明記することの検討ができないものか、改めて知事にお聞きをいたします。

○知事（濵田省司君）　ただいまお話がございましたように、災害救助犬、大いに活躍が期待できるということだと思いますけれども、現実に県内での頭数があまり多くないということ、ボランティアベースであるということもありまして、現状、この南海トラフ地震対策行動計画の中に具体的に計画として明記をするという段階には至っていないということだと思います。

ただ、今後、議員から御指摘がございましたように、様々な啓発を図っていくという中で、また具体的な御提案として消防団の機能別団員への加入もあるのではないかというお話もございました。そういった様々な取組の進展を踏まえる中で、県としての対策として位置づける必要があるという判断をした際には、この行動計画に取り上げていくということも含めて検討したいと思っております。

○28番（岡田竜平君）　次に、冒頭で申しましたように、こちらも災害救助犬の活躍に期待が寄せられております土砂災害に関してでございます。

令和２年７月豪雨での熊本被災地を視察しましたところ、八代市坂本町市ノ俣の集落では、皆伐地に開設された集材路を起点とした土砂災害があり、４年以上たちます今年の２月末時点でいまだに16世帯が避難を余儀なくされております。私がこの項で申し上げたいのは、森林法と土砂災害防止法との隙間にあり既存の法律で対応できていない危険性についてでございます。

高性能林業機械が通る皆伐地の集材路は、雨水が集中して流れることで、そこを起点として崩壊するおそれがございます。このことに関して、令和６年６月定例会に、私からの質問に対

し、林業振興・環境部長から答弁で、森林を皆伐した場合は森林施業と土砂災害の因果関係は一定あるものと考えているとございました。国からもこれまで、同様の発言があってございます。

そこで、第６期南海トラフ地震対策行動計画素案に、土砂災害のおそれのある箇所の周知とありますが、そこに、皆伐地とそこに開設された集材路の視点が含まれているのか､林業振興・環境部長の御所見をお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　南海トラフ地震対策行動計画における土砂災害のおそれのある箇所の周知を図るもののうち、森林を対象とするものとしましては、山地災害危険地区が該当しています。この山地災害危険地区につきましては､林野庁が定める調査要領に基づき、傾斜や地質等に応じて指定しているものでございまして、皆伐地とそこに開設された集材路の視点は含まれていない状況でございます。

なお、これらの山地災害危険地区につきましては、地域住民の皆様方にしっかりと認識をしていただくことが必要と考えており、県のホームページや市町村の広報紙などを活用しまして周知を図っているところでございます。

○28番（岡田竜平君）　山地災害危険地区ということでございますが、皆伐地における集材路の視点というのを十分に反映したものになりますように、林野庁とも十分に調整していただきたいと思っております。

次の質問でございますが、こちらも同様で、高知県地域防災計画の中で土砂災害について記されておりますが、皆伐地とそこに開設された集材路の視点が含まれているのか、林業振興・環境部長に御所見をお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　地域防災計画には、重大な土砂災害が急迫している場合に国または県が緊急調査を実施する旨を明記しており、皆伐等が行われた箇所についても対象になり得るものと考えてございます。皆伐に伴う粗雑な集材路の周辺で災害が確認されていますことから、国は、主伐時における伐採・搬出指針を策定しておりまして、県では、森林管理の基本指針となる地域森林計画にその内容を盛り込んでおるところでございます。

また、こうした国の指針を受けまして、県として、皆伐時に配慮すべき事項などを整理しました、皆伐と更新に関する指針の見直し作業を年度内を目途に進めているところでございます。事業体によります適切な集材路の作設が確保されますように、県の指針の見直しを契機に、パンフレットの配布や説明会の開催などによりまして積極的な普及に努めてまいります。

○28番（岡田竜平君）　指針の見直し、そういうのも当然大事でございます。

これも過去の答弁になるんですが、令和６年６月定例会で土木部長からの答弁では、森林法を所管する部局をはじめとする関係機関が適切な対応を取ることができるよう、土砂災害特別警戒区域に関する情報共有を図るとございました。したがいまして、高知県地域防災計画だけではございませんが、林業振興・環境部におかれましては、土砂災害について土木部とも十分に連携を図っていただきますようよろしくお願いをいたします。

次でございますが、高知県では、皆伐面積が、数字のあるこの11年でおよそ7,000ヘクタール、そこに開設されております路網総延長はこの11年分で少なく見ても1,000キロを優に超えていることになります。ここ数年で、皆伐地にある集材路の崩落現場が車道からも散見できます。御自宅の近隣裏手が崩れた方からは危険性を訴える声も耳にしております。伐採と無関係の住民が被害を受けるおそれがないよう、実効性のある取組が必要と考えております。

県では森林作業道の開設を支援しておりまして、森林作業道作設指針、皆伐と更新に関する指針、これらの指針は土砂災害の可能性を軽減する内容になっているのですが、その実効性が確保されておりません。

そこで、これらの指針を施業者が遵守することについて林業振興・環境部長の御所見をお聞きいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　補助金の対象となります作業道を開設する際には、森林作業道作設指針を遵守することを補助の要件としてございまして、この指針に満たない場合には支援の対象とならないとなってございます。また、現在県において見直しを進めている皆伐と更新に関する指針でございますが、国の主伐時における伐採・搬出指針、これは集材路や土場の計画や施工に関する配慮事項などを示したものでございますが、こちらの内容を反映したものとする予定でございます。

現状におきましても、国の指針につきましては、地域森林計画に加え、森林管理の具体的な方法を定めました市町村森林整備計画に位置づけられているところでございます。このため県の指針を見直した際には、適切な集材路の作設につきまして、市町村と連携をして事業者への周知に努めてまいります。

○28番（岡田竜平君）　今後におきましても、集材路からの土砂災害という部分につきましては、粘り強く知事をはじめ関係部局に訴えてまいりたいと思います。

続きまして、高知龍馬マラソンについてでございます。

年が明けた頃から沿道を走るランナーの姿が増えるのは、高知では例年の光景となっております。2022年策定の第３期スポーツ基本計画にはスポーツツーリズムのさらなる推進が施策の一つとしてうたわれておりますように、国の施策ともリンクさせ、スポーツツーリズムによる持続的な価値向上の好循環へ、高知龍馬マラソンにおいてはその運営基盤を強固にするステージであると考えております。

そこで、高知龍馬マラソンの持続的で健全な運営に向け、スポーツツーリズムに期待される要素といたしまして、スポーツの振興、地域の連帯性の向上、そして消費への誘導や地域のイメージの向上などを意識する必要がございます。ほかにも、多様化するスポーツツーリストのニーズなど、それらに対応できるだけの十分な予算が実行委員会へ支出する当初予算に確保されているのか、観光振興スポーツ部長にお聞きをいたします。

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　高知龍馬マラソンは、本県のスポーツの振興や交流人口の拡大、経済の活性化につなげていかねばならないと考えております。

昨年の大会の経済波及効果は約４億円と試算をしております。また、今年の大会では県外から約4,700名の参加者があり、交流人口の拡大にもつながっているものと考えております。

来年度の予算につきましては、フルマラソンでは１万人の参加を目指し、例えばランニングセミナーの充実でありますとか更衣室の設置場所の変更など、参加者のニーズに対応していくことも一定想定をした中で、県のほうでは今年度とほぼ同額の4,986万円、そして高知市のほうも今年と同額の1,000万円を、高知龍馬マラソン実行委員会への補助金として予算要求をしておるところでございます。また、参加費や企業の協賛金についても今年の大会と同程度を見込んでおりまして、ランナーの募集や協賛金集めをしっかりと行い、ランナーサービスの向上に努めていきたいと考えております。

○28番（岡田竜平君）　高知龍馬マラソンの実施は、当然、開催するのが目的ではなくて手段で

ございます。多くの方が関わり訪れることによってどういった効果を狙うのか、効果をどのような手法で把握するのかをさらに明確にしながらの実施を期待するわけでございますが、先ほども最初にお伝えしましたように、スポーツの振興、そして地域の連帯性の向上、当然消費への誘導、４億円という数字も出ましたけれども、それ以外にも地域のイメージの向上、こういった点も十分に捉えながら、よろしくお願いをいたします。

そんな龍馬マラソン、今年の開催日には、同じ日に他県の幾つかのマラソンとかぶったにもかかわらず、多くの参加をいただいております。高知龍馬マラソンにおいては、これからも地方ならではの競争優位性を十分に発揮していただきたいと思います。

既に、食文化としては、エイドステーションのカツオのタタキなどの地域特産品、コースは高知市中心部の都市部、電車通りから始まり、田園風景、その次は太平洋の大海原、そこでは浦戸大橋の苛酷な環境ですら魅力を増幅させていると感じております。屋外においてのマラソン環境は無限でございますので、高知龍馬マラソンは有形無形の文化資源を組み合わせることでさらなる相乗効果を狙うことができます。

そこで、コース設定への御提案なのですが、スタートでは高知城追手門をくぐりまして、同日開催中の日曜市と並行して東に進み、電車通りに突き当たり右折、はりまや橋を右手に見た後左折いたしまして、これまでの南国市方面への電車通りに戻るというのはいかがでしょうか。

スポーツ庁、文化庁、観光庁が提案するスポーツ文化ツーリズムを意識したコース設定でございますが、その可能性について観光振興スポーツ部長にお聞きをいたします。

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　高知龍馬マラソンは、県民の皆様に交通規制への協力などをお願いする中で、現在のコースが定着をしてきているところでございます。現在のコースは、日本陸上競技連盟の公認を受けておりまして、上位入賞や自己ベストを目指すランナーも多くいらっしゃいます。

現在のコースにおきましても、マラソン運営の専門家などからは、特に混雑するスタート地点から一定の距離までは最低でも現状の幅員６メートル以上は必要ではないかといった御助言もいただいておるところでございます。そうしたことから、安全性の確保の面から、御提案のあったコースの設定は現状では難しいのではないかというふうに考えておるところでございます。

また、お話にありましたスポーツ文化ツーリズムは重要な視点だというふうにも考えておりまして、大会の前後には、仁淀ブルーなどの自然体験でありますとか、明るい県民性でもてなすおきゃく文化など、本県の魅力により多く触れてもらい、国内外のランナーに評価いただけるよう、関係者の皆様と取り組んでいきたいというふうに考えております。

○28番（岡田竜平君）　お調べいただきましてどうもありがとうございました。この御意見は、大会へ私も参加させていただいたんですけれども、その後、県外のいろんな大会に出られている方々とお話しする機会がありましたので、そこでいただいたのをまとめて私のほうで御提案させていただいたんですけれども、残念でございます。

そんな11回目を迎えた高知龍馬マラソンは、スポーツの一般的な概念であります、する、見る、支えるが県民レベルで成熟しつつあり、よさこい祭りのように高知に根づいてきていることを、私はその日、ランナーとして実感ができました。これまでの取組にとどまらず、さらに魅力的な体験の提案も必要になってこようと思

われます。今後は、一見関係ないようなスポーツの枠外の地域課題とともに、社会課題解決への関わりが、より多くの人、物、事を巻き込み、今後の幅広い支持と共感にもつながっていくことが期待され、スポーツツーリズムの社会的価値の創出が可能なのではないでしょうか。

そこで、今後さらに全国に誇れる高知ならではのスポーツツーリズムイベントとなるよう、高知龍馬マラソンのさらなる発展に向けた決意について高知龍馬マラソン実行委員長であります知事にお聞きをいたします。

○知事（濵田省司君）　先月行われましたこの大会におきましては、３年ぶりに１万人を超えるランナーに参加をいただきました。土佐路の早春の一大スポーツイベントとして定着をし、また成長してきたところだというふうに考えております。

途切れることのない沿道からの温かい声援、またユズジュース、カツオのタタキなど、高知ならではのおもてなしが本当によかったと、多くのランナーから高い評価をいただきました。これもひとえに県民の皆さんそして関係者の皆さんの御協力のおかげでありまして、改めて感謝を申し上げたいと存じます。

今後、ランナーの皆さんが安心して楽しめる大会を継続するということと併せまして、今議員から御指摘がありました社会的な価値の創出という観点からは、例えば県民の皆さんを含めた健康づくりへの貢献でありますとか、環境保全の活動も組み込んだＳＤＧｓの推進、そういった形の新たな活動も考え得ると思います。そういった社会的な価値の創出にも意を用いた大会へと発展をさせてまいりたいと考えております。

○28番（岡田竜平君）　ありがとうございます。

硬直化しやすい行政主導の地域スポーツ振興策と言われる中、高知龍馬マラソンは常にブラッシュアップをしているともお聞きをしております。トライ・アンド・エラーもあるでしょうが、さらによい大会づくりを期待しております。

それこそ11回目の今大会でございましたけれども、非常に評判がよかったです。いろんな方にお話を聞きますけれども、携わった方、いいお話ばかり。小さな、ちょっとこれはというようなことは全然かき消されるぐらい評判がよかったのではないかと思っております。

私も走っておりまして、それこそ春野の甲殿から最後の７キロ、８キロぐらいですか、春野運動公園までを北の方面に走るとき、あそこになると激励が変わるんですよね、叱咤激励、本当に。頑張れ、もっと気合入れえや、みたいなことを言われるので、あそこの区間だけちょっと雰囲気が違うんですけれども、それがまた、龍馬マラソン何かいいなというような形で。私はそこをちょうど歩いていたんですけれども、大分怒られながら走ったという思い出になっております。

そして、先ほどお伝えしたコース設定についてなんですけれども、目の肥えた県外のランナーの方々が言うのには、せっかくそこにお城があるやんかと、何でそれをもっと活用しないというようなことを言われたので、御提案させていただいたんですけれども。安全性のことを考えるということで、非常に厳しい部分もあるかもしれませんけれども、例えば、当日朝スタートに並ぶ前に、今、城西公園のほうで荷物を預けるという作業をしていますけれども、それを例えば追手門の内っ側、追手門広場という名前だったと思うんですけれども、そちら、板垣退助像の前のところの広場で受渡しをして、その後スタートに並びに行くとか。細かいいろいろ制約がひょっとそこにもあるかもしれないんですけれども、あそこに行くとやっぱりすごく石垣も間近で見れて、天守閣も見えたり、ウオーミングアップする方もお城の近くを周遊すると

いうようなことも可能になりますし、目の前に日曜市があるのも見えて、その後の何かしら高知のイメージアップにも貢献できるのではないか。

１万人という大変多くの数で、今年が4,700人ぐらいいらっしゃっていたということですし、多くの方がそういう高知県の象徴的な文化的資源に触れれるチャンスというのはぜひ有効に生かしていただきたいと思いますので、いろんなアイデアもありますけれども、僕なんかは、ぜひ知事が天守閣の上から御挨拶されてもいいんじゃないかななんて思ったりもするわけでございます。

今後におきましてもたくさんのアイデアを御検討いただくことを要請いたしまして、私からの一切の質問を終わりたいと思います。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、岡田竜平議員の質問は終わりました。

ここで10時40分まで休憩といたします。

午前10時35分休憩

――――― ⟡⟡⟡ ―――――

午前10時40分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

畠中拓馬議員の持ち時間は25分です。

20番畠中拓馬議員。

○20番（畠中拓馬君）　本日、質問する機会をいただきました。よろしくお願いいたします。それでは、早速質問に入らさせていただきます。

今年の１月、私は南米のパラグアイとブラジルに行きました。1890年代から南米へ移住が始まり、高知県からは約6,000名の方が移住したそうです。私は、その１世、２世、３世、４世に会うために行きました。

行きは北極圏上空を通ってロンドン経由、24時間。帰りはニューヨーク経由で帰ってきました。地球を一周したことになります。もちろんエコノミー席で行きました。行き慣れている方でも、この航路は修行と呼ぶそうです。それだけの労力をかけて足を運んだ意味はありましたし、たくさんの驚きがありました。

認識を新たにしたのは、地球の反対側に高知県人が存在するということです。もちろん住民票はありませんが、２世も３世も高知県に対して強い思い入れを持っています。高知県人と表現しても間違いではないくらい、高知に心を寄せています。

今、現地に根差した人たちは、成功者が多く、農業をはじめ様々な事業をしています。彼らは、高知とつながりたいと思っています。文化的にも経済的にもつながりたいと思っています。

例えば、パラグアイには中国人や韓国人も多く進出しています。しかし、日本人に対する信頼は彼らとは全く違うそうです。日本人への信頼感は圧倒的なのだと話を聞きました。だからこそ、高知県出身の日系人は、高知とつながりたい、経済的につながりたいと思っています。

私がとても魅力に感じたことの一つに、物価の安さがありました。牛肉一つ取っても、私の大好きな牛タンが向こうでは100グラム40円です。日本では600円から800円ほどしますので、15分の１以下です。マンゴーも１キロ200円弱ですが、持ち帰ろうとしても、日本は様々な理由から輸入に厳しい規制をかけていますので、持ち帰ることができません。とても残念でした。

そして、何より農業で印象に残ったのが大豆畑でした。イグアスからアマンバイへ向かう車中200キロ、左右に広がる大豆畑で収穫が行われている様子に、これが大陸なんだと、広大さに感動しました。高知から移住した方の農場にも

行きましたが､広さ1,700ヘクタールありました。1,700平米ではなく、1,700ヘクタールです。向こうの境界が見えないような広大な畑で、巨大な農業機械を使って大豆を作っています。日本とは規模の概念が違います。

もちろん大豆を日本まで運ぶのは大変ですが、遠いからこそビジネスチャンスは大きいという側面もあります。実際、ブラジルやパラグアイの大豆は、飼料用として日本にたくさん入っています。

高知県は東南アジアやヨーロッパとの交易に力を入れていますが、私は南米も視野に入れるべきだと思います。日本から遠くて、ブラジルのサントス港まで２万キロ以上もあります。コンテナ船で40日から50日ほどかかります。しかし、それを知恵と工夫で克服するのが交易の鍵です。

機械類なら２か月かかっても大丈夫です。冷凍コンテナで冷凍食品を運ぶこともできます。特に、主食が肉である南米ならば、馬路村のユズこしょうが、スパイス王国の南米でヒット商品になることは間違いないと思います。

また、日常生活の中では、パラグアイの人々は洗車機を欲しがっていました。赤土の大地なので、車がすぐに汚れるのです。洗車を業者に任せたくても、日本人が経営していなければ、洗車に出しても車がきれいになるか信用できないとおっしゃられていました。ビジネスチャンスをかいま見た瞬間でした。

なぜ日本人がこれほどの評価を受けているか御存じでしょうか。日本人移住者たちは、原生林であった土地を切り開き、生産性の高い耕地へと変え、高い農業技術をもって、南米、特にパラグアイの農業経済発展を支えたそうです。また、農業のみならずあらゆる分野においても日系人は勤勉で正直であるというのが現地の方の評価です。

話を戻しますが、先ほど述べたように、こちらのニーズと向こうのニーズを結び合わせれば、新たな可能性が見えてくるのではないでしょうか。

知事にお伺いします。高知県と南米との関係をどのように受け止められているのでしょうか。

○知事（濵田省司君）　南米の国々には、ブラジル移住の父と称されます本県出身の水野龍さんをはじめといたしまして、県内各地から、御紹介ありましたように約6,000人の方々が移住をされ、様々な困難の中、それぞれの地の発展に貢献をされたというふうに考えています。

こうした歴史的な背景を踏まえまして、これまで各地の高知県人会を通じました継続的な交流を展開してまいりました。これによりまして、南米の移住地と本県との絆の継承に努めてまいりました。

このように、南米の国々は本県とは大変縁の深い地域でありまして、地球の反対側にありますもう一つの高知県とも言うべき、遠く離れておりますが、家族のような関係であるというふうに考えております。

○20番（畠中拓馬君）　では、今後どのようなつながりをイメージしておいででしょうか、知事にお聞きします。

○知事（濵田省司君）　県におきましては、これまで、各地の高知県人会創立の節目の年に記念の訪問団を派遣する、そして本県出身の移住者の方々ですとか２世、３世などの若い世代ともお会いをしまして、交流の継承に努めてまいりました。

また、南米の県人会から海外技術研修員といたしまして、農業あるいは保健・医療の分野などをはじめとして､これまで都合190名を超える方々を本県に受け入れておりまして、このことは本県そして南米との相互交流の発展にも寄与してきているというふうに考えております。

近年では、さらに民間のレベルで、野球やよさこいといいましたスポーツ、文化の交流も進められております。こうした活動の広がりにも新しい交流の可能性を感じているところであります。

今後もこうした取組を積み重ねてまいりますことで、南米の移住地と本県の大切な絆が、世代が替わりましても子々孫々まで継承されるように努めていきたいと考えております。

○20番（畠中拓馬君）　今回、南米に到着してすぐに、パラグアイのアマンバイ県へ移動し、アマンバイ高知県人会の山脇会長をはじめとする移民１世の皆さんとお会いしました。

移住した当時の状況や苦労話をお聞きしましたが、山脇さんは当初、フラムという町に移住したそうです。後にアマンバイへ移ったそうですが、そこではアメリカのコーヒー業者が従業員を募集しており、一獲千金を夢見た若者が、外貨を稼ぎ日本へ戻ることを夢見て、契約雇用移住者として入耕したそうです。しかし、現実は厳しく、その会社は３年で倒産。夢に敗れて帰国された方、帰国する資金もないためアルゼンチンやブラジルへ転住した方など、そしてそこからはい上がり、現在まで頑張ってこられた方などがいるそうです。

様々な話をお聞きする中で、時代がたち、歴史を語れる方がいなくなってきています。兵庫県には、神戸市立海外移住と文化の交流センターという施設があり、当時の歴史について触れることができます。

そこで、文化生活部長にお聞きします。例えば周年事業に合わせるなどして、南米移住の歩みを広く県民に紹介し、その意義を確認できる場を確保できないか、お聞きします。

○文化生活部長（池上香君）　将来にわたって本県と移住地との絆を継承していくためには、県民の皆様に南米移住の歴史について理解を深めていただくことが大変重要であると考えています。

このため、周年事業など節目となる機会に、例えばＪＩＣＡなどの関係機関に御協力いただき、移民の歴史や果たした役割を紹介するといった企画展の開催を検討してまいります。その際には、県内の文化施設での巡回展の実施や、今年度作成した南米移民の歴史を紹介する動画の活用などによりまして、南米移住の歩みやその意義をできるだけ多くの皆様に分かりやすくお伝えできるよう工夫していきたいと考えています。

○20番（畠中拓馬君）　ぜひよろしくお願いいたします。

パラグアイにアジアから入植した人を国別に見ると、最も多いのは日本であり、最もたくさんの入植者を出した都道府県は高知県です。パラグアイにとって、高知県は特別な位置を占めています。移住センターに寄贈されているパラグアイ日本人移住50年史には、大正町の移住団が1957年に神戸港から出港している写真や、1976年の大豆祭りでは鳴子踊りを披露している写真などが残されています。

また、高知県人が最初に入植したのはピラポという町ですが、今年はピラポ入植から65周年になります。また、来年はパラグアイ高知県人会創立50周年、パラグアイ移民90周年を迎えます。現地の方々は、知事に来ていただくことを望んでいると聞いています。

県が訪問団を派遣する際には、ぜひ知事には訪問団団長として現地に行っていただきたいと考えますが、御意向をお伺いします。

○知事（濵田省司君）　南米各地の県人会の皆さんは、遠い地にありながら、世代が替わる中でも、ルーツであります高知県に熱い思いを持ち続けていただいているというふうに考えます。こうした思いにしっかりとお応えすることが、

絆を継承するために大切なことだと考えます。

お話がありました県人会創立50周年の訪問団、これは恐らく来年の秋頃の訪問ということになろうかと思います。ちょうど国民文化祭の直前という時期でありまして、現時点で確約というまでにはまいりませんけれども、可能な限り、その際には私自身がパラグアイを訪問させていただき、県人会の皆さんに直接お目にかかりまして絆を深めたい、そうした思いを持っているところであります。

○20番（畠中拓馬君）　今回の質問の前に、私、ＳＮＳで、今回登壇することについて、議会の中継ができるというのをＳＮＳへ貼りまして、今、遠く南米の皆さんも議会の視聴、見てくれていると思います。皆さんが、知事が行ってくれることを期待していると思いますんで、またそういったことを皆さん見てくれているということを踏まえた上で、次の質問へ移りたいと思います。よろしくお願いします。

次に、パラグアイの首都アスンシオンにはパラグアイ高知県人会館があります。ホールのほか、10人程度が居住できる寮まで附属しています。そのほかの日本の県人会館としては、現在、北海道のハマナスセンターが立派なビルを構えられ、ほかには群馬県などがあるだけだそうです。

高知県も珍しく会館を運営していますが、この会館は老朽化し、修理費用の調達に高知県人会の人たちは頭を抱えています。この問題はブラジルのサンパウロも同じで、ここも老朽化が進んでいます。

令和５年９月議会において、自民党の下村議員から、こうした拠点の整備に必要な資金援助に関しての質問がありました。知事からは、今後の県人会活動の在り方や会館整備後の活動計画などに議論いただく必要があるとの答弁があり、その後、県人会は、活用方法などについて計画書を作成しております。間もなく出来上がるとの返事をいただいております。

サンパウロの高知県人会館には、中内力さんから濵田省司さんまで歴代高知県知事の写真が掲げられています。言わば高知県庁の海外別館のような趣です。

サンパウロの高知県人会館ができたのは40年前ですが、県はそのときに2,000万円を拠出したと伺っています。当時とは財政事情が変わったことは理解しておりますが、何とか手だてはないものか。南米県人会との絆を強める上でも、私はぜひ支援が必要だと思います。

サンパウロの県人会の会館の老朽化に対し、金銭的な支援はできないものでしょうか、知事にお考えをお聞きします。

○知事（濵田省司君）　お話がございましたブラジル・サンパウロにあります高知県人会館は、会員の皆さんの親善、交流促進の場のみならず、本県と県人会の皆さんの交流拠点としても大きな役割を果たしてまいりました。県人会の皆さんが大切にされてきた建物が老朽化によって利用に支障が生じているという状況をお聞きいたしまして、私自身心を痛めております。

現在、県人会におきまして、御紹介もありましたように、建物の改修も含めた今後の活用計画を検討されていると伺っております。まずは、先方の資金計画や当方へ向けました支援の要請の御意向など、先方の御議論の状況をしっかりとお伺いしたいというふうに考えます。その上で、資金援助が必要な場合には、県として県民の皆さんあるいは関係機関の皆さんと共に、支援ができる仕組みをどういう形でつくれるか、これを県人会の皆さんと一緒に考え、検討してまいる所存であります。

○20番（畠中拓馬君）　パラグアイの高知県人会館では、2026年に移住50周年の記念式典が開催されるのではないかと思われますが、現在、会

館のホールでは雨漏り等もあり、老朽化が進んでおります。

パラグアイの県人会館に対しても金銭的支援ができないものか、お考えを知事にお聞きします。

○知事（濵田省司君）　お話のございましたパラグアイの高知県人会館は、平成３年に整備をされたと伺っておりますが、34年間が経過しております。まずは県人会の皆さんから、施設の現状、活用状況のほか、今後の活用計画についてお伺いすることが必要だと考えます。

ちょうど本年は、お話もございましたピラポに高知県人が入植して65周年を記念いたします訪問団をパラグアイに派遣する予定であります。その際に現地の状況を確認いたしまして、県人会としてのお考えなどをまずはお聞かせいただきたいというふうに思っております。

○20番（畠中拓馬君）　ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

パラグアイの人口は700万人と、小国ですが、高知県と比べると10倍以上の人口がいます。平均月収は約６万円だそうですが、日系人の方々は勤勉で、３世、４世の中には日本語を勉強している方も少なくありません。片や、ブラジルは人口２億人です。ビジネスの相手としてはスケール感が違います。私は、県のターゲットを南米に向けてほしいとも思います。パートナーとして真剣に考えてほしいと思います。

今議会開会日の知事提案において、４Ｓプロジェクトの推進が発表されました。当面県人口の減少が続くこと自体は避けられない、あらゆる分野の担い手が減少していく中でうまく適応し、効率的で持続的な社会と県民生活の質の向上を図っていくということです。

現在、技能実習生や特定技能として、東南アジアを中心に多くの国々から若者を受け入れているわけですが、言葉や文化の違いで苦労されているという話もよく聞きます。そこで、南米へも目を向けてみるというのはどうでしょうか。

南米の日系人であれば、まずは言葉の壁のハードルが下がります。そして、日本人本来の勤勉で真面目な若者が高知県の危機を救ってくれる可能性があるのではないかと考えますが、商工労働部長にお聞きします。

○商工労働部長（岡田忠明君）　県内では、ベトナムやインドネシアなどからおよそ3,700人の外国人材が技能実習や特定技能で就労していますが、現在のところアジア以外の出身者はいない状況です。

議員御提案のパラグアイをはじめとする南米の日系人は、今後、外国人材を受け入れる上で新たな選択肢になる可能性があると考えます。一方、受入れを進めるためには、県内の監理団体や事業者に南米の日系人を受け入れたいというニーズがあることが前提となります。

そのため、まずは関係機関と連携し、これらのニーズに関する情報の収集から始めていきます。

○20番（畠中拓馬君）　群馬県とか静岡のほうではもう南米の方がたくさん来ておられますので、何とか高知県も、本当に人口もどんどん少なくなってきておりますし、何せ言葉の壁がハードルが下がるというのは、非常に生活する上でも、高知県へ来てもすごく向こうの方もいいと思いますんで、ぜひちょっと前向きに、ちょっとどころじゃないですね、前向きに考えていただきたいと思いますんで、よろしくお願いいたします。

次の質問に進みます。1,700ヘクタールの農地を使うパラグアイとは対照的に、高知県は集約的な農業が発達しています。ハウス内を加温して野菜や花卉を栽培するのですが、気になっているのが加温に使う営農用燃料タンクです。

2023年６月の議会の代表質問でも触れたとお

り、県内には約8,000基の営農用燃料タンクがあると思われます。重油が入っていますので、危険物ということは周知のとおりですが、災害で重油が流れ出たら大変です。

対策として、県は民間事業者に震災対応タンクを開発してもらったのですが、震災対応タンクへの切替えが不可解なほどに進んでいません。もともと年間300基を切り替える目標でしたが、現在の目標は200基となっています。令和６年度の実績は72基にとどまっています。

地域によってはほぼ100％切替えが完了したところもあるのに、県内全体で見ると遅々として進まない、この原因がどこにあるのか、農業振興部長にお聞きしたいと思います。

○農業振興部長（松村晃充君）　重油の流出による火災などの二次被害のリスク軽減に向けた農業用燃料タンクの震災対策として、ＪＡなどによる震災対応タンクへの切替えと生産者による防油堤の整備を一体的に支援してきました。

これまで震災対応タンクへの切替えが思うように進んでいない原因としましては、生産資材などの価格が高騰する中、生産者の負担を伴う防油堤の整備は所得向上のための前向きな投資ではないこと、生産量の減少につながるハウスの一部撤去が必要な場合があることが挙げられます。また、タンクはＪＡなどの重油を供給する事業者が所有しているため、切替えに対する生産者の当事者意識が低いこと、自分だけでなく切り替えていない生産者はほかにも大勢いるという意識があることなどが、切替えが進まない原因として捉えております。

一方で、切替えがほぼ完了した四万十町興津地区や、進捗率の高い黒潮町大方地区などでは、地域全体で防災に取り組む意識が強く、地域でまとまって切替えが進んだものと考えております。

このため、来年度は、生産者の集まる様々な場を活用して、専門家による研修や、進捗率の高い地域の取組事例を紹介するなどの啓発を行い、地域全体での防災意識を高めていきたいと考えております。特に、津波浸水区域内に設置されているタンクの数が多く、切替えが思うように進んでいない高知市、土佐市、南国市及び香南市の４市で重点的に啓発を行い、震災対応タンクへの切替えを進めていきたいと考えております。

○20番（畠中拓馬君）　この農業用の燃料タンクなんですけれども、今日はくしくも、14年前の今日３月11日、東日本大震災が発災しました。それを受けて、当時の尾﨑知事があの光景をテレビで見る中で、何とか対応していかなければいけないということで、事業者にお願いをして造るようになったわけですけれども、これは海岸線だけではなくて中山間地域にも言えることでして、中山間地域で農業用タンクが倒れて河川へ重油が流出する、その辺りだけじゃなくて下へ下へその重油が流れて、やはりそこだけじゃない迷惑というか、大変なことが起こるわけで。

これは本来であれば農業だけでなく水産業、漁業、また危機管理のほうも南海トラフ対策として横断的に考えていくべきではないかと思いますが、今後もしっかりと進めていただきたいと思いますので、そこは要望にしておきますので、今後ともしっかりとよろしくお願いしたいと思います。

少し時間が余りましたが、以上で私の一切の質問とさせていただきます。

以上です。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、畠中拓馬議員の質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩といたします。

午前11時４分休憩

午前11時10分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

戸田宗崇議員の持ち時間は40分です。

２番戸田宗崇議員。

○２番（戸田宗崇君）　自由民主党の戸田宗崇でございます。議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

未曽有の大津波が襲った東日本大震災から本日で14年が経過しました。亡くなられた方々の御冥福を心からお祈りいたしますとともに、被災されました全ての皆様にお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らさせていただきます。

今議会に、令和７年度当初予算案に、全国に先駆けた４Ｓ重点プロジェクトとして、消防広域化の在り方検討と題した予算案2,900万円が計上されております。前例踏襲ではない新たな取組として、県の消防防災航空センター及び消防学校も合わせて統合する全国初の取組に挑戦するものと伺っております。

消防の広域化につきましては、今議会でも複数の議員から質問がありました。昨年の９月定例会におきましては、坂本議員、田中議員お二人の議員からは、基本構想策定に当たっては様々な立場の声を丁寧にお聞きしてもらいたいとの声に対して、濵田知事は、基本構想策定過程でも市町村、消防本部の意見をお聞きし、消防団員あるいは消防職員を含む消防関係者の御意見、さらに広く県民の皆様からの御意見を募った上でこの基本構想を検討してお示しするという段取りを考えているとの答弁でありました。

様々な立場の声を丁寧にと求められた策定過程をどのように進められてこられたのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　消防の広域化につきましては、県内全ての市町村それから消防本部の理解、コンセンサスを得るためにも、丁寧に議論を進めることが不可欠だと考えているところでございます。

このため、県としましては、議論のたたき台となります基本構想骨子案の公表に先立ちまして、まずは10月に全ての消防長に対して内容の説明をした上で御意見をお聞きしました。また、11月初旬から約１か月程度かけて各市町村長を訪問し御意見をお聞きいたしますとともに、11月末には市町村担当課長に対して改めて骨子案の説明を実施いたしました。さらに、11月29日の骨子案の公表に合わせては、パブリックコメントを１月６日まで実施し、その中では消防職員や消防団員などから26通、138件に上る様々な御意見をいただいてきております。

このように、様々な関係者から丁寧にお声をお聞きしたところでございます。これらの御意見に対しましては、県としての考え方を整理いたしますとともに、基本構想の骨子案を修正すべきところは反映をさせた上で基本構想を策定し、これに基づくＱ＆Ａも併せてお示しをしたいと考えております。

○２番（戸田宗崇君）　答弁ありがとうございます。

今回、県が消防広域化を検討するに至った要因の一つとして、高知市以外の14本部が人口10万人未満の小規模消防本部であり、必要とされる職員数の算定基準となる消防力の整備指針での職員充足率は令和４年度全国平均79.5％を大きく下回る63％という状況で、出動体制の確保、専門職員の確保を図りたいというものでありました。具体的には、現在15の消防本部を一本化し、総務業務や通信指令業務などの間接部門をスリム化し、生じた余力を現場業務の直接部門

に振り向けるものです。

県１消防広域化によってどれほど充足率が向上するとお考えなのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　消防広域化後における消防職員の充足率につきましては、現時点では算定ができておりませんが、この算定に必要な職員数につきましては、基本構想の骨子案でお示しをしております現行水準を下回らない職員の想定数をベースに、来年度シミュレーションを行っていくことにしております。

また、算定に当たりましてもう一つ必要となります消防力の整備指針による職員の目標数につきましては、現状の15消防本部それぞれの目標数を足し合わせているところでございますけれども、広域連合発足時におきましては、県民人口65万人を一つの消防本部として全県を管轄することになりますので、そのスケールメリットを生かした算定に見直す必要がございます。

具体的な目標数については、消防広域化基本計画あり方検討会で議論をスタートいたしまして、広域連合発足時までには定めることとしておりますので、充足率についてはその時点にお示しできるものと考えております。

○２番（戸田宗崇君）　続きまして、消防職員の確保、消防団員の確保、いわゆる消防力の確保という点が広域化によってどのように改善されるのか。広域化を行うということは、市部、郡部を問わず、広い県内のどこに住んでいても同様の消防サービスが提供され、県民の安全・安心な生活を担保し､その恩恵を県民が享受する、このことが広域化の真の目的であると考えます。

しかしながら、現役消防職員の中には、職員の待遇、勤務地への赴任など、勤務体制に不安を抱える職員がおられます。令和７年度に開催予定の消防広域化基本計画あり方検討会及びワーキンググループの中でも議論されていくものと思いますが、現役の消防職員、さらには今後消防職員を目指す若者たちの不安を払拭し、消防広域化の前進へつなげられるお考えなのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　現役の消防職員などからは、既に実施したパブリックコメントで、職員の処遇などに関する不安の御意見が多く寄せられていることは認識をしております。

こうした御意見につきましては、まずは県としての考え方を整理した上でＱ＆Ａを作成して、県のホームページなどを通じてお示ししていくことで、不安の払拭と消防広域化への理解が得られるようにしたいと考えております。

例えば人事異動につきましては、旧消防本部管内での異動が中心になるといった職員の処遇の考え方をあり方検討会で議論していくことについて、Ｑ＆Ａに記載していきたいと考えております。

加えて、常備消防組織全体の規模の拡大によるスケールメリットを生かしまして、また勤務体制も含め、新たに消防職員を目指す若者が働きやすい魅力ある職場と感じてもらえるように、あり方検討会で議論を進めていきたいと考えております。

○２番（戸田宗崇君）　御答弁ありがとうございました。

次に、森林の保全と大径材の活用について質問いたします。

日本の国土の７割近くが森林として維持され、先進国の中でも有数の森林国である我が国において、本県の森林率84％の意味は、森林の生育に適した気候や、開発困難な急峻な地形といった自然条件であっても先人たちが森林を保護し再生させることの重要性を理解し、そのための努力を続けられた結果であります。

少し歴史をひもといてみますと、戦後の復興のために森林は大量に伐採され、山は大きく荒

廃し、治山事業による崩壊地等の復旧、伐採跡地への造林が進められました。また、薪炭需要が急減し、山村地域の農閑期の収入源としてまきや炭を供給した広葉樹林は次々に人工林に転換され、結果として、昭和32年当時およそ570万ヘクタールであった日本の人工林面積は、昭和60年代には1,000万ヘクタールを超え、今、戦後に植林された人工林が伐採に適した時期を迎えるとともに、末口径が30センチを超える大径材の増加といった課題も浮上しております。こういった戦後における日本の森林、本県の森林の歴史があるわけでございます。

課題であるこの大径材でございますが、末口が30センチを超えると住宅建築用材の適寸ではなくなるため、需要が極端に少なく、売れない、市場価格が低い、林家の収益減といった問題が生まれています。このことは、昨年９月議会におきまして上治議員も御質問され、大径材の利用促進を求めてきたわけでございます。

昨年６月に、製材事業者や学識経験者、試験研究機関などで構成された大径材利用戦略策定会議を設置し、これまで調査検討を重ねてこられたと伺っております。また、その分析結果を基に、今年度末を目指して大径材利用戦略を策定されるとのことでありましたが、分析され見えてきた課題について林業振興・環境部長にお伺いをいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　大径材利用戦略の策定に向け、川上から川下まで様々な調査分析に取り組んできたところでございます。

まず、森林の資源量や原木の流通実態について調査をしました結果、特に杉の大径材資源量の増加が顕著であり、製材向け流通量が現状の約３万立方メートルから10年後には３倍に増加することが見込まれるところでございます。

一方、製材工場の実態調査では、県内製材工場が、今後増加をする大径材原木を加工する能力が十分ではない状況にあること、またマーケット調査では、品質を確保した大径材の製品があまり出回っておらず、建築主や建設会社など川下の需要が低調であることなど、こうした課題が明らかになったところでございます。

○２番（戸田宗崇君）　御答弁ありがとうございます。

令和７年度当初予算に、大径材の需要拡大に向けた素材生産業者への調査と、県内製材事業者に大径材加工技術の普及を進めるための研修会等を実施するとのことですが、末口30センチを超える大径材を製材できる機械は、他県では既に大手企業との連携によって導入が進んでいると伺っております。

大径材を効率的に加工できる機械は本県ではほとんど導入されていないようにも伺っておりますが、本県製材事業者への製材機械導入支援について林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　県内の中規模、大規模の製材工場の状況を見ますと、今後増加が見込まれる大径材に対応できる工場は１社にとどまってございます。このため、効率的に加工できる専用の製材ラインの整備などを支援する事業メニューを新設することとし、関係する予算を今議会に提案させていただいています。

今後とも、こうした大径材の資源量に対応できますよう、戦略に沿って、施設を整備する事業者を支援してまいりたいと考えております。

○２番（戸田宗崇君）　続いて、森林技術センターで大径材の製品開発が進められているとお聞きをしていますが、魅力ある製品ができた先に、取り扱っていただける企業、市場がなければなりません。

先日、鹿児島、宮崎に調査に行ってまいりましたが、大径材については九州地方をはじめ他

県が先行して市場を開拓しており、大手企業と連携して取り組まれております。その中へ本県が割って入ろうとするのは並大抵のことではないと考えます。

新たな市場を開拓するには、大手企業との連携や輸出先など、いわゆる出口戦略も重要ではないかと考えますが、その点についての所見を林業振興・環境部長にお伺いいたします。

○林業振興・環境部長（西村光寿君）　現在、森林技術センターで開発を進めています内装用パネルの需要先としましては、活用事例が増加をしている都市部の公共空間やオフィスなどが有望と考えています。このため、県木材協会に設置をしておりますＴＯＳＡＺＡＩセンターがこれまで構築をした、室内空間のデザインを行う建築士などプロユーザーとのネットワークを活用しまして、外商を促進していきたいと考えています。

また、ツーバイフォー建築用の板材につきましては、北米など海外でも需要が見込まれているところでございます。このため、商社なども含めまして大手企業との連携による輸出も視野に入れた販路開拓に取り組んでまいります。

○２番（戸田宗崇君）　答弁ありがとうございます。

県内における大径材活用推進の実現のためには、大径材利用戦略の下、川上から川下まで連携した取組が必要と考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　お話しいただきましたように、大径材の利用促進は、産業振興計画の林業分野に掲げます、山で若者が働くイノベーション創発型の国産材産地という姿の実現につなげるための重要な取組であるというふうに考えております。このため、いわゆる川上、川中、川下におけます現状を分析いたしまして、その課題への対応について総合的に取りまとめて、大径材利用戦略を今年度中に策定する段取りで進めております。

まず、いわゆる川上、林業の伐採の現場、ないし川中、製材所等々ですが、ここにおきましては、増加する大径材に対応いたしました生産・加工体制の強化を図りますとともに、市場のニーズに合った商品を増やしていく、そうした取組を推進いたします。

また、川下、最終的な消費地ということになりますが、こちらでは、本県がＣＬＴ建築を推進いたします全国的な取組などで、経済団体や大手企業との関係も築いてまいりました。こうした関係を生かしながら、川上、川中から供給されました製品の販売を強化してまいりたいと考えます。

こうした川上から川下まで連携をいたしました、御指摘いただきましたような取組によりまして、大径材の活用を強力に推進してまいります。

○２番（戸田宗崇君）　答弁ありがとうございました。

大径材の活用を含め森林の活用は、県産木材の利用促進の側面だけでなく森林の保全にもつながるわけでございます。御存じのように、木を伐採、搬出し、新たに造林し、育てる、このことを繰り返して森林資源を持続的に活用し、循環的に利用していくことが大変重要です。水源の涵養や土砂災害の防止などの公益的機能も維持できるわけです。

本県は、全国に先駆けて森林環境税を導入し、森林保全の取組を進めてきたわけでございますので、大径材活用推進の財源にも用途を広げて積極的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、県立高校の在り方について質問いたします。

県内県立高校では、郡部、市部を問わず定員割れが続いており、魅力ある学校づくりに向け

た取組が各校で進められております。また、県では、今議会、県立高校魅力化に向けた取組への予算案が上程されており、まさに令和７年度は次代の県立高校の在り方についての議論が進み、深められるわけです。

現在、多くの生徒が、県立、私立を問わず高知市に集中している状況であります。将来を見据えて学力の高い大学を目指すとなれば、おのずと私立高校や一部の県立高校へと進学するのは致し方ないことなのかもしれません。

しかし、学力だけでなく、考える力や創造力、探究心を育む特色ある学校へと再編するなど、特徴と魅力ある県立高校づくりが必要と考えますが、教育長の所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　本県では、急速に進む少子化により、今後さらに生徒数の減少が見込まれております。こうした中で、県立高等学校が生徒数を確保するためには、教育内容の魅力化、特色化を図ることが必要不可欠であります。

その際、実社会の中の課題を深く掘り下げ、探究する学びを充実させ、学力だけでなく、創造力、探究心といった、これからの予測困難な社会を生きていく上で必要な力を育んでいくことは、学校の魅力化にもつながるものであります。こうした観点からも、例えば地元市町村と連携し、地域の自然や文化等の特色ある資源を活用した探究的な学びを行う取組などをより一層充実させていきたいと考えております。

今後、県立高等学校振興再編計画に沿って、学校の魅力化をさらに磨き上げ、その情報を県内外に発信し、入学生徒の確保を図ってまいります。

○２番（戸田宗崇君）　答弁ありがとうございました。

今国会におきましては、令和７年度からの高校授業料の無償化で実質合意をされました。私は、私立高校に志願者が流れ、公立高校の定員割れがますます増えるのではないかと懸念をしております。現に、財政規模の大きい大阪府や東京都では、国に先行して令和６年度から私立の実質無償化を導入しているが、公立の志願者数が減少するなど、早くも影響が出ていると報道もありました。

高校の授業料無償化は、本県にとって、県立高校の定員割れに拍車をかけ、部活動などへの影響も懸念されます。本県の県立高校再編化の議論にも影響するものと考えますので、今後も注視してまいりたいと思います。

次に、視点を少し変えまして質問させていただきます。先日の桑鶴議員の質問と重なるところもあろうかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。

県立高校の学生食堂、いわゆる学食が年々閉鎖されている状況は既に御存じかと思います。県内の県立高校ではかつて27校に学食が提供されておりました。しかし、令和６年12月現在、14校に減少しております。直近２年間で申しますと、令和４年度に春野高校が、令和５年度には山田高校、高知丸の内高校、伊野商業高校の３校が、生徒数の減少や物価高騰を理由に学食の営業を停止しました。

昨年11月26日付の高知新聞紙面には、県教委のコメントとして、生徒や学校のためには学食があった方がいいとは考えているが、これ以上の支援は厳しい、現場や他県を調査したが、学校によって状況が異なり、画一的に改善する妙案はないとのコメントが掲載されました。

これ以上の支援は厳しいという県の事情も十分分かっておりますが、県民、特に本県の次代を担う生徒たちへの支援であります。そのことも踏まえ、県教育委員会として、11月以降どのような議論を深められ、今日に至っているのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　これまで県教育委員会

では、食堂事業者に対して施設使用料の免除などの支援を行ってきました。また、学校においては、保護者への試食会の開催や、教職員の利用を促進するなど、可能な限り学校の食堂の利用者増加につなげる工夫を行ってまいりました。しかしながら、生徒数の減少や物価高騰の影響により食堂事業者が撤退し、食堂は年々閉鎖されている状況にあります。

県教育委員会としましても、生徒の健康や経済的な負担の面から、できるだけ食堂は維持していきたいと考えており、食堂事業者やＰＴＡの方々から意見を聞くほか、他県で行われている好事例の情報を集めているところでございます。

今後、全国の先行事例などをさらに研究し、食堂に対する支援の在り方を検討していきたいと考えております。

○２番（戸田宗崇君）　同じく新聞報道では、現場や他県を調査したが学校によって状況が異なり、画一的に改善する妙案はないとのコメントも掲載されておりました。

そこで提案でございますが、近年県内で開かれている各種イベントにおいて、多種多様な料理を提供する様々なキッチンカーが出店されております。学食の代替えとして、週に２回、３回と､毎日ではなくてもよいので､キッチンカーを日替わりで学校敷地に来ていただく。生徒たちも喜ぶのではないでしょうか。このような取組は、既に福岡県、京都府、群馬県の公立高校などで導入が進められているようです。

キッチンカー事業者にとっては、イベントのない平日の稼働が生まれ、所得が向上し、新たな雇用へとつながる。私は良案ではないかと考えるところでありますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　現在、食堂がない県立高校では､弁当の宅配や校内販売､またスーパーやコンビニからの移動販売などが行われております。他方、一部の私立学校や他県の学校ではキッチンカーが出店している事例があり、こうした事例の情報収集を行ってきたところでございます。

それによりますとキッチンカーは、温かい食事を提供でき、若者に人気のあるメニューが好評を博しているとのことでございます。また、食堂がない学校の生徒にとっては、昼食の選択肢が広がるといったメリットがあると考えられます。

その反面、昼休みの間に提供できる数量に限界があることや、多様なメニューはメニュー設定が難しいといった課題もございます。また、他県では、生徒のために価格を抑えており、半分ボランティアとして実施しているという業者の方のお声や、導入しようとしたが出店できる事業者がおらず実現しなかったというケースもあると聞いております。

こうした課題はございますが、食堂がない学校において、キッチンカーは生徒にとって魅力的な昼食の選択肢となり得るものと思われるところで、県教育委員会として、今後さらに全国の事例を研究し、事業者等の意見も聞きながら可能性を探っていきたいと考えております。

○２番（戸田宗崇君）　答弁ありがとうございます。ぜひとも、子供たちの食事の問題でございますので、前向きに検討していただきますようよろしくお願いをいたします。

続きまして、南海トラフ地震対策についてお伺いいたします。

今年１月15日、政府の地震調査委員会は、マグニチュード８から９程度が想定される南海トラフ巨大地震の30年以内の発生確率を、これまでの70から80％から、80％程度に引き上げたと発表いたしました。ますます南海トラフ地震の発生が危惧されるものであります。

県では今回の発表を受けてどのような検討を行っておりますでしょうか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　政府の地震調査委員会におきましては、南海トラフ地震は100年に一回程度発生するということで、１年たてば発生確率は１％程度上昇すると説明しております。

また、昨年１月に発表した発生確率74％から81％を、本年１月には75から82％に見直しも行っています。この75％と82％のいずれも、四捨五入すると80％になるということもあって、国では80％程度に見直したものでございますが、そもそも南海トラフ地震がいつ発生するか、確率だけで見通すということは難しいと考えております。要は、いつ発生してもおかしくないということでございます。

このため、県としては、突発的に発生する地震に備えて、東日本大震災それから熊本地震など過去の大規模な地震災害から得られた多くの教訓を基に、これまでも地震対策に取り組んできたところでございます。年々切迫度が高まる南海トラフ地震への対策につきましては、来年度からの第６期南海トラフ地震対策行動計画においても、能登半島地震、それから臨時情報の教訓も踏まえ、その備えに向け、強化、加速化していくこととしておりますが、30年以内の発生確率が80％になるといったことも踏まえまして、より緊張感を持って取り組んでまいります。

○２番（戸田宗崇君）　発生が懸念されている南海トラフ大地震につきましては、これまでの国の被害想定として、2012年には、最も被害が大きい想定として、死者が32万3,000人、全壊・焼失建物は238万棟余りに上る人的・物的被害、2013年には、避難者が最大で950万人、経済的な損失は最大で220兆円に上るという経済被害想定を公表しております。県の被害想定では、2013年に、死者数およそ４万2,000人、全壊する建物は15万3,000棟と発表しております。

県では、この発表後、これまで建物の耐震化や沿岸部の津波対策のハード対策、ソフト事業など様々な防災・減災の取組を行ってきておりますが、その効果についてはどのように捉えておられるのか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　県としましては、平成25年に被害想定を発表した後に、南海トラフ地震対策行動計画を策定いたしまして、現在の第５期まで約10年にわたって、ハードとソフトを織り交ぜた多重的な対策を講じてきております。特に、命を守るハード対策としましては、住宅の耐震化や津波避難タワーの整備を進めてきております。また、ソフト対策としては、津波からの早期避難意識を高めるための啓発などに取り組んできております。

これらの取組によって、平成25年に想定した死者数４万2,000人を7,800人にまで減少させる効果があったと捉えております。しかしながら、対策は道半ばと言えますので、第６期行動計画でも必要な対策は強化、加速してまいります。

○２番（戸田宗崇君）　答弁ありがとうございました。

南海トラフ地震発生確率は80％程度に引き上げた現在、ソフト・ハードを問わず、加速度を上げて強化しなければなりません。その姿勢は、予算内容からも知事の提案理由説明からも伝わってまいりました。

そこで、改めて県民の皆様に対しまして啓発も含め、令和７年度における防災対策のポイントにつきまして危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　第６期行動計画に掲げました４つの観点における令和７年度の主なポイントにつきましては、まず自助の強化

については、自らで命を守っていただくためにも、ＳＮＳやテレビＣＭなどを活用した津波からの早期避難意識率の向上、それから臨時情報発表時の対応など、啓発を一層強化してまいります。

続きまして、避難環境の整備の強化につきましては、特に災害関連死を防ぐためにも、市町村が行う災害用トイレや炊き出し資機材、簡易ベッドなどの導入を支援してまいります。

復旧・復興作業に向けた事前の備えの強化におきましては、能登半島地震を踏まえて、事前復興まちづくり計画の策定を土砂災害特別警戒区域の広がる中山間地域まで拡大をしまして、まずは市町村が計画を策定する際に参考とする指針を作成してまいります。

４つ目の、災害に強いインフラ整備の加速におきましては、地震による被害の軽減と復旧・復興活動の円滑な実施のため、緊急輸送道路の整備や上下水道施設の耐震化などをさらに進めてまいります、といったことが主なことになります。

○２番（戸田宗崇君）　安全・安心な高知の実現を目指して、第６期南海トラフ地震対策行動計画に基づき、目指すべき３つの高知県像として、命を守る、命をつなぐ、生活を立ち上げる、こういった対策の強化に令和７年度は取り組んでいきたいと先日御説明をいただいたところです。

現在策定中の第６期南海トラフ地震対策行動計画では、事前の備えとして、災害に強いインフラ整備の加速化を図る、特に緊急輸送道路の整備や上下水道施設の耐震化を進め、強靭な県土づくりを目指すとの内容でありますが、上下水道の耐震化率を土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（横地和彦君）　まず、上下水道のうち基幹管路につきましては、令和５年度末時点で総延長2,565キロメートルのうち794キロメートルが耐震適合性のある管となっており、耐震化率は30.9％となっております。また、浄水施設の耐震化率は59.4％、配水池の耐震化率は75.9％となっております。

一方、下水道施設につきましては、令和５年度末時点で下水道管路の幹線など323キロメートルのうち152キロメートルで耐震性を確保しており、耐震化率は47.1％となっております。また、県内に20ある下水処理施設のうち11処理場で耐震が完了しておりまして、耐震化率は55％となっております。

○２番（戸田宗崇君）　答弁ありがとうございます。

次に、市町村が行う上下水道耐震化を加速化させるには県としてどのような支援をお考えなのか、土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（横地和彦君）　今般の能登半島地震を受けまして、浄水場や下水処理場などのいわゆる上下水道システムの急所施設や避難所等の重要施設に接続する上下水道管路等の耐震化が課題となりました。そのため、国からこうした施設の耐震化を計画的かつ集中的に取り組むよう要請があり、県内各市町村で耐震化計画を策定したところでございます。今後、この計画に基づき、市町村が耐震化を進めることとなります。

市町村の取組を県として支援するため、まず技術面におきましては、高知市、高知県建設技術公社及び日本下水道事業団の協力を得まして、技術者の不足する市町村への支援体制を構築してきたところであります。

次に、財政面におきましては、上水道の耐震化事業の補助率かさ上げや補助要件の緩和、耐震化予算の確保などについて国に対し政策提言を行ってきたところでございます。その結果、耐震化への補助率のかさ上げなどの一定の成果はあったところでございます。

引き続き、補助対象となる要件の緩和ととも

に、今後は下水道も含めた耐震化予算の確保につきましても政策提言を行っていく所存でございます。

○２番（戸田宗崇君）　丁寧な御答弁ありがとうございました。

南海トラフ地震等の大災害発生後のまちづくりについて、発災前に事前に備えておくべきことを計画する事前復興まちづくり計画の策定に着手する自治体が増えております。先月には、黒潮町が県内で初めて策定いたしました。

現在、16の市町で策定作業中とのことでございますが、他県に比べて策定が進んでいる県内の状況は、やはり県の支援が効果を発揮しているものと思われます。

令和７年度からは中山間地域の市町村にも支援対象を拡大するとお伺いしております。中山間地域には多くの土砂災害警戒区域があり、災害発生後の平地確保など、課題は沿岸部と異なるところであります。

中山間地域の特有の課題をどのように捉えておられるのか、危機管理部長にお伺いをいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　中山間地域におきましては、地形が急峻で地質が脆弱な箇所があります。多くの土砂災害特別警戒区域を抱えております。この警戒区域内におきましては、地震の大きな揺れによって土砂災害が発生して住宅が被害を受けることが想定されますし、法令上の建築制限によって、同じ土地での住宅の再建というのは容易ではないという状況にあります。

加えまして、中山間地域におきましては高齢化や過疎化が進んでおります。将来にわたって持続可能な地域をどう描くのか、発災後の地域をどうするのかといったこと、その将来像をあらかじめ住民と共有しておかないと、発災後に人口流出が起こるといったことがありますので、さらに過疎化が進むことも想定をされます。

このような中山間地域特有の課題への対応としては、市町村における中山間地域での事前復興まちづくり計画の策定を進めていくということにしております。

○２番（戸田宗崇君）　答弁ありがとうございました。

事前復興計画につきましては、作成しておくことで復旧･復興の時間が短縮できるものです。東日本大震災で復旧・復興に時間がかかった要因は､復興後の町の姿の合意形成に時間がかかったためとも言われております。

現在、県内の事前復興計画を作成している自治体からは、国の補助金を活用しているが国の予算枠が少ないことから、作成期間を複数年に延ばしているという話もお伺いしております。

県として、早急な事前復興計画の作成への財政支援についてどのように考えているのでしょうか、危機管理部長にお伺いいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　市町村が計画を早急に策定するためには、専門知識それからノウハウが必要であるということでございます。外部委託に係る財政支援というのは必要だと考えております。このため、財政支援としましては、国の交付金を活用した上で、さらに手厚く県独自の補助金を上乗せして、市町村の計画策定を後押ししてきているところでございます。

来年度からは、これまでの沿岸地域に加えまして中山間地域にも拡大するということがございますので、これまで以上に財源が必要となってきます。このため、国の交付金が計画的に配分されますよう、予算要望の際にあらかじめ調整を行っておくなど財源確保に努めてまいりますし、加えて県独自の補助金によっても引き続き財政支援していきたいというふうに考えております。

○２番（戸田宗崇君）　丁寧な御答弁、皆さんあ

りがとうございました。

先日、総務省から、南海トラフ地震における応急対策職員派遣制度アクションプランが策定、発表されました。これは、事前に支援する自治体を決めておくことでふだんから連携が進み、災害対策の効果も高まると期待されており、４月から運用が始まるとのことであります。

特に大きな被害が想定される本県には、基本となる即時応援道県として島根県が、基本となる組合せ以外の即時応援道県として秋田県の２県が本県の支援に当たるとの計画であります。重点受援県である本県は、平時から即時応援道県と情報共有を図ることが求められています。具体的な内容は今後明らかになってくると思いますが、平時からの情報共有・連携は、県行政間のみならず、市町村や民間レベルでの連携・交流も必要かと思われます。

いずれにいたしましても、来る将来発生する確率が非常に高まっている南海トラフ巨大地震への備えは必要不可欠なものです。県民の備えへの準備、県内の自治体が行う役割、県の役割と、それぞれ対応するものでありますが、これまで以上の県からの支援が必要となると思いますので、今後も積極的な防災・減災への取組を期待しております。

最後に、本年度をもって退職を迎えられる井上副知事、長岡教育長、職員の皆様、長年にわたる御尽力誠にありがとうございました。日々の職務において専門知識を生かし、地域、県民のために尽力されてこられた姿勢に心から感謝申し上げます。退職後の新しい生活がさらなる充実と喜びに満ちたものになることを願っております。

これからも活躍されることを心よりお祈り申し上げまして、私の一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。(拍手)

○議長（加藤漠君）　以上をもって、戸田宗崇議員の質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

――――― ∽∽∽ ―――――

午後１時再開

○副議長（金岡佳時君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

塚地佐智議員の持ち時間は35分です。

37番塚地佐智議員。

○37番（塚地佐智君）　日本共産党の塚地佐智でございます。時間もございませんので、早速質問に入らせていただきます。

最初に、不登校対策についてお伺いをいたします。

昨年の12月県議会でも中根議員が不登校問題について質問をし、教育長からも前向きな御答弁もいただき、この課題に対する真剣な取組が広がっていると思います。しかし一方で、教職員と子供たちの忙しさは相変わらず、とりわけここ数年の不登校になる特徴は、学年が低学年化していることです。現在の学校が子供たちにとっても魅力ある学校になっているのか、根本問題が突きつけられています。

県教育委員会としても、課題意識の下、2023年６月に高知県不登校児童生徒の多様な教育機会確保に関する協議会を設置され、先進地視察、不登校児童生徒や保護者のアンケートも実施をし、議論を重ね、昨年12月に、子供たちが誰一人取り残されない学びの保障に向けた提言が作成をされ、提出をされました。個別の不登校児童対策という狭い枠にとどまることなく、子供たちが誰一人取り残されない学びの保障という現在の学校の在り方や社会のありよう、さらに

は子供の意見を聞く姿勢が貫かれ、大変示唆に富んだ提言だと思います。

私は、この提言が、まず第１の柱に安心・安全な学級・学校づくりを打ち出し、すべての子どもの居場所としての機能を果たすよう努める必要がある、そのために教職員は日頃から子どもとの温かい人間関係を構築し、悩みや問題を気軽に相談できるような学校風土の醸成に努めることが重要であると書かれていて、不登校となる原因は子供や家庭の責任ではなく、一人一人の子供に適切な対応が取れていない学校のありようなのだとしていることに、大いに共感するものです。

教育長は学校現場での経験もおありですが、この重要であると指摘された点をどのように受け止められたか、お伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　不登校は、様々な要因が複雑に絡み合って生じるものであり、誰にでも起こり得るものでございます。そのため、その子供の周りにいる全ての関係者が子供を真ん中に置いて、それぞれの立場で協力し合って支援を行っていくことが必要と考えております。

その上で、不登校は、学校に行かないあるいは学校に行けない等、学校に関わる形を取って生じるものであり、学校は子供たちにとって安心・安全で魅力的な場所であるのか、学校自身の在り方を問い直していく必要があると考えます。そのような意味で、本協議会からいただきました安心・安全な学級・学校づくりを含めた今回の提言については、県教育委員会としてしっかりと受け止め、対応策を取っていかなければならないと考えております。

○37番（塚地佐智君）　大変多岐にわたって、提言の中では具体的な問題点の改善点が指摘されていますので、ぜひ全面的な実践というところに力も入れていただきたいと思います。

今、受け止めをお伺いいたしましたが、このことを学校現場で具体化するために、教育行政として今後何に重点を置いて進めるべきとお考えか、お聞かせください。

○教育長（長岡幹泰君）　子供たちが安心・安全に過ごし、楽しく学び成長できる学校づくりを進めるためには、まず第１に、教員が子供の心の状況に気づき、そして子供たちをしっかりと受け止めることができるよう、子供と向き合う時間を確保することが重要と考えます。そしてそのため、学校の働き方改革を確実に進めていくとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門人材や、あるいは地域の方々と学校の連携体制を整えていかなければならないと考えるところでございます。

そして２つには、学校における教育活動の中心となる授業を魅力あるものにしていくことが重要であり、そのために、子供たちが分かった、面白いと思う授業づくりが進められるよう、教員の学ぶ機会を充実させることが必要と考えております。

そして３つには、仮に子供たちが不登校になったとしても、その子供たちが学びたいと思ったときに学びにつながることができるよう、学びを保障していく体制をつくることが必要でございます。

県教育委員会としましては、こうした点に重点を置きまして、子供たちが誰一人取り残されることがないように、多様な教育機会の確保を含めた不登校対策の取組を進めてまいります。

○37番（塚地佐智君）　ありがとうございました。問題点は本当に共有をされていると思います。残りはやっぱりきちんとした人材を整える、予算をはじめとした人材確保というところが大変これから重要になってこようと思いますので、ぜひ御奮闘いただきたいと思います。

私たち県議団、党県委員会も、この間、不登校で悩んでおられる保護者や教職員、スクール

カウンセラーの方などとの懇談をして、聞き取りで直接声も聞いてまいりました。今すぐ学校が変わらなくても、日々成長していく子供たちの学びの保障をどうしていくのか､関係者の方々の努力や要望もたくさん聞かせていただいてまいりました。その中から幾つか質問をさせていただきます。

まず、子供から学校に行きたくないと言われたときの最初の対応です。多くの保護者は、学校に行かせるのは親の務めという意識があり、自らを責める日々が続き、学校に相談することをためらってしまう。一方、学校側も、学校に復帰してほしいとの思いが強く、外部の情報を積極的に提供することに消極的となり、保護者からは、情報が届かないとの声が寄せられています。

保護者の不安にも寄り添い、子供の支援につなげる上でも、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの役割は極めて重要で、高知県では全国に先駆けて配置を進めてきました。確かに配置校数は多いのですが、実際は数校を掛け持っている上に会計年度任用職員ですから週１回学校に来るだけなので、ゆっくり相談ができないとの指摘や、教職員や家庭、子供と継続して関わることができないとの悩みも出されています。言語化できない子供に寄り添った対応ができるスキルを蓄積、継承していくシステムも重要です。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを正職員として配置すべきだと思いますが、このことについて現在どのような検討がされているのか､教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　本県におきましても、全国と同様に不登校児童生徒数が増加している状況で、不登校対策をより充実させていくことが必要でございます｡その対応策の一つとして、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの業務の質的な充実を図っていきたいと考えているところでございます。

しかしながら、こうした人材を正規職員として雇用するとなりますと、定数上の取扱いや人件費の裏づけなど、整理していかなければならない課題も非常に多い状況でございます。

そのため、子供あるいは学校への支援をより的確に、かつ丁寧に行うことができるように、まずは専門性の高いスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを各地域拠点に常勤で配置すること、そういったことを、国に提言を行っているところでございまして、今後もその必要性について強く訴えていきたいと考えております。

○37番（塚地佐智君）　ありがとうございます。この時期、会計年度任用職員の方々は、来年度どうなるのかという不安の中に置かれています。専門性のある方々が着実にそこでスキルを身につけて成長していただくという上でも、私は、今、常勤化というお話もありましたけれども、やっぱり正職員として雇っていくという方向をぜひこれからも追求していただきたいということは要望しておきたいと思います。

不安を取り除きつつ、一人一人に見合った居場所や学びの保障をどうするかという課題があります。聞き取りでは、学校での居場所としての保健室はもちろんですけれども、学校図書館という回答も多く、大事な場所なのだと改めて認識されていますが、それぞれの市町村によって司書や支援員の配置に大きな差があり、居場所としても配置の促進が求められています。

そうした中、令和３年度からモデルケースとして実施してきた学校内に設置されているサポートルームが大きな成果を上げています。ある中学校では、専属の教員が配置をされ、学校に来づらくなった子供たちをパステルカラーの机やカーテンで威圧感なく温かく受け入れ、そ

こを拠点に、自分のクラスに行けるときは授業に参加するという取組で、その学校では不登校になる生徒がいなくなったとの報告もあります。

来年度以降、校内サポートルームについてどのようなことを取り組んでいくのか、教育長にお伺いをいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　校内サポートルームにつきましては、県教育委員会として、令和３年度に３校の指定校から研究をスタートし、教員加配や財政支援を行いながら設置拡充を図ってまいりました。現在、市町村が独自に設置しているものを含めまして45の小中学校にこの校内サポートルームが設置されております。そして、この校内サポートルームを設置する中学校からは、新規不登校生徒数の出現率が一定抑えられているといった報告も上がってきております。

こうしたことから、校内サポートルームの設置主体である各市町村教育委員会に対して、改めて、サポートルームの果たす役割やその効果についての理解を図るとともに、設置のための財政支援等を充実していきたいと考えております。

○37番（塚地佐智君）　ぜひ充実の方向でよろしくお願いをしたいと思います。

学校内での居場所だけでなくて、校外での学びの場の有効性も明らかになっています。その一つが、市町村教育委員会が設置をしている教育支援センターです。子供たちの自主性を重んじ、様々な活動に意欲的に取り組めるよう工夫をされ、自信を取り戻していく実践がさらに広がっていくよう期待をしています。

中でも、給食が届けられることで、子供が受け入れられているという安心感ができること、保護者の負担軽減にもなると、県内の幾つかの教育支援センターでは、定期的に通所している児童生徒の給食を学校給食センターから配送、学校と同じように教職員にも届けられるセンターもあります。市町村において、子供たちに寄り添った取組が進んでいます。

この間、声を届けてきた方の中には中山間地域の方々もおられ、フリースクールはもちろん教育支援センターに通所することも距離的に困難で、せめて学校区ごとの学外の居場所が欲しいとの要望も出されています。あったかふれあいセンターのサテライト会場などを活用するなど、中山間における居場所づくりについて、市町村教育委員会との協力もぜひ要請をしておきたいと思います。

校外の学びの場としてフリースクールという選択肢も大切で、来年度予算には運営費補助が提案をされています。大事な支援だと思います。しかし、平均３から４万円という高額な授業料や、教育支援センターを含めた通学費や活動費の負担ができない世帯もあります。この点に関して、令和５年度の文部科学省の委託事業として栃木県の教育委員会が実施をいたしました不登校児童生徒に対する経済的支援推進事業の調査結果が大事です。

この調査の目的は、義務教育の段階における普通教育に相当する機会の確保等に関する法律と基本方針を踏まえ、経済的な理由で教育支援センターなどに通うことが困難な児童生徒について、社会的自立に向けた学習等の活動に取り組むことができるよう支援を行うというもので、現行の就学援助における援助額を踏まえ、県教育委員会が児童生徒の保護者に直接支払った結果、子供の通所により対象児童生徒の人間関係の形成に寄与し、保護者の就労にもつながり、心理的余裕が生まれるという効果があったと報告をされています。こうした直接支援が大変重要だったという結果です。

本県においてもフリースクールへの運営費補助が始まる予定ですけれども、併せてそこに通所する困窮世帯への直接支援ができないか、こ

の点を教育長にお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　県教育委員会では、不登校の子供の学校外の学びの場の充実を図るため、令和７年度から、一定の要件を満たすフリースクールに対して教材費や活動費など運営費補助を行うことを考えております。これにより、フリースクールにおける教育内容の充実が図られ、また利用料等の負担軽減につながる可能性もあることから、この事業は通所する子供やその保護者の方にも効果を及ぼすものと考えるところでございます。

お話のありましたフリースクールに通所する困窮世帯への直接支援につきましては、まずは義務教育段階に係る学校を所管する市町村や、また関係部局とも十分に話し合うことが必要であるというふうに考えております。

○37番（塚地佐智君）　ありがとうございます。利用料負担についての軽減を市町村のほうとも協議もしていただくということですので、ぜひ積極的に実現の方向で協議を進めていただきたいとお願いをしておきたいと思います。その上で、県ができる助成をまた検討していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

最後に、不登校となったとき、行き渋りが始まった頃、子供の不安や保護者の戸惑いに向き合い、各種相談機関などとつながるための時間が大変重要です。とりわけ、不登校が低学年に広がっていることを見ると、保護者が家庭で対応することも必要となります。

不登校になるということが個人や家族の責任だけではなく社会全体の問題としての認識も広がっています。安心して子供に向き合う育児・介護休業や休暇制度の中に不登校児童生徒ケアも位置づける制度改正が求められています。

２月６日に、私ども日本共産党県委員会、県議団、保護者の方で、文部科学省に不登校対策についての要請に行ってまいりました。その際、不登校児ケアに対応する休暇・休業制度について、文部科学省の担当者からも、民間調査でも不登校の子供の保護者のうち４人に１人が離職か休職せざるを得なかったと聞いていると話され、問題意識を共有していることを実感いたしました。

厚生労働省でもこの間、育児・介護休業法の改正で看護休暇を見直しました。さらに、厚生労働省の雇用環境・均等局は、今年１月に「介護休業制度等における「常時介護を必要とする状態に関する判断基準」の見直しに関する研究会報告書」をまとめ、医療的ケア児の対応や不登校の家族への制度運用についても明記をされております。

知事部局において、この不登校児童生徒を抱える職員への職場での配慮について総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（清水敦君）　御指摘のような困難に直面した職員について、組織としてサポートしていくことは大変重要と考えております。休暇制度といたしましては、不登校の原因が疾病等にあって、医師が２週間以上の自宅療養が必要と診断した場合で、日常生活の介護が必要と認められれば、介護休暇の取得が可能となっております。そこまでに至らない場合は、休業、休暇というよりも、テレワーク、在宅勤務のほうが職員のニーズにマッチするのではないかと考えておりますので、そういった多様な働き方ができる環境を整えてまいりたいと考えております。

また、実際にテレワークを実施する際には、所属による業務の調整が必要になってくることも考えられますので、所属長が職員の状況をしっかりと聞き取って、組織としてしっかりとサポートしていくように努めてまいりたいと考えております。

○37番（塚地佐智君）　ありがとうございました。

再度確認ですけれども、不登校児童のケアについて介護休業の対象になるという確認でよろしいんでしょうか。

○総務部長（清水敦君）　介護休暇ですけれども、医師の診断があって、その上で日常生活の介護が必要と認める場合には取得が可能という仕組みになっております。

○37番（塚地佐智君）　先ほどちょっと御説明をしました厚生労働省の雇用環境・均等局が研究発表していますね。医療的ケア児や介護、不登校の子供たちにもこれの新しい指針をぜひ対象に検討してほしいということを提言されています。

その提言の中では、この判断基準は最低基準で、事業主における独自の取組として、労働者にとって、より豊かな内容の制度とすることは望ましいということも書かれていて、やっぱり不登校で悩んでおられる職員の皆さんにしっかり、こういう休暇も休業も取れますよということも周知もしていただきたいというふうに思うんですけれど、その点はいかがでしょうか。

○総務部長（清水敦君）　もちろん、現行制度でどういう使い方ができるのかということはしっかりと職員の皆さんに周知をしていきたいと思います。そのほかの今後の制度改正については、国ですとかほかの地方公共団体の動きもしっかりと見ながら対応してまいりたいと思います。

○37番（塚地佐智君）　ぜひ、取れるんだ、取りやすくするっていうことで、周知のほうもお願いをしておきたいと思います。

それでは次の、中山間での高齢者支援について質問をさせていただきます。

ちょっと質問が長く、前が長くなるんですけれど、中山間地域再興ビジョンの、くらしを支える柱に関して、山間地での実践から見えてきた課題について、県としての支援ができないかという思いでお伺いをいたします。

私がお話を伺ったのは、高齢者助け合いサービス事業として移動支援や生活支援を実施しているＮＰＯ団体の責任者の方です。この地域に移住してきて13年目、あったかふれあいセンターとは別事業として、町からの委託費300万円と利用者からの利用料で、約30名の高齢者を対象に、時給800円の登録ボランティア15名と一緒に地域を支えています。

バスの通る道まで下りてこられない独居の高齢者が多く、事務所から30分ほどの診療所への通院同行や買物、訪問時には布団干しなどの生活支援、病院では診察室に同行し医師の説明を聞いて県外の子供さんにメールを送るといった、まさに家族のような関係で生活を応援しています。この方が運営していることで、移住してきた若い人たちがボランティアで活躍しているという、全国的にも貴重なＮＰＯ団体で、移住者と地域をつなぐ大事な取組ともなっています。

ただ、大きな課題も提起をされました。この地域の訪問介護事業所は、片道40分以上のところで、ヘルパー不足も深刻で、身体介護を伴わない生活介助の依頼を受けることが多くなってきた。しかし、要介護者の支援は生活支援としても専門性があり、有償ボランティアが肩代わりすることでケア労働の買いたたきに利用されていると感じる。生活支援に参加するボランティアも人手不足で、高齢者が我慢しなくてはならなくなっている。山間地を支えてきた高齢者が大事にされないところでは安心して子育てもできないよねと若い移住者と話している、とも述べられました。

せめて自分たちの活動が支えになればと頑張っているけれども、300万円の委託費でやりくりするためには、電話は自分のスマホを使用し、使用車は別のボランティア団体が休止するので譲り受けることができたけれども、維持経費が見通せない。事務所から利用者さんの自宅まで

の走行は30分以上かかることもあるが、制度上、利用者の自宅からしか利用料が発生しないため、ボランティアの方の自己負担になっている。その上に、ガソリンの高騰が運営に大きく響いていて、運営が厳しく、やめたいとも思うが、利用者さんのことを知ってしまったら切り捨てるようなことはできない、との深刻な悩みもお聞きをいたしました。

高齢者が元気で住み続けるためになくてはならないこうした支援が、ボランティアによるやりがい搾取のような形でやっと維持されているという状況だと思います。

中山間地域での持続可能な生活支援の仕組みづくりにどのように取り組んでいかれるのか、子ども・福祉政策部長にお伺いをいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　本県では、認知症の高齢者や単身高齢者など支援を必要とする高齢者の増加も見込まれる一方で、深刻な訪問介護の担い手不足などによりまして生活援助サービスが行き届きにくい部分を、有償ボランティアなどが支えているといった実例もございます。

こうした課題に向けまして、昨年８月に改正をされました国のガイドラインでは、専門性が必要な介護度の高い高齢者への生活援助は介護事業所が担い、介護度が低い高齢者への生活援助は地域の住民組織など多様な主体により支援を行う方向性が示されております。

本県で高齢者の生活を支えていくためには、特定の担い手に負担がかかり過ぎることのないよう、ボランティア組織を含めまして、あったかふれあいセンターや集落活動センター、地域の企業や団体など、先ほどの多様な主体の参画を実現していくことが必要であると考えております。このため県では、地域における人材の発掘や活動の仕組みづくりを支援するために、市町村にアドバイザーを派遣いたしまして、生活援助のニーズと提供サービスのマッチングの仕組みや地域資源の生かし方などを助言する取組を新たに始めることといたしております。

議員のお話にありました有償ボランティアの活動が継続できるといったことは、若い移住者の定着や集落の活性化、人材不足が深刻化する中山間地域の担い手の拡大にもつながると考えております。今後も、地域の多様な主体の参入を促進しながら、柔軟で持続可能な生活支援の仕組みづくりに市町村とも協力して取り組んでまいります。

○37番（塚地佐智君）　ありがとうございます。ボランティア頼みということにならないってことがやっぱり大事だと思うんですね。その点はぜひ大いに伸ばしていただきたい部分だということで、今後ともの御活躍を期待したいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは最後に、特定利用港湾についてお伺いをいたします。

高知港、須崎港、宿毛湾港を特定利用港湾とすることを防衛省などと確認書を交わして、ほぼ１年になろうとしています。昨年12月20日に、総合的な防衛体制の強化に資する取組についてという内閣官房国家安全保障局の報告書が更新をされています。地図上に、特定利用空港・港湾となった８空港及び20港湾が明記をされました。この高知の３港も当然含まれています。

特定利用港湾がいかにも法的根拠のある行政処分としての指定のように見えますけれども、法的根拠はあるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（横地和彦君）　特定利用港湾は、国家安全保障戦略に基づき、関係閣僚会議で共有された認識の下、進められているものであります。

特定利用港湾を指定するというのは、自衛隊や海上保安庁の船舶の円滑な港湾の利用につい

て関係者間で確認する取組であるというものでございまして、これは港湾管理者に対して新たな義務を課したり、あるいは権利を制限しようというようなものではないというものであります。このことから、特別の法的根拠を必要とするものではないというふうに認識をしております。

○37番（塚地佐智君）　特別なものを課すものではないという、行政的な、法的根拠のあるものではないということを確認させていただきました。

次の質問は、今言いました報告書の中に、インフラ整備の考え方として、特定利用港湾・空港と自衛隊の駐屯地とのアクセスの向上に向け道路ネットワークの整備を図るということが追記をされました。

この新たに付け加えられた道路ネットワークの整備について国からの説明はあったのか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（横地和彦君）　特定利用空港・港湾と自衛隊駐屯地等とのアクセスの向上に向けて道路ネットワークの整備を図るという方針が、昨年12月20日に開催された関係閣僚会議で了承され、政府から発表されたということは承知をしております。

なお、このことについての国から本県に対する説明というのは今のところ受けてはおりません。

○37番（塚地佐智君）　国は年度内ということを公表しておりますので、またぎりぎりに何かを言ってこられるのかとちょっと不安に思っておりますけれども、私がここで一番不安視をしますのは、これまでの港と自衛隊の駐屯地とを結んでネットワーク化すると、その道路の運用を決めていくということになっているんですね。まさに面的整備に広がってきているということだと思うんです。この点は今後ぜひ注視をしていかなくてはならない課題で、国からの何かのお話があれば直ちに御報告もいただきたいということをお願いしておきます。

２月６日に第２回の意見交換会というのが、この確認に基づいて開かれております。意見交換会の参加者、メンバーをお伺いしようと思っていましたが、ここでお伺いするとちょっと時間がたってしまいますので、大変申し訳ございませんがメンバーは割愛させていただきたいと思います。各自衛隊の幹部の皆さんもこの意見交換会の中には参加をされているということだと思います。

この２月６日の意見交換会で、今後の港の利用計画の概略として、高知港の利用を予定していると、詳細は後日だという内容が公表をされております。今後の詳細については意見交換会の場で示されるのか、土木部長にお伺いをいたします。

○土木部長（横地和彦君）　意見交換会は、港湾の円滑な利用のために、自衛隊等による広報や訓練に係る大まかな利用計画についての情報共有というものを関係者間であらかじめ行うものということでございます。自衛隊等の港湾利用の詳細な情報につきましては、民間船舶と同様に、港湾管理者である県が使用許可申請を受理する際に事務的に提出していただくということを想定しております。

○37番（塚地佐智君）　ということは、これから直接自衛隊の方から県の土木部の港湾のほうに使用許可願が出てくる段階で明らかになるということでしょうか。

○土木部長（横地和彦君）　はい、そのように受け止めております。

○37番（塚地佐智君）　そうなったときの対応について引き続きお伺いしたいと思うんですけれども、この使用許可権限というのは今お話があったとおり県が持っています。県が持っていると

いうことは、知事が利用許可をその都度出すというふうに答弁をされています。

知事の許可権限というのは県民から負託されているものですので、訓練等の情報は当然、許可を出す以前に県民に公表されるべきものだというふうに思います。

この使用計画の内容を事前に公開するということが重要で、国や関係機関との間でこの点が合意をされているのか、知事にお伺いをいたします。

○知事（濵田省司君）　お話のように、特定利用港湾を自衛隊が使用する計画がある場合には、県といたしましては、この情報を可能な限り県民の皆さんにお知らせすることが望ましいと考えております。

これに関しまして、使用計画の内容を、許可を行う前、申請の段階で公表することを国との間で合意しているのかというお尋ねがございましたが、それは合意はございません。申請から許可までの間のやり取りの中で日程などの変更が生じ得ますため、本県では、こうした不確定な段階ではなく、最終的に許可が行われ、その条件が確定した段階で公表する扱いとしております。

具体的には、自衛隊の港湾利用につきましては、その使用日や使用する港・岸壁、船舶の種類、使用の目的、こういった情報を、使用許可後、速やかに県のホームページに掲載するという運用を本年度から開始いたしているところであります。

○37番（塚地佐智君）　やっぱりそこが私は問題だと思うんですね。それは通常のものなら構いませんよ。でも、Ｑ＆Ａの中に書かれたとおり、武器や弾薬の輸送や部隊の展開もあると、それに特定利用港湾を使うということが書かれてありましたね。そういうことが書かれてあるから、県民は心配をしている。それが決定以降県民に知らされたのでは何の意味もないです。

こういう計画がありますよということをまずはやっぱり県民に公表するという立場でこの問題に私は対応していただきたいということを思っておりますけれども、その点は再度知事にお伺いしてよろしいでしょうか。

○知事（濵田省司君）　これは港湾法の考え方によりますと、差別的取扱いが禁止をされております。ですから、知事のこの許可は自由裁量ではなくて、言わば羈束行為だと思っておりまして、例えば船のスペックが異なるとか予約がほかの船があるというような事情がない限りは許可せざるを得ないというものだと思っておりますので、そういう意味では、許可をした後に公表させていただくということで私は問題はないと思っております。

○副議長（金岡佳時君）　以上をもって、塚地佐智議員の質問は終わりました。

ここで午後１時40分まで休憩といたします。

午後１時35分休憩

午後１時40分再開

○副議長（金岡佳時君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

槇尾絢子議員の持ち時間は50分です。

６番槇尾絢子議員。

○６番（槇尾絢子君）　自由民主党会派の槇尾絢子と申します。議長のお許しをいただきましたので、質問に入らせていただきます。

初めに、旧姓の通称使用の拡充についてお伺いいたします。

令和４年の６月議会にて弘田県議から質問されておりますが、議論が高まっている今、改め

て、通称を使用していた経験も述べながら質問させていただければと思います。少しだけ長くなりますが、経緯等について説明させていただきます。

今国会にて、婚姻時夫婦どちらかの姓を称する同姓制度を改正し、選択的夫婦別姓制度を導入するか否かが議論されることとなり、世論においても様々な視点から関心度が高くなっております。

議論は、平成３年の法制審議会民法部会にて、婚姻及び離婚に関する制度全般並びに嫡出でない子の相続分に関する制度を見直すために審議が始まり、平成８年に、選択的夫婦別姓制度を導入する民法の一部を改正する法律案要綱が答申されましたが、国民各層に様々な意見があることなどから、国会に提出するには至りませんでした。また、国連の女性差別撤廃委員会では、夫婦同姓を義務づける日本の民法について、姓の選択に対し性差があると、20年以上前から過去４回にわたり、是正を求める勧告が出されております。

夫婦別姓が推進される理由として、大きく３つ、婚姻の際女性の94.5％が夫の姓を選んでいること、今まで使ってきた姓を変更することによる自己同一性の喪失、そして女性の社会進出に伴い仕事に支障を来す場面が増えてきたことが挙げられております。しかし、この一つ一つの理由ですが、一見、夫婦別姓を法制度化すれば解決するように見えますが、実際は異なると考えられるため、説明させていただければと思います。

まず、１つ目の理由ですが、婚姻の際、妻が夫の姓を名のることを暗に強制されているというものですが、微増ではありますが妻の姓を名のる夫も昨今では増加傾向にあります。また、男女共同参画の理念の下、固定的な性別役割分担意識の解消を国、本県においても取り組んでおりますので、夫の姓に変更しなければならないといった社会的慣習は今後徐々に薄れてくるのではないかと言えます。

２つ目の理由ですが、反対に夫婦別姓となりますと、ファミリーネームが失われることで、姓が個人を表すものへと変化してしまい、自己の同一性、一貫性を形づくる家族意識の希薄化、曖昧化を促してしまうおそれがあります。また、家族を一つの集団単位としてみなす戸籍制度も変質することが懸念されます。旧姓の名字に多くの方が愛着を持っていることは私自身もよく分かりますが、その愛着は、名字を象徴に家族で継承されてきたつながりを感じられるからであると考えます。

一方、３つ目の、仕事上での不便ですが、やはりこの件に関しては実際に不都合を感じる女性も多く、国は、議論が始まった後、社会生活上の不都合を解消すべく、今日まで旧姓の通称使用の拡充を推進してまいりました。通称使用がどこまで併記が可能となっているか、本県の現状について質問させていただきます。

まず、パスポートの旧姓の通称併記の現状について文化生活部長にお伺いいたします。

○文化生活部長（池上香君）　パスポートにつきましては、旅券法施行規則の改正によりまして、令和３年４月１日から、希望する方が必要書類を提出することで旧姓を併記できることとなっています。

本県での旧姓を併記したパスポートの交付実績は、令和３年４月から昨年３月末までの３年間で11件でございます。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

次に、運転免許証の旧姓の通称併記の現状について警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（髙清水善弘君）　運転免許証への旧姓併記は、令和元年12月１日から運用されております。旧姓を併記する方法は２通りござい

まして、所有している免許証の裏面に旧姓使用を記載するものと、新しい免許証の交付を受ける際に氏名の右側に旧姓氏名を括弧書きで記載するものがございます。

旧姓併記の手続は、運転免許証と、旧姓が確認できる住民票等を持参し、免許センターまたは各警察署等で行うことができます。

令和７年３月６日時点で､高知県内には208名の旧姓を併記した免許証の保有者がいらっしゃいます。

以上です。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

次に、選挙に際し、旧姓を通称として使用できる場面が増えてきていると思いますが、選挙管理委員長に現状をお伺いいたします。

○選挙管理委員長（田中庄司君）　選挙に際しましては、立候補時に届け出る氏名のほか、新聞広告や政見放送などに用いる氏名について、届出を行うことで旧姓を通称として使用することが可能となっております。直近３年間では、国政の選挙区選挙で２件、県議会議員選挙で１件の実績がございます。

また、令和２年９月の総務省通知により、当選証書や選挙後に告示される当選者氏名につきましても、申出があれば旧姓の併記をする取扱いとなっており、これまでに１件の実績がございます。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

県庁職員の旧姓の通称使用の現状について総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（清水敦君）　知事部局では、職員が職場において旧姓を使用できる制度を平成14年11月に導入しておりまして、令和７年１月１日現在で163名の職員がこの制度を利用しております。割合で申し上げると、令和５年度に結婚などの事由によって改姓の届出があった職員のうち､旧姓使用の申出があった職員は約８割､78.6％でございます。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

通称使用に対し、県民への周知が少しずつ進み､利用されているということが分かりました。また、窓口において、手続に対する不満等も特に上がってきてはいないということもお聞きしております。

また、昨今では手続自体の不便さも解消されてきており、マイナ免許証の導入により事前に利用同意手続を済ませていれば、名字の変更は自治体への届出のみで、運転免許センターや警察署での手続が不要といった取組が令和７年３月24日から始まるとお聞きしております。様々な手続のオンライン化が促進されていく中、不便さはより一層解消されていくことと思います。

一方、女性側に改姓の負担が偏っている現状を踏まえ、本県で通称使用の不便さに対し今まで県民から相談窓口に問合せ等はあったか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　ＤＶ被害、離婚問題や家庭問題などの相談窓口であります女性相談支援センターや、人権全般に関する相談窓口の高知県人権啓発センター、男女を問わず相談を受け付けておりますこうち男女共同参画センターソーレに確認をいたしましたところ、現在そうした相談実績はございませんでした。また、人権・男女共同参画課においても同様に、相談実績はございません。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

また、民間企業におきましても、９割近い企業が企業内での従業員の通称使用を推進しているという調べもあり、私自身、数年前、経営している会社の従業員が結婚し姓が変わった際、仕事上の姓を旧姓にしたいということで、労務的な手続も行いましたが、特に不都合は発生しませんでした。

一方、今回の議論の中で大きく焦点が当たっ

ておりますのが子供への影響です。内閣府調査では、子供にとってふさわしくない影響があるのではないかと答えた方は69％となり、別姓派の中でも子供の姓を選ぶ具体的な制度設計で足並みがそろっているとは言い難く、日本経済団体連合会や経済同友会が、別姓夫婦の子の姓を婚姻時に決めることを支持しているのに対し、日本弁護士連合会は、出生時に子の姓を決めるべきとの立場を取っております。

夫婦別姓がもたらす子供への影響についての所見を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　議員のお話にありましたように、現在、選択的夫婦別姓制度における議論の中では様々な意見が出ております。そうした中には、家族の中で姓が異なることについて、家族の一体感が薄れるや、子供に好ましくない影響があると思うなど、特に子供への影響を心配する意見も出ております。また、婚姻時または子の出生時といったいつの時点で子供の姓を定めるかといった議論もあり、例えば出生時ごとに定めた場合、兄弟姉妹で姓が異なるといった可能性もございます。

いずれにいたしましても、子供の姓の決め方をめぐりましては、制度導入の際には争点の一つになると考えております。

○６番（槇尾絢子君）　御答弁ありがとうございました。

私自身も、この質問を書いている際に、６歳になる息子と夫が目の前におりましたので、ふと、今までみんなで一緒の名字だったけれど、あしたからお母さんの名字かお父さんの名字かどっちか選ばないといけなくなったらどっちにすると質問してみました。今までの姓を選ぶだろうという予想に反し、息子は本当に悲しそうな目で夫を見ながら、お母さんと一緒にすると答えましたので、大変驚きました。

それを聞き、我々大人は選択に対しメリット・デメリットを考え、責任を持つことができますが、子供にはまだそのような複雑な選択はできませんし、片方を選ばなかったことに対し負の感情を抱くことも知りました。軽はずみな質問をしてしまったことを後悔し、子供に対し大変申し訳なく思いました。

このように、通称使用が生活の中である程度拡充、認知、普及され、子供への影響もあるのではないかと言われているにもかかわらず、夫婦別姓が推進される背景には、通称が法的根拠を持たないことが一因であると考えられます。

私自身の経験ですが、結婚し、夫の姓に変更した際、承継していた中小企業の法人名が旧姓を冠しておりましたので、関係者全てに結婚したことを伝えることが難しく、また新規の取引先等には法人名と代表名が違うことで違和感を持ってほしくないという思いで、通称を使用しました。また、経営者は各種団体等に所属する機会も多く、それら全てを変更することの煩雑さも理由の一つでした。

商業・法人登記、不動産登記、特許を取得する際の特許庁への手続等、ビジネス上考え得る手続の多くは、ここ数年で通称併記が可能となっておりますが、私自身は、登記内容や銀行関係の情報は第三者に開示する場面は限定的であると考えたため、通称でなく実際の姓に変更いたしました。その際、特に複雑な手続はありませんでしたし、通称と戸籍上の姓が相違することで経営上不都合な点は発生しませんでしたが、金融機関の口座開設など、通称使用を認めないケースもまだ残っております。

改めて、旧姓の通称使用の法制度化についての御所見を知事にお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　近年、女性の社会進出や価値観の多様化が進んでおります。そうした中で、御指摘もありましたように、現在、結婚さ

れた場合、女性のほうが改姓しているというカップルが95％という数字もございます。こうした女性は、結婚した後も、結婚前の御本人あるいは周囲が長年なれ親しんだ姓を使用したいという要望がおありだというふうに思います。こうした要望にしっかり応えるためには、現行制度の不便さや不利益を解消することが不可欠だというふうに考えております。

今、議員からの御紹介もございました、例えばパスポートの対応におきましては、旧姓併記という制度が動いておりますけれども、経団連のほうでは、これは国際的にはなかなか通用しにくいと、さらに制度改正が必要だという御意見でございます。

そして、御紹介をいただきました、かつて国の法制審議会が提示をされましたいわゆる選択的夫婦別姓の制度は、こうした要望への端的な解決策であるとは考えます。そういう意味で、野党だけではなく与党の一部あるいは経団連からも、この別姓制度の早期実現を求める声があると承知をしております。

しかしながら、議員からもお話ございましたように、この点に関しましては、我が国の伝統的な家族観や絆の崩壊を招き、好ましくないのではないかといった、ある意味イデオロギー的といいますか哲学的な面からの反対意見も大変根強いものがあるというふうに考えております。こうした立場の方々からは、国政の場などで、旧姓の通称使用の拡大によってこの問題の解決を図ってはどうかという提案もたくさん行われているという状況だと思います。

私自身の考えでございますが、これはかねてから申し上げているとおりでございますけれども、こうした不利益を解決いたします現実的な手法といたしましては、法律の改正で、併記ではなく本名に置き換えるような形での旧姓の通称使用を認める、言わば通称使用を究極的に拡大していくという手法で打開案が見いだせるのではないかというふうに考えているところでございます。

こうした視点で、現在この具体的な案が示されているものを比較検討してみますと、自民党の稲田元防衛大臣がこういった制度を提唱されています。建前としての夫婦同姓制度は維持をする、しかし旧姓の併記ではなく置き換え型で、言わば通称として旧姓を使用できる、そして法律でそれを保証するといったような案でございまして、言わばこれは届出によって公的に旧姓のみを使用できることを認めるという案でございまして、こうした案をベースに具体的な制度設計を議論するというのが、今、賛成派、反対派、両派が折り合いどころを探すことができる最も現実的な対応ではないかという思いを持っております。

選択的夫婦別姓の採用で一挙に問題の解決を図るという、これも一つの考え方だと思いますけれども、社会の進歩は一歩一歩でないとなかなか進まないとすれば、一遍に前へ進むということに固執をせずに、一歩前進で、先々にはまた新たな見直しも考えていくといったような考え方もあり得るのではないかと思います。いずれにいたしましても、このテーマは国政の場で議論いただくべき問題でございますので、ただいま申し上げました旧姓使用を望む女性の希望に添えるような方向で与野党が真摯に議論をいただいて、早く成案を見つけていただくことを私としては期待したいと思っております。

○６番（槇尾絢子君）　御答弁本当にありがとうございました。

私自身も、四半世紀議論を続けてきたから決着を急ぐではなく、通称使用が拡充されてきた結果も受けていただき、また議論の場に立つことができない子供への影響も鑑みて、国において議論が進んでいってほしいと思います。

また、私自身、選挙への立候補時に、これを機会にと思い、通称使用をやめ、戸籍での姓に、メールアドレス以外は全て切り替えました。そのときに感じましたのが、婚姻時は26歳だったのですが、やはりまだまだ未熟で、経営に対する自信もなく、少しの不安要素も残したくない、煩雑な作業を増やしたくないという焦りもあったなというところです。戸籍の姓を名のり、特に仕事上不都合もありませんでしたし、改めて夫の家族とのつながりも感じることができました。

私自身、今後とも、誰がどの姓を選んでも、通称を使用しても、不都合なく活躍できる高知県、日本となるよう願い、取り組んでいければと思います。

次に、歯科衛生士について質問させていただきます。

歯科衛生士は国家資格であり、高い専門性を有しているにもかかわらず、勤務先を変更した経験が７割以上と高く、名簿登録者数は令和２年度には約30万人に上りながら、実際の就業者数は約14万人の半数以下にとどまっており、資格を持ちながら歯科衛生士として働いていない方が多く、現場においては７割の都道府県が不足していると答えております。

令和６年に行われた厚生労働省の歯科衛生士の業務のあり方等に関する検討会では、現状と今後の検討の進め方の中において、少子高齢化における歯科保健医療を取り巻く状況を分析しながら、令和７年に需要に関する検討がなされ、その上で業務の在り方、人材確保対策が取られると示されております。

本県においては、令和６年度も高知県歯科衛生士養成奨学貸付金制度が継続され、県、歯科医師会、歯科衛生士会一丸となって確保対策を推進されていることと思いますが、高知県歯科衛生士養成奨学金制度を利用した歯科衛生士確保の現状について健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（中嶋真琴君）　歯科衛生士養成奨学貸付金は、歯科衛生士の確保と地域偏在を解消するための制度で、特に不足感のある県中央部以外の歯科診療所への就業を促すものでございます。

平成30年度の制度創設後、実質的に初めての卒業生となります令和２年度の卒業生から直近の令和５年度の卒業生までの４年間で、16名の方が中央部以外の歯科診療所に就業し、現在も活躍をされております。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

歯科衛生士の男女比率は99％以上が女性であり、働く場として診療所だけでも県内に346か所、偏在もありますが各地域に広く分布しており、歯科診療所１か所当たりの衛生士数の平均は本県において約2.2人、先ほどの比率を鑑みますと、歯科医療の現場は女性が活躍する場の一つとなっていると考えられます。また、25から29歳の従事者数が最も高く、より魅力的な仕事内容、職場環境になっていくことは、本県への若者の定着、増加にもつながると考えられます。

一方で、結婚・妊娠・出産などライフイベント等で一時職場から離れた際そのまま退職、その後復帰したくともスキル不足を感じ、なかなか復帰できないといった現状があります。また、診療所であれば、平均雇用数が2.2人となれば、育休・産休中のみの代替要員の確保も大変難しいのではないでしょうか。

復職支援や人材確保対策は喫緊の課題であると感じますが、本県においてはどのような取組がなされているのでしょうか、健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（中嶋真琴君）　県内にも、歯科衛生士の資格を持ちながら就業されていない方が一定数いることから、県では県歯科医師会や

歯科衛生士会などと連携し、復職支援を含む人材確保に取り組んでおります。

現在、復職支援については、県歯科医師会のホームページで歯科診療所の求人情報の一覧を提供しているほか、復職前には実技の研修を行っております。また、人材確保については、歯科衛生士の認知度を向上させるため、県内３会場で職業体験のイベントなどを開催しております。あわせまして、来年度には、県歯科衛生士会と歯科衛生士の就業などに関する意向調査を行いまして、今後の取組に生かしていく予定でございます。

現在、国におきましても、歯科衛生士の人材確保を課題として捉え、今年度は処遇改善に向けた診療報酬の改定を行いましたし、令和８年度には歯科衛生士の確保対策を取りまとめるよう議論を進めております。こうした国の動向も見ながら、引き続き効果的な人材の確保に取り組んでまいります。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

近年では、口腔管理が誤嚥性肺炎の発症予防につながるなど、口腔と全身との関係について広く指摘がなされており、このような観点から、歯科医師だけでなく歯科衛生士が口腔管理に、より一層関わっていくことが期待されております。

今後、後期高齢者の増加とともに、在宅での生活を希望される方も増加することが見込まれますので、在宅歯科診療の充実によって歯科衛生士の活躍の場も増えていくと考えますが、本県の在宅歯科診療の充実に向けた取組について健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（中嶋真琴君）　歯科診療所への通院が困難な高齢者など、在宅療養者にとっても口腔ケアは欠かせないことから、県では、高知市、安芸市、四万十市の３か所に在宅歯科連携室を設置し、在宅歯科診療の普及を進めております。

在宅歯科連携室は、歯科衛生士が診療の相談を受けた後、患者宅を訪問して口腔のチェックを行い、治療の必要があれば近隣の歯科診療所が訪問する仕組みとなっております。今年度の活動実績は、12月末時点で482件の相談があり、歯科衛生士の訪問が235件、歯科医師による訪問治療が182件となっております。

利用者は増加しておりますが、歯科診療の必要がありながらも利用ができていない患者もいることから、来年度からは、日常的に患者に接している訪問看護師などが歯科診療の必要性を判断して在宅歯科連携室につなぐ取組も始めることとしております。

引き続き、在宅療養者に必要な歯科診療が行き届くよう、関係団体と連携して取組を強化してまいります。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

次に、災害時における妊産婦、乳児への支援についてお伺いいたします。

先日、高知県医師会災害医療対策研修会に参加させていただき、能登半島地震が発生した際、石川県医師会災害対策本部にてＪＭＡＴの指揮を執られた秋冨先生のお話をお伺いいたしました。東日本大震災や能登半島地震、大きな災害での救援活動を経験された立場からの現実的な知見、アドバイスは、来る南海トラフ地震を考えるに当たり大変意義のあるものでした。

対策の一部で、避難所内での事前取決めやリハビリ等が必要な方へのスペースの確保、妊産婦、乳児、障害のある方、高齢者のための備蓄など、避難所運営の重要性が挙げられておりました。一方で、高齢者や障害がある方、妊産婦、乳児など特別な配慮が求められる方々は、一般の避難所において生活することが困難な場合が

あります。

このような方々を対象として福祉避難所を各自治体で指定しておりますが、各自治体の福祉避難所の指定状況について過不足はないか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　議員のお話にありましたとおり、一般の避難所で避難生活を送ることが困難な要配慮者の避難先を確保するため、市町村が福祉避難所を指定しております。令和６年９月の時点で、社会福祉施設や特別支援学校など248施設、１万584人分が指定をされております。

一方で、福祉避難所への想定避難者は１万5,403人が見込まれておりまして、県全体で4,819人分が不足をしております。市町村ごとに見てみますと、充足しているのは21市町村、不足しているのは13市町村でありまして、特に高知市が5,758人不足といった状況にございます。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

昨年２月議会でも、福祉避難所の重要性は先輩議員の方々が質問されていらっしゃいましたので、今回は妊産婦、乳幼児に視点を当てて質問させていただきます。

現在、避難所での妊産婦、乳児の対応について、避難所で生活している妊産婦、乳幼児への支援のポイントとして段階ごとの支援がまとめられ、避難所生活において母子にストレスがかからないよう計画されております。

一方で、災害時、身体的・精神的ダメージにより妊娠経過が不安定になりやすく、流産や早産の危険性が高まる可能性もあり、また乳幼児は環境の変化を受けやすく、体調を崩す可能性も出てくるため、母子専用の避難所の必要性は少しずつですが議論が高まってきているところです。

本県に妊産婦や乳幼児の受入れに特化した福祉避難所は指定されているか、子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　県では、市町村向けに、高知県福祉避難所設置・運営に関するガイドラインを作成し、市町村はこのガイドラインに基づきまして、特別養護老人ホームや障害者支援施設、保育所などを福祉避難所として指定しております。

この中で、妊産婦や乳幼児の受入れに特化した福祉避難所は、令和６年９月現在、５市町で16施設が指定されておりまして、その多くは保育所でございます。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございます。

16か所、現在指定されているとのことで、今後、各自治体で妊産婦や乳幼児の受入れに特化した福祉避難所の指定数を増やしていくことへの御所見を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　災害時に妊産婦や乳幼児に配慮した施設は、心身の健康状態の悪化防止のために必要となってまいります。しかし、先ほど申し上げましたように、妊産婦や乳幼児の受入れに特化した福祉避難所は16施設にとどまっております。このため、妊産婦や乳幼児が安心して避難生活が送れるよう、これらの方に特化した福祉避難所を増やすことや一般の避難所での配慮などを市町村に働きかけてまいります。

また、現在の福祉避難所の想定避難者数は、高齢者や障害者といった属性ごとの細かな分析ができていないため、有識者による検討会を立ち上げまして、想定避難者数や施設の受入れ可能人数を精査し、よりよい避難の在り方を検討することといたしております。この検討会の中におきまして、妊産婦や乳幼児の避難の在り方についても検討してまいります。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

先日、自民党の女性局で、香川県にあるメロディ・インターナショナル株式会社さんが開発されました周産期遠隔医療機器を視察させていただきました。香川県は、中山間だけでなく島嶼地域も多く、そういった地理的要因も重なり、10年前までは赤ちゃんの死亡率がワースト１位であり、世界中のお母さんに安心・安全な出産をという思いで遠隔医療サービスを提供するネットワーク型分娩監視装置ｉＣＴＧと周産期遠隔医療プラットフォームMelody iの開発に取り組まれたことをお伺いいたしました。

現在、岩手県、千葉県、京都府、石川県で導入されております。また、石川県では能登半島地震発生の約３か月前に輪島市等の病院８か所に導入がなされており、地震の際は産科病棟も被災しましたが、翌日から分娩を再開することの一因に寄与したという事例もお伺いいたしました。

南海トラフ地震の発生率も高まっている中、中央部に産科施設が集中し、中山間、海岸部を多く抱えている本県において、遠隔医療の重要性は高いと考えますが、今後の周産期遠隔医療の展開について健康政策部長にお伺いいたします。

○健康政策部長（中嶋真琴君）　本県では、分娩施設の減少と地域偏在が課題となっていますことから、周産期遠隔医療の導入は積極的に検討すべきと考えます。このことは、昨年12月に公表しました周産期医療の将来像にも位置づけておりまして、来年度には、県の周産期医療協議会にＩＣＴ機器活用の検討部会を立ち上げて、遠隔医療の導入について議論を開始します。

周産期の遠隔医療機器については、一定の評価がある一方で、産科医師からは、導入に当たっては慎重な議論が必要との意見もございます。このため、来年度、検討部会で議論を行い、機器の安定性や安全性を確認しながら、再来年度以降に導入する予定としております。導入ができれば、お話にありましたように、分娩施設が遠方の妊婦さんにとって安心で安全な出産につながることはもとより、災害時にも有効と考えております。

○６番（槇尾絢子君）　御答弁ありがとうございました。

次に、デジタル化の促進についてお伺いいたします。

2020年に勃発いたしました新型コロナウイルスの感染拡大は、本県の経済活動を急激に落ち込ませ、多くの中小零細企業の利益が大幅に悪化する要因となりました。この間、資金繰り等の支援により借入を増やすことで、企業は倒産を回避いたしました。アフターコロナ下の企業が利益を回復させ、借入金の返済をスムーズに行っていくためには、不採算事業の整理とデジタル技術の活用による様々なコスト削減が必要であると感じております。

今までの取組を踏まえ、デジタル化がもたらした成果について商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（岡田忠明君）　県では令和３年度から、産業振興センターに、デジタルに関する専門人材を配置し、企業のデジタル化計画の策定や実行に向けた伴走支援に取り組んできました。

これまでに計画を策定した125社のうち、計画期間が完了した47社の効果を検証した結果、約３分の２の企業で売上げや利益が増加しています。また、１社当たりの平均で年間2,000時間を超える業務が削減されたことで、残業時間の縮減や省力化にもつながっています。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

デジタル化に取り組んだことで県内企業にどのような変化があったのか、事例について商工労働部長にお伺いいたします。

○商工労働部長（岡田忠明君）　多くの企業で、システムや機械装置を導入することで伝票の転記作業や製造工程の検査業務などを自動化し、ミスの削減や品質の向上につなげています。また、これまで経営者の経験や勘を頼りに事業活動を行っていた企業が、社内や顧客のデータを見える化することで、データに基づく経営判断や事業活動を行うようになるなどの変化も生じています。さらに、特定の担当者に依存していた属人的業務を標準化したことで、従業員の休暇取得が促進されるなど、働き方改革につながった事例も生まれています。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

先日、会派の何名かで、香川県にあるかがわＤＸ Labを視察させていただきました。かがわＤＸ Labは、香川県内を一つの生活圏として、デジタルによる地域課題解決を通じたまちづくりに取り組む官民共創のコミュニティーのことを指します。視察をさせていただき、企業を含め老若男女広く県民が気軽にデジタルに触れ合え学べる場は大変重要であると感じました。また、デジタルの便利さを個人が身をもって理解することは、各産業のデジタル化の促進にもつながっていくと考えられます。

しかし、中山間地域の中小零細企業では高齢の経営者の方も多く、パソコンやスマートフォンを仕事の中で使うことに抵抗感を感じる方もまだまだ多いと感じます。今後、企業を廃業するのではなく、次の世代への事業承継につなげるためにも、そういった企業の皆様にデジタル技術の便利さを感じてもらい、仕事の中にデジタルツールを取り入れてもらうような取組が必要であると感じますが、商工労働部長に所見をお伺いいたします。

○商工労働部長（岡田忠明君）　令和５年に実施した県のアンケート調査では、県内企業の約半数がデジタル化を活用しておらず、その傾向は特に小規模企業で顕著です。とりわけ、地元にＩＴ企業やパソコン教室が少ない中山間地域では、デジタル技術導入のきっかけが乏しいため、県内でも情報格差が生じています。

このため、来年度は、中山間地域４か所で、デジタルをあまり活用されていない企業を対象にデジタル入門講座を対面式で開催し、デジタル導入のきっかけとしていきます。この講座では、実際にデジタルツールに触れていただき、デジタル化の効果や利便性を実感していただくことで、中山間地域の中小零細企業のデジタル化を促進していきます。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

視察の中で私自身衝撃を受けましたのが、高齢者の方が写真の加工などデジタル技術を積極的に学んでいた姿です。このようにデジタル技術を使いこなされている高齢者がいる一方で、デジタル技術に不慣れな高齢者も多いと感じます。

県が今年度実施した県民世論調査では、70歳以上の約４分の１に当たる方がスマートフォンを持っていないと回答されております。その原因の一つとして、県内の町村の多くには携帯ショップがなく、身近にスマホの操作を相談する場所がないためではないかと考えられております。

そのため、県民の誰一人としてデジタル化に取り残されないためにも、デジタルに不慣れな高齢者の方が身近な場所で気軽にスマホの使い方を相談できるような取組が大変重要であると感じますが、総合企画部長の御所見をお伺いいたします。

○総合企画部長（松岡孝和君）　議員からお話のありましたように、スマートフォンを使い慣れていない高齢者にとって、身近で気軽に相談できる環境を整えることは大変重要と考えております。

県では令和４年度から、市町村やあったかふれあいセンターなどの職員を、身近な場所で相談を受けるサポーターとして養成してきております。令和４年度から令和６年度で207名の方をサポーターとして養成してまいりました。

より多くの高齢者が身近で気軽に相談できますよう、引き続きサポーターの養成にしっかりと取り組んでまいります。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。今後とも本県のデジタル化が進んでいきますように、どうぞ引き続きよろしくお願いいたします。

次に、依存症について質問させていただきます。

県では今まで、依存症に対し、アルコールによる健康障害、ギャンブルや薬物等の依存症、それぞれの依存症を各段階に分けて対策してきたことと思いますが、令和６年度より総合的に依存症対策を推進し、様々な依存症にも対応できるよう、共通する対策やそれぞれの特徴を踏まえた包括的な計画として高知県アルコール健康障害・依存症対策推進計画を策定されたことと思います。同計画に記載されている３つの段階についてお伺いいたします。

まず、発症予防においては、依存症は病気であるとの理解が広がるような普及活動が重要と思われますが、具体的な取組を子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　依存症は、誰もがなり得る可能性があり、適切な治療と支援により回復することが可能な脳の病気であると言われております。県では、こうした依存症に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでおります。具体的には、メンタルヘルスに関する県のサイト、メンタルヘルスサポートナビにおきまして、依存症の仕組みや、回復のために必要な心構え、また県内の相談窓口などについて総合的に情報発信を行っております。

さらに、近年、オンラインで気軽にできるギャンブルが全国的な広がりを見せているため、今月中をめどに、ギャンブル依存症に関するドラマ仕立ての啓発動画を作成予定であります。来年度からは、この動画をＳＮＳ上で発信いたしますとともに、県が実施する依存症の予防講座など様々な場面において活用し、依存症の正しい知識の普及啓発をさらに充実させてまいります。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

次に、進行予防においては、治療が必要な依存症の方が早期に適切な医療につながるよう、相談体制や医療提供体制の充実が求められていると思われますが、具体的な取組について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　依存症は、本人に病気であることの自覚が少ないという特徴があり、その結果、医療機関での受診が遅れ、症状が進行してしまうといった傾向がございます。

このため、県では、進行予防の取組としまして、潜在的な依存症の方も含め、早期に相談につなげ、支援ができるよう、市町村のケースワーカーや社会福祉協議会の職員などを対象に、依存症の基礎知識などを学ぶ研修を開催しております。また、内科医など、依存症の患者を最初に診察することの多い地域のかかりつけ医を対象に、依存症など精神疾患の基礎知識を学ぶ研修を開催しております。

来年度は新たに、県内の依存症治療の充実を図りますため、精神科医を対象とした依存症の医療的知識や対処方法を学ぶ専門研修を実施する予定であります。

これらの研修を通じまして、依存症の方を早期にふさわしい相談窓口や適切な医療につなげる体制を充実させてまいります。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

最後に、回復・再発予防においては、依存症の方が一人の力で回復や再発を予防することは難しく、同じ目的を持った仲間や自助グループの支援が重要です。そうした支援を行う場である回復施設は全国にあり、山梨県や岩手県などのギャンブル依存症の回復施設では、当事者がスタッフとして活動し、社会復帰に向けた生活訓練や就労支援も行っていると伺っております。

そこで、本県において、こうしたギャンブル依存症の回復施設が整備されることへの所見について子ども・福祉政策部長にお伺いいたします。

○子ども・福祉政策部長（西森裕哉君）　ギャンブル依存症回復施設は、依存症からの回復を目指す方が健康な心と規則正しい生活習慣を取り戻していく場所だと承知をしております。施設では、当事者同士が悩みや経験を語り合うグループミーティングや、ボランティアや清掃活動など地域とも連携しながら、社会復帰に向けた支援を行っております。

依存症の方が病気と向き合い回復していく上では、御家族だけでなく、地域の支援機関や同様の経験を持つ仲間などによる支援が重要となってまいります。県の精神保健福祉センターでは、自助グループや家族会の活動への支援、また市町村など身近な支援者を対象とした研修などを行いまして、依存症の方を地域で支える体制づくりに向けて取り組んでおります。

こうしたことから、仮に本県に同様の施設が設置された際には、地域全体でギャンブル依存症の方を支えていくといった視点で連携した取組ができないか、検討することになると考えております。

○６番（槇尾絢子君）　ありがとうございました。

次に、ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害防止に向けた取組について質問させていただきます。

近年、全国的に、おれおれ詐欺などをはじめとした特殊詐欺の被害が拡大して深刻な状況となっていますが、特殊詐欺以外にも、ＳＮＳを使用して対面することなく金銭などをだまし取るＳＮＳ型投資･ロマンス詐欺の被害が増加し、昨年は県内でも約６億5,000万円の被害が発生したと報道されております。

ＳＮＳ型投資詐欺は、投資をすれば利益が得られると信じさせ、投資アプリに誘導して虚偽の利益を表示することにより信頼感や安心感を与え、架空の投資を継続させながら金銭などをだまし取るもので、ＳＮＳ型ロマンス詐欺は、恋愛感情を抱かせ、交際の継続や結婚を前提としながら、架空の事実等を口実に金銭などをだまし取るものです。

このＳＮＳ型詐欺の特徴として、特殊詐欺が高齢者層に被害が集中している一方で、ＳＮＳ型詐欺の被害者は若年層や壮年層にも拡大していると伺っております。この種の犯罪については、犯人側がどのように接触してくるか、どのように金銭を要求してくるかなど、犯行の手口を広く知ってもらうことが重要と考えます。

ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺の被害防止に向けた広報啓発の取組について警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（髙清水善弘君）　議員からお話がありましたとおり、この種の詐欺被害を防止するためには、県民の皆さんに犯罪、犯行の手口を広く知っていただくことが重要と認識しております。

そのため、県警察では、被害発生時における新聞やテレビ、ラジオによる広報をはじめ、県警察公式エックスやデジタルサイネージ、広報用チラシの配布、被害防止イベントの開催、大学や老人クラブでの防犯講話など、その手口を広く知っていただくため、あらゆる活動を通じ

て注意喚起を行っているところでございます。

加えて、来年度は、詐欺の手口を紹介する動画を作成いたしまして、幅広い年代層が閲覧しておりますフェイスブックやユーチューブなどで配信することを計画しております。令和７年度当初予算案に所要額を計上しているところでございます。

今後も、より一層タイムリーかつ効果的な注意喚起、広報を行うなど、詐欺被害から県民を守る取組に全力を挙げてまいります。

○６番（槇尾絢子君）　御答弁ありがとうございました。

終始熱心な御答弁をいただきまして本当にありがとうございました。

また、今議会で勇退されます、本日ここに出席されております幹部職員をはじめとする県庁の皆様方、これまでの県勢浮揚に対する皆様方の御苦労に感謝を申し上げまして、私の一切の質問とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○副議長（金岡佳時君）　以上をもって、槇尾絢子議員の質問は終わりました。

ここで午後２時45分まで休憩といたします。

午後２時24分休憩

午後２時45分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

下村勝幸議員の持ち時間は50分です。

11番下村勝幸議員。

○11番（下村勝幸君）　議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

まず、最初の質問であるスペースポート、いわゆる宇宙港に関しましては、新聞やメディアでこの話題を目にしたことがある方もいるのではないかと思います。これまで本会議におきまして何度か宇宙関連の質問をしてきた者として、さらには一般社団法人スペースポート高知の設立に至る経緯を知る者として、皆様に現在の状況や今後予想される未来図の形をお伝えできないかと思い、この質問を取り上げることにいたしました。

しかしながら、今から御質問させていただくことは全て仮定の話ばかりです。したがいまして、答弁は全て仮定の話ということで結構でございますので、ぜひ未来の高知、いや日本の未来の姿に思いをはせながら、そして夢を膨らませながらお答えいただければと思っております。

冒頭、説明が少し長くなりますが、御容赦願います。それでは、質問に入らせていただきます。

これまで本会議におきまして、令和４年２月議会、令和５年２月議会と２度にわたり宇宙関連の質問を行ってまいりました。そんな折、昨年の７月に２人の若者が、私のところに、お話を聞いていただきたいと言って、やってまいりました。私がこれまでに本会議で宇宙関連の質問をしていることを知り、訪ねてきてくれたようであります。

冒頭、彼らは、高知県にロケットの離着陸場を造りたいと思っているという話を始めました。取りあえず大型ロケットは種子島に任せ、当面は小型や中型ロケットの離着陸場を高知に造ることができないかというお話でありました。

そんな彼らは、土佐中・高の同級生で、大学を卒業後、それぞれが海外での仕事を経験しております。そんなお二人ですが、１人は家業を継ぐために高知へ帰ってきたときに、人口減少や少子高齢化の荒波にもまれ、だんだんと元気がなくなっていく高知を目の当たりにし、自分

の生まれ育ったこの高知を何とかしなくてはいけないと思ったそうであります。そこで、現在ニュージーランドで衛星などの宇宙機通信システムを設計、開発する業務に携わっているもう一人の友人と、この高知県に宇宙輸送機の離着陸場を造り、それを核として宇宙産業を興そうと考えたようであります。

当初、私が話を聞いたときは、それがあまりにも壮大な計画で、私自身、現実的には少し難しいのではないかと考えておりました。しかしながら、その後何度も彼らと意見のやり取りをする中で、徐々に、若者らしい非常に夢のある大胆なその発想に大いに共感するようになりました。

そこで、まずは高知県内の各種団体の皆様に、御意見を伺ってみようということになり、高知高専の今井先生を含めた３人で各界の皆様の御意見を伺うことといたしました。なお、今井先生につきましては、全国の高専生と一緒に実際に人工衛星を開発し、その人工衛星の打ち上げや高専における継続的な衛星開発プロジェクトが評価され、昨年、内閣府の宇宙開発利用大賞の文部科学大臣賞を受賞しております。

さて、話を戻しますが、県内の工業界、産業界、経済界、金融界そして教育界などの様々な団体の代表の方たちの御意見をいただくため、昨年の夏から冬にかけて、その可能性について御意見をお聞きしてまいりました。そこでの皆さんの反応は一様に、面白いね、わくわくするね、夢があるね、成功するまで長生きしようなど、非常に前向きな御意見をいただくと同時に、越えないといけない壁も多いと思うけれど頑張ってなどの声をいただき、この計画についてのある一定の手応えも感じてきたところであります。

そこで、相談させていただいた皆様の御賛同がおおむねいただけたということで、今年の２月３日に完全民間主導により、一般社団法人スペースポート高知が設立されました。私はまだ法人化は早いのではないかと進言いたしましたが、自分たちの思いを正確に伝え、本気度を見せ、本当にやる気であるという熱意を伝えるためにも法人化し、正式な形で今後勉強会を重ねていきたいとのことで、そうした決断に至ったようであります。

私も、これまで２度にわたり、このような勉強会の開催について県議会で訴えてまいりましたが、私が当初考えていたものより、はるかにスケール感が大きくなったと感じております。しかしながら、ようやく本格的にこの議論が始まりそうで、私自身非常にわくわくしているところでもあります。

そんな中、先月の２月26日に一般社団法人スペースポート高知の設立イベントが開催されましたが、現場会場やオンライン参加を合わせて、全国から世界的にも有名な大手製造業の皆さん、金融機関、宇宙関連企業など160名の人たちがその設立イベントに参加し、私自身、その関心の高さに驚きました。そして、その会の中で今後の計画が発表され、さきに述べた法人を中心とし、こうした取組への賛同者を募るのと同時に、宇宙関連の勉強会を続けながら、高知県でのロケット離着陸場整備の可能性を探っていくこととしております。さらには、その知見を集約した提言書を今年９月には県に提出することを当面の目標としているようであります。

ちなみに、一般社団法人の名前にもなっておりますスペースポートにつきましては、令和５年２月の議会質問において、大分県の大分空港を活用したロケット発射の事例を紹介いたしましたが、現在国内では、このスペースポート開設で先行している地域として、北海道の大樹町、そして今御紹介した大分県、種子島に代表される鹿児島県、和歌山県のスペースポート紀伊などがありますが、全国各地で宇宙関連産業への

取組が非常に活発化してきているのが現状であります。なお、そうした日本にあるスペースポートを束ね、日本のハブとして活動しているのが、一般社団法人Space Port Japanであります。ちなみに、その代表理事には宇宙飛行士の山崎直子氏が就任されております。

さてここで、スペースポートを国がどのように位置づけているのか、御紹介したいと思います。令和５年６月13日に閣議決定されました宇宙基本計画に基づき、そのロードマップとしてまとめられたのが宇宙技術戦略であります。これは令和６年３月28日に宇宙政策委員会によってまとめられております。その中に、スペースポートにつきまして、次のような記載がございます。

宇宙港は、ロケットの打上げ拠点としてだけでなく、ロケット・宇宙機の帰還拠点として重要な役割を果たすとともに、周辺における観光・教育・体験、研究・創薬・材料などの様々な産業集積によって、新たな価値創造や地方創生を進める宇宙ビジネスのハブ拠点として期待される。このような相乗効果を生み出すためには、海外の宇宙港整備の事例を研究しつつ、宇宙輸送分野と他産業の間のオープンイノベーションを積極的に創出する仕組みが必要であり、宇宙港価値創造技術として、周辺産業との連携・協業を促すことに取り組むことが非常に重要である。宇宙港については、国内で複数のスタートアップがロケットの開発を進めている。そのためには、宇宙港におけるロケット打上げ運用や整備・組立等の本来機能を、安全性と信頼性をもって効率的に果たせる技術を向上させるとともに、企業の研究や教育拠点などの周辺産業との連携を通じて、更に技術的に高度な宇宙旅行などへ対応させることが求められる。このような取組を通じ、宇宙港を核に価値を創造し、地方創生へとつなげ、宇宙産業におけるイノベーションを創出し、我が国の宇宙輸送サービスのハブ拠点へとつなげていく。

と記されております。

また、ＪＡＸＡが発行している「宇宙ビジネスと自治体事例ハンドブック はじめの一歩」によれば、宇宙インフラから人材育成、教育までの11分野において様々な活用事例が紹介されております。全てをここで紹介することはできませんが、高知県にとっても大きな可能性を秘めていると私は考えております。

大変長くなりましたが、まずは知事に御質問させていただきます。今から３年前の令和４年２月議会におきまして、私の宇宙関連の質問への答弁で、知事からは非常に前向きな御答弁をいただいたと承知しておりますが、高知県出身の２人の若者が高知県のことを思い行動を起こしていることについて、これまでのお話をお聞きになって率直にどうお感じになったのか、まず知事の御感想をお伺いしたいと思います。

○知事（濵田省司君）　このスペースポートのお話をお伺いしまして、まず最初に、大変夢のある話だと、またわくわくする話だというふうに受け止めました。その一方で、御指摘もありましたように、実現に向けましては適地の確保ですとか多額の資金調達、こういった乗り越えなければならない高い壁が数多くあるだろうとも思ったところであります。

ただ、そういった壁がありながらも、本県出身のお二人の若者が高知の未来を思い、そして一歩を踏み出し挑戦するという決断をされたことは誠に頼もしく思いますし、こうした取組が民間主導でスタートしたということは大変うれしく、また私自身大変勇気づけられる思いであります。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございます。

知事から、夢があると、わくわくする、けれ

どそこには高い壁があるというお話もございました。私も、彼らが決断し立ち上がったことを本当にうれしく思うのと同時に、これから期待しているところであります。

そうした中、次に、これもあくまでも仮定の話でありますが、ロケットの離着陸場が高知に造られた場合、そのロケットに搭載される人工衛星の開発や人工衛星データを生かす技術研究によって､県内にある高知工科大学や高知大学、また高知高専、さらには工業界や産業界に新たなイノベーションの波を起こせる可能性を秘めていると私は考えております。当然、これまでの意見交換の中で、県内の教育界や工業界の代表の皆様からも賛同の意をいただいておるところでございます。

さらに、こうしたイノベーションを必要とする革新的な事業には、新しい発想のできる若い人材を非常に多く必要とするため、現在高知県が県を挙げて取り組んでいる人口減少対策にも大いに寄与することができるのではないかと私は考えております。

ちなみに、毎年県教委主催で、県議会議員と高校生の間で意見交換会が行われておりますが、今年度も私もオブザーバー参加させていただいた高知小津高校で、１人の高校生から次のような意見がございました。今回の質問に大いに関連があると思いますので、少し紹介させていただきたいと思います。彼の質問は次のとおりでした。

高知県の特産品を使って宇宙食を作る研究をしています。将来的に宇宙旅行などが実現した場合、質の高い宇宙食の需要が高まると考えたため研究を始めました。また、長期的な視点では宇宙食として、短期的な視点では災害時の非常食として利用することを考えています｡今後、高知県に宇宙開発や研究の拠点ができたり誘致されたりする可能性についての考えをお聞きしたいです。高知県で難しいのであれば、長期的な視点では県外や国外へのアピールが必要なので、その部分の研究をこれからしていきたいと思っていますという質問でした。

私も、この質問された学生と全く同感で、やはりこうした理数系を専門分野とする学生にとりましては非常に興味深く、将来の職業選択の一つになってきているのではないかと考えたところでもあります。

そこで、現在この人口減少対策に必死になって取り組んでいる高知県として、これまでのお話を聞いて、人口減少対策の理事としてどのように思われたのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いいたします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　仮にスペースポートが実現した場合には、様々な関連産業の創出と相まちまして、若者が県外に転出することなく自身の夢を実現できる魅力ある仕事が数多く生まれるのではないかと考えます。そしてこのことは、御紹介のあった高校生のような方も含めまして若者の県内定着に大きく貢献すると思われます。

また、ふるさとを放っておけないという志の下、高知県の未来をつくるという高い目標を掲げ、実際に行動を起こされたお二人の思いは、志を同じくする県内の他の若者あるいは地域住民の方のさらなる挑戦の呼び水になるのではないかとも期待しております。

目標の実現に向けて越えるべきハードルは多うございますが、またその都度様々な批判、冷ややかな声が耳に入ることもあろうかと思いますが、諦めず粘り強く取り組んでいただけたらと考えております。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございます。大変強いエールをいただいたように思っております。若い人たちがこうやって夢を持って活躍できる場の、そういった仕事が、もしも起こっ

てくるのであれば、私も本当に人口減少対策に大いに資することができると、そのように思います。

また、高校の魅力化が問われる昨今、こうした取組は、他県から本県へ学生を導く上でも大きなウエートを占めると思われますが、その視点でもお伺いしてみたいと思います。

さきに紹介した高知高専の今井先生も、もし離着陸場が整備されるようになれば、そこに搭載される超小型衛星開発の拠点をつくり、子供たち向けのスペースキャンプやトレーニング施設なども整備できないかと夢を膨らませております。

私は、さきに述べた高校魅力化の視点や子供たちへの科学教育分野の取組を促進する視点からも非常にインパクトのあるものができるのではないかと考えておりますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　宇宙飛行士の若田光一さんも、宇宙のすばらしいところは全ての国の人たちに夢を与えてくれるところと語っておられます。それだけ宇宙やロケットには可能性があり、人類にとって魅力的なものであると思います。

仮に、ロケットに関する施設が本県内にできれば、子供たちにとっては、壮大な宇宙を身近に感じられることで心が弾み、宇宙や科学技術への好奇心や想像力が育まれることが期待されます。また、そうした気持ちの高まりは、理科をはじめとする学校の多くの学びにも好影響を与えるものと考えます。

さらに、宇宙産業は多くの学術分野と関連することから、宇宙を軸とした教育活動を実施する学校が出てくれば、学校の新たな魅力や特色を生み出すことにもなるものと思います。そして、宇宙や科学技術に関する職業に憧れを抱き、専門的な研究を志す子供たちが増えることも大きく期待されるところと考えるものでございます。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございます。

ぜひ子供たちにそうやって夢を与えられるような、この事業が本当に進むような方向で行けばいいなと思っておるところなんですが、さきに報道されたような和歌山県のスペースポート紀伊の取組からも分かりますように、ロケットの発射自体を観光産業の視点から取り入れようとしている自治体も多数出現しているように聞いております。

ちなみに、現在の種子島のロケット発射を経済波及効果の視点で見てみますと、ＪＡＸＡが2023年にまとめた、地域における宇宙事業に関する経済分析によりますと、年間117億円という経済波及効果が報告されております。ロケットの発射を見学するには少し条件的に不利な点があると思われる種子島であり、しかもコロナ禍におけるデータの中で100億円を超える規模の経済効果があるという事実は、押さえておくべきポイントだと考えます。

さらに、昨年10月10日に帯広で開催されました北海道宇宙サミット2024におきまして、三井物産の関係者が、ロケットの打ち上げが高頻度になるという前提としながらも、10年で約4,000億円近い経済効果があると報告がなされております。これをもし高知でロケットが発射できた場合、発射スタイルにもよると思われますが、移動や宿泊面の便利さを考えれば、我々の想像以上の経済効果を生み出すことも夢ではないのではないでしょうか。

こうした経済波及効果を実際に上げている種子島の例で御紹介いたしましたように、観光分野でも大きなインパクトを与える可能性のあるロケット発射を核とした事業でありますが、ここまでの話を聞いての御感想を観光振興スポーツ部長にお伺いいたします。

○観光振興スポーツ部長（小西繁雄君）　高知でのスペースポートの事業構想は、観光分野へのインパクトも大きく、壮大なプランだというふうに感じております。

ＪＡＸＡの報告書によりますと、種子島では、ロケット発射施設の見学ツアーの実施など、施設があることにより、年間約3.6万人の観光客が訪れていると推計をされております。また、ロケット打ち上げの際、コロナ前にはなりますが、１回当たり1,000人以上の見学者が訪れていたといったデータもございます。世界的に注目してもらえる施設になれば、インバウンド誘客への効果も大いに期待できるのではないかというふうに考えております。

このような、世界にも通じる事業に情熱を持って活躍する若者が現れ、地域の活性化や観光の盛り上げにつなげていこうとしている姿を見ると、心強く感じているところでございます。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございます。

実は私も、種子島のロケット発射、ぜひ行ってみたいと思って挑戦したことがあります。ただ、天気であったり現地の宿泊施設だったり、なかなか自分の思うとおりにいかなかったという経験がございます。そういった中で、もしも本当に高知のようなこういった場所で打ち上げることができれば、ある一定の便利さといいますか行きやすさということは考えられるんじゃないかなというふうに思うところです。

さて、このスペースポート高知のそもそもの原点にある、この高知県がロケットの離着陸場に適しているかというお話でありますが、ロケットを発射する際、何よりも、より赤道に近く、南東方向に障害物のない地形が求められるそうであります。そう考えてみますと、宇宙規模の視点で見てみれば、南に両手を大きく広げ、そこから大きく広がる太平洋を望んでいるように見える高知県は、考えてみれば確かに最適な場所のようにも思えてまいります。

さらに、ロケット発射のニーズにつきましては、日本でも各地でロケット離着陸場が民間レベルで造られようとしているように、まだ十分にそのニーズがカバーできていないのが現実だそうであります。日本で製造される人工衛星の多くは海外から宇宙へ運ばれているのが現状であります。さらに言うなら今後、東南アジア諸国でも自国の衛星を持ちたいというニーズの高まりもあり、海外からの人工衛星ビジネスにつきましても期待が持てると感じております。そうした世界的なニーズも見越し、国内各地でスペースポート開設の動きが加速しているのが現状であります。

スペースポートとしての登録はありませんが、特に今私が注目しているのが、東日本大震災で甚大な被害を被った南相馬市であります。ここでは、大津波によって被災した広大な土地に、ロケット離着陸場を含む宇宙関連産業の集約を目指し、官民一体となった取組が進められております。特に南相馬市では、震災からの復興の起爆剤に宇宙関連産業を位置づけるなどの熱の入れようでもあります。

また、こうした各地のスペースポートと連携することにより、さきに述べましたように、希望の離着陸場を国内に見つけられず海外に離着陸場を求める企業を国内にとどまらせることも可能になるのではないかとも考えます。

さて、ここまで述べてきたロケット関連事業でありますが、高知県、いや日本にとって、そこで得られる人工衛星データを今後どう生かしていくのかがこれからの課題であります。ここでの活用法は枚挙にいとまがないと私は考えております。自然環境データを我が県の農林水産業分野で生かせるのは当然のことでありますが、何よりも広い範囲でそのエリア全体が見渡せ、そこから得られるデータを詳細に分析すること

により、将来の予測がより一層立てやすくなるというメリットがあります。

例えば、埼玉県八潮市の道路陥没事故によって下水道の漏水問題がクローズアップされておりますが、今議会におきましても土木部長から御紹介がありましたように、人工衛星データを用いれば、上水道におけるそのエリア内の漏水箇所のおおよその特定も可能であります。現在の実証実験では、100メートルの範囲までポイントが絞れているようであります。

ちなみに、大分県では、県が市町村を取りまとめ、水道管の漏水調査を実施し、調査期間の大幅な短縮と、何より、市町村レベルでは実施が難しかった漏水箇所の検索方法を県が主導することによって実践し、財源においても市町村負担を大幅に軽減させることに成功しているそうであります。

そこで質問いたします。将来において様々な分野で生かせそうな人工衛星データでありますが、今回立ち上がった法人や協賛企業の皆様と共に、県として、その可能性について、今年の秋までの勉強会に参加し研究をしてみるお考えはないか、産業振興推進部長にお伺いいたします。

○産業振興推進部長（合田和穂君）　お話の人工衛星データにつきましては、本県においても既に水産業や林業などの分野において一定活用をしているところでございますけれども、お話のあったように、そのほかにも様々な分野への活用の可能性があるというふうに考えております。

勉強会への参加をということでございますけれども、私としましては、人工衛星データの活用の可能性といった点だけではなくて、今回の構想、スペースポートの実現に向けました取組の考え方あるいは方向性なども含めまして、その全体像を、まずは私が直接お話をお聞きしたいと考えております。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございます。大変前向きな御答弁で、ありがとうございます。今まで私、この中で、勉強会の開催をぜひ県も一緒にやりましょうということで何度か提案させていただきましたが、なかなかその実現に至らなかった、私の思いのとおりの勉強会に至らなかった経緯でありましたが、今、産業振興推進部長から、ぜひ全体像も含めて勉強会をやってみたいというお話がございましたので、本当に前向きに進むようにやっていきたいなというふうに思ったところです。

それから、令和５年２月議会でも御紹介させていただきましたが、合成開口レーダー、ＳＡＲといいますけれど、それを利用すれば、防災面からも非常に優位な対応が可能となります。実際、佐賀県では、令和４年には浸水した被害地域の特定、翌年には土砂崩壊箇所の総点検などの実証実験を行っており、いざというときにすぐに衛星データが活用できるように議論を進めているとのことでありました。

また、高専衛星プロジェクトで開発しているＫＯＳＥＮ－２Ｒという超小型衛星は、海底地殻変動データ収集の実証衛星だそうであります。これは名古屋大学の地震火山研究センターの地震研究者との共同研究で、南海トラフの発生確率が高まる中、海底の地殻変動の状況も衛星で確認できるのではないかと研究が進められているとのことであります。将来は、こうした衛星をコンステレーション、いわゆる複数の人工衛星を連携させて一体的に運用するシステムのことを申しますが、そういったように防災衛星群を構築し、南海トラフ地震への減災対策に資することができないかと研究が進んでいるそうでもあります。

以上のように、防災の視点から見た人工衛星データ活用の可能性について土木部長にお伺いいたします。

○土木部長（横地和彦君）　人工衛星は、昼夜、天候にかかわらず観測可能でありますことから、大規模な災害発生時におきまして、広範囲における被災状況の把握や初動対応に大変有効であると考えております。

そのため、本県では、国土地理院との間で協定を締結しておりまして、災害時等に、人工衛星データを用いて解析をいたしました合成開口レーダー画像などの情報提供を受けることになっております。実際に、昨年４月宿毛市で震度６弱の揺れを観測した地震におきまして、人工衛星データの提供を国から受け、土砂災害のおそれのある箇所を抽出し、災害調査で活用したところでございます。

また、能登半島地震では、大規模崩壊箇所の早期把握につながったと聞いておりますほか、東京都や奈良県におきましては、危険な盛土等の監視のために人工衛星データを活用している事例があると聞いております。

加えまして、議員からもお話がありましたとおり、水道管の漏水調査等に人工衛星データを活用する取組が始まっており、本県におきましても県が主導いたしまして、市町村と共同で導入できるよう検討しているところでございます。

このように、人工衛星データは、被災状況の把握、インフラ整備の監視など様々な活用が可能でございますので､今後の技術の進展により、さらなる防災力の向上に寄与するものと考えております。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございます。

人工衛星データを活用すれば、いろんな方法で――今から活用の仕方も変わってくると思いますけれど、私も今日は皆様に夢とか希望的なお話をたくさん聞いてきましたので、私が思っている一つの夢を申し上げたいと思います。

私は、できれば県民衛星のような形で、先ほど申したようにコンステレーションといいますけれど、少しずつ衛星がずれて流れてくるというような状態で、日本全土を、例えば今高知県の衛星が通過中、そしたら次が徳島県の衛星が通過中ということで、切れ目なく日本全体が観測できるような、そういった大きなシステムが構築できないかなというのも思っているところでございます。ここら辺は今後の未来の形に任せたいとも思いますけれど、最後に、この質問の最後に移りたいと思います。

私が県議会でこのテーマを取り上げ始めて３年がたったわけでありますが、僅か３年で宇宙技術は文字どおり日進月歩以上の進化を遂げております。以前、大分空港の事例で紹介したような空港を利用した飛行機による水平的な打ち上げから、種子島のような垂直なリフトアップ型によるロケットの発射方法も陸上だけに限らず、先日千葉県で発表されたような洋上発射のスタイルや、北海道や南相馬市で研究されているような気球を使い成層圏までロケットを釣り上げてからロケットを空中発射するなど、現在では様々な方法が研究、実験が繰り返されております。今後は、国内の様々な研究者といろいろな角度での研究が求められます。

さて、今回各界の代表者の皆様の御意見を伺っているときに、高知県では全国に先駆けて宇宙ビジネスへ乗り出していた事実を知ることとなりました。今から23年前の話でございますが、平成14年10月に高知県宇宙利用推進研究会の初会合が開かれております。

今でもそのときの取組をきっかけとして、例えば宇宙酵母を利用した宇宙酒が商品化され、現在もその酵母が継承され続けております。当時は任意団体で、てんくろうの会として、県内の企業経営者の皆様や大学の先生などが中心となり、そうした勉強会を通じて商品化に向けて努力されたそうであります。各種検体は、当時のロシアのバイコヌールの発射場から打ち上げ

たと伺いました。本当に当時は今と比べ物にならないほど大変だったと思いますが、その当時から高知県ではこのように民間主導で宇宙産業と関わっていたことが知れて、私もうれしく思ったところであります。

さて、先ほども述べましたように、一般社団法人スペースポート高知の当面の目標は、宇宙関連事業についての勉強会を重ねながら知見を重ね、そこで得られた内容を提言書にまとめ、９月には県へ提出することであるということを聞いております。

そこで、この質問の最後に知事にお伺いいたします。今、提言書も提出されていないこの段階で、県としてどうこうするというお答えはできないと思います。そこで、今回これまでるる述べてきた、高知県が宇宙関連産業と関われたとしたらという、全て仮定の質問ではございますが、知事としてどのような思いを持たれたのか、率直な御感想をお聞きしたいと思います。

○知事（濵田省司君）　率直な感想ということでございますので、率直な感想を申し上げたいと思います。

今回、仮定のお話とはいいましても、議員の一連の御質問をお聞きしまして、また各部長からの答弁を聞き、改めてスペースポートに様々な可能性を感じました。仮にこれが実現されれば、本県の若者に夢を与えるというだけではなく、経済へのインパクトといった意味におきましても、高知の元気な未来に向けた期待が膨らむというところだと思います。

一方で、その実現に向けてハードルはあると思います。率直に申し上げまして、多分、私はこの問題は、問題というかプロジェクトは、近未来にどれだけこのスペースポートの利用が見込めるかというところが、言い換えれば事業としての採算性いかんというところが鍵になるというふうに思いますし、そうした中で、県としていつ何ができるかということも考えないといけない問題ではないかというふうに思います。

そこで、大変失礼な言い方になるかと思いますが、私が県庁内でよく申し上げますのは、宝くじも買わなければ当たらないというのはよく申し上げるところでございまして、大変失礼な物言いかもしれませんが、ぜひお二人にも、無理だ無理だということではなく、そういうことではないと思いますけれども、どうすればできるか、どういう条件が整えばできるのかというところをぜひお二人でとことん追求して青写真を描いていただきたいというふうに思います。

私としましては、県のほうでは産業振興推進部が窓口になりまして、民間事業者の動向であったり、スペースポートのことでありますので、国内の状況はもとより――これは海外も含めてだと思います。宇宙というのが議員のお話にありましたように日進月歩という世の中で、どういう可能性を秘めているかというところにつきまして、情報収集もし、勉強も始めるように指示をいたしたいと思っております。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございました。

知事から、宝くじも買わなければ当たらないということで。我々も、我々といいますか私も思うのは、こうやって前に動きながら、一つずつ、そこにどんな課題があるのか、どうすればそれがクリアできるのかということを考えながら、一つずつやっぱりこうやって丁寧に積み上げていくことが本当に大切なことだと思います。知事からも青写真をぜひ示していただきたいという激励のお言葉をいただいたと思っておりますので、９月にはそういった意味での提言書が出せるように私自身も努力してまいりたいと思います。ありがとうございました。

それでは次に、宇宙の視点からぐっと地上に今度は移しまして、私の地元でのＡＩオンデマンドバスの例を基に質問させていただきたいと

思います。

今議会での知事の提案説明におきまして、中央地域の公共交通の在り方についての言及がございました。しかしながら、これは中央地域だけの問題ではなく、郡部においても同様の問題があるのは皆様御承知のとおりでございます。

そうした中、この現在抱える問題を解消すべく、このたび黒潮町におきましてＡＩオンデマンドバスの運行が始まりました。このシステムの特徴は、定時運行とオンデマンド運行を組み合わせることにより、極力無乗車状態での運行をなくすのが狙いであります。また、スマートフォンアプリによる予約システムやドライバーへのナビゲーション支援など、非常によくできたシステムになっていると感じております。

私自身、実際にそのソフト、のるーとを自分のスマートフォンにインストールし、体験試乗してみましたが、非常に簡単にＡＩオンデマンドバスの予約をすることができ、目的地までの往復乗車を体験することができました。その利用方法はおおよそ次のとおりです。

まず、乗車及び降車場所をスマートフォンの画面から選択します。すると、画面上には、乗車までの待ち時間とおおよその到着時間が表示されます。また、画面上の地図には、バスがどの位置を走りながら自分の乗車場所に向かっているのか確認することができます。そして、乗車すれば、あとは目的地への到着を待つだけであります。冒頭述べましたように、私は、非常に簡単、しかもよくできたシステムであると感じました。そこでまずお聞きいたします。

以上が黒潮町のＡＩオンデマンドバスの運行の仕組みでありますが、県内でのＡＩオンデマンドバスの導入状況はどうなっているのか、総合企画部長にお聞きいたします。

○総合企画部長（松岡孝和君）　ＡＩオンデマンドバスは、導入することで利用者を目的地まで最適ルートで送迎することが可能となり、利便性の向上につながります。また、予約に応じて運行するため、少ない車両や運転士で効率的な運営も可能となります。

一方で、導入、運営には一定のコストもかかることから、一定件数以上のニーズがある、ＡＩのメリットを生かせる地域での導入が適当であると考えております。

お尋ねのありましたＡＩオンデマンドバスについては、現在、土佐町、黒潮町の２町で導入されております。なお、いの町については、令和６年10月から12月にかけて実証運行を行ったものの、システムを活用できる運転士の確保が現状難しいため、現時点では本格導入に至っていない状況にございます。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございます。今の部長のお話では、２町のみというお話でございました。

ちなみに、このシステムのどの部分でＡＩが利用されているのかと申しますと、バスの移動途中に予約が入ってきた場合、その予約データをＡＩが解析し、移動途中にあっても最適な移動ルートを計算し、運転手に自動で伝える仕組みとなっており、利用者と運転手に分かりやすい仕組みが構築されております。勤務に慣れていない運転手の方にも自動で運転ルートが表示されるため、そのルートに沿って運転していけば乗降客をスムーズに乗り降りさせることができる仕組みになっております。これにより、バスの乗務員不足に苦労されている地域においてもそうした課題をクリアできるのではないかと期待が集まっております。

さて、このＡＩオンデマンドバスを主に利用されるのが高齢者の皆様方になると思いますが、果たして高齢者の皆様がうまくこのスマートフォンを使いこなしているのかという実態について担当者に聞いてみたところ、町内にあるあっ

たかふれあいセンターの関係者の方などに予約の補助をお手伝いしてもらうケースも多く、今のところ比較的問題なく実施されているとのことでありました。

さて、このＡＩオンデマンドバスを導入する大きな理由は、人口減少が進む中でも運行サービスの質を落とすことなく、限られた人員でいかに効率的かつ効果的な運行を５年後や10年後も維持することができるのかに主眼が置かれていると感じました。

ところで、このソフト、のるーとには海外で開発されたシステムが利用されていると伺っておりますが、２年間で数百万円の費用がかかるそうであります。私は、こうした運用システムは､本来は市町村単位で用意するものではなく､ある一定広域で利用する仕組みをつくり､スケールメリットにより、こうしたシステム利用料の削減を図っていくことが重要ではないかと考えております。これは現在県が進めようとしている４Ｓプロジェクトの理念に合致するのではないかと感じたところでもあります。

そこで質問ですが、県内での導入実績を検証し、将来において広域でのＡＩオンデマンドバスの運行に向けて、県が近隣市町村との調整を図るといった対応を取るべきではないかと思いますが、総合企画部長に御所見をお伺いいたします。

○総合企画部長（松岡孝和君）　当面、県の総人口の減少が続く中で、公共サービスの維持はより困難となってまいります。県では、こうした状況にうまく適応し、効率的で持続可能な社会と県民生活の質の向上を図ることを目指し、４Ｓプロジェクトの取組を推進することとし、公共交通もこれに位置づけられたところです。

お尋ねのありました広域での運行は、システムに加え車両も共同利用することになれば、より効率的な運行を可能としながらも利便性の向上も図ることとなり、４Ｓプロジェクトの目指すべき方向性と合致するものと考えます。

このため、今後市町村や事業者と共に検討を進めていく中で、導入実績も検証し、広域での運行についての関係者の御意向も確認しながら、県として調整をしてまいります。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございます。こういったシステム自体は、町単位で動くよりはやはり広域で考えて、それぞれのシステムがいいところを、使い勝手いいような仕組みをつくっていくことが私も大切なことだと思いますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、今後システムを導入する市町村が増加する可能性もある中、システム利用に係る市町村負担を極力減らすような取組についても県として考えられないのか、総合企画部長の御所見をお伺いいたします。

○総合企画部長（松岡孝和君）　市町村が新たな移動手段を導入する際に、県ではその費用の一部をこれまでにも助成しておりまして、ＡＩオンデマンドバスのシステム導入についても支援を行ってまいります。

また、関係者にお話をお聞きしたところ、ＡＩオンデマンドバスのシステムは多数ありまして、価格や契約方法も多岐にわたるとお聞きしております。このため今後、導入に際しては、その中でも運行費用が低額なシステムの情報などを市町村に提供していきたいと考えます。加えて、地域ブロック会などにおいてシステムの共同利用も提案していくことで、市町村ごとの負担軽減につなげてまいりたいと考えます。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございます。

本当に､私もいろいろ調べてみましたけれど､いろんなシステムがありました。それぞれのシステムでいいところ悪いところそれぞれあろうと思いますので、そういったところもぜひ県のほうでもそういうメリット・デメリットの部分

も含めて市町村にデータを提供してあげながら、その地域に合ういい形のものをぜひ情報として提供できる仕組みがあればいいなと思ったところです。

さらに、このシステムをうまく活用すれば、将来はスクールバスなどとの連携も考えられ、様々な公共交通機関の連携まで視野に入ってくるとも思われます。

さきにも述べましたように、このようなシステムも大切ではありますが、利用者数の減少や運転手の減少が進む中、大きな視点で郡部の公共交通の在り方も考えるべきだと思いますが、総合企画部長の御所見をお伺いいたします。

○総合企画部長（松岡孝和君）　公共交通の維持に向けましては、４つの視点で取り組んでいきたいと考えております。まず１点目は、これまでの公共交通の維持については主に市町村単位で実施してきましたが、今後はより広域的に、複数市町村による共同運行や共同利用を検討していく集合の視点、２点目は、ＡＩオンデマンドバスの導入といった新たなサービスを導入することで利便性の向上を図る伸長の視点、３点目は、利用実態に合った路線やダイヤ、車両の小型化への見直しといった縮小の視点、そして最後４点目、維持に向けた新たな利用促進策の検討など創造の視点。こうした視点で、市町村、事業者と、５年後、10年後を見据えた議論を行っていきたいと考えております。

また、その中で出てきた課題解決の糸口が国の後押しを受けてしっかりと実現できますよう、また他の自治体での公共交通の維持の後押しともなるように、国に政策提言も行ってまいりたいと考えております。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございました。今回打ち出された４Ｓプロジェクト自体が、私は本当に今からの時代に合うやり方だと思いますし、いい形で地域が持続できるような公共交通の在り方を探っていただければと思います。

それから、このシステムを利用するためにはスマートフォンの利用が必須であります。これまでにも黒潮町でも、高齢者の皆様のスマートフォンの利用に関するサポートが行われております。しかしながら、最近多発する詐欺等を恐れてスマートフォンを持つことをためらう御高齢の皆様も少なからずいるとお聞きをいたしました。

そこで確認したいと思いますが、スマートフォンをきっかけとした詐欺にはどのような事例があるのか、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（髙清水善弘君）　スマートフォンをきっかけといたしました詐欺の事例につきましては、先ほど槇尾議員からお尋ねがございましたＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺のほか、クリックをしただけで強制的に会員登録され入会金や退会金を名目に現金等をだまし取られるワンクリック詐欺、またメール等でうその宝くじや支援金の当選を知らせ、その受け取り手数料等を名目に現金をだまし取られる当選詐欺などが挙げられます。

いずれも犯人側の指示を疑うことなく行動した結果、被害に遭っており、また家族や知人等に相談することなく送金手続をして被害に遭っている傾向がございます。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございます。

先ほど槇尾議員からも――こういった特殊詐欺、またこういう詐欺の関係の中で、広報啓発に関して頑張っていきたいという、そういった御答弁もあったところでございます。

では、こうした詐欺被害を防ぐための対策について警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（髙清水善弘君）　詐欺被害を防止するためには、自分も被害に遭うかもしれないということを認識していただき、被害を自ら防ぐという意識を持っていただくことが重要でご

ざいます。加えて、家族や地域ぐるみで被害を防止することも大変重要になってまいります。そのため、先ほど槇尾議員にも答弁させていただいたとおり、犯罪・犯行の手口を広く周知しているところでございます。

また、スマートフォンをきっかけとした詐欺には、実在する企業等を装った電子メールから偽のサイトに誘導され、クレジットカード情報等を盗み出されて不正に利用されるフィッシング詐欺や、＋１から始まる国際電話等からの電話をきっかけに被害に遭うこともございます。

そのため、誘導先のサイトで個人情報やクレジットカード情報の入力を要求されても安易に入力しないようにするほか、国際電話番号等、登録していない電話番号からの電話にはすぐに出ず､留守番電話サービスを利用することによって､被害に遭う可能性を減らすことができます。さらに、詐欺サイトなどの危険サイトへのアクセス時や国際電話等の不審な電話がかかってきた際に警告画面が表示されたり、迷惑メールが届かなくなるセキュリティー対策の導入も有効でございます。

そこで、県警察におきましては、通信事業者と地域安全協定を結びまして、共同で作成したチラシを用いて通信事業者が高齢者を対象にセキュリティー対策の説明を行っているほか、通信事業者に詐欺情報等を提供して、スマホ教室や安全講話での活用を依頼しているところでございます。

加えて、少しでも怪しいと感じた際には一人で悩まずに警察に相談していただくよう周知を図るなど、引き続き県民の皆さんが安心してスマートフォンを使用できる環境づくりに努めてまいります。

○11番（下村勝幸君）　ありがとうございました。本当に今いろんな技術も発展しているところでございますので、先ほどの広報啓発のお話もありましたが､こういった詐欺に遭わないような、そういった啓発を、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

これで一応私の用意した質問は全て終わったわけなんですが、今議会では質問の前半に、スペースポート高知について御質問をさせていただきました。質問内容が仮定の話ばかりでしたので、御答弁に苦労されたのではないかなというふうにも心配していたところでございます。

しかしながら、私はこの計画は大きな可能性を秘めていると思っております。これからの計画では、既に決まっているテーマに沿って専門の方からの助言もいただきながら、毎月勉強会が行われる予定になっております。高知県における離着陸場の可能性もさることながら、大きな課題となる資金調達や運営体制の検討もなされると伺っております。私もその勉強会に出席し、次回はより具体的な質問ができるようにさらに準備してまいりたいと思っております。またそのときはよろしくお願いいたします。

さて、今年度をもって退職されます井上副知事、長岡教育長、また幹部職員の皆様、さらに県庁職員の皆様、長きにわたり本当にお疲れさまでした。今後は立場が変わりましても、また今後ともよろしくお願いしたいと申し上げまして､私からの一切の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、下村勝幸議員の質問は終わりました。

ここで午後３時40分まで休憩といたします。

午後３時35分休憩

午後３時40分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

横山文人議員の持ち時間は40分です。

14番横山文人議員。

○14番（横山文人君）　自由民主党の横山文人です。議長のお許しをいただきましたので、早速質問に入ります。

まず初めに、人口減少・中山間対策についてお伺いいたします。

知事もおっしゃられるように、ラストチャンスとも言える人口減少問題に対し、我々県議会としても特別委員会を設置するなど、改めて強い危機感を持って臨みたいと考えています。特に、若者と女性に選ばれる高知県を実現するためには、従来の延長線上ではない抜本的かつ斬新な取組が不可欠であります。そこで、幾つかの観点から質問をいたします。

知事は今年度より、本県のマスタープランとなる高知県元気な未来創造戦略を策定し、若者の所得向上や共働き・共育ての推進などを進めてこられましたが、これまでの手応えについて知事にお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　本年度は、この戦略の１年目ということになりました。社会増減の改善に向けまして、若者に魅力のある仕事をつくっていくということで、デジタル化によります事業者の賃上げ環境の整備の取組を行ってまいりましたし、自然増減の改善に向けましては、社会人向けの交流イベントの充実、そして民間の結婚相談所との連携による出会いの機会の強化、こういったことを展開してまいりました。さらに、共働き・共育ての県民運動の展開ということで、県内28団体と共同宣言といったことも行ってまいりました。

こうした個々の事業レベル、取組としましては一定成果は上がってきているというふうに思いますが、これが若者の転出超過ですとか出生数の減少、こういった統計で現れてきております最終的なデータにおきましては成果が十分に上がっていない、こうした傾向に歯止めがかかっていないということだと考えておりまして、その意味では十分な手応えを感じるまでには至っていないというのが正直なところでございます。

ただ一方で、婚姻数につきましては12年ぶりに増加に転じるということは、今後に向けて明るい兆しというふうに考えておりますし、共働き・共育ての共同宣言のように官民協働で立ち向かうという構えができたというところは一つの収穫だというふうに考えております。

○14番（横山文人君）　どうもありがとうございました。

先ほどの御答弁の中の課題でおっしゃられました全国最少となる出生数など、厳しい現状を踏まえ、来年度にはどのような施策を講じるおつもりか、知事にお聞きいたします。

○知事（濵田省司君）　来年度に向けましては、若者へのアンケート調査の結果、専門家の御意見、さらには県議会での御議論、こういったものを踏まえまして検討してまいりました。予算編成の中でも、特に人口減少対策に重点的に配分できます元気な未来創造枠を創設して取り組んでまいりました。

これらを通じて練り上げました施策といたしまして、まず自然増減の対策といたしましては、特に自然な出会いの機会の創出に重点を置きたいと考えます。具体的には、趣味の交流イベントの充実、あるいはスポーツや伝統芸能など公益的な活動に独身男女の参加を促す新しい仕組みをつくるといったこと、そして男性育休の取得促進を原動力といたしまして、共働き・共育ての輪をさらに拡大して、県民運動として発展をさせるということを進めたいと考えております。

社会増減対策といたしましては、何といいま

しても若者の所得向上が一丁目一番地ということだと思いますが、これは結婚・出産を希望する方々の背中を押す効果もございますので、そういう意味では自然増の効果ももたらすと考えます。事業者のデジタル化によります生産性向上の取組などの支援によりまして賃上げ環境を整備していくといった取組を進めたいと思いますし、１次産業におきます法人化、企業誘致、スキルアップへの支援を通じました正規雇用の促進、こういった対策にも意を払ってまいりたいと思います。

加えまして、市町村向けの人口減少対策総合交付金につきましては、来年度からいよいよ事業が本格展開されます。県といたしましても、有識者によりますフォローアップの仕組みの構築も含めまして、各市町村の取組の加速を図ってまいりたいと思います。

人口減少対策は、いずれにいたしましても息の長い取組が必要でございますので、私自身が先頭に立ちまして粘り強く取り組んでまいります。

○14番（横山文人君）　本県の昨年の転出超過数は3,121人と、前年と比べて1,000人以上増加しており、若者の県外流出が依然として深刻な問題となっております。こうした状況を打破していくためには、先ほど知事も御答弁されました若者の所得向上とともに、幼少の頃から大学卒業までそれぞれの段階に応じて、地域への理解と愛着、すなわち郷土愛を深めるとともに、県内の魅力ある産業や企業をしっかりと知ってもらうことが、県内定着や将来のＵターンの促進に対して大変重要であると考えます。

そこで、本県の若者定着に向けてどのように郷土愛を育んでいくのか、知事にお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　元気な未来創造戦略におきましては、地域への理解と愛着を育むキャリア教育の取組、これを令和７年度に充実強化することを掲げます。中でも、郷土愛を育むための取組といたしまして、特に小学生、中学生、高校生向けの施策の充実に意を用います。

具体的には、まず学校現場におきますキャリア教育を後押しいたしますために、工場見学、出前授業に協力いただけます事業者の方々のデータベース化に着手をいたします。あわせまして、小中学校では、地域の産業や伝統文化を知り理解を深める学習に対する支援制度を新たに設ける考えです。高等学校では、新たに県内全ての学校から代表生徒が集まりまして、地域の担い手、企業の経営者の方々との交流を通じて地域課題の解決策を探る、そうした趣旨での宿泊型研修を新たに行いたいと考えております。

こうしたキャリア教育の取組は、県レベルだけではございませんで、市町村レベルも含めて重層的に取り組むことが重要だと考えます。例えば、仁淀川町の秋葉まつりへの地元の小中学生の参加、北川村の地域資源を生かした探究的な学び――北川学と称して展開されております。こういった形で、各市町村でも地域の特性を生かした取組を進めていただいております。

こうした市町村レベルの取組ともしっかりと連携をいたしまして、本県の若者の定着に最終的につながっていきますように、郷土愛を育む取組を進めてまいりたいと考えます。

○14番（横山文人君）　次に、若者へ早い段階から県内の産業や企業を知る機会を創出することの意義について知事にお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　先月開催をされました戦略の推進委員会などにおきまして、委員の方々から、若者に地域を知ってもらう取組を行うことの必要性について御意見をいただきました。

また、労働政策研究・研修機構の調査におきましても、高校生までに地元企業をよく知っていた若者ほど地元へのＵターンを希望する割合

が高いといったような報告が行われております。この傾向は、大学生などの就職活動についても同じことが言えるのではないかというふうに考えます。

したがいまして、子供の頃から県内の産業、企業を知る機会をできるだけ多く創出するということは、言わば中長期的な効果を狙った取組ということにはなりますけれども、Ｕターンを含めました県内就職促進の近道になる、大変意義のある取組であるというふうに考えます。

○14番（横山文人君）　先ほど知事より御答弁のありました県内就職の促進については、新たに産業振興計画の連携テーマとして位置づけられることとなりました。私も昨年の９月県議会の一般質問におきまして、県内大学卒業生による産業振興などについて質問をしたところ、計画見直しの際は位置づけをより明確化することを検討したいと、前向きな御答弁をいただいたところであります。

第５期計画からは県内ＧＤＰへ占める割合の大きい保健医療・福祉分野や土木分野なども加えたところであり、このたび県内就職の促進を部局横断の取組としてしっかり位置づけることは、担い手対策のみならず、若者定着にとり大変重要なものであると考えます。

そこで、県はこれまでも県内就職の促進に取り組んでこられましたが、このたびのバージョンアップで改めて連携テーマとした狙いについて知事にお聞きいたします。

○知事（濵田省司君）　来年度は、若者の定着、増加を図るための重点的な施策といたしまして、先ほど来も申し上げておりますように、郷土愛を育み県内就職につなげていくという取組を抜本強化いたします。

具体的には、１つには、商工業、１次産業などの各産業分野におけます世代に応じた職業体験やイベントの実施など、キャリア教育を充実していくこと、そして２つ目には、学生と企業が交流をする機会を創出していくこと、３点目には、県内企業の情報を学生や保護者に届けます情報発信を強化するということ、４点目には、転職を考えておられる方々へのプッシュ型のアプローチにより県外転出を抑制する対策を講じること、こうした取組を展開してまいりたいと思っております。

こうした各産業分野にわたります事業を小・中・高・大学の各段階で横断的かつ総合的に展開する必要があるというふうに考えました。このため、キャリア教育を含めました県内就職促進を産振計画上の連携テーマに位置づけたところであります。あわせて、所管部局を、産振計画を総括いたします産業振興推進部といたしまして、全庁を挙げて、より強力に進める体制を整えたところであります。

○14番（横山文人君）　この項の最後に、中山間地域再興ビジョンに基づく取組についてお聞きをいたします。中山間地域では、過去10年間で人口が15％以上減少し、集落の維持や公共サービスの提供がますます困難になっています。そうした中山間地域に活力をもたらすためには、今後集落活動センターの果たす役割がますます大きくなってくるものと考えます。

今月21日には、秋葉まつりの里である仁淀川町別枝地区で新たに集落活動センターが開設されるとお聞きしています。県はじめ関係各位の御尽力に敬意と感謝を申し上げます。

そこで、中山間地域の再興に向け、集落活動センターの取組を今後どのように進化させていくのか、人口減少・中山間担当理事にお伺いします。

○人口減少・中山間担当理事（中村剛君）　お話にありました、県内68番目のセンターとなります仁淀川町別枝地区では、県内外からＵターンした複数のリーダーの下、若者など地域内外の

多様な人材が参画・連携しながら、秋葉まつりの次世代への継承、別枝ギフトなど地域資源の活用に意欲的に取り組まれております。また、本山町汗見川や土佐町石原などでも、集落活動センターを核として関係人口、移住者を呼び込み、人口が減っても若者でにぎわう活力のある集落づくりに取り組まれております。

地域を何とかしようという思いを持った住民が主体となって、県や市町村と連携しながら、こうした地域の課題解決に取り組む集落活動センターの役割は、中山間地域が厳しい状況にある今だからこそますます重要になると考えております。

このため、来年度は、この別枝地区の立ち上げのノウハウも生かしましたステップアップ事業を新たに補助メニューに加え、地域活動に意欲を持つ集落を掘り起こし、さらなるセンターの開設につなげてまいります。また、各地域のセンターが多様な人材が交流する拠点になりますように、地域の住民の方々と都市部の大学生、社会人、親子連れなどをつなげる新たな仕組みも構築してまいります。

引き続き、集落活動センターの取組を進化させながら、中山間地域再興ビジョンに掲げる、誰もが将来に希望を持って暮らし続けることができる活力ある中山間地域の実現に取り組んでまいります。

○14番（横山文人君）　ありがとうございました。

次に、伝統芸能の継承、発展について質問をいたします。

伝統芸能は、地域の歴史や文化を象徴し、住民のアイデンティティーの形成や地域コミュニティーの結束において重要な役割を果たしています。特に中山間地域においては、観光振興や地域活性化にも寄与するものであります。しかしながら、人口減少の影響により後継者不足が深刻化し、大きな課題となっております。

そこでまず、伝統芸能の継承、発展は中山間地域にとってどのような意義を持つのか、知事の認識をお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　伝統芸能は、それぞれの地域の暮らしや風土の中で生まれまして、世代から世代へと連綿と受け継がれてきたものであります。御指摘もありましたように、地域の方々のアイデンティティーや絆を育んでいるものと考えます。特に、少子高齢化の進みます本県の中山間地域におきまして、伝統芸能を将来にわたって継承そして発展させていくことは、中山間地域の活力を生むためにも重要な意義があると考えます。

そのため、中山間地域再興ビジョンにおきましては、伝統芸能の継承を取組の柱の一つに位置づけまして、伝統芸能に関わる担い手確保の支援などの取組も新たに行っております。

今後も、地域の伝統的な祭りや民俗芸能が継承されまして発展をしていきますように、市町村とも連携をして積極的に取り組んでまいります。

○14番（横山文人君）　そうした中で、後継者の育成や活動支援などの具体的な取組が必要となると考えますが、どのような施策を講じていくのか、文化生活部長にお聞きします。

○文化生活部長（池上香君）　県では地域の保存会などが行う活動や用具等の購入に対する助成を行っておりまして、その対象については、県指定に加えて、昨年度から市町村指定や未指定の芸能まで拡充し、支援をしております。

また、今年度から、伝統芸能の保存会と学生や県職員をマッチングする、担い手支援事業を開始し、これまでに10の伝統芸能に計59名の担い手が参加をいたしました。

今後は、担い手を受け入れる保存会を新たに開拓した上で、企業等の御協力も得ながら、より多くの担い手とのマッチングを行うとともに、

来年度から高知県立大学のカリキュラムに組み込んでいただくなど、取組を強化してまいります。

○14番（横山文人君）　こうした中、他県でも具体的な取組が行われております。例えば山梨県では、地域の伝統芸能である、はやし、歌舞伎、人形浄瑠璃などの保存・継承活動が行われており、地域の小中学生と保存会が連携して伝承活動を進めています。また、長野県南信州地域では、民俗芸能の後継者育成と未来への継承を目的として、南信州民俗芸能継承推進協議会を設立し、地域全体で取組を推進しています。

本県も、県職員が積極的に地域に入り、伝統芸能の保存、継承に取り組んでおりますが、中山間地域の人口減少を鑑みますと、さらに対策を強化していくべきと考えます。

そこで、こうした他県の事例も参考に、地域の学校や保存会との連携を強化し、伝統芸能の継承、発展を図るための施策について文化生活部長の御所見をお聞きします。

○文化生活部長（池上香君）　伝統芸能を次の世代へ継承し､地域の活性化につなげるためには、地域の子供たちが伝統芸能に関心を持ち、自ら参加することが大変重要であると考えています。

県内には、地域に伝わる太刀踊りを体育や総合的な学習の時間の中で学んだり、昔から行われている伝統的な盆踊りを運動会で披露するなど、学校と地域の保存会が連携して取り組んでいる事例がございます｡こうした県内の事例や、議員からお話のありました他県の事例を参考にしながら、県として地域の学校や保存会とどのように連携し、伝統芸能の保存・伝承活動につなげていくのか、市町村の教育委員会とも協議して進めてまいりたいと考えています。

○14番（横山文人君）　よろしくお願いします。

また、県と市町村が連携し、一体的な施策を進めることが、先ほどの御答弁にありましたけれども、重要であると考えます。現在、県においては文化生活部が所管し、一方、市町村では教育委員会が担当をしています。そのため、県と市町村で別の部局が取り組んでおり、十分な連携が取れていないケースもあるのではないかと懸念をしております。

そこで、より効果的に進めるために、県と市町村、県教育委員会との連携強化の仕組みについて文化生活部長にお聞きします。

○文化生活部長（池上香君）　先ほどお話ししました担い手支援事業につきましては、市町村の教育委員会と連携しながら円滑な事業の実施に努めておりますけれども、今後、伝統芸能を継承、発展させる取組をさらに効果的に進め、県内各地でさらに広げていくためには、県の取組と、地域における学校と保存会が連携した取組などについて、県と市町村が情報共有し、一体となって実施することが重要であるというふうに考えております。

このため、まずは県と市町村教育委員会、県教育委員会とが、それぞれの取組状況や支援策などの情報を共有するとともに、ベクトルを合わせながら、各地域での伝統芸能の継承、発展に向けた取組を推進していく方策を検討してまいりたいというふうに考えております。

○14番（横山文人君）　文化生活部との連携を受けて、県教育委員会と市町村教育委員会との連携強化について教育長の御所見をお伺いいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　現在、総合的な学習の時間において、地域の伝統芸能などを体験し、伝統や歴史、文化等について学んでいる学校もたくさんあります。その中で子供たちは、地域の人々の思いや願いに触れ、ふるさとに対する思いや愛着を育んでおります。そして、県教育委員会としましても、このような学習は大変重要なものと考えております。

このため、来年度からは、地域の伝統芸能などを学ぶ活動の充実を図るため、市町村教育委員会に対して、各学校が行う伝統文化の学習や体験活動に係る経費等について財政支援を行っていくことを考えております。さらに、知事部局とも連携をしまして、こうした学習活動の好事例を市町村教育委員会に情報提供するとともに、地域の伝統文化の学習を含むふるさと教育の充実をより一層働きかけてまいりたいと考えております。

○14番（横山文人君）　こうした本県の伝統芸能を次世代につなげる契機として期待される、来年秋に本県で開催されますよさこい高知文化祭2026についてお聞きいたします。本文化祭は、多様な文化芸術活動の発表、交流の場となり、本県の豊かな文化資源を全国に発信し、地域の伝統芸能の振興につなげる絶好の機会であり、大いに期待するところであります。

一方で、さきに述べましたように、伝統芸能の継承、発展に向けた課題は、担い手不足により地域の祭礼や民俗芸能の休止、縮小が進んでいることであります。よさこい高知文化祭をこのような現状の打開策として、地域の特色ある伝統芸能を積極的にプログラムに組み込み、若年層や地域外の人々との交流を促進することが求められます。

そこで、地域担当職員による支援や磨き上げ補助といった地域の文化活動への県独自の支援について文化生活部長にお聞きします。

○文化生活部長（池上香君）　現在、国民文化祭課に配置しております市町村担当職員を来年度増員し、市町村を直接訪問して地域の文化活動の磨き上げへの助言を行ったり補助事業の活用を促すなど、市町村や地域に寄り添った支援を行う体制を強化することとしています。また、今年度創設した市町村への補助制度を来年度拡充し、地域の伝統芸能を大会プログラムに組み込んでいただけるよう、財政面の支援も行ってまいります。

あわせて、伝統芸能の維持・継承・活用を柱の一つとする中山間地域再興ビジョンの取組を地域と共に進めている産業振興推進地域本部と連携して、大会終了後も見据えて、市町村の一連の取組をしっかり後押ししていきたいと考えております。

○14番（横山文人君）　知事も、来年度の組織改正を行い、国民文化祭に向けた取組を強化されるとのことであります。

そこで、よさこい高知文化祭において中山間地域の伝統芸能をどのように位置づけて取り組んでいくのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　今回の大会の基本構想におきましては、中山間地域などに伝わる伝統芸能の再興・継承、これを基本方針の一つ、柱の一つとして位置づけているところであります。実際、私自身、この国民文化祭誘致の打診の話がありましたときに、中山間の再興ビジョンをスタートさせるこの時期だからこそ、ぜひこの中山間地域のアイデンティティーとも言うべき文化芸能、これをこの機会に再興させたいという思いで誘致を決断したところでございます。

この基本方針を実現するためには、まずは多くの県内外の皆さんに地域の伝統芸能を直接見ていただく機会を設ける、そして興味や関心を持っていただくことが重要だと考えます。

そこで、県が主催いたします開会式や閉会式など多くの方々が集まるイベントにおきましては、例えば神楽の実演などの地域の伝統芸能を積極的にプログラムに組み込んでまいりたいと考えます。また、大会におきましては、市町村が実施いたします事業を190件程度予定いたしておりますが、この中でも地域ならではの伝統芸能が取り入れられることになるというふうに見

込んでおります。

こうした取組によりまして、多くの方々が伝統芸能に親しみ、その価値を感じていただけますように、市町村や保存会などの関係団体そして地域住民の皆さんと一体となり大会準備を進めてまいります。その中で、地域の伝統芸能の継承、再興に向けた機運を醸成し、今後の地域での活動につながる芽も育てていきたいと考えております。

○14番（横山文人君）　どうもありがとうございます。

そこで、このよさこい高知文化祭を契機とし、県と市町村、関係団体が一体となって伝統芸能の継承、発展に取り組むための枠組みをどのように考えておられるのか、知事の御所見をお伺いいたします。

○知事（濵田省司君）　よさこい高知文化祭2026の開催の後も、高まった機運が途切れることがないように、地域住民の皆さんと一体となって各地域の伝統芸能の継承、そして発展に取り組むことが重要だと考えております。

この大会に向けましては、地域の関係者で構成をいたします実行委員会を組織し事業を実施する市町村がございます。そうした枠組みを生かして伝統芸能の継承、発展に取り組むことも一つの方法であろうと思います。また一方では、実行委員会の組織は行わずに、地元の保存会などと連携して実施をする、そうした予定の市町村もございます。

したがいまして、それぞれの地域の実情に沿った枠組みにより、取り組んでいただくということが重要だと考えます。また、議員からお話のございました長野県南信州の事例などを含めまして、他県の取組も参考になるというふうに考えております。

今後、大会の開催を通じて得られます成果や課題を市町村の方々とも共有しながら、県としてもどういった枠組みで関わっていくことが望ましいか、こういったことをしっかり検討してまいります。そして、大会の開催を契機といたしまして、県内各地で県と市町村、地元の関係団体などが一体となり伝統芸能の継承、発展に取り組みますことで中山間地域の活性化につなげてまいりたいと考えます。

○14番（横山文人君）　どうもありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

次に、いの町枝川、八代地区に伝わる八代農村歌舞伎と、その舞台である重要有形民俗文化財、八代の舞台の修理事業についてお尋ねいたします。八代農村歌舞伎は、300年以上の歴史を持ち、地元の青年団が代々受け継ぎ、地域住民が支えてきた伝統芸能であります。八代の舞台は、全国的にも珍しい回り舞台を備えた農村歌舞伎舞台であり、地域の誇りとも言える貴重な文化財であります。この舞台では、毎年11月５日に神祭の一環として歌舞伎が行われ、地域と密接に結びついた文化として継承されてきました。

しかし近年は、担い手の減少に加え、舞台の老朽化が深刻な課題となっています。この舞台は、昭和51年に国の重要有形民俗文化財に指定されて以来、大規模な修理が行われず、長年の風雨による建物の損傷が進行しています。平成23年には、腐食が進んだ柱の補修が行われましたが、その後も劣化が進み、台風や地震に耐え得る状態にするための大規模な耐震補強を含む修理事業が地元の切実な声として上げられております。

現在、いの町が主体となり、修理計画が進められておりますが、事業費が約9,700万円にまで上り、そのうち国が50％を補助するものの、残りをいの町と地元でどのように分担するかは未定であるとお聞きしております。こうした中で、地元の負担を可能な限り軽減するため、来年度

以降にクラウドファンディングでの資金調達も検討されているとのことであります。

しかし、こうした文化財の保存は、地元や町だけの問題ではなく、県の文化振興や観光資源の保全の観点からも重要な課題であると考えます。

そこで、県として、八代の舞台の文化的価値を踏まえた修理の必要性をどのように認識しているのか、文化生活部長にお聞きします。

○文化生活部長（池上香君）　八代の舞台は、我が国の典型的な農村舞台の一つとしてその文化的価値が評価され、議員から御紹介がありましたように、昭和51年に国の重要有形民俗文化財に指定をされています。また、現在もこの舞台で農村歌舞伎が上演をされています。

これまでも部分的に修理や補強を行いながら地域で大切に保存、活用されてきた八代の舞台ですが、近年、雨漏りやシロアリの被害などにより基礎部分の破損が進んでいるほか、耐震性にも課題があるとお聞きをしています。

舞台はもちろんのこと、八代の農村歌舞伎を次の世代に継承していくためにも、解体修理が必要な状況であるというふうに認識をしております。

○14番（横山文人君）　そうした中で、国の補助を活用しても事業費の２分の１までしか支援できないということですが、地元やいの町の負担軽減を図るために県としてどのような支援策を講じていくのか､文化生活部長にお聞きします。

○文化生活部長（池上香君）　八代の舞台の解体修理に向けましては､いの町からの要請を受け、これまで工法に関する専門的な助言や文化庁との協議などを行い、国庫補助事業に採択されるよう支援を行ってまいりました。

今後も引き続き、こうした支援を行いますとともに、いの町や地域の皆様と協議の上、県が実施しているクラウドファンディングによる高知県地域活性化支援事業費補助金の活用について検討をしてまいります。加えて、いの町がクラウドファンディングを実施する場合の情報提供や、民間団体による助成事業の御紹介など、いの町や事業者である八代八幡宮をはじめ地域の皆様の負担軽減につながるよう取り組んでまいります。

○14番（横山文人君）　ぜひともよろしくお願いいたします。

この項の最後に、県として地元の青年団やいの町とどのように連携し、地域の大切な伝統芸能である八代農村歌舞伎の継承、発展につなげるのか、知事の御所見をお聞きいたします。

○知事（濵田省司君）　お話がございました八代農村歌舞伎は、地元の青年団が核となりまして幅広い年代の方々が関わりますことで、これまで大切に引き継いでこられたものであります。将来にわたり継承、発展していくことを期待いたしております。

県ではこれまでも、いの町を通じまして、農村歌舞伎に必要な道具の購入あるいは八代の舞台の修理などに要する経費について補助を行い、活動支援をしてまいりました。さらに、担い手支援事業におきまして地元の青年団との協議を重ねました結果、来年度、高知県立大学の協力を得て、農村歌舞伎を通じた学生と地域の方々との交流機会を創出する考えであります。

今後も、いの町や青年団をはじめといたしました地域の皆さんと対話を重ねながら、また連携を密にしながら、八代の舞台の保存、歌舞伎の継承、発展に向けまして県としても取り組んでまいりたいと考えております。

○14番（横山文人君）　ぜひともよろしくお願いをいたします。

県は、国と市町村、また地域や企業、団体などと、経済の活性化や中山間対策などで、あらゆる面でリーダーシップ、またハブ機能を発揮

されております。こうしたリーダーシップとハブ機能を、地域にとってかけがえのない伝統文化、伝統芸能の発展、継承において、そしてよさこい高知文化祭を契機に、さらに推し進めていただきたいと存じます。よろしくお願いを申し上げます。

最後に、人口減少対策と県内私立大学についてお聞きいたします。

さきにも述べましたように、本県は若年層の県外流出が深刻な課題となっております。文部科学省の調査では、高校卒業生が地元大学に進学する割合が低い県ほど若者の流出が加速し、卒業後の県内就職率も低下すると指摘されています。こうした観点から、昨年の９月定例会で県内公立大学について質問をいたしましたが、この項では県内の私立大学への支援の充実と人口減少対策についてお伺いいたします。

私立大学においては６割が定員割れという中で、本県でも県内私立大学の入学者減少が続いており、例えば高知学園大学では定員充足率が約59％と厳しい状況にあります。

こうした中で文科省は、本年度より、少子化時代を支える新たな私立大学等の経営改革支援事業を開始しました。この事業は、少子化に対応した教育改革や、複数大学の連携による機能強化を支援するもので、全国では45校、４グループが採択されておりますが、本県の私立大学は含まれておらず、全国的な大学改革の流れから取り残される懸念があります。

そこで、こうした国の事業への積極的な申請を県として支援すべきと考えますが、県として、今後この国の制度活用をはじめ、県内私立大学への支援にどう取り組むのか、文化生活部長の御所見をお伺いします。

○文化生活部長（池上香君）　議員からお話のありました文部科学省の支援事業につきましては、来年度も引き続き実施をされるとお伺いしておりまして、こうした国の制度を積極的に活用することは、私立大学の運営の安定化や教育研究の充実等を通じて、地域に必要な人材の育成・確保につながるものと考えます。

このため、県内私立大学に対して積極的な制度の活用を働きかけますとともに、各大学の御意向もお聞きしながら、採択につながるよう、県としてできるサポートを行いたいと考えています。あわせて、私立大学において活用が可能な国の制度について情報収集に努めてまいります。

○14番（横山文人君）　どうぞよろしくお願いします。

県も県教育委員会も、県内中学・高校生へのキャリア教育の充実について全力で取り組むとされておりますが、県内大学における学生確保の観点からも、県教委と私立を含めた県内大学が連携し、地元大学の特色を生かした職業体験などを積極的に展開することも重要と考えます。

そこで、学校教育において、県内大学と連携し、早期から県内大学を知る機会の創出について教育長の御所見をお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　県内大学の情報を早期の段階から知っておくことは、高校卒業後の進路決定のために大変重要なことであると考えます。

これまでも、県教育委員会では、県内の国公立大学との連携事業による大学の学び体験や大学教員による出前授業などを行ってまいりました。また、個々の高等学校におきましても、生徒の進路希望の状況等も踏まえながら、県内の私立大学も含めた大学訪問や大学職員を招いての説明会なども行っております。

今後、県教育委員会としましては、各大学等の御意見も聞きながら、それぞれの大学の学部・学科の魅力や特色を早期の段階から中学校や高等学校に発信する機会の充実を図ってまいりま

す。

○14番（横山文人君）　よろしくお願いいたします。

最後に、こうした施策を推進するには、県と県教育委員会、そして出口の産業界と、私立も含めた大学との連携強化が必要不可欠であると考えますが、定期的な協議の場の設置について知事にお聞きいたします。

○知事（濵田省司君）　議員からお話がございましたとおり、県を挙げて人口減少対策に取り組んでいく上では、私立も含めました全ての高等教育機関と、産業界や県、これには教育委員会も含めてということでございますが、これがこれまで以上に連携して取り組むことが重要だというふうに考えます。

既に、昨年の９月議会で議員から御提案をいただきましたように、まずは県としては、身内とも言うべき公立大学、県立の大学との意見交換を充実すべきだということがございまして、昨年12月には、私自身、県と公立大学との意見交換の場を持ち、人口減少対策に対する認識を共有いたしました。さらに、本年１月には、県内の全国公私立大学、高専の校長さんも含めまして、これらの学長が参加をいたします高知学長会議にも私がゲストの形で出席をさせていただき、人材確保などに向けました産学官のさらなる連携を要請いたしました。

また､県でのこれまでの取組といたしまして、産学官によります大学生等の県内就職促進会議を設置して取り組んでまいっております。この会議におきましては、県内就職率の向上に向けた現状分析、さらなる対策の検討を行ってまいりました。

ただ、この会議は、４年制の大学でも私立の大学がメンバーに入っていないというようなことがありましたし、テーマとして県内就職の促進に特化をしてきたということがございます。もう少し幅広い観点からの意見交換、協議もできたほうがいいのではないかという思いもございました。

来年度は、この会議を発展的に解消いたしまして、県内の若者に産業界や地域で一層活躍をしていただく、そのための後押しとなるような協議をしていきたいということで、新たに私立の４年制大学も含めました産学官の協議の場を再構築したいというふうに考えております。

この場におきましては、大きな３つのテーマで定期的な協議を行うこととしたいと考えております。１つは、産業人材の育成と県内就職の促進。今まで議論してきました県内就職の促進にとどまらずに、産業人材の育成のために県としてどう大学などと関わっていけるかというところも議論に加えていきたいと思います｡ただ、これは医療・福祉の分野とそれ以外の商工分野などとでは大分状況が違うというふうな印象を持っておりますので、それぞれ分科会を設けるような形で、より踏み込んだ、実情に応じた協議ができればというふうに考えております。

２点目が、若者に魅力のある仕事の創出でございまして、特に大学の研究機能を発揮いただき、デジタル化などの新しい技術の研究開発を進めていただくこと、あるいは就職先の企業の場では、処遇改善などによりまして、より県内での就職を促進していく、そして若者の所得向上につなげていく、こういったテーマも扱いたいと考えております。

さらに３点目が、若者と地域の交流の促進でございます。前段で質疑をいただきました地域におきます伝統芸能の継承でありますとか集落活動センターの活性化、こういったところにもぜひ学生の皆さんのみならず若手の社会人の皆さんも入っていただいて地域貢献を進めていきたい、そういったところの背中を押すような場としてこの新たな会議体を活用できないかとい

うふうに考えております。

こうした考え方に立ちまして、新しい産官学の定期的な協議の場を設置したいと考えており、こうした趣旨で県内の国公私立大学あるいは産業界の方々に呼びかけを行ってまいりたいと考えます。

○14番（横山文人君）　どうもありがとうございました。

以上で通告しておりました一切の質問となります。知事はじめ執行部の皆様には丁寧かつ前向きな御答弁をいただき､感謝を申し上げます。

最後に、今期をもって退職される井上副知事と長岡教育長をはじめ県職員の皆様のこれまでの真摯な取組に心から敬意を表し、今後ますますの御健勝、御多幸を祈念申し上げまして、私の一切の質問といたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、横山文人議員の質問は終わりました。

ここで午後４時25分まで休憩といたします。

午後４時20分休憩

午後４時25分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

一問一答による議案に対する質疑並びに一般質問を続行いたします。

土居央議員の持ち時間は45分です。

13番土居央議員。

○13番（土居央君）　自由民主党の土居央でございます。いよいよ今議会25人目のラストの質問となります。皆様どうぞよろしくお願いいたします。

東日本大震災より今日で14年目ということで、ひしひしとその接近を感じております南海トラフ地震への対策の強化を期して、幾つかまずは質問をさせていただきます。

現在検討されております第６期南海トラフ地震対策行動計画では、昨年の能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の教訓を反映させるとともに、４つの観点での事前の備えを強化していくこととしています。第１に、自助・共助を推進する取組の強化、第２に、避難環境の整備の強化、第３に、復旧・復興作業に向けた事前の備えの強化、第４に、災害に強いインフラ整備の加速化でございます。

今回は、避難環境の整備の強化として、避難所の熱源対策についてお聞きしたいと思います。近年、災害時に避難所となる公共施設や学校体育館で、停電時でも発電でき電気が使用できる自立・分散型エネルギーであるＬＰガス仕様のガスヒートポンプを導入して避難所対策を強化する事例が増えております。

令和５年に発表されました国土強靱化年次計画2023において、こうした自立・分散型エネルギーの有用性と、自家発電設備、ガスヒートポンプ空調機器等の導入がうたわれておりまして、また先月に閣議決定された第７次エネルギー基本計画でも、ＬＰガスについて以下のように記載をされています。

引用いたしますと、化石燃料の中で温室効果ガス排出が少なく、約４割の家庭に供給され、備蓄体制も整備されており、可搬かつ貯蔵が容易な分散型エネルギーである。国内需要の８割を占める輸入先は、米国、カナダ、豪州で９割超えと、地政学リスクが低く、エネルギー安全保障にも資する上、ボンベで全国のどこへでも供給可能であり、災害時には病院等の電源や避難所等の生活環境向上にも資する最後のとりでとして重要なエネルギー源である。災害時に備え､自家発電設備等を備えた中核充塡所の新設、設備強化を進めるとともに、病院、福祉施設や、

避難所となる小中学校体育館等における備蓄強化、発電機やガスヒートポンプ等の併設による生活環境向上を促進するとあります。

ちなみに、この中核充塡所につきましては、既に高知県内に５か所指定されており、毎年、県広域防災拠点への応急供給訓練を実施するなど、供給面での整備は進められているとお聞きをしております。

これらのことから、避難所となる公共施設や学校体育館においてＬＰガス仕様のガスヒートポンプエアコンを導入することは、平時には子供たちの体育や部活動時の熱中症対策、また防寒対策としてはもちろん、災害時には避難者の健康維持に必要な備えとして推進すべきであると理解するところであります。

そこで、県立学校体育館のほとんどが指定避難所になっておりますが、まずその空調設置率を教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　体育館に空調設備が設置されている県立学校は、本年度中に９校となり、設置率は20％となります。

○13番（土居央君）　本県では来年度、県立学校空調設備整備事業といたしまして11億1,000万円を予算化し、災害時には避難所ともなる県立学校体育館等において、熱中症対策等のための空調設備等を前倒しで整備していく方針を示しています。

昨年、学校体育館の中でも福祉避難所に指定されております県立盲学校、県立高知ろう学校体育館への空調設備の熱源について、県は、コスト比較のみならず、発災後の混乱の中にありながらも速やかに開設し機能を発揮させることが極めて重要であるとの前提に立ち、生命確保期とされる発災後３日間の燃料供給の確実性、教職員などの実地体験を踏まえた操作性のシンプルさなどを総合的に判断した結果、ＬＰガス方式を採用しています。県の判断の合理性を理解しますとともに、こうしたＬＰガスの特徴は、福祉避難所に限らず避難所全般にも求められる重要な要素だと考えます。

今後、県立学校の空調設備に採用すべき熱源についてどのように考えておられるのか、教育長に御所見をお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　空調設備の熱源は、大きく分けて電気とガスがあり、ガスについてもＬＰガスと都市ガス、あるいは熱源を切り替えることができるハイブリッド方式など、様々な選択肢がございます。それぞれの方式にメリット・デメリットはありますが、熱源を選定するに当たっては、南海トラフ地震が発生した際に県立学校の体育館は避難所となるため、冷暖房機能を確保できること、また混乱した中であっても容易に機器の操作ができるといったことも検討の重要なポイントであると考えております。

今後も、県立学校に空調を整備する際には、コストや環境面への配慮、設備の被災リスクや復旧期間、機器の操作性等を総合的に比較検討し、その時点で最良の熱源方式を改めて決定していく必要があると考えております。

○13番（土居央君）　ありがとうございます。基本的には前回の採用の考え方と同じような考え方だというふうに認識をいたしました。

それでは、どのような計画でこれを進めていかれるのか、教育長にお聞きをいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　これまで、福祉避難所となる特別支援学校の体育館を優先して空調整備を進めてまいりました。そのめどが立った今後におきましては、高等学校も含めて対応していく考えであります。

来年度につきましては、７校の設計費や工事費用の予算を計上しているところでございます。そして、現在策定中の第６期南海トラフ地震対策行動計画におきましては、令和９年度末までに約半数の21校、令和15年度には全ての県立学

校に設置を目指すこととしており、防災の観点等から優先順位をつけて整備を進めていきたいと考えております。

○13番（土居央君）　着実な推進をお願いしたいと思います。

第６期南海トラフ地震対策行動計画案では、自助・共助を推進する取組の強化も挙げられています。知事は、広報紙などを活用して、大規模災害時の燃料不足に備えての早めの満タン給油等、県民それぞれの燃料確保を呼びかけておられます。第６期計画では、国からのプッシュ型支援が始まるまでに必要とされる燃料を県内で確保することと同時に、燃料の代替として、ＬＰガスの軒下在庫の活用や、ガスバルク、発電機等の導入について検討するなど、ＬＰガスを活用する方針が示され、被災者の生活維持を図ることとしています。

この軒下在庫につきましては、高知県ＬＰガス協会に確認をさせていただきましたところ、基本的にはその家庭の使用ペースで１か月ぐらいの余裕を持たせて充塡していると、そして災害が起きたとしても数日間は優に活用できるとのことでございます。

能登半島地震でも、七尾ＬＰ基地及び奥能登４市町の充塡所３か所のうち２か所が被災したものの、被災直後の需要は各家庭の軒下や充塡所にある在庫で対応でき、その後も他のＬＰ基地や充塡所などからの応援配送等により、需給に大きな影響はなかったと伺っております。

一般的に、被災後３日間を過ぎると生存率が著しく低下すると言われておりますが、高知県では全世帯の約７割に当たる約22万世帯の御家庭でＬＰガスが使用されていることを踏まえますと、軒下在庫だけで７割の家庭が３日間を優に超える熱源を確保できることは、広大な面積と中山間地域が９割を占める本県におきましては、費用対効果の面からも緊急対応期での有用性は高く、さらに発電を可能とする発電機との併用装備は避難環境の整備の強化に有効だと考えます。

一方で、平時にＬＰガスを設置しているものの、発災後の被災状況によっては、必要な資機材が直ちに配備できないことも想定されます。ＬＰガスの特性でもある備蓄としての軒下在庫を充実させて、避難所となる施設や防災拠点において、発災後のＬＰガス利用を想定していくことが重要であると考えます。

そこで、避難所となる施設や県の防災拠点においてＬＰガスを備蓄し活用できるように事前の対策を積極的に進めることについて危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　ＬＰガスにつきましては、大規模災害時に発電機や炊き出しの燃料に活用できます。そのため、避難所や県の防災拠点において有用だと考えているところでございます。このため、県の総合防災拠点におきましては、６か所で計95本のＬＰガスボンベと計25基のＬＰガス発電機を整備してきております。

一方、避難所となる公民館などの施設におきましては、平時はＬＰガスを使用する機会というのは少のうございますので、多くの施設において、ガスボンベは最小限で、ＬＰガス発電機は整備されていない状況にあります。このことを踏まえますと、今後は、避難所におけるＬＰガスボンベの備蓄とＬＰガス発電機の整備に加えまして、ボンベと発電機との接続に必要となる設備の整備を促すことも必要だと考えております。

このため、市町村向けの担当者会などで備蓄や整備について周知いたしますとともに、国や県の補助金等の活用を促していくなど、避難所となる施設においてＬＰガス関連の設備が整うよう取り組んでまいります。

○13番（土居央君）　ありがとうございます。

また、軒下在庫を活用する視点とは別に、可搬型のＬＰガス仕様のポータブル発電機は、これは気体で劣化しにくいというＬＰガスの特性が生かされて、高知市の防災訓練でも、メンテナンスの難しい他の機種と比較しても安定した効果を発揮しているとお聞きをしております。発電により、照明や電子機器等の使用が可能となりますが、可搬型ＬＰガス仕様のポータブル発電機の場合、小型の５キロボンベで約10時間の使用が可能となるそうです。高額なポータブル発電機を各家庭が所有するのは困難かもしれませんが、例えば各自主防災組織の防災倉庫に１台装備しておけば、一定の時間その避難所で必要な電源を創出することが可能になるものと考えます。

ＬＰガス仕様のポータブル発電機を自主防災組織に整備する必要があると考えますが、危機管理部長にお聞きをいたします。

○危機管理部長（三浦謙一君）　ＬＰガス仕様のポータブル発電機につきましては、県の補助金などによりまして、これまで県内の自主防災組織において、現在把握できているだけでも８市町村の30組織で整備をされております。自主防災組織全体ではガソリン式の発電機を整備しているところが多いようではございますけれども、ガソリン式、ＬＰガス式、その双方には機能や維持管理の点で特色があり、地域の実情に応じて導入の判断がなされているのだと考えております。

こうした中、ＬＰガス式の発電機の特色であります長期保管が可能で始動がスムーズといった点が、自主防災組織にまだ十分に知られていないといった可能性もございます。まだ発電機を導入していない自主防災組織はもちろん、既に導入をしておりますけれどもガソリン式の発電機だけでは不足するようなところもございますので、ＬＰガス式の導入を選択肢の一つとして紹介してまいりたいと考えております。

このため、例年４月頃に行う市町村の担当者会議などを通じて、ＬＰガス式の発電機の有用性についてお伝えしていきますとともに、引き続き補助金による導入支援を行ってまいりたいというふうには考えております。

○13番（土居央君）　どうもありがとうございます。ぜひ避難所環境の充実をまた図っていただきたいと思います。

それでは、視点を変えまして、被災時の教育の継続につきましてお聞きをしたいと思います。能登半島地震では、学校も被災し、児童生徒が集団避難し、小中学校や高校の教育活動がある程度正常化するまでに約一月半を要したとされています。

こうした大災害時の学校再開に向けては、他の自治体から教職員の派遣支援を受け教育機能の維持・復旧を進める取組は不可欠です。そのような中、過去の大規模災害を経験した県の教育委員会では、既に専門的な教育支援チームを設置し､自県も含めた被災自治体の要請を受け、児童生徒の安否確認や避難所の開設・運営、避難先での学習指導、心のケアなど、復旧段階に応じて被災地の教職員と連携して教育活動の再開支援に当たる体制を整備しています。

こうした中、能登半島地震において、複数の自治体のチームが被災地に入ったものの、現場の状況が広く共有されず、効率的な支援が困難であったことを教訓として、文部科学省は昨年８月、被災地のニーズを集約し各自治体に共有することによって迅速な支援を実施し、被災地の学びの継続や早期の学校再開を目指す教職員派遣の枠組み、Ｄ－ＥＳＴの構築を表明し、現在具体的な取組が進められています。既に、９月に能登半島を襲った豪雨では、Ｄ－ＥＳＴの枠組みとしては初めて文科省が職員を派遣し、

各自治体の調整役として効率的な支援につなげたと伺っています。

文科省は、全国の自治体に支援チームの整備を呼びかけ、教職員の研修に係る経費を支援するほか、アドバイザーを派遣してノウハウを共有する取組を進める方針のようです。全国で支援チームが整備され、各地の教職員が研修を受けることは、被災地の支援だけでなく、それぞれの地域での平時からの学校防災の充実にもつながるものと期待します。

このように、文科省を司令塔として、大規模災害時において、教育再開に向けた、自治体をまたいだ共助の仕組みづくりが始動していますが、県教委としてはどのように対応されるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　能登半島地震の際、本県は12名の指導主事を交代で現地へ派遣し、児童生徒への支援等を行ったところでございます。

そして、今後につきましては、国が主導するＤ－ＥＳＴの枠組みの一環として学校支援チームの設置を進めたいと考えております。この学校支援チームは、大規模災害時に被災地へ赴き、学校再開に向けた活動や児童生徒の学習支援、心のケア等を行うものでございます。

このチームの設立に向け、来年度から各学校の安全教育担当者や希望する教職員を対象に、実践的な災害対応力を高めるための研修を複数回実施していくこととしております。そして、修了者をチーム員として登録し、その後も定期的に研修や講習を行い、対応力を高め、また増員を図ってまいります。

こうした取組を着実に進め、県内学校の災害対応力を強化するとともに、各地で災害が発生した際には速やかにチームを派遣できるよう体制を整えてまいりたいと考えております。

○13番（土居央君）　ありがとうございます。

それでは、南海トラフ地震が発生した場合、本県でも他県にこうした支援チームの派遣を要請することになろうかと思います。学びの再開に向け、支援を受けるに当たっての受援体制をどう構築されるのか、教育長にお聞きいたします。

○教育長（長岡幹泰君）　南海トラフ地震が発生した場合には、各学校の再開計画などに基づき、速やかに子供たちの学びを確保していくことが必要になります。その際、県内の教職員が被災するなどして必要な人数を確保することが困難な場合には、県教育委員会において各学校のニーズを集約し、国を通じて他の自治体に派遣要請を行うことになります。

このような手順やタイムライン等を事前に定めておくため、来年度から新たに、教職員派遣の受入れに関するマニュアルの整備に取り組むこととしております。

実際、他の自治体から応援を受けるに当たっては、迅速に県内学校の支援ニーズを集約し、的確に調整を行って配置できる体制づくりや、受け入れた教職員の宿泊場所、移動手段、生活環境の確保など、多くの課題が想定されます。こうした課題に対する先行事例を研究してマニュアルを策定し、その後も適宜バージョンアップを図りながら実効性を確保していきたいと考えております。

○13番（土居央君）　実効性ある取組になることを期待しております。

それでは、次に参ります。水道行政、水道事業の広域化についてお聞きをいたします。

我が県の水道は94.9％の普及率を達成する一方で、これまでの拡張を前提とした時代から、人口減少に伴い、既存の水道基盤を維持、持続可能なものとすることが求められる時代へ推移しています。

今、我が県も含めた全国の水道事業者の抱える課題として、多くの水道事業者が小規模であ

り経営基盤が脆弱であることに加えて、人口減少による経営状況の悪化により管路の老朽化や耐震化の遅れ、さらには適切な資産管理や危機管理対応に支障が生じているなど、将来的に水道サービスの継続が困難になる事態が懸念をされています。

こうした中、本県では、水道事業の安定的な経営に向けた対策の一環として、令和３年11月に、水道事業者であります市町村とも協議しながら、高知県水道広域化推進プランを策定しています。私は、令和４年２月議会で、広域連携の具体的手法について質問をさせていただいた経過がございます。

令和５年には、広域化の方向性と当面の取組内容などを加えて水道広域化推進プランの改正がなされましたが、そこでは県内事業者の経営体制の状況や人口減少の加速による給水収益の減少と、老朽化による建設改良費の増加などにより、令和51年度まで累計で約1,900億円もの収支不足が見込まれるなど、県内の水道事業の将来見通しの厳しさを改めて実感した次第です。

令和元年の改正水道法により、水道基盤の強化に関する施策の実施と水道事業者間の広域的な連携を推進する努力義務を負う県といたしましても、安全で高品質の水を安定して私たちの子や孫の時代にも残していくため、直面する課題を先送りせず、水道事業者である市町村ともしっかり連携を図り、将来にわたり持続可能な体制への構造転換を急がなければならないと考えます。

そこでまず、2024年４月から水道事業の所管が厚労省から国交省に移管し、本県でも土木部公園上下水道課へ組織改正がされておりますが、まずは本県の水道行政に対する土木部長の基本的な課題認識をお聞きいたします。

○土木部長（横地和彦君）　本県の水道事業は、議員からも御指摘ございましたように、人口減少に伴う水需要の減少や水道施設の老朽化、技術者の不足、南海トラフ地震への対応など、様々な課題に直面をしております。

こうした本県の課題を踏まえまして、持続可能な水道の構築を目的として、令和２年３月に高知県水道ビジョンを策定しております。このビジョンでは、水質の確保等の安全、施設の耐震化等の強靱、経営基盤の強化等の持続の３つの観点を基本に、広域連携も視野に入れた上で、20の実現方策を設定しております。

県といたしましては、引き続き持続可能な水道システムを構築していくため、市町村と連携して各実現方策に取り組んでまいります。

○13番（土居央君）　ありがとうございます。

それでは、土木部に移管したことでどのようなメリットが発揮できると考えるのか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（横地和彦君）　能登半島地震を受けまして、上下水道一体の取組というのがますます重視されてきているところでございます。その中にあって、以前から下水道を所管しております土木部が上水道も所管することとなったことにより、耐震化や災害対応などにまさに上下水道一体的に取り組むことが容易となりました。

また、国におきましても水道行政が厚労省から国土交通省に移管されたことにより、水道施設の災害復旧に当たっても公共土木施設災害の復旧事業が適用されることとなりました。これによりまして、原則２分の１であった国庫負担率が３分の２以上となり、水道事業者の負担軽減効果は大きいものと考えております。

また、県における災害復旧担当部署は土木部内の防災砂防課にありますので、連携が容易になったこともメリットとして大きいと考えております。

○13番（土居央君）　ありがとうございます。様々な課題があろうかと思いますが、メリットを発

揮していただきまして、水道行政の充実を図っていただきたいと思うところです。

また、国では、こうした様々な課題解決のためには、デジタル技術を活用し、業務の効率化や広域連携を加速する上下水道ＤＸの推進が必要として、その推進に向けた具体的方策が検討されています。例えば、先月２月20日の国のデジタル行財政改革会議では、持続可能な上下水道システムに転換できるよう、ＤＸによりメンテナンスを高度化、効率化していくことが重要であり、ＤＸ技術が速やかに実装されるよう、自治体向けの分かりやすいＤＸ技術カタログを今年度中に取りまとめること、また災害時の復旧活動の迅速化や広域連携の推進のため、施設情報を紙媒体でのみ管理している自治体をゼロにできるよう、情報整備・管理の標準化を進める方策を今年６月をめどに取りまとめることなど、今後、地方自治体を後押しする方向性も示されています。

私は、以前の質問で、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳の整備状況をデジタル化の進捗状況と併せてお聞きいたしましたが、当時の部長からは、台帳整備は十分な状況ではなかったものの、その後の進捗について前向きな御答弁をいただいておりました。

その後の水道施設台帳の整備状況はどうか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（横地和彦君）　水道施設台帳の整備につきましては、高知県水道ビジョンにおける20の実現方策の中でも特に重要な施策の一つに位置づけ、推進をしてきているところでございます。

こうしたところ、令和２年度末には19市町村で台帳が未整備であったという状況でございましたが、令和４年度末にはようやく全市町村で整備をされたところでございます。

しかしながら、台帳の電子化といきますと、完了しているのは約半数の17市町村にとどまっておりまして、11市町村は紙媒体の併用などの一部電子化、５市町村は紙媒体のみの整備となっているのが現状となっております。

○13番（土居央君）　それでは、今後、上下水道ＤＸをどのように進めていくのか、土木部長にお聞きいたします。

○土木部長（横地和彦君）　上下水道事業におきましては、維持管理の効率化はもとより、災害時における迅速な支援を受けるためにも台帳の電子化は不可欠なものであり、紙媒体での整備では不十分であると認識をしております。そのため、まずは全市町村での台帳の電子化の完了が必要と考えております。

これに加えまして、人工衛星やＡＩを活用した上水道の漏水調査、ドローンによります下水道管路の点検など、上下水道分野におけるＤＸの取組を県が主導して進めてまいりたいと考えております。

○13番（土居央君）　ありがとうございます。また期待をするところでございます。

今まで述べてきましたとおり、上下水道事業の様々な課題の解決策として必須と言える取組が、広域化とデジタル化だと思います。また、広域化の鍵もデジタル化にあろうかと思います。そこで、水道広域化推進プランの具体的取組の一つであるシステムの共同化につきまして質問をいたします。少し長くなりますが、御容赦ください。

まず、システムの共同化を目指すに当たって何がネックとなり、どういう手法で進めるべきかということに関して、３年前の質問の繰り返しになりますが、今回は国交省のホームページの説明を引用しますと、現在の多くの水道事業者におけるシステム機器の構成は、業務システムごとに独立しており、異なるシステム間でデータを自由に流通させることが困難になっており、

ベンダーやシステムごとに、管理するデータの項目、形式等が異なるため、データ連携が困難となっています。また、現状のシステム調達では、他ベンダーが提供するシステムへの乗換えが困難となり、その更新や増設を行う場合、実質的に同一ベンダーに依存せざるを得ない傾向、ベンダーロックインの状況にあります。まずはこれが、システム共同化の最大のネックとなっていると思います。

そして、これらの課題解決のため、また以下引用ですが、データ流通のルールを標準化し、各機器やシステムがこのルールに従いデータを管理することで相互にデータ交換ができる仕組みが水道情報活用システムです、とあります。

３年前の議会で取り上げました水道標準プラットフォーム、これはこの水道情報活用システムの中核をなす部分で、システム間連携、事業者間連携を実現するために、協調領域であるデータ流通基盤の提供を目的としたクラウドということになります。2018年度、国が水道情報活用システムの標準仕様を作成し、翌年、経済産業省の補助事業により、水道標準プラットフォームとして社会実装されたものです。そのプラットフォーム上に、例えば運転監視システム、施設台帳システム、管路マッピングシステム、料金システム、会計システムなどのアプリケーションやデバイス機器が、入札などを通じて個々のベンダーによって競争性を働かせた上で、水道事業者のニーズに合わせて提供されるというシステムとなっています。

つまり、水道情報活用システムで共通ルールに基づくデータ流通を行うことにより、広域連携を含む水道事業の一体的な管理が可能となり、各種情報の利活用による管理の効率化や運用の高度化が進むとともに、システム更新に係る費用の低減や、複数の水道事業者が共同でプラットフォームを利用することによるシステム利用コストの削減が期待できますし、ほかにも、水道施設情報や運転情報等を一元的に管理し、セキュリティーが担保された外部環境からのアクセス確保などにより、災害時の復旧作業の迅速化につながることも期待されます。これらはまた、全て国が進めてきた政策でもあります。

前置きが長くなりましたが、高知県水道広域化推進プランでは、最終的には事務の効率化や災害時の連携強化に向けた情報一元化を見込み、県全域のシステム共同化の実現を目指すということですので、本県としても、水道情報活用システムの導入なくして広域化はなし得ないものと考えます。

県がシステム共同化を具体的に進めるため、水道標準プラットフォームを基盤とする水道情報活用システムの導入についてどう考えているのか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（清水敦君）　御紹介いただきましたとおり、水道標準プラットフォームを基盤とする水道情報活用システムを導入することのメリットといたしましては、災害時の円滑な復旧支援、システム間連携による業務の効率化、ベンダーロックインの解除による競争性の発現、複数団体のシステム共同化に伴うスケールメリットによる費用の削減が期待できると考えております。

令和４年に議員から御質問いただいた後も検討を重ねまして、水道情報活用システムの導入を前提に、システム共同化に向けた取組を進めることとしたところでございます。

○13番（土居央君）　ありがとうございます。

水道情報活用システムを導入するためには、それを機能させる基盤となる水道標準プラットフォームの実装が不可欠となりますが、水道法により、水道事業広域化の旗振り役としてどのようにリーダーシップを発揮して県は取り組んできたのか、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（清水敦君）　本県では、広域化の取組として、システム共同化をはじめ、広域的な人的支援体制の構築、資材等の共同発注、共同委託などを進めているところでございます。特にシステム共同化については、令和５年度以降市町村への説明会や個別訪問の実施により、各市町村の意見や課題を丁寧に聞き取るなど、積極的に推進をしてまいりました。

また、今年度は、水道標準プラットフォームを提供する民間企業や、先行して取組を進めている団体との勉強会を開催し、コスト削減効果などのメリットを各市町村と共有したところです。こうした取組により、水道情報活用システムの仕組みや導入の効果などについて、市町村の理解が深まってきたと考えております。

今後は、各団体の導入に要するコストの試算や国の交付金の活用に向けた後押しを行うなど、引き続き、県のリーダーシップにより、システム共同化を着実に進めていく所存でございます。

○13番（土居央君）　少しずつではありますが着実に進んでおられるというような認識を持つことができました。

私は、県内水道事業者の多くが担当職員が１人から２名という小規模な組織であることを踏まえ、こういった小規模事業者が広域化に踏み出せるためのサポート体制づくりが必要ではないかと考えております。

高知県水道広域化推進プランにおいては、今後の広域化に係る推進方針の中で、水道事業の財務会計システムを例に挙げ、システムの共同化の検討を推進することが記されておりますが、これにつきまして先行事例として滋賀県の取組を御紹介したいと思います。

滋賀県ではもともと、水道事業者の会合で、会計業務の一体化についての検討会から、その後、システムの共同化への検討へと展開し、会計システム共同化協議会が発足、課題も多く、なかなか議論がまとまらなかったところ、水道情報活用システムの導入により課題解決の道が広がり、現在県下21事業体のうち11事業体が参画し、会計システムの共同化に向けた議論が進められているとお聞きをしております。

本県でも、最終的には県全域のシステム共同化を目指していくためには、県がリーダーシップを取り、時間をかけても着実に進むよう、水道標準プラットフォームを起点とした協議会形式での取組が必要ではないかと思いますが、総務部長にお聞きをいたします。

○総務部長（清水敦君）　滋賀県では、お話のあった協議会が令和３年度に設立され、議論が進んだ結果、広域化の取組が一定進展したものと承知をしております。

本県におきましても、水道情報活用システムの導入に向け、今後は市町村と、より具体的な検討に入るところでございます。着実なシステム導入に向け、例えば市町村を既存システムの更新時期ごとにグループ分けした上で協議の場を設けるなど、より丁寧に取組を進めてまいりたいと考えております。

○13番（土居央君）　ありがとうございます。引き続きまして着実なお取組を期待するところです。

それでは最後に、ＮＨＫ連続テレビ小説あんぱん放送を契機とした外商の取組についてお聞きをしてまいりたいと思います。

ＮＨＫ連続テレビ小説あんぱん放送開始をいよいよ今月31日に控え、期待は高まるばかりです。一昨年の制作発表以来、このチャンスを捉えて地域や事業を盛り上げていこうと、本県のみならず、やなせ先生ゆかりの様々な主体が動いてまいりました。

老舗百貨店の三越日本橋本店もその一つでございます。三越日本橋本店は、やなせ先生が上京後に勤めた企業であり、有名な三越の包装紙

デザインのロゴはやなせ先生がデザインされておりますので、やなせ先生とのゆかりの深い企業です。

今からの質問は、結論を先に言いますと、高知県はあんぱんを御縁に三越日本橋本店とのパートナーシップを一層深めるべきだという内容ですが、まずその質問をする経過から述べさせていただきます。

昨年の春、三越と直接取引をされております高知市の土佐伝統牧野野菜の生産者の方に、三越が、あんぱん放送をきっかけとして、高知の小豆を使用したあんパンを販売するあんぱんプロジェクトを企画しており、高知で小豆を探しているから手伝ってほしいという依頼を受けました。詳細を聞くため、４月に県の地産外商公社と共に三越日本橋本店を訪問しまして、三越日本橋本店営業統括部第１営業部長兼商品担当長の村山慎一氏､そしてお二人の担当マネジャーに面会して、三越の連続テレビ小説あんぱんへの期待と熱い思いをお聞きしてきたところです。

村山部長から伝えられましたことは、三越とやなせ先生のゆかりは深く、ドラマを機とした企画は考えている。ドラマに絡めて高知とコラボして、実際のあんパンを高知の小豆で作れたら面白く、企画の目玉になり得る。ただ、そこに固執しているわけではなく、それ以上に、これまでの一般的な地域フェアから脱却し、高知の物産を活用して共に新しい価値を創造していくようなプロジェクトをしたいという熱い思いでありました。小豆に関しては、質・量ともに北海道など他の産地にかなわないことを前提とした上で、このタイミングでやる価値のあるのは高知だけだと、非常に好意的に捉えてくれておりました。

県に求めることは、高知の生産者について三越が細かく状況把握ができているわけではなく、その間をサポートしてくれたらありがたい、また共に価値創造をしようという意欲を持ったパートナーをどんどん紹介してほしいというものでありました。

私は高知に帰りまして、すぐ、ＪＡと、とさのさとに相談し､結果的に高知県内では商業ベースの小豆生産はなく、万事休すかと思ったんですが、そこからＪＡ、とさのさとがネットワークを生かして頑張ってくれて、昨年急遽、なければ作ろうということで、新たに小豆を作付していただくことになりまして、今、とさのさと協力の下、ドラマ放送に合わせて、使用できる分量の小豆が確保されているとお聞きをしております。作付から収穫まで、本当にぎりぎりのタイミングであったと思います。

このような経過を経て、この夏、三越日本橋本店で、このあんパンを含んだ民間主導の高知フェアが予定されていると伺っています。県もこれまでも三越伊勢丹グループとの関係を築いてきたこととは思いますが、その中でも三越日本橋本店は、日本最古の歴史を有する最高のブランドだと思います。

県としても、こうした三越日本橋本店での高知フェアを後押しし、さらなる外商拡大や観光振興、ひいてはドラマ終了後も続く三越日本橋本店との関係性の深化を図るべきだと考えますが、産業振興推進部長にお聞きをいたします。

○産業振興推進部長（合田和穂君）　やなせさんとのゆかりが深い上に歴史と格式を誇る三越日本橋本店での高知県フェアの開催は、県産品の外商あるいは観光誘客の拡大に向けた絶好のＰＲ機会と認識しております。

このため、昨年４月に議員と共に訪問させていただいた後も、地産外商公社が三越の担当者と継続的に接触をしまして、県産品の提案なども行ってきております。その中で、三越の担当者の方には、公社が主催する商談会や本県への産地視察にも足を運んでいただいており、関係

継続につながっております。

今後とも、フェアの開催に向けてしっかり対応するとともに、連続テレビ小説あんぱん放送終了後のさらなる展開も視野に入れまして、さらに関係が深まりますよう取り組んでまいる所存であります。

○13番（土居央君）　ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、またドラマのシナリオの進行によって様々な御縁ができる、いろんな主体と御縁ができるのではないかと思いますが、こうした様々な主体との関係構築につきまして知事はどのように考えておられるのか、御見解をお聞きしたいと思います。

○知事（濵田省司君）　お話がございましたように、連続テレビ小説あんぱんの放送は、様々な方々との新たな関係づくりに加えまして、これまでに構築をした関係をさらに深めるためにも、またとない絶好のチャンスというふうに捉えております。

既に外商の分野では、御紹介いただきました三越日本橋本店以外にも、複数の百貨店あるいは大手量販店から高知県フェアのお話をいただいております。また、大手食品メーカーと県内の食品企業とのコラボレーションによります新商品開発の動きもございます。

さらに、観光の分野におきましても、やなせさんが長年暮らしておられた新宿区などと連携したＰＲに向けまして、県でも準備を進めているところであります。

今後も、あんぱんの放送を通じまして幅広い関係づくりに努め、放送後の関係継続にもしっかり取り組みますことで、さらなる外商拡大そして観光誘客にしっかりとつなげてまいる考えであります。

○13番（土居央君）　ありがとうございました。

様々な主体との関係構築、ぜひとも進めていただきたいんですが、そのドラマを通じて言えば、まさに象徴が、三越日本橋本店だろうと思います。また、そこでやる高知フェアではなかろうかと思うんです。支援の形、連携の形というのはいろいろあろうかと思いますが、こうした県外の主体がドラマをきっかけに高知を向いてくれて、そしてフェアをやってくれる、イベントを開催するという場合､たとえ少なくとも、やはり県として運営面で何かしらの人的、物的な支援をしていくということは、私は今後の関係性をより強めていく、深めていく上では必要ではなかろうかと思うところです。三越日本橋本店との建設的な関係がこれから深まりますこと、築けていきますことを願うところであります。

最後になりますけれども、今年度最後の議会質問、議会でございます。今期で退職される全ての県職員の皆様には、本当にお疲れさまだと申し上げたいと思います。ありがとうございました。心から感謝を申し上げまして、私の全質問とさせていただきます。ありがとうございます。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、土居央議員の質問は終わりました。

以上で、議案に対する質疑並びに一般質問を終結いたします。

―――― ∽∽∽ ――――

議 案 の 付 託

○議長（加藤漠君）　これより議案の付託をいたします。

ただいま議題となっている第１号から第69号まで及び報第１号、以上70件の議案を、お手元にお配りいたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

〔議案付託表　巻末443ページに掲載〕

―――― ∽∽∽ ――――

○議長（加藤漠君）　以上をもって、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明12日から23日までの12日間は委員会審査等のため本会議を休会し、３月24日に会議を開きたいと存じますが御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

３月24日の議事日程は、議案の審議であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて散会いたします。

午後５時９分散会

令和７年３月24日（月曜日）　開議第８日

出　席　議　員

１番	竹　内　健　造　君
２番	戸　田　宗　崇　君
３番	上　治　堂　司　君
４番	桑　鶴　太　朗　君
５番	土　森　正　一　君
６番	槇　尾　絢　子　君
７番	久　保　博　道　君
８番	上　田　貢太郎　君
９番	今　城　誠　司　君
10番	金　岡　佳　時　君
11番	下　村　勝　幸　君
12番	田　中　　徹　君
13番	土　居　　央　君
14番	横　山　文　人　君
15番	西　内　隆　純　君
16番	加　藤　　漠　君
17番	弘　田　兼　一　君
18番	明　神　健　夫　君
19番	三　石　文　隆　君
20番	畠　中　拓　馬　君
21番	依　光　美代子　君
23番	武　石　利　彦　君
24番	西　森　美　和　君
25番	寺　内　憲　資　君
26番	西　森　雅　和　君
27番	樋　口　秀　洋　君
28番	岡　田　竜　平　君
29番	田　所　裕　介　君
30番	橋　本　敏　男　君
31番	坂　本　茂　雄　君
32番	は　た　　愛　君
33番	細　木　　良　君
34番	岡　田　芳　秀　君
35番	岡　本　和　也　君
36番	中　根　佐　知　君
37番	塚　地　佐　智　君

欠　席　議　員

なし

―――――――――――――――――――――

説明のため出席した者

知事	濵　田　省　司　君
副知事	井　上　浩　之　君
総合企画部長	松　岡　孝　和　君
理事（人口減少・中山間担当）	中　村　　剛　君
総務部長	清　水　　敦　君
危機管理部長	三　浦　謙　一　君
健康政策部長	中　嶋　真　琴　君
子ども・福祉政策部長	西　森　裕　哉　君
文化生活部長	池　上　　香　君
産業振興推進部長	合　田　和　穂　君
商工労働部長	岡　田　忠　明　君
観光振興スポーツ部長	小　西　繁　雄　君
農業振興部長	松　村　晃　充　君
林業振興・環境部長	西　村　光　寿　君
水産振興部長	濱　田　美和子　君
土木部長	横　地　和　彦　君
会計管理者	田　村　敬　子　君
公営企業局長	澤　田　昌　宏　君
教育長	長　岡　幹　泰　君
人事委員長	門　田　純　一　君
人事委員会事務局長	笹　岡　　浩　君
公安委員長	刈　谷　敏　久　君
警察本部長	髙清水　善　弘　君
代表監査委員	五百藏　誠　一　君
監査委員事務局長	岡　林　秀　典　君

―――――――――――――――――――――

事務局職員出席者

事務局長	中島勝海君
事務局次長	梅森実君
議事課長	飯田志保君
政策調査課長	溝渕松男君
議事課長補佐	松岡宏尚君
主査	宮﨑由妃君

―――― ――――

議　事　日　程（第８号）

令和７年３月24日午前10時開議

第１

第 1 号　令和７年度高知県一般会計予算
第 2 号　令和７年度高知県収入証紙等管理特別会計予算
第 3 号　令和７年度高知県給与等集中管理特別会計予算
第 4 号　令和７年度高知県旅費集中管理特別会計予算
第 5 号　令和７年度高知県用品等調達特別会計予算
第 6 号　令和７年度高知県会計事務集中管理特別会計予算
第 7 号　令和７年度高知県県債管理特別会計予算
第 8 号　令和７年度高知県土地取得事業特別会計予算
第 9 号　令和７年度高知県国民健康保険事業特別会計予算
第 10 号　令和７年度高知県災害救助基金特別会計予算
第 11 号　令和７年度高知県母子父子寡婦福祉資金特別会計予算
第 12 号　令和７年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
第 13 号　令和７年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計予算
第 14 号　令和７年度高知県農業改良資金助成事業特別会計予算
第 15 号　令和７年度高知県県営林事業特別会計予算
第 16 号　令和７年度高知県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
第 17 号　令和７年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
第 18 号　令和７年度高知県港湾整備事業特別会計予算
第 19 号　令和７年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
第 20 号　令和７年度高知県流域下水道事業会計予算
第 21 号　令和７年度高知県電気事業会計予算
第 22 号　令和７年度高知県工業用水道事業会計予算
第 23 号　令和７年度高知県病院事業会計予算
第 24 号　令和６年度高知県一般会計補正予算
第 25 号　令和６年度高知県収入証紙等管理特別会計補正予算
第 26 号　令和６年度高知県旅費集中管理特別会計補正予算
第 27 号　令和６年度高知県用品等調達特別会計補正予算
第 28 号　令和６年度高知県会計事務集中管理特別会計補正予算
第 29 号　令和６年度高知県県債管理特別会計補正予算
第 30 号　令和６年度高知県土地取得事業特別会計補正予算
第 31 号　令和６年度高知県国民健康保険事業特別会計補正予算

第 32 号　令和６年度高知県災害救助基金特別会計補正予算
第 33 号　令和６年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算
第 34 号　令和６年度高知県流通団地及び工業団地造成事業特別会計補正予算
第 35 号　令和６年度高知県県営林事業特別会計補正予算
第 36 号　令和６年度高知県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計補正予算
第 37 号　令和６年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算
第 38 号　令和６年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算
第 39 号　令和６年度高知県流域下水道事業会計補正予算
第 40 号　令和６年度高知県病院事業会計補正予算
第 41 号　高知県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例議案
第 42 号　こうちグローバル人材育成基金条例議案
第 43 号　高知県職員等こころざし特例基金条例の一部を改正する条例議案
第 44 号　職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案
第 45 号　職員の育児休業等に関する条例及び高知県獣医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例議案
第 46 号　職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案
第 47 号　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
第 48 号　高知県住民基本台帳法施行条例及び高知県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供並びに個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例議案
第 49 号　高知県軽費老人ホーム等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例議案
第 50 号　高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 51 号　高知県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例議案
第 52 号　高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案
第 53 号　高知県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例議案
第 54 号　高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 55 号　高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案
第 56 号　高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案
第 57 号　高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案
第 58 号　職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例議案
第 59 号　高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案
第 60 号　高知県立香北青少年の家の指定管理者の指定に関する議案
第 61 号　権利の放棄に関する議案
第 62 号　県有財産（教学機器）の取得に関する議案
第 63 号　県が行う土地改良事業に対する市町

村の負担の一部変更に関する議案
第 64 号　県が行う土地改良事業に対する市町村の負担の一部変更に関する議案
第 65 号　包括外部監査契約の締結に関する議案
第 66 号　日高特別支援学校寄宿舎改築建築主体工事請負契約の締結に関する議案
第 67 号　国道441号防災・安全交付金（口屋内トンネル（Ⅱ））工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 68 号　和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案
第 69 号　県道の路線の認定に関する議案
報第１号　高知県が当事者である訴えの提起の専決処分報告

追加
第 70 号　高知県副知事の選任についての同意議案
第 71 号　高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案
第 72 号　高知海区漁業調整委員会の委員の任命についての同意議案
第 73 号　高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案
第 74 号　高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案
第 75 号　高知県監査委員の選任についての同意議案

追加
議発第１号　公立医療機関等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書議案
議発第２号　性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書議案
議発第３号　米の価格高騰対策と安定供給の仕組みづくりを一体で進めることを求める意見書議案

追加
議発第４号　持続可能な学校の実現を目指す意見書議案

追加
議発第５号　適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書議案

追加
議発第６号　選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書議案
議発第７号　選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書議案

第２　常任委員の選任
第３　議会運営委員の選任

追加
継続審査の件
議長辞職の件
議長の選挙
副議長辞職の件
副議長の選挙

――――― ∽∽∽ ―――――

午前10時開議

○議長（加藤漠君）　これより本日の会議を開きます。

――――― ∽∽∽ ―――――

諸 般 の 報 告

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

各常任委員会から審査結果の報告があり、一覧表としてお手元にお配りいたしてありますので御了承願います。

〔委員会審査結果一覧表　巻末474ページに掲載〕

―――― ⊰⊱⊰⊱⊰⊱ ――――

委 員 長 報 告

○議長（加藤漠君）　これより日程に入ります。

日程第１、第１号から第69号まで及び報第１号、以上70件の議案を一括議題といたします。

これより常任委員長の報告を求めます。

西森雅和危機管理文化厚生委員長。

（危機管理文化厚生委員長西森雅和君登壇）

○危機管理文化厚生委員長（西森雅和君）　危機管理文化厚生委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第９号議案から第11号議案、第21号議案から第24号議案、第31号議案、第32号議案、第40号議案、第41号議案、第49号議案から第51号議案、報第１号議案、以上15件については全会一致をもって、第１号議案については賛成多数をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、危機管理部についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、消防広域化調査委託料について、執行部から、高知県消防広域化基本計画の検討に必要となる消防力の現状の調査分析及び広域化後の運用効果などのシミュレーションを行うもので、調査結果は、高知県消防広域化基本計画あり方検討会などでの議論に活用し、基本計画に反映するものであるとの説明がありました。

委員から、高知県消防広域化基本構想の公表時期はいつになるのか。また、どのような形で公表をするのかとの質疑がありました。執行部からは、基本構想は３月下旬にホームページなどで公表することを予定している。パブリックコメントに対する県の考え方も含め、変更点なども分かるように、一定配慮しながら取りまとめ作業を進めていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、給与制度や階級制度など職員の処遇については、新たな組織を設立する前に議論を開始するのかとの質疑がありました。執行部からは、職員の処遇に対する不安の声が多くあることを踏まえ、来年度のあり方検討会で早期に議論をしていくとの答弁がありました。

さらに、委員から、スケールメリットだけで考えるのではなく、現場の声も聞きながら慎重に対応していただきたいとの意見がありました。

次に、第24号「令和６年度高知県一般会計補正予算」のうち、感震ブレーカー設置等委託料について、執行部から、配付戸数が当初の想定見込みを下回ったことにより減額するものであるとの説明がありました。

委員から、当初予算に対して執行率はどれぐらいかとの質疑がありました。執行部からは、昨年１月の能登半島地震を踏まえて約600世帯を対象に予算を計上していたが、実際の申請は44世帯で、執行率は8.4％であるとの答弁がありました。

別の委員から、約600世帯を対象としたことについて、何を根拠に設定したのかとの質疑がありました。執行部からは、令和元年度から４年度までの新築着工件数から、高知県内の全世帯数と、木造家屋が密集している重点推進地区の世帯数の割合を用いて推定したものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、予算計上時の試算に問題があったのではないか。地震発生時の火災を防ぐため、感震ブレーカーの設置は非常に重要であるため、今後は予算計上も含め、設置促進に

向けては丁寧に進めていただきたいとの要請がありました。

次に、健康政策部についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、東部地域多機能支援施設整備事業について、執行部から、東部地域においては、在宅サービス資源や看護師などの担い手の確保に、より一層力を入れていく必要がある。このため、訪問看護や訪問歯科診療の充実、在宅医療に関わる医療人材の確保などを通じ、東部地域においても在宅サービス提供が促進されるよう、拠点となる施設を整備するものであるとの説明がありました。

委員から、看護師養成施設の最大の課題は学生の確保であると考えるが、どのような募集をするのかとの質疑がありました。執行部からは、東部地域の各市町村に奨学金などの支援策を創設していただくことや、地元の高校生や医療機関の看護助手など、将来看護師を目指す方がいれば、積極的に看護師養成施設への入学を働きかけるなど、地域と一丸となって取り組んでいくとの答弁がありました。

さらに、委員から、令和９年度に開校予定であるが、市町村との足並みはそろっているのかとの質疑がありました。執行部からは、県と東部地域の全市町村で立ち上げた協議会で議論を重ね、各市町村からの財政支援などについて理解をいただいているとの答弁がありました。

次に、在宅医療提供体制推進事業費について、執行部から、訪問看護師の人材育成や、訪問診療、訪問歯科の提供体制強化への支援、またオンライン診療など、中山間地域の医療提供体制の確保に取り組むものである。令和７年度は訪問看護事業所の運営状況や課題などを把握、分析するため、新たに訪問看護ステーションの実態調査を行うこととしているとの説明がありました。

委員から、機能強化型訪問看護管理療養費加算の取得について、令和７年１月時点で７か所にとどまっているのはどのような理由か。また、取得箇所数を増加させるための対策はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、加算を取得するための条件として、ステーションごとに常勤看護師を一定数確保する必要がある。現時点でその条件を満たすステーションは少ないが、他の方法により規模拡大を図ることで加算を取得できる可能性もあるため、まずは実態調査で現状を把握していくとの答弁がありました。

別の委員から、地域において訪問看護ステーションが増えていない実態があるが、自治体単位で空白となっている地域はあるのかとの質疑がありました。執行部からは、訪問看護ステーションの実態調査において、旧の53市町村単位で各ステーションのカバーエリアの調査を行い、来年度上半期までに集約する予定である。調査の結果、空白地域があれば、遠距離訪問への助成の活用や、複数のステーションが協力して人員調整をすることで、24時間対応できる体制づくりなどを検討していきたいとの答弁がありました。

次に、子ども・福祉政策部についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、あったかふれあいセンター事業費について、執行部から、センターの職員が高いモチベーションを持ち、より活発に活動ができるよう、職員同士の交流の機会を設けるほか、集落活動センターなど、地域で活躍している様々な社会資源と連携が図られるよう、意見交換会の開催などを支援していくこととしている。あわせて、センターの職員の人材確保や定着に向けて、人件費に対する補助上限額を引き上げることとしているとの説明がありました。

委員から、人件費の補助上限額を引き上げる

ことにより、今後センターがさらに増えていく見通しはあるのかとの質疑がありました。執行部からは、人材確保に苦慮している点や人口減少が進んでいることから、箇所数が大きく増えることはないのではないかとの答弁がありました。

さらに、委員から、センターは高知型地域共生社会の拠点として様々な役割を担っているが、県内の隅々までは行き渡っていないことが課題である。今後、どのようにセンターのような公的な支援を広げていくのかとの質疑がありました。執行部からは、あったかふれあいセンターだけでは地域の生活を支えることは難しいため、集落活動センターや地域で活動している団体との連携による新たな仕組みづくりを考えていきたいとの答弁がありました。

次に、出会い支援事業費について、執行部から、民間のアプリ運営法人との連携や、婚活サポーターの活動促進に向けたインセンティブの拡充など、出会いの機会の創出を進めていくとの説明がありました。

委員から、民間アプリ運営法人との連携はどのようなものかとの質疑がありました。執行部からは、県のシステムと直接的に連携させるものではなく、民間アプリ運営法人が持つ、マッチングアプリの安全な利用方法など、様々な情報や教材を提供していただくことで若者への情報発信を強化するものであるとの答弁がありました。

別の委員から、婚活サポーターへのインセンティブについて、具体的にどのような形を考えているのかとの質疑がありました。執行部からは、成婚実績のあったサポーターの方には記念品をお渡ししているが､若い方の成婚実績があった場合はさらに一定額の奨励金の支給を考えているとの答弁がありました。

委員から、婚活サポーターの方がボランティアで活動していく上で、経費の問題など、現場でも様々な意見があるが、どのような形で支援していくのかとの質疑がありました。執行部からは、交通費的なものはこれまで課題となっていたが、今年度一定合意がなされ整理したところである。今後、マニュアルを改正し、相談者にも周知していくことで、サポーターの方が活動しやすい体制づくりに努めていくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

文化生活部から、高知県立美術館所蔵作品の真贋及び今後の対応について、専門家に依頼した科学的分析等調査の結果や、作品裏側に貼付されている来歴偽造ラベル、ベルリン州警察からの提供情報などから、美術館所蔵の「少女と白鳥」については贋作であると判断し、本作品の作者はヴォルフガング・ベルトラッキ氏の可能性が高いとの結論に至った。今後は、過去の裁判例等を参考にしながら、購入先である画廊に対して返金の請求を念頭に置いた交渉を行うとともに、美術館においてこれまでの経緯を含め当該作品を公開することを考えている。再発防止に向けては、今後作品を購入する際、資料収集審査会の開催前に来歴や関連情報について、より念入りに検証を行い、審査会において丁寧な説明を行うことなどにより、贋作の可能性を少しでも排除することに努めていくとの説明がありました。

委員から、購入先との交渉について、過去の事例などから、どの程度まで請求できるのかとの質問がありました。執行部からは、錯誤を理由に買主の代金返還請求が認められた例はある。今回の事例は平成８年に購入しており、民法上の時効とされる10年は経過しているが、県として請求しないことにはならないと考えているとの答弁がありました。

別の委員から、購入先との交渉で返金請求が

認められた場合、作品は返還することになるのかとの質問がありました。執行部からは、今後の交渉において、相手方がどのような対応を取るか分からないが、その都度、県として最善の方策を弁護士と相談しながら考えていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、贋作と判断されたことで、美術館に対する信頼性、評価への影響についてどのように捉えているか。また、県民への説明はどのように行うのかとの質問がありました。執行部からは、審査会において適正に審議された上で購入を決定しており、当時の手続に問題はなかったと考えている。県民に対しては、購入経緯や今回の贋作疑いが発覚した後の対応も含めて、作品とともに公開したいと考えており、今後美術館と調整を行っていくとの答弁がありました。

複数の委員から、美術館に対する不信が広がらないよう、丁寧な説明を行うとともに、返金請求や再発防止の取組をしっかり行うようにとの意見がありました。

以上をもって、危機管理文化厚生委員長報告を終わります。

○議長（加藤漠君）　久保博道商工農林水産委員長。

（商工農林水産委員長久保博道君登壇）

○商工農林水産委員長（久保博道君）　商工農林水産委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第８号議案、第12号議案から第17号議案、第24号議案、第33号議案から第36号議案、第45号議案、第51号議案、第61号議案、第63号議案、第64号議案、以上17件については全会一致をもって、また第１号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、商工労働部についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、高度外国人材雇用促進事業委託料について、執行部から、県内の外国人労働者は、令和６年10月末時点で人数、事業所数ともに過去最高であり、県内事業者にとって欠かすことのできない人材になっている。一方、専門職として従事する高度外国人材の割合は、本県は3.7％と全国最下位であることから、県内事業者の掘り起こしとマッチングを支援していくとの説明がありました。

委員から、高度外国人材の雇用に向けて、どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、高度外国人材に特化したセミナーや留学生等を対象にした合同企業説明会を教育機関と連携して開催することで雇用を促進していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、地方と都会で賃金格差がある中で本県に住み続けていただくためには、本県のよいところを母国に向けて情報提供するなどの仕組みが重要になってくるのではないかとの質疑がありました。執行部からは、国際交流及び外国人材の定着に向けた多文化共生施策を推進するため、文化生活部に新たに国際交流課を設置して庁内体制を強化し、全庁を挙げて外国人材の受入れ、定着の促進に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、中山間地域商業等機能維持支援事業費補助金について、執行部から、中山間地域で新たな出店や創業を行いたいというニーズに幅広く対応するため補助要件を拡充し、これまでの空き店舗に加え、空き家についても補助対象とし、補助上限額も引き上げる。これらの取組により、中山間地域の住民生活に必要な店舗の維持や創業につなげていくとの説明がありました。

委員から、昔からある中山間地域の店舗の多くは、持家であることで経費が節減できていた面もあると思われる。新たな出店については、賃料を支払いながら経営を持続させるという難しさがあるため、この点に対する取組も必要ではないかとの質疑がありました。執行部からは、補助金の申請の段階で商工会等に経営計画を見ていただき、開業後も伴走支援をしていただく仕組みにしているので、商工会等と連携して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、農業振興部についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、ＩｏＰクラウド運用保守等委託料について、執行部から、作物の生理・生態情報などを基に生育や収穫量、収穫時期などを予測する営農支援ＡＩエンジンの開発を進めており、来年度はニラとナスに関し、ＩｏＰクラウド、ＳＡＷＡＣＨＩ上で利用できるように実証を行っていくとの説明がありました。

委員から、農薬の使用頻度の減少につながるようなＩｏＰの活用はできるのかとの質疑がありました。執行部からは、天敵利用による農薬に頼らない総合的病害虫管理の普及率は全国一、またＳＡＷＡＣＨＩは湿度などのハウス内環境が病気の出やすい状態かどうかの診断結果を提供することで、環境制御による病気の出にくい管理に貢献しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、露地栽培でもＳＡＷＡＣＨＩは活用できるのかとの質疑がありました。執行部からは、ハウスと違い環境制御は難しいが、圃場の水分測定により乾燥を防ぐことはできるとの答弁がありました。

別の委員から、営農支援ＡＩエンジン等の特許を取得して売っていくことはできるのかとの質疑がありました。執行部からは、ＩｏＰプロジェクトでは一部の研究で既に特許を取得したものもあり、また本県が培った技術を外商する取組についても複数の県との交流が始まっているとの答弁がありました。

次に、水産振興部についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、沿岸漁業担い手活動促進事業費について、執行部から、新規漁業就業者の確保に向けて、これまでの取組を踏まえ、デジタルマーケティングを活用したＰＲの強化や、省力化、デジタル化への支援などを行っていくとの説明がありました。

委員から、近年の新規漁業就業者数は50人前後で推移しているが、漁業就業者数から見た本県漁業の将来像はどのようになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、2,500人程度の漁業就業者がいれば漁業生産量の維持が可能であると見込まれるため、新規漁業就業者は年間60人以上、そのうち女性は４人以上を目標に掲げているとの答弁がありました。

さらに、委員から、新規漁業就業者の定着率はどのようになっているのかとの質疑がありました。執行部からは、独立自営型漁業の定着率は８割から９割であるが、雇用型漁業の定着率は６割から７割と低くなっている。聞き取り調査では、職場環境や将来的な展望が見えにくいといった要因が挙げられており、これらの解消に向けた取組の強化を計画しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、離職された方の転職先を分析するなど、定着率を上げるように努めていただきたいとの要望がありました。

次に、報告事項についてであります。

初めに、商工労働部についてであります。

高知県中小企業・小規模企業振興指針の改定について、執行部から、中小企業等を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえて指針の見直しを行い、施策の基本的方向の一つとして、新たに円滑な価格転嫁に向けた環境の整備を追加した

いとの説明がありました。

委員から、重要な方向性ではあるが、実現に向けて具体的にはどのように取り組んでいくのかとの質問がありました。執行部からは、高知県よろず支援拠点の価格転嫁サポート窓口では、原価計算の方法などの習得支援を通じて価格交渉、価格転嫁を後押ししているので、中小企業等の事業者に積極的に紹介していく。また、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行の遵守などを宣言するパートナーシップ構築宣言の登録を促していくことで機運を醸成していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、来年度実施予定の中小企業版県政世論調査では、価格転嫁に関してどのような調査を行うのかとの質問がありました。執行部からは、3,000事業者を対象に調査を行い、労務費や原材料費の何割を転嫁できているのか、現状を把握し、あわせて価格転嫁できていない場合の課題を確認したいと考えているとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、価格転嫁は本県だけでなく全国的な課題であり、他県などとも連携して取り組んでいただきたいとの要請がありました。

次に、農業振興部についてであります。

仮称四万十市新食肉センター建替工事の進捗状況について、執行部から、現在四万十市及び一般社団法人四万十食肉公社において、事業者に見積依頼を行うなど、実勢価格を調査中である。本県としては四万十市と綿密に情報共有を図っており、引き続き四万十市と連携し、早期整備の実現に向けて取り組んでいくとの説明がありました。

商工農林水産委員会としても、施設の必要性は十分承知しており、早期整備の実現に向けて一層の支援を行っていくことで合意しました。

次に、林業振興・環境部についてであります。

第６回希少植物等保全対策検討委員会の概要について、執行部から、検討委員会としては、今回の天狗高原の来訪者を対象としたアンケート結果によれば、バリアフリー道や探勝路は満足度も高いため、すぐにアスファルトの道を撤去する等の議論はしなくてもよいと考えるが、経過を見ていく必要がある。また、今後は、草原について、希少植物を含めて失われた生物多様性の回復、植生の管理等が必要となるため、検討委員会は継続設置とし、議論を行っていきたいといった検討委員会委員長まとめがあった。執行部としては、引き続きモニタリングの状況等について報告を行い、協議していく予定であるとの説明がありました。

委員から、検討委員会での取りまとめは尊重するが、貴重な自然を後世に残していくなどの観点から議論することも大事ではないかとの質問がありました。執行部からは、引き続き経過観察を行い、四国カルストの自然環境を維持管理していくために議論を続けていく。２年間の一区切りがついたので、今後の検討委員会については、津野町とも意見交換しながら考えていきたいとの答弁がありました。

複数の委員から、検討委員会では希少植物の回復には山焼きが大切とも議論されているので、気象条件が整って実施されることを期待しているとの意見がありました。

次に、新たな管理型産業廃棄物最終処分場の整備状況等について、執行部から、現在令和９年９月頃の開業に向けて建設を進めているところであり、引き続きエコサイクル高知と連携して、工事の進捗管理や事業費の執行管理を適切に行い、安全を第一に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、順調に工事が進むように期待している。新しい施設について佐川町に感謝するとともに、現行施設がある日高村への感謝を県も

忘れないようにしていただきたいとの要請がありました。

以上をもって、商工農林水産委員長報告を終わります。

○議長（加藤漠君）　土森正一産業振興土木委員長。

（産業振興土木委員長土森正一君登壇）

○産業振興土木委員長（土森正一君）　産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第８号議案、第18号議案、第20号議案、第24号議案、第30号議案、第37号議案、第39号議案、第52号議案から第54号議案、第67号議案から第69号議案、以上13件については全会一致をもって、第１号議案、第55号議案から第57号議案、以上４件については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、アニメ制作人材育成事業費補助金について、執行部から、高知アニメクリエイター聖地プロジェクト実行委員会が実施するアニメ人材育成の取組や、専門学校によるアニメ人材教育プログラムの構築に係る経費を補助するものである。また、アニメクリエーターの育成を通じて、アニメ関連企業を本県に呼び込むことにより、県内にアニメ産業を集積し、若者や女性の雇用創出や地域産業活性化につなげることを目的としたアニメプロジェクトを進めており、県内におけるアニメ制作企業の従事者数を、令和４年度の28人から令和９年度には120人まで増やしたいと考えているとの説明がありました。

委員から、アニメプロジェクトの取組の中で専門学校との連携はどうかとの質疑がありました。執行部からは、学校法人龍馬学園によるアニメ学科の創設に向けた実証に必要となるアニメ制作のためのタブレット等の設備や、講師に係る経費について、アニメ制作人材育成事業費補助金により支援を行った。来年度は引き続きアニメ人材教育プログラムの構築に向けて支援することとしているとの答弁がありました。

別の委員から、高校生の県内就職については、県全体で取組を強化している中で、アニメ関連は若者や女性から人気が高く非常に重要な取組だと思う。県内におけるアニメ制作企業従事者数の目標を達成するためにも、来年度以降もしっかり取組をしていただきたいとの意見がありました。

次に、酒米安定供給支援事業費補助金について、執行部から、食用米の価格の高騰に伴い、生産自体の減少が懸念されている県産酒米の安定供給を目的とするものである。これにより、国内外で評価や人気が高まっている土佐酒ブランドを守り、本県の主要な品目としてさらなる輸出の拡大に取り組んでいくとの説明がありました。

委員から、食用米の価格によっては、令和８年度以降も補助制度は継続されるのかとの質疑がありました。執行部からは、補助金の財源は全て国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しているため、令和７年度限りであるとの答弁がありました。

別の委員から、農家は将来的な見通しがないと作付する意欲も湧かないと思う。将来的に土佐酒の輸出拡大を考えたときに、一定量の酒米を確保していく観点から作付面積を拡大していくため、短期的ではなく、ある一定の長期的な仕組みを構築しないと、財源を理由に補助制度が廃止されると農家は厳しいのではないかとの意見がありました。

次に、観光振興スポーツ部についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、足摺海洋館管理運営費について、委員から、県立足摺海洋館SATOUMIは、入り込み客数は目標は達成できているものの年々落ち込んでおり、またグラスボート運営会社は休業し、海底館も老朽化が進み修繕は難しく、撤去もできるような状態ではないと聞いている。イベントを開いても、人出は少ない状況であるが、土佐清水市と地域的な連携はしっかり取れているのか。当初に掲げた、竜串地域全体が大きな自然の水族館という原点に立ち返り、取り組むことが必要だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部から、SATOUMIは、竜串地域全体が大きな自然の水族館という基本方針の下、設置しているものである。当初、地域が一体となって誘客をすべく、地元の事業者も含めた協議も行ってきたが、まだ形になっていないのが現状である。今後、もう一度原点に立ち返り、地域全体の誘客について県も積極的に関わる形で協議を深めていきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、滞在型観光推進計画策定支援等委託料について、執行部から、どっぷり高知旅キャンペーンを通じた受入れ整備の一つで、いわゆる分散型ホテルの整備に対するアドバイスや、宿泊施設を起点とした滞在型観光の創出といった活動への側面支援を行おうとするものであるとの説明がありました。

委員から、分散型ホテルは中山間観光振興の大きな武器になると考えており、非常に高く評価しているが、運用に関しては懸念がある。経営支援だけではなく、利用してもらえるための仕掛けを事業者とも協議して取り組む必要があると考えるがどうかとの質疑がありました。執行部から、事業計画づくりの過程で、ターゲットとする客層に合わせた販売方法や、宿泊先での体験サービスやコンテンツの開発に関するアドバイスを実施しているとの答弁がありました。

さらに、委員から、民泊は、どっぷり高知旅に即している。インバウンド客は長期滞在することが多く、そこから地域がグローバルな社会になると、さらなるインバウンド誘客にもつながるので、ぜひともしっかりとこの民泊の政策を進めてもらいたいとの意見がありました。

関連して、県内の宿泊施設について、別の委員から、高知市内は複数の新規ホテルが開業予定である一方、郡部では個人経営のホテルは廃業、市町村の指定管理も受け手がなく、うまくいっていない状況であると聞く。県内に立派なスポーツ施設がたくさんありながらも、宿泊場所がなく合宿に来ないとなると、せっかくの施設が生かされない。県の施設を生かすためには、市町村と機運を盛り上げていく必要があると思うがどうかとの質疑がありました。執行部から、例えば室戸市の場合、国立室戸青少年自然の家ではスポーツ合宿の受入れに積極的に取り組み始めている。受入れについて市と協議をする中で、市も問題意識を持っており、新たな施設を誘致する、もしくは青少年自然の家と連携し、青少年自然の家の施設整備について検討していると聞いている。県も一緒になって、市町村に主体を持ってもらうような形で、スポーツ合宿の誘致につなげていきたいと考えているとの答弁がありました。

さらに、委員から、スポーツ合宿において、高知も他県に負けていない気候でありながら、宿泊などに弱点があることを踏まえつつ、広域観光としてもそれぞれの自治体と一体となった取組になるようお願いをするとの意見がありました。

次に、若者の関心が高い新たなスポーツ推進事業について、執行部から、子供や若者に関心が高い新たなスポーツや、健常者と障害者が一

緒に楽しめるスポーツの機会の拡充により、若い世代が楽しめるスポーツの選択肢を増やし、スポーツのさらなる振興や若者の県外への流出抑制を図ることを目的としたものである。子供や若者の関心が高いアーバンスポーツやｅスポーツの体験イベントといった、新たなスポーツに親しむ機会の提供、プロダンスチームによる若者を対象としたダンス指導や、ダンスイベントの開催を通じた若者の交流機会の拡充などの取組を行うとの説明がありました。

委員から、アーバンスポーツなどのイベントは定期的に開催されるのかとの質疑がありました。執行部からは、イベントの開催は年１回を考えているが、ダンスの指導に関しては年に複数回実施するとの答弁がありました。

さらに、委員から、若者の関心が高い新しいスポーツを推進していくことが事業の目的であれば、年１回だけ開催するイベントで裾野が広がる、あるいはその起爆剤になるとは考えにくい。若者が集まったらいろいろな形で出会いが広がる可能性もあり、スポーツだけではない様々なことへの波及が期待できるため、開催回数を増やすことについて検討してはどうかとの質疑がありました。執行部からは、来年度はまずはアーバンスポーツなどを知っていただく機会にしたい。イベント実施後は、しっかりと地域に情報提供もした上で、地域で取り組める活動にできればと思っており、地域への広がりも見据えて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

次に、高知ユナイテッドスポーツクラブへの支援について、執行部から、本県への経済の活性化やスポーツの振興など様々な面で県勢浮揚への貢献が期待される、高知ユナイテッドスポーツクラブのＪリーグクラブライセンスの更新に向けた財政支援や、クラブと連携した観光プロモーションなどを行おうとするものであるとの説明がありました。

委員から、来場者から駐車場が不足していると聞く。高知駅からのシャトルバスの利用について、啓発も含めた誘導を行っていただきたい。また、他県での試合において、高知ユナイテッドスポーツクラブのサポーターが利用する施設に歓迎の意が表されており、非常におもてなしを受けたと聞いている。来年度以降のアウエーツーリズムを考えたときに、第一印象はとても大事で、県としてもチームを通じてしっかりとおもてなしをすることが今後につながると思うのでお願いするとの意見がありました。

次に、土木部についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、住宅耐震化促進事業費補助金について、執行部から、昭和56年５月31日以前に建築された住宅の耐震改修等への補助などを行う市町村に対し、その費用の一部を補助するものである。住宅の耐震化は、様々な地震対策の入り口に位置づけられる最重要施策であることから、国の補助制度も活用しながら、需要の掘り起こしや供給能力の強化に取り組んでいるとの説明がありました。

委員から、県内の市町村全体で耐震化はどのくらい進んでいるのか、また市町村ごとの進捗状況はどうかとの質疑がありました。執行部からは、市町村ごとに耐震化率の算定方法が異なるため、耐震化率を比較することは現状困難であるが、市町村との連携を一層深め、取組を推進したい。なお、県では総務省が５年ごとに抽出調査により実施する住宅・土地統計調査を基に耐震化率を推計しており、耐震化の目標を達成するためには、令和12年度までに今後9,000棟の耐震改修が必要であるとの答弁がありました。

さらに、委員から、県内の市町村の状況を把握しながら、耐震化が進んでいない原因を基に新たな支援策を講じるなどの取組を行い、まずは昭和56年以前の住宅の耐震化を完了させ、そ

の次の段階へ進む気構えで、各市町村と連携して取り組んでいただきたいとの意見がありました。

次に、報告事項についてであります。

土木部についてであります。

令和７年度入札・契約制度の改正について、執行部から、より競争性、公正性等を確保し、事業を円滑に実施することや、働き方改革により建設業の魅力化を図り、担い手確保につなげるなど見直しを行うものであるとの説明がありました。

委員から、クールワークタイム制度を導入することにより、短縮される作業時間を確保するため、工期延長が可能となる。その場合、設計単価の算出においてはどう反映されるのかとの質問がありました。執行部からは、工期を延長したことによって生じる経費の負担は考えていない。この制度は、建設業協会から働き方改革の視点で強く要望があり、導入に至ったものであるとの答弁がありました。

さらに、委員から、働き方改革を全般に推進するために加点化しているが、労働者確保が難しい実態も出てくる可能性があるのではないかと考えるがどうかとの質問がありました。執行部から、担い手確保につなげるために、月単位の週休２日制やクールワークタイム制度など、建設業の魅力と働きやすさをほかの産業と同等とするよう様々な取組を実施しているとの答弁がありました。

さらに、別の委員から、総合評価方式の運用において、地域貢献度加算や災害復旧工事等の対応状況加算について、他県は本県より配点が多いと聞いている。あらゆる災害対応は、その地域があってこそ実施できていることもあることから、次回の改正に向けて、この加算については、他県とも比較して検討をしていただきたいとの意見がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

○議長（加藤漠君）　三石文隆総務委員長。

（総務委員長三石文隆君登壇）

○総務委員長（三石文隆君）　総務委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第２号議案から第７号議案、第19号議案、第24号議案から第29号議案、第38号議案、第42号議案から第48号議案、第58号議案から第60号議案、第62号議案、第65号議案、第66号議案、以上27件については全会一致をもって、第１号議案については賛成多数をもって、いずれも可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、総合企画部についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、人口減少対策等調査研究委託料について、執行部から、県政の最重要課題である人口減少問題などの県政課題解決に向けて、年度途中であっても緊急性や重要性を踏まえ、タイムリーに調査研究を行い、企画立案ができるよう計上するものであるとの説明がありました。

委員から、調査研究はどのような内容を検討しているかとの質疑がありました。執行部からは、現時点で決まった内容があるのではなく、他部局においても緊急的に調査したい事案等が発生した際に活用することを想定しているとの答弁がありました。

別の委員から、本委託料は本当に大事な事業であると感じている。各部局が機動的に人口減少に対する認識を調査したい際などに活用ができるよう、事業の周知徹底が必要だと思うがどうかとの質疑がありました。執行部からは、年

度途中であっても弾力的に対応するための予算であり、庁議などの場を通じて他部局へしっかりと周知を図っていくとの答弁がありました。

次に、市町村デジタル化支援人材派遣事業委託料について、執行部から、デジタル化の取組があまり進んでいない小規模な市町村に対して、実務レベルの支援を行う人材を派遣し、デジタル化を後押しするものであるとの説明がありました。

委員から、対象となる市町村はどのくらいあるかとの質疑がありました。執行部からは、人口5,000人以下の18市町村を想定しているとの答弁がありました。

別の委員から、契約した事業者が各市町村を訪問しながらサポートしていくことを想定しているとのことだが､市町村によって必要なサポートの頻度も変わってくると思うが、対応できるのかとの質疑がありました。執行部からは、市町村ごとに事情が違うため、要望に応じて柔軟に対応できるような委託内容とする予定であるとの答弁がありました。

別の委員から、例えば市町村ごとの個別の支援計画など、目に見えるものをつくっていくのかとの質疑がありました。執行部からは、委託業者にはまず各市町村を訪問して個別課題等のヒアリングを実施し整理することから始めていただく予定である。それを踏まえ、年間の支援計画を作成し、伴走支援を行っていくことを想定しているとの答弁がありました。

次に、教育委員会についてであります。

第１号「令和７年度高知県一般会計予算」のうち、働き方改革推進事業委託料について、執行部から、学校が抱える課題を踏まえ、具体的に学校現場での業務改善に取り組むため、学校における働き方改革に関する専門的知見を有するコンサルティング業者が直接学校に入って伴走支援を行うものであるとの説明がありました。

委員から、モデル校を指定して取り組むのであれば、業務の無駄を省きながら、教員がもっと子供たちと向き合う時間を持てるようなものにしていただきたいがどうかとの質疑がありました。執行部からは、これまでも業務の改善には取り組んできたが、実際に現場でどう進めていくかは難しいところもあった。様々な知見を持つ業者が伴走支援することで、具体的な改善につながるようにしていきたいとの答弁がありました。

別の委員から、学校における働き方改革は、教員の確保の点でも大事なところである。モデル校はどのように選定するのかとの質疑がありました。執行部からは、小学校、中学校、高等学校で合わせて５校を想定している。今回が初めての事業でもあることから、熱意のある学校などを、市町村教育委員会とも協議しながら選定していきたいとの答弁がありました。

次に、対話型ＡＩを活用した学習支援実証研究事業について、執行部から、ＡＩを活用した学習支援アプリを導入することで、授業や授業外学習の充実や、英語力向上を図ることができているかの成果、効果を検証するものであるとの説明がありました。

委員から、実証研究の目標はどのようなものかとの質疑がありました。執行部からは、自らが計画を立てて学習を進めることができる子供たちを育てたい。英語については、実用英語技能検定３級相当が中学３年生で50％となるようにしたいとの答弁がありました。

委員から、対話型ＡＩは全教科が活用できるものを想定しているとのことだが、英語以外の教科ではどういった使い方になるのかとの質疑がありました。執行部からは、全教科において探究型の学習が進められるように、答えは教えずにどのように考えていけばよいかのヒントを与えてもらえるようなアプリを想定していると

の答弁がありました。

委員から、ＡＩを活用すれば、簡単に何でもある一定のベースをつくってもらえるということを子供たちが体験してしまうと、努力をせずにＡＩに任せてしまう懸念がある。やっていいこと、よくないことをしっかりと理解してもらった上でのＡＩ教育の推奨をお願いしたいとの要請がありました。執行部からは、ＡＩにはどういったメリット・デメリットがあるのかをしっかりと教職員に研修した上で活用していきたいとの答弁がありました。

次に、高等学校振興推進事業費について、執行部から、今年度策定する県立高等学校振興再編計画に基づき、主に中山間地域等の高等学校の魅力化、特色化を進めるものである。地域との連携を進める高校魅力化コーディネーターを配置して高等学校の魅力化などに取り組むほか、学校と市町村とが地域コンソーシアムを構築し、生徒数確保の努力目標の達成に向け、アクションプランを策定、実行する取組を推進していくとの説明がありました。

委員から、アクションプランの策定には、高校魅力化コーディネーターが市町村と連携して進めることが重要だと思うが、どのように取り組んでいくのかとの質疑がありました。執行部からは、魅力ある学校づくりのため、県との綿密な打合せや研修を行い、コーディネーターの育成も図っていく。学校、市町村と共に地域コンソーシアムの基盤をしっかりと整えた上で、県からの伴走支援もしながらアクションプランの策定、実行を推進していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、学校の目指すところとコーディネーターの得意分野とのマッチングが重要だと思うが、どのように方向性を合わせていくのかとの質疑がありました。執行部からは、募集要項等で、取組の内容などのミッションを示すようにしている。さらに、配置後には学校とのすり合わせをしっかりと行っていくとの答弁がありました。

次に、報告事項についてであります。

総合企画部についてであります。

元気な未来創造戦略の強化の方向性について、執行部から、若者所得の向上の推進、移住・定住対策のさらなる強化、多様な出会いの機会の大幅な拡充、共働き・共育てのさらなる推進に取り組んでいく。また、新たな視点として、総人口が減少する中にあっても持続可能な社会の実現を目指す４Ｓプロジェクトを推進していくとの説明がありました。

委員から、若者所得向上の推進は大変重要である。非正規の雇用労働者を正規化していくために、産業分野ごとにどう取り組んでいくのかとの質問がありました。執行部からは、産業分野によっては、正規率が低いところや、正規率が高くても給与が低いところなど様々である。分野ごとの状況を調査分析して、所管する各部局において対策を検討していきたいとの答弁がありました。

別の委員から、若者所得の向上を目指すに当たって、目標の金額を示さないと、所得の向上につながらないのではないかとの質問がありました。執行部からは、産業振興計画での全体の県民所得目標はあるが、若者の所得についての目標は現時点では設定していない。産業分野ごとに細かく調査することが必要であり、それぞれの分野ごとにどのようにしていくか協議を進めていくとの答弁がありました。

委員から、希望の持てるような数字を示して、前向きに取り組めるようにしていってもらいたいとの意見がありました。

別の委員から、４Ｓプロジェクトについて、単純な選択と集中につながれば、地域に格差が生まれるなども懸念される。地域が持続可能と

なる取組にならないといけないが、どのように取り組むのかとの質問がありました。執行部からは、縮小となる部分があるとしても、何を残すか、伸ばしていくかをしっかりと議論した上で取り組むことが重要である。市町村や地域の住民等と丁寧に話をしながら進めていきたいとの答弁がありました。

以上をもって、総務委員長報告を終わります。

―――― ∽∽∽ ――――

討　　論

○議長（加藤漠君）　お諮りいたします。

この際、委員長に対する質疑を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

第１号議案及び第55号議案から第57号議案までに関し、討論の通告がありますので、順次発言を許します。

35番岡本和也議員。

（35番岡本和也君登壇）

○35番（岡本和也君）　私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっています第１号議案「令和７年度高知県一般会計予算」及び条例議案第55号、第56号、第57号について、反対の立場から討論を行います。

予算案は、今後も続く人口減の下で公共サービスを見直して持続可能な社会の実現を目指すスマートシュリンク、賢く縮むという考え方を人口減少対策の戦略に据えています。具体的には、消防広域化、国保の保険料水準平準化、周産期医療の集約化、県立高校の再編です。これが本当に県民の願い、要求から出てきたものでしょうか。消防の広域化では、知事は、県一本化でやってくれというのがおおむね消防長さんの意見だと強弁しました。しかし、委員会質疑では、要望の出ている消防長については、2023年総務省に設置された消防広域化の推進に向けた検討会に、当時の高知市消防局長が入られて、いろんな刺激や話を受けて戻ってこられ、県としても広域化について考えていく必要があるのではないかとの高知市消防局長の声がもともとあってとの説明でした。

県下では、これまでも条件の合うところでは、広域化、共同化に取り組んでいます。高知市と土佐市は2023年11月に14億円余りをかけ消防指令業務を共同化したばかりです。その状況の下で、知事は県一本化が最も有効と断言し、全国初の県１体制の実現を掲げ、消防広域化推進室を新設し、消防広域化基本計画あり方検討会には広域化に旗を振る総務省消防庁からオブザーバーが入るのを見ると、国の施策に率先して追従していくという危惧を強く持つものです。政府が広域化しなければ財政的にやっていけないと進めた平成の大合併で、周辺部の切捨てが加速した失敗をしっかりと教訓にするべきです。

国保の保険料水準平準化について、国保の構造的問題の解決に対して、全国知事会は１兆円の公費負担を要望しました。しかし、予算措置は3,400億円にすぎないことが根本にあります。周産期医療の問題も、病院の６ないし７割が赤字で、地域から病院がなくなるという全国的課題であり、政府の医療費抑制、医師数抑制が生み出した結果です。

今、県政に最も求められることは、人口減や地方の衰退を招いてきた国の政治に正面から問題提起を行い、衰退の原因と対峙していく姿勢です。全国一律の最低賃金は無理とか、高額療養費の上限見直しにも制度の持続性が大事とか、農業への市場原理を当然視したり、異常な大軍拡にも理解を示す姿勢では、県民の暮らしを守

ることはできません。こうした視点を抜きに賢く縮むと言っても、明るい未来は展望できません。そこのことが予算案全体を貫く問題として、予算案反対の第１の理由です。

第２は、子育て支援についてです。特に、子供の医療費無償化に対する県の消極的な姿勢は見直す必要があります。子供の医療費無償化は2009年から改善が見られず、全国最低水準となっています。県としてしっかり子供の医療費無償化の底上げをするよう求めます。

第３は、人口減少問題を若い女性に押しつける、ジェンダー平等に反するような施策となっていることです。施策の説明に、独身者に対し婚活の未活動という捉え方に唖然とします。そうした息苦しさが、県外、都会への脱出を後押ししていることに気づくべきです。

第４は、デジタル化の無批判な推進です。デジタル化が社会発展に重要であることは理解できます。しかし、メリットばかりが強調され、デメリットは全く触れられていません。政府のデジタル改革は、行政保有のデータを企業に開放し、もうけの種として企業の利益につなげるための改革です。マイナンバーカードを核としたマイナポータルを使っての様々なサービス利用は自己責任とされており、機微な個人情報が収集される危険があります。匿名加工していても、専門業者が分析すれば簡単に個人が特定できることが海外で起こっています。個人情報を守る規制がＥＵなどに比べて極めてお粗末な状況で、推進一辺倒の姿勢は行政の仕事と言えるでしょうか。

また、ガバメントクラウド利用料やシステム改修費など、想定を超える自治体の負担増が問題になっています。本予算案の中にも、県庁内イントラネット整備という県単事業に14億円も支出されています。

第５は、教育行政です。教員未配置という異常な事態が続く一方、教壇に立たない教員が教育委員会に配置され、率でも実数でも全国一という事態となっています。学力テスト偏重の結果、標準授業時間を大きく超える事態が常態化し、ストレスフルな学校生活は過去最多の不登校、教員のメンタルなどの病休を生み出しているのではないでしょうか。

千葉県は、標準授業時間を超える授業時数をゼロにしています。県内でも土佐町などで踏み切っています。授業準備に十分時間が取れない状況では、教育効果は高まらないとの判断からです。子供たちにも余裕が生まれています。しかし、県教委は大幅な超過はなくなったと言うだけです。過度な競争教育の是正、子供に寄り添い、向き合うことのできるゆとりある職場環境をつくるため、少人数学級の拡充、正規教員の確保、教職員の働き方改革、何でも相談でき、互いに学び成長できる民主的な職場環境づくりに転換することが必要です。

教育現場へのＡＩ導入はじめ、デジタル教育推進予算が提案されています。しかし、ユネスコはＩＣＴ教育そのものに警鐘を鳴らす報告書を出しており、個人情報のオプトアウトに関する視点や、デジタルシティズンシップ教育の重要性など、無批判に取り組むのでなく、立ち止まって判断するよう要望します。

最後に、経済・産業政策です。エネルギーなど地域外に出ていくお金を地域で生み出すという、これまで我が党が提案した地消は大変重要であり、より本格的な推進を要望します。ＧＤＰ25％を占める社会保障は経済の大黒柱であり、医療・介護・福祉分野は県内最大の経済と雇用分野で本格的な支援が必要です。また、農業は県の産業振興計画の土台であり、国全体では８兆円に及ぶ農業の多面的機能にふさわしい支援が必要です。

条例議案第55号、第56号、第57号については、

環境に配慮した建築の推進の点で評価します。しかし、建築確認の民間開放は公の検査力の低下を招き、耐震強度偽装事件につながった誤りを繰り返すものです。また、手数料の大幅増は、最終的には県民の負担となるもので容認できません。

以上の理由から、これら議案に対する反対討論とさせていただきます。議員各位の賛同を心よりお願い申し上げます。（拍手）

○議長（加藤漠君）　18番明神健夫議員。

（18番明神健夫君登壇）

○18番（明神健夫君）　自由民主党の明神健夫です。私は、自由民主党会派を代表して、第１号議案「令和７年度高知県一般会計予算」、第55号議案「高知県建築士法施行条例の一部を改正する条例議案」、第56号議案「高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案」及び第57号議案「高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案」に賛成する立場から討論を行います。

我が国では人口減少と少子高齢化が年々進行しており、今後もこうした傾向がさらに加速することが見込まれています。加えて、東京圏への転入超過が拡大し、東京一極集中に歯止めがかかっていません。こうした中、本県においては昨年の県内の出生数は速報値で3,123人と、過去最低であった一昨年からさらに減少したことに加え、県外への転出超過は3,121人と16年ぶりに3,000人を超え、他県と比較しても厳しい状況となっています。特に、中山間地域ではより厳しい状況にあり、産業分野や医療・福祉分野をはじめ、あらゆる分野で担い手不足が深刻化しています。

この困難な課題に立ち向かうべく、濵田知事は、元気な未来創造戦略に基づく人口減少対策を一層強化することを示されました。具体的には、本県の社会増減と自然増減の改善に向けて、若者の所得向上、移住・定住対策の充実、多様な出会いの機会の拡充、共働き・共育ての推進という４つの方向性でそれぞれの施策を強化することとしています。喫緊の課題である人口減少克服に向けて早期に成果を生み出せるよう、本年度創設した人口減少対策総合交付金も最大限活用しながら、これらの取組をしっかりと前に進めていただきたいと考えます。

加えて、濵田知事は、当面は総人口の減少が避けられない状況にあることを踏まえ、人口減少に適応した効率的で持続可能な社会を目指すべく、賢く縮む「４Ｓプロジェクト」を推進することとし、消防の広域化や国保料水準の統一など５つについては重点的に取り組むことを示されました。

今議会の私の代表質問において、知事は、人口減少下でも複数の事業体が集合をし、規模の利益を追求するとともに、真に必要なサービスは伸長させていく、一方で無駄や重複する部分は縮小し、その際には、前例の踏襲でない新しいやり方の創造を目指すという考え方で対応したいと答弁をされました。例えば、消防広域化の取組については、消防組織を一元化することで総務部門などの共通業務は効率化する一方、消火、救急、救助に関わる現場の消防力はむしろ強化することとしています。

このように、４Ｓプロジェクトは全体の規模は縮小したとしても、地域で真に必要とされるサービスはむしろ充実させていくという視点で進めるものであり、本県の厳しい現状を踏まえつつ、５年、10年先を見通した先見の明を持った取組であると大いに評価するところであります。

知事は、今議会の提案説明で、引き続き共感と前進を県政運営の基本姿勢とし、県民の皆さんとの対話を通じて県政に対する共感を得ながら、様々な課題の解決に取り組むことを表明されました。また、私の代表質問においては、目

指すべき３つの高知県像の実現に向けて県民の皆さんと共に取り組み、元気で豊かな、そしてあったかい高知を次世代に引き継げるよう全力を尽くすと力強く決意を述べられました。

こうした県政の基本姿勢を具体化するため、知事は令和７年度当初予算を編成し、今議会に提出されました。この当初予算では、県政の最重要課題である人口減少対策はもとより、切迫度が高まる南海トラフ地震対策なども含め、各分野で施策の強化が図られております。その結果、一般会計当初予算額は前年度を86億円上回る規模となっています。また、実質的な投資的経費については前年度と同規模の予算額を確保し、四国８の字ネットワークの整備や、浦戸湾三重防護といった防災対策の加速を図るなど、県民の安全・安心の確保と地域経済の活性化にも十分配慮したものとなっております。

あわせて、県勢浮揚に向けた施策の着実な実行に必要なマンパワーや財源の確保を図るため、積極的にスクラップ・アンド・ビルドに取り組むなど、持続可能な財政運営にもしっかりと気を配っております。このように、令和７年度当初予算案は、濵田知事のリーダーシップの下、バランスの取れた予算編成が行われたものと高く評価しております。

各分野の予算についても触れさせていただきます。

経済の活性化については、大阪・関西万博の開催や連続テレビ小説あんぱんの放送という絶好の機会を生かすべく、インバウンドも含めた観光誘客と県産品の外商拡大に取り組むほか、エネルギーや食品の分野において、地消の拡大を通じて地産の強化を図る地消地産の取組にも着手することとしています。加えて、長期化する物価高騰への対応として、国の経済対策を活用して足元の影響緩和を図るとともに、中長期も見据え、デジタル化の推進などを通じて各産業分野の構造転換を図るための予算も計上されています。

また、南海トラフ地震対策については、能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報の教訓をしっかりと取り込みつつ、避難環境の整備や事前復興まちづくり計画の策定、さらには上下水道の耐震化といった取組をさらに加速することとしています。

このほか、医療・介護分野では、周産期医療における無痛分娩の導入に向けた体制整備や、中山間地域での訪問介護サービスの支援拡充などに取り組むほか、教育分野では、１人１台端末を用いた学力向上や校内サポートルームの設置拡充などの不登校対策、さらには教員の確保や働き方改革に取り組むための予算も盛り込まれています。

このように、県政全般にわたり足元の課題だけでなく中長期的な課題に対応するために必要十分な予算が編成されており、大いに評価すべき予算案だと考えております。

次に、第55号議案から第57号議案の条例議案については､今般の人件費や物価の上昇のほか、国の制度改正などに伴い、建築士事務所の登録手数料や建築確認の申請手数料などの見直しが行われるものであり、その内容、金額ともに適切なものと考えております。

これまで述べたとおり、今議会に執行部が提案しております第１号議案及び第55号議案から第57号議案については、いずれも賛成すべきものと考えます。何とぞ同僚議員各位の御賛同をいただけますようお願い申し上げ、私の賛成討論とします。

―――― ∽∽∽∽ ――――

採　　決

○議長（加藤漠君）　以上をもって、討論を終結

いたします。

これより採決に入ります。

まず、第１号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第２号議案から第54号議案まで及び第58号議案から第69号議案まで、以上65件を一括採決いたします。

委員長報告は、いずれも可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　全員起立であります。よって、以上65件の議案は、いずれも委員長報告のとおり可決されました。

次に、第55号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第56号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第57号議案を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　起立多数であります。よって、本議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、報第１号議案を採決いたします。

委員長報告は承認であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　全員起立であります。よって、本議案は委員長報告のとおり承認されました。

―――― ∽∽∽ ――――

議案の追加上程、提出者の説明、採決（第70号－第75号）

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

知事から議案が追加提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔提出書　巻末448ページに掲載〕

○議長（加藤漠君）　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました第70号「高知県副知事の選任についての同意議案」から第75号「高知県監査委員の選任についての同意議案」まで、以上６件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

濵田知事。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　ただいま追加提案いたしました議案について御説明を申し上げます。

これらの議案は、いずれも人事に関する議案であります。まず、第70号議案は、副知事の選任に関するものであります。井上浩之氏は、令和３年４月に選任されて以来、優れた行政手腕を発揮され県行政の推進に多大な貢献をされましたが、今月31日の任期満了をもって退職されることとなりました。このため、後任の副知事として西森裕哉氏を起用したいと考え、選任の同意をお願いするものでございます。西森氏は、政策調整担当理事や子ども・福祉政策部長などを歴任し県行政に精通しており、人格、識見、力量ともに優れております。副知事として、今後の県勢発展を図る上で大きな力を発揮していただける適任者だと考えております。

次に、第71号議案は、高知県教育委員会の教育長の任命に関するものであります。長岡幹泰氏は、令和４年４月に任命されて以来、児童生徒の学力向上や不登校対策などにおいて多大な貢献をされましたが、今月31日をもって任期満了となります。このため、新たに今城純子氏を教育長に任命することについての同意をお願いするものであります。今城氏は、長年教育現場で培われた経験に加え、小中学校課長や教育次長など教育行政の経験を有しており、今後の教育振興を図っていくための適任者であると考えております。

第72号議案は、高知海区漁業調整委員会の全ての委員の任期が今月31日をもって満了いたしますため、石田実氏、浦尻和伸氏、小笠原利幸氏、澳本健也氏、川竹佳子氏、木下清氏、柴田孝夫氏、問可柾善氏、中澤芳江氏、前田嘉広氏を再任いたしますとともに、新たに池島美菜氏、澳本康之氏、川田一成氏、竹内眞澄氏、濵町明恵氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

第73号議案は、高知県収用委員会委員の長瀧正隆氏の任期が５月14日をもって満了いたしますため、新たに政岡慶子氏を任命することについての同意をお願いするものであります。

第74号議案は、高知県収用委員会予備委員の野村卓司氏の任期が５月14日をもって満了いたしますため、同氏を再任することについての同意をお願いするものであります。

第75号議案は、高知県監査委員の選任に関するものであります。県議会議員のうちから選任されております横山文人氏と上田貢太郎氏が今月31日をもって退職されるため、その後任に土森正一氏と上治堂司氏を選任することについての同意をお願いするものであります。

何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（加藤漠君）　お諮りいたします。

ただいま議題となっている議案については、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

まず、第70号「高知県副知事の選任についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第71号「高知県教育委員会の教育長の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第72号「高知海区漁業調整委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第73号「高知県収用委員会の委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第74号「高知県収用委員会の予備委員の任命についての同意議案」を採決いたします。

本議案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　全員起立であります。よって、本議案に同意することに決しました。

次に、第75号「高知県監査委員の選任についての同意議案」を採決いたします。

（５番土森正一君退場）

○議長（加藤漠君）　まず、土森正一議員を高知県監査委員に選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　起立多数であります。よって、土森正一議員を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

（５番土森正一君入場、３番上治堂司君退場）

○議長（加藤漠君）　次に、上治堂司議員を高知県監査委員に選任することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　起立多数であります。よって、上治堂司議員を監査委員に選任することについては同意することに決しました。

（３番上治堂司君入場）

○議長（加藤漠君）　暫時休憩いたします。

午前11時30分休憩

――――― ◇◇◇ ―――――

午前11時40分再開

○議長（加藤漠君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

――――― ◇◇◇ ―――――

議案の上程、採決（議発第１号－議発第３号　意見書議案）

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

（議発第１号から議発第３号　巻末449～455ページに掲載）

○議長（加藤漠君）　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第１号「公立医療機関等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書議案」から議発第３号「米の価格高騰対策と安定供給の仕組みづくりを一体で進めることを求める意見書議案」まで、以上３件をこの際日程に追加し、議題とすることに御

異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託、討論を省略し、直ちに採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより採決に入ります。

議発第１号「公立医療機関等の厳しい経営状況に対する支援策を求める意見書議案」から議発第３号「米の価格高騰対策と安定供給の仕組みづくりを一体で進めることを求める意見書議案」まで、以上３件を一括採決いたします。

以上３件の議案を、いずれも原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　全員起立であります。よって、以上３件の議案は、いずれも原案のとおり可決されました。

議案の上程、討論、採決（議発第４号　意見書議案）

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

［議発第４号　巻末458ページに掲載］

○議長（加藤漠君）　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第４号「持続可能な学校の実現を目指す意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

29番田所裕介議員。

（29番田所裕介君登壇）

○29番（田所裕介君）　お許しをいただきましたので、ただいま議題となりました議発第４号「持続可能な学校の実現を目指す意見書議案」に賛成の立場で討論をいたします。

これからの日本を担う子供を教育する学校は、社会において大きな役割を担っています。その一方で、今の学校現場は持続的に子供たちに一定水準以上の教育を提供するという観点において危機的状況にあると考えております。学校現場を持続的で、教職員、子供たちにとって魅力のあるものにしていくためには、教員の働き方改革が必要です。国レベルでの政策の推進が不可欠であり、地方議会からも発信していくことが必要ではないかと考えます。

直面している危機的状況として、教員不足が深刻化をしております。2022年に文部科学省が公表した結果では、公立小中学校、高校、特別

支援学校合わせて2,063人、小中学校の20校に１校の割合で教員不足が生じていることが明らかとなりました。

また、教員の健康問題も深刻化しております。同じく文部科学省の調査結果によると、2023年度、公立学校の病気休職者数は過去最多を記録し、特に精神疾患による休職が１か月以上を含めて過去最高の１万3,045人、全体の６割以上を占め、20歳代の若年次教職員で上昇傾向であります。

これらの問題の背景には、長時間勤務が常態化している苛酷な教員の労働環境があります。2022年教員勤務実態調査では、小学校教員の64.5％、中学校教員の77.1％が上限月45時間を上回り、過労死ライン、いわゆる月80時間以上を超える勤務は、小学校で14.2％、中学校は36.6％と報告をされたところであります。

このような中、骨太方針2024では、中央教育審議会、審議のまとめを踏まえ、2026年度までを集中改革期間とし、働き方改革のさらなる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める、2025年度通常国会に教職調整額の水準や各種手当の見直しなど給特法改正案を提出するとしました。

現在、通常国会において、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案も審議の対象とされているところです。教師の処遇改善として教職調整額の10％への段階的引上げ、学級担任への義務教育等教員特別手当の加算、定数改善では、小学校における教科担任制や、中学校への生徒指導加配等の拡大が盛り込まれています。さらに、働き方改革の一層の推進のための措置規定も盛り込まれております。

教員の働き方改革は一定前進していると言えますが、教員の働き方をさらに改革し、持続的な学校や教育を目指すためには、文科相と財務相が閣僚折衝時に合意した教師を取り巻く環境整備に関する合意事項、特に将来的に教師の平均時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指して、まずは今後５年間で平均の時間外在校等時間を約３割縮減し、月30時間程度に縮減することを目標とするという点について、今後国の強いリーダーシップの下で具体的な内容と工程をもって施策を策定した上での取組が必要だと考えております。

具体的には、教職員の負担軽減を図るため、国として具体的業務削減策を示す必要があると考えます。中教審が示した、いわゆる業務の３分類に関してであります。業務の３分類とは、１つに、基本的には学校以外が担うべき業務、２つ目に、学校の業務だが必ずしも教師が担う必要のない業務、３つ目に、教師の業務だが負担軽減が可能な業務を指します。学校現場の工夫、努力で求められる業務改善は限界にあり、改善が見られておらず、国の責任において推進すべき項目を明確にし、改革を進めていく必要があります。部活動の地域移行についても、地域移行が格差なく円滑に推進されるような取組が必要です。

また、教職員の健康確保のための措置制度を整備することが必要です。文科省は、教育委員会、学校が一体となったメンタルヘルス対策、ストレスチェック、相談窓口体制など予防的取組の推進などを求めています。国が主導し、教員の健康確保のための措置制度を整えることが必要であります。

そして、教職員定数の改善の実施が必要です。自治体での取組が確実に進むよう、人の配置、確保も含め、推進に必要な財源確保等が必要であります。学校現場が置かれている状況や必要な措置というものは、状況により変化していくということから、今後３年後をめどとした勤務実態調査を行った上で、その結果に基づき、必

要な措置を講じていただきたいと考えます。

最後に、学習指導要領で示された各教科の内容を指導するのに要する時数の基礎となる標準授業数が多過ぎる、いわゆるカリキュラムオーバーロードの問題であります。標準授業時数が多く、子供たちの負担は大きくなり、教員の多忙も解消されない状況となっています。この状況は子供にとっても好ましくなく、学習指導要領の内容の精選や、それに伴う標準授業時数の削減等の検討促進を求めております。持続可能な学校の実現と子供たちの豊かな学びの保障のため、国レベルでの政策の推進及び地方議会からの積極的な発信により、引き続きの政策実行を求めます。

以上の点から、議発第４号「持続可能な学校の実現を目指す意見書議案」について、同僚議員各位には御理解をいただき、御賛同いただきますようお願いを申し上げ、私の賛成討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第４号「持続可能な学校の実現を目指す意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

―――― ⟡⟡⟡ ――――

議案の上程、討論、採決（議発第５号　意見書議案）

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

〔議発第５号　巻末461ページに掲載〕

○議長（加藤漠君）　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第５号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書議案」を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

本議案を議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

33番細木良議員。

（33番細木良君登壇）

○33番（細木良君）　議発第５号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書議案」について、賛成の立場で討論いたします。

昨年12月20日、埼玉県議会において、自民党埼玉県議団が提出した意見書は、今回の議発第５号意見書議案と同様の名称、ほぼ同様の内容での意見書ですが、自民党、民主フォーラム、改革の会、共産党などの賛成多数で可決をされました。埼玉県議会で可決された意見書は、制度導入から１年が経過したが、小規模事業者などからは減収や税負担増によって経営状況が悪化したとの切実な声が上がっている、インボイ

ス制度の事務が過大な負担になっているとの訴えも噴出していると指摘し、物価高騰、資材高騰など経営環境が悪化する下、インボイス制度でかかる負担を小規模事業所等に求めることができる状況ではないと強調し、今やインボイス制度そのものを廃止することが最良の策と言わざるを得ないとしています。

自民党埼玉県議団の白土政務調査会長は、県内の中小業者からインボイス制度で過大な事務負担が課せられ、新たな税負担も重いとの切実な声が寄せられている、経過措置がなくなれば事業継続が困難になるとの声も聞く、中小企業の負担は政府が思っている以上に大きい、政府への批判ではなく地方の声を届けるべきだという判断だ、こうした動きが広がれば、インボイス制度を廃止させることができるのではないかと期待を示しています。県民の暮らしや営業の実態にしっかり向き合った発言ではないでしょうか。税に詳しい専門家は、埼玉県議会の意見書可決は、インボイス制度に対する地方からの初めての本格的な異議申立てとなったと評価しています。

昨年分の確定申告が先日終了しました。初めて１年間通してインボイス制度の負担を実感した県内の納税者からは､インボイスの事務負担、税負担があまりにも大きく、登録を取り消したい、来年10月までの激変緩和が終わると、さらに負担が増え心配などの声が寄せられています。

県内の業者においても、物価高と人件費高騰により販売価格をやむなく上げたことにより、利益は増えていないにもかかわらず、売上高が上がったことにより納税額が増えています。今後こうした消費税の滞納の増加や廃業に追い込まれかねない状況であり、地域経済への影響が考えられます。

高知県中小企業・小規模企業振興条例の第３条、基本理念では、中小企業・小規模企業の経営の改善及び向上を図るための創意工夫及び自主的な取組を支援すること、中小企業・小規模企業が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという認識の下に行うこと、第９条、県民の役割として、県民は基本理念にのっとり、中小企業・小規模企業の振興が地域の経済の活性化、雇用の機会の創出及び県民生活の向上に寄与することについての理解を深めるとともに、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとすると記されています。

本県産業の重要な担い手である中小企業を支援するためにも、本意見書は可決すべきものと考えます。同僚議員の賛同を心からお願いし、賛成討論といたします｡よろしくお願いします。

（拍手）

○議長（加藤漠君）　以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議発第５号「適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

―――― ⟡⟡⟡ ――――

議案の上程、討論、採決（議発第６号－議発第７号　意見書議案）

○議長（加藤漠君）　御報告いたします。

議員から議案が提出されましたので、お手元にお配りいたしてあります。その提出書を書記に朗読させます。

（書記朗読）

（議発第６号、議発第７号　巻末464～467ページに掲載）

○議長（加藤漠君）　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議発第６号「選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書議案」及び議発第７号「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書議案」、以上２件をこの際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

これらの議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となりました議案については、提出者の説明、質疑、委員会への付託を省略し、直ちに討論に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

15番西内隆純議員。

（15番西内隆純君登壇）

○15番（西内隆純君）　自由民主党を代表し、議発第６号「選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書議案」及び議発第７号「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書議案」に反対の立場から討論を行います。

別姓の推進、賛成の立場の方から、選択的夫婦別姓で困る人は一人もいない、選択肢を増やすだけの制度がなぜ認められないのか疑問などの主張をお聞きしますが、ここには２つの重要な問題の見落としがあります。

まず１つ目は、別姓制度の導入により、ファミリーネーム、家族の名称が廃止となることです。姓は個人の呼称であると同時に家族の呼称でもあります。平成27年の最高裁判所は、日本人の姓は社会の自然かつ基礎的な集団単位である家族の一員であることを対外的に示し、子が両親と同じ姓である仕組みにも意義があると指摘しました。もし別姓を導入すれば、姓は純然たる個人の呼称に変質します。例えば、ある夫婦が同じ姓を名乗ることを選択したとしても、たまたま同じ姓を名乗っているにすぎなくなります。また、家族を一つの集団単位とみなすことで行政、司法の基礎ともなっている戸籍制度が変質する懸念も指摘されています。

推進派の他の意見として、別姓を認めることで家名の減少を食い止めることができるとありますが、むしろ同制度により家名が本来の機能を失ってしまうわけですから、本末転倒な主張と言えます。

何より夫婦別姓となった場合、令和６年７月、ＪＮＮの世論調査で示された、戸籍ではファミリーネームを維持したいと希望する68％の多数の方を置き去りにしてしまいます。決して選択的という言葉にだまされてはいけません。

２つ目は、家族の一体感や親子の絆に悪影響を与えるおそれがあります。同姓を名乗ることにより、夫婦であるあかしを対外的に示すとともに、夫婦の絆をより強めることができます。また、子供たちは両親と同じ姓を名乗ることにより、同じ家族の一員としての自覚をおのずとより確かなものとしていくことができます。もし夫婦別姓となれば、子供にとっては親子別姓にほかならず、親子関係の中に分離意識を持ち込むことになります。令和３年、内閣府調査によると、国民の69％は夫婦別姓制度が子供にとって好ましくない影響があると回答しています。

次に、選択的夫婦別姓制度の推進派が導入の根拠として掲げる主な理由６項目について反論を行います。

１つ目は、結婚改姓による不便や不利益の解消です。資格や銀行口座開設などの各種手続で不便とした声や、研究者の業績索引の際に改姓によって不利益を被るとする声も寄せられています。先日の経団連の提言も同様の内容でしたが、これらは古い情報に基づくものであります。今日では、公的証明書であるマイナンバーカード、住民票、印鑑証明、パスポート、免許証などの旧姓併記が可能となっております。また、各種の国家資格の付与についても同様の措置が講じられています。研究者は、2012年より個別にＩＤが割り振られ、姓や性別の変更に対応ができるように制度が整えられています。

一方で、公共団体や地銀などの事業者、民間資格などにおいて旧姓活用が普及拡大していないなどの問題もあることから、我々は旧氏の通称使用に関する法律を整備して、国、公共団体、事業者に旧姓活用のための必要な措置を講じていただくことが必要と考え、令和４年には通称使用の拡充を求める意見書を提出いたしました。

２つ目は、アイデンティティーの喪失感の解消という理由です。この問題は、一般化することのできない個人の事情に属する事柄と考えられます。例えば、家族にどうしようもない事情が生じ、夫婦いずれかが仕事を断念せざるを得ないといった問題同様、本質的には夫婦で話し合って解決すべき問題と言えます。そもそも、姓どころか、時には自身のこだわりを捨て、譲り合い、協力していくことが円満な夫婦、家庭を築いていく上で大切なことなのではないでしょうか。

３つ目は、夫婦同姓が女性差別とする意見です。民法の第750条は選択的同姓の規定であり、夫の姓に強制的に統一することを求めてはいません。とはいえ、96％の妻が改姓している事実について、平成27年の裁判について最高裁は、夫の氏を称することが妻の意思に基づくとしても、その意思決定の過程に現実の不平等と力関係が作用している、その点を配慮しないまま、夫婦同氏に例外を設けないことは、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚した制度とは言えないとコメントしています。

仮にこうした指摘が事実だとしても、まずはその現実の不平等と力関係を取り除くことを目指すべきです。その努力より前に、ファミリーネームや、親と子供の絆の毀損を招くであろう夫婦別姓にしなさいというのは、いささか論理の飛躍と言えるでしょう。

４つ目として、家名の継承をするためとする意見がありますが、冒頭で反論いたしました。

５つ目は、世界の流れとする理由です。米、英は慣習法で一般的に妻が夫の姓を称します。ドイツは同姓が原則で、例外的に別姓を容認しています。トルコは夫の姓が原則で、申請すれば旧姓を夫の姓の前に付すことが可能です。韓国は儒教的伝統から妻を血族外とみなすことから、完全別姓で同姓を選択することはできません。フランスは宗教上の理由により男女の結合姓です。姓の選択は伝統や宗教が大前提であり、単純な選択制を取る国は少ないとされています。

６つ目は、少子化対策として必要とするもので、選択的夫婦別姓制度を認めて、結婚に対するハードルを下げよとの意見があります。実際には、選択的夫婦別姓制度は結婚のハードルを上げる可能性が高いと考えます。いよいよ結婚を迎えた男女が、パートナーから名字は別々よね、今は別姓の時代だからと切り出されたなら、結婚をためらう場合も出てくることでしょう。

また、外孫と内孫の区別をなくしてしまうため、少子化の今日、子供の姓の決定をめぐり、両親、親族を巻き込んだ争いとなるおそれがあります。夫方祖父母が名を取り、妻方祖父母が子育て支援の実を取ることで、両家の利害が調整される面がありましたが、こうした慣習法の

果たす役割は、少子化の中でますます重要となっています。夫方と妻方の親族関係を調整する慣習法の破壊は、祖父母という重要なサポート源を失うこととなり、子育て環境を悪化させて、次子を産み育てようとする意欲の低下を招くおそれがあります。

以上が別姓の推進、賛成の立場の方の根拠に対する反論です。

さらに留意すべきは、選択的とは言いながら、選択的夫婦別姓制度の法案が成立すれば、移行期間の措置として、全ての家族に同姓か別姓かの選択が問われる点です。官民問わず様々な自治体、事業者、家族、個人がその意思の確認と変更のために膨大なコストあるいは犠牲を支払わねばならないことでしょう。果たして選択的夫婦別姓制度のもたらすメリットとデメリットを比較した場合、導入のメリットよりもデメリットがあまりにも大きいように思います。

したがって、日本の家族と子らの未来を守り抜かなければならない、その決意の下に、議発第６号「選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書議案」及び議発第７号「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書議案」に反対の立場を表明いたします。

何とぞ同僚議員各位の御賛同を心からお願い申し上げまして、私の討論といたします。

○議長（加藤漠君）　32番はた愛議員。

（32番はた愛君登壇）

○32番（はた愛君）　議発第６号「選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書議案」に賛成の立場から討論をいたします。

国連女性差別撤廃委員会から４回目の是正勧告を受けているように、夫婦同姓を強制しているのは日本だけであり、日本の民法が、女性活躍、女性の地位向上を阻害する要因となっていることは、今や社会的認知が広がっています。

一方で、通称使用が拡大されていることをもって、選択的夫婦別姓制度の導入を拒み、否定をする意見がありますが、現時点でも通称使用が認められていないものは多く存在し、精神的苦痛を感じている人が少なくないのが実態です。例えば、旧姓名義の銀行口座に給与や年金を振り込むことはできませんし、クレジットカードや携帯電話の新規取得も旧姓は使用できず、不動産登記も旧姓ではできません。

ほかにも、教育現場では、児童生徒の前では旧姓を名乗り、通知表でも旧姓を使用していても、転校の際に必要な指導要録や進学、就職に関する文書には旧姓が使えませんし、さらに校長が旧姓であった場合は、卒業証書に旧姓は使えず、日頃なれ親しんだ校長先生の名前と全く別の名前が記載された卒業証書を手渡すことになるのです。また、知事が旧姓であったとして、許認可等の法令に基づく行政処分の文書は旧姓では出すことができません。

このように制度のはざまで戸籍名と通称を使い分けて我慢を続けるか、事実婚で別姓を通すかの選択を迫られる人がいるのも事実です。こうした問題を拾い出し、一つ一つ解消することよりも、夫婦別姓を名乗りたい人が選択できる選択的夫婦別姓の制度化が合理的な解決方法ではないでしょうか。

指摘のように、通称使用の拡大では根本的解決に至らないことは既に社会多数の認識であり、かつ経団連や財界からも繰り返し指摘がされてきた点でもあります。先日、石破首相は参議院予算委員会で、選択的夫婦別姓制度の導入をめぐり、旧姓を併記できる現行制度では不十分だとの認識を示しました。

今回のこの意見書は、全ての人が別姓を名乗ることを求めているのではなく、夫婦が同じ姓、家族が同じ姓を名乗ることも是とする人も、旧姓による通称使用で十分であると考えている人も、それでいいのです。旧姓使用の場を拡大す

ることと、民法改正による選択的夫婦別姓制度は全く別物であることは、司法の場でも明らかになってきました。

夫婦が同姓にならなければ婚姻できないとすることは、憲法第13条の自己決定権として保障される婚姻の自由を不当に制限しているとし、1988年２月16日の最高裁判決で、氏名は人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するとされ、氏名の変更を強制されない自由もまた人格権の重要な一内容として、憲法第13条によって保障されると判断しました。つまり、現行の民法第750条は、婚姻に際し、氏名の変更を強制されない自由を不当に制限するもので、憲法第13条に反するということです。

選択的夫婦別姓制度に関しては、2015年、2021年と裁判が行われ、最高裁はいずれの判決でも、姓に関する制度は国会で論ぜられ、判断されるべき事柄だとしています。最近では2024年６月14日、日本弁護士連合会は、誰もが改姓するかどうかを自らが決定して婚姻できるよう、選択的夫婦別姓制度の導入を求める決議を発表し、その中で、国の責任について次のように述べています。国は、この問題が婚姻の自由や氏名の変更を強制されない自由に関わる人権問題であることを真摯に受け止め、人権侵害を速やかに是正すべきである、それは同時に、婚姻を望む人の選択肢を増やすことであり、多様性が尊重される社会、男女共同参画社会の実現につながり、私たちの社会に活力をもたらすものであると、法改正の意義を示しています。

また、子供がかわいそうという意見が一部にありますが、家族には様々な姿、生き方があります。幸せの形も多様です。例えば、夫婦同姓が夫婦円満の条件だとしたら、現実に離婚がこれほど多くはないはずですし、お母さんと子供の名前が違うから、あるいはお父さんと子供の名前が違うからといって家族の絆が薄まるかのような意見も臆測であり、根拠のない習俗的価値観です。実際、夫婦別姓の家庭では、家族の名前が違うことに何の違和感もないという事例も多くあります。どのような家族の関係を築くかは、それぞれ個人の人権問題であり、選択的夫婦別姓を望む人の選択を阻む理由にはなりません。

家父長制の歴史の中でつくられてきた習俗的価値観から、結婚における氏名の多くが夫の氏を名乗ることが当たり前とされてきましたが、今や選択できないことは、個人の人権侵害だと認識されており、国会における民法改正こそが求められています。既に1979年、国連の女性差別撤廃条約の総会で採択された文書には、女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、または廃止するための立法を含む全ての適当な措置を取ることとあります。

日本では1991年、法務省の法制審議会で選択的夫婦別姓制度の審議が始まり、1996年に導入が答申されてから30年以上たっており、日本社会の世論の醸成も踏まえれば、この課題を引き延ばすのではなく、早期に実現することが国の責任ではないでしょうか。

よって、本意見書議案への賛同を心から呼びかけまして、議発第６号に賛成の討論といたします。（拍手）

○議長（加藤漠君）　26番西森雅和議員。

（26番西森雅和君登壇）

○26番（西森雅和君）　私は、ただいま議題となりました議発第７号「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書議案」に対し、賛成の立場で討論を行います。

選択的夫婦別姓について、これからの未来のために日本の在り方としてこの問題を解決してもらいたい。経団連のある女性役員の言葉であります。選択的夫婦別姓とは、婚姻に際して姓

を一緒にしてもよいし、別々にしてもよいということであります。まさに選択的、選べるということであります。

公明党は、社会の価値観が多様化し、様々なライフステージがあり、女性の社会進出が進んでいる中にあって、この選択的夫婦別姓制度については､以前より賛成という立場であります。

ここで、姓、氏の制度の経緯について確認をしておきたいと思います。この制度は昭和22年の民法改正から始まります。民法第750条では、「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」とし、我が国では夫婦同姓制度が取られてきました。このため、婚姻に当たっては、夫または妻のいずれか一方が必ず姓を改めなければなりません。ある意味、強制的に一緒にしなければならないということになっています。そして、民法に基づき、夫婦がどちらかの姓を選ぶ場合、夫の姓を選び、妻が姓を改める例が95％近くに上っております。

平成８年、法務省に設置されている法制審議会は、夫婦が望む場合には、それぞれ旧姓を称することを認める選択的夫婦別姓制度の導入を内容とする、民法の一部を改正する法律案要綱を法務大臣に答申しましたが、当時は国民の間にも様々な意見があったことから改正案の国会提出には至らず、以降議論は長年にわたり平行線のまま推移しております。

その後、最高裁では平成27年12月の最高裁判決に引き続き、令和３年６月の最高裁決定においても夫婦同姓規定が合憲とされる一方、夫婦の姓に関する制度の在り方については国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされたところであります。

こうした中、昨年６月、経団連から、夫婦別姓を認めない今の制度は、企業にとってもビジネス上のリスクになり得るなどとして、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を早期に行うよう提言がなされました。そして、昨年10月には国連の女性差別撤廃委員会が、夫婦同姓の強制を廃止するよう４度目の勧告を行っています。これらは、この課題が日本経済の上でも、また国際社会の上でも影響を及ぼし得るものであることを示しているということだと思います。

法制審議会の答申より30年近くを経た今、再び選択的夫婦別姓制度の導入をめぐっては、多数のメディアにおいて報道をなされるなど国民から高い関心が寄せられており、今後の国における議論が注目されているところであります。

他方、夫婦の別姓については、根強い家制度保持の意見や、家族の一体感が弱まることへの不安が背景にあり、制度導入に反対する意見があることも事実です。また、通称併記で様々な状況に対応できるのではないかといった声もあります。

ここで、通称併記について１つだけ述べておきたいと思います。パスポートの通称併記についてであります。日本のパスポートは、通称併記で名前を書くことはできます。しかしながら、パスポートの中にあるＩＣチップの中には通称を入れることはできません。世界に目を向けたとき、夫婦別姓を認めていない国は日本だけであります。パスポートの中に戸籍の姓と通称とが併記されること自体、海外からは理解されていません。国際社会では、そもそも別姓を選択できないということも理解されていませんし、それを取り繕うために、名前を２つ書いていますということも理解されていないということであります。

日本は、大昔から氏を大事にして、家族で一緒の名前でという人もおりますが、しかしながらその歴史は意外と短いのであります。夫婦が同じ氏を名乗ることが定着したのは明治時代からだと言われています。江戸時代は、そもそも武士などしか名字を持っていませんでしたが、

女性が武家にこし入れ、嫁入りするときは、実家の姓そのままでありました。夫婦は別姓でありました。

今回の選択的夫婦別姓の問題を、夫婦が何が何でも別の姓を名乗らなければならないといったことに歪曲化して捉えている方もいるように思います。冒頭言いましたように、選択的夫婦別姓は､婚姻に際して姓を一緒にしてもよいし、別々にしてもよいということであり、婚姻をして夫婦が別の姓を名乗らなければならないということではありません。同じ姓、氏にしたい人は同じにすればよいし、別々にしたい人は別々にできるようにする、まさに選択的、選べるということであります。

本当の家族とは、たとえ家族一人一人の名前が別々であったとしても、同じであったとしても、家族の愛情や絆が弱まるような、そんなもろいものではありません。私ども公明党は、家族の一体感や戸籍制度などを守ることとの両立を図りつつ、選択的夫婦別姓制度の早期法制化に向けて、より積極的な議論を行うよう国に求めるものであります。

先日の一問一答、一般質問でも自民党議員から、国において議論が進んでいってもらいたいとの発言もありました。議発第７号「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書議案」に同僚議員各位の御賛同をいただきますことをお願い申し上げまして、賛成討論といたします。(拍手)

○議長（加藤漠君）　以上をもって、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議発第６号「選択的夫婦別姓の早期導入を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

次に、議発第７号「選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論の促進を求める意見書議案」を採決いたします。

本議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（加藤漠君）　起立少数であります。よって、本議案は否決されました。

―――― ∽∽∽ ――――

常任委員の選任

○議長（加藤漠君）　日程第２、常任委員の選任を行います。

現在の常任委員会の委員は、委員会条例第３条の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の常任委員会委員の選任については、委員会条例第５条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり、それぞれ選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君）　御異議ないものと認めます。よって、次期常任委員は、指名案のとおりそれぞれ選任することに決しました。

〔常任委員指名案　巻末470ページに掲載〕

―――― ∽∽∽ ――――

議会運営委員の選任

○議長（加藤漠君）　日程第３、議会運営委員の選任を行います。

現在の議会運営委員会の委員は、委員会条例

第３条の２の規定により本月31日をもって任期が満了することとなっておりますので、これより次期議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。次期の議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第５条の規定により、お手元にお配りいたしてあります指名案のとおり選任することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。よって、次期議会運営委員は、指名案のとおり選任することに決しました。

（議会運営委員指名案　巻末471ページに掲載）

継続審査の件

○議長（加藤漠君） 御報告いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元にお配りいたしてあります申出書写しのとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

（継続審査調査の申出書　巻末472ページに掲載）

お諮りいたします。ただいま御報告いたしました閉会中の継続審査の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、これらの事件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（加藤漠君） 御異議ないものと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

（議長加藤漠君退場、副議長金岡佳時君議長席に着席）

議長辞職の件

○副議長（金岡佳時君） 御報告いたします。

加藤漠議長から議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

（書記朗読）

辞　職　願

今般一身上の都合により、議長を辞職したいので許可願います

令和７年３月24日

高知県議会議長　加藤　　漠

高知県議会副議長　金岡　佳時様

○副議長（金岡佳時君） お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（金岡佳時君） 御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長辞職の件を議題といたします。

これより、加藤漠議長の議長辞職の件を採決いたします。

加藤漠議長の議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○副議長（金岡佳時君） 全員起立であります。よって、加藤漠議長の議長辞職を許可することに決しました。

（16番加藤漠君入場）

○副議長（金岡佳時君）　加藤漠議員の御挨拶があります。

（16番加藤漠君登壇）

○16番（加藤漠君）　高知県議会議長の職を辞するに当たり、一言退任の御挨拶を申し上げます。

昨年３月、議員各位の御推挙をいただき、第103代高知県議会議長の職に就任させていただきました。

在任中は、公正かつ円滑な議会の運営を心がけてまいりました。また、県民の皆様の信頼と期待に応えるため、県行政全般にわたるチェック機能の強化と併せて、県勢浮揚に向けた積極的な政策の提言などに全力で取り組んできたところでございます。

この間、経験豊富な金岡副議長には、あらゆる面でお力添えをいただきますとともに、同僚議員各位、さらには濵田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様、そして何よりも県民の皆様の温かい御支援と御協力をいただきました。おかげをもちまして、本日まで大過なく議長の職責を全うすることができましたことに、衷心より感謝を申し上げます。

さて、この間を振り返りますと、就任直後の４月17日、豊後水道を震源とする地震により県内初の震度６弱を記録したほか、８月には初の南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、大規模災害への備えの必要性を改めて強く感じさせられた一年でありました。

こうした中、四国８の字ネットワークの県内全線の事業化が決定され、災害時に命の道となる高規格道路の整備は大きく歩みを進めました。また、津波防波堤などのインフラ整備も進み、災害に強い県土づくりに向けた取組は着実に前進しております。

一方で、県政の最重要課題であります人口減少問題の克服につきましては、依然として若年人口や出生数の減少傾向が続いております。現状は厳しい状況下にありますが、高知県が将来にわたって愛すべきふるさとであり続けられるよう、議会と執行部が一丸となって取り組めば、必ず将来を変えていくことができると信じるところでございます。

今後は、この一年の貴重な経験を生かし、一議員として決意を新たに県勢浮揚に向けて誠心誠意取り組んでまいります。結びに、皆様方の一層の御指導、御鞭撻を心よりお願い申し上げまして、退任の御挨拶とさせていただきます。

１年間誠にありがとうございました。（拍手）

―――― ∽∽∽ ――――

議 長 の 選 挙

○副議長（金岡佳時君）　お諮りいたします。

議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（金岡佳時君）　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○副議長（金岡佳時君）　議場における議員の現在数は、36人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に４番桑鶴太朗議員及び33番細木良議員を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（金岡佳時君）　御異議ないものと認めます。よって、立会人に４番桑鶴太朗議員及び33番細木良議員を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○副議長（金岡佳時君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○副議長（金岡佳時君）　投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

（氏名点呼）

（各員投票）

○副議長（金岡佳時君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○副議長（金岡佳時君）　これより開票を行います。

４番桑鶴太朗議員、33番細木良議員の立会いを願います。

（開票点検）

○副議長（金岡佳時君）　選挙の結果を御報告いたします。

投　票　総　数　　36票

有　効　投　票　　36票

有効投票中

三　石　文　隆　議員　26票

坂　本　茂　雄　議員　10票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、９票であります。よって、三石文隆議員が高知県議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました三石文隆議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

三石文隆議長の御挨拶があります。

（19番三石文隆君登壇）

○19番（三石文隆君）　お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま議員の皆様の御推挙によりまして、第104代高知県議会議長に選任いただきました。

私が議長の職責を担わせていただきますのは、平成27年の第94代、令和２年の第99代に続き３度目となります。議長を３度にわたり務めます議員は、戦後３人目と伺っております。誠に身に余る光栄であり、衷心より感謝申し上げますとともに、改めてその職責の重さに身の引き締まる思いでございます。

さて、濵田知事は、令和７年度予算を活力創造予算と位置づけ、県政の最重要課題であります人口減少問題の克服に向け、若者の所得向上など一連の施策を抜本強化するとともに、南海トラフ地震対策をはじめ、デジタル化、グリーン化、グローバル化といった新たな時代の潮流を先取りし、絶えず施策の進化を図ることで、元気で豊かな、あったかい高知を実現し、次世代に引き継げるよう全力を尽くすと決意を表明されました。

県民の皆様から負託を受けました県議会といたしましては、県民の皆様の声をしっかりと聞き、地域の実情と課題の把握に努め、県政に反映させてまいります。また、行政への監視機能と政策提言力を発揮し、執行部をはじめ関係の皆様と連携を図りながら、さらなる県勢浮揚に向け一丸となって取り組み、県民の皆様の期待と信頼に応えてまいりたいと考えております。

議員の皆様の御指導、御鞭撻も賜りながら、公正かつ円滑な議会運営と県勢発展のため、誠心誠意努めてまいる所存であります。何とぞよろしくお願いを申し上げます。

結びに、濵田知事をはじめ執行部の皆様、報

道関係の皆様、県民の皆様にも一層の御支援、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、就任に当たっての御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（金岡佳時君）　それでは、新しい議長と交代いたします。

（副議長金岡佳時君退場、議長三石文隆君議長席に着席）

副議長辞職の件

○議長（三石文隆君）　御報告いたします。

金岡佳時副議長から副議長辞職願が提出されました。その辞職願を書記に朗読させます。

（書記朗読）

辞　職　願

今般一身上の都合により、副議長を辞職したいので許可願います

令和７年３月24日

高知県議会副議長　金岡　佳時

高知県議会議長　三石　文隆様

○議長（三石文隆君）　お諮りいたします。

ただいま御報告いたしました副議長辞職の件を、この際日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君）　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

副議長辞職の件を議題といたします。

これより、金岡佳時副議長の副議長辞職の件を採決いたします。

金岡佳時副議長の副議長辞職を許可することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（三石文隆君）　全員起立であります。よって、金岡佳時副議長の副議長辞職を許可することに決しました。

（10番金岡佳時君入場）

○議長（三石文隆君）　金岡佳時議員の御挨拶があります。

（10番金岡佳時君登壇）

○10番（金岡佳時君）　副議長の職を辞するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

昨年３月に、皆様方の温かい御推挙をいただきまして、副議長の職に就任させていただきました。在任中は経験豊かな加藤議長の下で、県勢発展のため誠心誠意職務に邁進してまいりました。重責を担う議長を、微力ながらもお支えし、本日まで職責を全うできましたのも、先輩・同僚議員、濵田知事をはじめ執行部の皆様、報道関係の皆様、そして県民の皆様の御支援、御協力のたまものであります。厚く御礼を申し上げます。

この一年の貴重な経験を糧に、人口減少対策はもとより、県勢浮揚に向け、産業の振興、保健・医療・福祉施策の充実、南海トラフ地震対策など多岐にわたる県政課題の解決に引き続き全力を尽くしてまいる所存でございます。

皆様方には今後とも一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、退任に当たっての御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。（拍手）

副議長の選挙

○議長（三石文隆君）　お諮りいたします。

副議長の選挙を、この際日程に追加し、選挙を行うことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君）　御異議ないものと認めます。よって、日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

これより副議長の選挙を行います。

本選挙は、投票により行います。

議場を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

○議長（三石文隆君）　議場における議員の現在数は、36人であります。

お諮りいたします。会議規則第31条第２項の規定により、立会人に４番桑鶴太朗議員及び33番細木良議員を指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（三石文隆君）　御異議ないものと認めます。よって、立会人に４番桑鶴太朗議員及び33番細木良議員を指名いたします。御両人は、御了承願います。

書記に投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（三石文隆君）　投票用紙の配付漏れはありませんか。――配付漏れなしと認めます。

なお、念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、投票願います。

投票箱を点検させます。

（投票箱点検）

○議長（三石文隆君）　投票箱に異状なしと認めます。

これより投票を開始いたします。点呼に応じて順次投票願います。

（氏名点呼）

（各員投票）

○議長（三石文隆君）　投票漏れはありませんか。――投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（三石文隆君）　これより開票を行います。

４番桑鶴太朗議員、33番細木良議員の立会いを願います。

（開票点検）

○議長（三石文隆君）　選挙の結果を御報告いたします。

投　票　総　数　　36票

有　効　投　票　　36票

有効投票中

上　田　貢太郎　議員　26票

塚　地　佐　智　議員　10票

以上のとおりであります。この選挙の法定得票数は、９票であります。よって、上田貢太郎議員が高知県議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました上田貢太郎議員が議場におられますので、本席から、会議規則第32条第２項の規定による告知をいたします。

上田貢太郎副議長の御挨拶があります。

（８番上田貢太郎君登壇）

○８番（上田貢太郎君）　お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

ただいま先輩・同僚議員の皆様より格別の御推挙をいただき、副議長の職に就かせていただくことになりました。身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重大さに身の引き締まる思いでございます。

本県の喫緊の課題であります人口減少問題をはじめ産業振興、南海トラフ地震への備えなど山積する課題の解決に向け、議会として、その役割と機能を発揮できるように一意専心努力してまいります。

私はもとより微力ではございますが、経験、人格、見識ともに優れた三石議長の下、議長の補佐役として、これまで培ってまいりました経験を生かし、公正かつ円滑な議会運営に努め、

県勢のさらなる発展に全力を尽くしてまいる決意でございます。どうか議員の皆様におかれましては、なお一層の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

結びに、濵田知事をはじめ執行部の皆様、報道機関の皆様にも御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げ、就任の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

前正副議長に対する謝辞

○議長（三石文隆君）　この際、依光美代子議員から、ただいま辞職されました加藤前議長並びに金岡前副議長に対し、議員一同に代わって謝辞を述べられます。

21番依光美代子議員。

（21番依光美代子君登壇）

○21番（依光美代子君）　年長議員として御指名をいただきましたので、たくさんの諸先輩方がいらっしゃる中、僭越と存じますが、お許しをいただきましたので、議員一同を代表いたしまして、辞任されました加藤前議長、金岡前副議長に対して、一言お礼を申し上げます。

お二人は、昨年の２月定例会におきまして、第103代議長、第108代副議長の要職に選任されました。

在任中は、県政の最重要課題であります人口減少対策をはじめ、産業振興や南海トラフ地震対策、教育の充実など幅広い県政課題について、執行部や市町村、関係団体などの皆様と連携し、県勢浮揚に向けて取り組んでこられました。

また、全国都道府県議会議長会や四国４県の正副議長会などにおいて、本県をはじめ地方が直面する喫緊の課題の解決に向けて、国に対する積極的な政策提言にも取り組まれました。

さらに、公正かつ円滑な議会運営を行うことはもちろんのことです、県議会の代表として様々な現場に足を運び、広く県民の皆様の声に耳を傾けてこられました。そして、議会の取組についても積極的に発言されるなど、名実ともに県民の皆様の期待に応える議会となるように御活躍いただいたところでございます。

これらの御功績は、ひとえにお二人の優れた人格と卓越した見識、そして県勢の浮揚並びに地方自治の発展に向けた熱意とたゆまぬ努力によるものであります。私ども議員一同心から敬意を表し、感謝を申し上げる次第でございます。

お二人におかれましては、御自愛の上、さらなる県勢浮揚に向け、今後とも御尽力、御活躍を賜りますよう心からお願い申し上げまして、感謝の言葉とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○議長（三石文隆君）　以上をもちまして、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

副知事の退任挨拶

○議長（三石文隆君）　この際、３月31日をもって退職されます井上副知事から御挨拶をしたい旨の申出があっておりますので、これを許します。

井上副知事。

（副知事井上浩之君登壇）

○副知事（井上浩之君）　お許しをいただきましたので、御挨拶を申し上げます。

このたび３月31日をもちまして、任期満了により副知事の職を退任いたします。在任中は、議員の皆様をはじめ多くの皆様から心温まる御

指導を賜りまして、心から感謝を申し上げます。

令和３年４月に副知事を拝命して以来、濵田知事の補佐役として、懸案でありました国際線ターミナル、動物愛護センター、そして東部の看護師養成施設の整備といったプロジェクトの推進や地産外商、観光振興などに、微力ながら私なりに取り組んでまいりました。自分としては充実した４年間だったというふうに思っております。この上は、濵田知事の強力なリーダーシップの下、さらなる県勢発展をお祈り申し上げる次第です。

最後に、皆様方のますますの御健勝、御活躍を御祈念申し上げますとともに、一緒に仕事をしてきた多くの県庁の仲間に心から感謝を申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

副知事選任同意に伴う挨拶

○議長（三石文隆君）　次に、副知事に選任同意されました西森裕哉君から御挨拶をしたい旨の申出があっておりますので、これを許します。

西森裕哉君。

（西森裕哉君登壇）

○（西森裕哉君）　お許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

このたびは、私の副知事就任につきまして御同意を賜り、誠にありがとうございました。何分微力ではございますが、選任をいただきました知事の思いをしっかり胸に刻み、また議会から賜りました御同意の意義を重く受け止めまして、知事の補佐役として、知事の目指す元気で豊かな、そしてあったかい高知県の実現に向けて誠心誠意努めてまいります。

議員の皆様には、これまで以上に御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、誠に簡単ではございますが、御挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いをいたします。

ありがとうございました。（拍手）

教育長の退任挨拶

○議長（三石文隆君）　次に、３月31日をもって退職されます長岡教育長から御挨拶をしたい旨の申出があっておりますので、これを許します。

長岡教育長。

（教育長長岡幹泰君登壇）

○教育長（長岡幹泰君）　議長のお許しをいただきましたので、御挨拶を申し上げたいと思います。

このたび任期の満了をもちまして、教育長を退任させていただくことになりました。

令和４年４月に就任して以来、議員の皆様方には本県教育の振興に向けまして常に御指導、御鞭撻を賜ってまいりました。また、濵田知事、井上副知事には、適宜的確な御助言をいただいたところでございます。皆様方からの御指導、御支援のおかげで任期を全うすることができました。この場をお借りしまして心より御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

３年前、就任の御挨拶を申し上げた際、高知県の教育の振興に向け、そして本県の子供たちの健やかな成長のために懸命の努力と誠心誠意を持って大任に尽くすと決意を述べさせていただきました。その実現に向け、高校生や教職員、保護者の皆様、あるいは地域の方々など様々な方々と対話も重ね、御協力をいただきながら教育行政の遂行に取り組んでまいりました。

近年、かつて全国一高いこともあった不登校児童生徒の出現率は全国平均を下回り、体力・運動能力についても全国平均を上回る状況が続

くといった一定の成果の兆しが見えつつあります。また、新しい県立高等学校振興再編計画を今年度末に策定し、県立高等学校の特色化や魅力化を関係者一丸となって本格的に図っていく道筋をつけることもできました。こうしたことは、市町村教育委員会や学校、ＰＴＡ、そして社会教育関係の方々の御理解と御協力、そして何といっても児童生徒の皆さんの頑張りがあったからと心から感謝を申し上げるところでございます。

他方で、教育に係る課題もまだまだございます。中でも教職員による不祥事が相次いでいることは誠に遺憾であり、学校や県、市町村教育委員会など全ての者が志を一つに、一丸となってこの防止に向けて取り組む体制をつくり切るに至らなかった、そういったことを大変申し訳なく思っております。

後を引き継いでいただく今城新教育長、そして教育関係者の皆さんには高い意識と崇高な使命感を持って、数々の教育課題にしっかりと向き合って対応し、また本県教育のよさや魅力をさらに高めていただくことを期待するところであります。

最後となりますが、「きらっと いきいき あったかい「高知家」の教育」という理念の実現に向け、引き続き皆様方の御支援、御協力を賜りますことをお願いし、そして皆様方の御健勝と御活躍を心から御祈念申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。（拍手）

―――― ―――

閉 会 の 挨 拶

○議長（三石文隆君）　閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会には、コロナ禍を除けば濵田県政で最大規模となる令和７年度一般会計当初予算をはじめ、当面する県政上の重要案件が提出をされました。

議員各位におかれましては、これらの議案に対し終始熱心な御審議をいただき、おかげをもちまして全議案を滞りなく議了し、予定どおりの日程をもって無事閉会の運びとなりました。議員各位の格別の御協力に対しまして心から感謝を申し上げます。

また、知事をはじめ執行部の方々並びに報道関係の皆様におかれましても、この間何かと御協力を賜りました。厚く御礼を申し上げます。

さて、本県最大の課題であります人口減少問題に対し、知事は人口減少対策総合交付金による市町村の取組の支援など攻めの対策に加えて、当面の人口減少に適応しながら、持続可能な社会を実現するために賢く縮小する４Ｓプロジェクトを打ち出し、全国の公共サービス改革をリードする取組を目指すと表明されました。折しも、来週からは本県出身の漫画家やなせたかしさんと妻の小松暢さんをモデルにしたＮＨＫ連続テレビ小説あんぱんの放映が開始されます。知事をはじめ執行部には難題に恐れることなく、県民のために立ち向かい、誰もが生きる喜びを感じられるような高知県を目指して取り組んでいただくようお願いをいたします。

今月末をもって井上副知事、長岡教育長がそれぞれ退任されることとなりました。長きにわたり高知県の発展、また教育の振興に御尽力を賜りましたことに、改めて感謝を申し上げますとともに、今後の御健勝をお祈りいたします。

日一日と暖かくなってまいりまして、桜の便りも聞かれるようになりました。来月早々からは新たな体制での議会活動も始まります。どうか皆様方におかれましては、一層御自愛の上、県勢発展のためにますます御活躍を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の御挨拶とさ

せていただきます。

これより、県知事の御挨拶があります。

（知事濵田省司君登壇）

○知事（濵田省司君）　令和７年２月県議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今議会には、令和７年度一般会計当初予算や職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例議案などを提出させていただきました。議員各位には熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。また、ただいまは、それぞれの議案につきまして御決定を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今議会では、人口減少対策をはじめ、賢く縮む「４Ｓプロジェクト」の推進、南海トラフ地震対策などの災害時への備え、さらには教育政策などにつきまして、多くの御意見や御提言をいただきました。御審議の過程でいただきました貴重な御意見や御提言を十分肝に銘じ、全力で県政の運営に努めてまいります。

来る令和７年度は、活力にあふれる高知、そして安心して暮らせる高知の実現に向けてさらに前進する年にしたいと考えます。県政の最重要課題である人口減少問題に対しましては、若者の所得向上や、共働き・共育ての推進といった一連の施策を抜本強化するなど、不断の見直しを行いながら粘り強く取り組みます。

一方で、当面県の総人口の減少が続くこと自体は避けられません。そのため、人口減少に適応した効率的で持続可能な社会の実現を目指して、賢く縮む「４Ｓプロジェクト」に取り組みます。その上では、取組の趣旨や目指す姿を丁寧に御説明いたしますとともに、市町村や事業者を含め、県民の皆さんとしっかりと対話を行いながら、プロジェクトを推進してまいります。

また、南海トラフ地震対策につきましては、能登半島地震や南海トラフ地震臨時情報から得られた教訓をしっかりと踏まえまして、被害を最小限に抑え、県民の皆さんの命と暮らしを守るべく万全を期すように取り組みます。引き続き、様々な県政の課題解決に向けまして、私自身がかじ取り役として先頭に立ち、一歩一歩着実に前進するよう挑戦を続けてまいります。

議員各位には、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようどうかよろしくお願いを申し上げます。

また、先ほどは、新しい副知事の選任に御同意をいただき、誠にありがとうございました。井上副知事におかれましては、その優れた御見識、御人徳により、長年県行政を支えてくださいましたことに、改めて心から感謝を申し上げます。新年度からは新しい執行体制で、さらなる県勢浮揚に取り組んでまいります。議員各位には重ねてよろしくお願いを申し上げます。

また、ただいまは、加藤議長、金岡副議長が退任をされ、新しく三石議長、上田副議長が御就任になりました。加藤議長、金岡副議長におかれましては、県政にとりまして大変重要な時期に、優れた識見と卓越した手腕によりまして円滑な議会運営に御尽力をいただき、県民生活の安定と県勢の浮揚に多大な御貢献をいただきました。心から敬意を表しますとともに、在任中に執行部に賜りました御指導、御鞭撻に対しまして深く感謝を申し上げます。

新たに就任をされました三石議長、上田副議長には心からお喜びを申し上げます。今後とも格別の御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位におかれましては、御自愛の上、県勢の発展のために一層のお力添えを賜りますよう重ねてお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

―――― ∽∽∽ ――――

○議長（三石文隆君）　これをもちまして、令和７年２月高知県議会定例会を閉会いたします。

午後１時42分閉会